

国立歴史民俗博物館所蔵の古代史料に関する書誌的検討

Report on Investigation and Research Activities

渡辺 滋

1 はじめに

かつて国立歴史民俗博物館（以下「歴博」と略称）初代館長を勤めた井上光貞（一九一七～一九八三）は、館の一般公開を目前にした時期、館蔵史料について「歴博には財産らしき財産の乏しきことに全く啞然とした」（『国立歴史民俗博物館開館に当たって』『文化庁月報』173、一九八三年二月）と述懐している。その翌月、井上が急死してから、すでに四半世紀がたった。かつて「東洋一」をうたわれながらも、内容の充実を求められていた歴博収蔵庫は、この間の精力的な収集活動により、もはや飽和状態に達しつつある。それどころか、急速な史料収集を進めた結果、逆に館蔵品に関する情報発信が十分に行い得ないという問題点すら生じてきている。収蔵品のなかでも、とくに優品を多く擁する前近代の文字資料については、整理・目録化の作業が館内の各部門において鋭意進行中であるとはいえ、完全な情報公開を行い得るまでには、まだ時間を要するのが現状である。

本稿の検討課題となる文書・典籍の場合、たとえば館蔵の中世文書（約二〇〇〇点）に関しては「館蔵中世古文書データベース」([http://](http://www.rekihaku.ac.jp/doc/t-db-index.html)

www.rekihaku.ac.jp/doc/t-db-index.html)で検索できる（画像データにもリンクしている）。また、高橋一樹「国立歴史民俗博物館所蔵の中世文書―個別収蔵文書を中心に―」（『古文書研究』60、二〇〇五年七月）によって、概要が解説されている。とはいえ、その他の多くの史料の場合、基本的には各種目録や「館蔵資料データベース」などで概略を確認するしかない状況にある。そこで本稿では、私が外来研究員として館蔵品を調査してきた経験を生かし、正倉院流出文書からはじまり、院政期の文書・典籍までにいたる主要な古代史料を、できる限り網羅的に紹介していきたい。

本論に先立ち、主な史料群の概略を述べておこう。まず広橋家（藤原北家流）に伝来した「**広橋家旧蔵記録文書典籍類**」（資料番号H03）は、大正期に岩崎家（三菱創業者）が購入し（この際、広橋家に残った一部の典籍・文書は、のちに下郷共済会が購入した。石田祐一「下郷共済会所蔵の『経光卿記』」（『東京大学史料編纂所報』8、一九七三年を参照）、東洋文庫に寄贈（当初は寄託）された典籍・古文書からなっている。のち東洋文庫の財政難から文化庁へと売却され、一九八四年に歴博の所蔵となった〔斯波義信「財団法人東洋文庫の80年」』『東洋文庫八〇年史Ⅰ―沿

草と名品』財団法人東洋文庫、二〇〇七年三月)。ただし、歴博は広橋家旧蔵本のすべてを移管された訳でなく、東洋文庫の目録(後述)と比べると約一〇〇〇点のうち四〇点ほどの漏れがあり、たとえば『古文尚書』(国宝)などは東洋文庫に現蔵されている(石塚晴通『岩崎文庫貴重書書誌解題稿—広橋本之部(上)—』、『東洋文庫書報』22、一九九二年四月)。なお広橋家の旧蔵本には、一部に「広橋蔵書」(陰刻朱印、縦二・九×横三・〇cm)が捺されているが、捺印時期は近世以降だろう。また広橋本の外題は、大正年間の上野竹次郎氏による整理・補修作業(後述)のなかで後補されたものと考えられる。以上に関しては、今後、いちいち詳細を言及しない。

具体的に、広橋家旧蔵の諸史料の内容を検討する際には、『岩崎文庫和漢書目録』(『東洋文庫、一九三四年』)を利用する必要がある。これは「岩崎文庫和漢書目録」として、東洋文庫のHPでもデータベースが公開されている。また歴博移管分に関しては、「館蔵資料データベース」も参考になる。このなかに、たとえば重要文化財としては『扶桑略記』・『別聚符宣抄』・『弁官補任』・『律』・『令義解』・『経光卿記』・『兼仲卿記』などが含まれている。指定品以外でも、『叙除拾要』・『法曹至要抄』・『時範記』などの貴重な写本を含んでいる。なお歴博所蔵分の目録作成の過程で、裏文書の翻刻作業も現在進行中である。そこで、広橋本に関するその種の情報は、本稿において基本的に挙げない。

広橋本の大半は、現状では深緑色の表装をして、題簽に墨と丹で様々な書き込みが付されている。紙質調査をされた穴倉佐敏氏(穴倉ペーパー・ラボ)によれば、これらの表紙や軸付紙などは近代以降の機械漉き和紙とのことである。つまり、岩崎家への売却当時「残らず糊が剥がれて何が何だか判らなくなっ」(村口半次郎「酒竹文庫及び和田維四郎」『紙魚の昔がたり 明治大正篇』八木書店、一九九〇年一月、初出一九三四年、二九一頁)ていたものを、上野竹次郎氏が整理・修補した際に付された

ものと考えてよい。上野氏の履歴に関しては、『明治天皇紀』編纂に従事し、『山陵』(山陵崇敬会、一九二五年七月)・『歴代皇宮』(千代田会事務所、一九二九年三月)などを出版したこと以外、不明である。「元臨時帝室編集局編集官」(『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』帝国馬匹協会、一九三七年一月)・「ついでこの間亡くなられました上野竹次郎という方」(『前掲』紙魚の昔がたり 明治大正篇)などとあるところから、一九三〇年代初頭に没した宮内省の旧職員と推測される。現装丁で表紙に付された題簽への書き込みは、この人物によるものだろう。題簽に見える「綴合そのまま」などの記載は、改装を依頼された経師(上田氏?)に対する上野氏からの指示と考えられる。

この改装の際に剥がされたと思しき旧表装の一部は、卷子『題簽集』(H63-984)としてまとめられている。これによると表装の多くは色調や模様の点で共通性が見られるので、大正以前(おそらく近世)にも特定の時期にまとめて整理・改装が行われたことが想定される。この巻子の表紙には「鶏助集」・「大正六年十一月三十日夜 上田」などがあり、改装を担当した経師自身が、そのまま「捨てるに忍びない」(『鶏助』)思いから自発的に作成した可能性もある。

「高松宮家伝来禁裏本」(資料番号H600)は、後西・靈元天皇などの蒐書を核とした有栖川宮家の旧蔵本を高松宮家が継承したものである。宣仁親王(一九〇五〜一九八七)の死後、禁裏からの委譲分が文化庁へ、宮家の蒐書分が宮内庁書陵部へと分割された。そして、そのうち文化庁の保管分が一九八七年一〇月(この際の移管分の資料番号はH600番台ではない)・一九九〇年一〇月の二回に分けて歴博へと移管され、二〇〇五年度の予備調査を経て、二〇〇六年度以降、本格的な調査が進められている。調査の経緯などに関しては、以下の三報告書に詳しい。その全貌に関して、現状では天野まどか・内田滯子・大内瑞恵「高松宮家本(旧有栖川宮家本)マイクロフィルム一覧(稿)」(『報告1』)を参

照することになるが、目下、二〇〇八年度末を目標として正式な目録（二分冊）刊行の作業を進めている（補注）。なお、多くの写本の奥に捺されている「明暦」（朱方印）の寸法は縦五二×横三五cmである（本文中では、繰り返さない）。

「研究調査報告 1（平成一八年度）」『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―』二〇〇七年三月

「研究調査報告 2（平成一九年度）」『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―』二〇〇八年三月

吉岡眞之『高松宮家蔵書群の形成とその性格に関する総合的研究』科学研究費報告書、二〇〇八年三月

こうした状況もあり、関係研究はまだ緒にたばかりである。現状では、上記報告書などを中心に、分量の大半を占める日本文学・和歌関係の史料に関する研究が中心となっている。歴史系の古代資料としては、『時範記』・『西宮記』・『続日本紀』・『法曹至要抄』・『日本紀略』といった近世写本が中心である（なお、高松宮本は近世前期に書写した写本ばかりからなるのではなく、中世後期頃に成立したと思しき写本も、いくつか含まれている）。ただし、これらに関する検討は『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書』（臨川書店）の解説や、上記報告書、あるいは石田実洋「冷泉家時雨亭文庫所蔵『朝儀諸次第』と高松宮家伝来禁裏本」『書陵部紀要』53、二〇〇二年三月）などで部分的になされているにすぎない。正式な目録（補注）の刊行後には、本格的な研究の展開が期待される。

「田中穰氏旧蔵典籍古文書」（資料番号H-173）は、田中教忠（一八三八～一九三四）氏のコレクションが、忠三郎氏（子）を経て、穰氏（孫）のご厚意により文化庁へと譲られ、それが一九九〇年三月に歴博の管理下に移されたものである（一部、他の国立博物館の所蔵に帰したものである。詳しくは後掲の諸目録を参照）。個々の史料の入手元に関しては

不明な点も多いが、教忠氏の居住地である京都周辺で明治期に蒐集されたものと考えられる。これは質量の両面から見て、歴博の収蔵文書・典籍の中核をなす史料群といって、過言ではない。

ただし、コレクション最盛期の何割が現存しているのか、定かでないのは残念である。たとえば田中家における保管単位（箱）ごとに所蔵品をみた場合、一〇四・一〇七などの箱は文化庁に移管された段階で、すでに空になっていた。ここまで露骨でなくとも、教忠氏の老衰期以降、忠三郎氏が厳正に管理を行うようになるまでの間に、不可解な理由から箱の中身が目減りすることは、かなり多かったようである。このほか、教忠氏自身が興味のある写本を購入するための資金繰りの目的で所蔵品を売却した事例や、公的機関に譲渡した事例もあった（川瀬一馬「明治時代前半の蒐書」『日本における書籍蒐蔵の歴史』ペリカン社、一九九九年二月）。こうして田中家から流出した史料に関しては、田中氏が蔵書印を捺さない方針を貫いたこともあり、基本的に氏自身の筆跡による書き込みがなければ、その旧蔵品であることは確認できない。とくに実際の流出の時期や契機に至っては、ほとんど明確にできないのが現状である。ちなみに田中家からいったん流出したものを、歴博所蔵品として再収集した事例としては、『筆海要津』（H-237）・『小野宮年中行事裏書』（H-1762）などが挙げられる。このほか、氏が所蔵していたと伝えられるにも関わらず、実際には現存していない貴重な写本の数は数知れない。今後も注意していれば、そうした史料が古典籍の売り立て市などに姿をあらわす可能性は高い。

田中本の詳しい構成に関しては、とりあえず以下の目録・論文を参照していただきたい。それによれば多数の古文書のほか、『春玉秘抄』・『延喜式』・『令集解』や、『顯広王記』をはじめとする各種の伯王記（仲資王記・忠富王記・業資王記など）、また『本朝世紀』・『春記』・『江都督納言願文集』・『寛平遺誠』・『西宮記』・『山槐記』などの貴重な原本・写本が揃

っている。重要文化財以上に指定された史料としても、上記の諸史料に加え、国書では『神代系図』・『帝系図』・『醍醐雜事記』・『大神宮法樂寺領文書紛失記』・『阿不幾乃山陵記』・『不知文集』・『大理秘記』などが、漢籍では『白氏後集』・『白氏文集』・『李嶠雜詠百廿首』・『臣軌』・『周易』などが含まれている。このうち、たとえば『白氏文集』はいずれも金沢文庫旧蔵本で、とくに計五巻のうち三巻は平安後期の写本とされる逸品である(「静永健ほか」国立歴史民俗博物館蔵『白氏文集』「翻字・校勘記」『白居易研究年報』7、二〇〇六年一〇月)。これらの漢籍に関して、本稿で言及することは叶わないが、将来的にはその収集経緯まで含めた総体的な調査・研究が望まれよう。

高橋秀樹「解題 古記録(田中穰氏旧蔵典籍古文書)」『国立歴史民俗博物館資料目録 1』歴史民俗博物館振興会、二〇〇〇年三月、初出
一九九七年

高橋一樹「解題 古文書(田中穰氏旧蔵典籍古文書)」『国立歴史民俗博物館資料目録 1』歴史民俗博物館振興会、二〇〇〇年三月

川瀬一馬編『田中教忠蔵書目録』私家版、一九八二年一月(以下、「川瀬目録」と呼称)

国立歴史民俗博物館「田中穰氏旧蔵典籍古文書目録 古文書・記録類編」『国立歴史民俗博物館資料目録 1』歴史民俗博物館振興会、二〇〇〇年三月

国立歴史民俗博物館「田中穰氏旧蔵典籍古文書目録 国文学資料・聖教類編」『国立歴史民俗博物館資料目録 4』歴史民俗博物館振興会、二〇〇五年二月(以下、これらは「歴博目録」と呼称)

「水木家資料」(資料番号E-1542)は、奈良の水木要太郎(一八六五〜一九三八)氏のコレクションが、直箭氏(子)へと受け継がれ、のち笈夫氏(孫)のご厚意で、一九九四年二月に歴博へと譲られたものである(ただし歴博に移管されたのは、全体のうちで文書・典籍を中心と

する部分にすぎない。他に天理大学や古代学研究所(京都)などに譲られた部分もある)。このなかには、注目すべき史料がいくつか含まれている。内容の概略に関しては、国立歴史民俗博物館「水木家資料目録」『国立歴史民俗博物館資料目録 3』歴史民俗博物館振興会、二〇〇四年三月)を参照。なお、たとえば古文書に限って言えば、『平安遺文』に収載される「水木直箭氏所蔵文書」全二二通のうち、歴博の所蔵に帰したものは計一〇通である。残りは現在でも水木家に所蔵されているようである(東大寺返抄の大半を現在でも水木家が所蔵することは、国立歴史民俗博物館「収集家一〇〇年の軌跡―水木コレクションのすべて―」歴史民俗博物館振興会、一九九八年一〇月を参照)。移譲の際、どのような基準に沿って、このような分割がなされたものかは、明らかでない。

このほか、「平田篤胤関係資料」(資料番号E-1615)は、平田篤胤・鉄胤などが収集した史料群で、二〇〇三年度に平田神社(東京都渋谷区代々木)から歴博へ譲られたものである。古代の史料はそれほど多くはないが、関連する範囲で言及を加えた。全貌に関しては、国立歴史民俗博物館「平田篤胤関係資料目録」『国立歴史民俗博物館資料目録 6』(歴史民俗博物館振興会、二〇〇七年三月)を参照。そこには、かなり詳細な情報が提示されている。

以上のように、館の収蔵品は、「史料群」として一括収蔵された分だけでも、その概略を確認するためには、かなりの紙幅を要する充実ぶりである。またこれら以外で、小規模な史料群のなかに含まれるものや、単品で入手された史料も数多い。古代の史料に限っても、『額田寺伽藍並条里図』・『中右記部類』・『大安寺資財帳』・『高山寺文書』・『栄山寺文書』・『大織冠伝(多武峰縁起)』などをはじめ、国宝・重要文化財に指定されたものだけで、十数点に及ぶ。これらは、来るべき歴博開館に備え、文化庁が長年にわたり膨大な予算を投じて収集を続けた史料群に加え、既存の国立博物館(東京・奈良など)より移管された大量の史料、

また開館以降に館の予算で購入された史料などからなっている。開館以前の収集の事情に関しては、「国宝・重要文化財等の国の買取り（付国宝・重要文化財等買上品目録）」『月刊文化財』158、一九七六年一月）などに詳しいが、それによれば一九七〇年代の特に後半、歴博開館を目前にひかえた時期、文化庁の史料収集予算がうなぎ登りに増大していく様子を伺うことができる。そのあり様は、もはや大規模な国家事業の一つとすらいえるほどの勢いである。歴博という機関は、それほどまでに大きな期待をこめて創設されたものだったのである。

なお、こうして形成された歴博開館当初の収蔵史料に関しては、「国立歴史民俗博物館収蔵資料一覧」『月刊文化財』247、一九八四年四月）に大要が掲載されている。そこには、本稿の冒頭で挙げた「財産の乏しきことに全く唾然」という井上光貞（初代館長）の述懐が嘘のように思えるほど、充実したラインナップが確認できる。おそらく、開館を主導した井上の頭のなかにあった歴博の初期構想と、その背景として最低限求められる収蔵史料の質・量とは、常人にうかがい知ることのできないほど、巨大なものだったのだろう。

ところで、本稿で言及する史料の選定に関してだが、研究者毎のスタンスの違いなどによって、「古代」の範囲には諸説ある。とはいえ、本稿の趣旨はそうした議論の詳細を見極めるところにある訳でない。とりあえず、古文書は『平安遺文』に合わせて元暦二年（一一八五）八月までとし、典籍の場合はそれよりもやや柔軟に対応することとしたい。また、料紙の繊維調査に関する諸データは概略を述べるに止め、本調査と連動して館蔵史料の紙質調査を進めておられる宍倉佐敏氏の分析成果の公表をまちたい（『国立歴史民俗博物館研究報告』に掲載予定）。なお、本稿は厳密な意味での書誌情報を完備した目録ではない。紙幅の関係から、前述の諸目録所載の外題・内題などの情報は基本的に繰り返さないで、それぞれ併用していただきたい。

ちなみに、日本文学関係の史料に関しても、館蔵品は優品揃いである。たとえば重要文化財としては、『伊勢物語』（H-130）・『源氏物語』（H-133）・『大和物語』（H-132）・『万葉集』（H-139）・『続詞花和歌集』（H-743-464）・『後拾遺和歌抄』（H-743-465）などがあり、この他にも旧重要美術品として『平家物語』（H-135）・『古今和歌集』（H-743-483）・『和漢朗詠集』（H-743-486）などが、また未指定品のなかにも善本と目され、すでに全文の翻刻や詳細な検討がなされているものも数多く含まれている。しかし本稿では、古代の史料であっても、基本的に言及を省いた。一部に関しては、『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学編』（臨川書店）として影印・解題が出版されているので、そちらを参照していただきたい。また、前述した漢籍類だけでなく、とくに田中教忠氏旧蔵典籍古文書（H-136）のなかに大量に含まれている聖教類に関しては、今回ほとんど言及することができなかった。その全貌に関しては、過去の目録類を参考としつつ、今後の研究進展に期待していただくほかない。

以上の調査全般を進めるに当たり、歴史研究系の教員の方々、とくに吉岡眞之教授のご指導・ご高配にあずかった。加えて資料係の皆さんには、史料の出納・調査の全過程で、かなりの無理をお願いすることもしばしばであり、恐懼にたえない。このほか釈文の作成などに関して、井原今朝男（歴博）・加藤友康（東京大学史料編纂所）・長瀬由美（明治大学）をはじめとする多くの方々にもご意見を賜った。また本稿の公表に際しては、高橋一樹氏（歴博）のご助力を得た。ここに記して、謝意に代えたい。なお本論文は、「日本古代における「文書主義」の導入と、その展開過程」（平成一八〜二〇年度科学研究費補助金・特別研究員奨励費）による研究成果である。

2 予備情報—本論の前提として—

まず本稿で扱うほぼ全ての史料の書写媒体である紙に関してだが、奈良期における紙の寸法に関する規定は残念ながら現存しない。ただし平安期の『延喜式』には縦一尺二寸(三六・六cm)×横二尺二寸(六七・一cm)と規定されており(延喜図書寮式)、おそらくこれと大きく異なるものではない。なお正倉院文書の実例で縦三〇cm×横六〇弱cm(『正倉院文書目録』東京大学出版会)、平安期の公文書でもほぼ同様の寸法であることをふまえると、『延喜式』に見える寸法は耳(漉きっぱなしの和紙で四囲に生じる未整形の部分)を切り捨てる以前のものと考えられる。また紙厚は、その数値を μm (一マイクロメートル)〇・〇〇一(ミリ)で表示する。ただし歴博所蔵の古文書・古典籍の多くは、裏打がなされている。本報告においてデータ未掲載の事例は、その種の要因から計測が困難だったものとご了解いただきたい。このほか、簀目・糸目や各繊維の特徴などに関しては、とりあえず山本信吉・宍倉佐敏『高野山正智院伝来資料による中世和紙の調査研究』(『特種製紙株式会社』、二〇〇四年九月)を参照していただきたい。なお、宍倉氏はこれまでの研究成果を集成した近著の出版(八木書店)を予定されているので、近い将来はそちらによって、より充実した関連研究を進めることが可能となるはずである。

つぎに、製紙後の表面加工に関して。古代の紙は、乾燥させたまま(生紙)では、表面が荒れていて墨がうまく乗らない。そこで、表面の平滑性を確保するために、紙を磨く(瑩紙)場合があった。ただし、より一般的には、液体で湿らせた紙を何枚か重ねて、木槌などで丁寧に叩き、繊維と繊維をなじませる「打紙」が行われていた(『大川昭典「古代の造紙技術について」』『和紙の研究—歴史・製法・用具・文化財修復—』(財)ポラ美術振興財団助成事業研究報告書、二〇〇三年三月、初出一九七六年・大

川昭典/増田勝彦「製紙に関する古代技術の研究」『和紙の研究—歴史・製法・用具・文化財修復—』ポラ美術振興財団助成事業研究報告書、二〇〇三年三月、初出一九八一—一九八五年)。こうした加工を経た紙(熟紙)は、墨の乗りが良く、にじみも抑えられる特性をもっていた。

この「打紙」作業に関しては、平安期にも「太政官長案料、宜便留年料内、毎年令打進之」のように指示が出ている(『延喜十八年(九一八)十二月四日太政官符』『類聚符宣抄』卷六)。ただし打紙は、かなりの重労働だったようで、たとえば院政期の事例では、国衙で大般若経を写経する際、国内から「打紙夫役」が徴発され、その負担の重さが問題となっている(『大治元年(一一二六)五月二日某国分尼寺三綱等解』『平安遺文』二〇七〇)。こうした問題もあり、製紙技術の試行錯誤のなかで、表面に膠・デンプンなどを塗ったり、紙漉の際に米粉などを混入させることで類似の効果を確保しようとする事例も広まってくる。とはいえ、たとえば濃淡の少ない均等な細字を書き連ねる聖教などの場合、中世以降も打紙は必須とされていた(永村真「醍醐寺聖教とその料紙—特に楮紙打紙に注目して—」湯山賢一編『文化財学の課題—和紙文化の継承—』勉誠出版、二〇〇六年四月)。実際、近世前期に作成された高松宮家旧蔵本(正一〇〇)ですら、多くの写本で楮の打紙を用いているように、全体のなかでの割合こそ低下していくが、打紙は後世まで行われ続けていた。

ここで、この種の表面加工に関連して、別の紙の文字が墨うつりする現象(墨映)に言及しておきたい。先行研究によれば、その要因は、紙を二次利用する際に、以下のような作業を経た結果と想定されている。いずれにしても、湿った紙を重ねて圧力をかける過程で生じた現象ということになる。

・しわや折目をのばすために、水分を含ませて軽くたたき、つまかさねて重しを載せた結果(前田元重・福島金治「宝寿抄」紙背文書について)『金沢文庫研究』270、一九八三年三月・福島金治「紙背文書論—金沢文庫文書の

場合―『九州史学』114、一九九六年六月)

・紙の表側よりも平滑性が低い裏側にも、容易に文字を書けるようになるため、水分を含ませて打紙を施した結果「吉野敏武」我が国の料紙『古典籍の装丁と造本』印刷学会出版部、二〇〇六年五月)

こうした現象は、歴博所蔵史料にも多く見られる。たとえば『兼仲卿記』(H-63-753-826)に関する利光三津夫「東洋文庫所蔵『兼仲卿記』紙背文書所引「令惣記」逸文」『国書逸文研究』20、一九八七年二月)・藤原重雄「『兼仲卿記』紙背文書の墨映・覚書」『ぐんしょ』71、二〇〇六年一月)などの指摘も参照。このほか『弁官補任』(H-63-553)・『扶桑略記』(H-63-937)・『民経記』(H-63-693ほか)などにも、多数の墨映が見える。詳しくは本文中で個々に言及していくが、古記録の場合、墨の乗りや染み方からみて、一次利用の段階では打紙が施されておらず、二次利用に際して打紙を施す目的で湿気を含ませた際、墨映りが生じている事例が大半である。なお、この種の目的で打紙をする際には、通常、白紙面あるいは文字面を相互に合わせ、他面への墨写りを避ける配慮を採っているが「吉野敏武」和紙と筆触―装丁に使われている書写料紙―『国文学解釈と教材の研究』52-10、二〇〇七年八月)、たとえば『民経記』の場合などには、往々にして日記面(二次利用面)に書状(一次利用面)の墨写りが見える(やや配慮の足りない打紙作業の事例といえる)。

一方、石井進「高山寺文書六曲屏風」(『石井進著作集七』岩波書店、二〇〇五年四月、初出一九八九年)・藤本孝一「表から紙背を読む―源義経請文について―」(『日本歴史』六四二、二〇〇一年一月)などが言及する「高山寺文書」(H-73)の墨映の場合、いずれの料紙も打紙されていないので(宍倉氏のご指摘による)、しわ伸ばしを目的とした事例と考えられる。このように、墨映の生じる原因に関しては、ケースバイケースの判断が必要である。

ただし、以上のような二次利用を目的とした作業の過程で生じる墨映とは、やや性格が異なる事例も散見される。たとえば、栄山寺文書(H-74)の『平安遺文』(六三八)や、『醍醐雜事記』(H-75-458)などでは、二次利用の痕跡が確認できないにもかかわらず墨映が生じている(このような事例は、歴博所蔵の史料に限らず、散見される)。前述した意図的に湿気を含ませる場合とは別に、紙が自然と湿気を含んだ結果として、墨写りした事例と考えるべきようにも思われる。ただし、これらの史料を調査された宍倉氏によれば、「上から圧力もかけずに、これほど強く墨写りする量の湿気を吸えば、料紙に激しい湿損の痕跡が残るはず」とのことである。こうした現象の生じる背景に関しては、もう少し考えてみる必要がある。また、『古統記』(H-743-463-2)の場合、裏打紙に本文の別の場所の墨が写っている。これは補修の際に、旧裏打などを剥がす目的で本紙の上からかぶせた湿紙を、乾燥させて裏打として再利用したものではないかとのことである(宍倉氏の御意見)。こうした事例を子細に拾っていけば、あるいは今後、未知の古文書などが検出できるかも知れない。

つぎに、墨に関して。古代の墨には松煙墨・油煙墨の二種類があり、後者は中国では宋代に、日本では平安末期頃から姿を見せる(大川原竜一・山路直充「日本古代の墨について」付文献目録)『古代文字資料のデータベース構築と地域社会の研究』科研費報告書、二〇〇二年三月・同「古代の墨」『古代の陶硯をめぐる諸問題―地方における文書行政をめぐる―』奈良文化財研究所、二〇〇三年二月)。両者の違いは、肉眼では蓮筆・発色の違いとして確認できるといえる。具体的には、松煙墨は青色を、油煙墨は茶褐色を呈するとされる(池田寿「文書料紙における紙質と墨の種類について」『古文書料紙原本にみる材質の地域的特質・時代的変遷に関する基礎的研究』科研費報告書、一九九五年三月)。ただし正確には、煤粒子の大きさを電子顕微鏡で観察する必要がある(前掲の大川原・山路二〇〇三)。

そうした特質をふまえ、本稿では墨の違いに関しては言及しない。

つぎに、顔料に関して。文書に塗布された赤色顔料に関しては、これまで正倉院文書・東南院文書などを対象として、検討が進められている。それによれば、水銀朱（辰砂、硫化水銀）・鉛丹（四三酸化鉛）・ベンガラ（酸化鉄）の利用が認められる（成瀬正和「正倉院の朱印朱筆」『日本歴史』521、一九九一年一〇月）。このうち、ベンガラは先土器時代から、水銀朱は縄文中期以降に用いられた。前者は原料として赤鉄鉱を用いる場合のほか、含水酸化鉄を焼いても得られるので、その産出地は全国で無数にある（成瀬正和「縄文時代の赤色顔料——赤彩土器——」『月刊考古学ジャーナル』438、一九九八年一月）。丹は、その生産過程で鉛を高温で融解するなどの高度な技術が必要な人工顔料である（市毛勲「日本古代の朱」『朱の考古学』雄山閣出版、一九九八年一月）。法隆寺の壁画などに用いられているので（山崎一雄「法隆寺金堂壁画の顔料およびその火災による変化について」『古文化財の科学』思文閣出版、一九八七年六月、初出一九五三年）、遅くとも七世紀頃までには利用されるようになっていたと考えられる。各顔料は一定の色調を有しているが、現実に肉眼で鉛丹と水銀朱の区別や（永嶋正晴「正倉院文書に使用された彩色料について」『正倉院文書拾遺』国立歴史民俗博物館、一九九二年三月）・鉛丹とベンガラの区別がつかない場合もある（飯田剛彦・成瀬正和「古文書」『正倉院紀要』28、二〇〇六年三月）。とくにベンガラは、その純度や結晶形態の違いによって赤色から茶色まで様々な色調を呈するだけでなく（早川泰弘「蛍光X線分析による地図資料の彩色材料調査」『歴史学研究』841、二〇〇八年六月）、経年褪色により黒ずむ場合があり（市毛一九九八）、鉛丹も当初の黄色みを失い紫褐色化する場合がある（山崎一雄「日本絵画の顔料について」『古文化財の科学』思文閣出版、一九八七年六月、初出一九七九年）。残念ながら本稿で「朱」・「丹」・「ベンガラ」などと記す場合は、基本的には肉眼観察によるものである。つまり実際の組成というよりは、色の特徴を説明する方

法と考えていただきたい。

なお顔料を実際に利用する際は、かならずしも各顔料を単体で用いる訳ではないようである。たとえば天皇御璽は鉛丹に朱をまぜており、太政官印は当初、鉛丹とベンガラの混合であるが、一二世紀の事例ではベンガラのみと分析されている（飯田剛彦・成瀬正和「東南院文書の調査」『正倉院紀要』28、二〇〇六年三月）。なお、国印・倉印・郡印は、当初から安価なベンガラで捺印されている（杉本一樹「古文書の調査」『正倉院年報』九、一九八七年三月・同「古文書の顔料調査」『正倉院紀要』29、二〇〇七年三月）。この種の使い分けは、価格や入手の容易度だけでなく、古墳時代以降、全国的に朱とベンガラの使い分けの風習が存在したこと（本田光子「出土赤色顔料の謎」『文化財の保存と修復』⑥クバプロ、二〇〇四年六月）との関係も想定する必要があるよう。

つぎに、糊に関して。一般に糊というと、麦・米を原料とするものを想像するが、古代には文書の場合、大豆を原料とすることが通常だった。大豆を「糊料」・「紙継料」とする事例は正倉院文書のなかにも多数見えるし、平安期にも「凡年料裝潢用度、…大豆五斗（糊料）」（延喜図書寮式）とされていた。その強度は麦・米由来の糊と比べて、かなり強かった（岡田文男・秋本賀子「古代の文献にみられる大豆糊の試作」『文化財保存修復学会誌』42、一九九八年三月）。実際、この糊で継がれた紙の糊代（通常は黄色を呈する）は〇・三cm前後であることが一般的である。一方、経典などの場合、膠を用いる事例が多く、たとえば百万塔の包み紙に付着する糊（茶褐色）の場合、デンプン糊に膠を混入したものである（吉野敏武「百万塔陀羅尼の包紙と接着剤について」『百万塔陀羅尼の研究——静嘉堂文庫所蔵本を中心に——』汲古書院、二〇〇七年一月）。このように、糊というのは、複数の成分からなっている場合が少なくなく、そうした製法は中国の典籍のなかの記述でも確認されている（田中敬「粘葉用糊の製法に就て」『田中敬著作集3 汲古随想』早川図書、一九七九年八月、初出

一九二三年)。なお、料紙奥の軸付部分が変色している場合、それは軸付けの際に用いた糊だけでなく、軸木からしみ出した樹液による可能性も想定すべきことである(吉野敏武氏のご教示による)。実際、卷子の奥が糊の色とも思われないような変色をしている事例は多い。この部分の変色がこういった成分に起因しているのかは、今後、事例を集めて科学的に分析する必要がある。

つぎに虫損に関して。虫損の原因に関しては、一般に強調されるシミ(糊などを好む)よりも、シバンムシによるものの方が圧倒的に多い。シミ(ヤマトシミ)は糊が好物で、表面をなめるものの方が圧倒的に多い。一方、シバンムシは糊・植物繊維(とくに楮)が好物で、墨を比較的避けながら、対象の内部に丸く穿孔していく(東京文化財研究所編『文化財害虫事典』クバプロ、二〇〇一年二月・佐藤仁彦編『書物の害虫(シミ類・シバンムシ類)』『生活害虫の事典』朝倉書店、二〇〇三年一月)。洗浄が不十分な楮紙や、紙漉の際に米粉などを混入させた紙が、その害をうけやすい。

なお書写年代に関しては、紙質・奥書や表裏の利用関係など複数の根拠から想定できない場合、基本的に言及しなかった。たとえば書風には筆記主体やその年代によって差異があるので(東野治之「藤原宮木簡の書風について」『MUSEUM』314、一九七七年五月・鬼頭清明「八世紀国衙上申文書の書風について」『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年二月、初出一九七八年・田中稔「白鳳・奈良時代初期における書風の変遷」『MUSEUM』330、一九七八年九月・杉本一樹「献物帳の書—奈良時代の書に関する一考察—」『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年二月、初出一九九九年・宮崎肇「院政期における典籍書写と書風について」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』47-4、二〇〇二年二月など)、それによって書写年代を推定する手法もあるとはいえ、そうした判断には、とくに経験が少ない場合、や

やもすれば恣意性が混じりかねないからである(そうした方法による年代推定の手法の有効性自体を否定している訳ではない)。歴博所蔵史料の場合、とりあえずは中本(田中本)に関する川瀬目録・歴博目録などを参照していただきたい。

また装丁に関してであるが、たとえば「粘葉装」はそのままの名称で問題ないだろう。ただし、そのほか各種の呼称が併存する形態に関して、本稿ではたとえば袋綴に関しては「四目綴」・「五目綴」などと、くるみ表紙は「包背装」と、二ヶ所の二つ穴を綴じた冊子は「大和綴」と呼称することにする。とくに「大和綴」という呼称に関しては、紙漉で仮綴したものから、色糸で丁寧に綴じたものまで様々な出来合を含む点で、一括すべきとは思われない多様な実態を包含している。また最近の楠木節男『宮内庁書陵部 書庫渉猟 書写と装丁』(おうふう、二〇〇六年二月)・吉野敏武『古典籍の装丁と蔵本』(印刷学会出版部、二〇〇六年五月)などで、呼称変更の必要性も指摘されている。ただ本稿では、とりあえず周知の呼称で説明しておくこととする。

前置きが長くなったが、本稿では以上のような基本事項をふまえ、個々の史料の検討を進めていく。

3 本論

中63-32 『宇佐宮仮殿遷宮定文』

表紙に「宇佐宮仮殿遷宮定文 一卷」(外題)とある。寸法は、縦二八六×横一六・八(後補表紙) + 五一・八(第一紙) + 五一・二 + 五一・八 + 五一・七 + 五一・六 + 五一・五 + 五一・七 + 五一・五 + 五一・七 + 五一・七 + 五一・〇・七(第十二紙、奥に黒ずみあり) + 八・四cm(軸付紙:なお広橋本の場合、軸付紙ほどの卷子でも基本的に後補紙である)で、軸は径一・二×長二九・八cm。全体に天高①一・六・②一・二・③一・三・界高二三・九・地高〇・六cmの界線が引かれている。また、各紙の奥上に「一」〜「十三」(丹)の番号が振られているが、第十一紙に「十二・十二」と二つの番号が振られており、全体では一二紙しかない。

本卷子は、一旦ほぼバラバラになったものを、後世に継ぎ直したようなので、ここで継目のデータに関しては言及しない。全体に錯簡があることや、本来の並び順などに関しては、卷子冒頭に上野氏の筆跡で「順序 / 二・三・四・五・六・十・十一・九・一・七・八・十二 / 但、八・十二ノ間二ハ一枚ノ脱アラン」と、貼り紙が付されている。実際に料紙の破損程度も、ほぼこの順番で低減されていく傾向にある。おそらく現状の継がれ方となる以前には、上野氏が想定するような順序で継がれていたのだろう。

記載内容は、文治二年(一一八六)六月十六日の宇佐宮仮殿遷宮に関する陣定の終了後に作成された、参加公卿の意見を列挙した定文(土代)である。巻末に「一見了 / 参議左大弁(花押)」とあるのは、形状から見て広橋(日野)兼光(一一四五〜一一九六)の花押だろう。『玉葉』当目条に「申刻参内(直衣)。依宇佐仗議也。秉燭、公卿等参集。仗議之間、無別儀云々。…今日仗議、上卿宗家卿、執筆左大弁兼光」とある点を踏まえると、兼光が当日作成された定文の下書を、各種手続の終了

後に自宅へと持ち帰ったものが、広橋家に伝来したと考えられる。巻子の奥部分の各種記載からは、定文の実際の作成手順も伺うことができるなど、興味深い史料である。

中63-41 『宇佐使発遣参仕記』

『兼光卿記』(中63-639)を参照)から、治承二年(一一八〇)十二月三十日に宇佐使として右衛門権佐(藤原)親雅が発遣される際の記事を抄出したもの(同人の履歴などに関しては、平藤幸『平家物語』「南都大衆撰政殿ノ御使追返事」をめぐって―撰政使忠成と親雅、有官別当のことども―)『国文鶴見』四〇、二〇〇七年三月などを参照)。本史料は卷子装で、全体で五紙、うち墨付三紙からなり、その全体が縦二九・二cmの白紙に貼り付けられている(軸径一・八×長三三・三cm)。本紙の寸法は、縦二七・四×横一五・八(後補表紙) + 四六・一(第一紙) + 四七・六 + 三二・三(第三紙) + 五・五cm(軸付紙)で、それぞれの奥上に朱で「式」・「三」・「四」と書き込まれている。なお第一紙に「式」とあり、端側には糊代痕があること、また第三紙が後欠であることなどを踏まえると、本来は前後にさらに何紙か続いていたと考えるべきだろう。また、第二〜三紙の下方は、一・七cmの高さで切断されている。なお、継目には「井」と書かれているが、いずれも継直痕が明瞭なので、一々の継目幅のデータは挙げない。

表紙は、広橋本のなかでは珍しく旧表紙が残されており、「宇佐使之事(治承二(奥)保元)(打付外題)とある。このほか「儀四ノ上」(丹) / 兼光卿宇佐使発遣参仕記(治承二年十一月卅日 / 完)(経光卿筆) / 綴合もとのまま」(丹) (大正の整理の際に付された外題)ともある。

ある時点以降、宿紙を裏打としていたらしく、現状では更にその上から白紙を裏打している。また、第一紙はそれ自体が宿紙(それも製紙の際、意図的に墨を混入した可能性が高い、濃い墨色)で、一次利用面に

文字の存在が確認できるが、その詳細な記載内容まではハッキリ見えない（折紙の書状か）。第二〜三紙もやや黒ずんでみえるが、これは裏打の色の問題だけでなく、顕微鏡観察によると繊維間に黒い粒子が散在するので、この二紙も再生紙である可能性は否めない。第二紙（裏）には「若狭国／上絹拾疋 白布陸段／上糸捌勾 移花式帖／三月 日」と、また第三紙（裏）（前欠）には「上糸八勾 移花式帖／三月 日」とある。

なお、第一紙（裏）と第二〜三紙（裏）は明らかに別筆で、紙の厚みも異なる（つまり書状の起草者は別人）。しかし、いずれの紙も糸目四cm、竇目一四本／三cmという点では一致しており、同一の竇で漉かれた可能性が高い。この規格の竇は、おそらく当時の紙屋院で再生紙を漉く際に、用いられていたものなのだろう。なお三紙ともに、表面に同じ縞が連続している。これは二次利用の際、水分を含ませた上で打紙などを行い、乾燥させる際に付いた板目ではないかとも想像される（各紙ともに、現状では表面はかなり荒れているが、本来は軽く打紙されていたようである）。ただし、この種の紙を打紙するというのは、やや特殊な作業のようにも思われる。この点、後考を期したい。（あるいは瑩紙か）。

H-63-60 『宇佐使発遣記』

表紙には「儀四ノ上」(丹)／保元二年宇佐使発遣記(八月廿八日完)〈兼宣公筆〉巻／綴合もとのまま(丹)〔外題〕とある。寸法は、縦二九・一×横二〇・〇(表紙)＋三七・一(第一紙)＋二九・五(第二紙)＋四九cm(軸付紙)。軸は、径一七×長三二・五cm。継ぎ方は二次利用面から見て順継で、幅は〇・三〜〇・四cm。奥に数mm幅の赤茶けた部分顔を出している(元の軸付部分か)。第一紙の端上に「キ(井の残画か)」、奥上に「井 ×」、第二紙の奥上に「終 キ(井の残画か)」などと丹書がある。第一紙は二三行(ただし冒頭八五cmは空白)、第二紙は一五行。裏の具注暦は末尾の暦跋(曆師自署部分)に「応永廿三年十一月一日從

四位下陰陽助賀茂朝臣定棟」とあるように、応永二十四年(一四一七)の暦なので、この写本の作成年代はおそらく応永二十五年以降である。なおこの面には、天高①四・九・②五・八・③二・〇・④二・二・界高一三・〇・地高一三・界幅二・一〜二・二cmの界線が引かれている。打紙はなされておらず、墨はかすれ・にじみが目立つ。

内容は、保元二年(一一五七)八月二十八日に行われた、宇佐使の発遣に関する諸手続きに関する記事を、『兵範記』(平信範)から抜き出したものである(冒頭の「廿八日辛酉」から「直參東三条殿」までの部分)。奥書などは見えないが、外題に付された上野氏のメモは、広橋兼宣(一三六六〜一四二九)の筆跡とする。実際に筆跡を比較してもその可能性は高く、とすれば本写本の成立下限は一四二九年(彼の死去した年)ということになる。ただし前述した紙背の具注暦の存在や、作成契機として想定される応永二十五年(一四一八)の年末に始まった宇佐八幡宮の大造営との関係を念頭に置けば、成立は応永二十五年からそれほど時を経ない時期と推測するのが妥当だろう。当時、権大納言の地位にあった兼宣が、実際に宇佐使を発遣する際の先例として、諸手続きを進める際の参考にするため抄出した資料と考えられる。

H-63-157〜159 『改元部類記』

広橋本の『改元部類記』(で古代に関する内容のもの)は、冊子(H-63-157)・卷子(H-63-158〜159)の三種からなる。まず冊子(H-63-157)についてだが、これは「政四ノ内」(丹)／改元部類記(自承平至嘉保)一冊〔外題〕とあるもので、内容は延長九年(九三二)から承平元年への改元記事を冒頭に、寛治八年(一〇九四)から嘉保元年への改元時期までを諸記から抜粋している。五目綴で、寸法は縦二九・九×二・三cm、丁数は二八丁。紙厚は七〇〜七五mm程度。糸目は四cm前後で、竇目は広め。少量の未叩解繊維が混じ

るが、地合は悪くない。表面は打紙しておらず、墨のにじみ・かすれが散見される。奥には「康安二年（一三六二）無射（九月）四日、以右府（藤原冬通）御本終書写功了。／（花押）」・「本多僻字、必可校他本也。前黄門侍郎（広橋兼綱）（花押）」（二八ウ）などあり、康安二年に広橋兼綱が書写したことが分かる。次の例（H63-158）と同じく、貞治元年への改元（一三六二年九月）に備えて書写した資料集と考えられる。

つぎに卷子（H63-158）は、計一六紙からなる。各紙の寸法は、縦二九・六×横二七・九（後補表紙）＋二二・八（原表紙）＋四六・五（第一紙）＋四七・〇＋四八・二＋四七・八（二七・三＋二〇・五）＋四八・四＋四八・五＋四八・四＋四七・九（三三・四＋一四・五）＋四七・九＋四八・三＋四八・四＋四八・〇（二七・九＋二〇・二）＋四八・一＋四八・三＋四八・二＋四七・六（第十六紙）＋四六・cm（軸付紙）で、軸は径一・八×長三三・〇cm。なお、第四・八・十二の各紙は内容上の切れ目で切断されているが、かつては同紙だったことが明らかなので、一紙として寸法を採った。継目はいずれも順継で、幅は奥の二ヶ所（〇・六cm）を除き、〇・四〇～〇・五cm。現状では全面に打紙が施されているが、一次利用面（書状）の墨が二次利用面にまで染み出している箇所が目立つので、一次利用の段階では打紙されていなかった半流し漉きの紙を、二次利用に際して打紙したことが分かる（そのため二次利用面の墨は、一次利用面まで染み出していない）。第八紙裏の墨映は、そうした打紙の際に生じたものだろう。ただし二次利用面は、打紙したわりには墨の乗りが悪いところも散見される。

表紙には「政五一」（丹）改元部類記（中右記／自嘉保至天承）
兼綱兼綱光兼卿記 巻卷／「綴合このまま」（丹）（外題一）・「改元部類記（嘉保至天承（中右記）／広橋兼綱筆）」（外題二）などがある。原表紙には「改元部類記 中右記」（現内題）とあるが、これも本文と別筆のようである。第十六紙の端裏に「建永／長兼記切（…）」とあるが、裏打が厚くて読めない。同じく第十六紙に「康安第二南呂（八月）中旬八、右

府（鷹司冬通）御本書写了」（丹）とあるので、鷹司冬通（一三三〇～一三八六）の所蔵する本を借りて、広橋兼綱（一三二五～一三八一）が、康安二年（一三六二）八月に書写したものと分かる。内容は、寛治八年（一〇九四）から嘉保元年への改元にはじまり、大治六年（一一三二）から天承元年への改元までを、『中右記』の記事から抜粋したものである。なお一次利用面の書状・文書の多くは断片的で理解しづらいが、そのなかに「藏人少輔」宛の書状が何通か含まれているので、兼綱が貞和年間（一三四五～一三五〇）に藏人治部少輔の地位にあった時期に集積した書状・文書群を転用したものと考えられる。おそらく翌月に予定されていた、康安二年から貞治元年への改元（一三六二年九月）に備えて書写した資料集なのだろう。

卷子（H63-159）は計一六紙からなる。各紙の寸法は、縦二九・〇×横二七・九（後補表紙）＋四三・七（第一紙・前闕）＋四二・二＋四七・九＋四七・八＋四八・一＋四七・三＋一九・六＋四八・二＋四六・九（二二・一＋二四・八）＋四八・三＋四六・二＋四八・二＋一七・二＋四七・〇（二二・一＋三四・九）＋四八・〇＋一七・六（第十六紙）＋四六・cm（軸付紙）で、軸は径一・八×長三三・〇cm。継目はいずれも順継で、幅は〇・三〇～〇・四cm。二次利用の紙なので紙質は様々だが、両面から他面に対して墨が染み出している。ただし二次利用面では、比較的、墨のにじみやかすれが少なく、乗りもよい（半流し漉きの紙に、二次利用に際して、軽く打紙したものでしょう）。奥に幅六cmほど黒ずんだ部分があり、これは旧軸付部分の一部だろう。また各紙の継目に「一」～「十三」までの番号が振ってあるが、振り方は飛び飛びで、また番号の重複も見られる。かつてはかなりの錯簡が存在していたのだろう。内容は、外題に「政三」（丹）改元部類記（槐林記 山槐記 山承記 首闕／元暦・文治・建久）一卷／「綴合このまま」（丹）」とあることから分かるように、この時期の改元に関して、諸記から記事を抄出している。奥書の類は見えないが、

裏（一次利用面）に頭弁を充所とした書状が見えるので（第十二紙裏・第十四紙裏の二通）、広橋家の当主で頭弁を経験した人物が、（おそらくその在任時期に）改元に備えて作成した資料集と考えるべきだろう。

中63-108 『藤原行盛年号勘文』

本卷子は、寸法が縦二九・二×横一九・五（後補表紙）+四二・三（第一紙）+四二・四+四二・五+四二・二（第四紙）+四・七cm（軸付紙）で、軸は径一九×長三二・二cm。継目は順継で、幅は順に〇・三〇・五・〇・二・〇・五・〇・四cmである。第四紙の奥がやや黒ずむ。全体に、天高①二・一・②一九・③三・八・界高一九・四・地高一九・九cmの薄墨界が引かれている。表紙には「政十五」^{〔雑〕}（丹）／^{〔丹〕}年号勘文（兼宣公筆） 一卷／「綴合このまま」^{〔丹〕}（外題）とある。各紙（端上、第一紙のみ奥上）には、順に「一」〜「四」^{〔丹〕}の番号が振られている。ただし、第一紙冒頭には糊代痕が残るので、かつては更に前方にも紙が続いていたと考えられる。本文には、墨・丹などで訂正・補入が行われているが、その筆跡は本文と同筆のものも含め、複数ある。紙はいずれも打紙しておらず、対面へ墨が染み出している。また墨の乗りは悪く、全面でかすれて読めない部分が生じている。

内容は、「某年二月十四日 中原師遠言上状」^{（一）}と、「大治元年（一一二六）二月十八日 藤原行盛勘文」^{（二）}からなる。中原師遠（一〇七〇〜一一三〇）は、寛治四年（一〇九〇）以降、長らく大外記の地位にあった実務官人。藤原行盛（一〇七四〜一一三四）は、勘解由次官・式部少輔などを経て、保安三年（一一二二）に文章博士に就任した人物。藤原忠実の家司も勤めた。父行家とともに、『中右記部類 紙背漢詩集』などに作品を残している。裏は第四紙以外いずれも文字があるが、年紀の明らかなものは含まれていない（第一・第三紙の裏はメモで、第二紙の裏は仮名書状）。

中63-210〜211 『年号勘文部類』

広橋本のなかには同題の卷子が計八巻あるが、そのなかから古代に關する内容の二巻を取り上げる。なお、両写本は別筆である。

まず中63-210（自天承度至久安度）は、「政五四」^{〔丹〕}／年号勘文部類（自天承度至久安度） 一卷／「綴合もとのまま」^{〔丹〕}（外題）とあり、計一〇紙からなる。寸法は、縦二八・四×横一八・七（後補表紙）+四三・二（第一紙）+四三・三+四三・三+四三・四+四三・五+四三・六+四三・五+四三・五+四三・四（第十紙）+五・〇cm（軸付紙）で、軸は径二・〇×長三二・八cm。継目は順継で、順に〇・五・〇・六・〇・二・〇・四・〇・五・〇・四・〇・四・〇・四・〇・三cm。第一紙の端裏には「年号勘文（自天承元至久安元）第一」（本文と別筆）とある。紙は糸目四cm、簀目は見えない。地合は並で、未蒸解・未叩解の繊維がやや混じる。打紙は施していないが、墨はよく乗っており、ところどころでにじむ程度。紙厚は裏打によって正確には測れないが、おおよそ八〇〜九〇 μ m。内容は、たとえば大治から天承への改元に関して、藤原敦光・大江有光・藤原行盛の三名から提案された改元案を列挙したもので、冒頭には本文と別筆で「崇徳院／大治六正廿六改元勘文（天承元）・「三人」などと書き込まれている（以下、長承・保延・永治・康治・天養・久安の事例が、同形式で並んでいる）。

つぎに中63-211（自安元度至貞応度）は、「政一一」^{〔丹〕}／年号勘文部類（自安元度至貞徳度） 一卷／「綴合もとのまま」^{〔丹〕}（外題）とあり、計五紙からなる。寸法は、縦二八・〇×横一九・四（後補表紙）+四七・五（第一紙）+四七・四+四七・二+四七・八+四六・二（第五紙）+五・〇cm（軸付紙）で、軸は径一・九×長三一・二cm。紙は、糸目二・五cm、簀目やや広め。未叩解繊維が混じり、漉きムラが少なくないなど、地合はあまり良くない。打紙は施されておらず、墨はかすがが目立つ。内容は、安元〜貞応にいたる間の改元の際に提案された年号案を、提案者の

姓名とともに一覧したものの。各紙の奥に「一」～「五」(朱)の番号が振られている。

正63-219 『大嘗会記』(朝隆卿記)

『朝隆卿記』は、北家勧修寺流の藤原朝隆(一〇九七～一一五九)の日記である。まとまった形では残っておらず、現在は逸文やそれを集めた形で見ることができない。本書は、そのなかから康治元年(一一四二)七月の大嘗会に関する記事を集めたもので、『朝隆卿記』(内閣文庫一六一―三七)などと同内容の写本である(木本好信『朝隆卿記』と藤原朝隆『平安朝日記と逸文の研究』桜楓社、一九八七年四月、初出一九八五年)。全文が木本好信『東洋文庫蔵朝隆卿記大嘗会記』(『国書逸文研究』八、一九八二年二月)に翻刻されている。

寸法は、縦三〇・五×横二〇・三(後補表紙) + 四二・五(第一紙) + 四四・一 + 一四・一 + 二六・三(第四紙) + 四・〇cm(軸付紙)。軸は径一・七×長三三・三cm。継目は順継で、〇・九×一・八、一・三×一・六、〇・六×〇・七cmと、部分的にはかなり幅広である。ただし、二次利用面の本文には、第一紙奥・第二紙奥で不自然な空白があり、継ぎ直しされている可能性が高い。全体に地高一・八cmの押界らしきものが引かれているが、これは第三紙後半～第四紙にかけての下方切断部分(高一・七×幅三五・七cm)と連続するので、界線ではない可能性もある。第四紙には「院御抄事申出之所、書写畢。／文正元年(一四六六)七月七日／黄門府公綱光」(奥書)とあり、広橋綱光(一四三一～一四七七)の自筆と分かる。なお、第一～三紙(本文)と「文正元年七月七日」(奥書)の一行は、第四紙(本文)と「院御抄」・「黄門」(奥書)の二行とは、筆の太さが異なっている。それぞれ別の段階で書かれたと考えるべきだろう。各紙の裏面(二次利用面)はいずれも仮名文書である(第四紙は白紙)。第一紙の奥上に「一筆」・第二紙の袖上に「二筆」と、以下順に第四紙

の袖上の「六筆」まで、番号が振られている(いずれも丹)。紙質は第一～三紙はほぼ同質で、第四紙のみ明らかに別の紙(厚さも薄め)。前半三紙が連続する仮名書状で、第四紙はその礼紙だった可能性も想定できよう。紙厚は一・二〇～一・五〇mmといずれも厚めで、厚札の書状料紙を転用したものと考えられる。

なお、かつて広橋家に、この他にも『朝隆卿記』の写本があったらしいことは、「大治四・五両年朝隆卿記」の借覧を要望する「治部少輔□□」から広橋経光宛の書状(『頼資卿記抄』裏文書)からも伺える。詳しくは、森茂暁「一条紹介(三)」(『国書逸文研究』七、一九八一年八月)を参照。

正63-271 『警固中節会部類記』

『山槐記』を中心とする三種類の古記録から、節会に関連する記事を抄出した部類記。計二〇紙(同紙の切断を含めると二三枚)で、内容は第二～六(前半)紙が『山槐記』(中山忠親)治承五年正月条、第六(後半)～十二(前半)紙が『山槐記』治承四年十二月条、第十二(後半)～十五(前半)紙が『山丞記』(藤原定長)治承五年正月条、第十五(後半)～十七(前半)紙が『二条中納言記』(一条公有)建武三年条、第十七(後半)～二十紙が『洞院内府記』(洞院実夏)延文五年条の、それぞれの抄出からなる。

外題に「儀八六」(丹)／警固中節会部類記 完(光業卿筆) 壹卷／「綴合もとのまま」(丹)とあるが、裏文書の分析(菊池紳一『警固中節会部類記』について『学習院史学』25、一九八七年三月)によれば、本卷子の書写は広橋仲光(一三四二～一四〇六)の時期に行われたと想定される(筆跡は複数ある)。なお全文の翻刻が、小川剛生『警固中節会部類記』研究、附翻刻(『明月記研究』5、二〇〇〇年一月)においてなされている。

各紙の寸法は、縦二九・七×横二七・七(後補表紙) + 二三・四(第一

紙・目録) + 四七・〇 + 四八・〇 + 四七・九 + 四八・〇 + 四七・五 (二九・〇 + 一八五) + 四五・三 + 四八・二 + 四八・〇 (二七・二 + 二〇・八) + 四八・二 + 四八・三 + 四八・二 + 四七・七 (二二・九 + 二四・八) + 四八・四 + 四八・三 + 四七・二 + 四〇・九 + 四六・八 + 四六・二 (第二十紙) + 四・六 cm (軸付紙)。なお、第六・十・十四の各紙は、現状では(内容の切れ目などで)切断されているが、紙幅・紙質などを念頭に置けば、本来は同紙であったと考えてよいだろう。紙は、いずれも打紙していない楮紙。

軸は、径一・七×長三三・二 cm。第二十紙の奥に、幅四〜五 cm 幅の黒ずみが広がる(旧軸付部分か)。継目はいずれも順継だが、いずれも不定形で、第六紙の前半〜後半の継目(幅〇・三 cm)を除き、〇・二〜〇・六 cm の範囲で変動する。なお、第十八〜十九紙の糊代で、はみ出した褐色の糊痕が広がるので、本来は大豆糊で継がれていたようである。

第二紙(左上)に「一」(丹)と、第三〜七紙(右上)に「二」〜「七」と、また第十七紙(右上)に「七」、第十九〜二十紙(右上)に「八」〜「九」と、それぞれ番号が振られている。番号の重複・欠番などから、本卷子が現状とはかなり異なる継がれ方をしていた段階の存在も伺える。ただし、全体に天高二七・界高二四・九・地高一四 cm の界線が共通することにも念頭に置くと、本来は現状(もしくはそれにかなり近い状態)に継がれていたと考えるべきだろう。

HT-63-286 『旬部類記』

毎月一日・十一日・十六日・二十一日に、天皇が紫宸殿に出御して行う旬政・旬儀に関する部類記。表紙には「儀二二二」(丹) / 旬部類記(首尾欠)(兼綱公筆) 一卷 / 「綴合このまま」(丹)(外題)とあり、「首尾欠」(両側とも糊代痕が見える)なので、内題・尾題・奥書の類はみえない。表紙外題に付された上野氏のメモによれば広橋兼綱(一三〇二〜一三六六)の筆跡ということになるが、その筆跡は第二紙の後ろから

二行目の下方で終了しており、その後は別の人物のものに変わっている。(ただし、内容上は連続している)。

内容は、冒頭に欠落があり、前半の出典が判明しない。前半には『某記』某年某月条(登場人物の肩書からは、康平七年(一〇六四)末〜同八年末にかけての時期の記事と想定される)・治暦四年(一〇六八)・延久六年(一〇七四)が引用され、後半には『江記』寛治元年(一〇八七)が書写されている。このうち後半の『江記』寛治元年四月二十一〜二十二日条は、木本好信編『江記逸文集成』(国書刊行会、一九八五年五月)に、全文が翻刻されている。

寸法は、縦二九・四×横二七・八(後補表紙) + 四八・八(第一紙) + 四七・七 + 四九・五 + 四六・二(第四紙) + 四二 cm(軸付紙)で、軸は径一・八×長三三・二五 cm である。継目はいずれも順継で、幅は〇・三〜〇・六・〇・三〜〇・四・〇・五〜〇・六 cm である。各継目の上には、丹で「壹」・「式」・「三」・「四終」と、また継目部分には記号☒が書かれている。ただし、第一紙(前欠)に「壹」と書いているところなどを見ると、この番号は本来のものではなく、現状のような断簡になった後に付されたものだろう。また上部で番号(丹)のやや切れる箇所があるので、番号を付した後の段階で、全体を化粧断ちしていると考えられる。

紙は、一次利用面から二次利用面への墨の染み出しが生じている一方、その逆はなく、現状で打紙された状態であるので、二次利用に際して打紙されたと考えられる。ただし、第一・第四の料紙では、打紙の効果が不十分で、かすれなどが散見される(もともと、それほど良い紙でなかったのかも知れない)。

なお、一次利用面には四紙とも書状があり、第一紙(裏)・第四紙(裏)は後欠書状だが、第二紙(裏)には十一月三日付の、第三紙(裏)には十二月廿八日付の書状が見える。

H-63-287 『辛酉甲子諸道注進例』

卷子装で、外題には「政四九ノ内」(丹)／辛酉甲子諸道注進例(残闕)一通／綴合このまま(丹)とある。寸法は、縦三一・二×横一八・七(後補表紙)＋四二・六(第一紙)＋四二・五(第二紙)＋五・六cm(軸付紙)で、軸は径一・七×長三四・三cm。継目は順継で、幅は〇・四～〇・八cm。二枚の紙は、裏継目部分にそれぞれ「一」・「二」と朱書されており、またいずれにも一次利用面に仮名書状がある。紙は打紙されており、表面は荒れており、墨はかすれ・にじみが散見される。内容は、前後が失われておりハッキリしないが、応和元年(九六一)・治安元年(一〇二二)・永保元年(一〇八一)・永治元年(一一四二)・康治三年(一一四四)に、諸道から辛酉甲子に際して注進された事例を列挙したものである。

H-63-297・H-1242-7-149 『撰集秘記』

『撰集秘記』は、藤原為房(一〇四九～一一一五)が編纂した平安中期の行事書の類聚書(為房に関しては、『春除目申文目録』(H-63-54)の項を参照)。もとは四〇巻からなっていたが、現存するのは計九冊(恒例七冊・臨時二冊)である。その成立事情に関しては、『撰集秘記一部』(冊巻)、大府卿(為房卿)撰候(て)、進白川院候(勸修寺家旧蔵『永昌記』裏文書)という記述などが参考になる(吉川真司「解説」『勸修寺家本職掌部類』思文閣出版、一九八九年五月)。

歴博には、写本が二種類所蔵されている。まず広橋本(H-63-297)は、計二冊からなっている。灰色の表紙(原表紙か)に「撰集秘記 天」(第一冊)・「撰集秘記 地」(第二冊)と打付書した上で、これとは別に題簽に「珍三六」(丹)／撰集秘記(天地(零本)二冊)(第一冊のみ)と上野竹次郎の筆跡で書かれている。綴目は五目綴。寸法は、縦二七・二×横二〇・五cm。構成は正月の三冊を第一冊として(ただし合綴順は他本と異なっている)、二月から十二月を第二冊として合綴してい

る点、鷹司本(宮内庁書陵部)、勸修寺本(京都大学)などと類似する。なお、「臨時」の二冊に相当する写本は現存しないが、両冊ともに表紙(右下)に「其三」とあるので、本来は三冊からなっていたものと思われる。字句の異同などからは、現存する他本と比べて、優越するほどの違いは確認できない。欠落部分の補写がなく、部分的に注記がなされたタイプの写本であり、近世中期から後期に成立したものと推測される(「所功」現存写本略解『京都御所東山御文庫本撰集秘記国書刊行会、一九八六年一月』)。

本文の筆跡は、全体で三種類に分けられる。第一冊(墨付四三丁)の一丁目(表)～一七丁(裏七行七文字目)と三六丁目(表)～三八丁目(表一〇行一二文字目)までが筆跡A(外題と同筆)で、残りの部分が筆跡Bとなる。第二冊(墨付八二丁)では、一丁目(表)～四四丁目(裏)までが筆跡Bで、四五丁目(表)～八二丁目(表)までは筆跡Cとなる。筆跡に対応して、字配も変化する。大まかには筆跡A(かなり癖のある字)は半丁一〇行、一行二七～二九字(行間広し)。筆跡Bは半丁一〇行、一行一六字(行間狭し)。筆跡Cは半丁一〇行、一行一六～一七字である。この筆跡の違いは、第一冊では内容的な区切れと無関係に生じている部分がある点、注目される。第一冊の構成は、一～一三丁が正月(一)・一四～三五丁が正月(三)・三六丁～四三丁が正月(二)となっている。つまり筆跡Aは、正月(二)・正月(三)ともに、冒頭部分を写したただけで止めてしまっているのである。このように作業を途中放棄しているのに、外題が彼の筆である点を踏まえると、本写本の作成でイニシアチブを取っていたのは、この人物と考えるべきだろう。なお、外題を本文と同一人が書いている点を踏まえれば、三人が分担してほぼ同時期に書写したものと考えるべきである。つまり、当初は全体一二〇丁を四〇丁づつに分け三者で分担したにもかかわらず、主導者のAのみが担当分を中途に放棄し、残りをBに押しつけたという経緯が想定されることとなる。

cm以上あったと推測される。この卷子には、全体に天高①二六・②〇・八・界高二四・五・地高〇・九cmの薄墨界が引かれている。四五〜四六cm間隔の縦折目が連続するので、ある時期には、横長の折本のように利用していたのだろう。第一紙で一四・五cm間隔の欠損があり、第六紙ではこれが一二・五cm間隔まで狭まっているのは、卷子状の段階で生じたものだろう。内容は『内裏儀式』・『新儀式』・『西宮記』などの抄出である。

H-63-322(中)は、表紙に「乙三十一」(丹)／東宮元服記中〈首尾闕〉巻巻」とあるが、「尾」が「闕」かどうか実際には定かでない。寸法は、縦二八・九×横二七・八(後補表紙) + 二五・五(第一紙) + 五二・四 + 五二・八 + 五二・九 + 五二・九 + 五二・六 + 三六・三 + 三六・三(色紙に「殿上記」とあり) + 四二・二 + 五二・〇 + 五二・二 + 五二・二 + 五二・二 + 五二・三 + 五二・七(第十五紙、後半黒ずむ) + 八三(軸付紙)で、軸は径一二・三×長三〇・四cm。継目は順継で、幅は〇・二×〇・三cm(ただし第二〜三紙の間では、〇・七×〇・八cmとかなり太い)。全体に天高①二八・②〇・七・界高二四・五・地高〇・九cmの界線が引かれている。四二cm間隔で縦折目が連続するので、上巻と同様に折本状の利用がなされていた段階があるようである。第一紙で一二cm間隔、第三紙で一cm間隔の大欠損が連続する。内容は、前欠の『不知記』(第一〜七紙、寛仁三年八月二十八日条か)と、『殿上記』(第九〜十五紙、寛仁三年八月二十八日条)だが、実際にはこの巻はH-63-323の前半を構成する巻であり、その冒頭の日録(後述)にいう「外記記」と「殿上記」が、本巻の載せる二種類の史料に当たると見るべきだろう。

H-63-323は、表紙に「儀一」(丹)／東宮御元服部類記〈完〉後朱雀院(外題)とあり、「後朱雀院／寛仁三年八月廿八日／番記／番記□于時大外記者小乃文義也」外記記〈記者平定親〉殿上記／小野宮右大臣 行成卿記／経頼卿記／〈行親記〉本知記(第一紙…◇部分は丹)と書かれている(いうまでもなく、前者は上野氏の筆跡)。第二

紙に「不知記」(断簡…本来の添付箇所は不明)が写され、その後、第三〜十紙まで『小右記』寛仁三年(一〇一九)二月二十日・八月二十七日二十八日条が書かれている。その後、第十二〜十七紙まで『行成卿記』(権記)八月二十五日・同九月一日条が載り、第十九紙は『経頼卿記』(左経記)二月十九日条・八月二十七日〜二十八日条が、第二十一〜二十四紙までは『行親記』八月二十八日条が載っている。つまり、冒頭目録に名前が見える典籍のうち、「外記記」と「殿上記」はこの巻には見えないことになる(この点に関しては、前述した)。なお『行親記』は一世紀前半に活躍した平行親の日記で、かつては「依申請、行親記十一巻借与信季」(『玉葉』安元二年(一一七六)十二月二十二日条)とあるようにまとまった量が存在していたが、現在では陽明文庫本を親本とする長暦元年の一卷(『続々群書類従』第五に活字化)が伝来するのみで、あとは逸文となっている(山本信吉「行親記」『平記・大府記・栄昌記・愚昧記』思文閣出版、一九八八年五月)。

この巻の寸法は、縦二八・八×横二〇・九(後補表紙) + 二三・八(第一紙) + 五八・一 + 一〇・一 + 一六・四 + 三三・五 + 五二・三 + 四八・一 + 五二・九 + 五二・五 + 二四・三 + 三三・五(色紙に「後朱雀院」とあり) + 二四・六 + 五二・三 + 五二・五 + 五二・九 + 五二・七 + 五八・二 + 二九(色紙に「経頼卿記」とあり) + 四〇・八 + 二六(色紙に「行親記」とあり) + 五〇・二 + 五二・四 + 五〇・二 + 一五・七(第二十四紙) + 四二cm(軸付紙)で、軸は径一八・八×長三一・六cm。継目は継直痕が著しいが、現状では順継で、幅は〇・三×〇・五cmの幅に収まる(ただし第九〜十・十六〜十七紙などでは、〇・六×〇・七cm程度まで広がる)。なお第一〜三紙の間は継がれておらず、台紙に添付されているだけの状態になっている。全体に天高①二五・②〇・七・界高二四・五・地高一・二cmの界線が引かれている。このほか、全体に約五三cm間隔で縦折目が広がる点は、H-63-322の二巻と同様である。

字配は、三巻ともほぼ共通で、標準的な一紙(横幅五〇cm強)で二〇

行、一行一七字前後。紙は三巻とも全く同じ紙で、いずれも未叩解・未蒸解の繊維片が全く見えない驚くほど地合の良い紙を、非常に丁寧に打紙している（携帯地図などに用いるビニール加工の用紙を思わせるほどの滑らかさである）。紙厚は現状で $100\mu\text{m}$ 前後あるので、本来はかなり厚手（ $150\mu\text{m}$ 程度）の良質紙だったと思われる。紙質に起因する墨のかすれ・にじみは見あたらないが、一方であまりに平滑性が高くなりすぎた結果（か、あるいは打紙の際にニカワ液を用いなかった為）であろう、墨の薄い（ \parallel 粘度が低い）ところでは繊維に乗り切れず滑ってしまっている箇所が、少々あるようである。糸目は 2.5cm とかなり狭く、實目は見えない。H-63322前半の大きな欠損を除き、虫損の類も生じておらず、基本的に保存にも意を用いた時期が長かったことを伺わせる。なお、H-63323の第二十一～二十三紙（鹿内論文という筆跡fの部分）のみは、他の紙と比べて $1\sim 2$ 割ほど薄く、打紙の仕方もやや不完全である。ただし地合はともよい。また各巻のなかに挟み込まれた色紙（題目を記載）は、紙厚 $120\sim 130\mu\text{m}$ くらいの厚紙である。各巻の構成やそれぞれの筆跡などに関しては、鹿内論文も参照。

H-63330 『年中行事』

宮中で一年間に行う各種の行事を記し、清涼殿から殿上へ続く廊下に立てた「年中行事御障子文」の写本である。行事の有無や種類は、年度・時期によって多少異なってくるが、本史料の場合、その「儀五八」（丹）／年中行事（一条末皇御代^院）完 巻冊」という外題によれば一条天皇（九八〇～一〇一一）の頃に行われていた行事の一覧ということになる。ただし、当本の目録には一世紀後半に成立した行事が掲載されているので、「一条院当時」の内容をそのまま反映した記載とはいえない。「所功」「年中行事」の成立¹『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年二月、初出一九八四年。また現状では、この卷子の内容が「一

条院当時」のものであることを示す徴証は見いだせず、上野氏がどのような根拠からこうした外題を付したのかは不明である。

寸法は縦 $273\times$ 横 205cm で、原表紙を除き、計一七丁からなる冊子本（五目綴、ただし本来は別の綴じ方だったらしい）である。原表紙の題簽（上欠、縦 $157\times$ 横 35cm ）には「年」年中行事とあり、あるいはこの上欠部分（ \vdots 年）に上野氏が「一条院当時」と判断するような根拠が、かつて記されていたのかもしれない。

紙は打紙していない。現状では $70\mu\text{m}$ の裏打があるが、本紙のみでは $50\mu\text{m}$ の薄紙のようである。原表紙の厚さは $140\mu\text{m}$ 程度。また本紙の全面には、横方向に $0.1\sim 0.2\text{cm}$ 間隔で掻き痕のようなものが連続する（いわゆる「刷毛目」）。字配は、半丁八行で一貫する。

奥書の類は一切見えないが、本紙に挟み込まれた「家隆御筆」（縦 $90\times$ 横 15cm 、本文とは別筆）と記す金箔紙片（紙厚 $300\mu\text{m}$ ）が当初からのものとするならば、藤原家隆（一一五八～一二三七）の筆跡ということになる。名筆をうたわれた家隆の筆としてふさわしいかどうか私には判断できないが、歴博所蔵の家隆筆（伝）とされる和歌切と比べて、それほど似ているように思われない。ただし、紙質や筆跡から見て、これが中世の比較的早い時期の写本であることは間違いないだろう。なお、H-63331もこれと同内容の写本である。詳しくは同項を参照のこと。

H-63332 『北山抄』（巻二）

表紙には「儀九九」（丹）／年中行事鈔（残闕）一卷／綴合改めたる通り」（丹）とある。筆跡は裏書も含めて、すべて一筆と見てよいだろう。ただし、奥書や書写の経緯を説明する記載が一切見えないので、本写本の成立過程は定かでない。なお外題に「年中行事鈔」とあるが、実際には「北山抄」（巻三 拾遺雜抄上）の古写本である（石田実洋「九

条家本『官奏抄』の基礎的考察」『禁裏公家文庫研究』三、二〇〇六年三月・同「花山院師継の『北山抄』書写とその周辺」『日本歴史』729、二〇〇九年二月）。「北山抄」に関しては、H-1242-7-14の項も参照。

全体に墨界（薄墨）が、天高①三〇・②一二・界高二四七・地高二二・界幅二七cmの規格で引かれている。この墨界は糊代の下にまで広がるので、一枚づつ分離していた段階で引かれたものだろう。ただし、本文の文字は糊代をまたがるので、紙を卷子状に継いでから書写したものと考えられる。

紙は地合の良いもの（紙によってはややチリが混じる）を丁寧に打紙しており、墨の乗りは良い。紙厚は一一〇～一三〇μmの範囲に収まる（裏打を除く）。全体に切断した未蒸解繊維の結束が散見される点などから、中世の前半までに漉かれた紙と推測される。本体の紙の簀目は一四本／三cm程度だが、間に挟まれた白紙の簀目は二〇本／三cmを大きく越えており、おそらく後者は近代以降の機械漉きの紙だろう（つまり、大正の修補の際に加えられた紙）。

各紙の寸法は、見返しが縦三〇八×横二八五cmのほか、本紙は縦三一〇×横四九四（第一紙）+四九一+白紙+四四〇（前欠）+白紙+四九二+四九二+白紙+四九六+四九七+白紙+四九二+白紙+四九六+四九三+白紙+四六六+四八九+四九〇+四八八+白紙+四八八+四九〇+四八八+四九一+白紙+四八八+四八八+四八九+四九〇+四八八+四八八+四九〇+四八八+四八六+四八八+一五×長三二三cm。なお縦幅は、上・下ともに化粧断ちしている印象があるので、本来はもう少しあったのだろう。継目幅は大体〇三～〇四cmほどで、いずれも順継。糊は、色調からみて、おそらく大豆糊だろう。継目は全体に継ぎ直し痕が目立ち、例えば現状では連続する第六～七紙の間にも継ぎ直し痕が確認される。

第二紙では後方の三行のみ黒ずむが、理由は不明である。第一紙と第二紙の間では、中程で一九cm間隔、上方で二二cm間隔の虫損が連続する（現状では裏打紙の厚みを含めても、最外周で円周二一cm程度なので、かつてはより多くの紙が後方に巻かれていたのだろう）。この虫損は第三紙へ続かないので、大正期の改装以前に生じたものと考えられる。第三紙は縦方向に長い欠損が生じており、現状では右側が失われている。左側は〇三cm程度の糊代（順継）痕が残る。他紙の横幅から考えると、二行半程度が失われているのだろう。第四～九紙には第三紙に連続する縦方向の欠損・変色が見える（ただし直結するかどうかは不明）。第四紙の奥以降には、継目下方に横棒のようなマーキングが付されている。第十四紙は紙幅からすると完存しているようにも思われるが、奥側に糊代痕が確認できず、次行の墨付き痕も確認されるので、一行程度が失われているのだろう。第十五紙以下は、虫損・変色などが極めて少なく、保存状態もかなり良い（ただし、第十五～十八紙にかけて、一四五～一五五cm幅の連続虫損がある）。第三十一紙は後方の五五cm（二行分）が黒変している（旧軸付け部分か）。なお裏書は、第六紙以下、すべての紙に存在する。

現状を『神道大系』本の構成に沿って見ていくと、①朝賀事は前半二紙分が失われ、第一～二紙が後半部分をカバーする（ただし第二紙は後に小規模な欠損がある）。②射礼事は前半三紙分が失われ、第四～五紙（前半）が後半部分をカバーする。③内宴事は、冒頭部分を第五紙（後半）がカバーする。その後、三紙程度が失われ、第九～十紙が中間部分をカバーする。さらに二紙程度が失われ、第八・六・七紙の順で続く。その後、末尾は六紙程度が失われている。④殿上賭射事・⑤花宴事は、全体が現存していない（計八紙程度か）。⑥大饗事は、前半五紙程度が失われ、後半を第十一～十二紙（前半）がカバーする。⑦除目事は第十二（後半）～十四紙がカバーする（ただし末尾一紙が失われているように

＋三六七＋四三三＋四三七＋四三四＋四三八＋四三六＋四三五＋
四四〇＋四三八＋四三七＋四三八＋四三四（第二十九紙）＋二六cm
（軸付紙）。軸は、径一五×長二七八cm。継目はいずれも順継で、幅は
〇・一〇四cmと場所によって変動が著しい。なお、かなりの部分で継
直痕が明白だったり、そもそもほとんど紙が重なっていない箇所も少な
くなく（次紙と連続するように、台紙に貼り付けてあるだけ）、旧態を
残している訳ではないようである。この継ぎ直しは、卷子全体に及ぶ極
めて大きな連続破損（焼損・虫損）との関係で生じたものと推測される。
紙面には、天高①〇五・②一四・界高①一〇五・②一四・③一一五・
地高一・一・界幅三六・三七cm（四三cm幅の紙で二行）の薄墨界が引
かれている。また、第二紙（前欠）の右上に「松」（丹書）とある。紙
は楮で、打紙はしていないようだが、表面は比較的平滑で、墨は少々か
すれる程度である。紙厚（裏打を含む）は平均して九五〜一〇五μmの範
囲におさまるが、なかでも第三・四・二十一・二十三の各紙は七〇〜
八〇μm程度と、やや薄めである。ただし、いずれの紙も、全体に未叩解
繊維と〇五cmほどの長さに切断された未蒸解繊維片が少量混入する傾
向が共通するので、同時に漉かれた紙と考えてよいだろう。

第一巻と同じく、書写時期は不明であるが、紙質や筆跡から見て、中
世中期以前の写本ではないだろうか。尊経閣文庫本と、葉室長光本を共
通祖本とする系統の写本（群書類従本など）とを比較した場合、記載内
容は後者に近い。なお全体に、他の写本よりも記載は簡略だが、「イ本」
注記や、後からの書き込みなども散見される。おそらく単純に親本を抄
出した結果として情報量が少ないのではなく、本写本の親本にあたる『年
中行事秘抄』の写本は、この程度の情報量で完結していたと考えるべき
なのだろう。

H-63-355 『夕拝部類』

外題には「叙八〇 叙八四（丹）／夕拝部類（叙位儀完（著者不詳）
壹卷／「綴合のまま」（丹）」とある。表紙には、その脇にさらに「夕
拝部類（叙位儀）」と記された題簽が貼られているが、それぞれは別筆で、
いずれも本文とも別筆である。内題には「夕拝部類卷□□（年中二）／
叙位儀（式日五日）／五品侍中」とあり、これは本文と同筆である。
寸法は、縦二八〇×横二四八（後補表紙）＋四三二（第一紙）
＋四四〇＋四四二＋四四一＋四四〇＋四四〇＋四四一＋
四四二＋四四一＋四三九＋四四二＋四四〇＋四四一＋四四一＋
四四三＋四四〇＋四四三＋四四二＋四三二＋四三五＋四四四＋四四〇＋
四四〇＋四四〇＋四三三・八＋四四二＋四三七・七＋三七二cm（第二十八紙
：軸に直付）で、軸は径一二×長二九三cm。継目はいずれも順継で、
〇三〜〇五cmの幅に収まる（ただし、第十〜十一紙の間では〇六〜
〇七cm幅で、第二十〜二十一紙の間では、台紙に乗っているだけで接
続していない部分もある）。糊代は継直痕が目立つが、原装の際のもの
と思われる大豆糊痕も確認される。第八・十三の各紙では、後半の黒
ずみが次紙へと連続しておらず、かつてこれらの部分では継目が剥離し
ていた可能性が高い。第一〜三紙では、上部に大きな欠損が連続するが、
これは各紙二ヶ所づつ、二七cm間隔で存在する。とくに、前後の紙のそ
れは形状・間隔が同じで、間隔の増減がほとんど生じていない。おそら
く、この三紙が連続されずに単体で重ねられていた時期があり、その間
に生じた欠損なのだろう。つまり、この卷子は一時期バラバラになっ
ていたあと、各紙の上部に「一」〜「二十八終」（丹）までの番号を
振って継ぎ直したと思われる。字配は一枚二〇行、一行二四字前後であ
る。紙は軽めの打紙を施しているようで、墨はよく乗っている。紙厚は
一〇〇μm前後か。

内容は、正月五日に行われる叙位儀に関する部類記で、事例としては
寛治五〜康元二年の記事が挙げられている。前述したように内題には「夕

拝部類巻□□(年中二)とあるので、本来は本格的な構成を採る大部の部類記の一部をなしていた可能性が高い。現在は、そのうちの年中行事に関する巻の一部「年中二」(叙位儀に関する内容)のみが現存しているのだろう。

全体の構成は、『右御記』寛治五年(一〇九二)正月六日・寛治六年正月五日・寛治七年正月五日・嘉保元年(一〇九四)五月五日・嘉保二年正月五日・永長元年(一〇九六)正月五日・承徳元年(一〇九七)正月五〇六日・承徳二年正月五〇六日条、『兵部記』永暦二年(一一六一)正月五日条、『要暦』貞応二年(一一二二)正月五日条、『金部』建長六年(一一五四)正月五日・建長七年正月五日・康元元年(一一五六)正月五〇六日・康元二年正月六日条、『兵部』仁安三年(一一六八)正月五〇六日・仁安四年正月五〇六日条、『礼部』建暦二年(一一二二)正月五日条、『要暦』嘉禄二年(一一二六)正月五日からなる。いずれも、内題にあるように、当時の「五品侍中」(五位藏人)の職務を記録した記事と考えられる。

このうち『右御記』は、『大日本史料』(編年三一五)でもこの名称のまま載せられており、正体不明の扱いを受けてきたようであるが(右大臣を極官とする人物の日記と考えたからだろう)、『時範記』の逸文と考えられる。『時範記』が『右御記』とも称される場合があることに関しては、木本好信「『時範記』と平時範」(『平安朝日記と逸文の研究』桜楓社、一九八七年四月、初出一九八五年)を参照。実際、寛治五年(承徳二年)にかけて藏人の地位にあり(内題を参照)のちに「右」で始まる官職(右大弁)を極官とする人物といえ、平時範(一〇五四?)しかない。承徳二年七月に因幡守に任命される直前の時期の記事で、内容も「参殿(藤原師通)・「参大殿(藤原師実)」などの家司にふさわしい記事が多く、また五位藏人として「頭弁被参」・「頭弁被進覧」(いずれも寛治五年条)と頭弁の動作に尊敬語を付している点も、当時の上下関係を踏ま

えると辻褄が合う。

次に挙げられる『兵部記』は、平信範(一一二二―一一八七)の『兵部記』のことである。彼は一一六〇年から藏人を務め、一一六八年以降は藏人頭となっているので、記事の掲載とも合致する。ただし、永暦二年(応保元年)正月五日条は現存しておらず、逸文ということになる。

また『要暦』は、正三位権中納言を極官とした平範輔(一一九二―一二三五)の日記で、現在八種類の逸文が伝来するのみである。本書には、そのうちの二種類が載せられており、貴重である(山本信吉「範輔記」『平記・大府記・栄昌記・愚昧記』思文閣出版、一九八八年五月)。範輔の履歴に関しては、松崎紫園「平範輔略伝」(『国文鶴見』四二、二〇〇七年三月)を参照。それによれば、彼は貞応元年(一一二二)に藏人となり、また嘉禄元年(一一二五)以降は藏人頭に昇進しているため、一一二二―一一二六年の時期の記事を載せることに問題ない。

このほか『金部』は主計寮(あるいは民部省)との、また『礼部』は治部省との関連が推測される名称である。いずれも各省の卿・大輔あたりを極官として官途を勤め上げた人物の日記と推定される。前者に関しては対象範囲が広すぎて想定しづらいが、後者は平高輔(前述の範輔息)・平高兼あたりが有力な候補となるだろう。

このように、確認される範囲では平氏(高棟流)を出自とする実務官僚層の日記ばかり部類されている点だが、この史料の特徴といえる。また、冒頭の『右御記』という表現からは、高棟流の実務官僚としての地位を確立した平時範に対して、本書の作成主体が尊敬の念を持っていることが確認できる。本史料は、一三世紀後半から一四世紀初頭にかけての時期、彼らの子孫に当たる人物が、藏人・弁官あたりを勤める家柄を想定読者対象として作成した部類記と考えられよう。

H-63-376・H-743-295 『江家次第』

『江家次第』は平安後期の成立で、大江匡房の手になる年中行事書（全二巻）である。歴博には、複数の写本が存在するが、そのうちのひとつ、広橋家旧蔵本（H-63-376）は、かつて第四の裏に匡房自身が記した裏書を、広橋光業（一二八七～一三六二）が写したものの写とされる。内容は後三条～堀川期にかけての事例が中心となっており、他書に見えない記事も多く含まれている。本書の性格に関しては、早く和田英松氏によって指摘されている。所功『『江家次第』巻第四（除目）裏書』、『産大法学』19―1、一九八五年五月。のち『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年二月に部分再録）における翻刻・解説も参照されたい。それによれば、東洋文庫をへて歴博に現蔵される広橋家旧蔵典籍古文書と、かつて一体を成していた下郷共済会所蔵の分のなかにある『除目鈔』（前闕）は、本書の親本に当たるものと想定される。

外題には「叙八一」（丹）／江家次第（除目段 完 光業卿筆）／「綴合もとのまま」（丹）」とある。墨付は全一五紙からなり、寸法は縦二九〇×横二七七（表紙）＋四六八（第一紙）＋四八三＋四八三＋四八〇＋四八三＋四五九＋四八四＋四七九＋四六八＋四七一＋四八八＋四九二＋四八九＋四七三＋四二八（第十五紙）＋四六（軸付紙）である。継目はいずれも順継だが、ほとんどが継ぎ直されているようで、その形も半月形のように不定形（幅は〇二〇～〇五cm）である。部分的には、〇三cm幅で揃っている箇所もある。字配は、一紙二七行、一行一九～二二字。

第一紙の下方がやや失われ、この部分は第三紙まで茶色の斑点が分布している。また、第三～四紙の間、第六～七紙の間などでは、微妙に文字の端が切り失われているようであり、継目が剥がれた状態で化粧断ちされている可能性がある。このように各紙が分離していた段階がある可能性は、たとえば第六～七紙の間の継目にそれぞれ逆三角が、第七～八

紙の間にはそれぞれ「日」字が、第八紙と九紙の間にはそれぞれ「天」字が、また第十～十一紙の間にはそれぞれ「〇」が描かれている事からも伺える。これらの符号は、再成巻する際に継ぐべき場所を指示する目的で付されたものと考えられるからである。

すべての文書の裏には一次利用の際の文書・書状が確認できる（紙厚も九〇～一八〇μmの範囲で、バラバラである）。年代の明らかなもの下限は「正中二年（一三二五）九月平等院所司等重言上状」（第九紙裏）だが、これは二次利用の主体と考えられる広橋光業が参議の時期の文書であり、年代的にも合致する。一次利用面の内訳は書状八枚と、文書・勘文の類が六枚（文書集の断簡・言上状・神主補任次第など）に、訴訟で公験と共に提出されたと思しき系図（建春門院法花堂領尾張国那古屋庄領家相伝系図）一枚からなる。そのうち、古代に関するものを翻刻しておく（第十四紙の裏文書）。

造曆博士被超越例

雅楽頭安倍朝臣泰長朝臣

天永二年二月十四日、以春日 行幸反閑賞／叙従四位下、越上首曆

博士賀茂家榮畢。

大膳権大夫安倍季弘朝臣

文治五年十一月一日、以春日 行幸反閑賞、叙／正四位下、越上首

造曆儒雅楽頭兼陰陽助賀茂／済憲畢。

一方、田中家旧蔵本（H-743-295）は、冊子本（五目綴）で、計二〇冊からなる（第十六冊は第十七冊の重複で、このほか第二十一冊もない）。奥書の類は一切なく、成立年代などは不明であるが、近世の写本だろう。木箱（縦三二五×横二六〇×高一〇五cm）に収められており、その表には「江家次第」と打付書され、側面には「五百六拾八（廿冊）・『江家次第／飛鳥井家旧蔵写本』などと墨書した白紙が貼り付けられている（いずれも田中教忠の筆跡）。飛鳥井家は、和歌や蹴鞠の名手を輩

出したことで著名な家柄である。

紙は、近世によく見られるもので、地合は悪くないが茶色（未蒸解）と白色（未叩解）の繊維結束が、少しづつ混在する。打紙している紙が多いが、丁や冊により打紙の強さは様々であり、効果が不十分なものも含まれている。たとえば第一冊の場合、始めの七丁（目録部分）とつづく一四丁はいずれも打紙されていないに等しい（ただし、両者の間でも紙質は異なる）。続く二六丁に関しては、ハッキリ打紙された紙を用いている。寸法は、縦二九二×横二二三cm。

	丁数	行数	字数／一行	内容
一	四七	一一	二〇〇二	正月甲
二	四四	一一	一九〇二	正月乙
三	三五	一一	一八	正月丙
四	五一	一一	二〇〇二	正月丁
五	四八	一一	一九〇二	二月
六	四七	一一	二〇	三月・四月
七	二七	一一	一六〇二	五月・六月
八	三二	一一	二〇〇二	七月・八月
九	三一	一一	二〇〇二	九月・十月
一〇	四五	一一	二一〇三	十一月
一一	二二	一一	二二〇五	十二月
一二	三二	一一	一七〇九	神事
一三	二一	一一	二〇〇一	仏事
一四	三二	一一	一八〇〇	践祚上
一五	二九	一一	一九〇〇	
一六	一四	一一	一九〇〇	第十七卷首重出(表紙)
一七	二九	一一	二五〇六	
一八	二二	一一	二〇〇六	臨時三
一九	二六	一一	二四〇七	
二〇	二九	一一	二〇〇二	臨時五

Ⅱ-63-386～393 『公卿補任』

『公卿補任』は、古代～近世にかけて、公卿の官歴を年代順に列挙した史料である。成立以降、段階的に増補・改訂が加えられてきたもので、現状となる以前の古態を残す写本として、九条家本『中右記部類』の裏に断簡が含まれている（これに関しては、『中右記部類』〈Ⅱ-98・Ⅱ-103〉の項を参照）。

広橋家旧蔵本として歴博に保管されるのは、計八冊である（五目綴の冊子が、四冊づつ二つの折込帙に収められている）。以下、各冊の右下に付された墨書の番号順に、大要を示しておこう（ただし、それぞれの寸法は後世の化粧断ちの影響もあり、本来のものではないようである）。なお、各冊の行数は、いずれも半丁二二行で共通している。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

- ・ 第一冊(Ⅱ-63-386)「自天平宝字八年(七六四)至神護景雲三年(七六九)」の寸法は縦二七三×横二一〇cmで、丁数は九。
- ・ 第二冊(Ⅱ-63-387)「自神護景雲四年(七七〇)至天長十年(八三三)」の寸法は縦二六五×横二〇四cmで、丁数は六〇(薄い紙を二枚重ねて用いている丁も含む)。
- ・ 第三冊(Ⅱ-63-388)「自永承元年(一〇四六)至承暦三年(一〇七九)」の寸法は縦二六五×横二〇四cmで、丁数は五三。
- ・ 第四冊(Ⅱ-63-389)「自承暦四年(一〇八〇)至嘉承二年(一一〇七)」の寸法は縦二七五×横二一三cmで、丁数は四九(含む表紙)。
- ・ 第五冊(Ⅱ-63-390)「自天永二年(一一一一)至長承二年(一一三三)」の寸法は縦二六七×横二〇四cmで、丁数は三一。
- ・ 第六冊(Ⅱ-63-391)「自長承三年(一一三四)至久寿二年(一一五五)」の寸法は縦二六七×横二〇四cmで、丁数は四四。
- ・ 第七冊(Ⅱ-63-392)「自貞和元年(一一四五)至観応二年(一一五二)」の寸法は縦二六七×横二〇四cmで、丁数は一七(二〇・一一丁は白紙

で、いずれも本体と紙質は異なるので後補か)。

・第八冊(Ⅱ-63-393)「自天文十年(一五四一)至弘治三年(一五五七)」の寸法は縦二六七×横二〇四cmで、丁数は五九。

各冊の表紙には、貼付題簽で「公卿補任(零本 自〇〇/至〇〇)一冊」などと、記されている。これによれば、第一冊は現状で七六四年から七六九年の分、計九丁しかないが、元々は「自神武至称徳」の範囲をカバーしていたことが分かる。おそらく、本来は七〇丁程度の分量があったのだろう。なお、この緑色の後補表紙は、広橋本に一般的なものだが、これが付される以前には、表紙がないままで本紙が直接外に面する状態が長く続いていたと考えられる(とくにⅡ-63-390・Ⅱ-63-391あたりの、一オの変色は著しい)。

奥書は三ヶ所に確認される。一つ目は第一冊(Ⅱ-63-386)の奥で、大系本一巻の五〇頁に翻刻がある。これは本奥書で、書写奥書は見えない。それによれば、この冊は山科言継(一五〇七〜一五七九)の所蔵本を書写したものと分かるが、実際の成立時期は不明である。

二つ目は第二冊(Ⅱ-63-387)の三二ウにみえるもので、これは大系本一巻の七七頁に「ひ奥書」として翻刻されている。ただし、これも本奥書なので、書写年代を確定する助けにはならない。なおこれと関連して、言継の子である山科言経(一五四三〜一六一一)の日記には、文禄三年(一五九四)八月十四日・同年九月一日・同年九月三日条などに、日野輝資(一五五五〜一六二二)から『公卿補任』を借りて、書写した記事がある(大日本古記録『言経卿記』)。当時の貴族が、相互に借覧しながら、写本を作り上げていく状況が読み取れよう。

三つ目は第四冊(Ⅱ-63-389)の四七オで、大系本一巻の三七一頁に翻刻がある。ここには広橋兼秀(一五〇六〜一五六七)の花押も付されており、書写奥書であることが確認できる。つまり、この部分は一五三〇年三月一〇日に書き上がった彼の自筆である。なお、注意して

おかなくてはならないのは、四八丁(除内表紙)からなる第四冊の四六オにこの奥書がある点である。この冊は一〜一二丁に白河院(下)を、一三〜四六丁は堀河院を、それぞれ写している。紙質はいずれも打紙なしの楮紙だが、一五〜四七丁のみは著しく茶変し(洗浄不足)、墨のじみも激しい。全四八丁のうちで、①広橋兼秀の筆になる一〜一二丁と②一三〜四六丁、そして③明らかに別筆の四七〜四八丁の三分は、それぞれ時期差を置いて成立したと考えるべきだろう。ちなみに、この冊には綴目に「一」から「五十四」まで丹で数値がふられているが、現存する丁数(四八丁)から考えて、途中に欠番があるようである(現状では綴じ方がきつく、すべての丁の綴じ目を確認できない)。

なお、墨色や筆跡から推定するに、第三冊・第五冊・第六冊(と第四冊の末尾二丁)は、同一人物の筆と考えられる。いずれの冊も、冒頭が灰変色している点など、似通っている。また第二冊と第四冊、第一冊と第八冊もそれぞれ類似する点があり、微妙に成立時期が異なる可能性もあるが、あるいは同筆かもしれない。このほか、第三冊(冒頭)・第六冊(一八ウ)・第八冊(冒頭)などにみえる目録は本文と別筆だが、いずれも同筆である。このように筆跡が複数確認されるのは、複数の人物によって同時に写された結果なのか、複数の段階で作成された結果なのか、判断できない。冊子の寸法なども踏まえると、おそらく両要素(複数の筆写者・複数段階の書写)の入り交じった結果なのであろう。なお『神代紀抄録ほか』(Ⅱ-63-916)に含まれる『公卿補任』(和銅元二年)の断簡と、内容的に連続すると思われる第一冊(前闕)を含めて、ここで取り上げた冊子本の中に明らかに明らかな同筆関係は確認できなかった。この八冊が現状のようにまとまるまでには、かなり複雑な書写過程を経ている可能性も考える必要がある。

広橋家の『公卿補任』は、本来は現存諸写本の祖本に当たる山科家本(尊経閣文庫が現蔵)の親本の一つに当たるものとされる(美川圭「公卿補任」

『国史大系書目解題下』吉川弘文館、二〇〇一年一月。広橋家から山科家への貸し出しは、先述した山科家から広橋家への『公卿補任』の貸し出し以前のことであるが、両家の間に恒常的にそうした関係が維持されていたのだろう。このほかにも、両家間における典籍の借貸事例は、いくつか報告されている（湯川敏治「歴名土代」について）『戦国期公家社会と荘園経済』続群書類従完成会、二〇〇五年八月）。

さて具体的に、中世の広橋家で『公卿補任』が書写されていたことに関しては、古記録に関係記事が見える。たとえば、『兼顕卿記』文明九年（一四七七）六月には、「終日、公卿補任書写」とある条が多く見え、一緒に写した家臣の名なども記されている。この際に写されたのは、正親町家から借り出した写本で、少なくとも「後円融・後小松・称光院」の三代分と、「自花園院至崇光院」の五代分を書写していることが分かる（同六月五～六日条）。また翌年八月十一日条には、正親町本に欠けていた「後嵯峨・後深草・龜山三代之分」を、姉小路基綱から中院前大納言家本『公卿補任』を借り出して補写した旨も記されている。しかし、この時期に写された本は、前掲の一覧と比べると、ほとんど現存していないようである。

このほか、歴博の高松宮本のなかにも『公卿補任』の写本がある（H-600-86）。これは正保年間（二六四四～）の記事を収録したもので、包背装の冊子（縦二四九×横二〇四cm）。丁数は二〇丁からなり、構成は正保元年（一〇五）～二年（一〇六）～三年（一一一）～四年（一一六）～二〇）となっている。表紙には「公卿補任（正保元二三四）」（打付外題）とある。紙（紙厚は五〇～六〇mmの範囲）はいずれも打紙してあるが、正保二年の部分はやや質が落ち、にじみも散見される。筆跡も、この部分のみ別筆である。

H-63-434 『叙玉秘抄』

本史料は、源有仁（一一〇三～一一四七）の『中外記』から男叙位の部分を整理・抄出したものとされる（田島公「叙玉秘抄」について―写本とその編者を中心に―）『書陵部紀要』41、一九九〇年三月）。広橋本も含めて、現存諸写本の書誌情報に関しては田島論文に詳しいので、なるべく重複を避けつつ述べていきたい（なお、田島氏は全文の翻刻も予定されているそうなので、期待したい）。本写本は、五目綴の冊子五冊からなり、寸法は縦二七八×横二二四cmである。各冊の丁数は、順に一六・八・一〇・二〇丁で、田島論文に指摘されているように、現状では第三冊と第四冊の表紙が逆になっている（大正年間の補修作業の際に生じた誤りだろう）。紙は全体に未叩解繊維が多く、打紙されていない。墨の乗りもそれほど良くはなく、かすれが散見される。糸目は、所々でおぼろげに三八～三九cm幅で見える。紙厚は六五～七五mm程度。各冊ともに、伝来の過程で湿気を帯びたらしく、本文に書き込まれた丹が隣の丁までにじんんでいる。外題は、「叙七四」〔丹〕／叙玉秘抄 完 四冊〕（第一冊のみ）とあり、内題（原表紙）は「叙玉秘抄第一」～「叙玉秘抄第四」（打付内題）までである。本奥書の記載と、写本間の関係に関しては、田島論文を参照。

本写本の成立過程に関しては、筆跡から一定の類推が可能である。まず、各冊の筆跡を確認しておくと、第一・第四の二冊と、第二・第三の二冊がそれぞれ同一人物の筆跡である。そして、このうちの後者の筆跡が内題（つまり原表紙の外題）と同筆である。とすれば、この四冊の冊子は、第二・第三の二冊を筆写した人物の指示で、二冊づつに分けて書写され、完成後、その人物が各冊に外題を付したと考えられるだろう。

H-63-435 『叙除拾要』

卷子装で、全一〇紙+表紙・軸付紙。寸法は、縦二八二×横二七四（表紙）+五五五（第一紙）+五五九+五五二+五五八+五六〇+

五五九+五五六+五五七+五五八+五四一（第十紙）+八三cm（軸付紙）で、軸は径二二×長二九七cm。各紙の継目はおおよそ〇三cm程度で、いずれも順継（ただし、いずれも修補の際につき直されているようである）。字配は、一紙二〇行強、一行一七字（平均）。紙質に関しては、宍倉論文を参照。全体にわたって朱による書き込みがある。薄墨で、天界①三〇・②一六・界高二・八・地高一八cmの横界が引かれている。

また第十紙は奥ですぼんでおり、その部分が変色している。かつてこの先に軸が付いていたのだろう。第十紙の幅が他紙と比べて二cmほど狭いのも、軸を外した際、変色の激しい部分を切り捨てた結果と考えられる。ただし、この糊代部分は奥書にかかってしまっているだけでなく、それ以前からの連続虫損が及んでいる。つまり、当初は軸なしの状態で成立し、その後、余白が足りないのに無理に軸を付け、さらにその軸を外して軸付紙を後補したうえで現状のように改装した、という三段階が想定されることになる。

本書の性格や、書誌情報などに関しては、西本昌弘「広橋家旧蔵本『叙除拾要』について―藤原行成の除目書と思われる写本―」（『禁裏・公家文庫研究一』思文閣出版、二〇〇三年四月）で、詳細な解説が行われている。それによれば、藤原行成の手になる除目書であることが明らかにされている。なお気付いた範囲で、西本論文における本文の翻刻に付言しておく、「自余為大束」（第三紙の最終行）とある部分は、「次日」を擦り消して上書している（おそらく、前行の冒頭に引きづられた衍字だろう）。

H-63-445・H-1242-7-3 『台記』

『台記』は、藤原頼長（一一二〇～一一五六）の日記。保元の乱での敗死後、彼の日記（原本）は家外に流出したらしく、原本は伝存しておらず、伝来する写本の種類が多い割に古写本は乏しい。

歴博には二種類の写本があり、このうちH-63-445は広橋家旧蔵本。表紙に「台記除目^春下^下書（守光公筆）一冊」（『部分』）とあるので、大正年間に広橋本を整理した上野氏は、本冊子の筆跡を広橋守光（一二四七～一五二六）のものと想定したことが分かる。寸法は縦二七三×横二二七cmで、五目綴。計二三丁（本文）+原表紙（このうちでも、とくに表表紙はかなり変色している）、長期にわたりが表面に晒されていたと考えられる）からなる冊子本。字配は半丁一六行、一行二五～二九字（ただし前半と後半では上部の間空の寸法に差がある）。内表紙（原表紙）には「台記除目^春下^下書（奥雜事抄）」（本文とは別筆のようだが、紙質は本紙と同じ）とあり、本文冒頭に「春除目下台記」（一オ）・「雜事抄」（二二オ）とある。ただし、錯簡があり、現状の第十五丁は第十一丁に連続するようである。なお、原裏表紙は現裏表紙に貼り付けられている。第六～十丁にかけて、所々に丹で書き込みがあるが、数はそれほど多くない。

虫損は少ないが、紙は打紙されておらず、小さな文字がややかすれがちである。紙質は中世紙に特有のもので、未叩解繊維が目立つ。紙厚は九〇～一一〇μmの範囲で変動するが、糸目が二七cm前後と共通し、筆跡も一貫するので、同一の機会に入手・利用された紙だろう。ただし四五丁の二紙（紙厚一三〇μm）は、あるいは別の紙かも知れない。

本史料の前半（第十一丁+第十五丁）は『台記』の保延四年（一一三八）～久寿二年（一一五五）の春除目の記事を抄出したもので、後半（第十二丁～）は「雜事抄」と題する除目関係の資料集である。この「雜事抄」は、九条良経（一一六九～一二〇六）が同人の著作『春除目抄』を踏まえ、建久末年以降に執筆したものと考えられる。なお、宮内庁書陵部にも『台記春除目下』と題する近世の写本（滋野井家旧蔵）がある。詳細は吉田早苗「『台記除目^春下^下書』所収「雜事抄」について―『春除目抄』・『大間成文抄』関連史料として―」（『東京大学史料編纂所報』）

19、一九八四年」を参照。

もう一つの H-1292-7-3 は、書写奥書は見えないが、料紙や筆跡などから近世のものと推測される。計一三冊からなり、一部の冊には、正和四年（一三二五）三月九日の本奥書（一一）や、料紙に用いた具注暦奥の曆跋（曆師自署部分）などが見られるが（一〇・二三）、真新しい情報はない。冊子の寸法は縦二八〇×横一九四cmで、四目綴で包角がある。紙はおおよそ三八〇×四二cm幅の糸目を持つ同質紙（打紙していない楮紙）からなる。本文の筆跡は外題と同筆のものと、別筆のものがあり、同時期に二人で分担して書写したようである。本文中には、校訂注や朱書・付箋が散見される。各冊の丁数（墨付）は、順に七九・九六・一〇〇・二〇二・九一・二四五・二二一・二二一・一一一・七〇・一九五・一六〇・九。字配は同冊のなかでも、部分毎に変動する（これは書写の段階、あるいは本来の綴じ方が、現状の一三冊の分類とは異なっていたことを示している）。たとえば第十一冊では、久安七年一月が半丁八行・一行一六字、同二〇三月が半丁八行・一行一七字・仁平二年が半丁八行・一行一四字、仁平三年が半丁八行・一行一七字となっている（それぞれの部分で、行頭のスペースも全然異なっている）。

H-63-419 『大理補任』

承和元年（八三四）から明和六年（一七六九）にかけての歴代の検非違使別当を列挙した資料集。編者の滋野井公麗（一七三三〜一七八一）が、宝暦十一年（一七六一）〜同十三年まで検非違使別当の地位にあった時期に、作成したものと思われる。なお記載こそ空白ながら、安永四年（一七七五）までの記入欄が用意されているところを見ると、このころまで増補を繰り返していたのだろう。

計八二丁（墨付）からなる冊子本（四目綴）で、寸法は縦二三二×横一七〇cm。字配は半丁一〇行。紙は糸目は四七cm、簀目は広めで、

紙厚五五〜六〇mm。打紙しておらず、やや墨のかすれがある。所々に丹による書き込みがあるが、色調が微妙に異なるので、書き込みは数次にわたってなされているようである。構成は「大理補任」（一オ〜七六ウ）・「（平）基親卿官職秘抄」（七七オ〜七九オ）・「（北島）親房卿職原抄」（七九ウ〜八二オ）となっている。

後補表紙には「叙六四」（丹）／大理補任（公麗卿自筆本） 壹冊（外題）と、原表紙には「大理補任」（打付）、原内表紙には「大理補任／右衛門督藤原朝臣公麗／以公卿補任（并）諸記撰之」（打付）とある。また「滋野井文庫」（一オ、縦七二×横一八cm、複製朱印）・「公麗之印」（一オ、径二三cm、丸朱印）などが捺されている。実際、「公事根源鈔階梯」（宮廷文化研究三三クレス出版、二〇〇五年二月）の影印などと比べても、公麗の自筆と考えて良いようである。公麗は、実全（父、一七〇〇〜一七三五）を早くに失ったため、公澄（祖父、一六七〇〜一七五八）によって育てられた。公澄は著名な有職故実の研究で著名な人物であり、その影響を強く受けたことは間違いない。公麗の自筆本が広橋家に伝来する契機としては、たとえば彼と広橋兼胤（一七一五〜一七八一、有職家として著名な人物）の間における交流関係などが想定される。

宮内庁書陵部・陽明文庫などに、この写本がある。またほぼ同内容の『検非違使別当補任』と題する写本（山科頼言編、承和元年〜天明八年、内閣文庫）は、本書を増補したものだだろう。なお滋野井伯爵家の蔵書は「滋野井公寿蔵書目録」（『東大史料編纂所』）によれば、維新後もしばらく同家に保管されていたが、のち一九〇三年以前には散逸したようである。同家旧蔵品の散逸は、公麗の五代末にあたる滋野井公寿が大正二年（一九一三）に爵位を返上したことなども関係するのだろう。

H-63-453・H-63-454 『千種御抄』

『千種御抄』と題される史料は、久我通相（一二三二六〜一三七一、

千種太政大臣)編の、叙位に際して作成・提出される諸文書や、当日の次第を記した儀式書である(なお外題の「千種御抄」とは、「通相の著作」という意味にすぎず、正式な題名ではない)。成立は中世だが、掲載されている実例の多くは平安後期のものなので、ここで取り上げておく。この史料は広橋本のなかに二部存在し、うちH-63-453(冊子)は、H-63-454(卷子)を広橋兼秀(一五〇六〜一五六七)が書写したものである(ただし、後者も原装は冊子)。書写の際に久我家から写本を借貸したまま、書写が終わっても返却しなかった結果、広橋家に二種類の写本が伝来した可能性が高い。

まず前者から見ると、表紙に「叙二」(丹)／千種御抄(完)兼秀公筆)壹冊／「綴合もとのまま」(丹)「(外題)」とあり、原表紙に「千種御抄」叙位文書(承暦五)」(内題、本文と別筆)とある。装丁は五目綴で、寸法は縦二八九×横二二〇cmで、計二二丁(含原表紙)からなる。紙は未叩解繊維が多く、墨はにじみ・かすみが目立つ。紙厚は七五〜八〇μmあるが、かなり柔らかい紙で、現状では各丁の間に厚めの紙が挟み込まれている。字配は半丁一四行である。書写奥書などはないが、筆跡から見て広橋兼秀の筆と考えられる。兼秀は大永六年(一一五二六)には藏人として見え、享祿三年(一一五三〇)には藏人頭となっている。この時期以降、この種の儀式書を必要として、久我家から借り出したものと考えられる。なお、書写し終えたにもかかわらず、親本を久我家に返却しなかった広橋家側の事情、またこれだけ貴重な本の返却を求めなかった(?)久我家側の事情も、今と成っては分からない。

つぎに後者を見ておくと、表紙に「政二六」(丹)／千種御抄(通相公撰)完(通尚公筆)壹卷」(丹)「(外題①)・千種御抄(通相公撰、通尚公筆)完」とあり、いずれも本文とは別筆である。装丁は、現状でこそ縦二六〇cmの卷子装だが、本来は冊子装だったと考えられる。そこで、ここでは原態に即して寸法をみておきたい。多くの紙

は、当初から複数の紙片をつなぎ合わせて一丁をなしていたようで、説明はやや面倒である。とりあえず順に紙幅を確認しておく、順に第一紙(九二・一一〇・四・一ウのみ現存)・第二紙(三二九・一一七)・第三紙(二五三・一一八六)・第四紙(三〇・三七八・二八)・第五紙(二五八・一一八二)・第六紙(三三・一一〇・八)・第七紙(一〇・六・三三・七)・第八紙(二六・八・一一六五)・第九紙(二八六・一一五四)・第十紙(二二四・一一二)・第十一紙(二六〇・一一八二)・第十二紙(三七六・一五八)・第十三紙(一四六・二九〇)・第十四紙(三五八・一七七)・第十五紙(四七・一三八〇)・第十六紙(三五・一八四)・第十七紙(三四三・一九八)・第十八紙(四〇・一三三)・第十九紙(一六・二七五・一四六)・第二十紙(一七七・二六二)・第二十一紙(八六・一三四・八)・第二十二紙(二三・四・二〇)・第二十三紙(一六・一・二七・八)・第二十四紙(二二・九・三〇・九)・第二十五紙(一一・三・三二)・第二十六紙(一九・二・二六オのみ現存)となっている。このほか、現状では後補表紙(二四・三)・軸付紙(二八九)・軸(径二・二×長二七・六cm)も付属する。糊代は順・逆入り交じる上に、幅もバラバラなので、煩雑さを避けるため、ここでは触れない。

この半丁二二cm程度の冊子は、継目に約八cm間隔で四つの糸目が確認できるので、かつては四目綴だったと考えられる。字配は半丁一五行、一行二〇字前後。紙は打紙していないが、墨はややかすれる程度に乗っている。紙厚は裏打のため正確に測れないが、六〇〜七〇μm程度であろう。各紙の端上に「二」(丹)「二十六」まで番号が振られているが、これは卷子装に改装した時期以降に書き込まれたものだろう。

内容は、原装の一〜二四丁(端上の番号とは一つづつずれている)までが『千種御抄』叙位文書で、二五丁以下は別筆で「源重相次第撰政時叙位」・「野宮内府次第」・「府奏叙位例」・「府奏三人例(并一府二人例)」・「式部二人例」・「従下二人例」・「二省任位例(後欠)」と続い

ていく。

なお一ウ・二四に識語・奥書などが付されている。

・「千種殿御抄也。子細載奥書了。去正月／廿八日於文府正本焼失之間、以之宜此／正本者也。可謂一字千金者乎。／輒莫出闔外々々。／

康正二年（一四五六）十二月五日 垂相通尚」（一ウ識語）

・「本云」康安二年（二三六二）九月十日抄了。追／可用捨之訛誤謬尤多。極□兆一／而已。／御判」（二四本奥書）

・「件一帖者、千種太政大臣殿御鈔也。／□□読合有破損之恐、仍所書写也。／文安五年（一四四八）十二月廿三日、始而染先筆、／同廿

七日功^{〔終力〕}絡筆。白昼者念劇也。／問毎夜於燈下書之而已。定有相違／事歟。追可校合者也。／家門之至宝、在^{〔この部分重ね書き〕}于茲者歟。／^{〔莫〕}木^{〔莫〕}可^{〔莫〕}他見。穴

賢々々。／權大納言源通尚」（二四書写奥書）

以上の奥書によると、康正二年正月二十八日に久我通尚（一四二六）一四八二の文庫が焼失したことをうけて、この写本を作成したという

経緯が分かる。その際の火事に関しては、「今曉、久我垂相文庫炎上。盗人所為（云々）。文書（并）累代重宝悉焼失（云々）。於彼第者無為也」

（『師郷記』康正二年正月二十九日条）とあることで、確認できる。

H-03-456 『除目要抄』

外題には「叙八五」（丹）／除目要抄（巻）／「綴合改めたる通り」（丹）とある。寸法は縦二九〇×横二九二（表紙）＋四五五

（第一紙）＋四五五＋四五三＋四五六＋四五七＋四五七＋四三三

＋四五四＋四五五＋四五五＋四五五＋四五五＋四五七＋四五七

＋四五四＋四五七＋四五六＋四五四＋四五五＋四五五＋四五三

＋二二五＋二五八＋四五六＋二七二＋九一（第二十六紙）＋二七cm（軸

付紙）で、軸径一五×長三〇・五cm。継目はいずれも順継で、幅は〇二

（〇三cmの範囲に収まる（部分的に継ぎ直し痕がある））。

料紙の奥上には、基本的に丹で番号が振られているが、第十八紙のみ記載がなく、第十七紙（十七）の次が第十九紙（十八）と振られている。ただし、「二十一」が欠番になっているので、最終的には第二十六紙（二十六）というふうにならざるを得ない。表紙に書かれた上野氏から経師への指示（「綴合改めるとおり」）を念頭に置けば、広橋家に保管されていた段階では錯簡があったと考えられるので、あるいはそれと関連する欠番ではないか。なお第十八紙は、前後の紙と比べても変色が激しく、卷子から離れて一紙のみ裸で伝存していた段階があったと考えられる。

各紙には、天界①二九cmと、その下に一二cm間隔で天界②③④⑤が引かれ、界高二〇四cmの下には、地界〇九cmがある（計六本）。一紙に二三行、一行の字数は不定（どの横界に揃えるかで、字数が変わる）。紙質は、全体を通してほぼ均一で、地合がよい（糸目は二cm程度か）。第一〜二紙あたりは全面的に変色しているが、製紙過程における洗浄不足というよりも、伝来の過程における劣化だろう。いずれの紙も打紙しであり、墨のにじみも見あたらぬ。ただし、全体に薄めの墨で書かれていることから、墨の乗りが不十分なところが散見される。紙厚は、裏打を除くと、六〇〜七〇μm程度だろう。

本史料の内容は、除目の手続きに関して、論点毎に各種の資料を挙げて説明するものである。構成は、計二九の大項目に、場合によってはいくつかの小項目が付随する形式となっている。大項目のみ掲げておくと、除目及五箇夜之時大間礼紙・白地起座事・改任人於他国事・初夜不可盡闕事・功過定事・臨時議定事・難書事・硯无水之時令人事・硯水凍時事・一夜度々摺墨事・令磨刀事・令刊墨首事・位階有不審之時尋問事・名替国替依負多所望国不闕申文不任事・事之後更□書改任人事・可備忽忘書人硯筥事・召仕年次第勘文事・周忌間院宮御給例・典葉陰陽寮醫師陰陽師在所事・関白白地起座之時大臣動座事・令上陣垂布事・今夜

任将曹隨身退出之時猶相具事・子息慶賀之時奏慶事・里内除目儀・弓場殿列事・著殿上事・著御前座事・奏闕官帳事・奏大間事となつている。ただし、掲載史料は年代が明らかでなかつたり、任人の姓名を略した抄出だつたりして、内容を厳密に検討したいものも多い。掲載事例は長保元年(九九九)以降、治承四年(一一八〇)までの時期にわたる(一箇所「元久二年正月」とあるのは、「元永二年正月」の誤記)。なお「〇年〇月記云」の様に典故を示した上で引用されるのは、ほぼ一二世紀代の記事に限定される。そのうちでも「〇年〇月御記云」として引用されるものは、編纂主体の先祖の日記と推測されるが、この範囲は「康和四年(一一〇二)正月御記」から「治承四年(一一八〇)正月御記」までと幅広く、特定の一人の人物の日記とは考えにくい。事例の大半は、永久・元永・保安・天治・保延・仁平・久寿・承安・安元・治承という限られた時期に集中し、一一四〇年代の記事などはほとんど引用されていない。

なお、前述の誤記を念頭におくと、本写本の成立時期は、元久年間以降、つまり一三世紀以降の可能性が想定されよう。

中63-461 『除目次第』

寸法は縦二九八×横二四九(後補表紙) + 四三〇(第一紙) + 五〇〇 + 四九八 + 四九八 + 四九五 + 四〇七 + 四七〇(第七紙) + 六・九cm(軸付紙)。ただし、上・下・両端の化粧断ち痕は明白。軸は径一三×長三三・〇cm。継目は、第一・二紙の間が逆継で、あとは順継。幅は〇三・〇四cm。字配は、幅五〇cm弱の標準的な紙で二二・二三行。紙は、打紙していない楮紙で、かすれ・にじみが散見される。厚さは、部分的に裏打が二重で測りづらいが、おおよそ一〇〇〜一二〇 μ m。

第六紙(奥上)の大きな欠損が、第七紙まで及んでいない点を踏まえると、両紙は分離していた時期があると考えられる。第七紙奥に四cm幅

の黒ずみ部分がある。旧軸付部分か。紙継目にかからないように文字が書かれているので、おそらく各紙を継ぐ前に文字を書いたものと思われる。

内容は、除目の際の各種手続きや、必要な書類(短冊・目録など)に関する説明。

中63-468 ~ 470 『除目部類御記』

三巻とも同規格の卷子装なので、第一巻を例に説明する。まず縦は二九・一cmで、軸は径一・二×長三〇・五cm。各紙には天高①二・二・②一・〇・③一・七cm・界高二三・〇・地高一・二cmの横界が引かれている。紙は打紙されており(紙厚は八〇〜九〇 μ m)、墨の乗りはともよい。字配は巻一で、一紙二〇行、一行一八〜二〇字。

巻一の第一紙裏の継目のみ、おぼろげに紫色の印影がある。印影はハッキリしないが、広橋家本の継目によく見える複槲黒丸印に似ているようである。またこれも一巻のみだが、表紙と本紙の間に緑色の紙が挟まっており、そこには裏に「除目部類御記 第一」(本文と別筆)と書かれ、表に簡単な目録(本文と同筆)が付されている。「承安四年 執筆 左大臣経宗 / 安元々年 執筆 同人 / 治承元年 □□左大臣 入眼隆季卿 / □□」。この緑色の紙が、本来の表紙であろう。続く本紙には「春除目抄 御記」(内題)と記されている(第二・第三は前闕なので、内題はない)。各巻の外題は以下の通り。「叙九」(丹) / 承安四年・安元元年・治承元年 / 除目部類御記 第一(春除目抄 完) 経光卿筆 壹卷 / 「綴合もとのまま」(丹) (第一)・「叙七 叙八」(丹) / 安元二治承二 / 除目部類御記 第二(春除目抄(首欠) 経光卿筆 壹卷) / 「綴合このまま」(丹) (第二)・「叙八五」(丹) / 治承三年・同四年 / 除目部類御記 第三(春除目抄 首闕) 経光卿筆 壹卷 / 「綴合改めるとおり」(丹) (第三)。

五十五・五十六紙は、いずれも後半が黒ずんでいるが、理由は不明である。

中31-53 『除秘藏人叢』（除目申文抄）

本写本は四目綴の冊子装で、寸法は縦二〇・八×横一六・三cm。丁数は、内表紙を除き墨付二九丁。表紙には「〇儀^除二八内」（丹）／除秘（藏人叢 守光公筆）（外題）とあり、原表紙には「除秘抄（職事要）」とあるが、いずれも本文とは別筆である。本文冒頭には「除目申文抄（職事要 愚抄）」と書かれている。字配は半丁一二行だが、一行の字数は二〇〜三〇字と一定しない。なお、本来は現状よりもやや緩く綴じてあったようで、綴目に近い部分で文字が見えなくなっている部分は何ヶ所かある。紙は何種類が使われているようで、厚みも五〇〜八〇 μ mと、バラバラ。ただし、いずれの紙も地合が良くなく、打紙もされてない。そのため、特に後半に行くほど、墨のにじみ・かすがが目立ってくるようになる。書写態度は、お世辞にもほめられたものでなく、筆跡はかなり雑なうえに、書写作業の終わりの方では、硯の墨溜の底が見えてきたにも関わらず新たに墨を擦らず、水を足してごまかしたようで、後方二丁の文字は薄くて非常に読みづらい。

奥書の類はみあたらないが、紙質や筆跡から見て中世の写本であることは間違いない。上野氏の想定通り広橋守光（一四七一〜一五二六）の筆跡とするならば、一六世紀前後のものということになる。ただし字句の異同からみた場合、『続群書類従』（巻二六六）本よりも、湯浅吉美「新出『除目申文抄』写本の紹介と考察―天理図書館蔵『正安二年具注曆』・『建治元年具注曆』調査報告―」〔ビブリア〕97、一九九二年一〇月）で紹介された写本にかなり近いようである。

本書の内容は、平安期の書籍からの引用と、鎌倉初期までの文書の引用からなる。この点から、成立時期を鎌倉初期とする説〔時野谷滋「除目申文抄」『国史大事典』〕と、続群書類従本の奥書に見える「筆写小倉

中将（季熙朝臣）」の記載から小倉季熙（一四五六〜一五二九）の著作と考え、成立時期を室町中期とする見解が提起されている。ただし内容から見ても、先に紹介された一四世紀初頭頃までの具注曆裏に書写された写本の存在を念頭に置いても、原本は鎌倉期の成立と考えるのが妥当だろう。

中63-536 『任国例』

平安中期の地方官に任命された人物を列挙した史料である。各紙の寸法や、本文の翻刻に関しては、古川淳一「国立歴史民俗博物館所蔵藤原経光自筆本『任国例』」〔弘前大学国史研究〕一一一、二〇〇一年一〇月）を参照。外題には「叙五」（丹）／任国例 完（経光卿自筆本） 壹卷／「綴合もとのまま」（丹）とあり、藤原経光（一一二二〜一二七四）の自筆と考えてよいだろう。継目は順継で、幅は〇三〜〇五cmの範囲に収まる（ただし、多くの部分で継直痕が明白である）。紙は楮紙の打紙（紙厚は九〇 μ m前後）だが、打ち方はやや弱めで、部分的に墨のにじみが見られる。料紙の全面に天高①三七・②二二・③一一・④一二・界高一九七・地高二五cmの薄墨界が引かれている。

中63-540 『春除目任官歴名』

卷子装で、外題には「叙一日記欠六一」（丹）／春除目任官歴名（仁安二年 同三年 首問欠 経光卿筆）一卷／「綴合改めたる通り」（丹）とある。寸法は、縦二七・二×横二七・八（表紙）＋四三・九（第一紙）＋四四・一＋四三・五＋四三・三＋四三・八＋四三・九＋四四・二＋四三・八＋四四・二＋四四・〇＋四四・二＋四四・二＋四四・二＋四四・二（第二十一紙）＋四・五cm（軸付紙）である。軸は径一・八×長三〇・二cm。このように各紙の寸法が横幅四四cm前後で揃っており、また上下に化粧断ちの痕跡が

明瞭なのは、二次利用の際に打紙する都合からあわせたものだろうか。墨界は、天高二・八・界高三・三五・地高〇九cm（第一紙の場合）。第六紙のみ裏文書がなく、また第十四～十五紙の間と、第十八～十九紙の間には、「此間欠」と書かれた白紙が挟まれている。このほか、第十四紙と第十六紙の奥は、かなり黒ずんでいる。字配は、幅の大きな紙で二一～二三行。一行の字数は不定。

継目は〇三～〇五cm幅で、いずれも順継。継直痕があつて見にくい。が、紙継目の下方には複郭の黒円印が捺されている（ただし第十五～十八紙の間には捺されていないので、継目印を捺した段階では、この部分は前後と分離していたと考えられる）。これと同形の継目印は、『扶桑略記』（H-63-937）などにも見えるので、広橋家のいずれかの当主が用いていたものと考えられる。また第十五～二十一紙（除第十七紙）の奥上に、丹で数字や文字が書かれている。これは現在の継がれ方と比べると、規則性が見いだせない（六ヶ所の書き込みには「四」・「五」・「二」・「式す」・「二す」・「四す終」と書かれている）。このうち、第二十一紙は全くの白紙である。このほか第三紙と第五紙には、裏書が二条づつ書き込まれている。

紙質の点で、いずれの紙にも大きな違いはない（同じ地域に住む中級の官僚層がやり取りした書状の料紙ということで、比較的均質なものだろう）。ただし第六紙（裏文書なし）のみは薄く（前後の紙の厚さが裏打を入れて一三〇μm程度に対し、この紙は八五μmくらいしかない）、未叩解繊維が多い。なお、多くの書状（二次利用面）で文字がかすんでいる点や、墨がにじんで裏まで染み通っている部分が散見される点からすれば、一次利用の段階では打紙されておらず、二次利用に先立ち打紙（やや軽め）を施した可能性を想定すべきだろう（つまり、半流し漉きの紙）。全体に二次利用面の方が墨の乗りがしっかりしているのも、そのためと考えられる。

内容は、仁安二年（一一六六）～三年の除目に関する歴名である。ただし前掲なので、この前に本来はそれ以外の情報が継がれていた可能性も否定はできない。なお第一紙（奥）や第八紙（奥）には、切断面に墨痕が確認され、これ以降も何らかの記載が続いていたようである。現状での継がれ方は、継目に黒印を捺した段階まで遡るようだが、これ以前には各紙の間に別の紙が挟まっていた可能性も、十分に想定される。こうした混乱は、前述した奥上に見える丹の書き込み番号の不連続や、中間に挟まれた継目印のない複数の紙（第十五～十八紙）の存在などとも、関連させて考えるべきだろう。あるいは、現状のように（＝本来の形態に比較的近く）継ぎ直されたのは、岩崎家に売却される直前に行われた大正年間の修理の際である可能性すら想定できる。

裏の書状群（日付はおおよそ十二月七日から九日にかけてのもの）は、仁治元年（一二四〇）十二月十四日に、近衛兼経（一二一〇～一二五九）が四条天皇の元服・加冠にともない太政大臣に就任した際の、任大臣大饗に関するものと考えられる。二次利用面の筆跡から、本史料の作成主体（＝一次利用面の書状の集積主体）は藤原経光（一二一三～一二七四）と目されるのであるが、彼は嘉禄三年（一二二七）八月に近衛家の家司となっていた。そうしたこともあり、この度の兼経の任官に伴い、「今日依明年御元服事、任太政大臣召仰也。（中略）頭弁経光朝臣奉行、於一条殿有大饗定云々」（『平戸記』仁治元年十二月八日条）ということになったのだろう。その各種手配の過程で、大饗への出欠を返答する書状（第一～十四紙の裏書状）が彼の手元に累積されたものと思われる。第十五～十八紙と第十九～二十一紙に関しても、日付が近接している点や、本文中に「任太政大臣」などの語句が見えることから、同時期に彼が受け取った書状と考えて良からう。とすれば、本史料（二次利用面）の成立は一二四一年春から一二七四年（没年）の間で、比較的前者に近い時期ということになる。おそらくは、自身の頭弁としての職務遂

行の便を目的として、作成した史料集なのだろう。

中35-54 『春除目申文目録』

外題には「叙一三七」(丹)／春除目申文目録(応徳)完 巻巻／綴合もとのまま(丹)とある。本紙の端裏には「春除目申文目録(応徳)」とあるが、これは本来内題だったものを、端側6cm幅ほど裂いて逆向きに張り直し、外題として転用したものである(筆跡は本文と同筆かどうか微妙)。墨付は計一五紙で、各紙の左上(裏)には「一」から「十五」までの数字(丹)が振られている。各紙の行数は一五〜一六行で、字数は不定。各紙の寸法は、縦二四・八×横一九・〇(表紙)＋四一・八(第一紙)＋四一・七＋四一・七＋四一・六＋四一・五＋四一・六＋四一・七＋四一・六＋四一・六＋四一・八＋四一・六＋四一・六＋四一・二(第十五紙)＋五三cm(軸付紙)。軸(木製)は径二・〇×長二八・〇cm。継目はいずれも順継で、幅は〇三〜〇四cm。虫損は一〇cm(第一紙)〜九cm(第二紙)間隔のもの、一二cm(第四紙)〜一一・五cm(第五紙)間隔のものなど、複数の種類が併存している。なお第十五紙には、本奥書が以下のように三種類並べられているが、書写奥書はみえない。これらの奥書から、本写本は吉田(清閑寺)家俊(一三七八〜一四三三)所持の桂(葉室)光頼(一一二四〜一一七三)書写本を、藤原(勧修寺)教秀(一一四二六〜一一四九六)↓藤原(甘露寺)親長(一一四二四〜一一五〇〇)と転写した本で校合したものを、広橋家の関係者がさらに書写したものと想定される。したがって、書写年代は一五世紀後半以降ということになる。

・「本云」応徳目録御抄本、先年炎上。／仍借請吉田(清閑寺)大納言(家俊)卿本(桂大納言《光頼卿》／筆也)／令書写了。／永享八年(一一四三六)四月廿一日／正二位行権大納言藤原(万里小路)朝臣時房(判)」

・「勸本云」大藏卿殿(為)御筆之正本所持也。雖然／此本一見之次、馳筆了。／康正第二(一一四五六)黄鐘(一一一月)上旬／権中納言從二位藤原(勧修寺)朝臣教秀(判)」

・「本云」文明六年(一一四七四)十一月廿八日書写之。勧修寺大納言(教秀)卿／本也。／按察使藤原(甘露寺)朝臣親長(判)」

紙には、未叩解・未蒸解の繊維結束が多く見える。また、全体に茶色がかっており、紙漉の前の洗浄が不十分だったと考えられる。漉目は糸目3cm、簀目の幅は並。打紙はなされておらず、表面にニカワの類を塗布しているようだが、効果は十分でなく墨のにじみが散見される。

冒頭に「申文目録書様(大五品侍中御時目録)」と、その末尾に「応徳二年(一一〇八五)正月廿八日」とある。また後半には、応徳三年・同四年・康和五年(一一〇三三)の各年の「度々袖書様」が載せられている。つまり、前半の内容は、応徳二年の除目に先駆けて提出された關官への任命を申請する申文の目録であると分かる。どの關官にどういう立場の人物が申文を提出しているか列挙した上で、また特別な「功」などがあればその旨も付記されている。応徳二年正月末に「五品侍中(五位藏人)の人物といえは、藤原為房・源国信の二人ということになるが、このうち「大五品侍中」と称されるべきは、大藏卿を極官とした為房だろう。つまりこの目録は、応徳二年の除目に際して、藏人方に提出された申文を藤原為房(一一〇四九〜一一一五)が目録化したものと分かる(同様の結論は、『魚魯愚別抄』が引用する本史料の抄出から、玉井力「平安時代の除目について―藏人方の成立を中心として―」『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年一月、初出一九八四年(注六五)でも提示されている)。為房の履歴などに関しては、榎道雄「夜の閑白と院政」『院近臣の研究』続群書類従完成会、二〇〇一年一月、初出一九九五年)を参照。

本史料の冒頭から第十紙(一一〇行目)までは、「職事撰申文事」『魚魯

『愚別抄』巻第二に収められており、活字化もなされている（『史料拾遺』五）。ただし、『春除目申文目録』で二〇ヶ所以上にみえる行間の傍書が、『魚魯愚別抄』の方には一切写されていないし、第一紙（冒頭）の「申文目録書様／大五品侍中御時目録」という記載や、第十紙（末尾）の「応徳二年（一〇八五）正月廿八日」という記載もみえない。また、第十一紙以下の「応徳三年正月例」「応徳四年例」「康和五年二月例」などは、『魚魯愚別抄』の方には挙げられていない。

なお、除目に際して、申文が藏人の手元を集められ、「申文目録」として目録化されていたことに関しては、玉井力「院政」支配と貴族官人層」〔平安時代の貴族と天皇〕岩波書店、二〇〇〇年一月、初出一九八七年・吉川真司「律令官人制の再編過程」〔律令官僚制の研究〕塙書房、一九九八年二月、初出一九八九年」などを参照。実際、この種の目録を藏人が作成していたことは、『山槐記』長寛三年七月十八日条のほか、以下のような記事からも確認できる。

・「申文目録、藏人左近将監清範書之云々」〔猪熊閑白記〕承元二年（一一〇八）正月十八日条

・「御覽申文目六、職事時継書之」〔民経記〕仁治三年（一一四二）正月五日条

具体的には、外記・内記・各道博士・主要な省の丞・録などへの就任を希望する人物（申文の提出者）を列挙し、その後旧吏・新叙・別功・申兼国・申諸国権守・申加階・申爵などの項目も用意している。各項の申文の通数を見ると、外記・史・式部丞・兵部丞などの顯官に四〜五通提出される事例もあれば、おおよそ各官職ごとに一〜二通程度である。この当時、申文は希望に任せて無秩序に提出されるのではなく、自身の前官や功・巡・労などの現状をふまえ、あるていど可能性のある官職に対して提出されたことを物語っている。

冊一〇三九二 『符宣抄 別本』

新訂増補国史大系に、『別聚符宣抄』として収められる史料の、現存する唯一の写本である。寸法は縦二六八×横一八八cm。全丁に、天高二〇cm・界高二四八cm・地高一〇cm、界幅一八cmの押界が引かれている。半丁九行、一行二〇〜二一字。ただし下側の界線の間隔の短さや、切断された文字の存在などから考えて、本来は上側と同様の余白があったのが、後述する焼損時の破損により化粧断ちされ、現状のようになったと考えられる。本来は粘葉装だったらしいが、現状ではその痕跡に加え、近接する二つの綴目を三ヶ所に配置して綴じ（中綴）、上に表紙（後補）を貼り付けている。紙は紙厚八〇〜一〇〇μmで、強い打紙がなされている。現状では焼損のためもありやや茶色がかかるが、本来はクリーム色に近い美しい色だったと推測される。簀目は見えにくいが見える範囲で一八本／三cmで、糸目は押界に阻まれほとんど見えない。紙質に関して、詳しくは穴倉論文を参照。

この写本に関しては、すでに瀧川政次郎「船橋本類聚符宣抄について」〔史潮〕2-1、一九三三年二月・清水潔「別聚符宣抄」〔国史大系書目解題下〕吉川弘文館、二〇〇一年一月）などの論文がある（ちなみに瀧川論文の「舟橋本」という題名は、清水氏が指摘するように単純な思い違いで、実際は「広橋本」である）。国史大系本が『別聚符宣抄』と名付け、また『大日本史料』は『符宣抄 別本』とするのは、写本表紙に「符宣抄 別本（端奥闕 焼損／著者不詳）巻冊」と記されているからである。しかしこの題目に関しては、すでに「極く近頃成つたもの」（瀧川）「近世に遡るものではなく」（清水）などと指摘されるとおりで、本書の性格を考える際、参考にすべきではない。前述したように、この題目は大正年間に宮内省図書寮に勤務していた上野竹次郎によって付されたものである。この表紙のない史料に題名を与える際、まず上野の脳裏に小槻家旧蔵の『類聚符宣抄』（書陵部現蔵）が浮かんだことは、想

像に難くない。「符宣抄 別本」というネーミングが、それとの対比で生まれたことは、ほぼ間違いないだろう。

掲載文書数は、全一三三通。その年代や形式に関しては、清水論文付載の一覧表を参照。前後で失われた丁を除き、中間で破り取られた丁を含めて、現存するのは全七四丁である。そのうちの第一～二十六丁目までは、(途中、数え方が一丁分ずれているが)朱で「巻」(「二十七終」と丁数が書き込まれている)。

こうした現状に至る経緯は、以下のように想定される。まず冊子装(おそらく粘葉装)の段階があったが、これは焼損や経年劣化によって四つ以上の部分に分裂した(現在は、そのうちの間二群が現存している)。この二つを便宜B(全二六丁)・C(全四八丁)と呼称する)。分離以降の段階に、B群には朱で丁数が書き込まれた。この分離状態で保管された時期が短くなかったらしいことは、C群の冒頭丁に当たる第二十七丁が破れて、ほぼ失われてしまっている(大系本二五頁を参照)ことから伺える。また、B・C群の間で連続しない欠損・虫損は少なくなく、その大半は両者が分離していた時期に生じたものと推測される。前述のように、B群には朱で丁数が付されるなど、分離段階でも一定の配慮の存在が確認でき、仮表紙などを付されていた可能性も想定できる。

なおこの段階で、すでにA・D群は、消滅してしまっていた可能性ある。というのは、現状から推測するに、冊子の下半外側が大幅に失われ、C群の最終丁が極めて強く茶変し、B群の冒頭丁(と続く数丁)が湿損の痕跡を残すのは、焼損時に火が裏表紙の右下側から浸食してきたことを物語っている、その結果、消火された段階ですでにD群は形跡を止めていなかった可能性が十分想定されるからである。また、消火の過程で表側からも大量の水分が与えられ、その結果としてA群が紙としての形を維持できなくなった可能性が高い。つまり、この段階でA・D両群は保存に耐えない状態となり、その後の整理の過程で意図的に廃棄され

た可能性が推測される。

火災の後も保存状態の良くない状況が続いたことは、たとえば第二十一丁(料紙の幅が不足しており、一行分は別の紙を張り継いでいる)で、張り継いだ第一行目が剥離し、失われてしまっている(大系本一九頁を参照)ことから分かる。ちなみにこれと同じく、紙を張り継いで一丁をなしている丁は、一・三・四・二一・三三・五二・二九・三六・三九・四三・四七・五三・五四・五六・五九・六〇・六一・六四・六九・七一の計二一丁に及んでいるが、その少なからぬ部分に継直痕があることは、ある段階で継目の多くが剥離していた可能性を示唆している。

別筆による書き込みは、全体にわたってみえる。そのなかでも第三十七丁オ(a部分)、第三十八～三十九丁(β部分)、第六十一～六十四丁(γ部分)の三ヶ所は、全文が本体部分と別筆である(この点は、すでに国史大系本の頭注や、清水論文でも詳細に指摘されている)。その筆跡は、 $a \parallel \beta \neq \gamma$ という関係である。本冊子の他の場所に見える数字程度の書き込みは、ほとんどが a と同筆で、この種の書き込みの大半は $a \cdot \beta$ の書き込みと同時に行われた可能性が高い(γの筆記主体が、この人物と別人かどうかは微妙だが、いずれにしても別の時期の書き込みだろう)。

なお、この史料の書写に関して、清水論文は原本―広橋本という単純な親子関係を想定し、前述の追筆による補記も「のちに原本と照合する機会があり、その部分が脱落していることに気づき、補写したのではあるまいか」としている。しかし、「或本十月」(第三十六丁ウ/三二頁)・「或本入雑田部」(第四十七丁オ/四三頁)などの記載を念頭に置けば、広橋本成立の段階ですでに、当初書写した本(直接の親本)とは別の記載を含む異本が並存していたと考えるべきだろう。たしかに先行研究において指摘されるとおり、『別聚符宣抄』の体裁・構成などがやや未整理である印象は否めない。しかし、現存する広橋家旧蔵本が作成された

段階で異本が存在していたとすれば、全くの未定稿とはいいいくにくい。広橋本の成立年代は、奥書の類が一切見えないが、書風や装丁などから見て中世前期を下るものではないだろう。本文書集に収められた最新の年紀の文書が天禄二年（九七一）であることなどから、成立を一〇世紀末～一一世紀初頭と推測する想定（清水論文）に基づけば、成立から書写まで三〇〇年前後はたっていることになる。これだけの時間があれば、異本の一つや二つできていても不思議ではなからう。

具体的に、たとえばβ部分の場合を見ておこう。ここでは、当初、現在の第三十七丁と第四十丁オに相当する部分を連続して書写したが、異本でこの間に別の文書（文書番号八八～一〇〇）が存在することに気づき、前者を抹消した上で、この部分を後者と連続するように体裁を整え直して、補写したものと想定される。なお、ここで挿入されたα・β群の計一三通の文書はすべて抄写だが、一旦は抹消した「厨家雑事」（第三十七丁ウ・国史大系本三三頁、文書番号八八と八九の間にある中途半端な記載）以下の記載について、同筆で書写した文書番号一〇一・一〇二前半に関しては、抄写せずに再度全文写しなおしているところを見ると、親本の段階できちんと書いてあったものを広橋本の筆写主体が抄写した訳ではないと分かる。おそらく、補写の元となった異本にこれらの文書が書き加えられた段階で、すでにこのような省略された形態だったのだろう（押紙による張り込みか、余白への書き込みだった可能性が高い）。なお補写の時期は、清水氏も想定するように、料紙の共通性などから考えて、それほど時間的に離れているとは考えにくい。

一方、第六十一～六十四丁の場合、押界の規格は前後の紙とほぼ同様とはいえず、押し方などが前後の紙と明確に異なっており（非常に弱い）、後になって用意された紙であると考えられる。こちらの補入に関しては、α・β部分と比べて、时期的に遅れる可能性も十分想定されるだろう。このことは、α・β部分が前後の部分との連続性を強く意識した補

入方法を採用しているのに対し、γ部分では最終丁の（第六十四丁）の後半には大きく空白が広がっている点などからも、伺うことができよう。

○校異

下方の連続焼損の部分は、現在、補修紙が貼り付けられている。そのため、糊代になった部分の文字が読めなくなっており、大系本では多くの場合、翻刻されていない。ここでは、その部分の文字を中心に、大系本との異同を注記しておきたい（以下、大系本の頁・行数で場所を示す）。また、行間の傍書（左・右の別を始め、記載には信の置けないものも多い）は、一部が翻刻されたり、頭注で言及されているが、かなりの部分は言及がないので、ここで注記しておく。なお傍書の大半は明らかに本文と別筆であり、その大多数は前述したようにα||βと同筆である。そこで基本的に、この点に関しても言及しなかった。このほか以下の二点に関しては、煩雑を避けるため、一々注記しなかった。

・年月日と加署人名のあいだに、国史大系本では原本にはない空白が置かれている。

・たとえば「左大史酒井人真（奉）」と翻刻される部分、原本で「奉」は本文と同じ大きさの字である。

二・二一「左大弁」：「右」と傍書／三・二「左大弁」：「右」と傍書
 ／五・四「頃年」：「頃年」／五・六「放還前司之國」：「放還前司之國」／九・四「頃年」：「頃年」／九・四「言上」：擦消の上を書く
 ／一〇・八「公文未到」：「公文未到」／一〇・八「可物之」：「物」らしい字の上から、別筆で「拘」のような字を上書／一一・三「左大弁」：「右」と傍書／一一・六「歛五口」：「歛吾」／一一・九「左中弁」：「右」と傍書／一二・一「副解文事」：「副解文事」／一二・七「不待口宣」：「侍」の上から、別筆で「待」と上書／一二・一三「事□□宜」↓「事不□□宜」／一四・五「主計」：上から意味不明な上書。単なる誤記か／一四・一三「延長三年」：「喜」と傍書。

／一五・二「実誠」：不明字の上から、別筆で上書／一五・二二「右中弁」：「左」と傍書／一六・七「承知依宣」：「承知依宣」／一七・八「左中弁」：「大」と傍書／一八・四「十二月廿日」：「十二月廿日」／一九・二「藤原朝臣保忠」：「藤原朝臣保忠」／一九・二「巨勢惟平」：「守巨勢惟平」／一九・五「左大史」：「左大史」／一九・九「橘光袴」：不明字の上から、別筆で上書／一九・二二「不堪佃田使藤原」：「不堪佃田使藤原」／二二・五「頃年」：「頃年」／二二・七「謹解」：「謹辞」／二二・二二「從五位上行左近権少将」：「上」字は別筆／二三・三「物部宿祢」：「宿祢」字は別筆／二三・一三「右大臣」：「左」と傍書／二四・三「去任」：擦消の上に書く／二五・二二「其制」：不明字の上から、別筆で上書／二六・一「不給之録」：「不給之録」／二六・四「從位」：「三」の上に、別筆で「二」と上書／二六・二二「或任土産」：「或任土産」／二六・二二「国司不達物意」：「国司不達物意」／二七・六「正六位上海宿祢業恒」：「正六位上海宿祢業恒」／二七・九「応科責」：擦消の上に書く／二八・二「而偏慣尋常」：「而偏慣尋常」／二八・二「宜科天祓」：「宜科天祓」／二八・一五「而寄事左右」：「而寄事左右」／二九・二「権中納言」：「権中納言」／三〇・二〇「於諸国。而寄」：「於諸国。而寄」／三二・一一「二千斛事」：「二千斛」／三二・二二「肥前国二百斛」：「肥前国二百斛」／三四・九「奉幣」：「奉幣」／三四・一一「穀穎」：不明字の上から、別筆で「頰」のような字を上書／三四・一二「五月廿二日」：「五月廿二日」／三五・一「左近将監」：「左近将監」／三五・一「充」の可能性あり／三五・七「過限」：「過」のような字の上に、別筆で上書／三六・四「同前」：擦消の上に書く／三七・六「八石斗」：「八石斗」／三七・七「三百五十三石例進」：「三百五十三石斗」／三八・一「例外地子」：「例外」と「地子」の間、「進」と傍書／三八・一三「五把」：擦消の上に書く／四〇・三「百百斛黒

四百」：「白百斛黒四百」／四二・一四「執行雜事」：大系本は欠損を「雜事」と想定するが、残画から一字目は「雜」ではない可能性。／四三・一五「關郡司職田」：「国」と傍書／四四・二「關郡司職田」：「国」と傍書／四四・二五「兼倍。其位田」：「兼倍。其位田」／四四・二六「減少厨家」：「減少厨家」／四五・三「依裁一符」：「依載一符」／四六・六「但上総下総」：「但上総下総」／四六・七「无主田」：「无主田」／四八・五「關郡司職田」：「国」と傍書／五〇・二「頰称減少」：「頰」の上に別筆で上書／五〇・五「地子混合」：擦消の上に書く／五〇・六「依裁一符」：「依載一符」／五〇・一四「全脱上田」：擦消の上に書く／五二・八「段別十束、今定充六束」：「段別十束、今定充六束」／五三・一「直千四百束」：「三」と傍書／五三・一一「定別六十束」：「定別六十束」／五四・五「屯別十束」：「屯、十束」(別)字は別筆で傍書／五四・一〇「地子帳」：「地子帳」／五五・一「中務省」：「省」字は別筆／五五・九「後太上天皇」：「後太上天皇」／五六・一〇「熨斗被料」：不明字の上に、別筆で上書／五八・三「甕桶四口」：「雍九」の様に見える。明らかに二字。／五九・七「見参簿」：「簿」字は上下に長く伸びており、明らかに二字として写されている。／五九・九「雜事部」：「雜事却」／六〇・二「云々以非」：「云々以非」／六〇・四「在太政官部」：「在太政官部」／六一・二「女孺并」：「女孺并」／六一・二二「采女」：「采女」／六三・一「明櫃六合(減二合、定四合)」：「明櫃六合(減二合、定四合)」／六三・一五「廛十一口(減五口、定六口)」：「廛十一口(減六口、定五口)」／六三・一六「水樽」：擦消の上に書くか／六五・五「符到奉行」：焼損部だが、四字のスペースはない。残画も見えず、書かれていなかった可能性もある。／六七・二四「仍(天那利止)」：「仍(久那利止)」／六八・一一「加十人之日」：「加十人之日」

中63-553 『弁官補任』

『弁官補任』は、弁官の地位にあった官人を、その前職・兼官・転任先なども含めて一覧化した史料である。本巻子の寸法は、縦二七八×横一・四〇五六三cm（詳細は一覧表を参照）。縦は、上・下ともに少なからず化粧断ちされていて、本来は三〇cm弱あったものと想定される。なお界線が上下に存在するが、本来からそれほど丁寧に引かれていないことに加え、後世の化粧断ちの影響もあり、現状ではかなりバラバラな間隔を呈している（大まかにいって、天高二・三cm、地高一cm弱である）。継目はおおよそ順継であるが、第二十五〜二十七紙の間の二ヶ所では逆継である。継目幅は一定しないが、後世につき直されていることが明白なので、ここで詳細なデータは挙げない。外題には「甲十四」（丹）奥書無之／弁官補任（自首至仁平三年 間奥欠／権中納言藤原頼資筆）巻卷／「綴合此のまま」（丹）」とある。各紙の紙質に関しては、宍倉論文を参照。

刊本としては、『群書類従』・飯倉晴武編『弁官補任』（統群書類従完成会）などがあるが、いずれも近世の写本から翻刻したものである。歴博の所蔵する広橋家旧蔵本は、寛弘七年（一〇一〇）条（前欠）〜仁平四年（一一五四）条（後闕）までを載せるにすぎないが、現存する弁官補任の諸写本のなかで最古（鎌倉期）、かつ唯一の古写本である点、極めて重要な写本と位置づけられる（土田直鎮「弁官補任」『群書類題五』統群書類従完成会、一九六〇年五月・飯倉晴武「解題」『弁官補任』第三、統群書類従完成会、一九八三年九月）。一次利用面の文書の年紀は、明白なもので一二三三年を下限としており、卷子外題の「藤原頼資（一一八一〜一二三六）筆」との上野氏の指摘も蓋然性が高い。

冒頭の一紙半の部分（昇進に関する先例を列挙した部分）を除き、前掲の諸活字本におおよそ翻刻されている。この冒頭部分は『弁官至要抄』のダイジェストのような内容であり、ここでとりたてて翻刻する必要は

ないだろう。広橋兼秀は、この種の史料を見て『弁官至要抄』の執筆を思い立ったのかもしれない。

旧装（折本）から現装（卷子）に変更する際、大幅な混乱が生じたらしく、全体の五七枚のうち、一六枚に錯簡がある（それと関連して、多くの紙継目に継ぎ方に関する指示を記した押紙が付されている）。また複数箇所において、欠損が存在している。便宜、各紙の欠損箇所を示しておく。第四紙（冒頭一行）、第七紙（冒頭五行）、第十四紙（末尾二行）、第二十一紙（冒頭一行）、第二十三紙（冒頭一行）、第二十八紙（末尾一行）、第三十六紙（冒頭部）、第四十六紙（冒頭一行）、第五十七紙（後半全体）などである。この他、卷子冒頭部分や、第三十六紙の中間部分と、第五十七紙（巻末）の後半に、大規模な欠損がある。なお、これらの内でも冒頭・巻末の欠損は、その形状などから折本として利用していた段階で生じたものと考えられる。現状でも、約二六cm間隔ごとに折り目が確認できる。

裏文書の数は多いが、ここでは古代のものであることが明白な文書九・一〇・一六のみに言及する（次掲の表を参照）。このうちの『平安遺文』補三五〇と補三六六（前欠）は、同筆で同紙に書かれている。つまり、かつては前後に何通もの官宣旨などを列挙した文書集の一部をなしていたものだろう。ただし広橋家伝来の『別聚符宣抄』などは、別筆である。かつての広橋家には、この種の文書集が複数存在していたということになる。『平安遺文』との異同は、前者の「得彼所去月 日解状」↓「得彼所三月 日解状」（本文冒頭）と、「可募雜^役免之由」↓「可募雜^役免之由」（中間部分）である。のこりの『平安遺文』補三五一は、補三五〇・二六六などと明らかに筆跡が異なる。『平安遺文』との異同は、「使人（国行／貞行）」↓「使人（国清／貞行）」（事書の次行）である。

鎌倉期の文書に関しては、言及し出すとキリがないので、ここでは明らかな問題点のみ指摘しておく。一覧表でも触れたが、『鎌倉遺文』

三三二四の後半として翻刻されている一行は、料紙が連続する点や、筆跡などから判断して『鎌倉遺文』三三二三に後続する可能性がある。なお未翻刻文書の大半は鎌倉初期の書状だが、文書八（神宮司庁宣）・一（蔵人所下文）は遺文が基本的に収載するはずの公文書形式であり、『鎌倉遺文』が翻刻しなかった理由は不明である。

田中稔「東洋文庫所蔵 弁官補任紙背文書（抄）」、『古文書研究』一、一九六八年六月）・大村拓生「日記の記録過程と料紙の利用方法」（『中世文書論の視座』東京堂出版、一九九六年三月）などにも、部分的な翻刻と解説が掲載されているので、参照されたい。

料紙本来の順	横幅 (cm)	裏文書の年月日	西暦	内容(未記入は内容不明の書状)	No.	備考
四一	一一・〇			蔵人所下文		白紙
四二	一七・八			某下文(前半)	二〇	鎌三三二四
四三	一三・三			某施行状	一九	鎌二〇六一
四四	三二・五	建暦三年二月三〇日	一一二二三	関東下知状	一八	鎌二〇六一
四五	三三・八			蔵人所牒(前半)	一七	平補三五二
四六	二六・九	仁安三年	一一一六八	蔵人所牒(前半)	一六	平補三五二
四七	四六・八	建暦三年七月三〇日	一一二二三	関東御教書	一五	鎌二〇一三
四八	四八・八	貞応三年□月 日	一一二三四	関東御教書	一四	鎌二〇一三
四九	四八・一	貞応元年五月 日	一一二二二	蔵人所下文	一一	鎌三三三三
五〇	四九・三	仁安三年九月八日	一一一六八	官宣旨	一〇	平補三五〇
五一	四八・一	承安二年 閏二月二九日	一一一七二	官宣旨	九	平補三六六
五二	四八・九	承元三年八月一日	一一〇〇九	庁宣	八	七鎌三〇七八
五三	三九・七	貞応二年三月 日	一一二二三	蔵人所牒(前半)	七	鎌三〇七一
五四	五六・三	貞応元年二月九日	一一二二二	藤原友方書状	五	鎌三〇三〇
五五	四七・九	二月九日		近木郷地頭代書状	四	鎌三〇三一
五六	三四・六				三	
五七	一一・四	貞応□年□月		右馬権助某書状	二	
五八					一	

料紙本来の順	横幅 (cm)	裏文書の年月日	西暦	内容(未記入は内容不明の書状)	No.	備考
四〇	四九・五				四〇	
三九	四七・一				三九	
三八	四九・〇	貞応二年三月 日	一一二二三	蔵人所牒(後半)	二三	鎌三〇七八
三七	約四九	一一月一五日			二四	
三六	二八・五				二五	
三五	五一・六				二六	
三四	五一・三				二七	
三三	五〇・一				二八	
三二	四八	九月一三日			二九	
三一	五一・三				三〇	
三〇	五〇・二	正月二二日			三一	
二九	二一・八	卯月二八日			三二	一通の書状が切断
二八	二九・七				三三	墨映あり
二七	五〇・二	七月九日			三四	
二六	四九・八	七月二日			三五	
二五	四九・七	五月二日			三六	
二四	五一・二				三七	
二三	四九・六	七月八日			三八	墨映あり
二二	五〇・〇				三九	
二一	四九・九				四〇	白紙
二〇	四九・〇				四一	
一九	五一・〇	□月一四日			四二	
一八	五一・五	六月二二日			四三	
一七	四一・一	五月一七日			四四	
一六	三三・四	六月二三日			四五	
一五	五一・五				四六	剥ぎ取りか
一四	四一・六				四七	白紙
一三	一六・五	九月五日			四八	剥ぎ取りか
一二	四八・七				四九	墨映あり
一一	五一・三				五〇	墨映あり
一〇	五〇・八				五一	白紙
九	五一・三				五二	墨映あり
八	四一・九				五三	
七	四七・三					
六	四九・八					
五	四八・九					
四	四八・九					

料紙本来の順の順 (cm)	裏文書の年月日	西暦	内容(未記入は内容不明の書状)	No.	備考
一	四月一八日			五四	
二	四月一八日			五四	
三	四月一八日			五四	
四	四月一八日			五四	
五	四月一八日			五四	
六	四月一八日			五四	
七	四月一八日			五四	
八	四月一八日			五四	
九	四月一八日			五四	
十	四月一八日			五四	
十一	四月一八日			五四	
十二	四月一八日			五四	
十三	四月一八日			五四	
十四	四月一八日			五四	
十五	四月一八日			五四	
十六	四月一八日			五四	
十七	四月一八日			五四	
十八	四月一八日			五四	
十九	四月一八日			五四	
二十	四月一八日			五四	

H-63-554・H-600-1004・H-1242-6-12 『法曹至要抄』

『法曹至要抄』は、平安末〜鎌倉初期にかけての時期、坂上氏(明法道)の家学をまとめた書と考えられている。上・中・下の三巻から構成されている。広橋家旧蔵本(H-63-554)は、下巻の一部に相当する写本で、装丁は卷子装、計一〇紙からなる。寸法は縦二六七×横二七四(表紙) + 三八三(第一紙) + 三八二 + 三八三 + 三八三 + 三八三 + 三八六 + 三九七 + 三八七 + 三八八 + 三九五(第十紙) + 八三三 cm(軸付紙)。ただしすべての紙で、下半の外側が焼損している点は『符宣抄別本』(H-63-542)と同じである。軸は直径一二 cm、長さ二八〇 cmである。字配は半丁(原状) 八行、一行二五字前後(かなり幅あり)。外題には「乙二十」(丹) / 法曹至要抄(写本) 一冊 / 「上」は「丹」とある。

各紙のほぼ中間部分に折目があり、そこを中心にシンメトリーな虫損・欠損が多く見えるので、本来は袋綴じの冊子装だった可能性が高い。ただし現状では、綴目の部分は、成巻の際にほとんど切り捨てられており(たとえば第二紙奥で、切断しすぎて文字が少々失われている部分がある)、原状は復元できない。また現状では、裏打紙の上に、ほとんど重ならないように張り継いでいるので、一々の継目幅を挙げることに大きな意味はなからう。ただし、第一紙(端)に残る糊代は一 cm 強の幅がある。ある段階では、この程度の幅で張り継がれていたようである。紙質に関しては、穴倉論文を参照。なお現状では全体が裏打されており計測しづらいが、紙厚はおおよそ八〇〜九〇 μm 程度のものである。全体に

墨で訓点が付書されているが、本文と同筆かは判断できない。これを付した時期は、文末の「之」を不読字として扱っていることや、「宜」を再読していることなどから、中世前期と推測される。

この史料の活字化は、すでに『群書類従』(巻七七:流布本)・『中世法制史料集』(第六巻:陽明文庫本)などがあり、古写本としては陽明文庫本・神宮文庫本・広橋家本(歴博所蔵)の三本が確認されている。このうち完本は陽明文庫本のみで、神宮文庫本は抄写、広橋家本は下巻の一部が残存する破本である(長又高夫「法曹至要抄」の基礎的研究)『国学院大学日本文化研究所紀要』八五、二〇〇〇年三月)。各本を比べる場合、細かな字句の違いにまで言及すればきりが無い。前述したように『中世』の史料群に関しては、館内で詳細なデータ化が進行中なので、ここではとりあえず他本との顕著な違いのみを挙げておこう。たとえば『中世法制史料集』の二三一条「処分子孫之物、子孫死後不返領事」と二三二条「養子承分事」(『群書類従』本の下一二条と二三二条に相当)の間、つまり第一紙の前半から第二紙前半にかけて、他本に見えない以下のような条文が置かれている。内容は、前者の二五五条(後者の下三六条)「違法養子、為養父母、無服仮事」と類似するが、後半「案之」以下は、全く別の記載が続く。

一、養子預女子分、并違法養子不預財事
戸令云。無子者聽養四等以上親於昭穆合者、即經本属除附。／義解云。謂昭者明也。穆者敬也。子宜敬父也。凡収養子者、年齒／須相適。何者下条云。男年十五聽婚、既定夫婦理当有子。然則年／十五者、則於卅者、有為子之道。年卅者、則於廿五者、有為父之端。／挙其一隅、余從可知也。説者云。四等以上者、謂兄弟之子及從父兄弟之子也。／戸令応分条云。兄弟亡者、子承父之分、養子亦同。／注云。妾同女子之分。

戸婚律云。養異姓男者、徒一年。／名例律小蔽匿条注云。違法養

子之類、須改正者。

案之、乍有嫡子・庶子・女子、更取養子者□□／之分、可与養子也。
若無男子者、養子皆可□□／違法養子者、不可得分。何者、違法養子、須改正之由、律条／設文。然則、遺棄小兒年三歳以下、及兄弟之子、従父／兄弟之外、曾不可預養父母之遺財。

このほか高松宮家本のなかに冊子本(H-600-100)がある。三冊(墨付は夏四丁、殷三三丁、周二八丁)からなり、装丁は四目綴、寸法は縦二七二×横二二二cm。字配は半丁一〇行、一行一八〜一九字。料紙は薄手で、叩解・漂白は丁寧、打紙も済んでいる。外題には「法曹至要鈔(夏)」(第一冊)などがある。奥書はなく、内容にも大きな特徴はないが、料紙などからは近世前期の写本と考えられる。

また水木要太郎旧蔵の寛文二年(一六六二)の刊本(H-242-6-12)、縦二三五×横一七〇cm、上五二丁・中四二丁、下三五丁)も所蔵されている。外題には「法曹至要抄(上)」などとある。これは、師範学校の蔵書印のうえに除籍印が捺されているので、要太郎が勤務先で入手したものと考えられる。ただし、下巻の最後には値付けの符牒が書き込まれているので、師範学校はこれを古書肆から購入したのだろう。

H-63-563 『律』(第三衛禁・職制律)

『律』のうち、衛禁律(第二)の後半と職制律(第三)を収めた写本である。外題には「甲八」(丹)奥書無之／律卷第三(著者不詳 端欠)／○裏吉部秘訓抄第一(首尾完)／「綴合モトノママ」(丹)」とある。一次利用面には全体に界線(薄墨)が引かれており、その規格は天高二六・界高二四・七・地高二六・界幅二・九cm(第一紙)である。紙幅は、縦三〇・三×横二七・二(表紙) + 四三・一(遊紙) + 五二・三(第一紙) + (…この間、五一・九〜五二・五cm幅の紙が続く…) + 四一・七(第三十一紙) + 二一・三cm(軸付紙)。ただし全三十一紙のうち、現状で

は第十八紙あたりを境に、前半では横幅五二・四cm平均で、後半では五二・二cm平均と、やや違いが見られる。なお三十一紙あたりに欠損や汚れが目立つのは、二次利用面の『吉記』を表にしていた段階では、この部分が巻頭になっていた関係からだろう。これと関連して、第二十七〜三十一紙にかけて、『吉記』を表にしていた段階で生じた虫損(広狭の間隔が『律』の面と逆)が目立つのも、同様であろう。継目はいずれも順継で、幅は〇・二〜〇・三cm。継ぎ直し痕は明瞭だが、当初からこの程度の幅だったようである(本来の糊は、その色から見て大豆糊だろう)。紙厚は第一紙で六五〜九〇μm、第二紙で八〇〜一〇〇μm、第三紙で九〇〜一二〇μm、第四紙で八〇〜九〇μm、第五紙で七〇〜一〇〇μm(以下略)と、紙によってやや幅がある。地合も見ても、やや漉きムラが見られ、未叩解繊維も少なくない。特に『吉記』の面(つまり本来の裏側)には、チリが多いので、紙漉の最終段階で「捨て水」の工程を経ているものと推測される。繊維は『律』の面(表面)のみ、縦方向に揃っている(おそらく「半流し漉き」の技法で漉かれた紙だろう)。紙色は、やや暗めのクリーム色で、虫損がほとんどなく、変色も目立たないところを見ると、「洗浄」の工程は比較的丁寧に行われたものと推測される。

なお、墨ののりから見ると、一次利用(『律』の書写)の段階から、既に打紙加工が施されていたようである(ただし、その強い打紙の割には、墨がうまくのらずに、滑っている箇所も散見される)。そのため、二次利用(『吉記』の書写)に際して、格別の加工はなされないまま済まされたと考えてよいだろう。

本写本は、鎌倉前期の成立と推測される。同じ写本の名例律(第一)残巻が宮内庁書陵部の谷森本のなかに現存するので、かつての広橋家には律全体の写本が存在していた可能性が高い。そのうちでも衛禁律に關しては、構成を巡って論争が行われている。榎本淳一「広橋家本「養老衛禁律」の脱落条文の存否再論―利光三津夫氏の御批判に答える―」(『古

代中世史料学研究上』吉川弘文館、一九九八年一〇月」などを参照。なお、本史料の全体に関しては『譯註日本律令四律本文篇別冊』〔東京堂出版、一九七六年九月〕に、解説（小林宏）と写真が収録されている。

その後、南北朝期頃、勸修寺流藤原氏の藤原経房（一一四二～一二〇〇）の『吉部秘訓抄』（第一・古写本）を写すのに二次利用され、現在に至る。これに関しては、高橋秀樹「解題」〔『新訂吉記索引・解題編』和泉書院、二〇〇八年五月〕を参照。なお高橋論文によれば、このほか歴博に所蔵される『節会部類記』（H-000-169・寿永二年正月一日と建久三年正月一日条を所収）や、『叙位次第』（H-63-21・寿永二年正月七日条を所収）なども、『吉記』の部類記である。同一巻における『吉部秘訓抄』（第一）をはじめ、一卷から索引・解題編までの該当箇所、それぞれ全文が翻刻されている。なお当項と次項に関しては、森岡康「岩崎文庫の古写本について（二）」〔『東洋文庫書報』二、一九七一年三月〕も参照。

H-63-564 『令義解』（第一・官位令）

『令義解』は、天長十年（八三三）に成立した『令』の官選注釈書である。広橋家旧蔵の写本はおそらく鎌倉期の書写で、元来は『律卷第三・衛禁・職制』（H-63-563）や谷森善臣旧蔵本『令義解』（宮内庁書陵部蔵）などと一体だったと推測される。これらの写本は南北朝期に反故となり、『吉部秘訓抄』が書写され、現在に至っている。一次利用面は『譯註日本律令一一令義解譯註篇別冊』（東京堂出版、一九九九年六月）に、解説（水本浩典）と全文の写真が収録されている。石上英一「令義解」〔『国史大系書目解題下』吉川弘文館、二〇〇一年一月〕も参照。本巻の場合、裏は『吉部秘訓抄』（第四・古写本）として二次利用され、その全文が『新訂吉記』三卷（和泉書院）に翻刻されている。

料紙は、全二五紙。一次利用面には、天高二六・界高二四六・地高二四・界幅二八〇cmの薄墨界が引かれてる。また二次利用面には、

天高①一九・②〇七cmの二本の横界線（薄墨）が引かれている。このうち後者は、一次利用面の天界と重なっているため、これを意識したものであろう。字配は、一次利用面で二二cmあたり四行、一行一五～一六字。二次利用面で二二cmあたり七行、一行あたり二八～三〇字である。外題には「甲七」（丹）奥書無之／令義解（著者不詳 首尾完）／〇裏吉部秘訓抄第四（首尾完）／「綴合モトノママ」（丹）」とある。

各紙の寸法は、縦二九・七×横二五・〇（後補表紙）+四九六（第一紙）+五二二+五二三+五二九+五二八+五二七+五二八+五二九+五二八+五三〇+五二六+五二八+五三〇+五二八+五三〇+五三三+五三二+四六八（第二十五紙）+九二cm（軸付紙）。紙の厚さは、裏打のない部分で計測すると、大底の紙は七〇～一〇〇μmの間で変動するが、第九・十一・十五・十六・二十の計五紙は五〇～七〇μmの範囲で変動する薄紙である。ただし、紙質はほぼ一貫しているため同質紙と考えるべきだろう。軸は径一・二×長三〇・五cm。継目は、一次利用面から見て順継で、幅はほぼ〇・二～〇・四cmの幅に収まる（第二十～二十一紙・第二十三～二十四紙の間では〇・一～〇・二cmと狭めで、第二十四～二十五紙の間では〇・三～〇・五cmと広め）。ただし二次利用面で継目近くの文字が欠けていることがあるので、継目はある段階で一旦解体した上、化粧断ちして再接続していると考えられる。当初の糊は、その色から見て大豆糊のようである。現状では第一紙・第二十二～二十五紙のみ、全面に裏打されている。いずれもこの部分が外側に面していた時期が長く、劣化が激しいためだろう。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。

構成は、第一紙冒頭から「応撰定令律問答私記事」（天長三年十月五日）がはじまり、『令義解』撰定に関する詔（承和元年十二月十八日）、「上令義解表」（天長十年十二月十五日）、「令義解序」（天長十年十二月十五日）と続く。その後、第十五紙（十七行目）から「官位令」本文が

始まり、第二十五紙（十行目）で終わっている。

第一紙の冒頭部分に、三五～三六～三七～三八～三九cmと（一次利用面から見て）奥に行くほど間隔を広げる縦長欠損が連続するのは、二次利用の段階で生じたものだろう。また第二十五紙（端下）の大きな欠損は、第二十四紙には及んでおらず、唐突に終わっている。これは、両紙が離れていた段階で生じた欠損であることを物語っている。第二十四（最大で二三cm間隔）～十七紙（最小で一七cm間隔）にかけて連続する茶変焼損痕が、第二十五紙にまで連続していないのも、第二十四紙が本卷子の最外延部に位置していた時期があることを示している。前述したように、両紙の間の継目がやや不自然に広いのも、こうした経緯と関係している可能性がある。

なお、このほか歴博には、寛政十二年十二月の埒保己一識語が付された刊本（山城屋左兵衛の発行した所謂「赤本」も所蔵されている（H-1242-6-271）。計一〇冊からなり、冒頭に「西大路／藩印」（縦六五×横六六cm）の朱方印が捺されているので、西大路藩（近江国蒲生郡）の蔵書であったことが分かる。

H-63-588 『時範記』（永長元年三月）

『時範記』は、平時範（一〇五四～）の日記である。彼の経歴については、木本好信「『時範記』と平時範」〔平安朝日記と逸文の研究〕桜楓社、一九八七年四月、初出一九八五年）などを参照。またこの日記に関しては、早川庄八「時範記―承徳三年春―」〔日本古代の文書と典籍〕吉川弘文館、一九九七年五月、初出一九五二年）・早川庄八「時範記―補遺―」〔日本古代の文書と典籍〕吉川弘文館、一九九七年五月、初出一九六五年）・宮崎康充「時範記―承徳三年夏―」〔書陵部紀要〕32、一九八一年二月、早川一九九七年再録）・宮崎康充「時範記―永長二年冬上―」〔書陵部紀要〕38、一九八七年二月）などに詳しい。ここで触れる永長元年（一〇九六）の日記は、

配列がバラバラながら『大日本史料』三一四に翻刻されている。

卷子本で、題簽には「残欠十九「六二」（丹）／右少弁平時範記（自嘉保元年）^{〔永長元年〕}（改元永長）三月一日／至二十九日）／一卷／筆写不詳写本／「□接このまま」と記されている。卷子は、墨付一四紙と表紙・軸付紙の計一六紙からなる。料紙の縦幅は二九〇cm。横幅は表紙で二六六cm、軸付紙で四七cm。このほかは第一紙が五三四cm、第六紙が二五六＋二八三cmに分断されている以外、いずれも五四三～五四七cmの範囲に収まる。これに薄墨界線が、天高三三～三四cm・地高二一～二四cmの幅で引かれている。軸は径一七×長三二〇cm。一紙の行数は、およそ二四～二五行で、字数は平均一八字（一六～一九字の間）である。継目は表紙と第一紙の間以外では、いずれも順継で、幅は〇四～〇五cm（やや太め）である。墨付の料紙は、いずれも打紙すみ。各紙の左上に「十三も」などの注記（丹）が付されている（この記載が部分的に切れているのは、天地で少々の化粧断ちが行われたからだろう）。冒頭部分の変色・欠損が比較的大きいのは、後補表紙が付される以前、丸裸のまま長い時期置かれていたためと考えられる。紙厚は平均一二〇～一三〇μmの範囲に収まり、實目は見える範囲で二本／三cmと一貫するので、大半は同一の機会に漉かれた紙である可能性が高い。

歴博には、このほか『時範記』（H-600-61、四目綴、一四丁＋表裏、打紙すみ）・『時範記』（H-600-96、四目綴、一七丁＋表裏、打紙なし）などの冊子装の写本も所蔵されている。いずれも、近世前期の写本で、内容は寛治八年（一〇九四）六月十三～二十五日にかけての除目に関する記事を抜き出したものである。

H-63-639 『兼光卿記』

兼光卿記は日野流の藤原兼光（一一四五～一一九六）の日記で、写本は承安元年（一一七一）三月二十三日～六月八日の間の記事を抄出し

たものである。兼光の子頼資が広橋家の初代に当たるので、その関係で伝来したものと考えられる。表紙には「□」「□六〇」(丹) / 兼光卿記抄(自承安元年三月廿三日、至六月八日 / 首闕(巻首記事アレドモ日次不明) 頼資卿筆 / 「綴合もとのまま」とある。また奥には「伊勢焼損神宝事 / 承元元六八家記」とあり、伊勢神宮の神宝焼損に関連する記事を抜き出したものと分かる。

卷子装で、軸付紙などを含め計一六紙からなり、うち墨付は一四紙である。上・下に化粧断ち痕がある。下端には焼損痕(第一紙で一〇五cm間隔)が、また上半にはそれと関連するらしい湿損痕(第一紙で二五cm間隔)が、それぞれ連続する(焼損は最後まで、湿損は第七紙まで続く)。各紙の寸法は、縦二八・六×横二〇・二(後補表紙) + 三九・六(第一紙) + 四一・九 + 五〇・七 + 五〇・六 + 五〇・二 + 四九・〇 + 四九・二 + 五〇・三 + 四九・三 + 五〇・九 + 四九・二 + 五〇・四 + 四九・八 + 四八・三(第十四紙) + 四四・cm(軸付紙)で、軸は径一・七×長三・八cm。継目はいずれも順継だが、ほとんどの場所で、裏打の際に剥がしたことが明らかなので、個々の数値は挙げない(おおよそ〇・二〜〇・六cmの範囲に収まる)。また、全体に天高三・四・界高二・三・地高〇・五cmの薄墨界が引かれている。

各紙の継目には、欠損を避けて(「欠損の発生以降に」)「二 / 合」 / 「十五終合」まで番号が振られているので、この段階ではさらに前に一紙存在していたと考えられる。実際、第一紙の袖側には〇・一cm幅の糊代が残存している。

全体に紙厚一六〇μmの厚紙で裏打がなされているが、これに生じた虫損にも部分的な補修の手が加えられている。恐らくこの裏打は、大正年間(広橋家から出る以前に行われたものだろう(とくにこの卷子の前半は、裏打をしないと保存できないような状況なので、かなり早い段階の修補である可能性もある))。

すべての紙に裏文書が見えるが、「貞応二年(一二二二) 正月紀久□等言上状」(一三ウ)など、いずれも中世のものである。このほか、「雑掌調成安言上状」(一〇ウ)・「某言上状」(五ウ)・「某言上状」(四ウ)などを除き、すべて書状である。表紙には勘解由小路経光(一二二二〜一二七四)の手写とする書き込みがある。時期的に照応しよう。それぞれの紙質は、一次利用面が裏打されており、また個々の来歴が異なることから断定的なことは言えないが、書状として入手された紙(文字が大きい)では、二次利用面(兼光卿記)への一次利用面側(書状)からの墨の染み出しが顕著であり、一次利用の段階では打紙されていなかったことが明白である。一方、言上状などとして用いられた紙(文字が小さい)ではそうした傾向が弱く、そのうちのいくつかは当初から軽く打紙されていた可能性がある。ともあれ、二次利用に際しては、全体が打紙された状態にそろっている。

なお、焼損による茶変は、卷子の奥に行くほど弱まっていき、第十三紙に至るころには、ほとんど見られなくなる一方で、第十四紙のみは紙全体が変色している上に、奥では焼損で欠落すら生じている。この一紙は焼損を受けた際、現在の位置にはなかった可能性が高い(あるいは、奥の焼損痕が強いのは、軸を通じて火を受けたことによるか)。

H-63-640 ~ 643 『清原重憲記』

院政期に外記を勤めた清原重憲の日記である。資料番号 六四〇〜六四二は卷子で、六四三はその第一巻を写した冊子である。重憲の系譜は不明だが、『本朝世紀』康治二年(一一四三) 正月二十七日条に権少外記への任官が記されている。六四〇(六〇紙、縦二七・八cm、天養元年(一一四四) 年正月一日(二十六日)・六四一(四九紙、縦二七・五cm、天養元年二月一日(三十日)・六四二(四五紙、縦二七・四cm、天養元年三月四日(四月二十九日)・六四三(六七丁、半丁九行、一行一五)

一八字、内容は六四〇に同じ)のような掲載範囲である。なお、六四二は後欠で、第四十五紙の奥(四月二十九日条)は途中で破り取られ、幅三〇cmほどしか現存していない。卷子の継目はいずれも順継で、幅は〇三cm程度。各巻とも四〇cm強の幅の紙を継いで、親本の形状を虫損に至るまで丁寧な影写している。直径六cmを超える長大な卷子なので、詳細な紙の寸法などは省略する。なお第三巻では、冒頭から上側に二五〇三〇cm間隔で焦げ目が連続し、第四十四〜四十五紙はかなり黒ずんでいる。各巻の外題には「清原重憲記(自天養元年正月一日至廿六日/首尾欠(一日首廿六日尾欠) 影写本) 壹巻/「綴合もとのまま」(丹)」(六四〇)のように記されている。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

伏見宮家旧蔵本(宮内庁書陵部蔵)のなかに「清原重憲記」と題する五巻(天養元年〜久安元年)の鎌倉期の写本がある(詳しくは『図書寮典籍解題』や、後掲の平田論文などを参照)。ここで取り上げた広橋家本はその写と考えられ、鷹司家旧蔵本(宮内庁書陵部蔵)などの諸写本は兄弟本と考えられる。鷹司本(平田論文は近世初期の写本とする)は、外題の書風・本文の字配などまで、親本のあり方を忠実に書写しようとしている点で広橋本と共通している。ただし細かい筆跡から見ても、両本が別人の筆になることは明らかである。料紙は広橋本・鷹司本ともに、透き写しを前提とした薄紙を用いている(ただし広橋本は裏打されているので、正確な紙厚は計測できない)。なお鷹司本は四巻からなるが、広橋本のなかにはそのうちの巻四に相当する部分は現存していない。

本史料に関しては平田俊春「本朝世紀後編と権少外記重憲記」(『私撰国史の批判的研究』国書刊行会、一九八二年四月、初出一九七六年)に、全文の翻刻がある。外題などの文字情報に関しては、こちらを参照していただきたい。その解説では、本書と『本朝世紀』の内容に密接な関連があることが指摘されている。

H-63-644・H-63-262・H-63-895・H-600-58・H-600-72・H-600-260『玉葉』は、藤原兼実(一一四九〜一二〇七)の日記である。歴博には、その部類記も含めて数本の写本が所蔵されている。

まず『玉葉抄』(H-63-644)は、治承四年(一一八〇)六月に、兼実の長男である良通が、花山院兼雅の娘と結婚した際の記事を抄出した写本である。表紙には「□□□」(丹)／玉葉抄(治承四年六月二十三日右大将良通婚姻ノ条前後/筆写不詳 裏嘉吉三年仮名暦) 一卷/「□接このまま」(丹)「(外題)とある。第一紙は灰色の短冊状の紙で、「治承四年二月廿三日嫁取事(花山院中納言/兼雅卿娘)」とある(おそらく原表紙の切片だろう)。ただし、本文中には「二月廿三日」条は含まれていない(二月十三日の誤りか)。寸法は、縦二九二×横一八七(後補表紙) + 五八(原表紙) + 二五七(第一紙) + 四八三 + 四八九 + 四七〇(第三紙) + 四六六cm(軸付紙)で、軸は径一八×長三三三cm。継目は順継で、幅は順に〇六〇・〇八〇・四〇・〇五〇・二〇・〇五〇・五〇・〇六cm。各丁の上部に「壹」〜「五終」(丹)の番号が振られている。また一次利用面(仮名暦)の天高①四六・②六四・③三九・界高一二四・地高一八・界幅一八〜一九cmの墨界を基本として、二次利用面(玉葉抄)の文字が書かれている。標準的な字配は、一紙に二六〜二七行、一行二三字前後。打紙はされておらず、墨の乗りは悪い。第二〜三紙の間で変色部分の形状が連続していないことや、継目を挟んでシンメトリーな虫損があることなどは、現状とは異なる形状での保管の段階があったことを想像させる。内容は、『玉葉』治承四年から二月一三日・六月九日/二三日・七月四日/七日/八日の各条を抄出したもの。裏は嘉吉三年(一一四三)正月六日〜三月末日まで(でその後はしばらく空白が続く)の仮名暦なので、本写本の成立時期はそれ以降のことと考えられる。つぎに『玉葉』建久別記 白馬節会(H-63-262)は、表紙に「儀一二七」(丹)／玉葉建久別記(白馬節会)〈完〉壹冊「(外題)とあり、

内表紙①（原表紙）に「玉葉抄（節会）」（打付）と、また内表紙②（原内表紙）に「建久別記」（打付）とある。その後、本文冒頭に「玉葉抄（月輪殿）／白馬節会雨儀次第（建久二年）」（一オ）とある。また、「広橋藏書」（朱印）が捺されている（一オ右上）。丁数は計二二丁で、字配は半丁一〇行、一行一七字。一七オに本奥書があり（延徳年間の中御門宣胤・甘露寺親長などの奥書）、一八オ～二二オには「節会条々」と称する別の史料が載せられている（『玉葉』と同筆）。寸法は、縦二七四×横二〇〇cmで、五目綴。紙はやや未叩解繊維が混じった茶色っぽい紙。打紙していないが、墨のかすれは少なく、にじみが散見される程度。二〇～二二丁はやや色調が異なるので、あるいは別の紙か。上・下に虫損があるが、それほどひどくはない。

『玉葉』建久六年等（H63-88）は、「玉葉零本（写本）一冊」（外題）とあり、内表紙（原表紙）には「玉葉」と大書した周りに、建久六年（正治二年）までの掲載月の目録が記されている（本文とは別筆）。装丁は五目綴の冊子装で、寸法は縦二七九×二〇四cm、計一一五丁からなる。字配は、行頭に間空き四五cmをおいた上で、半丁一〇行、一行一六字。「広橋藏書」（朱印）が捺されている（一オ）。全体は、建久六年（一オ～四〇オ）・七年（四〇ウ～七六ウ）・八年（七七オ～八〇オ）・九年（八〇オ～八九オ）・十年（八九オ～九三ウ）・正治二年（九四オ～一一〇オ）という構成になっている。『玉葉』からの抄出だが、どのような主題に沿って抄出しているのかはいまいちハッキリせず（儀式・夢・霊告など複数あるようである）、また後半に行くほど抄出の密度が急速に低下していく印象が否めない。紙は、糸目三五～三七cm、簧目は広め、紙厚は四〇～四五mm。地合は良く、全体に打紙がなされており、墨の乗りも良い。近世初頭以降の上質紙と考えて良いだろう。

『玉葉』節会勘例（H600-58・H600-72）は、いずれも包背装で、裏表紙貼付の部分に「明曆」（朱方印）が捺されている。寸法は、前者が

縦二五〇×横二一九cmで、後者が二六二×二一三cm。丁数は、それぞれ一七丁と一六丁。字配はいずれも半丁一〇行、一行二〇字前後。紙はいずれも、糸目約四cm、簧目広め、紙厚五〇～六〇mm前後で、打紙せずに墨はややかすれ気味。前者の表紙には「節会勘例」と、内表紙（原表紙）にも同様の記載があるが、いずれも本文とは別筆である。後者の表紙には「玉葉抄（節会勘例）」・「十八公」（打付）と（いずれも本文とは別筆）、本文冒頭には「玉葉抄（月輪殿）／白馬節会雨儀次第（建久二年）」とある。内容は、いずれの写本もH63-88と同じである。ただし後者には、康正元年（享徳四年、一四五五）の本奥書が付されている（一五ウ～一六オ）。

さいごに、『玉葉』（H600-260）は、嘉応元（一一六九）～二年と治承四年（一一八〇）の二冊からなる。表紙には「玉葉記（嘉応元年／同二年）」・「玉葉記（治承四年／自二月至六月）」とあり、後者のみ「玉葉記愚抄」という内題が付されている。いずれも墨付二五丁からなり、四目綴の冊子装である。字配は、前者が半丁一〇行、一行二九～三〇字で、後者が半丁一〇行、一行二〇～二二丁である。紙は糸目三七cm、簧目は見えにくい。紙厚は三五～四〇mmで、地合の良い紙を軽く打ってあるようであり、墨の乗りは良い。筆跡は、両冊ともに同一と考えて良いだろう。構成は、前者が嘉応二年の朝観行幸（一オ～三オ）・嘉応二年の祈年穀奉幣（四オ～一四オ）・嘉応元年の元服（一五オ～二五オ）となっている。後者は、治承四年二～六月の記事が載せられている。

H63-654 『大府記』（大記・為房卿記）

大府記は、藤原北家勸修寺流の藤原為房（一〇四九～一一一五）の日記である。自筆本は現存しないが、断片的な写本や、逸文を引用する史料が伝来する。木本好信「藤原為房―その生涯と日記『大府記』―」（『平安朝官人と記録の研究』おうふう、二〇〇〇年一月、初出一九八七年）に

よれば、そうした史料を総覧すると、延久元年～永久三年までの記事が確認できる。本写本は、そのうちでも延久三年（一〇七一）正月十四日～寛治三年（一〇八九）正月二十二日の間の記事を抄出したものである。

寸法は、縦二五〇×二二三（後補表紙）＋四四七（原表紙）＋四一四（第一紙）＋四四二＋四三七＋四一八＋四三〇＋四二八＋四二〇＋四三二＋四三八（第九紙）＋四二cm（軸付紙）。軸は径一七×長二八二cm。継目は順継で、いずれも〇四〇〇六cmの幅に収まる。紙は、どの紙の場合も一次利用面の墨が裏面までしみており、また二次利用の段階でも打紙はされていない。そのため墨の乗りはあまり良くないが、にじみは少ない（ニカワ処理をほどこしたのか）。原表紙には、真ん中の折目右側に「大府記〈抜書敷〉」と、また左奥に「式部大輔」とある。後者は一次利用面の書状の差出人名だろう（いずれも本文とは別筆）。また、茶色紙に「堀川院幼主之時／寛治之記」（丹）とある。外題には「残欠日記五九」（丹）／大府記抄（自延久三年正月十四日、至寛治三年正月廿二日）〈守光公筆〉 一卷／綴合このまま」（丹）とある。

なお第九紙の奥に二五cm幅の変色部分があり、これは旧軸付部分だったと思われる。ただし、各紙の真ん中に折れ目があり（折れ目には文字がかかっていない）、左右に広がる余白には六cm間隔で四つの穴が確認されるので、本来は四目綴で縦二五×横二二cm程度の冊子本だったと考えられる。現状では折り目を中心とする部分に欠損が激しいので、そうなった段階で冊子の崩壊を防ぐために、巻子に改装したものでしょう。

各紙はいずれも二次利用されたもので、その一次利用面の内容は以下の通りである。原表紙は灰色の紙（宿紙か）で、その裏は白馬節会に関する書状。①（一紙裏：以下略）は、式部大輔から某人宛の仮名書状。②は横方向に「刑部大輔」などの断片的な文字が記されている。③は正月十一日に僧某から速水殿に宛てた書状。④は仮名書状。⑤は三月五日

付の某から広橋殿宛の書状。⑥は後欠書状。⑦は正月十日付の兼継から速水掃部助宛の書状。⑧は後欠書状。⑨は正月十日付の某から広橋殿宛の書状。

このように、宛先が明確な事例では、速水正益（二四九六～一五六四。広橋家雑掌）宛のものが二通（③・⑦）、広橋殿宛のものが二通（⑤・⑨）となっている。このうち差出主体も明確なのが⑦で、これは守光の弟の兼継（一四七四～一五五三、興福寺）が実家の雑掌に宛てて出した書状である。速水正益が掃部助に任じられたのは一五二七年なので「地下家伝」、この書状の作成時期はそれ以降ということになる。とすれば後補表紙の「守光公筆」（上野竹次郎）という理解は、広橋守光（一四七一～一五二六）の生没年を踏まえると、成立しがたい。本写本が広橋家に伝来している点を踏まえれば、書写が広橋家当主（おそらく守光息の兼秀）の指示による可能性が高いとはいえ、実際の書写作業を担当したのは雑掌の速水正益と考えるべきだろう。その際に二次利用された「広橋殿」宛の書状にしても、書写に際して当主から下げ渡された可能性だけでなく、そもそも正益が雑掌として管理していた可能性も想定すべきである。

このほか、歴博には「大府記（抜書）」（H-1255-16-129）もある。寸法は縦二七八×横二三九cm（二紙）で、内容は寛治四年六月五・八・九日条の写である。虫損間隔から見ると、この一紙のみでラフに丸められて伝来したものでしょう。それほど古い時代の写本ではあるまい。

H-63-656 『親経卿記』

『親経卿記』は、北家内磨流の藤原親経（一一五一～一二一〇）の日記である。歴博所蔵の広橋本（卷子装で計三八紙）の掲載範囲は、治承四年（一一八〇）五月から七月末日までである。第一紙には、本文と別筆で「取目六畢 黄門藤原（花押）」とあり、この花押は広橋兼宣（一三六六

（一四二九）のものと思われる。彼は応永八年（一四〇一）に権中納言へ、
 応永十七年（一四一〇）に権大納言へそれぞれ昇進しているもので、その
 間に目録を取ったことになる。つまり、本写本はこれ以前の成立と判明
 する。

第二紙には、冒頭の「光夏」（本文とは別筆）と墨書した部分を墨抹
 している（広橋兼宣が抹消したのだろう）。光夏は、小槻光夏（一四世
 紀の人物）のことであろう。この墨書の意味に関しては色々な推測も可
 能だが、ここでは広橋兼宣が本写本を入手する以前、これが小槻家に所
 蔵されていた可能性を想定しておきたい。

なお、この卷子のなかで、筆跡は三種類以上みえるので、複数の人物
 によって書写されたと考えられる（細谷勘資「親経卿記」と藤原親経「親
 経卿記」高科書店、一九九四年七月）。全文の翻刻が、前掲の細谷著書の
 なかでなされている。

本写本の寸法は、縦二九四×横二六八（後補表紙）+二二二（第一
 紙）+四三三+四四三+四四三+四四二+四四五+四四五+四四五
 +四四五+四四七+四四七+四四七+四四七+四四三+四四三+四四七
 +四四六+四四六+四一七+四二二+四二二+四二二+四二二
 +一〇四+四五〇+四五〇+四四四+四四八+四四四+二八七
 +四二八+四四五+四四六+四四九+四四七+四四六+四五〇+
 四四九+四三〇（第三十八紙）+四九cm（軸付紙）で、軸は径一八×
 長三二・五cmである。継目は順継だが、全体に継直痕が目立つ。幅はお
 およそ〇四×〇六cmの範囲だが、部分的には〇七cmを越える箇所もあ
 る。ほぼ全体に天高一九・界高二七〇・地高〇五cmの規格で押界が引
 かれている（特に第二十八〜二十九紙では強く押されている）。紙厚は
 七〇μm程度で、全体に打紙されず、糸目は三二cm、簀目は広めで、や
 や未叩解の繊維が目立つ。

表紙には「□□□」（丹）／親経卿記（自治承四年五月一日／至七月

二十九日）二巻／筆写不詳（外題）とある。このほか、第二紙端裏に「
 □五六七月 六□」と墨書がある。これは、恐らく本文と同筆である。

なお、本文の所要所に書き込まれている「〇〇事」という首書は、本
 文と別筆の可能性がある（少なくとも、本文と同時に書き込まれたもの
 ではない）。各紙の奥上（第一紙では端上）に丹で書き込みがあるが、
 第一紙のものはほとんど読めない。第二紙以下には、「□壹」・「□弐」・
 「□三」〜「三十六終」と紙数が振られているが、「三十二」が重複（第
 三十三・三十四紙の両方に書き込まれている）しているなど、混乱がある。
 第二〜三紙の間の継目は、両側それぞれ一cm幅で強く茶変している。

この部分の継目に塗られた接着剤（おそらく大豆糊）の性質と関係する
 現象だろう（他の継目では、この種の変色は生じていない）。なおこれ
 と類似して、第三十四〜三十七紙にかけて、継目の左側のみ焦げ茶色
 のシミが広がっている。このほか、第二十九紙の奥に、藏人に関する裏
 書がある。

H-63-730・H-600-249・H-743-469 『三条公教記』

三条公教（一一〇三〜一一六〇）の日記（三条公教記・三条内府記・
 教業記）である。そのうち、まずとりあげるH-63-730・H-600-249の
 二本は、いずれも保延七年（一一四二）正月一日から二月五日までの『教
 業記』の写本である。そのうち前者の広橋本（H-63-730）の寸法は縦
 二八七×横二〇九cmで、五目綴。表紙の題簽に「済」（丹）／教業記（自
 永治元年（保延七改元）正月一日至二月五日／三条内府公教記）（謄
 写本）一冊（外題）とあり、全体で三六丁からなる。冒頭に「広橋藏書」（朱
 印）が捺されている。紙は打紙してあるが、全体に墨が薄く、十分乗り
 切っていない部分も散見される。字配は半丁一〇行、一行一三〜一九字
 （後ろに行くほど、一行の字数が減少し、文字も崩れる傾向にある）。
 奥書などが見えないのでハッキリしたことは言えないが、広橋本のなか

でもそれほど古い時期に属するものではないようである（広橋本のなかでも「広橋蔵書」朱印が捺される事例は、近世のものに集中している印象がある）。

一方、高松宮本（H-600-219）の寸法は縦二八〇×横二〇〇cmで、包背装の上から紫糸で大和綴する（包角あり）。表紙には外題が「教業記（保延七年／正月二月）（打付書）とあり、奥には「万治三年（一六六〇）五月十四日一校了」（第三十五丁）とある。紙は打紙してあり、墨の乗りもよい。紙厚は四五〜五〇μm。本文には八ヶ所で首書（丹）がある。字配は半丁一〇行、一行一七〜一九字。これをH-63-730と比較すると、単純に字句の異同のみを検討対象とする場合、後者の方が良本といえる。なお該当部分は、木本好信・菌部寿樹「内閣文庫本『三条内府記』稿」『米沢史学』8〜9、一九九二年六月〜一九九三年六月）に、内閣文庫本から全文が翻刻されているので参照されたい。

一方、田中本（H-743-469）の内容は、藤原公教（一一〇三〜一一六〇）が、久安四年（一一四八）六月に行われた、鳥羽法皇宸筆の法華経御八講（亡母藤原茨子の供養）を記録したものである。東山御文庫などにも同内容の写本がある。寸法は、縦二七四×横二八三（後補表紙）+二四四（白紙）+四二二（原表紙）+四二六（第一紙）+四二七+三五五（後欠）+二二〇（前欠）+四二二+四二五+四二六+四二四+四二六+四二五+四二五+四二六+四二三（第十三紙）+一六二cm（軸付紙）。紙の厚さは、裏打（九〇〜九五μm）を含めて、第一紙で一三四〜一八六μm、第二紙で一五五〜一七六μmなので、平均して一六〇μm程度の紙と見てよい（宍倉氏によると罨紙とのことである）。軸は径一五×長二七五cm。第十三紙の奥は四cmで黒ずむので、ここが旧軸付部分だろう。第三紙（三五五cm）と第四紙（二二〇cm）は、現状ではかつて同紙だったものが分離したかのように張り継がれているが、現存幅（六〇cm弱）から見て同じ紙であったとは考えにくい。この二紙は大きく欠損している

が、その欠損パターンは前後の紙と連続しておらず、部分的に墨がかすんでいる（特に第三紙）。この部分は、一時期、前後とバラバラになっていたと考えるべきだろう。なお、継目はいずれも順継で、幅は〇四〜〇五cmの範囲に収まる。（第四〜五紙の間のみ〇五〜〇七cmと、やや広い）。天高二二・界高二四・〇・地高一二cmの薄墨界が、原表紙も含めた全面に引かれている。継目は、やや茶色がかっている部分が多いので、本来の糊は大豆糊か。原表紙には内題（本来の外題部分を五〇cm幅で切断・逆張して転用したもの）があり、これは本文と同筆である。

H-63-731・H-743-170・H-743-292 『山槐記』（H-600-144・H-600-163・H-600-1017・H-743-171・H-743-292-5など）についてもこの項で触れる。H-600-111・H-600-179などに関しては、当該項を参照。）

『山槐記』は、藤原忠親（一一三一〜一一九五）の日記である。歴博所蔵の写本は多いが、最初に取り上げるのは、広橋家旧蔵のものである。『保元元年三月記』（H-63-731）の内容は、外題に「残欠日記九」（丹）／保元元年三月記抄（自五日（？））至廿四日／首尾欠（五日首廿四日尾欠）／一卷／「綴合もとのまま」（丹）とあるように、『山槐記』保元元年（一一五六）三月条を抄出したもの（ただし前後は欠で、五日条？の途中から、二十四日条の第一行目までしか現存していない）。前半の欠失は、全体にかなり大きく縦の連続欠損がある（第一紙で一cm間隔、第七紙で四cm間隔）ことと関連するのだろう。この欠損は現存の第一紙で最も激しいので、これ以前の紙は物理的に破壊されている可能性が想定される。

寸法は、縦二九五×横二〇五（後補表紙）+四三二（第一紙）+四二二+四三三+四三六+四三四+四三〇+四三四（第七紙）+四二cm（軸付紙）。軸は径一七×長三二九cm。継目はいずれも順継で、幅は順に〇三〜〇六、〇三、〇三、〇五〜〇六、〇四〜〇五、〇四〜

○五cm。ただし、たとえば第六紙の奥では継目の文字がやや左開しているもので、一旦剥がして化粧断ちしている可能性が高い。上下でも、首書が上開している部分があるので、化粧断ちがなされているようである。料紙への墨の乗りはとも良く、全体に軽く打紙がなされているようである。ただし、やや茶変しているのは、打紙の際の紙焼けというよりも、製紙の際の洗滌不足や保存状態との関係である可能性が高い。

田中本のなかにも『山槐記』の写本はいくつかあるが、まず山科家旧蔵の応保二年三月条を写した本(中-743-170)に関してふれておこう。

寸法は縦二六六×横二一九cmで、装丁は紙縫で大和綴。五一丁(最終丁は裏表紙貼付)からなるが、現在の綴じ方は近世の修補で、すべての丁をばらして裏打した上で、閉じ直した際のものだろう。なお五一丁目(修補識語が記されている)のみ裏打がなく、また紙質が異なる。

これは修補の際に加えられた紙だろう。首部に「山科家蔵」の朱方印(縦四五×横一三三cm)が、奥に「藤原師言」の朱方印(縦二四×横二三cm)が捺されている。奥書によれば、康正二年(一四五六)に山科顕言(一四二八～一四六二)が中山親通(一四二六～一四六二)から借りて書写した本を、寛延二年(一七四九)に山科師言(一七二二～一七七七)が修補したという経緯が伺える。

本文には丹による首書や書き込みがあるが、本文とは別筆だろう。半丁に九行、一行に一八～二二字の字配で書かれている。なお一三ウ・一七オなどに「勢田章甫云：」(丹)という押紙(田中教忠の筆跡)が張られている。勢田(中原)章甫(一八三二～一八九四)は有職家で、記載からは田中教忠に直接、この日記に関する意見を述べていたことが分かる。このほか、一丁目に「田中勘兵衛」と記した紙片がはさまっている。こうした紙片は中-743-172など他の田中本にも挟まれている場合があるが、あるいは貸し出した際に挟まれたものだろうか。

紙は打紙されていないが、墨はそれなりに乗っている(にじみ・かす

れは少ない)。なお、全体に未蒸解繊維が少なくない。紙が茶変しているのも、非繊維細胞が多く残留している結果と理解するべきだろう。

外題には「如本 取目六了/応保二年三月/藏人頭深山」とあるが、これは応保二年三月には、記主中山忠親が藏人頭であったことと、その異名「深山」を記したものである。このほか、以下のように三種類の奥書・識語が見える。ただし外題・内題・本文・奥書・識語は、それぞれ別筆のようである。

- ・本奥書「本記云/永享第四曆夷則仲七之日令書/写者也」(五〇オ)
- ・書写奥書「康正二(丙子)年七月廿日有 遷幸土御門殿/予 供奉。仍此記借請中山大納言(親通卿)/者也。同年八月 日書写之了。/参議右衛門督顕言(花押)」(五〇ウ)
- ・修補識語「右山槐記、顕言卿御筆也。/虫損・離(放)閉錯乱。仍取集令修/補了。/寛延二肇秋念七/羽林藤原師言(朱方印「藤原師言」)(五一オ)

内容に関しては、樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵・田中穰旧蔵本『山槐記』応保二年三月」(『神戸大学史学年報』22, 二〇〇七年六月)を参照(他本にみえない部分の全文が翻刻されている)。

山科家旧蔵典籍の多くは、宮内庁書陵部や東京大学史料編纂所に所蔵されており、古文書は国立公文書館や国立歴史民俗博物館などに分蔵されている。歴博所蔵分は、いずれも田中本のなかに山科家からの流出文書・典籍が含まれていたことに由来している(菅原正子「山科家領荘園の研究」『中世公家の経済と文化』吉川弘文館、一九九八年一月)。その事情に関しては、川瀬一馬「教忠翁の古書・古文書蒐集と考証雑記について」(『田中教忠蔵書目録』私家版、一九八二年一月)が、簡単に言及している。本書だけでなく、田中教忠旧蔵品のなかには歴代の山科家当主の自筆本が少なくなく、たとえば『台月和歌集』(中-743-108)などはその一例である(武井和人「国立歴史民俗博物館蔵田中本『台月和歌集』(山

科言継自筆)「解題と翻刻」『埼玉大学紀要 教養学部』40―2、二〇〇五年三月)。このほか『難波宗建卿自筆随筆』(H-743-16)・『康正三年雜記』(H-743-89)・『年貢請取帳』(H-743-92～93)・『内蔵寮関係文書』(H-743-96)・『三種神器渡御儀』(H-743-250-1)・『御厨子所関係文書』(H-743-380)・『文明十八年雜記』(H-743-450)など、教忠の旧蔵品である。

つぎに、三条家旧蔵の新写本(H-743-292)に関して。これは五冊からなり、第一～四冊は三条実美(一八三七～一八九一)の書写本である。第五冊(元日節会部類)のみは別筆で、これは書写奥書によれば今城定淳(一六三五～一六八九)が寛文四年(一六六四)に書写した本と分かる。その後、初丁の「□□堂蔵書印」(縦二五×横一八cm)の所持者や、最終丁の「双松堂」印(緑色で縦四七×横三〇cm。長瀬真幸、一七六五～一八三五)などの段階を経て、最終的に三条家の蔵書となったと考えられる(長瀬は熊本藩の出身で、本居宣長門下の国学者である。詳しくは白石良夫「覚書 長瀬真幸伝」『江戸時代学芸史論考』三弥井書店、二〇〇〇年一二月を参照)。大正十二年七月の「広島瓦斯電軌株式会社」の株式発行広告を冊子を収める袋に転用しているのが、田中氏による入手はこれ以前と考えられる。なお、「天文法華松本問答記」(京都帝室博物館の原稿用紙三枚)の写が同封されているが、理由は不明である。いずれの冊子も、紙縫で大和綴(第五冊のみ紫糸)で仮綴じしてある。表紙は第五冊(茶色の厚紙)以外は、白厚紙。各冊の書誌情報は、以下の通りである。

・第一冊(表紙右下に朱で「二」とある)：『山槐記』仁平四年(久寿二年)条を収める。寸法は、縦二七七×横二〇〇cmで、墨付五一丁。字配は半丁一〇行、一行二一字前後(上下の欠損が激しい写本から写している)、正確には不明)。紙は打紙していない様である。厚さは表紙が一二〇μmで、本紙は冒頭で六〇μm前後、中間で五〇μm代、後

半で四〇μm代と変遷する。ただし、糸目は三五cm前後で一貫するの、同じ簀で漉かれた紙と考えられる。漉いているうちに、紙料液中の楮繊維が減っていった結果だろう。

・第二冊(表紙右下に朱で「四」とある)：『山槐記』久寿三年正月(三月)条を収める。寸法は縦二八五×横二〇六cmで、墨付三五丁。字配半丁一八行、一行二一字。紙は軽く打紙してあるか。厚さは表紙が一八〇μmで、本紙は四〇～四五μm。ただしどの紙も左右の端が六〇μmと厚め。また、冊子に挟まれている目録の厚みは、二〇μm。

・第三冊(表紙右下に朱で「六」とある)：『山槐記』保元四年正月条を収める。寸法は縦二八四×横二〇六cmで、墨付三四丁。字配半丁九行、一行二三～二六字。紙は打紙してあり、厚さは表紙が一七〇μmで、本紙は四五μm

・第四冊(表紙右下に朱で「七」とある)：『山槐記』保元四年二月(三月)条を収める。寸法は縦二八六×横二〇六cmで、墨付二七丁。字配半丁一一行、一行一七～一八字。紙は軽く打つてあるようで、厚さは表紙が一七〇μmで、本紙は四五μm。

・第五冊(表紙右下に朱で「四十止」とある)：『山槐記』元日節会部類。寸法は縦二八〇×横二〇七cmで、墨付二〇丁。字配半丁二二行、一行二一字。紙は打っていないが、墨の乗りはよい。厚さは表紙で四〇〇μmとかなり厚めで、本紙は内表紙で三〇μm、一～五丁で五〇μm代、六丁以降は四〇μm代と、やや変動する。裏表紙(裏)には「亡母一周忌／八月十日」とあり、表表紙(裏)にも全面に文字がある。奥書から見ると、『山槐記』元日節会部類(H-743-171)の写本と考えてよい。

なお各冊の奥書によれば、「二」を万延元年八月中旬、「四」を同年八月、「六」を同年秋、「七」を同年九月に書写したようである。表紙右下の注記によれば、かつて三条家の所蔵していた山槐記の写本は、全体で

四〇冊に及んでいたことが分かる。この前後の時期にも、写本の書写・購入が進められていたことは想像に難くない。なお第三冊の奥書の丁(左下)に「二」と、第四冊の同じ場所に「三」と、それぞれ貼り紙があるが、この記述は表紙の朱書と矛盾しており、検討を要する。外題を見ると、第一冊の筆跡と、第二〜四の筆跡、第五の筆跡とがそれぞれ異なるので、第二〜四冊のみで一組をなしていた段階があり、その際に付された番号と考えるのが妥当か。

このほか、歴博には『山槐記』の部類記も、何種類か所蔵されている。たとえば田中本のなかには、『山槐記』元日節会部類(H-743-171)がある。これは歴博のH-743-202-5や壬生家旧蔵本(宮内庁書陵部蔵259-214)の親本に当たるもので、内容は仁平二年(一一五二)から建久五年(一一九四)にかけての元日節会に関する記事を抄出したものである。紙縫で大和綴されており、寸法は縦二七七×横二一八cmで、墨付二三丁。字配は、半丁一〇行、一行一八〜二三字(奥書などに関しては、歴博目録を参照)。紙は打紙されており、一次利用面の墨が裏までしみ通っており、全体的にかなり読みにくい。また、全丁で上部に焼損痕が続く。綴目上方に、「一」〜「廿三終」の墨書がある。書写奥書(二三ウ)によれば、享徳元年(一四五二)閏八月に正親町持季(一四一五〜一四七二)本を借りた甘露寺親長(一四二五〜一五〇〇)が書写した本と判明する。裏には宝徳二年(一四五〇)十一月の任官・叙位申文が連続されている。当時、頭弁だった親長が職務上入手した文書群と考えられる。これらの文書のほとんどには、真ん中辺りで半分に折った痕跡が残っており、これは一次利用の段階で生じたものと思われる。

また、高松宮家旧蔵本のなかにも、三種の部類記の写本が含まれている。一つ目は、『山槐記』諸院御幸部類記(H-600-144)で、『山槐記』から保元三年(一一五八)・平治元年(一一五九)・永暦二年(一一六二)・応保二年(一一六二)・長寛二年(一一六四)などにおける院の行幸

記事を挙げる。卷子本で、「諸院御幸部類記 山槐記」(外題)とある。寸法は縦二七七×横三二三(表紙) + 四一八(第一紙) + 四二二 + 四二二 + 四二四 + 四二六 + 三八九 + 四一五 + 四二九 + 四二八 + 一八〇 + 五〇八 + 五〇三(第十二紙) + 三四〇cm(軸付紙)。軸は、径一八×長二九三cm。継目はいずれも順継で、幅は〇三〜〇四cm(第十〜十一) + 十二紙の継目のみ、幅〇・五cm)。ただし、継直痕が多い。第十〜十二紙の間で継目幅が異なるのは、第十・十一紙が前後と違い、裏文書のある紙であることと関連している可能性が高い(「春日同詠三首和歌/前和泉守藤原」として早春・朝□・祝言の三首の和歌を書いている)。このほか、第十二紙には墨映(「春日」とあるが、第十一紙裏のものとは字形が異なるので、内容的に一連であるにしろ、それのものではない)があり、奥継目(上方)に「山槐」と墨書され、奥に五cm幅の黒ずみがある(旧軸付部分か)。紙質は、第一〜九紙(やや茶色っぽい)と、第十〜十一紙・第十二紙がそれぞれ別の紙と考えられる。いずれも打紙はしておらず、墨はややかすれる部分もあるが、乗りはそれなりである。墨のかすれは、全体(特に下方)に広がる湿損との関係が大きいのではないか。継目裏(一〇ヶ所)に黒丸印(径一四cm)が捺されている。

二つ目は『山槐記』政始部類記(H-600-163)で、『山槐記』嘉応二年(一一七〇)・承安元年(一一七一)・安元元(一一七五)〜三年・治承三(一一七九)〜四年・寿永元年(一一八二)・元暦元年(一一八四)・文治二年(一一八六)・文治四年・建久元(一一九〇)／三／五年の政始に関する記事を挙げる。計三六丁からなる冊子で、四目綴。「政始部類記」(打付外題)・「山槐記 政始事」(内題)とある。寸法は縦二七五×横一九七cmで、字配は半丁九行、一行一八字。本文の欠損部分には、「十六字虫損」と貼紙が付されているなど、書写態度はかなり丁寧である(この人物は、いつも丁寧な書写する)。紙は楮紙の打紙。

糸目は三五cm、竇目はかなり細かい。全体に縦方向の刷毛目が見える。写本の奥には「文安二年（一四四五）九月廿二日、令部類了。／来晦日、可被行政始之由、有沙汰。仍為備才学、取集録也」（本奥書）とあるので、このころ（おそらく初めて経験する）政始に備えて、先例を整理する目的で作成した親本から、近世になって書写されたものと想像される。集録範囲は一七〇～一八九四年と長く、この段階でこれ程の期間にわたる『山槐記』の写本をそろえている主体となると、かなり限られてこよう。親本の作成主体を記主中山忠親の子孫から選ぶとすれば、中山親通（一四二六～一四六二）あたりが一つの候補となるだろう。

三つ目は『山槐記』改元部類記（安元・元暦）（H-600-1017）で、安元から治承に、また元暦から文治に改元した際の記事を収めた部類記である。計九紙（墨付）からなる四目綴の冊子本で、前半七丁に治承への改元記事を、後半二丁に文治への改元記事を収めている。「山槐記（改元治承／文治）」（打付外題）・「改元事」（内題）とある。寸法は縦二七七×横一九九cmで、半丁一二三行、一行二〇～二二文字の字配。紙は楮紙の打紙で、糸目は四cm、竇目は標準。顕微鏡観察によれば、繊維のなかに微細な青色の繊維が混じる（この紙を漉く直前に色紙を漉いたのだろう）。縦に刷毛目が見える。奥に「（本云）応永卅二年三月五日、以万里小路中納言（時房）本書写之／上、可校合清書了。／諫議大夫藤原（判）」（本奥書①）・「（本云）以花山本」応永卅二年後六月十四書終／諫議大夫羽林藤原（判）」とあるので、本写本の親本となったのは、応永三十二年（一四二五）三月に参議だった人物（町藤光・海住山清房・飛鳥井雅世・松木宗継・四条隆盛のいずれか）が万里小路時房（一三九四～一四五七）から借用した本を写し、それを同年閏六月に借用した羽林（近衛府の将）を兼任する参議（中山定親・四辻季保のいずれか）がさらに書写した本であることが分かる。つまり、写本の提供元は中山家か四辻家のいずれかということになる。

なお以上の挙げた写本のほか、戦前の田中家には古写本（永万元年六月条）もあつたようである。「星野恒「歴世記録考」「史学叢説」富山房、一九〇九年三月」。その本は中山親綱が正長元年（一四二八）十月十日に書写した旨の奥書を持つ本で、史料大成本に翻刻され、また一八八七年作成の謄写本（東京大学史料編纂所）が存在する。しかし、かつて川瀬一馬氏が調査した段階では、すでに同家から失われていたらしく、目録上に姿を見せない（もちろん、歴博でも所蔵していない）。教忠の老衰以降、縁者によって持ち出されてしまったものであろう。

このほか、『神社御幸部類記』（H-600-179）の一次利用面に、「山槐部類記目録」と称するものが書写されている。『政事部類』（H-600-111）も、元々はその同類である可能性が高い。詳細に関しては、当該項を参照。

H-63-912・H-600-997・H-1615-10-385 『日本三代実録』

『日本三代実録』は六国史の一つで、清和・陽成・光孝の三代にわたる時期の出来事を編年体で記した歴史書である。この史料の伝来・書写の経緯に関しては、柄浩司「三条西家による『日本三代実録』の書写について」（『中央史学』18、一九九五年三月）に、また諸写本の性格などに関しては、遠藤慶太「『三代実録』の写本について」（『平安勅撰史書研究』皇学館大学出版部、二〇〇六年六月）に詳しい。そうした研究によれば、中世の下部（吉田）家に伝来した写本を、一六世紀初頭の三条西家で書写したものが、現存諸写本の共通祖本となっている。

歴博にはいくつかの写本が所蔵されるが、このうちH-63-912は、計六八丁からなる冊子本（五目綴）で、寸法は縦二六三×横二〇八cm。表紙（原表紙）外題には「三代実録 光孝（自四十六卷 至五十）／（花押）」（打付）とあり、それとは別に「珍三五（丹）／三代実録（光孝）一冊」（上野氏の筆跡）という紙が貼り付けられている。この様な表紙に書写主体の花押を付す事例として、歴博所蔵史料のなかでは『廷尉

佐補任』(H-600-135)などが挙げられるが、中世の写本(あるいはそれを忠実に写した近世の写本)には、時々見られるあり方である。

紙は打紙しておらず、糸目は三六cm、篋目は並。紙厚は五〇〜五五mm。筆跡は全文同筆で、字配は半丁一三行、一行二五〜二六字である(稀に朱で異本注記などがある)。構成は、目録(二オ)・卷四十六(二オ)・一一ウ)・卷四十七(二二オ)・二二ウ)・卷四十八(二三オ)・三二ウ)・卷四十九(三三オ)・五〇オ)・卷五十(五一オ)・六八オ)となっている。卷四十七(二二ウ)・卷四十九(五〇オ)・卷五十(六八オ)などには、大系本にも翻刻されている貞治二年の卜部兼熙や同兼敦らの奥書が見えるが、兼敦の筆跡とは似つかぬもので、本奥書と考えられる。卷四十七の奥には大永四年二月三十日の本奥書(三条西公条による)も写されているので、三条西本からの転写と考えるべきだろう。

なお本書は、当初、広橋家に伝来したのではなく、完成した写本(おそらくこの冊のみ)を入手したもののようである。その書写時期・主体を考えるに当たっては、表紙(左下)の花押(人物不明)や、「巖倉蔵書」(一オ、縦四三×横一五cm、朱方印)などの検討が必要になる。なおこの写本の紙も筆跡もそれほど古いものとは思われず、近世も初期まで遡ることはないのではないか。

H-600-997は、同じく冊子本で、計五〇冊からなる全巻揃いの写本である。高松宮家旧蔵本のなかでは珍しく、多くの冊に奥書が記されている。それによれば(巻が進む毎に略写される傾向が強くなるとは言え)、これらの写本は永正年間に逍遙院(三条西実隆)が書写した本を祖本とするものと分かる。寸法は縦二七五×横二〇〇cm。装丁は、包表紙のうえから、紙縫で大和綴している。全体に破損・変色が激しく、紙も高松宮家旧蔵品としては珍しく、打紙されていない紙が多い(糸目三七cm、篋目並、紙厚七〇〜八〇mm程度が標準)。字配は半丁八行、一行一八字で、筆跡は複数からなるようである。各冊に外題は付されていないが、基本的に首題・尾題(卷十六・二十六はなし)は記されている。このほか、平田家旧蔵本のなかにH-165-10-385(卷十四・十五のみの端本)があるが、これは版本である。包角付きの四目綴で、寸法は縦二五・八×横一八・六cm。外題に「三代実録(十四・十五)」とあり、表紙には「平田氏記」(蔵書印、一オにもあり)が捺され、左側に目録(朱)が記されている。また、小口に外題と同様の記載がある。紙は勿論打っておらず、地合も悪い。『日本書紀』などと比べると、極めて書き込みが少ないのも、平田家における利用の傾向を示すものだろう。なお冊末に刊記などはなく、これが寛文十三年(一六七三)版なのか、元治元年(一八六四)復刻版なのかは分からない。

H-63-916『神代紀抄録』・『歴運記』ほか
薄い裏打紙(二〇mm)の上に九通(二一枚)の断簡を連続した卷子。外題に「広橋家所伝記録類纂(二〇五×二三cm)・「神代記抄録(外九通) 広橋所伝文書 一卷(二五〇×二七cm)などの題簽(やや黄みがかった厚紙、原表紙の切片か)が貼られている。筆跡は上野氏のものではないようだが、広橋家で所蔵している段階で「広橋所伝」と書くかどうかは疑問も残る。以下、順に要目と内容を紹介する。

①「神代紀抄録」(オレンジ色の付箋に題名が書かれている。以下同じ)
：縦三〇五×横四九八cmの厚紙の打紙。二〇三cm間隔で縦折線が見えるので、元は折本の一部だったと考えられる。裏(一次利用面)は「正和五年(一二二六)三月高倉院法華堂所司等言上状」(鎌倉遺文)未収)。
②「令義解」：縦二八四×横三八二cmの紙(厚さ五〇mm)で、打紙はしていないが墨の乗りはよい楮紙。天高三三・界高二三七・地高一四cmの薄墨界が引かれている。下方に焼損がある。表面の内容は、選叙令(四応選条・二三癡狂酌酒条・二九秀才進士条)の抄出。裏(恐ら

く一次利用面)は「(一三世紀頃)賀茂社司言上状」(鎌倉遺文)未収)。

③「歴代所諱」:縦二六六×横四六一cmの薄紙(厚さ二〇mm)。打紙はなされておらず、墨はややかすれ気味。現存するのは白河天皇から龜山天皇に至る一九代の天皇の諱を列挙した部分である。後方の三名(後嵯峨・後深草・龜山)については、墨線・丹線(紙外に連続する)を引いて血縁関係を图示している。この頃以降に作成された大ざっぱな天皇系図の、冒頭に近い部分だろう。二次利用はなされていない。表面が全体にやや黒ずむ(顕微鏡観察によると、繊維間に黒点が点在する)ので、あるいは宿紙かも知れない。

④「兼宣公筆録□簡」:縦二二八×二六二cmと二二八×二〇二cm(上方に四cmの間空き)の二枚からなる。いずれもかなりの薄紙で、打紙はなされていない(ただし墨はよく乗っている)。本文は「異国には日本とは君子のくに/礼儀の郷とも申」(一枚目)などとあるが、史料の性格はよく分からない。筆跡から見て、付箋にあるように広橋兼宣(一三六六〜一四二九)の筆と見て間違いない。

⑤「辞世詩歌」:縦二六六×横四六三cm。未叩解の繊維が少なくないが、全体に地合のよい楮紙。打紙はなされておらず、文字はややかすれ気味の薄い紙。漢詩と和歌が、それぞれ一首づつ書かれている。

⑥「雑書」:縦二六九×横四二二cm。打紙せず、墨はかすれ気味。折紙。漢字仮名交じり文で、地獄とはどのようなところかについて書かれている。

⑦「職官濫觴記(歴運記)」:…この断簡は、慶雲五年(和銅元年、七〇八)〜和銅二年の『公卿補任』断簡(二枚目裏、いずれも半丁一三行)と、『歴運記』(抄出、一枚目裏・一枚目表・二枚目表の順、半丁まるまる書く場合には一三行)からなる。構成は二紙からなる(縦二四四×横四〇四cmが二枚。継目〇三〜〇五cm、厚さはかなり薄い、地合は悪くない)。ただし、端側に上から三cmと五六cmの部

分と、下から二cmと四八cmの部分(第一紙右側で測定)に、それぞれ二つ穴があるので、本来は縦二四四×横二〇二cm程度の冊子装だったと考えられる。全体に丹で訓点を書き込まれている(表裏ともに同じで、本文と同じ筆跡)。表裏ともに、同一の筆跡で同一の規格で書いている。また、いずれの面でも、冊子の紙折目に文字がかからないように配慮して筆写している。現状の表向きに山折り痕が残るので、最終段階ではこちらの面が表だったと考えられる。ただし、文字の順番は裏面が始めになる。表裏に連続する内容が書かれているところから見て、当初から冊子装であったかどうかは疑問の余地もあろう。このほか、下方に、冊子装の段階で生じたと思われる焼損痕がある。紙は打紙されていないが、墨の乗りはかなりよい。ただし裏側の墨が染み通っている箇所も少ない。

『歴運記』については、土田直鎮「公卿補任の成立」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年一月、初出一九五五年)によれば、『吉口伝』(吉田隆長の著作、一四世紀前半に成立)の末尾に見える逸文などの分析から、これが『公卿補任』の成立に影響を与えた可能性が指摘されている。その内容は、流布本系の『延喜式』巻頭に収められている関係で、新訂増補国史大系本『延喜式』にも附録(一〇〇九〜一〇一一頁)として翻刻されている。一方、三条西家本(尊経閣文庫)・島原藩松平家本(書陵部)・昌平坂学問所本(国立公文書館)など『公卿補任』(第一冊)の末に本史料を付けた写本も存在し、『延喜式』付載のものと『公卿補任』付載のものでは、後者に「綏靖天皇御世不見時臣」の一行が多いそうである(土田論文)。ここで挙げた広橋本は後者に近いが、掲載部分が末尾でない点や、料紙の表裏に書写されている点で、違いがある。また広橋本は、冒頭部分で「歴運記(今名公卿記)・天皇五十二代(起神武天皇)年」などの傍線部分が見えない。前者は著者自身が記す注記と思えず、後者は文中の各所で神武天皇を

「神倭天皇」と表現している点と齟齬する。つまり、いずれの割書も本来の『歴運記』の本文ではない可能性が高い。広橋本にこれらの記載が見えないことは、他本と比べてより原形に近いものと評価できよう。また「帝系譜等諸書」(活字本の本文八行目の途中)から「至景行天皇」の直前まで写されておらず(一枚目裏は冒頭四行のみを写して、「史無詳録案」の後は空白が広がっている)、代わりに「至景行天皇」の前行に「計神倭天皇元年以降未宜王連年代歴十一年／七百八十年」(一枚目表の冒頭)という記載が挟まっている。一枚目(裏)が四行目で書写を止めていることと、二枚目(表)が同じく四行目で終了していることは、何らかの関連があるのかも知れない(親本の形状など)。なお二枚目(表)の奥には、「以或本、令書写之。不審事等多之。／重尋校諸本而已」(書写奥書)が付されている。

⑧「天正二年(一五七四)九月七大寺別当次第」：縦二六六×横四二七cm(厚さは三〇～四〇mm)。打紙せず、墨はややかすれ、にじみがある。二次利用はされていない。

⑨「法印道作作菊華」：おおよそ縦二八×横三〇cm(厚さは八〇mm)。糸目三cm弱。打紙せず、かすれやにじみが多い。道作は一七世紀前半の医師。内容は菊の花の薬効などに関する記載。

H-63-919・H-743-25・H-743-29 『新撰姓氏録』

H-63-919は、広橋家旧蔵の『新撰姓氏録』の抄本である。外題には「資六四」(丹)／姓氏録抄(零本)一冊とある。寸法は縦二四・二×一七・三cmで、四目綴の冊子本。紙はやや茶色で、未蒸解繊維が少なくない地合の悪いもの(洗浄不足であろう)。厚みは裏打(八一mm)を含めて、一三〇mm前後。打紙はなされておらず、そのため墨はにじみ気味。

墨付五二丁からなる。構成は「山城国神別」(一才)からはじまり、

「右第十六卷」(四ウ)、「右第三十卷」(五一ウ)まで、十五巻の内容を抄出している。書写奥書は見えないが、「已上卅一卷(小槻)兼治判」(五二才)・「以吉田前内府(定房)御本、重校合了。両方点付之／建武二年捌月七日判」(五二ウ)・「天下衆庶之姓氏録者、官中古今之肝心抄也。大内／左京兆(政弘)令一覽給被写置之。而依彼尊命、加此奥書／矣。／文明七年(乙未)十月日造東大寺次官正四位下左大史小槻宿祢(晴富)判」(五二ウ)などとある。『新撰姓氏録』は、中世のうちに原本系統の写本が絶え、平安後期から鎌倉初期にかけて成立したと考えられる抄出系の写本のみが伝来するに過ぎない(田中卓「新撰姓氏録の基礎研究―原本と抄本とに関する諸問題―」『新撰姓氏録の研究』国書刊行会、一九九六年九月、初出一九五三年)。抄本系の写本は、大別すると延文五年(一二三六)の奥書を持つ系統と、建武二年(一二三五)の奥書を持つ系統に分けられる(佐伯有清「新撰姓氏録研究序説」『新撰姓氏録の研究拾遺篇』吉川弘文館、二〇〇一年八月)。本写本は、そのうちでも後者の系統に属する。

このほか歴博所蔵の『新撰姓氏録』の写本としては、田中家旧蔵のH-743-25がある。寸法は縦三〇・四×横二一・八cmで、四目綴。上(五九丁)・下(五七丁)の二冊からなり、外題にはそれぞれ「新撰姓氏録(上)」「新撰姓氏録(下)」とあり、小口にも同様の記載があるが、いずれも本文とは別筆である。また、各冊の裏表紙(貼付紙)の右下に、それぞれ「墨附五十九」・「墨附五十七／五百十六」と丹書されている。料紙はかなり黄みがかかった非常に丁寧な打紙で、地合もよい。厚みは八〇～八五mmだが、本来は一〇〇mmを超える良質な厚紙だったのであろう。内容は、巻一(十六(上))と巻十七(三十(下))を抄出したもので、奥に「此条々延文五年庚子七月、以他本書加之／神祇大副兼豊判」とあることから、先の写本系統の分類でいくと、前者の系統に属することが分かる。

おなじ田中家旧蔵のH-743-29は、内表紙を除いて墨付一三丁の四目

綴で、寸法は縦二五六×一八二cm。表紙には「姓氏録」・「左大史小槻宿祢忠利(花押)」(いずれも打付書)とある。内表紙(原表紙か)には、「姓氏 任性」とある。内表紙に「任性」とあるのは『年代記改元并東大寺七重塔供養記』(H-743-22)などにも確認され、すでに歴博目録の指摘するように「壬生」の意と理解するべきだろう。実際、前述の表紙への記載や、冒頭丁に「左大都事/図書之印」(三二cmの方印、顔料はベンガラか)が捺してあることから、本冊子は壬生家の旧蔵品と考えられる。これら各墨書の筆跡は、外題のもののみ別筆で、内題・本文・挟み込み紙片(後述)はいずれも同筆と考えておきたい(やや微妙だが)。

奥書は見えないが、内表紙挟込の紙片(縦二五五×横二二cm)に「姓氏 慶長十九年(一六一四) 八月廿六日 孝亮書之」とあり、壬生孝亮(一五七五〜一六五二)の書写本に、息子の忠利(一六〇〇〜一六六三)が表紙を付したという経緯が伺える。つまり新撰姓氏録の諸写本のなかでは、書写年代といい、書写主体といい、出自のよい部類に属する写本と位置づけられよう。

紙は表紙と本紙の間に、前後それぞれ一〜二紙づつ別紙(やや厚め)が挟み込まれているが、本紙は糸目五〜六cm、簧目広め、厚み六〇μmの楮紙を軽く打ってある印象。ただし、元々地合の良くない紙であることもあり、墨のにじみが散見される。

H-63-922 『尊卑分脈』

『尊卑分脈』は、その内題にもあるように、正式には『新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集』という系図集で、洞院公定(一三四〇〜一三九九)の編と考えられている。現行の活字本(新訂増補国史大系本)では、諸本に出入りのある記載をすべて取り入れ、最大公約数的な構成を採っているが、これらすべてが本来の『尊卑分脈』であるという確証はない(皆川完一「尊卑分脈」『国史大系書目解題下』吉川弘文館、

二〇〇二年二月)。実際、この広橋本も、一部を除き、国史大系本の順序・構成とは一致していない。

広橋本は折本五冊からなり、寸法は縦三三六×横三三五cm。各冊の分量は、順に四九・四三・二二・三九・三四丁である。料紙(地合がともよい打紙)は、幅五〇cmの紙を横に順継していったもので、現状では全体が裏打されている。紙の厚みは、第一・四・五冊で平均八〇μm、第三冊のみ平均九〇μmとやや厚め。前者は全体に焼けた色をしており、後者はその傾向が弱いことを踏まえると、前者は弱めに打紙が施されている可能性が想定される(ただし第五冊の最終丁のみ、第三冊系の紙)。第一〜四冊奥には、二種類の印が捺されている(径一三cmの黒丸印と一辺一六cmの朱菱形印)。題簽は第一冊のみに貼られており、「資七一」(丹)／尊卑分脈別本(抄本)〈五冊〉とある。筆跡は全文同筆と考えて良からう。広橋本にしては珍しく、後補表紙の右下に大きな破損が見られる。

全体の構成は、第一冊(冒頭欠)が、藤原師実流(八表からはじめて、「第四 左大臣魚名公孫」(八裏〜一七表)・第五 参議真夏卿孫(一七裏〜二六表)・第六 内舍人良門一男右中将利基孫(壬生)并二男内大臣高藤公孫(勸修寺・葉室) (二六裏〜四七)。第二冊が「第七 権中納言長良卿孫(法成寺・高倉) (二表〜五裏)・第八 撰政伊尹公孫(一条) 舍弟関白兼道公孫 舍弟太政大臣為光公孫(京極) (二六表〜九裏)・第九 撰政実頼卿孫(小野宮) 舍弟左大臣師尹公孫(小一条) (一〇表〜一三裏)・第十 関白道隆公孫(坊門・水無瀬) 舍弟関白道兼公孫 并舍弟皇太子傳道綱卿孫 (一四表〜二一裏)・第十一 右大臣頼宗公孫(中御門・持明院) / (白川・高倉) 舍弟権大納言長家卿孫(大炊御門・御子左) (二二表〜三〇表)・第十二 参議家正卿孫(室町) (三〇裏〜三二裏)・第十三 左大臣武智磨孫(南家) (三二表〜三八裏)・第十四 式部卿宇合卿孫(式家) (三九表〜四一裏)・第十五

参議磨卿孫（京家）（四二表〜四三表）。第三冊が、京極氏系図。第四冊が「新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集第三／特進重三台藤公定撰」（一裏）とあり、「第一 神代上祖諸流元始以下撰家相統孫」として『尊卑分脈』（国史大系本一）の二一〜頁に相当する部分の写が掲載されている（二表〜一九表）。その後、「第二 太政大臣公季公孫（閑院諸流）」（一九裏〜三九裏、これは大系本一の二一〜頁に相当）が掲載される。第五冊が、桓武平氏（二〜二四）・仁明平氏（二五表）・光孝平氏（二五裏）・文德平氏（二六表）・橘氏（二七表〜三四表）からなる。

書写奥書の類はほとんど見えないが、唯一、第三冊（奥）に「此系図者、江州犬上主黒田覚証院、依為京極之／拔萃而伝家也。爰照政下臣ト祐再写之。是／故就懸望写之也」とあるので、この冊は近江国犬上郡の黒田氏（京極の分家）に伝来した系図の写であることが分かる。このように、広橋本『尊卑分脈』と称される五冊の写本は、様々な系図の取り合わせ本である。また、本来の構成は現状の第三冊を筆頭に、第一冊（冒頭の欠損部分は「第三」だったのだろう）・第二冊と連続していた可能性が高い。

なお歴博には、このほか様々な系図類が保管されているが、たとえば『大系図』（H-600-1138）にしても、現行の『尊卑分脈』（活字本）とはかなり体裁が異なっている。これは寸法縦三一・八×横二二・四cmの折本（縦三一・八×横六六・八cm程度の紙を横に継ぎ足していったもの）で、計三四冊からなる大部の系図集である。紙は楮の打紙で、かなり厚い。筆跡はほぼ同筆と見られ、書写担当者は一〜二人程度ではないか。表紙には四〜三七の番号が振られているが、その丁数（墨付）は順に、四七・五四・八〇・三〇・五六・二二・四一・四七・三七・七〇・二九・六五・五六・二九・二五・一一・二二・二六・二二・一三・一六・三一・一八・二〇・二二・四七・一六・一九・三二・四八・三八・二九・三三・四二丁となっている。これら冊子とは別に、「明曆」（朱方印）の捺された「大系図目録」が付されており、

り、それによれば全体の構成は「源氏（陽成・光孝・宇多）一帖／同（嵯峨・仁明・文德）一帖／清和源氏（上三帖／下三帖）六帖／源氏（醍醐）一帖／同（村上）一帖／同（花山・三条・後三条・順徳・後嵯峨・後深草・龜山・後二条）一帖／已上十一帖／藤氏一八帖／同二五帖／同三三帖／同四三帖／同五四帖／已上二十三帖」となっている。これらの系図類の親子関係や、兄弟関係などに関する検討は、今後の課題とされるべきである。

H-63937 『扶桑略記』（巻第四）

卷子装で、墨付一八紙からなる。現状では木箱に収められており、その表には「国宝（朱）／扶桑略記（巻四）一軸」とある。また外題には「甲六」（丹）／扶桑略記巻第四 壹巻」とある。紙の寸法は、縦二七〇×横二四六（表紙）+一一〇（白紙）+四六〇（第一紙）+四六〇+四五八+四五五+四六三+四五五+四六四+四五九+四五五+四四〇+一三三（後補白紙）+四六二+二〇五+二三五+四六三+四五五+四六二+四六六+四二九cm（第十八紙、奥書のみ）となっている（第十紙と第十一紙の間に後補の白紙（幅一三三cm）が挟まれているが、枚数には数えないでおく）。うち、第十二紙（二〇五cm）と第十三紙（二三五cm）は、裏文書の形状などから本来は同一の紙だったものが、何らかの理由から切断されたものと考えられる。継目幅（焦茶色の大豆糊）は〇三〜〇五cmで、いずれも順継。また、二次利用面の全面には天高三〇・界幅二三・一・地高〇九・界幅二〇cmの薄墨界線が引かれている。地界がやや狭いのは、後世の化粧断ちの結果と考えるべきだろう。軸は径一一・二×長二八・二cm。

第一〜三紙にかけて、一八〜一七cm間隔で紙の中央付近に火災に由来すると思しき大きな欠損が見える（第一紙で縦一四×横五cm程度の縦長半円形で、奥に行くほど縮まっていく）。この巻子が前闕になっている

のは、この焼損との関係も想定できるだろう。このほか、この欠損の外延も含めて、紙の上下に湿損の痕跡がみえる。下方では一三〜一二cm間隔で縦長の湿損が、上方では一六〜一五cm間隔で外延の繊維が崩れた部分が続く。

第一紙の奥上に「四」（朱？）と書かれているが、この番号は途中で混乱があり、最終的に第十八紙には「十六 終」と記されている。これは、本書の冒頭に三枚の欠落があることを示すというよりも、この番号が付された段階では錯簡があったと考える方が妥当だろう。実際、たとえば現状で第七〜十一紙に相当する部分には、「壹」・「三」・「弍」などのほか、やや意味不明の書き込みも見られる。

また、各紙の継目には丹（本文に書き込まれた訓や点と同じ色）で「〇」と、またその下に複槲の黒丸印（径一六cm）が捺されている（この継目印は、広橋本のなかによく見られる）。これも場所によっては、〇や継目印が左右の一方にしか見えなかったり、継目の両側にあっても場所や形が合わなかったりと、継ぎ直しの痕跡が明瞭であり、現状とは異なる継がれ方の段階で付されたものと考えられる。ちなみに「〇」の場合、七〜八紙の継目で左側がなく、八〜九・九〜一〇・一〇〜一一の各継目には両側とも見えず、一一〜一二紙の継目では右側がなく、一二〜一三紙の継目では両側があれども形や場所が全然合わない。また黒印の場合、四〜五紙の継目では左側になく、一〇〜一一紙の継目でも同様で、一二〜一三紙の継目では両側がない。このほか、七〜八紙の継目では黒印の左方が本文中に捺されており、この部分では継目の糊付けをする以前に、捺印した可能性を示唆している（やや納得のいかない行為だが）。なお、かなり多くの継目で、〇や黒印は上下が微妙に失われており、これは、化粧断ちの結果と考えられる（首書の大半も完存していない）。

後補の白紙と第十七紙を除き、ほとんどの紙に裏文書が存在するので、扶桑略記の書記面は二次利用面であることが分かる。裏文書（一次

利用面）のうち性格が判明するのは少数で、第三・六紙裏の「執当御房」宛書状や、第十一紙裏「執当法眼」宛書状くらいである。なお、文字の書かれていない第十七紙（下方に小さな半円形の墨書がある。おそらく紙を出荷する主体が、品質保障の意味をこめて付した印なのだろう）の場合も、第十四〜十六紙と同様に「墨映」が確認できるので、本来は第十六紙の礼紙などとしてもたらされたものが、他紙と一緒に打紙されたのだろう。墨映がみえない紙でも、打紙の際に水分を含ませた結果と考えられる墨のじみなどが確認されるので、ほぼ全紙に渡って二次利用を目的とした打紙が（やや軽めに）なされた可能性が高い。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。

奥書には「貞永二年（一二三三）二月九日於坂本書写畢。／同十日夜於燎下移点校合了。／于時□正第五日也。定任」とある。当時、法眼の地位にあった「天台座主記」延暦寺僧の定任が、貞永二年の冬、（恐らく寒くて）坂本に降りていた時期に書写したものと判明する。前述したように、裏文書には法眼の地位にある人物宛の書状が含まれているので、定任が自らの手元に集積されていた反故紙を転用して書写したものと推測される。なお、このような写本が、どのような経緯から広橋家の所蔵に帰したのかは、現在のところ、ハッキリしない。

『扶桑略記』の写本系統に関して、現状で十分に解明されているとはいえないが、堀越光信「扶桑略記」〔『国史大系書目解題下』吉川弘文館、二〇〇一年一月〕によれば、本写本は（ハ）多数巻残存本系のうちの巻四の祖本に当たる古写本である。

なおH-600-1688の外題に扶桑略記とあるが、実際は『日本紀略』である。詳細に関しては、同項を参照。

H-63-989 『朔旦冬至定文』

緑色の表紙には、「保元元年朔旦冬至定文 一卷」とある。料紙は全

六紙で、寸法は縦二八〇×横一五五（表紙）＋四五五（第一紙）＋四六八＋四六四＋四六六＋四六五＋四六四（第六紙）＋五〇cm（軸付紙）。軸（黒漆塗）径は一八cm、軸長は三二・二cm。継ぎ方は表紙と第一紙、第一紙と第二紙の間のみ逆継で、その他は順継。継目幅は、冒頭から順に、〇・三〜〇・六・〇・四〜〇・六・〇・一〜〇・二・〇・四〜〇・五・〇・三〜〇・六cm。字配りは一行に二二字、一紙に一四〜一七行。最終紙の末尾で、上端がなだらかに下降しているのは、あるいはこの紙が直接軸付けされていた段階のなごりの可能性もあるが、現状では糊痕などは見いだせない。断言はできない。実際、第六紙で一〇・三〜一〇・六cm、第一紙で一・二・〇〜一・二・五cmという間隔の虫損があり、これは軸が存在しない状況（ただ丸められていただけ）で生じたものと推測される。

第一紙は、端側がかなり変色し、裏側は繊維が毛羽立っている。「保元度 諸卿申請」という端裏書の内容も踏まえると、この紙が本来は外側に面していたと考えられる。紙の糸目は二・五cm幅程度、簀目は並程度。叩解・塵取はあまり丁寧ではなく、表面に打紙加工もなされていない（以上に関しては、どの紙もほぼ同じである）。そのため、墨は薄めのところではかすれ、濃いめところではにじんでいる。ただし、一紙に数カ所つづつある擦消上書きの部分は、本文とは異なるかなり濃い墨で書かれており、この校正が本文書写とは時間的に少々（数日程度だろうが）隔たる段階で行われた可能性を示している（一方、本文に挿入符などを付して傍書した部分は、本文と同じ墨で書かれている）。

本史料の内容は、保元元年十月の朔旦冬至の際に行われた、陣定などに関する記録である（奥書などはなく、書写年代は不明である）。この際の陣定の定文に関しては、『管見記』八四（西園寺家旧蔵、宮内庁書陵部現蔵）・『兵範記』（保元元年十月十八日条）などを基に、桃裕行「保元元年の中間朔旦冬至と長寛二年の朔旦冬至―暦道・算道の争論と符天暦の問題―」（『暦法の研究下』思文閣出版、一九九〇年一月、初出

一九八三年）が全文を復元している。『管見記』（外題「年号閏月勘文ノ儀」）は、前半にこの保元元年の朔旦関係史料を、後半に長寛二年の関係史料をそれぞれあげているが、本史料ではそのうちの前半と同内容の史料を載せている。このうち、『兵範記』・『管見記』・当史料の間で字句の違いを比較すると、『兵範記』と後二者はそれぞれ系統の違う史料であること（つまり後二者は同系統の史料であること）、また後二者が親子関係ではなく兄弟関係にあることが分かる。『管見記』の冒頭一紙強の分量が前掲であることをふまえれば、当史料の重要性は明らかだろう。

四〇七『造仏所作物帳』（一次利用面）・『写集論疏充紙帳』（二次利用面）

「天平六年（七四三）五月一日 造仏所作物帳」（『大日本古文书』編年二四―二四―三三・『正倉院文書拾遺』八）

「天平十五年（七四三）写集論疏充紙帳」（『大日本古文书』編年二四―二一五・『正倉院文書拾遺』八ウ）

いずれも正倉院流出文書である。現状では、裏打せず文書の四辺に薄紙を挟み込み、それを表装部分に張り込む形で表装されている（両側の切断は鋭利な刃物でなされたようである）。また二次利用面の端側（つまり一次利用面の奥裏）に〇・五cm幅の大豆糊代痕（剥取痕）が残る。紙質に関しては、宍倉論文を参照。このほか、二次利用面奥の顔料焼けの部分は、一次利用面側から薄紙で補強されており、やや観察がしづらい状況である。

料紙の寸法は、縦二七九×横一八七cm（一次利用面）、縦二八二×横一八五cm（二次利用面）である（表装の仕方によって、表・裏で見える範囲が微妙に異なっている）。一次利用面の押界は、縦に七本みえる（間隔からすると八本あるはずだが、最右側の一本は二次利用面の奥の緑色顔料の焼けに遮られて、視認できない）。界線は、天高①一・五・②一・一・界高①一・一・五・②一・二・〇・地高一・八・界幅二・三〜二・四cmである。なお、

この界線は表側から押ししているが、打紙の影響もあって裏側からは見え、裏側の字配りには影響を与えていない。全体に打紙されているので、両面ともに墨の乗りは良いが、一部で刷消・上書きされた部分では墨のにじみが生じている。二次利用面奥の顔料焼けは、約10cm前方に転写しているため、この程度の円周で巻かれていた時期が長かったと考えられる。

正倉院から流出した後、「新羅飯万呂請暇解」(H08)と同様、小杉楫邨から蜂須賀侯爵家に譲られ、戦後に弘文荘(反町茂雄)を経て、文化庁が一九七二年度の予算で購入した。その後、しばらくは奈良国立博物館で管理していたが、一九八四年三月に歴博の所蔵に帰した。小杉は明治八～九年に浅草文庫における正倉院文書調査に参加しており(皆川完一「正倉院文書の整理とその写本―穂井田忠友と正集―」『続日本古代史論集』中)吉川弘文館、一九七二年七月)、その際に持ちだしたものとみられる。小杉による持ち出しと蜂須賀家への売却に関しては、東野治之「小杉楫邨旧蔵の正倉院及び法隆寺献納御物―その売却事件と隅外の博物館総長就任」(『古代史論集』下)塙書房、一九八九年一月)を参照。なお蜂須賀家は、この他にも古文書・古典籍を多数所有していたが、一九五一年にその多くを手放している。ただし反町氏の入手した分は、「その十数年もあと」に蜂須賀家から再度売り立てされた分のである。経緯に関しては、村口四郎「諸名家の宝庫を渉猟する」(『紙魚の昔がたり昭和編』八木書店、一九八七年二月)・反町茂雄「大量の蜂須賀侯爵家本」(『一古書肆の思い出』四)平凡社、一九八九年八月)などを参照。

○『正倉院文書拾遺』補足
・「造仏所作物帳断簡」

三～四行目間の習書の上と、四行目の下方に黄色の顔料／四行目中程に大豆糊／六行目に文字の上に傍線(墨)／七行目の中央あたりに赤色顔料

「黄紙」(一行目の傍書)の脇に、ベンガラ状の顔料で縦棒が見えるが、これは継目糊の下に書かれているので、張り継ぎ以前に書かれた(付着した?)ものと考えられる。

・「写集論疏充紙帳断簡」

記載訂正ヶ所のうち、「三枚」(第一行)と「既用」(第五行)は上書、あとは刷消の上で訂正。三～四行目「朱抹」の上に墨書とあるが、「九日」已上花厳論料」の部分は、朱抹の下。第五行「検人成」とあるが、現状では「検」字は確認できず。第十行「白紙」の右脇に「冊九」の二字がある(『大日本古文書』には翻刻されている)。第十一行は顔料の剥離(おそらくは蜂須賀家から流出した時点で、三分割された際の破損)により、大半の文字が読めなくなっている。『正倉院文書拾遺』では破損以前の古いデータを反映させて、行の下半分が釈読できるところになっているが、現状では読めない文字も少なくない。

㊦『新羅飯万呂請暇解』

「天平宝字二年(七五八)三月十五日 新羅飯麻呂請暇解」(『大日本史料』編年一三―二三四・『正倉院文書拾遺』二八)

正倉院流出文書の一通である。寸法は縦二八〇×横一七八cm(右辺・下辺は刃物でやや雑に切断)。打紙していない紙に粘度の高い(水分の少ない)墨を用いていることが裏目に出ているようで、墨の乗りは良くなく、かすれ気味である。字配りは、各行の中軸線がほぼ3cm間隔と正確なので、糸罫のような用具を用いた可能性がある(ただし、一行のなかの文字の配置はあまり揃っていない)。一次利用面の請暇解が不要になった後、丹の包紙として利用されていたことで、表面に丹が付着し繊維の凹凸に入り込み、漉目を浮き上がらせている(簀目一八本／三cm、糸目二cm)。紙質に関しては、穴倉論文を参照。

『正倉院文書拾遺』の指摘するように、書式からすると冒頭一行が切

断されているものと思われる。ただし現状からは、二次利用の段階で文書を中心に丹を置き、四隅を捻って茶巾包みのようにしていたことが想定される（とすれば、正方形に近い形の方が包みやすい）ので、「丹の包紙に転用した際に文頭一行が切断された」（つまり、より長方形に近い形となる）という想定には疑問もある。なお、正倉院（北倉）に伝来する丹の包紙に転用された文書は、造東大寺司で反故となったものとしており（野尻忠「斤量記載からみた正倉院丹裏文書の研究」『古文書研究』五七、二〇〇三年五月）、本文書もかつてはこのなかに含まれていたと考えられる。ただし本文書の場合、中一〇と同様、正倉院から流出して、小杉相郎から蜂須賀侯爵家に譲られ、戦後に弘文荘（反町茂雄）などの古書肆を経て、一九八二年三月に歴博の所蔵となった。

○『正倉院文書拾遺』補足

・本文「依飯万呂正身退見治」の行の「依」字、文字が薄すぎたので、墨継して同じ文字を上書している。

中一〇『名張郡丈部近国解』（後闕）

「天治三年（一一二六）正月伊賀国名張郡司解」

東大寺からの流出文書と考えられる。「伊賀国黒田荘玉瀧荘文書目録案」（『平安遺文』四〇〇二）に黒田荘関係の「寺家証文」の一通として「一通（正文） 天治二年国検田丸帳（見本庄廿五町并出作田数等、二斗米事同見之）」が挙げられているのに相当する。「天治三年正月伊賀国名張郡司解案」（『平安遺文』二〇五八）は、本文書を中世初期に抄写したものであろう（渡辺滋「日本の古代・中世移行期における「帳簿」の特質―情報「文字化」される意義に注目して―」『民衆史研究』72、二〇〇六年一月）。のちに寺外へと流出し、一九八一年九月に歴博が古書肆から購入した。

料紙は、特に上半部分で激しい湿損を生じるなど、かなり保存状態が悪い。紙質に関して詳しくは宗倉論文を参照していただきたいが、本来

であればこのような雑な筆跡で目録を作成する際に利用されるような粗紙ではない。別の目的で入手しておいた料紙を転用したものであろう。

裏打や紙継の構造が複雑なことに加え、上端側の湿損が激しいこともあり、原態は想定しづらい。おおまかに、縦二七・七cm（最大幅）×横五二・三cm（最大幅）の紙へ、袖側に幅一cm強の紙が継がれているのが、現状である。本体の紙には、両側の継目裏にそれぞれ花押が半存するもので、当初のままの幅が残っていることは分かる。また、字高はやや不揃いながら、行間は二八・二九cmで一貫している部分が多いので、行取りには糸罫などを用いていた可能性がある。袖側に継がれている紙（一cm程度の幅で大豆糊が変色している）には、受領の加えた外題の文字がはみ出ているので、両紙はその段階から連続していた可能性が高い。なお、この紙の右側にも、さらに六cm程度の別の白紙が続いているが、これはかつて東大寺で保管されていた段階で継がれていた関連文書の末尾だろう（この関連文書は、前述した湿損ですでに崩壊し、この世に存在していない可能性もある）。

料紙の破損は端側に行くほど激しくなるので、こちら側を外側にして巻かれていた時期が長かったと考えられる。奥には分量からいって、本来、あと数枚の紙が継がれていたはずだが、現状では刃物で切断され失われている。奥側に「□□□□^{（花押）}□□□□」^{（花押）}と、端側に「□□□□^{（花押）}□□□□」^{（花押）}という継目裏書が確認できるが、いずれも字句は読み取れない。また「御館分」の行、冒頭に朱の合点がある。なお、「丁」は「町」の、「才」は「損」の略字である。

受領は一旦外題を書き込んだ後、「助兼」の部分に抹消線を引き、脇に「遠村」と書き込んでいる。また外題文末の一字（文字不明）の上から「并頼等」と書き直している。これらの追記は、「合目録田参伯式拾捌町壹段伯式拾歩」（傍線部分）や「得田二百□□□□^{（六十六町）}五反六十歩」（傍線部分）などと同時に書き加えられた情報のようだが、改竄ではなく訂

正・追記と考えるべきだろう（花押の墨色と類似するので、花押を付す段階で読み直して、訂正した可能性がある）。このほか、中村条の字のうちでも、下段のものは墨色からいって補記の可能性があるようにも思われるが、断言はできない。

〔下〕
□ 収納使助兼、町別官物任

遠村
□ 濟例、且令催進、且可造進結

〔可〕
解 □ 別米式斛并類等、（花押）

名張郡 □ 申注進天治二年検田丸帳事

〔同解〕
合目録田参佰式拾捌町壹段佰式拾歩

得田二百 □ 五反六十歩

〔損〕
□ 田 □ 六丁七反百八十歩

川成十四丁八反二百冊歩

古川成八丁 □ 反百廿歩

〔含〕
□ 川成六丁七反百廿歩

御館分田三丁四反百廿歩

中村条二丁七反

□ 追五反 赤貴 林田五反大真直

池内一反 今枝 上中村四反

栗穴内三反 今枝 坂本二切二反十安友

高坏一反 今枝 方田三切一反

荒蒔又東四反 天末

夏見条二反小 揚本已

（後 闕）

〔下〕『備前国津高郡収税解』

「宝亀七年（七七六）十二月十一日 備前国津高郡収税解」〔大日本古
文書』編年六一五九〇）

唐招提寺からの流出文書である。一九七三年度予算で文化庁が購入し、当初は東京国立博物館で管理していたが、一九八三年三月に歴博へと移管された。紙質に関しては、実倉論文を参照。寸法は縦二八二×四七〇cm（ただし四辺が表装に飲み込まれているので、本来はもう少し大きい）。罫目は一九本／三cm程度。欠損が、奥から端に向けて一〇〜一一〜一二cmの間隔で連続する。これとは別に、文書の上半と下半で左右対称なシミも確認され、本文書が上下にたたんであった段階も存在した可能性を示している。ただし、全般に端側に行くほど欠損が激しくなるので、端側を外側にして巻かれていた段階が長かったのだろう。全体に二五〜三五cm間隔で縦線が見えるが、これは一定方向に向けて間隔が広がるなどの規則性はないので、運搬や保管の段階で折りたたんだ結果生じたものではないだろう。ただし折界にしては、同じ部分で上部は二五cm間隔で下部は三〇cm間隔という箇所もあるなど、やや雑である。また折目の縦線を無視した字配りがなされる行も、散見される。また、見た目からすると、紙漉の際に生じた糸目でもなさそうである（糸目であれば、一行目のように、この線に沿って破損が生じることもないだろう）。とりあえず、大まかに付された行取りのための折界と考えておきたい。

文書末に自署する「尾張祖継」は「宝亀八年（七七七）正月十八日 備前国津高郡収税解」〔大日本古文書』編年六一五九五・唐招提寺史料』第一（天之巻五））にも、収税吏として登場する。本文書と宝亀八年の解は、本文・自署ともに同一の筆跡であり、いずれも尾張祖継の自筆と考えてよい。なお、これら備前国津高郡の関係文書は、断簡も含め五通の存在が確認されるが、内容や伝来からいずれも唐招提寺の旧蔵文書と想定される（原秀三郎「荘園形成過程の一軸―唐招提寺の土地集積を中心として―」『人文論集 静岡大学人文科学部人文科学研究報告』18、一九六七年二月）。五通の関係文書のうちで現存するのは、唐招提寺に所蔵される二通

と、幕末に摂津国の吉田敏（一八〇二〜一八六九）が入手し、その子孫が一九四九年頃に売却した後、万字屋（大阪の書肆）・出口神暁（大阪の郷土史家）・弘文荘（東京の古書肆）などを経て〔反町茂雄「二古書肆の思い出―激流に棹さして―」平凡社、一九八九年八月〕、歴博の所蔵に帰した一通のみである。東京帝国大学付属図書館の所蔵に帰した二通は、関東大震災の際に焼失した。なお同時に東大で焼失した唐招提寺流出文書としては、「弘仁十年（八一九）二月十六日 近江国坂田郡大原郷長解」（『平安遺文』四四二一）などもある〔栄原永遠男「近江国坂田郡大原郷長解」について『日本歴史』四九七、一九八九年一〇月〕。

唐招提寺からの古文書の流出時期は、流出文書の一通である「天長十年（八三三）三月四日 八木造大庭磨田売券」（『平安遺文』五五）に天保十年（一八三九）に軸装にされた旨の市川米庵（一七七九〜一八五八）の付記があることや（新井重行氏のご教示による）、吉田家（後述）の入手時期などをふまえると、七五代長老（一七八八年頃から没年まで）宝静（一七六五〜一八四三）の頃と推測される。ただし宝静は、現在、根岸文書（国立国会図書館所蔵）にふくまれる「近江国大原郷壱田売券」（東大寺旧蔵）や、日名子文書（正倉院流出文書）、多和文庫現蔵の「大和国矢田郷長解」（元所蔵不明）などを所持していた古文書収集家として著名な存在であり、自寺の古文書を積極的に流出させた主体と想定するには、やや疑問もある（宝静の人物に関しては、東野治之「古文書・古写経・木簡」『水荃』七、一九八九年九月などを参照）。

流出ののち、文書群が京都・大阪に移動したことは、吉田家、林家（下鴨社家、入手主体は康員の父の康満〔康辰〕か）などが正文を入手していること、文化六年（一八〇九）に正親町家で写を作成していること（これは東京大学史料編纂所の所蔵）などからも、確認できる。なおこの際に流出した文書正文は、「弘仁十四年（八二三）十二月九日 近江国長岡郷長解」（『平安遺文』四八）が『林康員文書』（東京大学史料編纂所、

影写本 3071.62/209）に、「天長十年（八三三）三月四日 八木造大庭磨田売券」（『平安遺文』五五）が東京国立博物館にあるほか、「天長九年（八三二）四月二十五日 近江国大原郷長解」（『平安遺文』五三）の原本が『古典籍下見展観大入札会目録』（東京古典会、一九八五年一月）に見えるなど、断片的にしか姿を現さず、全貌の把握は困難である。

○活字本との異同

・「津高郷収税」の下に、残画がある。「解」か。おそらく、その後、二文字分スペースがあり、「津高郷収税解 申可請百姓等陸田直稲事」と書かれていたものと考えられる（現状では傍線部がほぼ欠損している）。

・「漢マ古比麻呂八十束」：「八十」の部分、紙面荒れ、文字が妙に太い。擦り消した上で、上書したものが。

・「尾張祖継」は自署だが、本文と別筆かどうかは不明である。

・文書奥の継目裏に、「招提寺 封」の四文字が見える。ただし、四文字目の「封」は、右側が失われている。史料集によっては「判」と翻刻される場合もあるが、どちらかというと「封」に見える。

中一 『紀伊国那賀郡司解』

「承和十二年（八四五）二月五日 紀伊国那賀郡司解」（『平安遺文』七九・栄原一九八六）

東寺からの流出文書である。一九七三年度予算で文化庁が購入し、当初は東京国立博物館で管理していたが、一九八三年三月に歴博へと移管された。「那賀郡印」六一顆、「紀伊国印」八顆が捺されている。寸法は、縦二八〇×横約四四（第一紙）+五三+一五cm（第三紙）である（いずれもやや不定形、詳細に関しては栄原論文を参照）。軸は径一八×長二九七cm。紙厚は、三紙とも一三〇〜一四〇μmの範囲で共通する。二ヶ所の継目（およそ〇四〜〇六cm幅）裏に、一つづつ「封」の裏書がある。

郡衙レベル以下で作成された第一～二紙と、国衙レベルで付加された可能性のある第三紙との間には、紙質の明確な違いは確認できなかった（紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照）。虫損・欠損は、様々な間隔のものが混在しているが、第三紙で6cm前後、第二紙で七～八cm、第一紙で九～一〇cm間隔のものが、標準的である。字配りは、字高が上部に引かれた界線に規制され（栄原論文を参照）、行間も本文部分で二八～二九cm、自署欄や面積列挙部分で二四～二五cmと、それぞれ一貫している。各行の配置に関しては、大まかに糸野のようなものを利用した可能性もある。ただし、各行の字数は一二～一四字と、あまり一定しない。

本文書に関しては、栄原永遠男「『紀伊国那賀郡司解』の史料学的検討」〔『紀伊古代史研究』思文閣出版、二〇〇四年一月、初出一九八六年〕に詳しいので、伝来・寸法・形状などはそれによっていたたくとして、ここでは栄原論文の指摘を前提に、補足しておきたい。

まず、外箱に張られた東京国立博物館のラベルには「紀伊国那賀郡司解〔承和十二年〕 第三〇五二号」（栄原論文二四七頁は傍線部分が欠）とある。紙継目の二ヶ所には、それぞれ糊のはみ出しがあるが（同二四八頁）、その色調は第一紙と第二紙の間のもが薄めの黄色で、第二紙と第三紙の間のもがやや濃いめの茶色であり、両者は別の段階で塗られた大豆糊と考えられる。

第一紙の右端は、さらに右側に継がれていた文書からの剥取痕と糊代痕があるが、文書奥の左端の切断線は直線的である（栄原論文二四八頁）。顕微鏡観察によれば、この部分は鋭利な刃物で切断したと考えてよい。また現状で、糊代などの痕跡は残されておらず、本来、第三紙はもう少し幅があった可能性が高い。なお、奥のみ化粧断ちしたのは、端側で化粧断ちすると余白がなくなってしまう、見栄えが悪くなるからだろう。

栄原論文では郡印のサイズを縦五二×横五二cmと、国印のサイズを縦六〇×横六〇cmとする（二五二頁）。しかし複数のメジャーで採寸し

たところ、前者は縦五二×横五〇cmで、後者は縦五八×横五八cmと計測された。またその色調を肉眼で観察する限りでは、前者はベンガラで、後者は丹または水銀朱と推測される。なお、国印の比較的整然とした捺され方に對し、郡印はやや無配慮に捺印されている。捺印の向きや力の入れ方が大ざっぱであることに加え、郷長・田令の自署部分に捺された一列三顆の郡印などは、最下方の印が文書外に大幅にはみ出してしまうている。

なお栄原論文では、本文書の成り立ちに関して、本文から国判にいたる三紙すべてを、文書の起草時に継ぎ合わせてあったものと想定している（二五六～七頁）。しかし前述した糊色の違いなどからも、まずは本文書から郡司自署までを記入しうる幅の二紙分を継ぎ合わせ郡司解を作成し、その上で国衙において国判を加える段階で第三紙を新たに継ぎ加えた可能性を想定した方がよいように思われる。なお、別の機会に継がれた三紙の紙質がいずれも類似するのは、同じ工房で漉かれたからだろう（国府所在の名草郡と那賀郡とは隣接しており、それぞれ別々の紙供給地によっていたとは考えにくい）。

四二『東大寺奴婢帳』

「天平勝宝元年（七四九）十一月三日大宅可是麻呂解」（『大日本古文书』編年三―三二二）

東大寺からの流出文書である。一九八一年四月に文化庁から移管された。文書本体は三紙からなり、加えて袖側に一紙が（かなり早い段階、恐らく平安期に）後補されている。寸法は、縦二七六×横一五〇・五二八（第一紙）+五五八・一〇二cm（第三紙）で、継目（順継）は順に〇三・〇三・〇四cmである。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

界線は、天高①二六・②一八・③一七・界高一八七・地高二八cmの間隔で引かれている（第二紙の端）。ただし、第二紙では全体が左上が

『栃木県史研究』10、一九七五年・鈴木茂男「口絵 鈴木要三氏旧蔵高山寺文書」『栃木県史研究』11、一九七六年。その後しばらくの伝来は不明だが、反町茂雄氏（弘文荘）の手を経て、文化庁が一九七六年一月に購入し、一九八三年二月に歴博へと移管された。

所収文書の一覧や、釈文・寸法・写真などは、山本信吉「文化庁保管高山寺文書（六曲屏風貼付）」『古文書研究』10、一九七六年二月・石井進「高山寺文書六曲屏風」『石井進著作集七』岩波書店、二〇〇五年四月、初出一九八九年）などを参照。その他、小川信「武田祐吉博士旧蔵高山寺文書（三通）」『古文書研究』23、一九八四年二月・石井進「源平争乱期の八条院周辺―『八条院庁文書』を手がかりに―」『石井進著作集七』岩波書店、二〇〇五年四月、初出一九八八年）・五味文彦「八条院関係紙背文書群」『国立歴史民俗博物館研究報告』45、一九九二年）などの関係論文で、釈文の異同等に関する指摘もなされているので、参照されたい。これらの諸論文によって、かつて高山寺に所蔵されていた段階で、「八条院関係文書」として一つの文書群をなしていたものが、のちに聖教の書写に二次利用され、近世以降、寺外流出時（あるいは流出後）にばらけて複数の文書群となったという変遷が明らかとなる（多くの文書には、上から五cmの部分と、下から七五cmの部分に、それぞれ間隔四cm程度で糸穴二つが確認できる。たとえば、三〇・三三番の文書などでは、よく見える）。現在確認される範囲で、関係文書は約七〇点が一〇群ほどに分離している。ただし、本来はもっと多数の文書からなっていただろうし、少なからぬ分が流出後に目減りした可能性も想定される（目減りの分量に関しては、二次利用面の体系的な分析を行えば、ある程度は想定可能なのである）。たとえば歴博所蔵分の一群の場合、柏木氏の所蔵する段階では、現在の屏風には張られていない「藤原隆信假名文」（二枚）が含まれていた（藤本孝一「高山寺文書と藤原隆信消息」『古文書研究』60、二〇〇五年七月）。

本文書群に見える「墨映」に関しては、「二本論に入る前提として」の項も参照。穴倉氏の指摘によれば、これらの紙は、再利用前に水分を含ませた上で乾燥させる過程を経ている。ただしこれらの紙は打紙されているわけなので、料紙表面の皺を伸ばす目的でなされた処理と考えられる。紙質に関しては、穴倉論文を参照。

四一四 『栄山寺寺領文書』

長らく栄山寺に伝来してきたものを、文化庁が一九七三年度予算で栄山寺から直接購入した。当初は奈良国立博物館で管理していたが、一九八三年二月に歴博へと移管されている（四一五・四一六も同様）。

四一四は卷子三卷、四一五・四一六はそれぞれ一巻、計五卷からなる文書群である。現在、栄山寺文書は諸所に散在するが、そのうちでも分量・内容からいって中核部分に相当する。現状で五巻の卷子は、二段の木箱（縦三八×横一八×高二〇cm）に納められている（上段に四一四・四一五・四一六、下段に四一七・四一八）。箱の横には、「国歴一・一・二一〇号／起請文一巻 官符一巻／栄山寺」（上段）・「国歴一三〇号／栄山寺領文書三卷／栄山寺」（下段）と記されており、蓋裏には「昭和七年五月三十日依／国宝保存法修理之」と墨書されている。

現状のように改装される以前は、関係文書ごとに継がれていたように見える。ただし現状ではこれを改め、各文書毎に独立する形で卷子状の長い台紙の上に貼り付けられている（つまり文書間の継目は存在しない）。各文書の寸法は一覧表に掲載するが、おおよそ以下の通りである。

- 巻一 縦三二・九cm／横 表紙二九・八・白紙一〇・八・軸付紙二五・九cm
軸径一・八×長三四・六cm
- 巻二 縦三三・八cm／横 表紙二九・八・白紙一二・四・軸付紙三三・二cm
軸径一・八×長三四・六cm
- 巻三 縦三三・六cm／横 表紙二九・六・白紙一二・二・軸付紙三三・四cm

文書名	平遣	五条	巻	紙数	各紙の寸法(単位cm)	印と顔料
永保三年(一〇八三)十一月十日	興福寺政所下文	一一〇二二〇	二二	二	縦三〇二×三〇一×横四九一×四五三(糊代〇二×四五三)端・奥ともに糊代痕	倉印が、国判三・文書冒頭一・坪付一七・本文初行三・本文末行三・自署部分五の計三顆捺される。全般にベンガラ調だが一部は当初のカラフルな顔料が残存する。
寛治二年(一〇八八)九月二日	興福寺政所下文	一一六六三二	二二	一	縦三〇〇×横四七一	
康和四年(一一〇二)二月十五日	栄山寺牒	一四七二四二	三三	三	縦二九八×二九九×横五五六×四九八(糊代〇四×四五+三一二)(糊代〇五×〇六)	

※継目は、いずれも順継である。その形状には、外側に張り出した半円形(糊代は上下で狭く、中心部分で広くなる(Ex)三―五では〇二×〇八cm)のもの、ほぼ均一のもの(Ex)三―三では〇五×〇六cm)のもの、また限りなくゼロに近い幅のもの(Ex)二―二では〇一cm)がある。事例数の最も多いのは、一番目のもので、あるいはこれが最古の形状ではないかと思われる(ただし最古は当初の形状というわけではない)。また最後の事例は、二―二・三―八・三―一―などにみえるが、明らかに化粧断ちの上でつぎ直されている部分である。とはいえ内容の改竄を目的としたものでなく、近世以降の整理の過程で行われたものと推測される。

※二―三・三―一―三―一三などの袖部分(糊代痕)には、かなり新しい紙片(近代以降か)が貼り付いている。連券を解体した後で、何らかの理由から貼り付けられた紙と考えられる。

『平安遺文』・『五条市史』ともに、活字印刷の技術的制約などから、刷消・上書・合点・傍書などの各種情報を大幅に省いて翻刻している。ただし坪付数値の改竄に関しては岡田後掲論文に所載の一覧表に(かなり禁欲的で最低限の)指摘がなされており、また表面に捺された印の形

状や数に関しては佐藤後掲論文に詳細な報告がなされている。

今回の調査成果は、紙幅の制約などからその全体を公表することが困難であり、米田雄介「栄山寺領と南家藤原氏」(『日本歴史』232、一九六七年九月)・岡田隆夫「栄山寺領の形成過程」(『古代史論叢下』吉川弘文館、一九七八年九月)・服部英雄「未来年号の世界から―日付に矛盾のある文書よりみた莊園の様相―」(『史学雑誌』92―8、一九八三年九月)・五条市史編集委員会『五条市史 史料編』(一九八七年一〇月)・佐藤泰弘「平安時代の倉印」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年三月、初出一九九六年)など従来の諸成果を踏まえつつ、ダイジェスト的に解説するにとどめる。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

なお『平安遺文』の構成は、三巻からなる。そのうち、『平安遺文』四七四のみからなる巻一以外は、複数の文書を連続している。現状に至る成巻の過程や、それ以前の状況に関してはほとんど分らないが、各巻の構成内容や保存状態を見るに、まず現状で巻二・巻三とされる二巻が成巻され、のちに別のところから『平安遺文』四七四が発見され、修補の末で新たに一巻をなしたという経緯が想像される。

・『平安遺文』四七四：文面には、宇智郡・十市郡・広瀨郡の田地坪付が羅列されているが、そのうちの宇智郡の坪付にのみ丹勘が付されている。またいくつかの坪付は、文字の薄れた部分を別の墨でなぞって読みやすくしている。ただしこれらの補筆は古代・中世ではなく、「長□□□年十一月廿五日」の部分に「和二年」(本来は長保四年)と補記したのと同じ主体が、近世以降に行ったものだろう。つまり、この文書の場合、全体に意図的な改竄は行われていないと見てよい。

墨色は、本文は薄めで、国判は比較的濃いめ。行取りは、前後に七×八cmの余白を取った上で、坪付三五行+本文と自署は二cm間隔、国判は二五cm間隔くらいである。ただし字高はバラバラなので、厳密に行取

りを計算した上で、作成したものは考えにくい。

第一紙・第二紙ともに、端から約一六cmの部分に利用前から縦折線の痕跡があったようで、その部分は墨が乗っていない。第三紙のみ湿損によるものと思しき、繊維のほつれ・墨の流れなどが激しい。またこの紙は、欠損・黒ずみが前の二紙と連続せず、継目印のつながりが不自然である点も踏まえると、前二紙と一定期間分離していたことが分かる。ただし、第一〜二紙と第三紙の間に紙質の違いがないことは、紙質調査の際に宍倉氏から指摘を受けた。私見によっても、三枚の紙には、いずれも幅二cm・長さ二〜三cmの未蒸解繊維が、同割合で混入しているので、同一の機会に漉かれた紙と推定される。そのため、内容の論理的な想定から、本文書の前半（第一紙・第二紙）が後になって栄山寺の手で差し替えられたとする結論（佐藤一九九六）を提示するのは、やや躊躇される。

各種の墨・顔料の上下関係は、顕微鏡観察などによれば本文の墨↓丹勘↓倉印（ベンガラ）の順と考えられる。これは、本文の作成↓田所の勘↓受領の付判という手続きの順序を示している。なお、袖側に白紙が貼り付けられているが、かすれており「人王□代□三条□□年／□□□□七百□□」（縦八九×横二二cm）など断片的にしか読めない。また文書奥にも別紙が貼り付けられている（この種の貼紙については、一々翻刻しないので『五条市史』を参照）。いずれも近世以降の添付であろう。『平安遺文』との異同は、遺文が「羨□□早任先例」と翻刻する読解不能の部分で、実際の幅は六〜七字分ほどある点である。

・『平安遺文』三四一：今回調査した文書のなかで、もつとも追筆の著しい事例である。ただし、その記載変更が「改竄」なのか「訂正」なのか、判断の難しい部分も少なくない。というのは、刷消で面積を減らしている事例や（ex）佐味条七里十坪の部分では「五段三百歩」の「三百歩」を擦り消している）、冒頭の「欲被任官符旨」の部分で「免□□

↓「免除」・「被□責（下闕）」↓「之状」などと刷消・上書している部分、また本文で「天平護神」に「天平神護」と上書している部分、また本文末ではじめ「牒」と書いた部分を「以牒」と上書している部分などは、提出前の記載変更と考えてもよいように思われるからである。とくに、たとえば冒頭の「之状」などは寺印との重なり合いや、紙のすれ方から見て、寺印を捺す前に行われた訂正と考えて間違いない。一方、「河南三条五北へ十二坪五段（常荒一反）」の部分は、丹による書き込みの上から書かれている。またその下の「卅一坪八段六十歩」とそれに付された丹勘の全体が刷消されている部分などは、田所の勘判以降に記載が変更されたと考えられる事例である。冒頭の「寺家所領田廿八町七段」の部分が「□五□」の、また佐味条七里の「廿七坪六段」とある部分が「十□□百八十歩」の刷消・上書であることをはじめ、二〇ヶ所近くは数値の変更があると見て良からう（ただし単なるすり切れと、意図的な刷消の区別に、確信が持てない部分も少なくない）。

これらのいくつかは、本文刷消の際に寺印まで擦り消えてしまっており、あきらかに寺印捺印後の行為だろう。実際、たとえば冒頭で改竄された「廿八町」の部分は、本文の田積を総計した数値と著しく乖離しており、明白な改竄と考えられる（岡田一九七八・服部一九八三）。とはいえ、本文中に見える「改竄」のほとんどは、一見してそれと分かるものばかりであり、その意味でかなり稚拙な処置ともいえる。このほか、たとえば真土条八里卅一坪では「官符合作」という書き入れ（ベンガラ）の上から「畠」と墨書されるなどしているが、これは勘合の過程における補記である可能性も想定できよう。

なお勘合の際に用いられた顔料は、ベンガラと丹（と思われるほどに明るい色調の顔料）の二種類がある。印に関しては、断言できないが、「栄山寺印」は田所で加えられたと思しき勘判よりも、下に捺されているように見える。おそらくは国衙への提出時には、すでに捺されていた

ものであろう。これが寺僧の自署よりも上の層に位置することは明白である。なお『平安遺文』との異同は一ヶ所で、佐味条七里の「廿三坪二段卅歩」とある部分、「十三坪」の単純な誤植である。

紙の簀目は、第一紙で確認する限りでは一九本／三cm。第二紙でも、おぼろげに見える範囲では、ほぼ同様である。第三紙は本数を数えられない。ちなみに、この紙のみ前二紙と白色度がかなり異なるのは、これが奥にあるからだけでなく、元々別の紙（受領の判を付すために後補された紙）だからだろう。実際の紙質も、第一～二紙では紙漉の過程で意図的に切断処理を受けた未蒸解繊維と、未叩解繊維が多いのに対し、第三紙では切断処理を受けていない未蒸解繊維が多いという違いを示している。

受領の判の墨は、本文の墨と比べて、やや薄めである。本文が水分不足でかすれ気味なのに対し、判では水分過多でにじんでいる。行取りは、六cm（右）・一四cm（左）の余白のあいだに、坪付二〇行が二〇～三〇cm間隔（勘合を書き込むためにやや広め）、本文一〇＋自署など四行が二〇～二五cm間隔、受領の判が三cm間隔である。ただし、いずれも大まかなものであり、行取りの用具などは用いていないようである。なお寺僧の加署のうち、たとえば「上座法師」は、明らかに墨色が薄く、他の僧と同時に付されたものとは考えにくい（関係者が一堂に集まり、一緒に加署したものではなからう）。

・『平安遺文』三五九：本文書への書き込みは、大半がベンガラである。この書き込み（勘合）を行ったのは、袖にベンガラで自署を付した三宅某だろう。ただし佐味条十坪山田垣内・同十四坪南辺の二ヶ所と、重坂条五里一坪、および同条同里大炊屋西以下の四ヶ所の、計七ヶ所には丹で合点が付されており、これは別人の作業とも考えられる。また阿陀条四里「十四坪一町」に付された「作」の注記や、次行の「十市郡西十六

条五里七坪」に付された「帳合」は水銀朱のようである。本文書に複数の赤色顔料が見えることは、すでに岡田一九七八（注一四）でも言及されているが、私見によれば顔料は最大で三種ほど見えるようである。うち記載の改変は、丹と墨の二種類に見られる。

まず前者は、田所勘判の「宇智郡廿一町七段十歩」（ベンガラ）に縦棒（丹）を一本追加し「卅」としている部分が挙げられる。同色の注記は受領の国判部分に捺された倉印や、「同坪川原情田二段」（宇智郡佐味条の最後の坪）に付された「不注作」と、それに続く重坂条の四つの坪に付された勘合文言、また広瑞郡十七条二里の坪付などにも見られるので、これは改竄というよりも、受領レベルのチェックの際に付された情報とも考えられる。

一方で墨による改変は、「重坂条五里一坪一町」で「□坪□段」を刷消上書している部分（岡田一九七八に既述）や、河南三条五里北辺「十一坪一町」で「段」を刷消上書している部分、あるいは広瑞郡十八条の面積変更など、数値の増加を目的に行われた印象が強い。こうした改変につじつまを合わせるかたちで、受領の国判部分にも「見作式拾町」・「勘免目録拾肆町」などの部分で、刷消・上書が加えられている（服部一九八三に既述）。とくに国判の前半の場合、新たに上書された「弐」字は、同じ国判の他の部分に見える「弐」字と明らかに別筆である。なお榮山寺印は寺僧の自署の上にかかっているが、勘合文言との上下関係は明白でない。ただし、倉印は国判の上にかかっている。

行取りは、一〇cm（右）・一四cm（左）の余白のあいだに、坪付二〇～二五cm、本文一五～二〇cm、受領の判二五cm間隔。第一紙と第二紙のあいだの継目は、本来、逆継だったものを、現状では順継に直してある。簀目は見えない（ただし穴倉論文によれば、第二紙で二五cmとのこと）とはいえ、三紙とも三cmあたり一〇本代前半の本数で共通し、またいずれにも切断した未蒸解繊維片が多く見える。こうした点を踏まえ

ると、『平安遺文』三四一などと、全く同じ機会に漉かれた紙ではなからう。

墨は、本文ではかすれ気味、判では本文より濃い墨でかなりかすれる。寺印の配置は『平安遺文』三四一と比較すると、かなり整然と丁寧である。また捺印箇所も、こちらの文書では坪付の全面に押さず、紙継目のみに限定するなど、前の文書とは別の人物が捺したものと考えられる。倉印の捺し方は寺印と比べるとやや雑だが、それにしても前の文書と比べると、比較的、揃えて捺してある。

・『平安遺文』四四三……まず袖側の田所勘判だが、本文と安部某の自署がベンガラ、他の人物の自署は墨である。このベンガラ色は、本文の大半に付された書き込みとも類似するので、いずれも安部某の手になるものと考えて良からう。ただし部分的に混在する丹による付記部分（佐味条七里十坪の一部・堤条二細山里五坪の「官符合」・十市郡十七条の十三〜十四坪の注記全体など）は、国判部分に捺された倉印と顔料が類似するので、受領レベルで付されたものである可能性が想定できる。なお、安部某の手になる田所勘判の本文には、所要所に墨で合点（一七ヶ所）・訂正（四ヶ所）が付されているが、これは彼に続いて田所勘判の部分に墨で自署を加えた目代のいずれかの手になるものだろう。

記載の改変は、「副官符并国判等」（坪付の直前）で、末尾の五文字程度を擦り消して、「等」と上書している部分、また西新開郡条二里卅六坪・真土条八里廿九坪・河南三条五里北へ十七坪などで数値の改変が行われている部分、「重坂郡五里一坪一町」で「□坪□歩」を刷消・上書している部分（『平安遺文』三五九と共通する改竄）などが挙げられる。記載の追加は、宇智郡の「郡条二里廿一坪二段」の全体、後続する重坂条の二坪〜十三坪の全体、十市郡十七条の十三・十四坪などで行われている。

これらの記載は、筆跡は本体と同じようだが、墨色が異なるので、文書の完成後、その余白に不自然にならないように配慮しながら書き足した印象が強い。またそれに付された赤色の付記はすべて、前述した田所によるベンガラでなく、丹である。つまり、これら墨色の異なる加筆とそれに付された丹の書き込みは、田所による正式な勘合以降になされた可能性が高い。ただし顔料の色調は倉印のものに類似するので、田所における処理以降、受領の手元から離れる以前に加えられた記載である可能性も十分想定できる。そこで、とりあえず「田所勘判を得てから国判を得るまでの間に改作され、その改作に基づいて国判が与えられた」（佐藤一九九六）と考える。とすれば当時、まず寺牒に「下田所」と書き込まれた後、田所で勘判を付し、それが受領の手元に送付され、最終的に受領が国判を付すという過程のなかで、受領と田所の間ですら直接のやり取りではなく、当事者を介した文書の送付が行われていた可能性が想定されることになる。

また、第一紙の奥で紙が半月形に大幅にえぐれているが、この欠損は第二紙には連続していない。継目印の不整形な継がれ方を踏まえても、この部分は長く分離していた可能性が想定できるだろう。ただしこうした点をもつて、「第二紙は差し換えられた」（佐藤一九九六）とまで断言するのは、やや躊躇される。紙質調査の結果によれば、三紙ともに同質紙と考えてよい（宍倉氏の指摘）からである。なお、本文書における『平安遺文』との異同は「郡条二里廿一坪二段」に付された「官符合」（丹）が翻刻されていない点である。

行取りは、九cm（右）・二八cm（左）の余白のあいだに、坪付部分で一五〜二五cm、本文で二cm前後、判で二〜三cm間隔。行頭は揃わない。紙質は、チリが少なくなく、切断した未蒸解繊維片が目立つ。罫目は第一紙・第三紙の視認できる範囲では、いずれも一五本／三cm以下とかなり幅広。第二紙ではよく罫目が見えず、また前後の紙よりもやや白色度

が高い。ただし、筆跡は一貫しており、紙の質に大きな違いはない。継目の大和倉印の存在も踏まえると、提出後に改竄を目的として差し替えた可能性を想定するには躊躇がある。

・『平安遺文』四五一：田所勘判の丹は、栄山寺印のものよりやや暗めで、勘判(濃)と本文(淡)への書き込みの間でも微妙に色調が異なる。なお六ヶ所ほどで、刷消・上書が行われているとはいえ、数値の変更は段・歩の単位ばかりと小さい。この文書の場合、刷消などの記載変更作業の大半はそれほど大きな意味を持っておらず、提出前に行われた微調整とみても問題ないように思われる。一方、注目されるのは、本文書と後述する『平安遺文』四七一(二〇一三年)で、いずれも文書末の自署「権別当大法師「正円」」の部分、はじめ別人の自署(二文書ともに判読しがたいが同一の文字が見える)を加えたあと、それを抹消するため、太く濃い墨で「正円」と上書している点である。両文書は本文の筆跡も同じであり、同時に作成されたものとみて、ほぼ間違いあるまい。とすれば、本文書の「成立」時期は、従来の「寛弘七年(一〇一〇年)」頃とする想定(米田一九六七)よりも、やや下る可能性が想定できることになる。この問題に関しては、栄山寺文書に未来年号文書(実際は記載された時期に作成されたのではない文書)が含まれているという指摘(服部一九八三)なども踏まえて、考える必要がある。

行取りは、判で二〇〜二五cm、あとは一五〜二〇cm。本文の墨はややかすれ気味で、判の墨はそれより濃いめでかなりかすれる。紙質は、四枚ともに未蒸解の切断された繊維片が目立つ。加えて、第二〜三紙には長さ四・五cmの未蒸解繊維も混じっており、あまり丁寧に漉かれた紙とは思われない。罫目は四枚とも、一四〜一五本/三cmで共通する。なお、第一〜二紙で、罫目が右上〜左下の方向でやや斜めになっているのは、すきっぱなしの紙の耳取の際に中心軸がずれた結果だろう。

・『平安遺文』四七一：本文書は、田所勘判の部分が前欠となっている(切断部分に残画が確認できる)。この前欠は紙継目によるものではなく、何らかの理由から意図的に切断された結果と考えるべきである(他紙の寸法を念頭に置けば、横幅一〇cm弱ほど)。あるいは、切断の生じた原因は、勘判の内容と関係があるのかもしれない。

本文への書き込みは、『平安遺文』四五一とかなり似通った色調の丹で、これに墨による合点・訂正も付されている。たとえば佐味条七里二坪の書き込み「天平神護元」(丹)には、墨で「九月廿三日」と、また同十坪の書き込み「天元三―九月十三日」には「九」と旁書している。また本文では、一部に刷消・上書(佐味条四里卅一坪・重坂条三里廿六坪など十数ヶ所)や追筆(真土条八里十五坪・重坂条三里卅六坪の全体)があるとはいえ、基本的に国判付与後に大きな記載改変は行われていないと考えるべきだろう。なお継目の倉印(六字型)はベンガラでシャープな輪廓、国判の倉印(湾入型)は同じくベンガラだが水っぽくぼやけた輪廓で、両者は別の段階で別の主体によって捺印された可能性が高い。また、同じく継目に倉印(六字型)が捺されている『平安遺文』四七四とも、顔料の粘度などから見て、別の段階の捺印と考えられる。このように、各タイプの倉印は時期差による捺印ではなく、捺印主体の違いを示している可能性も想定すべきのように思われる(たとえば代々の受領は湾入型を、田所では六字型を、それぞれ用いていたのかもしれない)。

行取りは、本文で一五〜二〇、判で二〜三cm間隔。判の墨は特に後半でかなり薄く、どの段階か(近世かもしれない)に三行目の下方一五文字と四行目の下方六文字が重ね書きされている(改竄ではない)。前後の紙に特徴的だった未蒸解の切片は少ないが、一方で特に第二紙の全体に、かなり細かい黒点が散在する。おそらく未蒸解切片の、更に細か

い断片と考えられる（つまり産地や基本的な製法は同じだが、製紙の時期が異なるのだろうか）。

・『平安遺文』一四二五…一紙で、縦三〇・一×横五一・六cm。袖裏に墨痕あり。行取りは、坪付三cm、本文三五cmで、字高もキチンと揃っている。竝目は一五本／三cmで、紙厚は二二〇～二三〇μm。

・『平安遺文』二二三〇…二紙で、縦三一・八×三二・九×横五四・四＋四一・六cm。竝目〇・四×〇・六cm（順継）。袖側に〇・四cm幅の糊代痕あり。行取りは、五五（右）・二五五（左）の余白のあいだに、本文二三（二・四、自署三〇cm間隔でそろっている（何らかの行取り用具を用いているか）。なお、字高は左方へ行くほど下る（上部の空白は右側で一cm、左側で一・九cm）。竝目などは見えないが、白色度の高さやチリのすくなさでいうと、柴山寺側の用意した紙とは段違いの良さを誇る。ただし、墨のかすれ、にじみは少ない。

・『平安遺文』九二五…書き込みはすべて丹。本文中に四ヶ所の上書があるが（佐味条五里十九坪で三段↓二段・重坂条四里廿三坪で五段↓四段・阿陶条二里十六坪で廿六坪↓十六坪・同条六里廿五坪で三段↓二段）、微細な変更にすぎず、基本的に提出後の意図的な改竄はないと考えて良からう。なお国判部分でも「参拾参町参段式佰捌拾歩」（上書・「免除所当租税」（上書）などの記載変更があるが、これもとりたてて問題視する必要はないだろう。

行取りは、坪付一五～二〇cm、本文二五cm、判三〇～三五cm間隔。墨は本文でやや濃いめで乗りが良く、判の部分で薄くかすれ気味。紙は四枚とも、未蒸解の切断処理を経た繊維が目立つ。竝目も一五本／三cmで共通するようである。つまり、坪付・本文の記された前半の三枚と、

受領の判が記された最後尾の一枚とは、同質紙ということになる。ただし柴山寺から提出される段階で、気を利かせて白紙（第四紙）を添付した可能性だけでなく、受領側で用意した後補紙が同質紙（同じ産地の紙）だった可能性も想定される。

・『平安遺文』一一六七…一紙で、縦二九・八×横四七・五cm。前後に糊代痕がある。『平安遺文』との異同としては、「山階寺政所御下文（新院僧正）」（端裏）という記載の存在、「而安清今夏」の部分で刷消・上書している点などが上げられる。また、文書奥には明治時代に付された貼紙がある。

行取りは、八cm（右）・一四・五cm（左）の余白のあいだに、約二・五cm間隔。紙質は、同じ興福寺政所下文である『平安遺文』二二三〇と比べると、表面がかなり平滑（打紙はしていない）で、墨（薄め）の乗りも良い。宍倉氏によると「摺紙ではないか」とのことである。ただし『平安遺文』二二三〇と比べると、繊維結束が多く、地合は良くない。元々良くない紙なので、表面を磨くなどの加工を施したものだろうか。

・『平安遺文』七二四…本文中にはベンガラと丹による書き込みが混在している。その経緯に関しては、以下のように想定される。大判官代当麻某が、まず本文に、ベンガラでついで丹で書き込みをし、その上で文書袖に勘判を加え、自署した。それに目代藤原某が、墨で合点・訂正・追筆を付し、最終的に勘判に自署を加えた。

本文記載の変更は散見されるとはいえ、数値の変更は増加・減少ともに確認でき、またその変更幅も大きくないので、重大な内容変更はなく、提出前の誤字訂正の域を出ないものと推測される。なお第三紙の奥は小幅の欠損があり、最終行の左側がやや失われている。これは『平安遺文』四四三で言及したように、各文書の何ヶ所かが分離した状態で長く伝来

していた段階があり、その間に生じた欠損だろう。

行取りは、六cm(右)・一五cm(左)の余白のあいだに、坪付一五・二〇cm、判二cm間隔。字高は綺麗に揃っているので、何らかの用具を用いた可能性が高いが、押界などは視認できなかった。なお判の字は、他の事例と比べてやや小さめである。坪付・本文の墨は濃いめでややかすれ気味だが、乗りは良い。判の墨は薄めで、やや水気が多い。第三紙後半の上方に、二ヶ所、縦ラインを挟んでシンメトリーな虫損がある(ただし折り目の存在は確認できない)。これがどのようにして生じたものかは、不明である(他の紙に同種の欠損は確認できないが、これはある段階における保管状況を反映したものでしょう)。

・『平安遺文』六三八：丹による書き込みは、勘判に自署のある「宇祢備国任」の手によるものだろう。このほか、三ヶ所の上書(佐味条七里十三坪・重坂条四里廿三坪・阿庵条河南三条里外北へ十四坪の田積・二種類の筆跡による追筆(筆跡Aが重坂条四里の廿六く卅六の辺りに付された別筆と、阿庵条二里二坪の下の「三坪三反」で、筆跡Bが阿庵条四里四坪の下の「十四坪一町」)があるが、このほかには重大な記載の変更はみられない。なお、第一紙の各行が左側七五cmうしろに、また第三紙の各行が右側七五cmまえに、それぞれ転写している。かつて、この一通のみで文字面を表にして巻かれていた段階があり、さらにその時々で左を内側にするか、右を内側にするか、巻き方に変更があった可能性を示唆している。そうした保管段階で、文書全体が湿気を帯びた際、巻物の下側の湿気がたまった部分(こちらの方向を外側に向けて、つんであったものか)で、墨・顔料の転写が生じたのだろう。この種の現象は、蓬左文庫本『侍中群要』などのように、卷子装の文字資料で散見される(文字写りする原理自体は、前述した「墨映」文書と同じである)。行取りは、九五cm(右)・二三cm(左)の余白のあいだに、坪付一五cm・

判二五cmの間隔。本文の文字はかなり小さく(それで一行しかない)、墨もかすれ気味。判の部分の墨もやや薄めだが、本文よりはよく乗っている。紙の罫目は一五本/三cm程度(第三紙では見えないが)。

・『平安遺文』五九六：田所勘判はベンガラだが、宇祢備某は丹、他の二者は墨で自署を加えている。本文への注記は、まず丹で行い、つづけてベンガラで追加しているようである。記載変更は、刷消・上書の部分数が数ヶ所ある(一部は近世のなぞり書きらしいが)。余白への追筆部分も三ヶ所(郡条一里「二細山里五坪五段」・同二里「廿一坪二段」・郡条二里廿一坪五段)あり、この部分にはいずれも他の勘合書き込みとは別色の顔料(かなり薄い丹?)で勘注が付けられている。これは別の段階で付されたものだろう。すくなくとも文字づらを見る限りでは、改竄の意図をあなたがちに否定できない様相である。なお『平安遺文』は翻刻していないが、端裏に「栄山寺 別当院」とある。

行取りは、八cm(右)・?cm(後欠)の余白のあいだに、坪付一五cmの間隔で、行頭はかなりバラバラ。なお文字の大きさは自体は『平安遺文』六三八と同じくらいだが、筆跡は異なるようである。墨の乗りは『平安遺文』六三八と同じ程度。ただし、『平安遺文』六三八までの栄山寺牒に特徴的だった未蒸解繊維の切片は、気にならないほどに少ない(とはいえ未叩解繊維は多く、地合は良くないが)。全体に、他の牒の場合とは異なり罫目が見えないことも踏まえると、別の手法で漉かれた紙である可能性も考えられる。ただし穴倉氏の所見によれば、同質性も見られるようである。なお紙の全体に、一七cm間隔の湿損(?)が連続する(冒頭部分で最も激しい)。

・『平安遺文』五一六：田所勘判は丹、本文への勘注・合点・訂正には、丹・ベンガラ・墨が混在している。重なり具合からは、丹↓ベンガラ↓墨の

順で書き込まれたと考えられる。刷消・上書の形跡は一〇ヶ所ほどで確認されるが、その大半は坪付の数値の訂正に集中しており、国判の付与以前(おそらくは提出以前)に行われたものと考えてよいだろう。なお、国判部分でも「宇智郡廿伍町参段漆拾歩」(□↓伍)・「依官符台免除」(省↓官)と上書されている。

これまで通り、未蒸解繊維の切片が多い。ただしそのうちでも、第三紙のみチリの多さや変色の強さが目立つ。とはいえ、簀目は一五本/三cmで共通するので、同じ場所で漉かれた紙と考えて良からう。

・『平安遺文』五〇三：田所勘判は、暗めの丹(安へ某の起草か)に、墨(目代の手か)で訂正が行われている。本文への勘注も暗めの丹に墨で合点・訂正が付されており、同様の構図だろう。なお本文の六ヶ所では○印を付した上で右側に「了」風の縦長の抹消符が付されている部分がある(『平安遺文』では見せ消ち風に翻刻されている)。ただし、この部分は田所の勘注を付している坪も複数含んでおり、単純な抹消なのかどうか、どのような主体がどういった判断から付した記号なのか、検討の要がある。このほか十数ヶ所で、刷消・上書・なぞり書きなどが確認できるが、その過半は坪番号などの訂正で、面積の変更は小幅に止まっている。

行取りは、一三cm(右)・二二cm(左)の余白のあいだに、坪付一五〜二〇cm、判二五〜三〇cm間隔。ただし、坪付・本文は左方向に、判は右方向に、それぞれ傾いている。墨は、本文・判ともかなり濃い。水分が少ないので墨継ぎの直前がかすれも生じるが、全体に乗りは良い。紙質は、各紙ともに未蒸解切片があるが、気になるほどには多くない。ただし、全体に塵取不足が目立ち、地合は良くない。簀目は一五〜一六本/三cmで四枚とも共通する。

・『平安遺文』四八四：田所勘判・本文への勘注などは、すべて丹によるもので、安部某の手になるものだろう。内容の訂正に関しては、数十ヶ所で刷消・上書などの痕跡が認められ、そのすべてが提出前の単純な誤記訂正とは言い難いようにも思われる。特に後半の阿随条の部分では、ほぼ全体が擦り消された上で、上書されている。ただしこの中には、おそらく近世に、薄れた文字を上からなぞり書きしただけと思しき事例も含まれており、古代における「改竄」の坪付を割り出すには、墨質の分析や、前後の時期の文書との対校が必要となり、ここで簡単に結論を提示できる問題ではない。なお年月日で「治安元年九月廿七日」の部分、あきらかに別筆である。また国判の「免除所当官物」の部分は、刷消・上書がなされている。

行取りは、一一・五cm(右)・二八cm(左)の余白のあいだに、坪付二〇cm・本文一五cm・判二五cm間隔。ただし行頭は揃わない。紙質は、栄山寺牒のなかでは特に地合の良い方で、これまで特徴的だった未蒸解繊維の切片は見えない。その他の繊維結束も少ない。また表面の平滑性は高く、墨の乗りは良い。簀目はいずれの紙でも見えづらいいとはいえず、あきらかに他の牒の料紙とは、別の技法によって製紙されたものである。墨は、本文・判ともに濃いめで、にじみ・かすみもほとんど見えない。

・『平安遺文』四七八：田所勘判の部分は現状において前欠であるが、紙の寸法から言って、第一紙が欠損した結果として失われたのではなく、勘判を付す際に小幅な紙を後補したものがはがれてしまったのだろう(そのための糊代も残っている)。勘判・勘注(おそらく安部某の手になるもの)はペンガラだが、そこに墨で書き込み(一)・合点(四)が書き込まれている(惟宗博愛の手になるものか)。記載の訂正に関しては、阿随条の部分で坪付面積の大半が、刷消・上書されている。このほか、坪付・面積などが数ヶ所で、同様に変更されている。また、真土

条八里廿一坪で勘注（文字不明）が擦り消されていたり、河南三条五里東辺一里の「同池北圭谷六段」でも勘注（記載不明）が刷消・上書されている。そして、「堤条一里五坪三段『官符合、作巳』」の部分、墨は後筆で、勘注も他の部分とは色調が異なっている。本文末の「寛仁元年九月廿五日」は刷消・上書だし、国判の末尾で「可免除租税之」の部分では、末尾「□□□色不在除限」の八文字を擦り消した上で、「之」と上書している（佐藤一九九六）。このように、全体としてかなり不自然な状態であり、本文書を利用する際は、国判付与後の内容改竄の可能性も視野に入れて、検討を行うべきだろう。

行取りは七cm（右）・二八cm（左）の余白のあいだに、坪付二〇・本文五・判二五cm間隔。墨の濃さやのりは並程度。紙質は、未蒸解の切片が目立つ。罫目は見える範囲で、一五本／三cm。

・『平安遺文』四四九：書き込みは、すべて丹である。記載の変更部分が一ヶ所あるが、単なる誤記の訂正であり、内容に後世の意図的な改竄が加えられている可能性を、想定する必要はなからう。行取りは、七cm（右）・一四cm（左）の余白のあいだに、本文二cm・判二五cm間隔。紙質は、未蒸解繊維の切片が目立つ。罫目は見える範囲で、一五本／三cm。墨は本文で薄め、判で濃いめ（但しかすれ気味）。

・『平安遺文』一一〇一：一紙で、縦二九六×横四〇・二cm。袖に糊代痕あり。行取りは三cm間隔。行頭は揃っている。

・『平安遺文』一一〇二：二紙で、縦三〇・二～三〇・四×横四九・一＋四五・三cm。奥に〇三～〇四cm幅の糊代痕あり。罫目〇二～〇三cm幅（順継）。ただし継直痕がある。行取りは三cm間隔。行頭は揃っている。

・『平安遺文』一二六六：一紙で、縦三〇・〇×横四七・二cm。袖に〇三～〇四cm幅の糊代痕あり。行取りは二〇～二五cm間隔。ただし、各行の行頭は揃わない。紙質は、未叩解繊維が多く、墨はかすれ気味。

・『平安遺文』一四七一：他の栄山寺牒とは異なり、赤色顔料による勘注・勘判は一切付されていない。受領が袖判を付した上で、国判三・文書冒頭一・坪付一七・本文初行と末行にそれぞれ三・自署部分五の計三二ヶ所に倉印を捺している。本文の筆跡も非常に丁寧であり、訂正箇所も「一条房」↓「院」（ミセケチ）「康和四年十二月四日」（廿六日）を刷消上書・「敢非一端之論」（不明字を刷消上書）などに止まっている。

行取りは、一〇五cm（右）・一七cm（左）の余白のあいだに、坪付二六cm・本文二三cmの間隔で正確に揃い、行頭も揃っている。何らかの用具を用いて字配りを整えたのだろう。墨の乗りは、本文ではとても良いが、判では微妙にかすれ気味である。

なお宍倉氏によれば、以上の三通の興福寺政所下文は、前後の寺牒とは異なり、磨いてから膠を塗布するという丁寧な表面処理を施しているという（紙のときはバラバラだが）。この種の表面加工は、高度な技術を要求されるものなので、院政期の興福寺では、自前の処理工房を持っていた可能性を想定すべきだろう。

ここで関係文書の紙質についてまとめておこう。各文書の紙質はそれぞれ微妙な差異があるとはいえず、大きく興福寺系・栄山寺系A・栄山寺系Bの三種に分類できる。具体的には、楮繊維で漉いた紙の表面を磨いている興福寺系（政所下文）と、桑らしい繊維で漉いた紙の表面にデンブンらしきものを塗布している栄山寺系A（一般の寺牒）と、紙の寸法が比較的大きく、楮繊維で漉いた紙の表面を丁寧に磨いている栄山寺系B（3-7・3-13など後期の寺牒）などである。同じ栄山寺系の紙でもA

とBでは、紙の質が明白に異なる。両者は、別の段階で別の主体から入手した紙と考えるべきだろう。以上の特徴に関しては、今後、より詳細に突き詰めていくことで、内容・筆跡・墨質・顔料などとともに、この文書群の成立を解明するための有効な手段になると考えている。

さてこのように見てくると、これまで指摘されていたように、当文書群に含まれる文書の一部が、その成立以降の時期に内容を改竄されていることは、ほぼ明白である。ただし、実際の古代における記載変更の部分に関しては、提出前の単純な誤記訂正や、近世以降における悪意のない補記の混在などもあり、確定はむずかしい。現時点で言い得るのは、複数の文書で記載の変更が集中している重坂条・佐味条・河南三条の一部の坪に「改竄」の手が加わっていると考える見解(岡田一九七八)は、少なくとも成り立ちうるという点である。これ以上の検討は、従来の肉眼観察や論理的な考察成果を踏まえ、各種の書き込みの顔料・墨の成分(前述したように時期によって異なる)や、相互の重なり合いの関係などを科学的な機器で分析し、その成果も念頭に置いて進めるべきだろう。

中-5 『官宣旨』

「保元三年(一一五八)八月七日 官宣旨」(『平安遺文』二九四一)である。中-4と同じく栄山寺文書で、文化庁から一九八三年二月に移管された。料紙の寸法は縦三三・四×横五・六・一cm(全一紙)で、卷子は縦三二・九×横二・九八(表紙) + 九・〇六cm(台紙)、軸(木製)は径一・七×長三・四六cm。両紙の天地は、毛羽立ちも化粧断ちせず、〇・三cm幅ほど折り返して糊付しているようである(つまり、本来の縦幅は、現状よりも〇・六cmほど長いだろう)。欠損の間隔は、一・〇二〜一・〇九〜一・二三/一・〇五〜一・二〇/一・三〇/九三〜九五〜九・七cmなどの複数の種類が併存する。継目裏の端・奥に、それぞれ花押(半存)がひとつづつあるが、形はやや異なる印象を受ける。継目は、いずれも〇・五cm

幅で、剥がし取り痕がある。墨はかなり濃いめで、色調はクリアー。ただし水分が少なめらしく、ややかすれ気味。行取は、左右に七cmづつの空白を取った上で、本文で四cm、その後は四五cm間隔(かなり正確である)。改行に当たっては、糸野のようなものを用いた可能性が高い。ただし各行の冒頭位置は、やや左下がり、行中の字配りもそれほど一定していない。また、上部の空白(右側で一・三〜左側で二・二cm)と比べて、下部(〇・二cm程度)では空白が狭く、当初から下詰まりの字配りで書かれたと考えられる。

『起請文』(中-76)に、本文書は「東屋庄公験一卷(保元年官宣旨)」としてみえるので、本来は前後に文書を継いでいたと考えられ、その段階における形状の反映だろう。筆風は、当時の中央官庁の公文書特有のもの(行頭で墨継し、はじめは太く大きく、紙の下に行くほど細く小さく文字を書く。本文書の場合、最上部と最下部では、一・五〜二・〇対一・〇くらいの比率で縮小している)。なお、「奉勅」文言や、文書末の太政官の指示を記す部分は、文字が目立って小さくならないように配慮している。この種の特異な字配りや字形で公文書を書くことは、無計画な字配りの結果でなく、偽造防止や発給主体の権威を示す方法と考えられる(他国・他地域の公文書でも類似の手法が頻見される)。紙は全体にやや黒ずむが、宿紙ではなからう。紙質に関しては、宍倉論文を参照。このほか、包布の付紙に「官符/栄山寺文書」と、また卷子の付紙に「官符/栄山寺」とある。いずれも、寺外にでた後のものだろう。

中-76 『起請文』

「永暦元年(一一六〇)十月二十日 大和国栄山寺文書奉納状」(『平安遺文』三二二二)である。これも、中-74・中-75などと同じく栄山寺文書で、文化庁から一九八三年二月に移管された。計三紙からなり、各紙の寸法は縦三二・八〜三二・三×横五・七五(第一紙) + 五・八〇 + 五・七九cm

いだろうか)。

本文全体に「大安寺印」が捺されているが(ほぼ一行に四顆づつ)、これとは別に本紙冒頭(継目)に左斜めに傾けた同印が捺されている。ただしこの部分には、同印が三回にわたって捺され、かなり複雑な重なり合いを呈している。最初の二回は、表(左二〇度)と裏(左四五度)に一顆づつおしており、裏の方は裏打の関係もあり印文もほとんど見えない(ただし寸法などからいって、同じ「大安寺印」だろう)。またこの二顆の印は、現状で右側に継がれている白紙までは、印影が続いていない。つまり現状とは別の紙が継がれていた段階で、捺されたものと推測される。これら上から、左三〇度に傾けた同印がおされており、これは両紙(白紙と第一紙)にまたがって印影が確認できる。なお最後に捺された印は、それ以前の寺印とは顔料の質も粘度も、明らかに異なっている。つまり、冒頭の一番上にかかっている(最後に捺された)継目印と、本文の印は、別の段階で捺されたものである。この想定は、袖の紙と本文以下の料紙の質が異なるという調査結果(宍倉氏による)とも齟齬しない。

この史料の原本は現存せず、本写本は正文成立以降それほど時を経ずして作成されたと思しきものである。全面に「大安寺印」が捺されている点から、大安寺が作成した写本と推測される。記載情報に関しては、近世に作為が加えられた可能性を想定する論者もあるが(藪田嘉一郎「大安寺伽藍縁起并流記資財帳に関する疑」『続日本紀研究』5-4、一九五八年四月・同「続「大安寺伽藍縁起并流記資財帳に関する疑」『続日本紀研究』7-9、一九六〇年九月)、その論拠は薄弱である。

なお『大日本古文書』刊行(一九〇一年二月)の段階では「大和国添上郡菩提山村正暦寺所蔵」とされる。『大日本古文書』は資財帳(本文)に続けて、その伝来を示す「副状」も翻刻している。これは「資財帳由来」と墨書された白紙(縦四一三×横二七九cm)に包まれた紙一枚(縦

三六七×横四九二cm)に、延享二年(一七四五)晩夏に正暦寺安楽院の真宥が墨書したものである(現在も、卷子と同じ木箱に収められている)。それによれば、この巻子は古箱に収められて大安寺の八幡宮の神職の家に伝来したもので、その子孫(信恵)が正暦寺蓮華院に居住していた縁で、享保年中(一七一六〜一七三六)に寺へと寄進されたという事情が判明する。なおこの副状にも書かれておおり、近世の大安寺(真言宗)は零落して金堂一字ばかりを残すばかりとなっていた。一方の正暦寺(真言宗)は数十の院家を抱える大寺院であり、信恵がこちらに居住したり、寺宝を持ち出したことなどは、あながち責めるべき行動とはいえない。

本写本が正暦寺から出た時期は、明確でない。ただし、現在これらの納められる箱に「出品 正暦寺」と記された貼紙があり、蓋裏に「依国宝保存法、昭和八年七月修理之」と墨書されていることからして、昭和八年(一九三三)の修理は正暦寺の所有する段階で行われたものである可能性も想定される。いずれにせよ、のちに文化庁の所蔵に帰し、そこから一九八三年三月に歴博へと移管された。

なお、水木家文書のなかに近世の写本(HT-2521-105)がある。冊子装(仮綴)で墨付三四丁、寸法は縦二七八×横一九一cm。表紙と書写部分の奥に「高秀(花押)」と記されている。本文の前後には、地名などに関する考証が付されている。成立の経緯などは不明だが、本文中の訓点などからは近世の成立と推測される。

このほか、近世の写本と目される『大安寺縁起』(HT-1292-333)は計一〇紙で、大安寺縁起(寛平七年八月五日、第六紙六行目まで)・同八幡大菩薩鎮座縁起(応和二年五月十一日、第八紙八行目まで)・大安寺住侶記(第九紙まで)などからなり、寸法は縦三二六×横四六三cm程度の紙を糊代〇三cm(順継)で継いでいる。全体に天高二七・界高一五・八・地高三二・界幅二三cmの墨界が引かれ、外題には「大安寺縁

起（同八幡大菩薩鎮座御縁起／同住侶記）（本文と別筆）と書かれた原稿用紙の切片のようなものが貼り付けられている。

中々『延暦寺政所下文』

「仁安二年（一一六七）二月 延暦寺政所下文」（『平安遺文』三四二〇）である。寸法は縦三二・一×五一・八cm。化粧断ちは行われていたとしても、極めて小規模だろう。特に下端は原状のままと推測される。文書の端裏に墨痕があるが、内容は不明（継目花押か仮名）。文書の袖側にしみ・黒ずみが集中することや、虫損の間隔などから、左側を軸として巻かれていたと考えられる。文書裏には剥取痕が縦に続いている。本文の二～三行目の行間に、印とは別の赤色痕があるが、後世のものだろう。

「延暦政所」（縦五三×横五〇cm、一八顆）の印文のデザインはやや稚拙な印象が否めず、製作に官営工房などが何らかの形で関与したというよりも、自前で調達したものと考えた方がよさそう。印色はやや褪せているが、肉眼で見ると限りペンガラの可能性が高い。また印の配置は、文書端側に七顆、奥側に一一顆で、中間の三行は無印である。この捺し方は、平安後期の各種文書と共通する傾向である。文字も「上の文字を大きく、下の文字を小さく」という方式で書かれており、印の配置と同様、当時の京都周辺で何らかの権威を背景として発給される文書の特徴である。

本文書は『平安遺文』には「生源寺文書」とあり、史料編纂所の所蔵する影写本（3071.61-28）が作成された一八八八年の段階では、日吉山王社々家の生源寺家（宮司生源寺希徳）に旧蔵されていたことが分かる。ただし、それ以前は、田中教忠旧蔵文書にふくまれる「仁安二年二月五日感神院大別当桓円解」（H-743-377）などと共にあった可能性がある。というのも、この文書の内容は丹波国波々伯部保の権益に関するもの

で、文面上は生源寺の所蔵に帰する契機は認められないからである。実際、同保の関係文書の大半は八坂神社（祇園感神院）に伝来している。

なお「寛喜三年（一一三三）院庁下文」（『鎌倉遺文』四一二五・民経記裏文書）によると、波々伯部保の権益は桓円から門弟顕玄に伝えられ、顕玄も自身の門弟に譲与しようとしているので、あるいはそうした過程のなかで、おなじ延暦寺の末寺である生源寺へと流れ込んだのかもしれない。

なお生源寺（滋賀県大津市坂本）は最澄生誕の地とされ、延暦寺の西塔総里坊（西塔の「執行」職のもとで実務を掌る「執行代」も勤めていた。本文書は同家から流出した後、一九七三年度予算で文化庁が購入し、当初は東京国立博物館で管理していたが、一九八三年三月に歴博へと移管された。京都府立総合資料館で、昭和四七（一九七二）年に中・近世の生源寺文書を一括購入しているのが「京都府立総合資料館『文書解題』古文書編」二〇〇七年一月、この頃までに同家外に出たものと想像される。流出の経緯や、その後の分散状況などに関しては、佐藤真人「生源寺家文書の紹介」―その伝来と内容―（『国学院大学図書館紀要』2、一九九〇年三月）に詳しい。これら以外に、近年、生源寺から叡山文庫に寄託された中・近世文書も多数存在するが、そのなかにも関連文書は含まれていない（『叡山文庫編『叡山文庫文書絵図目録』臨川書店、一九九四年五月）。なお、戦後に生源寺家から流出したと思われる史料で、歴博の所蔵に帰しているものとしては、このほかにH-1195台の諸史料も挙げられる。詳しくは、当該項を参照。

○活字本との比較

- ・本文「可為領知人之由訴申之云云」↓「為領知人之由訴申之云云」
- ・自署「修理別当法橋上人位（花押）」↓「修理別当法橋上人位（草名）」
- ・「延暦寺印」十七アリ↓「延暦政所」十八アリ

中「平宗盛筆消息」

「仁安二年（一一六七）九月十八日平宗盛書状」（『平安遺文』三四三六）である。『平安遺文』には、「神田喜一郎氏所蔵文書」とする（影写本 3071.62-158 から翻刻したものだろう）。神田喜一郎（一八九七～一九八四）が生前に売却したものを、文化庁が一九七五年度予算で購入し、一九八三年二月に歴博へと移管したもの。神田氏旧蔵の古文書の構成を踏まえると、大徳寺・三鈷寺・法隆寺などの諸寺からの流出文書である可能性が高い。内容は美濃国麻績牧に関する書状であり、同牧は後世の史料に室町院領・龜山院領・昭慶門院領などとみえるので、ある段階で某寺に施入された際、関連文書として持ち込まれたと考えるのが妥当か。

現状は掛軸装で、軸（象牙）は径二九×長一一五・六cm、掛軸本体の寸法は縦一三〇×横一〇九・七cm。文書の寸法は、縦三二・九×横四八・四（第一紙）+五九・〇cm（第二紙）。打紙はなされていないが、表面は比較的平滑で地合も良い。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。なお、現状では第二紙を下に、第一紙を上にして〇・三cmほどの継目で継がれているが、本来は別々だった（つまり書状として送付された段階では、重ねられていた）はずである。継目の部分は、両紙ともある程度は余白を切断している可能性が高い。第二紙（奥）に、封や墨引が残る。また第二紙（奥）の「宰相中将 濟綱申麻績牧事」は、いうまでもなく本文とは別筆であるが、その下の「宗盛」は本文と同筆で彼自身の筆跡と考えられる。

虫損・シミなどは、様々な間隔のものが併存している。たとえば、六五（奥）～五五cm（袖）間隔のシミや、四五（奥）～一・八cm（袖）間隔の虫損、また縦方向に九九（天）～九七cm（地）の虫損などである。過去にかなり色々な保存形態を経ていた可能性を伺わせる。このうち縦の連続虫損は、現状以前に、すでに掛軸装になっていた段階の存在を示

していると考えるべきだろう。第二紙の奥は、紙表面が荒れており、かなり長い間、このみだけが外側に面していたことが分かる。つまり、届けられた当初の形態のまま、保管されていた時期が長かったのだろう。

なお本料紙は、非常に地合の良い紙である。紙面には藍染めされた楮の繊維が微量に混入しているので、この紙を漉く直前に同じ漉き槽で色紙を漉いていたことが分かる。つまり、単に粗紙を大量生産する工房ではなく、そのような高度な技術を保持した職人の工房で漉かれた紙であると判明する。本紙は高級紙を専門に生産する工房の作品と考えると良いだろう。

その内容は、「寺家下文」（当然、充所は美濃国麻績牧だろう）を、平宗盛（一一四七～一一八五）が派遣した使者「濟綱」に渡すよう依頼するものである。藤原経宗（大炊殿、一一一九～一一八九）の指示を受けた藤原濟綱が、平宗盛の仲介を受けて、平重盛の手下にある「寺家の下文」を受け取りに赴くという経緯が想定される。藤原濟綱は「某年九月廿一日大膳大夫濟綱書状（平信範宛）」（『平安遺文』四八四四）でも、麻績牧に関して骨を折っている。この牧と何らかの関係を持っている可能性が高い。ただし宗盛は言うまでもなく、濟綱も寺家から下文で指示を受けるような身分の低い人物ではない。彼は陸奥守・鎮守府將軍などを歴任した宮内卿藤原師綱（？～一一七二）を父に持ち、加賀・備中・近江守や宮内卿・大膳大夫（『尊卑分脈』）を歴任した人物である。「同（永暦二年）八月廿七日加賀守（上西門院御分、停濟綱任之）」（『公卿補任』建久六年（一一九五）藤原基宗）などの記事を見比べると、父の代からの院近臣と推測される。とすれば、この文書に見える記述は、寺家から莊園宛の指令書を当事者が受け取っている状況と理解すべきだろう。

中80『大江広元筆消息』

「元暦元年（一一八四）五月十八日 関東御教書」（『平安遺文』四一七一）である。文化庁から一九八三年三月に移管された。『平安遺文』は、出典を「里見忠三郎氏所蔵文書」とする（台紙付写真1309-1374から翻刻したものだろう）。里見氏は、京都在住の古美術商で（飯田利行「里見忠三郎」『空林拾葉録』中外日報社、一九九六年五月）、東大史料編纂所の影写本（3071.62-221）には、同氏の住所を「京都市上京区堺町通三条上ル」と記している。ただし、本巻の巻系には「大江広元消息」（表）・「守屋家」（裏）と書かれた紙が結ばれている。古書肆がその商品に入手元を明記して売却するとは考えられないので、時間的な前後関係からいえば、里見氏から守屋孝蔵（一八七六～一九五四、京都市）氏に売却され、のちに守屋家外に流出したという経緯を想定すべきだろう。とすると、守屋家からの流出は、孝蔵氏の死去後である可能性が高い。現状は掛軸装で、軸（象牙）は径二五×長六一・四cm。掛軸の寸法は、縦一二〇×横五七三cm。文書の寸法は、縦三三六×横五四九cm。やや灰色がかった紙だが、宿紙ではない。欠損は、奥から六〇～六七～八〇～九〇（虫損）、三五～三七～三九～四〇cm（虫損）など、複数の間隔が確認される。

神野・真野莊（紀伊国那賀郡）に関しては、高野山文書の「元暦二年（一一八五）正月十九日 僧文覚起請文」（『平安遺文』四八九二）に、寿永二年（一一八三）のこととして「宰相中将（藤原）泰通卿、為奉資高倉院御菩提、令寄進同（紀伊）国神野真国庄」と記されている。ただしこの際、泰通は高野山にすべての権利を寄進せず、自らは領家職を保持していたらしい。そのための中に、丹生光春（同国一宮の丹生都比売神社を根拠とする勢力か）が同莊を押領しようとした際、頼朝から泰通の権利を守るべく指示が下った。具体的には、高野山から文覚を代理人として頼朝側に要望が提示され、それに対して大江広元が頼朝の意向

を確認し、とりあえず五月一日付の文覚宛書状で、高野山側の要望を受け入れる旨の返答を行った（本文書）。そのうえで翌月には、正式に下文（『平安遺文』四一八二）を送付したのである。その後、これらの文書は、神野真野莊関連文書の一通として、長く高野山に保管されてきたが、幕末～明治にかけての時期、寺外に流出したものと考えられる。

H-97・H-600-170・H-600-1051 『愚昧記』

『愚昧記』は三条実房（一一四七～一二二五）の日記で、題名は自ら謙遜して付けたものとされる。歴博にはいくつかの写本があるが、中97は承安二年（一一七二）春の自筆本で、文化庁が一九七四年度予算で購入し、一九八三年三月に歴博へと移管したものである。

卷子装（三三+表紙・白紙・軸付紙など計三枚）で、黄土色の後補表紙には題などの記載はなく、その後ろに位置する原表紙に「承安二年春 愚昧御記」と書かれている（この紙は打紙されていない）。そのあとに、嘉応三年正月～十二月の丁寧な筆跡の暦（具注暦①・一八枚）を二次利用する形で本文が記されている。ついで白紙（一枚）と三条実房自筆書状（一枚）をそれぞれ二次利用した部分と、さらに嘉応三年六月～十二月のやや粗な筆跡の暦（具注暦②・一二枚）を二次利用して本文が記されている。各紙の寸法は、縦幅が二八五～二八八cmの間、横幅が二七三（後補表紙）+二五九（原表紙）+五七二～五八〇（具注暦①）+一九〇（白紙）+五三八（書状：おそらく宛先から回収した正文）+四〇七（具注暦②の第一紙）+四九〇～四九三（具注暦②の第二紙以下）+三〇二cm（後補軸付紙）という寸法である。継目は〇・二～〇・四cm幅で、いずれも順継である。字配は、具注暦①の部分で、一紙二八行前後、一行の字数は不定。

具注暦①と②はいずれも同じ賀茂家の手になる暦であるが、紙質・寸法・筆跡などの諸点から別人による筆写と考えられる。なお、一次利用

面は荒れているが、これは長く外側に面していたからと考えられる。墨ののり具合などから考えると、すくなくとも具注暦の部分では一次利用の段階から打紙がなされていたと考えられる。また継目の糊の上に墨が被さっている部分が確認できるので、本来は何紙か継いでから日記を書き込んだものと考えられるが、一方で糊が墨の上にかかっている部分もあるので、日記の作成後につき直されていることも分かる。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。なお、中世における具注暦の体裁やその入手方法などに関しては、遠藤珠紀「中世における具注暦の性格と変遷」『明月記研究』8、二〇〇三年二月を参照。それによれば、この場合に限らず、同一人物が同じ年の具注暦を複数所持していた事例は、広橋家の場合などにも確認できるといふ。

一次利用面に見える「某年二月十九日 三条実房自筆書状」には「畏承候了／件興、去年熊野□／時、左大弁供被□／而未返給候。可相□／歎、別様無極候。定□／詣などにハ見覚候。□／すらん。又就中不／勘給歎。実房恐々謹□。／二月十九日 実房」とある（後述の是沢氏の案に基づく）。古代・中世の書状には、読了後の返却を求める文言が付記される事例が少なくなく、この書状にその種の記載は見えないとはいえず、記主の手元で再利用されている点を踏まえると、実際には充所から返却されたものと考えらるべきだろう。なお奥には「貞和三年七月六日、記目録了／権中納言（三条）公忠」と記され、その右部分（本紙の最末尾）には広い糊代痕がある。本来は、この部分に軸が貼り付けられていたと考えられる。現状では、この後ろに後補の軸付紙と軸（径一七×長三〇三cm）が付されている。

本卷子を収めた箱のなかには、これと一緒に「昭和庚寅（四九年）一八九四年）八月末／是沢（恭三）記」とある封筒に収めた、便箋一九枚にわたる解説が入れられている。それによれば、三条侯爵家に伝来した典籍類は、三条実美が国史編輯局の総裁に任命された縁で同局に寄託

され、戦後、その一部が史料編纂所に譲渡された結果、『愚昧記』（自筆本）七巻が同所の所蔵に帰した経緯や、歴博現蔵の一卷（承安二年）のみが三条家に留められた結果、本来の史料群から分離した事情などが分かる。なお、三条侯爵家による家蔵品の売却に関しては、酒井宇吉「終戦直後の混乱に棹さして」『紙魚の昔がたり 昭和篇』八木書店、一九八七年二月）も参照。

なお本卷子は、一貫して三条家に伝来していたものではなく、どのような事情からか、近世には東山御文庫に所蔵されるようになっており、これが天保六年（一八三五）に三条家へと下げ渡されたという経緯が確認されている（高橋昌明編『愚昧記』治承元年秋季の翻刻と注釈）『文化学年報』一九、二〇〇〇年三月・高橋昌明ほか『愚昧記』安元三年（治承元年）春夏記の翻刻と注釈）『文化学年報』二二、二〇〇三年三月、二〇〇四年二月）。つまり、これまで三条家↓？↓天皇家↓三条家↓？↓文化庁↓歴博という順序で、管理主体が変遷したことになる。なお、室町期には三三巻が存在していたようなので（新田英治「愚昧記」『平記・大府記・栄昌記・愚昧記』思文閣出版、一九八八年五月）、御文庫に入る以前、すでに目減りしていた可能性が高い。

この卷子のほか、歴博には近世の写本（H-600-1051）も所蔵される。これは縦二七〇×横一九五cmで四目綴の冊子装で、全二五冊からなっている。その構成は、仁安二年（一一五冊）・同三年（六〇七冊）・同四年（八〇九冊）・嘉応二年（二〇〇冊）・承安三年（二二冊）・承安四年（一三冊）と安元二年二月御賀記（一四冊）・安元三年（一五〇冊）と、裏文書（一七〇冊）・文治五年任大臣記（二二冊）・部類記（二二〇冊）となっている。このうち裏文書の冊には、

「右、愚昧記十一冊、不慮求出之間、令書写一校畢／寛文九年臘月（一六六九年二月）下旬／從二位権大納言藤原（一条）朝臣内房」（一七・一八冊）

「右、愚昧記八冊、不慮求出之間、令書写加一校畢／寛文十三年仲秋（一六七三年八月）下旬／從二位権大納言藤原朝臣内房」（二〇冊）
「右、愚昧記八冊、不慮求出之間、令書写加一校畢／寛文十年仲秋（一六七〇年八月）下旬／從二位権大納言藤原朝臣内房」（一九・二一冊）

などの奥書がみえ、東山御文庫に所蔵されていた本を臣下が借り出して写す場合もあつたらしいことが知られる。なお、彼が借り出した冊数を「十一冊」・「八冊」などとする点に関しては、近世後期に御文庫から三条家に下げ渡された『愚昧記』自筆本が計八巻¹⁾だった点との関連を念頭に置くと、やや不審である。とはいえ、たとえば一七冊には「三条大納言」を充所とする書状が三通含まれており、この冊子が自筆本の裏文書を書写したものであることは間違いないだろう。

このほかH-600-170は、『愚昧記』から節会に内弁などとして関わった際の記事を抄出した部類記である（嘉応二年・承安二～四年・寿永三年・元暦元年・文治五～六年）。包背装の冊子で、丁数は計四三丁。表紙には「愚昧記（節会部類）」（打付外題）と、本文とは別筆で書かれている。字配は半丁一行、一行一七～一八字。紙は地合が良く、糸目四cm強、簀目並み。紙厚は軽く打っているらしい紙で六五～七〇mm、ほとんど打った形跡がない紙（かすみ・にじみが散見される）で七五～八〇mm。なお、後半の紙ほど打紙した形跡がハッキリしたものの割合が多い点、一定の傾向が認められる。このほか、裏表紙貼付に、「明暦」（朱方印）が捺されている。なおH-600-105については、当該項を参照。

H-98・H-1555 『中右記部類』（巻第七・十九）

『中右記部類』は、『中右記』の記主である藤原宗忠（一〇六二～一一四一）が、保安元年（一一二〇）に作成した部類記である。その性格や内容の細目に関しては、吉田早苗「中右記部類について」（『古代中

世史料学研究 下』吉川弘文館、一九九八年一〇月）・同『中右記部類』目録」（『禁裏・公家文庫研究 1』思文閣出版、二〇〇三年四月）・同『中右記部類』年次目録」（『禁裏・公家文庫研究 2』思文閣出版、二〇〇六年三月）などの諸論文、および『中右記部類』（H-98・H-1555）の項を参照。

本来は三十巻程度からなっていたと推測されるが、そのうち九条家に伝わっていた十二巻（五・七・九・一〇・一六～二〇・二七～二九）が一九四七年に売りに出され、一誠堂（計四巻）・村口書房（一九・二〇）・弘文荘（二七・二八）・井上書店（五・七・九）などに落札されたが、直後に弘文荘が村口・井上の分を譲り受けた。この際の売り立てに関しては、反町茂雄「九条公爵家焼け残りの秘庫解放」（『二古書肆の思い出』三平凡社、一九八八年三月）・古屋幸太郎「財界巨頭の買いつぶり、売りつぶり」（『紙魚の昔がたり昭和篇』八木書店、一九九〇年五月）などを参照。のち、第七は宮本長則氏（石川県の酒造家）から、文化庁を経て一九八三年二月に、また第十九は反町十郎（茂雄氏の従兄弟）・同英作氏（十郎氏の息）などの手を経て二〇〇一年三月に、それぞれ歴博に収蔵されるに至った。ほかの巻は、現在では宮内庁書陵部（六巻）・天理図書館（四巻）などに分蔵されている。なお巻頭の「九條」印（朱、縦六〇×横五八cm）は、元々あつたものではなく、反町茂雄氏が捺印したらしい（反町一九八八を参照）。ただし、前述のように反町氏は巻七と巻十九をそれぞれ別の段階で入手したと考えられ、そのため、両者の巻頭に押された「九條」印の顔料は色調が異なっている。

まず巻十九に関してみておくと、寸法は縦二八二～二八六×横二四三（表紙見返）＋一四二（第一紙）＋一八五＋一六三＋三四二＋一七三＋一七九＋四八三＋四九二＋四七八＋一八五＋一五〇・三＋四五六＋四八二＋四八二＋四三三＋四九二＋四三三＋四八三＋五二二＋四七二＋五一〇＋四二二＋四八二＋四八二＋三六七＋四三三＋二六一（第二十八紙）＋二一九cm（軸付紙）の計三〇枚。つまり、

第十・十六・二十の三紙の横幅が、異常に短い。なお本文のほか、二次利用面には第四～五紙にかけて押紙（縦二三三×横二三〇cm）が張り込まれている。その裏面には天高一cmの横界が引かれている。継目幅はほぼ〇二～〇三cmだが、表紙見返一紙、四～五紙、十五～十六紙、十九～二十紙の継目がやや太く〇四cm程度である。継ぎ方は、第一紙～二、三～六の継目のみ逆継で、あとは順継である。紙質は、後述する界線が引かれた料紙ですべて打紙されており、そのほかにも十二・二十一・二十二・二十九を除いて、打紙されているようである（十一・十七は微妙）。また界線のある紙は、糸目三三三cm、實目〇二cmでほぼ共通しており、叩解・塵取りも丁寧で、他の料紙と比べて上質な紙と考えられる。軸は径一〇×長三〇二cm。『中右記部類』面の字配は、一行一九字前後（二紙の行数は、紙幅の違いによって不定）。

第九～十、十三～十六、十八～二十、二十三～二十六の四枚には、天高二三cmの界線が引かれており、裏書・裏文書の類も一切存在しない。一方、これ以外の部分では、ほぼ裏側に何らかの文字が記されている。まず第四～七紙の裏には「奉幣事」が記されており、この部分は天高地高ともに一八cmの横押界が、その間に界幅二二cmの縦押界が引かれている。また第二～六紙には三五cm間隔で折目が確認できるので、空白の第二紙も含めて、本来は一連をなしていたと考えられる。第十一紙の裏には月日なしの書状とおぼしき文章（現存する三行で完結か）があり、十二紙の裏には『平安遺文』四一〇八がある。また第十七紙の裏には「十一月十二日？書状（前欠）」があり、二十二紙の裏には「十月十一日書状（前欠）」がある。そして第二十七～二十八紙の裏には、異本『公卿補任』（宝龜三年～四年かけての断簡）がある。

「第十九・第二十には、前後の接続の状態から判断して、一部を後世に写し直してもとの場所に補入したと思われる部分がある」（吉田一九九八の注一八）という指摘は、界線を引いた料紙（裏文書なし）に

関する指摘だろうか（両者のあいだでは、筆跡が異なるように思われる）。たしかに、界線ありの料紙となしの料紙の間では、紙継目で明らかに文字が連続していない部分（たとえば第八紙と九紙の間）や、筆跡の違い（たとえば「記」字で比較すると分かり易い）が散見される。ただし『中右記』第十九の場合、全二八枚のうちで界線のある料紙は四枚に及んでおり、これを「一部」と表現しているかどうかは、難しいところである。

つぎに、巻七について。構成（『中右記部類』は、前半の「相撲」と後半の「臨時五番」からなる。とくに後半は、『中右記』以外の史料も多用するなど興味深い内容であり、全文が翻刻されている〔吉田早苗「中右記部類」と相撲』『東京大学史料編纂所』八、一九九八年三月）。

寸法に関しては『平安鎌倉未刊詩集』に詳しいので、そちらに譲る（本巻子は軸付紙も含めて、全体で二四紙からなるが、形状は旧蔵者宮本氏によって改編され、現状では裏の漢詩集が表に直されている。以下、現状を尊重し、紙数の表示は一次利用面の漢詩集から見た順で行う）。ちなみに、その解題では縦幅を四八〇cmとするが、実際には最大で四七四cmであり、横幅に関しては紙毎に±〇二cmほどの差が計測された（がこの程度は誤差の範囲内だろう）。継目は、すべて順継。一次利用面（漢詩集）の横界は第四～二十三紙に見られ、天高二二～三〇cm、地高一八～二六cmで引かれている。こうした界線の数値の揺れは、後世の化粧断ちによるだけでなく、当初からいい加減に引かれていることによるようである。状態は第十九と比べて悪く、全体に紙の欠損・虫損が目立つ。軸は径一四×長二八二cm。漢詩集の字配は、一紙二六～二七行で、一行の字数は一六字前後。『中右記部類』側の字配は、一紙二一～二三行で、一行の字数は一八～一九字。紙質は全体でほぼ共通している（界線のある紙のなかでは、第四紙のみやや茶色がかっているが、本来は同じ紙だろう。穴倉氏によれば、第二紙では水分が少ない状態で打紙を行っ

たらし、打紙の効果が弱いとのことである。叩解・塵取りは、かなり丁寧に行われており、また丁寧はいえないが、打紙もなされている（詳しくは宍倉論文を参照）。ただし、虫損が第三・四紙までと、五紙以降では連続していないので、ある時点で分離していた可能性が想定できる。

さいごに、各巻の一次利用面の内容に関して見ていこう。巻七の一次利用面には漢詩集が見える。これは、第五・第九・第十などと共通するあり方である。これらの漢詩集の性格に関しては、宮内庁書陵部編「解題 中右記部類紙背漢詩集」〔平安鎌倉未刊詩集〕明治書院、一九七二年四月・後藤昭雄「中右記部類」卷二十八紙背漢詩をめぐって」〔平安朝漢文文献の研究〕吉川弘文館、一九九三年六月、初出一九八四年などを参照。なお漢詩集の第一・三紙と第四紙以下では、筆跡が異なっている。

第十九の一次利用面には、異本『公卿補任』（宝龜三・四年）や古文書などが見える。異本『公卿補任』とは、『公卿補任』の古態を残す写本である。尻付の付載箇所や、その掲載箇所などが異なる点に、大きな特徴がある。全文が残っている訳ではないが、中右記部類（計五巻）の裏に断続的に存在が確認されている。詳細に関しては、土田直鎮「中右記部類紙背の公卿補任」〔奈良平安時代史研究〕吉川弘文館、一九九二年一月、初出一九六四年・同「史料翻刻（異本）公卿補任」〔奈良平安時代史研究〕吉川弘文館、一九九二年一月、初出一九六四・六六年などを参照。本巻の掲載部分も、すでに全文が翻刻済みである。

なお、巻十九の紐（白く平たい）は、書陵部に所蔵される九条家旧蔵本によく見られるもので、九条道房（一六〇四〜一六四二）による修補の際に付されたものと考えられる。ただし、見返の筆跡などは道房のものかどうかは、やや微妙である。一方、巻七の紐は、改装の際に付け直されたものである可能性が高い。

○活字本との異動（巻十九）

・異本『公卿補任』（第二十八・二十九紙の裏）

宝龜三年条 文室大市の割注 「文室真人大市」（土田論文）↓「文室真囚大市」（人）なし

石川豊成の経歴 「天平宝字〇年」（土田論文）↓「天平宝字六年」

藤原百川の割注 「大宰帥」（土田論文）↓「太宰帥」

このほか、文意の切れ目などに、数ヶ所で空格が置かれているが、土田論文では翻刻されていない。

・「寿永二年（一一八三）十月九日藤原某下文」（第十三紙の裏・『平安遺文』四一〇八）

「可早充行笑野出作拾町事」（事書）の行と「右以人」（本文）の間に、一行強の空白がある。こうした書式の文書は、通常ここに具体的な人名を記し、その人物に本文に記した義務・権益を担わせる機能を果たす。しかしこの文書の場合、該当部分が空白のまま、本文で指示された内容に関して誰が責任を負うべきか明記されない書式になっている。この種の文書発給方式が珍しくなかったことは、多くの補任状でここに記された人名部分が本文と別筆であることなどからも確認できる。このように被補任者の名義欄が空白の補任状が少なからず伝存することに關しては、佐藤泰弘「領家職についての基本的考察」〔日本史研究〕561、二〇〇九年五月を参照。

・このほか、第十二・十八・二十三の各紙の裏に、書状が見える。

中一〇八 『額田寺伽藍並条里図』

額田部氏の氏寺「額田寺（のち額安寺）」に伝来した、奈良時代後期の寺周辺の状況を麻布に描いた絵図。戦後、寺外に流出し、文化庁をへて、一九八三年三月に歴博の所蔵に帰した。

現状では縦一一三×横七三cm程度だが、本来は一四〇cm四方程度の寸法があったと考えられている（山口英男「大和額田寺伽藍並条里図」日

本古代荘園図」東京大学出版会、一九九六年二月。形状・寸法・画像・釈文などの各種情報に関しては、下記の諸論考で詳細に提示されているので、ここで敢えて繰り返さない。退色などのため、これらの情報は視認しにくい。東京大学史料編纂所の協力をえて作成された『額田寺伽藍並条里図復元複製』(H-1150)により、原状を確認することもできる。

詳しくは、「共同研究 古代荘園絵図と在地社会についての史的研究」額田寺伽藍並条里図」の分析」(『国立歴史民俗博物館研究報告』88、二〇〇一年三月)・「三〇 大和国額田寺伽藍并条里図」(『日本荘園絵図聚影 釈文編 1 (古代)』東京大学出版会、二〇〇七年九月)などを参照。

中一四『奥義抄』(巻上)

本史料は、藤原清輔(一一〇四～一一七七)の歌学書で、上・中・下の三巻と別巻(下巻余)の計四巻からなる。主な伝本に関しては、川上新一郎「奥義抄伝本考」(『斯道文庫論集』24、一九九〇年三月)・同「奥義抄伝本考補遺」(『斯道文庫論集』31、一九九七年一月)を参照。歴博本(中山侯爵家旧蔵本)の書誌に関しては、川上新一郎「奥義抄」(『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇15』臨川書店、二〇〇二年九月)に詳しい。一九八三年に文化庁から管理替えされて、現在に至る。

寸法は縦一四二×横二四・八cmで、本来は綴葉装だったらしい。ただし、現状では綴糸がほとんど残っておらず、一〇枚・一〇枚・九枚の三部分に分離してしまっている。表紙には「歌奥義抄」・「仏眼院」・「法印」豪春」などと打付書されている(筆跡は本文と同筆かどうか、判断しにくい)。なお表紙の右側に、糊痕らしきものが広がる(五cm四方くらい)。かつてこの部分に、何か貼り付けてあったのだろう。内題はなく、奥に「一校了」とある。本文には、それと同筆で丹による書き込みがある。本紙の紙質に関して、川上論文は「楮斐交ぜ漉き」とするが、楮紙の打紙である。厚さは同じ一紙でも八〇～一一〇μmまで偏差がある場合も

ある。紙の打ち方の強さの問題だろう。かなり濃いめの墨で書かれているが、裏写りやにじみはほとんどない。なお、文字は綴目ぎりぎりまで書かれているので、書写してから綴じたと考えられる。

中一五『万葉集考』(草稿)

本史料は、賀茂真淵(一六九七～一七六九)が著した『万葉考』(新版)賀茂真淵全集」などで活字化)の稿本である。文化庁が一九七六年度に購入し、一九八三年に歴博へと移管した。現状では巻一と別記の二冊からなり、筆跡は勿論同じ。巻一の丁数は三四丁で、寸法は縦二八・六×一九・四(裏打を除くと二七・三×一九・四)cmである。別記の丁数は五三丁で、寸法は縦二八・六×横一九・四(裏打を除くと二八・二×一九・四)cmである。紙は打紙していないが、墨の乗りが良く、細かい字なのににじみもない。ただし巻一の紙は、やや茶色がかかる。装丁は、包角付きの四目綴。表紙貼付の白布に、「賀茂真淵翁」万葉集考之一」・「賀茂真淵翁」万葉集考之一(別記)」(外題)と記されるが、賀茂水穂(一八四〇～一九一一)による修補の際のものだろう。小口に「賀茂翁万葉考」と、また奥に「宝暦十年三月 賀茂真淵記」(巻一)・「宝暦十年賀茂真淵しるす」(別記)とある。

冊子を取る木箱の蓋には、「賀茂真淵翁自筆」(万葉集考之一)万葉集考卷一別記)二卷/遠江人/松蔭舎主人賀茂水穂」(表)・「賀茂家蔵書/この/賀茂真淵翁真筆万葉考之一」(并二)万葉集考之一別記の二卷ハ/明治七年の春、元水野越前守の/所蔵なりしを、ゆゑありて水穂の/求むるものなり。のち裏打/して表紙をあて、綴直したるもの也」(裏)とある。木箱や冊子には、各所に各種の蔵書印が捺されているが、そのなかでも巻一冒頭に捺された蔵書印(緑色の糸屑状の文様)と、巻一に挟み込まれた紙(縦一九二×横二〇六cm)に捺された「遠江国浜松庄内/岡部県主蔵書記」(縦二九×横一三cm)は、いずれ

も賀茂真淵自身のものである。このほか、賀茂水穂のものと思われる印が五種類ほど、各所に捺されている。なお「水野越前守」（水野忠邦、一七九四～一八五一）は、真淵の故郷浜松の藩主なので、たしかにその関連品を所持する契機はあつたと推測される。しかし現状では、その蔵書印（たとえば「引馬文庫」印など）は、本写本には確認できない。

内容は、巻一は「草稿」というよりも清書に近い。部分的に貼紙した上での訂正や、抹消も見られるが、せいぜい一丁毎に一、二ヶ所程度である。これに対し別記は、大小一二枚もの押紙を添付し（糊代には「賀茂水ほ」朱丸印が捺される）、またどの丁でも数行にわたって白墨で抹消・訂正が繰り返されているので（半丁を丸ごと抹消している部分すらある）、初期の下書きだろう。真淵自筆の草本は複数伝来しているが、歴博本（巻一）はその字句の異同から見て、天理図書館所蔵（保坂潤治旧蔵）の稿本より、さらに二稿後のものと考えられる。一方、歴博本（別記）は、これと比べてかなり前の段階の草稿と考えられる。実際、別記の方は、項目の順番が現行の刊本とかなり異なっている。たとえば、刊本では第三項として挙げられる「山跡乃国」がこの写本では冒頭に位置し、末尾の方では別記（六）収載の「子水葱」などまで収載されている。内容が公にされるまでには、字句・構成も含めて、なお数次の校正が行われたと考えるべきだろう。

真淵の万葉考の成立過程や、現存する各種の草稿本に関しては、田中文雅「万葉考の成立」〔『伝承文化の展望』三弥井書店、二〇〇三年一月〕が網羅的に解説するが、この写本の性格に関しては言及されていない。なお本書の別記に関して、これを「別記」一・二・三を合わせて一冊としたもので、「普通にはない形である」と疑義を示す見解もある（井上豊「解説」『賀茂真淵全集 二』統群書類従完成会、一九七七年四月）。しかし前述したように、本書は単純に別記（完成形態）の一、二を合冊にしたものではなく、別記が現在の構成を採る以前の下書き段階の状態を反

映したものである。また箱書（裏）にもあるように、現状の装丁は明治年間に賀茂水穂が後補表紙を付して綴じ直した際のものであり、その際に合冊された可能性を想定すべきだろう。筆跡や内容からも、真淵の真筆として問題ない。

H-237 『筆海要津』

本史料は、藤原通憲（一一〇六～一一五九、出家して信西）の文章を、孫の海恵（一一七二～一二〇七、仁和寺）が二篇に部類したもので、これを寛元三年（一二四五）に親快（醍醐寺地藏院）が書写した歴博本が、現存する唯一の伝本である。海恵・親快などの履歴に関しては、山岸徳平「海恵僧都と海草集」〔『日本漢文学研究』有精堂出版、一九七二年五月、初出一九四四年〕を参照。本写本は、『続々群書類従』（第一六）例言に「田中勘兵衛氏蔵古写本を採集す」とあるので、田中教忠の旧蔵品と考えられる。ただし、氏の生前に田中家から流出したらしく、フランク・ホーレー（一九〇六～一九六一、「宝玲文庫」印）の所蔵となった。ホーレーの蔵書は一九五〇年代後半から、逐次売却され始め、没後には完全に散逸する。これを入手した小汀利得（一八八九～一九七二「小汀氏蔵書」印）も、その蔵書は没後一九七二年五月の入札会を皮切りに売却されてしまう。こうした経緯を経て、弘文荘（反町茂雄）から入手した文化庁が、一九八三年に歴博へと移管した。

奥書は計二〇〇字にも及ぶので、ここでは翻刻しない。山崎誠「〔翻〕安居院唱導資料纂輯（三）——国立歴史民俗博物館蔵「筆海要津」翻刻並びに解題——」〔『調査研究報告』一四、一九九三年三月〕、田中幸江「筆海要津」〔『藤原通憲資料集』二松学舎大学二十一世紀COEプログラム、二〇〇五年三月〕などを参照のこと。それによれば、親快の書写本を、金剛珠院（東寺）の院主が伝領していたものと判明する。田中氏の旧蔵文書のなかには、伝領識語にみえる亮秀の「天正十四年（一五八六）四月五日金剛

珠院亮秀起請文」も含まれており、これらを一括入手したもののだろう。内容やその性格に関しては、山崎誠「藤原通憲の修辭学」〔『講座平安文学論究』9、風間書房、一九九三年一月〕を参照。

装丁は綴葉装（数枚の紙を重ねて縦に折り、それを複数組重ねて糸で綴じる装丁）で、四・五・五・五・五・三（間に一丁紙が張り足されているので、実際には三と二分の二）枚の組になっている。これを数えると、表紙貼付を除いて全体で六五丁となる。なお五八オの綴目付近で、表紙の色紙の端を巻き込んだ部分にまで、墨書が及んでいることを踏まえると、現状のように製本した上で、書写を開始したという手順が確認できる。寸法は表表紙で縦二二七×横一四六cm、裏表紙で縦二二五×横一四四cmと、やや差がある。字配は半丁七行、一行一四〜一五字。これに書写した親快の履歴を書いた紙（縦一六×横二〇cm）が添付されるが、その筆跡は本文のものとも田中氏のものとも異なるようである。三種の蔵書印が捺されており、「小汀氏蔵書」（縦四〇×横一五、朱）が一オ・六一ウに、「宝玲文庫」（縦六二×横二〇cm、丹）が一オ・六二ウに、「月明荘」（縦一三×横〇六cm、朱、弘文荘）が六三ウに、それぞれ捺されている。

現状で外題は見えないが、表紙の左上には色紙の貼り付き痕があるので、本来は題簽があった可能性が高い。内題に「筆海要津上 信」（一ウ）・「筆海要津下 信」（二四ウ）などであるのは「信西」の意味だろう。紙は打紙しているが、地合は悪く、漉きムラも多い。糸目は四五cm程度で、簀目は広め。なお簀目が縦方向に伸びているので、紙を横方向に用いていることが分かる。

中48-1 『多武峰縁起』

外題には『（真名）大織冠公御伝』（つまり大織冠伝）とあるが、『多武峰縁起』の誤りである〔遠藤慶太「大織冠伝」の研究〕『皇学館論叢』

30-4-5、一九九七年八月〜一〇月〕。柳原家旧蔵の品で、一九八九年に歴博が購入した。なお中48（柳原家史料）以外にも、歴博には柳原伯爵家旧蔵の品として『白馬節会次第』（H-743-81）・『言国卿記』（H-743-217-2）・『自将軍吉宗公注進書目六』（H-743-358）・『保足蔵書目録』（H-743-359）などが所蔵されている（同家旧蔵の典籍類は、宮内庁書陵部・岩瀬文庫などにまとまって所蔵されている）。

本史料自体の成立年代に関して、下出積与「多武峰縁起」〔『群書解題』は室町中期とする。しかし、これは流布本の奥に「一条兼良公述作」とあることに引きずられた誤解である。この柳原本は、奥書によれば弘安年間（一三世紀末）の成立なので、原本（いわゆる「原縁起」）の成立時期は鎌倉期まで遡ることは間違いない（佐伯秀夫「多武峰縁起」について（附）神殿創始の時期〕『神道古典研究』10、一九八九年二月〕。

現在では、鎌倉前期に多武峰の僧永済によって述作されたものと考えられているが、長く誤解があったようで、本写本と同様に『大織冠伝』と書きされた写本が多く存在する（牧野和夫「京都府立総合資料館蔵『大織冠縁起』」『幸若舞曲研究』6、三弥井書店、一九九〇年一月）。『群書類従』（巻四四六）・『神道大系』（神社編大和）などに活字があるが、これとは多くの字句の異同がある（紙幅の関係もあるので、その詳細には言及しない）。

卷子装で、全十七紙（+表紙と軸付紙）からなる。各紙の中央付近に折目があり、そこを中心にシンメトリーな欠損が展開しているので、本来は冊子装だったと考えられる。ただし、現状で左右の余白（綴目部分）は断ち切られており、具体的な装丁は不明である。現状の表紙と軸付紙などは、一九六〇年の修補の際のものだろう（本巻子を収める木箱の裏に「昭和三十五年修補了／柳原博光〈花押〉」とある）。

寸法は、縦三〇四×横三二二（表紙）+四三三（第一紙）+四三三+四三六+四二九+四三六+四三九+四三二+四三二+四四〇+四三八+四三八+四三八+四三五+四三三+四三三+四三五+

四四三(第十七紙) + 二二七(柳原紀光奥書) + 三六八(軸付紙)で、軸は径一八×長三二・八cmである。継目は、いずれも順継で、幅は〇三〇・四cm。継目の糊は透明に近いので、米か小麦に由来するものだろう(後世の改装の際に塗られた糊と考えられる)。各紙の奥上に「□一」、「二」:「十七了」(墨)と数字が振られているが、これも近世の改装の際に付された番号である可能性が高い(冊子装の段階では、一七枚目裏に現存する『藤氏□□』以下の記載『多武峰縁起』とは別筆)が、一七ウから始まっていたはずである。字配は、原半丁ごとに八行で、一行一七〜一八字。

紙は、一〜一七紙までは同質、紀光の奥書が記された一紙と、後補の軸付紙はそれぞれ別紙である。詳しくは、宍倉論文を参照。

奥書は虫損がはげしいが、とりあえず判読案を挙げておきたい。これによれば、一三世紀末に奈良の元興寺において成立した写本であると思われる。

「弘安□年十二月十三日、於南都元興寺極樂堂東房□□/□人依有□
□愍□書写。歳為八十六之上、目不見、手寒(天)□□□□□寒□
/必□□凡文字共、点額不審也。□□」(奥書、□は釈文が不明の部分)
「右、大織冠御伝(外題)藤氏始祖《云々》/今修覆者、此書頗秘珍(於
仮名/□□□□/□□之)堅固可禁他見矣。/正二位 藤原紀光(朱
印)」(識語)

なお、歴博所蔵の同題の史料は、このほかF-312-25・H-1242-6-745
などがあるが、いずれも版本である。四目綴の冊子装で、計三丁から
なる。寸法は、縦二六〇×一八六cmで、F-312-25の方には、巻頭に「橋
本」(丹、径〇九cm)の丸印が捺されている。刊行年は不明だが、「天
保庚子(一八四〇)冬十二月 権大僧正宣賀識」(三一ウ)とあるので、
幕末の印刷だろう。

H-483-3・H-600-251 『都玉記』

『都玉記』は、中納言・都督(大宰権帥)などを歴任した藤原資実
(一一六二〜一二三三)の日記である。歴博には複数の写本があるが、
そのうちのH-483-3は、建久九年・建暦二年の大嘗会に関する記事を
抄出したもので、資実の自筆本とされるものである。一九八六年に、柳
原家から歴博が購入した。

これを詳しく見ていくと、表紙には「都玉御記(建久九年十一月/建
暦二年十一月/大嘗会事)」(外題)とある(これは柳原紀光の筆跡と考
えて良からう)。「右、建久九年・建暦二年等大嘗会事、/後帥殿(資実卿)
御自筆御記(参拾四枚/壹枚有脱)相伝。/而表紙等朽損之間、今度更
加修覆、備/末代之亀鏡者也。/正二位藤原朝臣紀光謹誌(藤原紀光
朱印)/于時寛政二年(一七九〇)正月十四日」という柳原紀光(一七四六
〜一八〇〇)の識語(奥)によれば、柳原家(日野家の分家)に伝来し
た資実の自筆本ということになる。ただし、「建久九年」(後述のA〜B
部分)と「建暦二年」(後述のC部分)に関する記事が、それぞれ「建
久九年(一一九八)十一月一日」「建暦二年(一二二二)十一月十一日」
と書き出すところを見ると、日次記そのものの断簡ではなく、何らかの
目的から抄出した写本ということになる。また両年度の記事の筆跡も、
同筆と断言できるほどには似ていない。もし同一人物の筆によるものと
しても、少なくとも同時期に抄出したものではなからう。

寸法は、縦二九七(ただしこれは台紙の幅で、本紙は二九四くらい)
×三一〇(後補表紙) + 四七八(第一紙) + 五二八 + 五〇〇 + 四八二
+ 四三三 + 五〇〇 + 五〇九 + 四八一 + 五二九 + 五二三 + 五二六 +
五二一 + 五一四 + 五〇七 + 五一五 + 五〇八 + 五〇五 + 五一二 +
五一〇 + 四八四 + 四八八 + 五一五 + 五一九 + 五二六 + 五二五 +
五二七 + 五二七 + 五二六 + 五一九 + 五二六 + 五二四 + 五二四 +
二九六 + 四八一(第三十四紙) + 一七八(識語を付すために後補され

た紙) + 三六・一 cm (軸付紙) で、軸は径一・八×長三三・〇 cm。継目は順継だが、多くの部分で継直痕が明白である。幅は、〇三〜〇五 cm の範囲にほぼ収まるが、たとえば冒頭の二ヶ所の継目では〇六〜〇七 cm 幅あり、また最後の継目は〇一〜〇三 cm 幅しかない。

全体に三種類の界線が引かれており、第一〜二十二紙 (A 部分) では天高①三七・②一〇・界高三三・三・地高一四 cm の、第二十三〜三十二紙 (B 部分) では天高①二九・②一・③〇・八・④〇七・界高二〇七・地高①二一・②一二 cm の、第三十三〜三十四紙 (C 部分) では天高二九・界高二四九・地高一〇 cm の、薄墨界がそれぞれ引かれている。界線の規格の異なる部分は、字の大きさなどもそれぞれ異なっている。たとえばいずれの紙でも、一〇 cm あたり五行程度という点では同じだが、一行の字数は A 部分では一六〜一七字、B 部分では二〇〜二二字、C 部分では一五字となっている。本来別々に(あるいは別人が)作成したものが、後になって合綴された結果だろう。また、各紙には墨で「老」〜「卅五」と、丹で「弍」〜「三十五終」と、それぞれ番号が振られている(前者の「参」が抜けているので、最終的に番号は揃う)。第三紙の冒頭には「此所老枚脱」と、紀光の筆跡で付箋がある。なお、このような各種番号の併存や、第二紙奥に第三紙へとつながらない墨痕が見えることなどから、かなり大規模な錯簡が生じていた可能性が想定できる。なおこのほかの番号は、部分的に抜けるが(単なる化粧断の影響であろう)、最後まで矛盾なく連続していく。このほか、継目(上方)には「ウ」(丹)と書かれるが、これは上下二ヶ所に書かれる場合(第一紙奥)や、下方に書かれる場合(第三十三紙奥)もある。また、継目には丸印(印文不明)が捺されるが、これも場所によって上方だったり、下方だったり、バラバラに捺されている。また印形も左右で合致しないことが少なくない(たとえば第三十二紙の奥のように、印影が片側にしかない部分すらある)。

裏文書に関してみると、A 部分の裏の大半は書状である。ただ、二一は白紙で、一五ウは「撰津国武庫御庄沙汰人百姓等申」と書き出す言上状、一一ウは某年の九月二十五日〜十月十八日までの間に納入された年貢の一覧(折紙)である。なお一五ウに関連して、「東一条院御領撰津国/武庫庄拔穂使役事」という九月十九日付の権中納言から中弁に充てた書状(八ウ)や、拔穂使に関して言及する書状(九ウ)もある。ここに挙げた三通の裏文書から、A 部分には東一条院(藤原立子)の院号宣下(一二二二)〜死去(一二四七)までの間の文書が含まれていることが分かる。『都玉記』の記主である藤原資実(一一六二〜一二二三)の生没年や官途から考えると、彼が弁官を勤めていたのは建仁四年(一二〇四)までであるし、本人の入手した書状とは考えがたい。承久元年(一二一九)に右少弁に就任し、嘉祿元年(一二二五)に左大弁へと昇進した息子家光(一一九九〜一二三六)の入手した書状・文書群と考えた方が妥当だろう。なおこれらの紙質に関しては、宍倉論文を参照。

この史料(大嘗会に関する記事を抄出したもの)の成立契機を考える場合、大嘗会が差し迫った時期に、参考とする目的で作成された可能性が高い。東一条院の院号宣下(一二二二)から死去(一二四七)までの時期で、大嘗会の実施年を見てみると、貞永元年(一二三二)、四条天皇即位・仁治三年(一二四〇)、後嵯峨天皇即位・寛元四年(一二四六、後深草天皇即位)などが挙げられる。勿論、実際の大嘗会から漸くたって料紙を再利用した可能性も否定できないが、裏に見える「拔穂使」に関する文書・書状などの存在も念頭に置けば、これらの文書が大嘗会に関する事務処理の一環として提出された直後に、儀式本体の実施を念頭に再利用した可能性を想定する方が自然だろう。とすれば、すくなくともこの部分に関しては、資実の自筆である可能性はほぼないと考えた方がよい。とはいえ早い段階で、自筆本から直接作成された写本である可能性は高いし、また C 部分に関しては、資実の自筆である可能性も否定

はできない（少なくとも柳原家には、そのような伝承が存在した訳であるし、むげに否定することもなからう）。

一方、H-600-251の寸法は縦二九〇×横二〇七cmで、墨付は二六丁。紙は、全体に弱い打紙を施している。糸目は三八cm、篋目は並で、厚さは四五～五五mm。「都玉記（建久二年／十月）」（打付外題）とあるが、本文とは別筆。外題にもあるように、建久二年（一一九二）十一月一日～二十九日条を取めている。冒頭に前欠（九日以降）の目録がある。行取は、半丁九行、一行一五字。

H-528・H-1195-70・H-1195-91・H-1242-7-24 『類聚雜要抄』

『類聚雜要抄』は、本文が平安末期に成立した宮中の諸行事に関する解説書で、『群書類従』（巻四七〇）に活字化されている。歴博にはいくつかの写本があるが、そのなかでもずば抜けた出来合いを誇るのが、一九八一年に文化庁から管理替えされたH-528である。本写本は桐箱（縦四四・五×横二六・三×高三五・六）に収められた、卷子六卷（一上・一下・二三・四上・四下）からなる。奥書がなく成立事情は不明だが、本文は全文同筆で、絵図（この部分は、元禄十七年に付け加えられたものが元絵）も非常に丁寧で精緻なものである。各巻は、縦三八八×横一〇〇cm弱という、極めて大判の料紙を数十枚貼り継いだもの。軸は、径三三・二×長四〇・八cm。紙は糸目が約三cm幅でおぼろげに見えるが、篋目は視認できない。紙厚一七〇～一八〇mmと非常に厚手の鳥の子紙で、繊維は雁皮である。墨の乗りは、とてもよい。

このほか、同じ近世の写本だが、H-1195-70（生源寺家文書、巻第二）・H-1195-91（巻第三、生源寺家文書）・H-1242-7-24（水木本／四冊）なども歴博に所蔵される。このうちの生源寺家旧蔵の写本は、いずれも同筆で、紙も同じである（打紙せず、墨はややにじみ気味。糸目三四cm、篋目は細め。紙厚は六〇～六五mm）。前者は、寸法が縦二七九×横

二〇五cmで、二五丁からなる冊子本（紙縫で大和綴）。各丁の綴目に、「一」～「廿五」の墨書がある。表紙はなく、本文冒頭に「類聚雜要抄 巻第一」（一オ）とある。また奥に「右、以 新院御本親長卿筆校合訖。委細記卷末了。／寛文第十二季冬十三夜 従二位源御判」（二五ウ）、「文政四二月三日写」（二五ウ、綴目部分）とあり、寛文十二年（一六七二）に新院（後西院）の所蔵する甘露寺親長本によって校合した写本から、文政四年（一八二二）に書写したという経緯が伺える。後者は、寸法が縦二八・五×横二〇・〇cmで、二八丁からなる冊子本（紙縫で大和綴）。各丁の綴目に、「一」～「廿八」の墨書がある。表紙はなく、本文冒頭に「類聚雜要抄巻第三」（一オ）とある。奥には「以橋経亮本一校了」（二八オ）と書かれているので、本文中に青色で書き込まれた異本注記は橋本経亮（一七五五～一八〇五）本との対校成果だろう。

またH-528-25は、縦二八・六×横二〇・〇cmの五目綴で、計四冊からなる。紙は、糸目三六cm、篋目は細め、やや未叩解繊維の混じる紙。打紙しておらず、紙厚は七〇mm前後。なお第一～三冊には、二〇cmほどの藁屑のようなものが数本づつ挟まっているが、これは何らかの防虫効果を期待したものでしょうか。各冊の丁数は、順に二七・三二・二二・五六丁。第一冊の奥に「右、以 新院御本」の本奥書が、また第四冊の奥に「正徳六歳正月下旬一校了」（本奥書）、「元文元年季冬中旬書写畢／度会久氏（度会／久氏／之印）朱印、縦二九×横二六cm」（書写奥書）とある。正徳六年（一七一五）に校合した写本を、元文元年（一七三六）に伊勢の度会久氏が書写したものと分かる。各冊の表紙に「ぬ」（朱の上に墨で重ね書き）、「類聚雜要抄 巻一」などとある。また、小口にも「類聚雜要抄 巻一」などとある。裏表紙貼付の表裏（と第四冊の裏表紙）に意味不明なカナ書き込みなどが見えるが、周辺に「書林川勝」（複柳椿円朱印、京都の書肆）が捺されているところを見ると、古書肆のメモか。このほか、冊子の各部分に「□岡／蔵書」（縦三五×横三九cm、

朱方印)・「寛□」(縦二八×横一九cm、朱方印)・「神都／山田館町／熨斗屋八兵衛／金銀不要」(縦三七×横二五cm、朱方印)が捺されている。そのうちでもとくに「熨斗屋」の印は、どのような契機から捺されたのか、よく分からない。

正-600-53 『左経記』

『左経記』は、参議・左大弁などを勤めた源経頼(九六六～一〇三九)の日記。本写本は、計一三冊からなる。寸法は、いずれも縦二七三×横一九七cmで、四目綴。紙は打紙されている。字配は各冊ともに半丁八行で共通するが、複数の筆跡が確認できる。第一冊は七六丁で、「左経記〈長和六年(寛仁元)／秋冬〉」とあり、七才まで目録。第二冊は二八丁(墨付、以下同じ)で、「左経記〈寛仁二年／春夏〉」(外題)とあり四ウまで目録が続く。第三冊は一一丁で、「左経記〈寛仁二年／冬(端欠)〉」とあり、本奥書が見える(具体的な記載は増補史料大成本の七五頁を参照)。第四冊は一九丁で、「左経記〈寛仁三年／秋冬〉」とあり、端欠である。第五冊は三八丁で、「左経記〈寛仁四年／春夏〉」とあり、一丁目に目録が見えるが端欠である。第六冊は三六丁で、「左経記〈寛仁四年／秋冬〉」とあり、四才まで目録が続く。第七冊は二四丁で、「左経記〈万寿二年／秋冬〉」とあり、四才まで目録が続く。第八冊は五〇丁で、「左経記〈万寿三年／春夏〉」とあり、五才まで目録が続く。第九冊は六三丁で、「左経記〈万寿五年(長元元)／春夏〉」とあり、四ウまで目録が続く。第十冊は七二丁で、「左経記〈長元元年／秋冬〉」とある。第十一冊は五九丁で、「左経記〈長元四年／春夏〉」とある。第十二冊は八四丁で、「左経記〈長元四年／秋冬〉」とあり、七ウまで目録が続く。第十三冊は六三丁で、「左経記〈長元八年／春夏〉」とあり、五才まで目録が続く。書写奥書の類は一切見えないが、近世の写本である。

正-600-99 『定能卿記』

後白河院の近臣である藤原定能(一一四八～一二〇九)の日記から、安元二年(一一七六)の御賀に関する記事を抜粋した部類記。書誌的な考察に関しては、藤原重雄・三島暁子「高松宮家旧蔵『定能卿記』(安元御賀記)」(『禁裏・公家文庫研究2』思文閣出版、二〇〇六年三月)にほぼ尽くされているが、ここで概略を述べておくと、寸法は縦二七〇×横二一・二cmで、字配りは半丁一〇行、一行二四～二六字。現状で外題はないが、紙縫で大和綴した仮表紙に「定能卿記」(本文と別筆)と書かれている。ただし継目下方に緑色の綴糸(残片)があるので、かつては仮表紙の上から本表紙が付されていたと考えられる。とはいえ、現状の綴目以外に、かなりの数の穴があり、旧状を復元するのは困難である。本紙は墨付四〇丁で、全体に紫色のシミが広がっている。紙はおおよそ厚み六〇～七〇 μ mの範囲だが、たとえば第三十五丁などはかなり厚く硬めの紙である。ただし糸目四cm弱で共通するので、同じ簀で漉かれたものだろう。いずれの紙も軽く打紙してあり(ただし後半の紙はやや強めである)、墨は良く乗っている。本文の翻刻に関しては、藤原ほか前掲論文を参照。

正-600-105 『大臣大饗記』

本冊子の寸法は、縦二五八×横二〇九cm。包背装で、墨付七丁。字配は半丁九行、一行一二～一三字。裏表紙貼付に、本文と同筆で「治承四年十二月廿日、摂政殿令参上皇給〈閑院〉於中門／被奏御慶賀〈撰政／事也〉藏人文章得業生」という墨書がある。写本作成の際の、書き損じだろう。表紙には「大臣大饗記〈仁安〉」(打付外題)とあるが、本文とは別筆である。紙の厚さは九〇～一二〇 μ mでバラバラだが、地合の良さ・色調・墨の乗り具合は同じで、糸目は四・六～四・七cm、簀目は広めと共通する。漉き方や打ち方の違いによって、紙厚に差が生じたもの

ろう。墨のにじみ・かすみがほとんどみられないのも、軽く打紙してあるからだと思われる。

内題などによれば、仁安三年（一一六八）二月の大臣大饗に関する記事を抜き出したものということになるが、歴博報告書によれば日付は誤りで『愚昧記』の記事である。

H-600-111 『政事部類』

四目綴の冊子で、寸法は縦二七五×横一九七cm、計二三丁からなる。字配は、半丁九行、一行一八字。紙は、糸目三八cm、實目は並で、地合は良い。軽い打紙が施されているようで（紙厚は四〇μm）、墨の乗りも良い。表紙には「政事」（打付外題）とあるが、本文とは別筆である。本文冒頭にも「政事」とあるが、これは本文と同筆である。

なお後述するように、ここに記された「政事」とは書名ではなく部立であり、本写本の書写主体が誤って、これを題名とした可能性が高い。本来は『山槐部類記』などの書名が付されていたのだろう。山槐記の部類記が存在したことについては、『山槐記』(H-63731)・『神社御幸部類記』(H-600-179)などの項を参照。この裏文書として見える部類記では「〇〇事」という部立てを採っており、形式から見ても関係する可能性が低い。

内容は政に関する部類記で、構成は応保元年（一一六一）十二月十五日条（一オ）～三オ）・長寛二年三月二十七日条（一四ウ）・同五月十一日条（一五オ）～同六月二十三日条（一五オ）・同七月十七日条（一八ウ）・同八月九日条（一九オ）・同九月十七日条（一九ウ）・同十月十九日条（二〇オ）・永万元年正月十五日条（二〇ウ）・同三月五日条（二一オ）・仁安元年四月十七日条（二一ウ）・同六月十六日条（二二ウ）・同八月二十七日条（二二オ）・応保元年十二月二十八日条（二二ウ）・同二年四月七日条（二二ウ）・長寛元年二月十八日条（二三

オ）となっている。ここに挙げた全一四日分のうち、出典の判明する三日分（下線部分）はすべて『山槐記』である。このことは、本部類記が『山槐記』から複数の主題毎に記事を抄出したものである可能性を物語っている（『山槐記』に関しては、H-63731の項を参照）。対応条文の存在が確認できない条文についても、少なくとも現存諸写本を見る限りでは、齟齬するような記事の存在が確認できないという点で、上記の推測の蓋然性は高いだろう。全体の構成は、年代順に部類されているという前提に基づけば、「政事」（一オ）に関する記載が応保元年（一一六一）～永万二年（一一六六）まで続き、間に欠落部分を挟んで、別の主題に基づき二二オ以降の応保元年（一一六一）～長寛元年（一一六三）の記事を部類した箇所が続いていくというように理解できる。

なお本写本は、親本の段階で激しい欠損が生じ、全体の字配がかなり乱れていたらしい。このことは、たとえば応保元年十二月十五日条と長寛二年三月二十七日条との間（三オ）に改行も日付記載もなく、ただ「十五字余虫欠」と貼紙されている点にも伺える。本写本の書写担当者は、他の高松宮旧蔵本でも同様に丁寧な仕事をする人物なのだが、この部分では虫欠箇所を挟んで追い込みで両日条を書写している。つまり、親本では全体の字配が不明確になるほどに、料紙が不連続な状態になっていた可能性が高いと考えられる。この親本自体が現存している可能性は、この後、よほど運の良い保存状態を続けていない限り、かなり低いと見るべきだろう。

H-600-119 『雲図抄』

『雲図抄』は、一二世紀初頭に成立した「雲上（宮中）の指図」に関する説明（抄）を記した資料集。具体的には、当時の宮中における恒例行事の内容を指図によって説明したものである。著者に関しては、藤原朝隆（『本朝書籍目録』・藤原重隆（本奥書）などの説があるが、いず

れにしてもこの兄弟（藤原為房の子息）の周辺で成立したものでろう。

その内容は、すでに、『群書類従』（巻八二）などで活字化されている。

本写本は卷子装で、計四一紙からなる（第四十一紙は、直接軸付されている）。紙は、各紙とも縦三三八×横五〇七～五〇八cm。継目は順継で、幅は〇三～〇四cm。紙は、非常に地合の良いものを丁寧に打紙しており（厚さ八五mm）、墨の乗りもとても良い。糸目は約三cmでおぼろげに見えるが、簀目はほとんど視認できない。表紙には「雲図鈔（加次第）」（打付外題）とあり、やや微妙だがこれは本文と別筆だろう。軸は、径一八×長三四七cm。全体に、天高二三・界高二九・地高一四cmの薄墨界が引かれている。表面の最奥部分に「明暦」（朱方印）が捺されている。なお、第三～二紙の裏にかけて奥書（藤原為親・同親雅によるもので、二種ともに『群書類従』巻八二に翻刻されている）が付されているのは、表面↓裏書と書写し、最後に冒頭部分の裏に戻って奥書を書写したという順序を物語っているものだろう。

なお本巻子の奥、軸付部分の周辺は、軸を中心に数十cmに渡って茶変している。その原因に関しては、厳密には成分分析の必要があるとはいえず、おそらく軸木の樹液が本紙に染み出したものと考えられる。歴博所蔵品のなかでは、特に広橋本のなかにこのような旧軸付部分の周辺が変色している事例が多い。吉野敏武氏（宮内庁書陵部）によれば、この種の現象は少なからず見えるそうで、書陵部の修補係では軸木の周りに何層にも白紙を巻くことで、これを防いでいるとのことである。

中600-132 『豊後風土記』

『風土記』は、和銅六年（七一三）に撰進が命じられた史料。まとまった形で現存するのは、この豊後国を含めて五ヶ国分にすぎない。本写本は四目綴の冊子本（墨付九丁）で、寸法は縦二九・一×横二一・〇cm。外題に「風土記（豊後国）」と、内題に「風土記 豊後国」とある。紙は

打紙で、糸目は四cm程度。半丁一〇行、一行一八字の字配。奥に「（写本云）永仁五年（二二九七）式月十四日書写畢。／同十九日一校了／文祿四（乙未）年（一五九五）臘月三月書写校合等了／梵」とあるので、神龍院梵舜（一五五三～一六三二）本の写と考えられる。この系統の諸写本は、寛政十二年（一八〇〇）に荒木田久老（一七四六～一八〇四）の手で出版されるなど、最も広く出回ったものである。

なお『豊後国風土記』は、「永仁五年式月十八日書写了／同十九日一交了」（奥書）とある上冷泉家伝来の写本（二条家旧蔵本）が、現存諸本の共通祖本とされるが、本写本も同様である。この冷泉本『豊前国風土記』が二条家で作成された際の借貸の旨を記す折紙が、歴博所蔵の高松宮家旧蔵本『袖中抄』（中600-133）裏文書として伝来している（藤本孝一「豊前国風土記」『冷泉家時雨亭叢書四七 豊前国風土記・公卿補任』朝日新聞社、一九九五年六月）。

中600-135 『廷尉佐補任』

歴代の検非違使の佐に任じられた人物を、一覽した史料。高松宮旧蔵本のなかには、第四・第六の二冊が現存する。両冊とも本文は同筆で（ただし外題と奥書は別筆風）、寸法は縦二九八×二二九cm。包背装で、裏表紙貼付に「明暦」（朱方印）が捺されている。字配は、半丁一〇行。紙は打紙されてなく、やや墨ににじみが生じている。糸目は四五cm前後、簀目は並。紙厚は五〇～六〇mm。

第四は、表紙に「廷尉佐補任第四（自天承／至久安）」（打付外題）とあり、その左側に「崇徳」天承・長承・保延・永治／（近衛）康治・天養・久安」とある。また左下に「藤原経頭（花押）」とある。墨付六丁。このほか、「正和二年八月十八日書写了。／此本、明法博士中原章右也。／正五位下藤原朝臣経頭判」（六オ）とある。

第六は、表紙に「廷尉佐補任第六（自建永二年／至仁治三年）」とあり、

その左側に「(土御門) 建永・承元 (順徳) 建暦・健保・承久 (後堀河) 貞応／元仁・嘉祿・安貞・寛喜・貞永／(四条) 天福・文暦・嘉禎・暦仁・延応／仁治」とある。墨付一〇丁。このほか、「正和四年十月二日(亥刻)／左兵衛佐藤原(花押)」(一ウ)・「正和二年七月廿三日書写之。／此本者明法博士正五位下中原章右也。／後日加一見了／藤原経顕」(一〇オ) などとある。検非違使の尉となる家柄の中原家で、代々書き継がれていた写本を、経顕が将来に備えて借り出したものと考えられる。

なお、両冊の最終丁の奥書は、「万治元(一六五八) 十一校合了」(第六の一〇ウ) という記載の存在を念頭に置くと、本奥書と見るべきだろう。実際、紙質や本文の書風から見て、これらの写本が正和二年(一三三三)に中原章右本を勸修寺経顕(一二九八～一三七三)が書写したそのものとは考えにくい。筆跡まで似せて丁寧に書写した写本だろう。本書の調査を担当されていた小倉真紀子氏のご教示によれば、表紙の花押も、これが書かれたのが禁裏本によく見られる茶色の色表紙(後西院の宸筆で外題が書かれている)である点を踏まえると、近世の模写と考えるべきことである。従うべき見解である。

II-600-137 『五位藏人初拜五代之記』

紙縫いで大和綴した冊子装(包角あり)で、寸法は縦二八三×横二一三cm、丁数は計一七丁からなる。表紙には「五位藏人初拜五代之記」(打付外題、本文と別筆)とあり、本文冒頭には「五位藏人／新任」(内題)とある。字配は、半丁一〇行、一行一八～二〇字。紙は打紙しておらず、糸目四三cm、竇目並で、紙厚は七五mm。ただし第十六丁などに、他とは質感の異なる紙が混じっている。

内容は、一一世紀中頃～一二世紀後半の五人の人物が、藏人に始めて任命された際の記事を、本人の日記から集めたもの。『但記』(藤原隆方) 天喜五年(一〇五七) 十二月条(二オ～三オ)・『大記』(藤原為房) 応

徳元年(一〇八四) 八月～九月条(三ウ～六ウ)・『永昌記』(藤原為隆) 康和元年(一〇九九) 正月条・『吉記』(吉田経房) 仁安元年(一一六六) 九月条(七オ～一三オ)・『西記』(吉田定経) 元暦二年(一一八五) 正月条(一三オ～一六オ)と続き、奥書(二六ウ～一七オ)が記されている。また、裏表紙貼付に「明暦」(朱方印)が捺されている。

奥書には、「五代之家記也。可謂規／模。予不拜任五位職事／之間、不備亀鏡／頗以無念乎。／(花押)」(本奥書①)・「文永三年(一四四六) 二月廿二日、親長夕郎拜賀之時、備／亀鏡訖。／寛正四年(一四六三) 卯月十三日、氏長夕郎拜賀之時、備／亀鏡訖。／相統之条、自愛々々。／按察使親長」(本奥書②)・「文明四年(一四七二) 卯月五日、元長夕郎／拜賀之時、用此御記。自愛々々。／親長」(本奥書③)・「万治三(一六六〇) 五十八、一校了」(書写奥書)と、四種類の奥書が記されている。甘露寺親長(一四二四～一五〇〇)が、奥書(というよりも識語)を二種類付しているのは、元々家督を継ぐはずだった氏長が、文明三年(一四七二)に出家してしまったことで、次子の元長に継がせなくてはならなくなった事情によるものと思われる。なお同内容の写本が、五代御記(内閣文庫)・五位職事拜賀五代記(宮内庁書陵部)・五位藏人拜賀五代記(京都大学平松文庫)などの題で存在する。

II-600-157 『御讓位部類記』

縦二八〇×横二一六cm(厚み二〇cmを包表紙)の上から、大和綴している。墨付九三丁からなり、字配は半丁七行、一行一八～二〇字。紙は、打紙されていないが地合は悪くなく、墨はややにじむ程度で乗りはよい。厚さは一一〇～一二〇mmと、やや厚手。糸目四五cm、竇目は並で大体揃うが、紙色や表面の平滑性が異なる紙が混在している。

内容は、歴代の讓位に関する記事を、諸記から抄出したもの。具体的には、『野府記』(小右記) (藤原実資) 長和五年(一〇一六) 正月

二十九〜三十日条を一オ〜二ウに、『山槐記』（中山忠親）治承四年（一一八〇）二月二十一日条を二三オ〜四一オに、『吉記』（吉田経房）治承四年二月二十一日条を四二オ〜四六オに、『繼塵記』（三条実任）文保二年（一一三一）二月二十六〜二十七日条を四七オ〜六二オに、『公敏卿記』（洞院公敏）文保二年二月二十四日条を六三オ〜六六オに、『園太曆』（洞院公賢）貞和四年（一一四八）十月二十七日条を六七オ〜九三オに、それぞれ載せている。奥書の類は見えない。筆跡は二種類あり、『小右記』・『繼塵記』・『園太曆』が同筆で（一行一八〜一九字の小さめな字）、その他（一行一五〜一七字）と異なっている。紙質は筆跡とは対応していないようで、全体に無傾向にバラバラな紙厚が観察される。

H-600-171 『院号定部類記』

包背装の表紙に「院号定部類記」と打付書され（本文とは別筆のようである）、奥に「此一冊、院号定部類記抜書（但自四卷／至九卷歟）／後十輪院内府（通村公）所被抄出也（則彼筆／跡也）／明暦二年二月八日従 上皇御渡畢（花押）／（明暦印）」（四一オ）とある。ここから、中院通村（一五八八〜一六五三）の手になる抄出本を書写したものが本写本であると分かる。内容は、待賢門院・美福門院・上西門院・八条院・高松院・九条院・建春門院・殷富門院・七条院・宜秋門院・承明門院・修明門院・春華門院の院号宣下に関する記事を、様々な古記録から集めたもの。記事の掲載状況から見て、宮内庁書陵部や国立公文書館（内閣文庫）に所蔵される六冊組の『院号定部類記』を抄出したものと推測される。この史料の性格に関しては、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 続歴史篇』（養徳社、一九五二年三月）・木本好信『院号定部類記』―上東門院彰子の出家と道長―（『平安朝官人と記録の研究―日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界―』おうふう、二〇〇〇年一月、初出一九八一年）

などを参照。

冊子は、墨付き四一丁（裏表紙貼り付き部分も含む）からなり、寸法は縦二九二×二〇五cm。字配りは半丁一一行、一行二四〜二八字。紙は軽く打紙したようで、厚さは五〇〜六〇μmの範囲に収まる。

H-600-173 『行幸部類記』

冊子の寸法は縦二七八×横二〇〇cmで、計一三丁（墨付）からなり、それを紙縫で大和綴している。紙は軽く打つてあるようで、墨の乗りは悪くない。字配は半丁一一行、一行一五〜一九字。表に「行幸部類記（大記／永昌記）」（外題、打付書）とあり、奥に「借請清閑寺大納言本、以他筆令書写了。／遂校合了。／万治元（一六五八）八十三（花押）」（奥書）とある。つまり清閑寺共綱（一六二二〜一六七五）の所蔵本を「他筆」に書写させ、校合は自身で八月一三日に行つたことだろう。この奥書の脇には、「明暦」（朱方印）が捺されている。

構成は、①『大記』長治元年正月三日条（二〜三オ）・『永昌記』同日条（四オ）／②『大記』長治二年正月五日条（四ウ〜五ウ）・『永昌記』同日三日条（六オ）／同日五日条（七オ〜一一オ）／③『大記』嘉承二年正月三日条（一二丁）・『永昌記』同日条（一三丁）と抄出した上で、裏表紙貼付部分に奥書を記している。なお、大記（為房卿記）に関しては『大府記』（H-63-634）の項を、永昌記に関しては『永昌記』（H-600-1045）の項を、それぞれ参照のこと。

内容は、『為房卿記』・『永昌記』から、長治元年（一一〇四）・長治二年・嘉承二年（一一〇七）の三年に渡る正月の朝観行幸に関する記事を抜き出したものである。その意味で、通常「朝観行幸部類」と題される各種の写本と、内容的に重複している。尊経閣文庫所蔵「朝観行幸部類」（康和六年〜嘉承二年）と、同内容の写本である。なお本書に掲げる史料は、いずれも「朝観部類」（『歴代残闕日記』巻一五）・「朝観行幸部類」（『統

群書類従』巻八三)などに収められている。『大日本史料』(編年三一七〜九)の各日条も参照。

H-600-178・H-600-179 『神社御幸部類記』

神社御幸部類記と題する写本は、歴博に二種類保管されている。その一〇H-600-178は変わった装丁で、二ヶ所を紙釘で綴じたうえで、そこを含む計五ヶ所で茶色の厚紙片(高松宮本に共通する表紙の色紙)を貼って綴じ、そこに「神社御幸部類記」と打付書している(本文とは別筆)。表紙の四辺は黒ずんでおり、あるいはかつてここに現存しない別の紙が貼り付けられていたのかも知れない。本紙は墨付き二枚だが、その前後に白紙が一枚づつ挟まれている。なお、両者の紙質は明らかに異なっている(白紙は後補だろう)。内容は、寛治四年十一月二十九日(一オ)・大治三年十月二十一日(一ウ)・永仁七年二月二十四日(二オウウ)の記事を抄出したものである。本紙は、全体にかなり茶色がかり、未叩解繊維・白色粒子などが目立つ。表面は打紙されていないので、墨の乗りも良くない。字配りは半丁一〇行、一行一九〜二〇字。寸法は縦二八九×横二〇八cm。紙厚は表紙が五〇〜六〇μm、本紙が六〇〜七五μm。

もう一つのH-600-179は二冊からなり、装丁(包背装)や外題の筆跡は同じである。また、いずれの冊も書状・文書の類を打紙しないままに二次利用しており、墨のにじみ・かすれが激しい。二次利用面の字配は、半丁九〜一〇行で共通する。第一冊の紙背は最終丁を除き、近世の書状である。裏打や二次利用面の墨のためハッキリと読み取れない部分が多いので翻刻しないが、第一冊の終わりから第二冊の全体にかけては、二次利用面の本文と同筆で、仁平・久寿・保元年間の様々な出来事(日月蝕事・兵□事・衣裳事・書札礼事・藏人方事・兵革事・火事・雑機事・流人事など)に関する前例を列挙する。記述はやや簡略だが、後述するように『山槐記』の部類記と推測される。

第一冊(縦二六七×横二二二cm)は、表紙に「神社御幸部類記(中右記)」「打付外題」と本文とは別筆で書かれている。内表紙(原表紙)に「神社御幸(春日/日吉) 保延元 中右記」と、また冒頭には「神社行幸」(首題)とあり、これらは本文と同筆である。丁数は、内表紙を含めて計八丁(ただし第八丁は、第二冊の内表紙を合綴しており、乱丁のようである)。内容は、長承四年(保延元年、一一三五)二月二十七日条の春日御幸と、保延三年(一一三七)八月二十二日の日吉御幸に関する記事を、『中右記』から抄出したもの。

第二冊(縦二六七×横二〇二cm)は、表紙に「神社御幸(自応長元年/至元応三年) 繼塵記」とあり、これは本文とは別筆である。内表紙はなく(この点に関しては、前述した)、本文冒頭に「神社御幸」とある。計一二丁からなるが、第十二丁は「山槐部類記目録第七(非常)」とある。これに該当する典籍は、現在の高松宮家旧蔵典籍古文書のなかに見あたらないが、前述した仁平〜保元年間にかけての記事を部類した一次利用面のうち、少なくとも日月蝕・兵革・火事・流人などは、その内容や収録年代などから見て、『山槐記』の「非常」記事に相当する可能性が高い。これらの旧表紙にあたるものだろう。とすれば、かつて計七巻以上から構成される『山槐部類記』と称する史料が存在し、その目録として本写本の一次利用面が作成されたと考えられることになる。なお二次利用面(現状における表側)の内容は、延慶四年(応長元年、一一三一)と正和二〜六年・文保三年・元応二〜三年にかけての、石清水・賀茂社などへの御幸に関する記事を、『繼塵記』(三条実任(一一二八七〜一三三四)の日記)から抜き出したもの。

H-600-770・H-1615-9-1-76・H-628・H-1615-10-1-35 『倭名類聚抄』
『倭名類聚抄』には十巻本と二十巻本の系統があり、どちらが本来の形態であるかに関して、議論が積み重ねられてきている。このうちで

高松宮家旧蔵の写本(H-600-770)は、十巻本の系統に分類できる(宮沢俊雅「倭名類聚抄の十巻本と二十巻本」『北海道大学文学部紀要』47-1、一九九八年一〇月)。また十巻本のなかでも、完本であること、全篇に声点が付されていること、また伝来事情を記した識語が付されていることなどから、重要な写本と位置づけられている(高橋宏幸「解題」『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 倭名類聚抄』臨川書店、一九九九年七月)。

この写本の構成は、第一冊(一本冊の目録、二〇四序、五〇九全体)の目録、一〇〇〜三二二卷一、三三三〜五七二卷二、第二冊(一本冊の目録、二〇二二卷三、二二二〜四七二卷四)・第三冊(一本冊の目録、二〇二五〇卷五、二五〇〜四二二卷六)・第四冊(一本冊の目録、二〇二〇卷七、二一〇〜四二二卷八)・第五冊(一本冊の目録、二〇一七二卷九、一八〇〜四〇卷十)となっており、各冊末尾に本奥書が付されている。外題には「倭名類聚抄(二二)〜倭名類聚抄(九十)」などと書かれ、各巻冒頭にもそれぞれ「倭名類聚抄卷第一」などがある。寸法は、縦二八三×横二〇八cmで、各冊の表紙裏貼に「は」(縦六×横五cm)と墨書された紙が貼られている。紙は、糸目三六〜三七cmで比較的地合の良いものを打紙している。ただし紙厚は八〇〜一〇〇μmの範囲で変動するので、打ち方にやむを得ないところがある。筆跡は複数存在するので、冊単位で何人かの人物が書写を請け負っていたようである。なお字配は半丁一〇行で一貫するので、同一の規格に沿った書写を心がけていたと考えられる。

また歴博には、『倭名類聚抄』の写本として、平田家旧蔵本のなかにH-1615-9-176がある。冊子本(五目綴、縦二六六×横一八〇cm、包角あり)で、外題には「倭名類聚抄 仁」から、以下順に義・礼・智・信の五冊からなる。内題は「倭名類聚抄 卷之一」(第一冊)・「和名類聚抄二」・「和名類聚抄三」・「和名類聚抄四」・「和名類聚抄五」とある。また、小口にも「和名」+冊番号が記載されている。内容は十巻本の系

統に属し、各冊の丁数・構成は、第一冊(三〇四序・五〇九目録・一〇〇〜七六本文)・第二冊(四六)・第三冊(四〇)・第四冊(五二)・第五冊(八一)となっている。紙は第一冊のみやや薄めだが、全体では平均六〇〜六五μmである。未叩解繊維が多く、糸目は見えないが、罫目は一九本/三cm。墨の乗りはよい。題簽の厚さは八五μm。筆跡は全体で三筆以上見えるが、それぞれの冊のなかでは一貫しているようである。各冊に奥書が付されており、また奥書の付近にかなり念入りに墨抹された部分が二ヶ所づつみえる(抹消内容は判読できないが、旧所有者に関する情報だろう)。

奥書は「昔、寛保癸亥(三年、一七四三年)夏五月中弦日、於平安城書肆求之。／総陽沙門 快賢伴題」(第一冊・七五ウ)・「寛保癸亥天五月吉日求之。／総陽沙門 快賢題」(四五ウ)・「昔、寛保癸亥夏五月中流、於北京城書肆求之。／下総州 快賢伴題」(三九ウ)・「昔、寛保癸亥中夏吉辰、洛陽書肆求之。／東海総陽 快賢伴題」(五二オ)・「昔、寛保癸亥夏五月中弦日、於皇都書肆求得之。／皇蘇桑門東 総陽香取郡 鐫木郵法印快賢伴題」(八〇オ)などであるので、『箋註和名類聚抄』(文政十年刊)の奥に言及される快賢旧蔵本そのものである可能性がある。

このほかH-600は、元和三年(一六一七)刊の古活字本で、二十巻本の系統に属する(計一〇冊)。その内容は、日本古典全集(第四期)として刊行されている。H-1615-10-4-35は、寛文七年(一六六七)初版の版本で(計五冊)、本文には「藤原 貞幹云」・「師説(本居宣長か)」・「賀茂 季鷹云」などの各種の書き込みが付されている。末尾に伴信友(一七七三〜一八四六)の花押がみえるが、筆跡や冊毎の花押形の違いを念頭に置くと、信友の自筆本ではあるまい。信友門下の人物が、その蔵書を忠実に書写したものと推測される。

H-600-786 『日中行事』

日中行事とは、内裏で行う一日の行事を列挙したもの。東山御文庫に、

これと同内容の写本がある。寸法は、縦二九二×横二二〇cmの冊子（四目綴）で、墨付は一〇丁（ただし八ウ・一〇ウは白紙）。外題・内題ともに「日中行事」とある。紙は楮紙の打紙で、糸目は三五cm、竇目は細かめ。墨の乗りはよい。字配は、半丁二行、一行二〇〜二二字。本書の性格や、書誌に関しては、西本昌弘「東山御文庫本『日中行事』について」〔『日本歴史』716、二〇〇八年一月〕・芳之内圭「東山御文庫本『日中行事』にみえる平安時代宮中時刻制度の考察―「内豎奏時事」・「近衛陣夜行事」の検討を中心に含翻刻―」〔『史学雑誌』117―8、二〇〇八年八月〕を参照。

㊦600-798 『職事補任』

本冊子は四目綴で、寸法は縦二七三（ただし、後半の一部には縦幅の短い紙が混じる）×横二〇七cm、丁数は計七二丁（ただし六五〜七二丁は白紙）からなる。字配は、半丁二行。紙は打紙されておらず、紙厚は同じ紙でも七〇〜九〇μmまで幅がある。なお三〇丁を超えたあたりから、前半の比較的白っぽくて地合の良いものと比べ、茶色っぽく未叩解繊維の混じるやや紙質の劣る紙が増加してくる。前半では糸目が四cm弱なのに後半では糸目が見えにくく、見える場所でも四cmを越える場合が多いことなどを踏まえると、両者は別の紙である可能性も否定できない。ただしいずれの紙も、墨は微妙ににじむ程度で、乗りは悪くない。表紙に外題はなく、「職事」補任」（一オ）と墨書した紙（㊦600-939 などと同じ、赤罫の原稿用紙）が貼られている。

内容は、陽成院（一オ）から今上（㊦正親町、六四オ）までの各代における蔵人を一覧したものの、『職事補任』・『蔵人補任』などと題する写本は数多く存在するので、それらを取捨選択しながら編纂したものと考えられる。なお、「天正四年二月九日頓写之／参議正三位行左衛門督臣藤原朝臣言経」（七二ウ）とあるので、天正四年（一五七六）に山科言

経（一五四三〜一六一一）が勅命によってこの本を書写したことが知られるが、これが本奥書か書写奥書かは判断の難しいところである。同年二月二日に「職事補任」を甘露寺経元から借用したことは、彼の日記に見えるので（『言経卿記』同日条）、この写本の親本は甘露寺家本である可能性が高い。いずれにせよ、一六世紀末までには本写本のような形態を採った『職事補任』が存在していたのだろう。

歴博には、このほか㊦600-813としても『職事補任』の写本がある。

㊦600-939 『等由気大神宮儀式帳』

豊受大神宮（伊勢外宮）の祢宜・内人などから、神祇官に対して延喜二十三年（八〇四）に提出されたとされる解である。本写本は、四目綴で外題がなく、「等由気大神宮儀式／并年中行事」（本文と別筆）と書かれた紙綴（赤罫印刷の原稿用紙）が、綴紐に結びつけられている。寸法は縦二六七×縦一九六cmで、糸目は三七cm、竇目は細め、紙厚は三〇μmとかなり薄く、全体に打紙がなされている。丁数は計七三丁である。そのうち、六五オ〜六六オにかけて、承久四年（一二二二）十一月二十九日・嘉禎四年（一二三八）二月二日・延文二年（一三五七）正月十一日・正保四年（一六四八）五月二十日の奥書と、年月日不明の「以五祢宜和御本写之。同校了」という奥書が付されている。ただし、いずれも本奥書だろう。六七オ〜七三ウには「大神宮祭事（九月是或故人説）」と書き始める別の史料が合綴されている。

㊦600-975 『伊呂波字類抄』

色葉字類抄には、二巻本・三巻本などと、それを増補した十巻本の系統がある。本写本に奥書はないが、構成からはそのうちの十巻本の系統に属すると考えられる。構成は第一冊の一丁に序があり、二丁から巻一がはじまる。以下、各冊に一卷を収める（一〇冊で計一〇巻）。

十冊の冊子は、四目綴で、縦二二〇×横一六四cm。縦二五三×横一九五×高二四五cmの木箱に収められている。各冊に外題はなく、巻首に「伊呂波字類抄」などと墨書されている。全体に、天高①三〇・②一〇・③四〇・④四〇・後四〇・⑥四〇・地高二〇・界幅二〇・二・二cmの界線が引かれており、字配は半丁六行。紙の糸目は三五cmで共通する。ただし紙厚は五〇〜八〇 μ mと幅広く、厚い（打紙が弱い）ものでは墨がややにじむ傾向にある。筆跡は複数あり、冊の途中で筆跡が変化する場合も少なくない。

H-600-995 『続日本紀』

『続日本紀』は六国史の二番目に位置するもので、全四〇巻からなる。文武元年（六九七）から延暦十年（七九二）の間を、主に編年体で叙述した官選の歴史書である。各種の基礎的情報に関しては加藤友康「解題」〔国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史編11 続日本紀5 臨川書店、二〇〇〇年七月〕が、書写・伝来の過程に関しては小倉真紀子「東山御文庫本『続日本後紀』と高松宮本六国史―書写・伝来の背景について―」〔禁裏・宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究 科研費報告書、二〇〇六年三月〕・吉岡眞之「高松宮家伝来禁裏本『続日本紀』の筆跡についての覚書」〔中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として― 二〇〇八年三月〕の両論文が詳しい。『貴重典籍叢書』（臨川書店）で、全文の写真（マイクロフィルム）が刊行されているので、それぞれ参照されたい。

簡単に書誌情報をさらしておく、計四〇冊の冊子の装丁は包背装で、寸法は縦二七八×横一九七cm。外題はなく、各冊の首・尾に「続日本紀第一」などの内題がある。紙は、全体に軽めの打紙が施されており、紙厚は打紙の弱いもので八〇 μ m、比較的強いもので七〇 μ m程度と幅があるが、糸目三・七cm前後で共通するので、元は同じ紙だろう。字配

は半丁八行で共通するが、一行の字数は一四〜一五字（第二冊）だったり、一七〜一八字（第四冊）だったり、ほとんど一定しない。

なお、高松宮本のなかには『日本書紀』（H-600-1053）・『日本後紀』（H-600-996）・『日本文徳天皇実録』（H-600-998）・『日本三代実録』（H-600-997）などもあり、いずれもかつて東山御文庫に所蔵されていた近世の写本と考えられている。その伝来に関しては、小倉前掲論文を参照。

H-600-996 『日本後紀』（後撰本）

『日本後紀』は六国史の一つで、本来は延暦十一年（七九二）〜天長十年（八三三）を編年体で叙述した歴史書だが、原撰四〇巻のうちで現存するのは計一〇巻にすぎない。そのため、近世には「後撰本」と称される関連記事の集成本が広く存在していた。こうした流布の実態に関しては、大平和典「二十巻本『日本後紀』の成立と内容」〔日本歴史』661、二〇〇三年六月〕・同「『日本後紀』後撰本覚書」〔史料』一九五、二〇〇五年二月）などを参照。

本写本は冊子本（四目綴）で、計一〇冊からなる。寸法は縦二七九×二〇三cmで、各冊の丁数は順に三一・二一・三五・三五・二八・二〇・三七・二六・四五・三二丁である。紙は、白紙を除き打紙すみで、糸目三八cm、簀目はやや広め。ただし厚さは五五〜八〇 μ mの範囲で変動する。漉き方や、打紙の程度の違いだろう。字配りは半丁八行、一行一六字。外題・内題はいずれも本文と同筆（ただし、第七〜八冊は他と別筆のようである）。奥書の類は一切見えない。高松宮旧蔵本としては、かなり保存の悪い部類に属するようで、虫損や綴糸の破損などが目立つ。なお本写本の内容は、本来の『日本後紀』ではなく、所謂「後撰本」である。こうした写本が高松宮家旧蔵本のなかに含まれている点に、近世における『日本後紀』の流通状況を伺うことができよう。

中600-1098 『日本文徳天皇実録』

『日本文徳天皇実録』は、六国史の五番目に位置し、嘉承三年(八五〇)～天安二年(八五八)の歴史を一〇巻にまとめたものである(松崎英一「日本文徳天皇実録」『国史大系書目解題 下』吉川弘文館、二〇〇一年一月)。本写本は一〇冊からなり、いずれも包背装で、寸法は縦二七八×横一九八cm。各冊とも表紙に「文徳実録卷一」～「文徳実録卷十」(打付外題)に墨書されるが、これは本文とは別筆である。また、各巻の首尾に「文徳天皇実録卷第一」のように内題がある。各冊の丁数は、順に二六・二〇・二〇・二二・二三・一九・一九・二四・三五・二八丁(いずれも墨付)であり、第一冊のみ序(一～二丁)があるが、その他は各冊Ⅱ各巻の構成となっている。書写奥書はみえない。各冊の本奥書については、国史大系本を参照されたい。字配は半丁八行、一行一八字で共通するが、筆跡は冊毎に複数存在し、紙も冊によってほとんど打紙していないものがあるなど、全体の傾向は一定しない。

中600-1028 『甲子紀伝勸文部類』

本冊子は四目綴で、寸法は縦二七五×横一九八cm。丁数は計五七丁(墨付)。字配は、半丁一四行、一行二二～二五字。紙は糸目三七～三九cm、簀目は並。地合は良く、打紙されている(紙厚は三〇～三五mm)が、冒頭の二丁(目録部分)はやや打ち方が弱く、厚みも四〇～四五mmあり、墨がややにじむ。外題には、本文と同筆で、「甲子紀伝勸文部類」(打付)とある。

全体の構成は、一オ～二オが目録で、過去に提出された甲子勸文(延喜四年・康保元年・万寿元年・応徳元年・天養元年・元久元年・文永元年・正中元年・至徳元年・文安元年・永正元年)を一覧している。二ウには「文亀四年(一一五〇四)正月日部類之訖／参議菅和長」(本奥書)とあり、

本史料が東坊城和長(一一四六〇～一一五二九)の編であると分かる。彼が永正甲子改元(一一五〇四)の際に、これまでの甲子の年に改元された諸道の革命勸文のうちの紀伝道の勸文のみを集めたものである(佐藤均「天養度の革命勸文について」『革命・革命勸文と改元の研究』佐藤均著作集刊行会、一九九一年二月、初出一九八三年)。その後には、三オからは応徳以下の事例に関して、関係史料が揭示されている(延喜に関して記載がなく、康保・万寿に関しては「別又部類畢」と注記されている)。

内容は甲子の干支の年に、諸道から勘申された革命勸文のなかから、紀伝道のを部類したものである。東山御文庫にも同題の写本があり、部分的に佐藤均「甲子紀伝勸文部類(惣目・天養度)」(『国書逸文研究』10、一九八三年二月)において翻刻されている。それによれば、本写本と東山御文庫本とは、兄弟または親子関係にあるものと推定される。なお、本史料に漏れた康保元年の事例に関しては、『応和四年革命勸文』(『統群書類従』巻二九二)として活字化されたものがある。

中600-1031 『甲子勸例』

本冊子は四目綴で、寸法は縦二七六×一九九cm。丁数は一二丁。字配は、半丁一〇行、一行二〇～二二字。紙は糸目三五cm、簀目は広め。地合は良く、打紙されている(紙厚は三五～四〇mm)。ただし第十二丁は、やや打ち方が荒く、厚みもある。外題には、本文と別筆で「甲子勸例(嘉吉三)」(打付)とある。

内容は、嘉吉三年(一一四四三)に、康保から至徳までの甲子に際して勘申された勸文を列挙したものである。構成は、一オ～六オにかけて、康保・万寿・応徳・天養・元久・文永・元亨・至徳の際の事例に関して前例を勘申し、「右、文簿所注如件。仍勘申。／嘉吉三年十二月十七日大外記中原朝臣師郷勘申」(六ウ)と結ぶ。また、七オ～一一ウにかけて、同様の内容を勘申し、「右、文簿所注如件。仍勘申。／嘉吉三年十二月

十七日大外記清原真人業忠（一四〇九〜一四六七）勘申（一一ウ）と結ぶ。なお、これらの勘申の後に、「花押」（一二オ）が付されているが、これを誰がどの段階で付したものは明らかでない（脇に「筆名判等似了」とあるので、当時付された花押のものではなく、本奥書の種類だろうが）。宮内庁書陵部に文龜三年（一五〇三）書写の写本があるとのことなので、あるいはその写かもしれない。

H-600-1037 『改元仗議公卿交名』

本冊子は四目綴で、墨付は三〇丁、寸法は縦二八二×横二〇四cm。表紙には「改元仗議公卿」（打付外題）とあるが、本文とは別筆である。字配は、半丁一〇行。紙は、稀に未蒸解繊維が混じるが、総じて地合の良い紙を軽めに打っている（紙厚四〇〜五〇 μ m）。墨は、よく乗っている。糸目は三七cm、罫目は広め。

内容は、嘉保元年（寛治八年、一〇九四）以降の、改元仗儀への出席者を一覧したものである。基本的に、いちいちの間を置かずに次の項目へと書きついでいるが、文禄元年条（二六ウ）のあとでは五行分の空白を置いて、慶長元年条に関しては次丁の冒頭から書き始めている。こうした体裁からは、本来、ここまでで記載が終わっていた写本を元に、それ以降の仗儀に関して書きついでという事情が推測される（ただし、ここまでの書写作業は、本写本の親本の段階までに済んでいたと考えられる）。このようにして、明暦元年（二八オ）まで書かれた写本を書写し（文中への朱による書き込みは、ここまでしか付されていない）、またその人物（歴博目録は、これを後西院とする）が直近の仗議である万治元年の分も書き足している。その後、別の人物（歴博目録は、これを霊元院とする）が寛文元年（二八ウ）〜享保元年（三〇ウ）までの八回の改元儀仗について、数次に渡り増補している。本写本と同類のものが宮内庁書陵部や東山御文庫に伝来するが、そのうちの前者は嘉保〜文政までの

記事を載せている（『国書総目録』による）。本書の元になった写本に、同じく増補を加えたものと考えてよいだろう。

なお本冊子には、縦二八四×横一八五cm、紙厚二二〇 μ mの厚紙に、天高①二五・②（朱）一八・③一二・界高二二・地高〇・八・界幅一七〜一八cmの界線が引かれた下敷が挟み込まれている。これは、後続の白紙部分（現状でも同質の白紙が一〇丁つづいている）に、後世の人が、それ以前の部分と同規格で記事を書きつぐために添付されたものだろう。この種の字配を整える道具に関しては、紙界・糸界・糸野など様々な実例が知られている。詳しくは、櫛笥節男「書写と道具」〔宮内庁書陵部 書庫渉猟 おうふう、二〇〇六年二月〕を参照。

H-600-1045 『永昌記』

『永昌記』は藤原為隆（一〇七〇〜一一三〇）の日記。歴博所蔵の高松宮家旧蔵本は、計一冊からなる。寸法は縦二六七×横一九四cmで、四目綴。字配は半丁一〇行（第十・十一冊のみ九行）、一行一六〜一八字だが、筆跡は複数からなる。紙質は楮の打紙。第一冊は三二丁（墨付）で、「永昌記（長治二年／正月）」（外題、打付書）とあり、内題はなく、「此一冊古本巻物也。（万治三二廿九）一校了」（奥書）とある。第二冊は三二丁で、「永昌記（長治三年（嘉祥元）／四月）」（外題）・「嘉祥元年（長治元） 永昌記」（内題）・「此一冊古本巻物也。一校了」（奥書）とある。第三冊は一九丁で、「永昌記（嘉祥元年／七月）」（外題）・「嘉祥元年七月 永昌記」（内題）・「此一冊古本巻物也。一校了」（奥書）とある。第四冊は三六丁で、「永昌記（嘉祥元年／十二月）」（外題）・「嘉祥元年十二月 永昌記（内題）・「此一冊古本巻物也。仰中御門大納言（宣順卿）遂校合了」（奥書）とある。中御門宣順（一六一三〜一六六四）は、藤原北家勸修寺流の正二位権大納言を極官とする人物。この書写奥書は、本写本が万治年間（一六五八〜一六六〇）に書写された可能性を

示しているものと見てよからう。第五冊は一九丁で、「永昌記（嘉祥二年／四月）」（外題）・「嘉祥二年四月 永昌記」（内題）・「此一冊旧本巻物也。一校了」（奥書）とある（このほか、本奥書がある。増補史料大成本九二頁の承安二年奥書を参照）。第六冊は二三丁で、「永昌記（天永元年／三月）」（外題）・「天永元年三月 永昌記」（内題）・「此一冊旧本為巻物。遂校合了」（奥書）とある（本奥書は大成本一六頁の承安二年奥書を参照）。第七冊は八丁で、「永昌記（天永二年／七月）」（外題）・「天永二年七月 永昌記」（内題）・「旧本巻物也。令校合了」（奥書）とある。第八冊は八丁で、「永昌記（天永二年／十月）」（外題）・「天永二年十月十一月・十二月 永昌御記」（内題）・「此巻旧本巻物也。外題冬三月□□者十月廿日以後不足。尤可惜耳。一校了」（奥書）とある。第九冊は一五丁で、「永昌記（保安三年／十二月）」（外題）・「保安三年十二月 永昌御記」（内題）・「此一冊旧本冊本也。建聖院内府時房公筆也。遂校合了」（奥書）とある（本奥書は大成本一四六頁の承安二年・保安三年・文安六年などの各奥書を参照）。第十冊は六一丁で、「永昌記（保安五年（天治元）／夏）」（外題）とある。内題はなく、「此冊古本一冊。建聖院内府時房公筆也。勸修寺前大納言（経広卿）所持也」（奥書）とある（本奥書は史料大成本一八三頁の文安元年奥書を参照）。この書写奥書から、諸本の奥書に見える「時房本」（『建内記』の記主である万里小路時房（建聖院内府、一三九四〜一四五七）が書写）を、近世初期の段階で勸修寺経広（一六〇六〜一六八八）が所蔵していたことになる（経広に関しては、『中右記伝事部類』〈中「経広」〉も参照）。勸修寺家と万里小路家は、ともに為隆の子孫に当たる家であり、その日記の伝来はありうる。ただし勸修寺家旧蔵『永昌記』（京都大学総合博物館の所蔵）は、その裏文書の分析から源通親（一一四九〜一二〇二）周辺の複数の人物によって書写されたものと考えられており（佐藤泰弘「解説」『永昌記紙背文書』思文閣出版、一九九三年六月）、この情報とは齟齬する。第十一冊は三九

丁で、「永昌記（大治二年／春）」（外題）・「大治元年／永昌」（内題、下欠）・「此一冊大本（建聖院内府筆也）借時房筆。令書写同遂校合了」（奥書）とある（文安甲子（元年）奥書については、史料大成本二〇四頁を参照）。

H-600-1053・H-600-911・H-743-388・H-743-394・H-1615-9-3-18・H-1615-10-1-170・H-1615-10-1-171 『日本書紀』

『日本書紀』は養老四年（七二〇）に撰進された編年体の歴史書で、三〇巻からなる。歴博にはいくつかの写本があるが、そのうちのH-600-1053は計一四冊からなる（巻二十四・二十五が欠）。筆跡は同筆で、字配は巻一〜二で半丁六行、一行一三〜一四字のほかは、半丁八行、一行一八字で共通する。寸法は縦三〇六×横二一八cmで、四目綴。各冊に外題はなく、各巻の首尾に題がある（ただし巻十三には尾題がない）。各冊の丁数は、順に五二（巻一）・六六（二）・四六（二）二が三、二二〜四六が四）・四四（二）一八が六、一九〜四四が七）・四二（二）七が八、八〜二八が九、二九〜四二が十）・五〇（二）二五が十一、二六〜三四が十二、三五〜五〇が十三）・五一（二）三一が十四、三二〜五一が十五）・三六（二）七が十六、八〜二七が十七、二十八〜三十六が十八）・四五（十九）・三七（二）二五が二十、二六〜三七が二十一）・四五（二）三〇が二十二、三二〜四五が二十三）・五五（二）一七が二十六、一八〜三七が二十七、三八〜五五が二十八）・五一（二十九）・三四（三十）丁である。

H-600-911（神代巻）は、四目綴の冊子本で、上が三八丁、下が三四丁からなる。紙は打紙されているが、墨の薄さもあり、それほど乗りは良くない。全体に丹の書き込みがあるが、湿気でにじんでいる。字配は半丁二行、一行一四字。二冊とも、裏表紙貼付に、「明暦」印が捺されている。外題に「神紀（上）」・「神紀（下）」とあるが、本文とは別筆

である。内題・尾題には、それぞれ「日本書紀 巻第一」「日本書紀 巻第二」とある。うち第二冊には、「神代上下巻、被綸命仰……」とはじまる文明十三年（一四八一）の本奥書（国史大系本の五二頁に掲載）がある（三四才）。また、「于茲奉 綸命、神代巻上下以兼俱卿之証／本而朱墨之秘点、奥抄之秘説一々謄写／畢。不顧惡筆々耕紙苑墨汚字城鳥／馬之誤、魚魯之差、苦人眼暈惱人心情／而已。其罪無処、遁偏待虫損訛讓蝨魚／者也。／寛永四年（一六二七） 鵬月（二月） 吉日 従四位上行左衛門佐安倍泰重」（三四ウ）とあるのは、恐らく安倍（土御門）泰重（一五八六～一六六一）自身の手になる書写奥書だろう。

H-743-388 は、四目綴の冊子本で、縦二六・一×横二〇・〇cm、計三三三丁からなる。字配は半丁一〇行、一行一八字。紙は斐紙（打紙はしていない）で、未叩解繊維が多く、地合の良くない紙が混じる。墨の乗りは良い。紙厚は五〇～五五 μ m。外題に「日本書紀（神代下）」とあるが、これは本文と別筆か。「日本書紀巻第二」（内題・尾題）は、本文と同筆。「天正十二年（一五八四）三月廿三日 賀茂県主清為」（三三ウ、書写奥書）。「清為」（縦二九×横二七cm、複製方朱印）とあるので、中世末期の書写と分かる。

H-743-394 は、縦二四五×横一七〇cmの冊子を、大和綴している。構成は、巻一・八～一三・一五～二二・二八～三〇の計一八冊（冊番号Ⅱ巻数なので計一八巻）からなる。第十八冊に「十八冊 田中氏」と書かれた紙が挟まっているので、田中教忠氏が入手した時点で、すでにこの冊数になっていたものと思われる。各冊に外題はなく、第一冊に「北野神社御文庫本写」日本書紀（朱）と、田中氏の筆跡で打付書されているのみである。また、各冊（表紙左下）に「一」～「三十」と墨書されている。内題（内表紙と一才）は「日本書紀巻第一」～「日本書紀巻三十（終）」とあり、これは本文と同筆である。紙は、一見すると様々な色調（白く茶色）だが、顕微鏡で見るとどの冊も似通った墨の乗り

方をしている。また紙は糸目四七cm前後、竇目は広めで共通し、紙厚も四〇～五〇 μ mの範囲に収まる。未叩解繊維が少々混じる程度の地合の悪くないという点でも同じなので、軽く打紙した過程で、その程度の強弱によって色調に違いが出たものだろう（ただし、前半の冊は糸目が見えにくいなどの共通点もあるので、あるいは前半と後半で別の紙を用いている可能性も否定はできない）。各冊の丁数は、順に一一・八・二五・一八・三二・二二・二一・二六・一八・二六・二二・五九・一九・一六・三八・二五・五九・三九丁である。字配は半丁一〇行で、一行の字数は第一・第二十八の両冊で一五字、第二十九冊では不定、第三十冊では二二字のほか、各冊ともに行一八字で一定している。筆跡は複数あり、同じ字配の巻八～一三・一五～二二の一四冊のなかでも、前半と後半では別人の筆跡である。全体は数人によって分担書写されたと考えて良からう。このほか、第一冊奥に田中氏の書き込みがある。また第十九～二十冊の内表紙は、書き損じの転用である。また、第二十二冊のみ、内表紙（裏）に目録が付いている。書写奥書は見えないが、奥に「加一見畢／正三位行神祇大副卜部朝臣兼永（朱印）」とあるので、卜部兼永（一四六七～一五三六）の書写本を親本としていことが分かる。つまり第一冊の表紙にも書かれているように、いわゆる北野本『日本書紀』（伯家から卜部家をへて、北野天満宮に現蔵される写本）の系統を引く写本ということになる。

つぎに、平田家旧蔵の品のなかでは、H-1615-0318（神代上）がある。これは五目綴の写本で、計五三丁からなる。外題に「日本書紀一（神代上）」と、内題に「日本書紀 巻第一」、小口に「日本 一」などとある。小口の文字はかすれて不分明だが、そのほかは本文と同筆と見て良いだろう。字配は半丁七行、一行三五字前後。紙は打っておらず、未叩解繊維が多い。墨はややかすむ箇所もあるが、乗りは悪くない。紙厚は五〇～七〇 μ mの範囲で、各紙バラバラである。これは『日本書紀』

の写本そのものというよりも、それに賀茂真淵が訓を振った『日本紀訓考』の写本である。このことは、「右訓考、明和六（己丑）年（一七六九）正月、始元日竟十一日／賀茂真淵七十三齡」（五三ウ）、「文化五（戊辰）年（一八〇八）八月六日、訓考了／藤原真龍六十九齡」（五三ウ）などの奥書からも伺える。その内容は、『賀茂真淵全集 四』・『増訂賀茂真淵全集 一』などで、活字化されている。

なおこの冊子には、明治七年（一八七四）三月三日付の宇加井純素（一八一三〜一八八九）から平田鉄胤（一七九九〜一八八〇）宛の書状（本冊子の送状）が挟み込まれている。それによれば、本書は内山真龍（一七四〇〜一八二二）の直筆であることが分かる。なお、この書簡に対する明治七年三月二十二日付の平田鉄胤から宇加井純素に宛てた返書が、「南大曹田藏名家書翰集」（早稲田大学所蔵）に収められている。そのなかで、鉄胤は「日本紀訓考三冊」の送付に対する謝辞を述べている。

また、H-1615-10-1-170は、五冊からなる五目綴の版本（縦二六〇×一八五cm）である。刊記はみえない。各冊の表紙と一才に「平田氏記」の印がある。各冊の構成は、第一冊が巻一、第二冊が巻二、第三冊が巻三〜四、第四冊が巻五〜七、第五冊が巻八〜十となっている。状態が良くないのは、頻繁に利用されていたこともあるのだろう。一方、H-1615-10-1-171は一五冊からなる四目綴の版本（縦二五二×横一八〇cm）である。各冊の構成は、第一冊が巻一、第二冊が巻二、第三冊が巻三〜四、第四冊が巻五〜七、第五冊が巻八〜十、第六冊が巻十一〜十二、第七冊が巻十三〜十四、第八冊が巻十五〜十八、第九冊が巻十九〜二十、第十冊が巻二十一〜二十二、第十一冊が巻二十三〜二十四、第十二冊が巻二十五〜二十六、第十三冊が巻二十七〜二十八、第十四冊が巻二十九、第十五冊が巻三十となっている。字形や版本の欠損状況などから考えて、両者は同一の版から近い時期に刷られた版本と考えて良いだろう。なお後者には寛文九年（一六六九）の整板本の刊記

があるが、再版本の可能性もあり、正確な出版時期は不明である。いずれの冊でも紙は打紙されておらず、未叩解繊維が多く、地合は良くない。

いずれの版本への書き込みでも複数の筆跡が入り乱れており、どれが誰の筆跡か判別することはかなり難しい。たとえばH-1615-10-1-171の第一〜二冊の龍頭に集中する「与清曰」の墨書は、小山田与清（一七八三〜一八四七）の自筆とはやや異なるようにも見受けられるが、細かい字の書き込みなので筆風が変化している可能性もあり、断言はできない。また、貼り紙による書き込みは平田篤胤（一七七六〜一八四三）の筆跡と類似するようにも思われるが、これも確言はできない。いずれにせよ、本書に旧蔵者の蔵書印としてみえるのは「平田氏記」のみであり、また平田家の旧蔵品として伝来している以上、近世中期以降に同家で収集した史料と見るべきである。これらの版本に見える膨大な書き込みは、近世〜近代にかけての時期に行われた『日本書紀』研究の実態を示す貴重な史料と言えるだろう。

H-600-1500 『長和元年記』（小右記抄出）

本写本は大和綴で、縦一四・四×横二〇・二cmの冊子本である。丁数は計一五丁（ただし一四ウ以降は白紙）で、字配は半丁一〇行、一行一三字。紙は糸目三・八cm、簀目は細め。地合は良く、表面は軽く打紙してあり、墨の乗りは良い。紙厚は五〇μm程度。外題はなく、綴紐に「長和元年記（書出之）」と、また内題にも同じ記載がある（いずれも本文とは別筆）。すでにある程度破損の進行した写本から写したもので、たとえば六ウ〜七オにかけて四ヶ所の欠損がある。

内容は、『小右記』の長和元年条（逸失部分）を、中世に抄出したものである。本写本には奥書などが付されていないので、直接の親子関係などは不明だが、この写本が『長和元年太祀記』（宮内庁書陵部）などとともに、藤原定家の手で『小右記』長和元年閏十月十日条が抄出され

た『大嘗会卷』（三井文庫）を祖本とすることに關しては、石田実洋「藤原定家の次第書寫」〔『明月記研究』6、二〇〇一年一月〕の注（三一）を参照。なお全文が「長和元年大嘗会記」として、柳原家旧蔵『長和度大嘗会記』（宮内庁書陵部）から『小右記』（大日本古記録）に翻刻されている。

H-600-1668・H-1615-9-4-96 『日本紀略』

『日本紀略』は、神代から後一条天皇までの歴史を記した史書である。歴博には二種類の写本がある。そのうちのH-600-1668は、四目綴で、計一冊。寸法は縦二七・一×横二一・一cm（第一冊で計測）。紙は上質の打紙すみの楮紙で、結束繊維の混じりも少ない。各冊の末尾に「明暦（朱方印）が捺されている。各冊の表紙には、貼り題簽に「〇〇天皇（自〇〇年／至〇〇年）」と記され（すべて同一の筆跡）、さらに第一冊の外題には『扶桑略記』とある。ただし、内容は日本紀略である。また、改元記事のある丁（計一〇ヶ所ほど）に、藍色の付箋が貼り付けられている。

各冊の構成は、①醍醐（遊紙二十墨付三二丁、半丁毎に一三行、一行二五字）・②朱雀（遊紙二十墨付一六丁、一二行、二五字）・③村上上（遊紙〇＋墨付二二丁、一三行、二六字）・④村上下（遊紙一＋墨付三六丁、一三行、二四～二五字）・⑤冷泉＋円融上（遊紙二十墨付三四丁、一三行、二五字）・⑥円融下＋華山（遊紙一＋墨付三三丁、一三行、二四字）・⑦一条上（遊紙二十墨付三三丁、一三行、二四字）・⑧一条中（遊紙二十墨付二五丁、一三行、二四字）・⑨一条下＋三条（遊紙一＋墨付三五丁、一三行、二四字）・⑩後一条上（遊紙二十墨付三三丁、一三行、二四字）・⑪後一条下（遊紙二十墨付三三丁、一三行、二四字）となっており、これが縦三〇×横二四×高七五cmの木箱に収められている。

筆跡は全体で数種類あり、たとえば同じ村上天皇の上③・下④）巻でも、別人によって写されている。第七冊（冒頭）に「沢文庫」・末

尾に「金沢文庫」と、また第八冊の末尾にも「金沢文庫」と、それぞれ墨書されている。これは金沢文庫本に捺されている蔵書印を模写したものと考えられ、ここから祖本が保存状態のやや悪い金沢文庫系の写本だったことが判明する。

成立年代を考えるに当たっては、第二冊（朱雀紀）の奥に、非常に小さい字で「元和第七（一六二二）菊（九月）廿五夜書写之。去三・四月建筆、加朱点之次、一校了。／水原黄門郎」と記されているのが参考になる（水原は、「源」の意か）。これが書写奥書とすれば、これらの写本は一七世紀初頭の成立ということになるだろう。両者は「扶桑略記」と表書きされている点や、冊数とその構成など類似点が多く、久邇宮本が江戸時代末期の書写と考えられる点も踏まえれば、高松宮本が久邇宮本（旧興福寺大乘院本）の親本、あるいは兄弟本に当たる可能性は低くないように思われる。久邇宮本に關しては、石井正敏「日本紀略」〔『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年一月〕を参照。

一方、H-1615-9-4-96 『日本紀略』は、包角付き五目綴で、計五冊。寸法は縦二六・八×横一九・四cm。各冊の表紙（題簽）と内表紙（右下）に「平田氏記」の蔵書印がある。紙は、全冊糸目三・六cm内外で、打っていない。ただし、にじみ・かすれはほとんど無く、墨はキチンと載っている。字配は半丁一六字、一行一五字。奥書はないが、全文同筆である。各冊の丁数は、順に六八・六四・九〇・一〇〇・七一丁である。外題・小口には、順に「日本紀略 一・二」・「日本紀略 四・五」・「日本紀略 六・七」・「日本紀略 八・九」・「日本紀略 十・十一（止）」の記載があるが、これらは本文とは別筆である（同じ平田家旧蔵の『法王帝説』H-1615-9-1-871などと同筆である）。また内題には、「日本紀略 一」から順に記載があり、巻四には「日本紀略 三闕四」と、また巻十一には「日本紀略 自十一至十三」とある。尾題はない。具体的な構成は、第一冊の一～二九丁が一（文徳・元明）で、三〇～六八丁が二（元正・聖武）。第二冊の

一〇二五丁が四（淳仁）で、二六〇六四丁が五（称徳・光仁）。第三冊の一〇四四丁が六（桓武）で、四五〇九〇丁が七（平城・嵯峨）。第四冊の一〇三二丁が八（淳和）で、三三〇七九丁が九上（仁明）で、八〇〇一〇〇丁が九下（仁明）。第五冊の一〇二七丁が十（文徳）で、二八〇七二丁が十一（清和）となっている。

H-743-15 『後七日諸事』

冊子の寸法は縦二九七×横二三八cm。装丁は大和綴。二九丁+遊紙一丁（裏表紙の表面まで墨付）。字配は、半丁九行、一行一七〜一八字。白地表紙に「永治元年（後七日諸事／仁平三年）」（外題）、「東第十一箱」などがある。冒頭には「方便智院」（単榔朱方印、縦五一×横一九cm）が捺されており、高山寺方便智院の旧蔵と分かる（なお歴博所蔵史料を見る限り、同じ「方便智院」印でも、史料によって異なる色調の顔料で捺されている。ある特定の時点において、一気に捺されたものではないのだろう）。料紙は、ほぼすべて同じ紙と考えてよい。紙の叩解・塵取は比較的丁寧。漉目は糸目が四四〜四六cm、簀目は並。打紙はなされていないが、表面は比較的平滑で（裏面は荒い）、刷毛目が散見される（遊紙の裏下など）。

内容は、永治元年（一一四一）・同二年・仁平三年（一一五三）における後七日御修法に関する記事の集成である。本文は、参加僧侶の交名、道具類の目録、当日の記事などからなる。永治二年に関する記述のみは、「永治二年真言院御修法記」（『続群書類従』巻七二一）とほとんど重複する。この「真言院御修法記」は、勸修寺流の祖で「勸修寺法務」と称された寛信（一〇八五〜一一五三）の行った後七日御修法法の記録で、『寛禪抄』にも収められている。寛信の人物に関しては、山本真吾「勸修寺法務寛信による表白の製作」（『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院、二〇〇六年一月、初出一九九四年）などを参照。

奥書には「建保五年（一一二七）十一月十六日以理明房阿闍梨／御房本書之。聊触縁、下向河内国。以其／次於河内新開書之。定真房（交了）」とある。新開莊（河内国）は高野山領・東寺領などであり、高山寺と直接の関係はない。その点を、「聊か縁に触れ」と表現しているのであろう。書写者の定真は、「梅尾方便智院空蓮房大法師定真」（『鎌倉遺文』三六一四）などがあるように、明恵の弟子で方便智院の開基である。彼の事跡に関して、詳しくは真鍋俊照「請雨経法とその図像儀軌の伝承について―新史料「定真本」周辺の一考察―」（『印度学仏教学研究』一八二、一九七〇年三月）・小林芳規「高山寺蔵定真本とその国語資料としての価値」（『訓点語と訓点資料』六四、一九八〇年一〇月）などを参照。

この本の場合、「自此下、有諸寮諸国下文并伴僧布施支配等文。依煩不書之。／僧智海記之」（二三才）などがあるので、智海（興然・理明房）の書写本を定真（孫弟子）が書写したという経緯が伺える。これと同じく、定真が智海（興然・理明房）の本を書写した旨を奥書に記す写本は、現在でも高山寺に多数のこされている。また田中本のなかの『阿不幾乃山陵記』（H-743-456）も、巻首に「方便智院」（朱方印）が捺され、筆跡は定真のものである。このほか定真の直筆として、『龍供』（H-743-264）・『法界名数解釈』（H-743-407）・『血脈』（H-743-420）・『止風雨法』（H-743-423）などがあり、いずれも方便智院の旧蔵書である。奈良国立博物館に現蔵される田中本『類秘抄』も、智海本を定真が書写した旨を奥書に記しており、本来これらと一緒に伝来していたものだろう。法脈からいうと、智海―明恵―定真となるので、両者は教義上も密接な関係にあり、著作の書写は自然な行動といえる。両者の関係に関しては、『後七日御修法記』（H-743-226）の項も参照。

なお、田中本『雑筆集』（奈良国立博物館）にも、「方便智院」（朱方印）が捺されているとのことである。詳細に関しては、山本真吾「奈良国立博物館蔵『雑筆集』五巻の書誌」（『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文

体の研究』汲古書院、二〇〇六年一月、初出二〇〇〇年」を参照。

H-743-36 『文鏡秘府論』

空海の編纂した詩論集で、計六巻からなる。本写本の場合も、その構成に対応して六冊からなっている。寸法は縦二八・五×二二・六cmで、四目綴。丁数は、順に三二・四一・二七・四七・五七・四三丁である。各冊に外題はなく、本文冒頭に「文鏡秘府論（并序）天」（第一冊）、「文鏡秘府論 北」（第六冊）の内題がある。このほか各冊ともに、背には「共六」と、また小口には「文鏡秘府論 一」などと記されている（本文とは別筆）。字配は半丁七行、一行一四〜一五字。第四冊の一オ〜二七オ（二行目）までと、第五冊（全体）は、他の部分と比べて墨色が薄めだが、全体を通して同筆と考えてよいだろう。第三・第五の両冊には、表紙右下に墨書紙片が貼られているが判読できない。また表紙裏張には「正吉」（丹）など複数の丸印が捺された近世文書が見える。紙は地合が良く堅めで、墨の乗りはよい。厚みは平均して八〇μm程度だが、第三〜四冊では五〇〜六〇μmと明らかに薄めの紙が混じる。これは軽めの打紙を施した結果かも知れない。

各冊の一オ（右下）に「今出川藏書一印（四・三×四・三cm、ややかすれ気味の朱）が捺されているが、同様の菊亭家旧蔵品として、歴博にはこのほか『掌中歴』（H-743-333）などがある。なお菊亭侯爵家の旧蔵史料は、現在、京都大学や専修大学を中心に散在している。その全貌に関して、田中幸江「専修大学図書館蔵『菊亭文庫蔵書目録』書名索引（稿）」『専修国文』80、二〇〇七年一月」などを参照。

H-743-40 『本朝統文粹』

『本朝統文粹』は寛仁二年（一〇一八）〜保延六年（一一四〇）ま

での詩文二二三篇を収める文集で、全二三巻からなる。院政期の成立で、その編者に関しては、藤原南家の季綱や、式家の明衡・敦光流の範圍を想定する見解（佐藤道生『本朝統文粹』解題）『日本漢学研究』3、二〇〇二年三月・後藤昭雄『本朝統文粹』『国史大系書目解題下』吉川弘文館、二〇〇二年一月）などが提起されている。活字本としては、『新訂増補国史大系』本がある。

歴博所蔵の写本は計一三冊からなり、寸法は縦二八・〇×横一九・八cmの四目綴。紙は楮紙の軽い打紙で、やや焼けた色をしている（厚みは五〇μm程度）。ただし第六〜八の三冊はかなり打ち方が弱く、色が白っぽく厚みも平均して五五μm以上ある。墨の乗りは、どの紙でもかなりよい。

各冊の題簽には「本朝統文粹 一」（外題）などと、また内題・尾題にも「本朝統文粹 巻第一」などと書かれている。これらは、いずれも本文と同筆である（ただし、第六冊の内題で「第六」のみ別筆。書き落としを後人が補ったものだろう。また第一・二・七・十二冊には、尾題が欠けている）。各冊の丁数は、順に二八・二二・三三・三五・三六・三六・一五・二九・二八・二二・三九・三九・三四丁である。なお第一冊では、第三丁（裏）まで「本朝統文粹 姓氏」と題して収録著者の略伝が付されており、巻一は第四丁（表）から始まっている。また、全体に別筆（朱）で、異本注記などが書き込まれている。字配は、半丁八行・一行一七字で一貫する。

奥書は見えないが、各冊の一オに「日野西／家藏書」（朱方印、縦五・〇×横一・九cm）と捺されているので、同家旧蔵の品と判明する。日野西子爵家は藤原北家日野流で、その旧蔵書は明治維新以降に散逸したらしく、現在では一部が宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所などに所蔵されている程度である。

正743-41 『春玉秘抄』

『春玉秘抄』は、平安後期の源有仁(一一〇三―一一四七)が著した儀式書である。本写本の外題は墨で「春玉秘抄」と表紙に打付書され、その右側にも墨痕が見えるが、薄れていて文字は確認できない。表紙にかませてある反故紙には「式百貳拾号／春玉抄 壹冊」と、また冊子をくるんでいる紙や表紙裏の貼り紙には「上棚第十二 第壹号／春玉抄 一冊」などと書かれているが、これが表紙の貼紙「五拾六」とどのような対応関係にあるかは、明らかでない(本史料の旧箱分類は第一〇箱)。田中氏の分類方法に、時期による変遷があることは、すでに歴博目録において指摘されているとはいえ、これだけたくさん番号が付された史料は珍しく、反故紙に付された番号は田中氏以前のものである可能性も否定できない。

寸法は縦二二・二×横二二・二cmの枅形本である。表紙を除いて、冒頭の遊紙(一丁)と、本紙が二三〇丁(裏表紙貼付にも文字が続いているので、そこも一丁と数える)で、厚さは二〇cmに及ぶ厚い本である。字配は、半丁一〇行、一行一八〜二二字。全体が八つの部分からなっていることや、その構成などに関しては田島公「田中教忠旧蔵本『春玉秘抄』について―『奥書』の紹介と検討を中心に―」(『日本歴史』546、一九九三年二月)で説明されている。本書の性格に関しては、同「『花園説』の源流と相承の系譜―『春玉秘抄』の成立と伝来の過程を手懸かりとして―」(『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年四月)も参照。

全体の書写は、別の部に入っても基本的に改丁せず続けて写していく方式を採るが、一ヶ所だけ、初夜下(五九才まで)と中夜上(六〇才)の間でのみ、半丁分の余白(五九ウ)をおいて、次の丁から写し続けている。この部分の状態や、全体の分量(二三〇丁)を念頭に置いた場合、当初はここで分冊になっていた可能性を想定すべきであろう(小口の変

色状況も、この部分で分かれる)。ただし、本文の筆跡は全文同筆である。紙質に関しては、宍倉論文を参照。なお全体を通して、紙質が同じとは言えないようである。たとえば同じ「竟夜」でも、中と下では後者の方が厚めの紙を用いている。

現状では、奥書と目録のみ、前掲の田島論文に翻刻がなされている。なお田島氏は本文に関しても、全文の翻刻を予定されているとのことなので、早期の公表を期待したい。

正743-74 『延喜式』

『延喜式』は、延長五年(九二七)に完成し、康保四年(九六七)に施行された律令法の施行細則。本写本は土御門家に伝来したものである。その書誌情報や内容に関しては、田島公「土御門本『延喜式』覚書」(『日本古代国家の展開下』思文閣出版、一九九五年一月)・虎尾俊哉「解題」(『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史編18 延喜式7』臨川書店、二〇〇一年一〇月)の両論文に詳しいので、基本的に繰り返さない。また現行の代表的活字本(新訂増補国史大系本)との本文の異同に関しては、貴重典籍叢書に掲載されている校勘記(吉岡真之)を参照。ただ念のため、田島論文の表「土御門本『延喜式』の書誌」(四一〇〜四一一頁)について、些細な訂正をしておく。まず丁数だが、一二冊は墨付三七丁、二九冊は九丁である。また乎古止点・声点は、三冊が「朱・墨」、三七・四一・四九の各冊も同様である。傍訓は、七・八・三七・四二・四七・四九・五〇の各冊で「朱・墨」が見られる。なお調査には、念のため角筆スコープも利用したが、何の反応も見られなかった。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

また、たとえば第十七冊の場合、一・三・五丁目があとになって別の書写主体(土御門泰真)によるものと差し替えられている(虎尾二〇〇二)。私見によれば、この紙は当初の紙よりも紙質が微妙に劣る

ようである、差し替えによって外し出された紙は、冊子の表紙裏張として転用されているので、この差し替えは現在の表紙（いずれも茶色の柿渋で染めてある）を付す直前に行われたものと考えべきだろう。なおその表紙は、計七巻（二・三・四・六・八・九）は微妙な色合いだが、大別して濃く暗い茶色の表紙（一・五・七・一〇・三一・五〇）と、刷毛目が目立ち薄く明るい茶色の表紙（一一〜三〇）に区分できる。ただし、内容との対応関係は見いだせないし、題字はすべて同筆と考えられるので、同時に作成された表紙と考えておきたい。綴糸も、全体を通して青色に統一されてはいるが、太さは一様でなく、たとえば第十三冊では他の冊よりも明らかに糸が細い。ただし、これは原綴糸がどの程度残っているかという問題とも関わってこよう。

H-743-120 『大雲経祈雨壇法』

計一七紙からなる卷子で、内容は祈雨請法の概略と、長久四年（一〇四三）・保元二年（一一五七）に実施した儀式の内容を記したものである。各紙の寸法は縦二九二×横二二七（原表紙、八双付き）＋四九三（第一紙）＋五〇六〜五一一（第二〜十七紙）＋五〇五cm（原軸付紙）で、軸（後補か）は径一〇×長二九〇cm。継目は順継で、幅は〇三〜〇四cm（糊は大豆か）。全体に天高二八・界高三三〇・地高三三・界幅一九〜二〇cmの界線が引かれているが、軸付紙のみは縦界が引かれていない。第二〜六・第十一〜十三・第十五・第十七の各紙に裏書がある。紙の地合は比較的よいが、未叩解繊維は少々混入する。紙厚は、原表紙と第一紙が一二〇μmで、あとは八〇μm程度。打紙していないので、墨は少々にじむが、かなり乗りはよい。なお本卷子には、文中への書き込みや識語の類が多く見えるが、その一々は紹介しない。詳しくは、歴博目録を参照。ただし、同目録で表紙を「後補表紙」とする点や、「覚隆之」（内表紙）とするのは訂正を要する。表紙は原表紙で、「覚

隆之」は外題の下方に記されている文字である。

H-751-122 『請雨経法』

後補表紙に、田中教忠の筆跡で「請雨経法（巻尾欠）」（外題）とある。原表紙表（現状では裏側）に「請雨経法（成賢御記 道快御筆）」（旧外題）と、また裏（現状では表）には「祖師遍智院僧正（成賢）此法御勤修之時、所用之次第也。以自／筆写之了」（中間）、「伝領権僧正聖通」（奥）などもあり、（旧外題は裏打のためにハッキリしないが）それぞれは本文とも別筆と考えられる。「成賢」に関しては、『祈雨日記』（H-796）の項を参照。「道快」は東寺長者などを勤めた地藏院の道快僧正で、「聖通」は応永三十四年（一四二七）に死去した聖通僧正（善乗院）のことだろう。

寸法は、縦三〇三×横二三〇（後補表紙）＋二五三（原表紙）＋三八五（第一紙）＋四四三＋四四二＋四三九cm（第四紙）。継目は順継で、幅は順に〇六・〇四・〇三・〇二・五・〇二cm。第四紙の奥に、紙の荒れと変色が激しい部分がある。この部分は、ある時期、軸に糊付けされていた可能性が高い。字配は、一紙二五〜二六行、一行二〇〜二二字。旧表紙では、切れた未蒸解繊維の結末が目立つ。本来の表側は薄紙で裏打されているが、裏側は表面に雲母のような白銀色の塗料が残存するので、本来は飾り紙だったと推定される。それと関係するのだろうが、顕微鏡で観察すると、この部分の墨はやや弾かれたような乗り方をしている（肉眼で見るとかすれ気味）。また、端側に〇六cm間隔で縦に三本の折り目が見える。かつて折り込んで八双のような役割を担わせていたものだろう（この部分には折り目を挟んでシンメトリーな虫損が生じているので、八双のような固いものを挟み込んでいた可能性は低い）。第一紙は打紙されておらず、そのため二次利用面の墨の乗りは良くなく、全体にかすれ気味。紙の繊維間はある程度詰まっているので、表面

を磨くくらいの事はしているかも知れない。ただし、墨のかすれは二次利用面の全体に共通する現象なので、紙側の問題ではなく、利用した墨の問題(たとえばニカワ量の不足)などの起因する側面も大きいだろう。紙の地合はよい方で、塵取なども丁寧に行われている。ただし糸目・簀目などは見えない。

第二紙は、第一紙と比べると地合が劣るが、ほぼ同レベルの紙。糸目は二五cmほど。奥に四cm幅の灰色で表面がかすれた部分がある。第三〜四紙は、やや漉きムラが目立つ。奥の三cm幅ほどが変色しているのは、かつての軸付け部分に当たるところからか。なお紙厚は第一〜三紙で一三〇〜一四〇 μ m。第四紙のみやや薄く一二〇 μ m程度。そのためもあり、第四紙のみ一次利用面の墨が裏面まで染みている。

裏には、歴博目録に挙げられるとおり、卷子冒頭から順に①七言絶句詩・②永和臘月仲三七言絶句詩・③九月五日久我具通書状・④某書状が載せられている。なお計四通のうち後半の二通は上下の向きが逆に継がれている。裏文書のなかに年記がハッキリするものはないが、永和年間(一三七五〜一三七九)の漢詩や、久我具通(一三四三〜一三九七)の書状が含まれるので、一四世紀後半の成立と考えると良いだろう。旧表紙への書き込みから書写主体と目される道快の活躍時期と齟齬しない。なお、道快がこの種の書状の反故を入手できたのは、彼が久我家の出身であるところから起因すると考えられる(高橋一樹「聖教類」『田中穰氏旧蔵典籍古文書目録 国文学資料・聖教類編』国立歴史民俗博物館、二〇〇五年三月)。

正743-123 『請雨経日記』

寸法は、縦二六五×横二四七(表紙) + 二六三(第一紙) + 三三四〇 + 三三八 + 三三八 + 三三八 + 三三八 + 三三八 + 三三八(第八紙) + 二一五cm(軸付紙・奥書)。軸は径一・一×長二六七cmである。継目は順

継で、幅は〇三〜〇四cm。糊は黄色がかっている(大豆糊と推測される)。字配は、標準的な一紙で一六〜一七行、各行の字数は一九〜二〇字。表紙は、田中本のなかでは珍しく原表紙をそのまま用いている。これは、八双も残存しているほどの保存状態の良さの結果だろう。表紙から第五紙(冒頭)にかけて、紙の上部に墨のシミ(第一紙で七五〜八〇cm間隔)が連続する。紙質は、表紙でチリが目立つ。また本紙より軽めだが、一応、表紙も打紙はしてあるようである。紙厚は九〇〜一〇〇 μ m。糸目は二六〜二八cmで、簀目は一九本/三cmくらい。第一紙以下は、打紙されており、墨の乗りも良い。紙厚は七〇〜八〇 μ m。糸目は四五cm前後で、簀目は一四本/三cm。なお穴倉論文が指摘するように、本紙は紙を縦に二分割して、それを横向きに利用している(本来の紙幅は縦二五×横五二cm程度だろう)。

表紙には「請雨経日記」(外題、本文とは別筆)とあり、下に奥書をメモした田中教忠氏の付箋が貼られている。奥書には、「正嘉三年三月十二日、以三宝院経藏本、於同院家/馳筆了。座主法印定^清」(本奥書)・「文永五年二月廿四日以御本書了。/権大僧都定一(花押)」(書写奥書)などがある。書写奥書に見える定勝(権大僧都定一)は醍醐寺三宝院の僧侶で、定済の弟子。『祈雨御修法日記』(正743-124)を書写した定済の師(通海)のさらに師に当たる人物でもある(築島裕「醍醐寺藏本」『伝法灌頂師資相承血脈』『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一、一九七八年一月)。

内容は、『左経記』長元五年(一〇三三)六月六日条(第一紙)・『石金吾(藤原)宣孝日記』寛和元年(九八五)七月五日と七日条(第二紙前半)を引き、その後に『請雨経法』(第二紙後半〜第四紙前半)と題して各種資料を列挙し、その末尾に「故僧正御房記録敷」・「寛仁二年(一一〇一八)六月之注進状敷」などと記す。最後に『延命院僧都』(第四紙後半〜第八紙)として、「小野僧正御記」・「旧東寺凡僧別当次第」などを引用する。いずれも仁海(小野僧正)に関する記事を集めたもの

である。仁海に関しては、土谷恵「小野僧正仁海像の再検討―撰関期の宮中真言院と醍醐寺を中心に―」〔『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年二月〕を参照。こうした形態や、記事の重複などから、本書は元々断簡（もしくは草稿）を集めたもの（小倉慈司「『祈雨日記』とその増修過程」『書陵部紀要』51、二〇〇〇年三月）と想定されている。なお、本史料の性格に関しては、『祈雨御修法日記』（H-743-124）・『祈雨説経記』（H-743-214）・『祈雨日記』（H-796）の各項も参照。

この種の史料が、東寺・高山寺・醍醐寺など真言寺院に多く残されているのは、真言宗の僧侶にとって祈雨が極めて重要なものであったことを示している。とくに醍醐寺は、そのなかでも祈雨の修法を専らに行っていた（藪元晶「請雨経法と醍醐寺」『御影史学論集』24、一九九九年一〇月）。

H-743-124 『祈雨御修法日記』（永久五年六月）

永久五年（一一一七）六月九〜二十一日に、神泉苑で勝覚によって行われた請雨経法を、源師頼（村上源氏、一〇六八〜一一三九）が記録したものの。勝覚（一〇五七〜一一二九）は義範の弟子で、定海・仁寛などの師に当たる人物で（『三宝院伝法血脈』『続群書類従』巻八四三）、醍醐寺座主・東大寺別当を歴任し、醍醐寺三宝院を開いた人物。師頼に関しては、細谷勘資「源師頼とその儀式書―逸書・逸文の検討―」〔『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七年二月、初出一九九六年〕を参照。この儀式に関する記録は「永久五年 祈雨日記」〔『続群書類従』巻七二七〕・「永久五年 請雨経法記」〔『続群書類従』巻七二八〕などとして活字化されているが、本写本はそのうちでも前者の構成に近い。表紙には「祈雨御修法日記（永久五年／春宮大夫師頼卿執筆） 定什」（外題、本文と別筆）とあり、その裏側に「権僧正日記」とある。定什（大夫法印、二三世紀後半〜一四世紀前半）は醍醐寺の僧侶で、通海（醍醐寺宝池院）の弟子である。第六紙には「権僧正御房御日記（執筆師頼

卿）（尾題）・「此祈雨日記者、三宝院権僧正勝覚御房記也」（奥書）が記されている（筆跡は両者ともに同筆で、本文と同じ）。本紙の字配は、一紙二二〜二三行、一行約二九字である。

寸法は、縦二八四×横一九四（表紙）+三九四（第一紙）+四二〇+四二四+四一六+四二二+四一七cm（第六紙）で軸はなく、末尾には細い木片（かつての軸の破片か？）が挟み込まれている。卷子の末尾にこの種の木片が付随する田中本は少なくない。継目はいずれも順継で、幅は〇四〜〇五cm。第二紙の奥側に表の記載（人物）に対応する裏書が記されている。また、第一紙の何ヶ所かで、刷毛目のような縦方向の筋が見える。また、第五紙の上辺に付箋が貼られている。紙は米粉が混じるため、虫損が激しい。紙厚は順に一三〇〜一四〇・九〇〜一〇〇・八〇〜九〇・同・一一〇〜一二〇・九〇〜一〇〇・同_{mm}である。糸目は、順に約三・三・三強・三・二・約四・同・同cmである。いずれの紙も、一次両面の墨が裏まで染み出している。紙の色は、第五〜六紙のみ白色で、あとは乳白色。二次利用面の墨は濃いめで、部分的にかすれが生じるとはいえ、にじみは少なく、全体として乗りは良い。紙質に関しては、実倉論文も参照。

料紙はそれぞれ別のもので、書状を二次利用している。第六〜五紙は同一の書状と目されるので（書状①）、計五通の書状からなっていることになる（第四紙と第三紙も、あるいは同一の書状かもしれないが）。上下の欠損を除くと、書状②・⑤が後欠、書状③・④が前欠である。うち、書状①・③・④は「大夫阿闍梨」宛なので、この日記は大夫阿闍梨の手元にもたらされた書状五通を二次利用して書写したことが分かる。なお前述した「永久五年祈雨日記」〔『続群書類従』巻七二七〕の奥書には、醍醐寺理性院の賢信（大夫阿闍梨、一一一七〜一一八七）が日記の内容に手を加えた旨が記されており、この写本は賢信自筆本（現存諸本の共通祖本）そのものが、のちに理性院から流出し田中教忠の手に渡っ

才：一才は白紙で、同裏は目録。「下醍醐雜事紀卷第四（外題同之）」（三七才）・「下醍醐雜事紀卷第五（外題同之）」（四八才）・「下醍醐雜事紀卷第六（外題同之）」（五七才：五六ウは目録）・「醍醐寺上下日記」（尾題）のようにある。また奥書は、「已上六卷、以慶延草本抄之了。但第三第五／両卷ハ、以遍智院御本抄之也。／東山随士（御判）」（五八ウ・本奥書）・「田蘭坪付等、略之了」（五八ウ）・「文海私云、已上報恩院僧正御房／御記也」（五八ウ）・「観応三／正平七年壬辰六月比、以報恩院僧正御房御／自筆本、書写畢。「法印文海（春秋六十）」（五八ウ・書写奥書）・「交合畢」（五九才）などとあるが、これらは同一人物（文海）の手になるものだろう。

書写主体「文海」に関しては、『醍醐寺過去帳』のなかに見える「宝幢院法印文海」が比定できる。それによれば、彼は三宝院流（報恩院）の僧侶で、文和四年（一二三五）四月七日に死去したことが分かる（高橋慎一郎『醍醐寺過去帳』の分析）『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』科研費報告書、二〇〇五年三月）。この写本を観応三年（一二三二）に作成し、その三年後に死去したということになる。なお本書の性格に関しては、『醍醐雜事記』（H-743-445）の項も参照。

もう一つのH-743-458は、外題に「醍醐雜事記卷第一（巻首欠）」と書かれている。また「円光院」・「所領古文」（内題）の上から、田中氏の筆跡で貼紙「醍醐雜事記卷第一（巻首欠）」を貼り付けている。おそらく『醍醐山上円光院文書』（H-743-282）などと同じく、醍醐寺円光院からの流出典籍だろう。これに田中教忠氏の手になる前欠部分の写りが、計五丁（うち墨付四丁）の冊子（綴目一ヶ所）として、同箱に納められている。

寸法は、縦二八七×横四二五（表紙）+三二二（白紙）+四五一（第一紙）+四四九+四四八+四四八+四四六+四四八+四四九

+四四九 +四四九 +四五〇 +四五〇 +四五〇 +四五〇 +四五二 +四五〇 +四三六 +四二五 +四三四 +四三五 +四三六 +四三七 +四三六 +四三六 +四三四 +四三五 +四三八 +四三七 +四三七 +四三七 +四三三 +四三三 +一〇四cm（第三十二紙・軸付紙を兼ねる）。界線（天高①三〇・②二三・界高二二七・地高一七cm）は現軸付紙まで続いているので、この紙も当初からあったものだろう。継目はほぼ〇三〇・四cm幅（順継）の範囲で共通するが、第十六〜十七紙の間のみ〇七cmと幅広である。軸は径一四×長三〇〇cm。字配は、一紙一八〜一九行、一行一八〜二〇字程度である。紙質に関しては、実倉論文を参照。なお、現存の冒頭部は欠損がひどく、第一紙の前半部分では過半が全く失われている。その分量は、現行本（抄本）から類推する限りでは四〜五紙に及ぶものと推測される。現在の冒頭部分の欠損を、当初の冒頭部四〜五紙と分離してかなり長い時間を経た結果とするか、あるいは当初の冒頭部には現行の冒頭部以上の欠損が生じた結果、物理的にこの世から消滅したと考えるのかは、難しいところである。料紙は二次利用されている訳でないが、全体に別の文書の文字が墨うつり（裏うつりではない）している部分が少なくない（第一〜四紙および、第二十四紙の裏などに顕著である）。各紙の真ん中あたりに軽微なフケ（湿損）の痕跡が見られるので、その関係かも知れない。箱の蓋裏には「昭和三十一年五月拝見之次題之。／田山方南」とあるので、箱書は田山方南（一九〇三〜一九八〇）の手になるものと考えられる。本史料については、安達直哉「田中家旧蔵本『醍醐雜事記』卷第一」〔『中世寺院と法会』法蔵館、一九九四年五月〕に、全文の翻刻がある。それによると、現行の抄本と比べて、かなり追加できる情報があることが分かる。

H-743-138 『醍醐要書』

『醍醐要書』は、醍醐寺に関する文書集。『続群書類従』（巻第七七八）

に全文が活字化されている。ただし田中本は、これとは文書の配列などで若干の違いがあり、文書の月日などでも字句の違いが目立つ（一々の言及はしない）。個々の文書の内容に関しては、大森順雄「醍醐寺要書」

〔群書解題〕を参照。

本写本は冊子装で、紙縫で二つの穴を計三ヶ所で綴じている（つまり穴は六つ）。寸法は縦二九〇×横二四〇cm。間に二通のメモを挟む。一枚は縦二五五×横四二三cm（宍倉氏によればあまり良くない紙で、中世後期から近世前期にかけてのもの）で、もう一枚は縦二七五×横四一〇cm（後欠で裏あり。宍倉氏によれば、前者よりやや丁寧な作りの紙で、時期は前者よりもやや技術的に古いとのこと）である。外題の「醍醐要書（上）持宝王院」と内題の「醍醐寺要書」はそれぞれ別筆で、後者は本文と同筆。墨付二九丁に遊紙一丁からなる（料紙は薄紙を二つ折りにするのではなく、厚めの紙をそのまま用いている）。字配は半丁一行、一行一七〜一八字。

紙質に関しては、宍倉論文を参照。なお表紙は本文とは別の紙で、墨の乗りが悪いようである。このほか、本文と別筆の朱や墨などで、文書番号や人物比定などの書き込みがある。糊代から剥がれた付箋（二枚、前述のメモとは別）が挟まれているが、本来の位置は不明である。全体に赤色の薄い染みが広がる紙が何枚か見える（米粉の混じった紙などで、それ起因するカビの一種と思われる）。

本書の成立年代は、収載文書の範囲が延喜〜永祚年間に渡る点を踏まえると、平安中〜後期と想定される。一方、本写本の書写年代は不明だが、本文中に別筆で「明応九十一七記之」（一三才）とする書き込みがあるので、明応九年（一五〇〇）以前と考えられる。表紙の記載も踏まえると、中世前期に成立して上醍醐の持宝王院に伝来した写本なのだろう。中世の醍醐寺に本書の写本が多く伝わっていたことは、たとえば義演（一五五八〜一六二六）が光台院（上醍醐）の亮淳権僧正（一

一六〇二）から「深賢法印（地藏院、一二六一）奥書之本」を借りて書写していること（『義演准后日記』慶長二年（一五九七）九月一〜九日条）などからも伺える（深賢は三宝院成賢の弟子で、地藏院法印と称していた）。義演は「醍醐寺新要録」編纂の際、「慶延記・要書為土代」（同慶長九年二月六日条）としており、そうした蒐書は従来から熱心に行っていたのだろう。なお、この深賢本は宮内庁書陵部に二冊本として現存するが、上巻がいわゆる「醍醐要書」で、下巻は別本の『醍醐雜事記』（たとえばH-73-165など）と同一であり、このことから要書と別本雜事記の成立に何らかの関係を想定する論者もある（大森前掲論文）。本書の性格に関しては、『醍醐雜事記』（H-73-165）の項も参照。

H-73-165・H-73-234・H-600-811 『本朝皇胤紹運録』

『本朝皇胤紹運録』は皇族の系図で、多くの写本は神代以降、神武天皇に至る部分から掲げている。また後述するように、写本によって収載範囲が異なっている。本来の紹運録は、「今夜、内府（洞院満季）持参帝王御系図草（依仰（後小松）新作也）」『薩戒記』応永三十三年五月十四日条）・「文亀壬戌林鐘中旬、申出禁裏御本（西山内府満季公筆／銘後小松院宸筆歟）」（内閣文庫本の本奥書）などの史料から、応永三十三年（一四二六）に後小松上皇の命を受けた洞院満季（一三九〇〜一四三一出家）が、称光天皇までの系図を作成したものと考えられる。のち「禁裏紹運録御本近代分、依仰書継之。所々僻字等、同直進上之」（『実隆公記』文亀二年（一五〇二）六月二十三日条）のように書き継ぎが行われ、『群書類従』に収められた段階では後桃園天皇まで収められていた（小野信二「本朝皇胤紹運録」『群書解題』）。

田中本のなかには、二種の写本がある。一つ（H-73-165）は、一才に「華山院／図書」（朱印、縦二五×横二四cm）の捺された花山院家（藤原北家師実流）の旧蔵書である。同家の旧蔵書は、このほか田中本のな

かに『公事根元』(H-743-162)・『入木口伝抄』ほか(H-743-324)・『禁秘抄』(H-743-370)・『三長記』(H-743-403)などが含まれており、『三長記』の識語に「明治十三年八月廿四日、花山院家蔵古本類、書林北川善兵衛・若林茂助買得而鬻之。依買之。筆者家伝略注之了。田中教忠」とある点を踏まえると、書肆から購入したという経緯が確認できる(このように具体的な入手経緯が判明する事例は、田中氏の蔵書のなかで極めて稀である)。なお花山院侯爵家の旧蔵書は、宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所などに一部所蔵されるが、大多数は明治以降に散逸したようである。

本写本の寸法は縦二八・五×横二〇・四cm、計八八丁からなり、五目綴。裏表紙の裏張には三〇オの書き損じが転用されている。紙は楮紙の打紙で、縦方向に刷毛目が見えるものも多い。紙の厚みは、表紙が五〇〇 μ m、本紙が前半で五五 μ m、後半で四〇 μ m程度。なお第二十七丁のみ、三五 μ m程度の厚みで非常に地合のよい紙を用いている。この丁は寸法もやや小ぶり(縦二八〇cm)で、前後の丁と同筆だが文字は極めて丁寧で、差し替えか後補であることが明らかである。この他にも、軽く打った可能性のあるにじみの少ない薄紙が時々混入するが、これらは第二十七丁ほどに地合が良くなく、筆跡の丁寧さなどからも、前後の丁と同時期に書写したものと推定される。丹の書き込みは全体に流れ気味だが、これは完成後に湿気を含んだ結果だろう。表紙に「紹運録」(「打付外題」とあり、内表紙に「本朝皇胤紹運録」とある。内題と本文は同筆だが、外題はそれらとは別筆で、田中氏の筆跡でもない)で、それ以前の段階のものだろう。内表紙には、田中氏による「紹運録 紙本 壹冊 / 明治廿五年三月十五日、東京下谷区上野公園内臨時全国宝物取調局(ヨリ)横立寸法差出(スヘク)来状(ニ)付、差出置者也」という貼り紙があるので、これ以前に入手したものと考えられる(前述したように明治十三年の入手と考えて差し支えなからう)。本書自体には長享二

年(一四八八)・天文八年(一五三九)・天文十四年(一五四五)の本奥書がみえるのみで、書写奥書は記されておらず、成立の契機やその年代は不明である。ただし、途中に正親町天皇を「(第百七)今上」とする記載があることから、この頃に一旦編纂が終了したことがわかる。一方、後水尾天皇を「(第百九)当院」とし、その子に関して「(第百廿)今上」(明正天皇)・「(第百十一)紹仁親王」(寛永二十年に即位した後光明天皇)などとも記すところからは、最終的には寛永年間を下限とする情報までが反映された写本と分かる。後水尾天皇を「今上」とする写本は、内閣文庫本(飛鳥井雅庸本)やその子写本(書陵部吹上本・史料編纂所本)などの特徴とされるので(小野前掲論文)、本書はそれを独自に発展させた写本と位置づけられよう。なお、表紙右上に「左(丹)と書かれており、かつて別の典籍(右?)と一組になっていた可能性がある。

もう一つの写本(H-743-234)は奥書の類がなく、正確な成立時期は不明である。ただし後半に白紙が連続するので、特定時期の現状を反映させるという目的よりは、作成後も段階的に増補していく前提で作成した冊子と考えられる。記載する天皇は「(百十七)桃園院」までで、次代の後桜町天皇には即位順位こそ「百十八」と記されているが、諱は記されず「皇女(女帝)」とされるだけで、桃園天皇の息子(次々代の後桃園天皇)も諡号が空白で即位順位も無記載である。こうした点から、本書の元となった写本は桃園天皇の在位期(一七四七〜一七六二)に作成されたもので、その後(おそらく写本作成時)、暫定的な増補作業がなされ、現形を呈するに至ったと考えられる。収載する記事は宝暦年間を下限とするので、写本の作成時期は明和年間(一七六四〜一七七二)の初頭だろう。本書の寸法は縦二八・五×横二二・五cmで計一四四丁(うち墨付一〇五丁)からなり、四目綴。料紙は楮紙の打紙で糸目四cm、簀目は並。紙厚は表紙が六五〇 μ mで、本紙が平均して四五 μ m程度。表紙には「参」と貼り紙があり、別の本と一組だった可能性が高い。外題と本

文は同筆だろう。冒頭に「玉松家文庫」（黒方印、縦三〇×横一二cm）が捺されているので玉松操（一八一〇～一八七二）旧蔵の品と分かる（が、彼自身の筆跡かどうかは、判断を保留したい）。「西」（方二三cmの朱陰印）もあるが、誰の印かは不明である。

このほか、歴博には高松宮本のなかにも写本がある（H-600-811）。本書はいずれも四目綴の二冊からなり、丁数は墨付八二丁（上）+一五丁（下）。表紙には「本朝皇胤紹運緑」上・「本朝皇胤紹運緑」下（いずれも打付外題）とある。紙は打紙してあり、糸目は三五cm強、竇目は並。墨の乗りはよい。上巻には、天神七代（一～二表）・本朝帝皇系譜（二ウ～五ウ）とあり、その後に「（人皇第一）神武天皇」以降の系譜が記されている。下巻には、後陽成～今上（桜町）天皇までを収載する。この写本は、桜町天皇を「（第百十六）今上」とし、収載記事は宝暦年間を下限とするので、近世後期に成立した吹上小本（宮内庁書陵部）の系統に属する可能性が高い。ただし、正親町天皇を「（第百七）今上」（上の八二表）と表現するところを見ると、ここまでで一旦編纂が終了した写本をもとに、最終的には桜町天皇の代（一七三五～一七四七）になつて増補を加えたものと見るのが妥当だろう。その間にも、霊元天皇（一六五四～一七三二）を単に「上皇」と表現するなど、霊元の退位後～死去までの間（一六八七～一七三二）に、編集された部分も含まれていることが分かる。つまり、上巻末の編纂以降、最低でも二段階の増補がなされていると考えられる。ただし、現状では全文同筆なので、そうした編纂過程を経た写本から書写したものが本写本ということになる。

H-743-168・H-743-309 『古事記』

歴博所蔵の主な『古事記』の写本は、田中本のなかに二本ある。その一は、『古事記』（H-743-168）は三冊からなり、寸法は縦二八二×横二〇三cmで五目綴。丁数は、順に六七・七一・四八丁。字配は半丁八行、

一行一五字で共通するが、第三冊のみは筆跡が異なる。ただし三冊ともに、ルビ・訓点などは同一人物が振っている。外題はなく、各冊の内題に「古事記上巻（并序）」・「古事記中巻」・「古事記下巻」とあり、またそれに対応した尾題もある。各冊の冒頭に「冷泉府書」（縦四六×横一五cm、朱方印）・「為経」（縦二八×横一五、複槲朱方印）などの印が見えるので、本書が下冷泉家伝来の品と判明する。同家旧蔵品は、歴博には『先代旧事本紀』（H-743-169）などがあるが、多くは各所に分散し、まとまって所蔵する機関などは確認できない。ただし第三冊以外では、これらの蔵書印は墨抹されているので、冷泉家からの流出以降、田中氏の入手以前の時期に、第三者が所持した段階があると考えられる。なお本写本の性格に関しては、下巻末に「大常卿卜部朝臣兼永」（本奥書）とあるので、卜部系写本の一つであると分かる。紙は三冊とも打っていない薄紙（四〇～五〇mm）が、墨の乗りはよい。糸目は三cm強、竇目は並。

もう一つは『古事記』（H-743-309）で、これは本来三冊からなっていたようだが、現在では一冊に合綴されている。寸法は、縦二八九×横二〇八cmで、四目綴。表紙には「古事記」（打付外題）とあるが、本文とも田中氏の筆跡とも異なる。丁数は、上が六七丁、中が七一丁・下が四八丁で、字配は半丁八行、一行一五字と、H-743-168に全く一致する。実際、奥にはH-743-168と同じ本奥書があり、同系統の写本と判明する。全体にとっても地合のよい紙を使っているが、打紙してある紙（厚さ四〇～四五mm）とそうでない紙（厚さ五五～六五mm）とが一定の間隔で混在している。作業の進捗状況に応じて、複数回にわたり紙を補充した結果と考えるべきだろうか。

H-743-169 『先代旧事本紀』

『先代旧事本紀』は、神代から推古朝までを編年体で記す歴史書である。序文には推古二十八年（六二〇）の編纂とあるが、実際には九世紀

中頃までの時期、物部氏の家伝史料を中心に、『日本書紀』・『古事記』・『古語拾遺』などの史料を参考として編纂したものと推測されている。天慶六年の日本紀講筈の際、『古事記』と『先代旧事本紀』のいずれが古いかを議論しているので（『釈日本紀』開題）、この頃までには広まっていたものと考えてよい。活字本としては『新訂増補国史大系』本・『神道大系』本などがある。

五目綴の冊子装で、寸法は縦二八三×横二〇・四cm。計五冊からなる。外題・奥書などの情報に関しては、歴博目録を参照。各冊の構成は、第一冊で序と目録（一～三）・巻第一（四～三五）・二（三六～五二）、第二冊で三（一～二四）・四（二五～四八）、第三冊で五（一～三五）・六（三六～七四）、第四冊で七（一～五〇）・八（五一～八九）、第五冊で九（一～二七）・十（二八～五五）となっており、このうち巻第三・巻第九の最終丁に本奥書が付されている。第一冊の冒頭にのみ、「冷泉府書」（朱方印、縦四六×横一五cm）・「為経」（複製朱方印、縦二八×横一五cm）が捺されており、『古事記』（田一七三-168）などと同じく下冷泉家の旧藏品と分かる。また、見返しに「田中勘兵衛」と書かれた紙片が挟まれている（この種の紙片が挟みこまれた冊子は田中本のなかに少なくないが、いずれも田中氏の筆跡ではない）。

紙は、楮紙を軽く打紙してある。紙厚は九〇～一三〇 μ mまでさまざまだが、糸目が三五cm程度と共通するので、同一の機会に漉かれた紙だろう。字配りは、半丁八行、一行一五字で共通する（ただし上部の間空きは、第一・三冊で五cm、その他は四cmとやや異なる）。筆跡や書き込みの赤色顔料の色調・種類などは冊毎に異なるが、前述のように紙は同一の簀で漉かれたものであるし、字配りにも共通性があるので、一貫した企画のなかで五名の人物が分担書写したものと考えるべきである。

本写本は、卜部兼永本からの写本である。なお卜部本は、フランク・ホーレー（宝玲文庫）から反町茂雄（弘文荘）の手を経て、現在では天理大

学図書館に所蔵されている。その詳細に関しては、横田健一「解説」〔『天理図書館善本叢書（和書之部）41先代旧事本紀』八木書店、一九七八年九月）を参照。

田一七三-172 『大嘗会記』

五目綴の冊子装で、墨付六一丁（ほか内表紙＝原表紙などあり）。寸法は、縦二七五×横二二〇cm。一ウは一〇丁の、六一ウは二丁の、それぞれ書き損じを転用したもの。字配は半丁九行、一行一八～一九字。奥書などは見えないが、「中御門宣秀卿ノ手跡ニ似タリト考ラル」（田中教忠の付箋、『中御門宣秀記』田一七三-9）と比較したものだ（う）や、歴博目録の「中御門宣秀筆」という見解も踏まえると、中御門宣秀（一四六九～一五三一）の時期に書写されたものということになる。中御門侯爵家（藤原北家勧修寺流）の旧藏品は、このほかにも『中御門宣光記』（田一七三-95）をはじめ文書・書状など、田中本のなかにいくつか含まれているので、これらと一緒に入手されたものだろう。同家が典籍類を手放した時期は明らかではないが、一八九八年に一時断絶した段階かもしれない。あるいは一九二一年の段階で、東京大学史料編纂所が『宣教卿記』を中御門経恭から借り出している点を踏まえると、それ以降の時期である可能性も捨てきれない。

紙の厚さは一・五八～六一丁は六〇 μ mで、一五・四三～四四丁は八〇 μ mだが、それ以外の部分では七〇 μ m前後なので、平均して七〇 μ m前後としてよいだろう。なお五八～六一丁（墨付最後尾、後述する⑩部分）は上部綴目付近に墨のにじみがあり、これは前後の丁と連続していない（筆跡は他の部分と同一）ので、当初は別に綴じてあったのを、後にこの冊子へ合綴したと考えられる。なお、厚みの異なる部分のうち、四三～四四丁と五八～六一丁の二ヶ所で二枚の紙を継ぎ合わせて一丁にしているのは、書写の過程における一時的な紙不足のためと考えられる。紙は、

未叩解繊維がやや混じる。打紙しておらず、墨はにじみ気味。

全体の構成を歴博目録の①～⑩に即して示すと、①（二表～九裏）・②（一〇表～一一裏）・③（一二表～二〇裏）・④（二二表～二五表）・⑤（二六表～二七裏）・⑥（二八表～三三裏）・⑦（三四表～四六裏）・⑧（四七表～四九裏）・⑨（五〇表～五七表）・⑩（五八表～六一裏）となる。このうち、②（嘉承二年 源師時記）・③（久寿二年 清原頼業記）・④（仁安三年 藤原俊経記）が、古代の史料である。

中743-173 『高雄山寺大師御灌頂記録』

寸法は、縦二六・四×横四一・〇（原表紙か）+四〇・六（第一紙）+四一・二+四〇・七+四一・二+四一・〇+四一・二+四一・〇+四一・二（第八紙）+二五・八cm（白紙）。紙は白色調で、打紙はしておらず、全体に未蒸解繊維が多い。墨の乗りはそれほどよくなく、かすみ・にじみが散見される。紙厚は裏打を含めて二三〇μm程度。

「高雄山寺大師御灌頂記録」〔外題〕・「当寺灌頂記録（大師真筆）」〔首題〕などがあるが、前者は本文と別筆である。内容は、弘仁三年に空海が高雄山寺（神護寺）で行った灌頂の記録が中心である（詳細に関しては、歴博目録を参照）。本史料は「弘仁三年高雄山灌頂歴名」〔統群書類従〕巻七四六に翻刻されているが、前半の歴名部分とはともかくも、後半部分では本写本の方がかなり詳しい。奥書（歴博目録を参照）から、天正十七年（一五八九）に醍醐寺の演増が書写させた写本と分かるので、同寺の旧蔵品だろう。

中743-174 『延暦寺文殊堂供養文書』

卷子装（軸・表紙などはない）で、縦は二七五～二七七cm 横は四六六（第一紙）+七三+四〇・七+四九〇+四九二+三三・一cm（第六紙）の計六紙。裏には、永享十一年（一四三九）正月～閏正月～二月

～三月二十二日までの具注暦（行幅一九cmで間空きなし）がみえるので、写本の成立はこの時期以降と考えられる（具注暦の部は切断されており、また後欠である）。なお具注暦の記載は、第二紙と第三紙の間も連続しているので、この二枚の紙は当初一紙だったものが、後世に切断され再度つぎ直されたと考えられる。第一紙は前欠だが、寸法や内容から考えて、二cm程度しか失われていないだろう。なお約一cmごとに折れ目があるが、これは常識的に考えると、二次利用面のものである。紙厚は九〇～一一〇μm。表裏ともに墨の乗りは良くなく（顕微鏡で見ると墨を弾いている）、場所によっては薄れて読めない部分も生じている。表裏に同様の現象が生じているところを見ると、墨に起因する問題ではなく、製紙の後加工としての二カワの塗布が不十分だった可能性が想定される。紙質に関しては、実倉論文も参照。

全体の構成は、①延暦十三年（七九四）九月三日の中堂供養記（前欠）・②延暦十二年（七九三）正月一日の文殊堂供養記・③天元三年（九八〇）九月三日の中堂供養記の三部分からなる（①・②が第一～二紙、③が第三～六紙）。いずれも、ほぼ同文が『叡岳要記上』にみえるが、部分により記載の増減があり、両者は単純な親子関係にある訳ではない。また③に関しては、『大日本史料』一一一八（同日条）・『天台霞標』（大日本仏教全書）・『九院仏閣抄』（『群書類従』巻四四〇）などに翻刻されている。中743-406の項も参照。

中743-175・中743-176・中1242-3-48・中1242-3-49 『弘法大師御遺告』
空海（七七四～八三五、弘法大師）の「遺告」・「遺誠」と称される文章は、これまでに数種類が確認されており、いずれも『弘法大師伝記全集』などに活字化されている。ただし、そのうちの「遺告」に関しては、いずれも後世の仮託と推定されている。各種の「遺告」の成立過程やその性格などに関しては、武内孝善「御遺告の成立過程―附・御遺告項目

対照表一・二一」【密教学会報】35、一九九六年三月）を参照。

歴博の所蔵品のなかにも、いくつかの写本が見える。まず田中本のかの二本を紹介すると、一つ（H-743-176）は「弘法大師遺告 完」（後補表紙）・「台十四」「遺告」御手印縁起（□□□）（原表紙、打付書）などあり、その裏に「法鼓第十四箱 同三」と墨書されている。このうち「遺告」のみは本文と同筆なので、本来はこの二文字のみが書かれていたのだろう。本文は承和二年（八三五）三月十五日の年記を持ち、冒頭に「高山寺」朱印（縦四七×横一七cm）が捺される。寸法は、縦二七七×横二〇〇（後補表紙）+一五八（原表紙）+四八七（第一紙）+五五八+五四七（第三紙）+七五cm（軸付紙）で、軸は径一六×長二八八cm。継目は順継で、幅は〇三cm。紙は、比較的地合の良いものを丁寧打紙してあり、墨の乗りも良い。紙厚は二一〇〜二三〇 μ m。紙質に関して、詳しくは穴倉論文を参照。全体に墨界（天高三九・界高二〇・二・地高三六・界幅二二cm）が引かれている。奥に糊痕があり（ただし、かなり化粧断ちされている）。字配は、一紙二四行、一行一七〜一八字。正確な成立年代は不明だが、鎌倉初期写（川瀬目録）・鎌倉後期写（歴博目録）とされる。「一校了。月上院之」（奥書）とあるので、高野山の月上院において作成された写本と推定される。

もう一つ（H-743-176）は、これも書写奥書は見えないが、室町末期写（川瀬目録）・鎌倉時代後期写（歴博目録）などとされるもので、四紙からなる。後補表紙に「弘法大師遺告住山弟子等」（打付外題）と、また本文冒頭には「遺告住山弟子等」（内題）とある。寸法は、縦二七一×横一九三（後補表紙）+四三四（白紙）+四八八（第一紙）+五一七+五一二+四九三（第四紙）+三三八cm（軸付紙）で、軸は径一四×長二九〇cm。継目は順に、逆継〇四〜〇五cm、順継〇二〜〇三cm、逆継〇四〜〇五cmとなっている。紙は、糸目四cm程度、簀目一一本／三cm（かなり広め）、厚さ二一〇〜二三〇 μ m（打紙すみ）。字配

は、一紙あたり二四〜二五行、一行一七〜一九字。全体に薄墨界（天高二五・界高二一六・地高三〇・界幅二〇〜二二cm）が引かれ、承和元年（八三四）十一月二日の年記を持つ。紙質に関しては、穴倉論文を参照（これによれば、本巻子の料紙は高野紙の特徴を持つとのことなので、本写本の成立は、高野山周辺と考えてよいだろう）。なお、かつての田中本のなかに、京都国立博物館に現蔵される『弘法大師二十五箇条遺告』（醍醐寺旧蔵）もあった。これについては、佐和隆研「醍醐寺所蔵の御遺告」【醍醐寺文化財研究所研究紀要】5、一九八三年三月）も参照。

このほか近世の写本だが、水木本のなかにも二本が含まれている。いずれも承和二年の「御遺告」で、冒頭に「龍門山普生寺蔵」（無柳朱印、縦六〇×横一〇cm）が捺されている。同寺は奈良県吉野郡に所在する真言宗寺院で、その旧蔵品は水木本のなかにいくつか含まれている。その一つ（H-129-378）は縦三二×横四九cm程度の紙を三二枚張り継いだもので（順継・継目幅〇・四cm）、全体に天高四三・界高二五三・地高二三・界幅三〇cmの薄墨界が引かれている。紙は打紙されており、厚みは九〇〜一〇〇 μ mである。永仁五年（一二九六）四月二十六日と康暦二年（一三八〇）十月七日の奥書が第三十一紙にあるが、いずれも本奥書であろう。もう一つ（H-129-379）は、縦三〇×横四七cm程度の紙を二六枚張り継いだもので（順継・継目幅〇・三cm）、全体に天高三九・界高二四二・地高二一・界幅二二cmの薄墨界が引かれている。紙は打紙していないが、地合は良く、紙厚は一〇〇〜一一〇 μ m程度。第二十三紙末〜二十五紙にかけて奥書がある。それによれば、貞応二年（一二二二）二月六日・元仁二年（一二二五）二月十五日・正平十六年（一二三六）五月などの本奥書を経て、最後に「右、從醍醐寺報恩院前大僧正寛済、雖為道教御自筆之／御秘本、依被借下於山城宇治郡山科妙智院、令書写訖／明暦元年（二六五五）〈乙未〉初秋廿一日」という経緯が伺える。寛済は江戸初期に東寺長者を勤めた僧侶で、妙智院は現在

の左京区に所在する天龍寺（臨濟宗）塔頭のことか。

中743-181 『縁起勸進文書』

多数の文書からなる卷子だが、その内容から見ても一括入手したものである。田中教忠が「勸進」・「縁起」というテーマで、入手した文書を分類・成巻したものと考えられる（詳細な構成に関しては、歴博目録を参照）。たとえば、①には「高山寺」印が捺されているし、②も同様の原所蔵が想定される。③については後述するとおり旧蔵主体を想定することが難しいが、高山寺（真言宗）が弘法大師像を造立しようとしたと想定すること自体には、疑義を生じないだろう。ただし、西大寺（④）・石間寺（⑤）・清涼寺（⑥）・醍醐寺（⑦）など、卷子の後半には明らかに別の寺院の文書が並んでいる。

①「長承四年（一一三五）正月二十四日地蔵堂結縁八講縁起」

地蔵堂結縁八講縁起

夫、以泰山積塵影峙青天、巨海容露波浴白日、從微□□／自然理也。今此八講趣者、先年比有一老僧名日暹、須其貧□／道傍無親知没後、遺財方丈草庵許也。爰一色僧徒悲愍□／孤窮、為訪其後世歟。運旧房於大場^マ辺、造一字湯屋、浴僦道／俗。経両三年之間、來客跡繁、憤柄塵飛。因茲、村僧僉議□□／像安置浴室、改囂塵之地、注伽藍之銘、梵唄表自供養／先畢。其後処无障難、人多嘉会、道俗結衆□立一大伽／藍、緇索^悉勦力、造地蔵菩薩像。以去保安三年（壬寅）二月十三日／展供養齋筵、開八講法肆（矣）。于時、紅露行々、林開千花、□／鳥皆々、風調五音。蘿縹^調薛納、展白眉列地、吳笛楚曲、□／竹響天、法会勝概、不可得而称矣。会畢人散、朝去暮來、／漸経旬月之間、寺側村中、有一人僮傭人男。姓妻名未広、／身有病、眼閉白日、口无味、神婦黄泉、途值官人名称／獄卒、著鎧甲執鉄杖者、其数八九許而已。追将行北、逃／遁無方、長居浜北、天王寺南。有一御車、僧形体甚尊

／貴、迥駕進來、乞于冥官、赦於未広之。含咲拭淚、謹問／僧住処。僧答云、我是和泉国日根郡近木村大湯地蔵／堂住僧也。其地形三古、其処備四神前、湛龍池砌湧泉。／上求菩提靈域、下化衆生勝地。我常常住此処、時々行観／山矣。語畢僧還。々畢夢覺醒悟之後、普告貴賤。聞知靈／驗長、今道俗欣然、弥致謹潔之誠。自爾以降、点青陽益春／黒月九日、号地蔵堂結縁八講、立親疎道俗結縁帳、全為／每年勤、永期未來際焉。四箇日裏拏^母香花□供養□□／之壇上八講会間、調塩梅、於施僧之床前、崛淨侶於□□／講難解難人之妙典。尋高僧於青溪、念仏前仏後之能化／事、埋白業誠、既鄭重存□級引福唐捐乎。唯願伽藍／住持地蔵薩埵、十八善神護法聖衆照察結衆中懷／現世万年、遠移南山之張、後生九品、近迎四刹之／月、法音長伝響統龍花（矣）。敬白。

長承二三年正月廿四日結衆等敬白

※冒頭「高山寺」（単榔方朱印）「台州三箱」（端裏）

下半に幅5cm程の変色帯が連続している。寸法は、縦三〇・二×横五二・九＋四六・〇cm。継目は順継で、幅〇・四cm。紙質に関しては、穴倉論文を参照。内容は、和泉国日根郡近木村にあった地蔵堂の結縁八講に関するもの。日根郡の近木は、古く『行基年譜』・古文書『平安遺文』二七四九）・和名抄などにも見える郷名である（小木・古木・近義などとも表記する）。平安中期以降の熊野信仰のなかで、熊野王子社が勧請され、郷内に鞍持王子（大字地蔵堂に所在した堂）などが建立されているので、それらを中心とした信仰のなかで起草された文章だろう。

③「仁安三年（一一六八）八月一日弘法大師等身木像造立勸進状」

勸進沙門（某）敬白

請殊蒙 満寺貴賤御助成、弘法大師等身／御影一体造立木像、安置釈迦堂、令百万奉拜／状、右、恩徳之至深者、無深於伝即身成仏之／法。利益之殊勝者、無勝於授真言最上之教。／爰当寺禅徒、深入三密修□□道、遍耀五／智円明

之光。故世被貴矣。人被重矣、是者／誰力、則仏法大□所□。渡湯々巨海、而凌／流布於万里之蒼波、過峨々重山、而留密／語於吾朝之東寺之□也。□大師者、本是／發光地之菩薩也、為仏經相交凡徒、今又／都率天之聖□也、鎮□□加護門跡。惣二天／之下、誰不奉帰依海□、況余流之輩、何可／無運恙合力哉。仍蒙滿寺尊卑之助成、造／等身木像之御影、將奉安置積迦堂、広令／礼敬道俗人。厥所願者、遍照金剛当寺仏／（紙継目）法、殊令繁昌止住衆徒、皆施法験、勝品極／位過分開徳、偏所□只在斯者也。尺絹／寸布二錢數粒、更不可嫌欲被奉加。譬／猶浮天之波、湊自一滴之露、凌雲之山、／積自一簣之塊也。專心以積功、致誠以立／願、何不成、何不遂乎。仍大小不論勸進／如件。敬白。

仁安三年八月日

第一紙（裏）が「源顕親解」（紙厚二一〇～二二〇㎜）、第二紙（裏）が「宗時申文」（紙厚九〇㎜）。二紙目の方が打紙の仕方が弱いようで、墨にややにじみが生じている。紙質に関して、詳しくは穴倉論文を参照。また上下に界線が引かれており、その間隔は天高二六（袖）／二七（継目）／二七（奥）cm、地高一〇（袖）／一一（継目）／一二（奥）cmの間隔である。界高は二五〇（袖）／二五二（継目）／二五三（奥）cmである。つまり、二紙の寸法は第一紙（裏A）で二八六×五一五cm、第二紙（裏B）で二九二×四九〇（+継目〇四）cmということになる。二次利用面の虫損は第一紙後半から紙継目に集中しており、紙の両端は比較的良好な保存状態である。

③裏A「院政期 前播磨守源顕親法名生蓮解」（後欠）

□随前播磨守正四位下源朝臣顕親法名生蓮解 申請 天裁事

請殊蒙 天裁、被下宣旨、任券契、停止僧行珍非道坊、礼□／四

条西洞院領地一戸主半状

右、謹検案内件地者、故権中納言□□卿私領地也。而彼卿□／去之時、所々家地等伝領其一也。而彼行珍妻字四条女依乞□／留所令居住也。

然間四条女死去之後、行珍以彼領地、称負物／相語俊資法師、寄入故中納言家成卿。于時雖触示子細□／彼卿、俊資法師為家成後見之間、得行珍語無其沙汰。其□訴申 鳥羽院庁之処、有御沙汰被召問彼卿後家之間、□指一紙文書、巧無美、陳申者也。仍其由□進陳状之処／近衛院御事出来、不遂其訴。凡田地領掌之道、以券契為□／生蓮帶公驗欲領知之処、行珍相語俊資法師、暗寄入□／知其理、今□舜日之化、民散多年之訴。望請／天恩、任券契被下 宣旨、停止行珍非道坊、欲被礼□／領地一戸主半矣。仍勒在状謹解。

源顕親（一〇八八～一一六〇）の播磨守としての任期は一一五一～一一五六年なので、本文書の作成年次は一一五六～一一六〇年の間ということになる。この想定は、本文中の「近衛院御事」（一一五五年）や、故権中納言重資（一一二二）、故中納言家成（一一〇七～一一五四）などの情報とも合致する。なお、本文書の年紀部分が現存していないのは、二次利用面の末尾に合わせて切断されたためである。

③裏B「院政期 高階俊成書状」

宗時申文進上之。今明臨／時除目、可仰之由、下人□／十□□候。召申候□由、進／上仰也。左右然者、為御沙汰可／令付職事御、尤可宜御歎。経／御沙汰可候之由、所令申／上候也。俊成謹言。／五月廿八日 阿波権守（花押）／謹上 左少弁殿

書止に見える「俊成」は、『兵範記』保元二年（一一五六）二月十二日条に「阿波権守（高階）俊成」と見える人物のことだろう。③裏A・Bの二通の文書は、いずれも一一五〇年代後半のものとして間違いない。二次利用面の仁安三年（一一六八）という年紀とも、整合する。

とすると、この二通の文書を保管していた主体は、この時期に弁官局に在籍し、仁安三年（一一六八）に「弘法大師等身木像造立勸進状」を起草する立場にあった人物ということになる。平治の乱で失脚し、出家した藤原貞憲（信西息）あたりの可能性が考えられよう。高山寺を中興

した明恵（高弁）は貞憲の実子であり、父の遺物を所持していたとしても不思議ではない。かなり推測が混じるが、とりあえず本巻子の①～③は高山寺文書で、そのうち③は明恵との縁から同寺に伝来したという可能性を想定しておきたい（ただし、③に付された訓点には、時期的にかなり下るものであるという印象を受けた）。

H-743-182 『近衛油小路地寄進及沽却文書』

本巻子は、いずれも内容的に関連のある文書が、奥から⑥↓①の順で、年代順に継がれている。最後に①で阿弥陀仏（どこの寺院）に「施入」（この時期によくある方式として、「寄進」の体裁を採った「売却」である可能性もあるが）されたことで、これ以降の売券は作成・連続されなくなり、明治以降にこれを田中教忠が入手したものである。ただし、継目裏の花押は連続しない部分があるので、連券作成後に一部の文書を抜き取ったか、一旦ばらして継目を化粧断ちしたと考えられる。ここで扱う⑤・⑥の二文書の原所蔵は判明しないが、後述するようにいずれの文書の場合も、ほぼ同内容の文書が別に存在する。この種の事例は他にも確認されるのであるが、これらと歴博所蔵のものとの関係は厳密な検討を要する。なお現状では、裏打が三重になっている部分すらあり、これまでどのような補修の過程を経てきたかも定かでない。紙厚は⑤で一三〇～一五〇 μm 、⑥で一三〇 μm 前後と推定されるが、これも正確な数値とは言いがたい。虫損のなかには、裏打まで及ぶものもあるが、連券化して以降は比較的良好な保存状態を経てきたようである。

⑤ 「承安二年（一一七二）九月二日 秦重延家地売券」（『平安遺文』三六〇五）

寸法は、縦三二・五×横五二・六（+端側継目〇・九）cmで、そのうち後半二〇cmは余白。打紙していない紙に、比較的濃いめの墨で書かれている。そのため墨継ぎ直前の箇所では、墨が水分不足でかすれている。簀

目は一五本／三cm程度か。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。文字は全文同筆。前後の継目裏に花押が三つづつ記されている。九～一〇cm間隔で連続欠損がある。また近接してシンメトリーな欠損もいくつかある。後者は連券にされる以前、各文書ごとに折本状に折ってあった段階で生じたものだろう。

なお『平安遺文』は、本文書と同内容の文書を「尊経閣文庫所蔵文書」として翻刻する。尊経閣文庫所蔵文書の方は、東大史料編纂所の影写本（『編年文書 伊「乾」」307136/187/1の一八～一九丁）を見る限り、歴博のものとは字配が異なっている（花押の形は、比較的似ている）。また尊経閣文庫所蔵文書の方も、継目裏に三種の花押が見えるが、現状では歴博のものとは異なり、前後に関連文書を含まないとすると、後世の写であろうか。

○活字本との異同

・「直^能米肆拾伍斛」↓「直能米肆拾伍斛」

・「永所売渡如件」↓「所売渡如件」

・「承安^式年」↓「承安^二年」

・④文書「文永十一年（一一七四）正月十二日 高階氏女家地売券」との継目には、文字五文字が記されているが、内容は不明。

⑥ 「仁平元年（一一五二）四月三日 藤原氏子家地売券」（『平安遺文』二七二六）

寸法は縦三〇・八×横五〇・三（+奥側継目一・〇）cm、後半一七cmは余白。当初はこの一通のみで巻かれていたらしく、表面の文字が裏面に墨映りしている。紙質に関しては、宍倉論文を参照。筆跡は花押以外は全文同筆か。料紙の全面に、七～八cm間隔で連続欠損がある。卷子状の状態の段階で生じたものだろう。内容から見ると、本来は東寺文書であった可能性がある。ただし現存する東寺文書に見える「氏子」・「氏女」の花押の中に、本文書と同形の花押は確認できない。なお「仁平元年四月

二十六日藤原氏子所領売券」(『平安遺文』補三二二・広島大学文学部所蔵文書)は、計五文字(後述)を除けば、本文書と全く同一文面であり、その関係は注目される。

○活字本との異同

・「藤原氏子所居住也」↓「藤原氏子所居住也」^{〔註〕}

・「売人藤原氏女」↓「売人藤原氏子」

なお⑤・⑥のいずれも、袖側の虫損が激しく、またその欠損は右側に継がれた文書にまで連続していない。つまり、裏花押を付して現状のように継がれる以前には、一枚ごとに巻かれていたと考えられる。

○『平安遺文』二七二六と補三二二との異同

・「限直乃米式拾式」石上品八丈絹式疋肆丈代乃米式拾石」↓「限直乃米式拾伍石上品八丈絹式疋肆丈代米式拾斛」

・「仁平元年四月三日」↓「仁平元年四月廿六日」

正43-183 『世諦文書』

木箱に「世諦文書(従永万二年/至永祿七年) 八通」と墨書され、卷子にもその旨が墨書されている(いずれも田中教忠の筆跡)。「世諦」は「世俗諦」の約で、「仏語。世間の心理。世間一般の常識または約束で真実とされるもの」(『日本国語大辞典』)だが、文書集の命名としては意味不明である。卷子の内容は東大寺文書(本文書)や東寺文書(丹波国大山荘関係文書)などからなり、本来の所蔵元は同一ではないので、単に「寺院旧蔵の文書集」の意と考えるのが妥当かもしれない。この一通目に、院政期の文書が含まれている。

①「永万二年(一一六六)九月十日二見坂合部田苺日記」(『平安遺文』補三四七)

寸法は、縦二六六×横四八七cm。四〇五cm間隔の連続欠損があるが、その形状は本卷子のこれ以降の文書と連続しない。端裏の部分、幅

四五cm程度が変色している。裏打が厚く(二重になっている)十分な観察ができないが、この部分が長く外側になっていた結果と考えられる。紙質に関しては、実倉論文を参照。

内容は東大寺領の豊井荘(大和国宇智郡二見郷・坂合部郷・大岡郷・大島郷などに展開)関係文書なので、東大寺からの流出文書と考えられる。なお文書末の自署は「信恩」でなく「信息」と釈読したが、もし「信恩」としても、東大寺に伝存する関係文書のうちにみえる、安元二年(一一七六年)の「僧信恩」の自署(『平安遺文』三七五九・三七六一・三七六〇・三七六二)とは、別筆である(これらの文書は本文・自署ともに稚拙な筆跡で、『平安遺文』補三四七とはあきらかに別人の筆である)。

○活字本との異同

・「二見坂部延貞名并御厨田苺日記(端裏)」↓「二見坂部延貞名并御厨分田苺日記」(端裏)

・「二見坂合部御厨分并御給田作稻等事」↓「注進 二見坂合部御厨分并御給田作稻等事」

・「已上卅三束(升定)」↓「卅三束(斤定)」∴「已上」の部分は、一字に読んだ方がよいように思われる。後出の「已上(斤定)」の部分も同様。

・「永万二年九月十日 僧信恩」↓「永万二年九月十日 僧信息」

正43-198 『古語拾遺』

『古語拾遺』は齋部広成が大同年(八〇七)に撰進した史料。本写本は四目綴で、寸法は縦二八二×横一九九cm、計二二丁からなる。字配は半丁八行、一行一六字。紙は打紙はしていないが、地合はともよく、墨のかすれは少ない。糸目は三六cm、簀目は細め、厚さは七〇mm。表紙には打付で「古語拾遺(全)」(墨)・「二上」(丹)などがあり、

コヨリによる大和綴だが、これとは別の紙コヨリが端側の真ん中あたりに残っており、現状は原装丁ではないと考えられる。何枚かの紙には、界幅一・八cmで押界六本（最大）が引かれている。料紙は、数枚の紙に同時に押界を作ろうとしたらしく、良く押し目のついたものと、そうでないものが周期的に混在している。それとは別に、縦方向にひっかき傷のようなものが連続する紙が多い（刷毛目か）。紙厚だけを見ても、何種類かの紙からなっていることは明瞭であり、その質も一定しない印象を受ける。ただしどの紙も、打紙はなされていない点で共通する。字配は、半丁七行、一行一五字前後。

外題に「菅芥集追善」と、その右下に「存阿本」とある。奥書には「斎ム云 祥一云々／享禄元九十四榜談読畢」とある。内容は願文集で、元暦二年（一一八五）～建仁二年（一一〇二）にかけての八通の願文が掲載されている。本書の性格や内容の詳細に関しては、中川真弓「国立歴史民俗博物館蔵田中穰氏旧蔵『菅芥集』について―付翻刻―」（『小野随心院所蔵の密教文献・図像調査を基盤とする相関的・総合的研究とその探求』大阪大学大学院文学研究科荒木浩研究室、二〇〇五年三月）を参照。

正43-212 『除日職事要抄』（蟬魚抄）

本写本の性格に関しては、従来、ほとんど注目されていないが、『長兼蟬魚抄』現存諸本の共通祖本に当たる写本である（高橋秀樹「解題 古記録」『国立歴史民俗博物館資料目録 1』歴史民俗博物館振興会、二〇〇〇年三月、初出一九九七年）。本書の性格や内容に関しては、時野谷滋「長兼蟬魚抄」（『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年八月）で要を得た紹介がなされ、また細谷勘資「『長兼蟬魚抄』と『魚書奉行抄』」（『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七年二月、初出一九九〇年）も補足的な考察を行っている。ここではそれらと重複しない範囲で説明を加えておきたい。

本冊子は粘葉装で、寸法は縦一七〇×横一六一・一cmの枡形本である。糊代は変色していないので、大豆ではなく米などに由来する糊を利用していているようである。ただしそのために、糊代部分のみが集中的に虫損を蒙っている。丁数は、「墨付数六十二枚」（六三才）とあるが、この丁まで含めれば墨付数六三丁となる（表紙なども含めると六六枚）。紙は表紙も含めて、すべて楮紙の打紙で、墨の乗りはとも良い（ただし、朱はやや流れ気味）。二三cm幅の糸目が全紙で横方向に走っている。紙を横向きに使っていることが分かる。紙厚は一〇〇～一〇〇μm（ただし第五十七～五十八丁のみ、一三五μm）。表紙も含めて、全丁に天高①一六・②〇五・③〇五・界高一四四cm（地界なし）の押界が引かれている。この押界は、各紙を二つ折りにした上で、一方の面からまとめて押している。字配は半丁八行、一行一八～一九字。このほか、「内官」三八才、上に朱点が三つ付いている）の部分では直前に縦折目が入っている。また四〇才までは、主な項目の上に一～二つの朱点が付されているが、四〇ウ以降の項目にはそれが一切付されていない。ただし朱点を付す作業が途中で放棄されたのが、親本の段階なのか、この写本作成の段階なのかは、定かでない。

現状で上下逆に貼り付けられ表紙の役割を果たしている紙は、そのシミの形状などから見て、もともと裏表紙の位置に貼られていたものと推測される。かつては本来の表紙が失われた状態が長く続き、そのために現在の一才が強く茶変する結果となったのだろう。なお一才冒頭には●（朱点）申文内覽奏聞事とあるが、この一才朱点は三つ朱点（三八才「内官」などの部分に付されている）の下位分類なので、現存一才以前に少なくとも一紙以上が存在し、そこに最低でも一箇所は三つ朱点が存在したはずである。おそらく本写本は、作成後かなり早い段階で前欠となり（＝表紙とその後の数丁が失われ）、現在の一才が表紙を兼ねる時期が続いた後、それを見かねた後世の誰かが白紙の連続する末尾から一紙を

剥がし、新たに表紙としてあてがったのだろう（前欠部分は、現存諸写本に共通するので、近世以前には現状のようになっていたようである）。その際（またはその後）、「長兼卿記（除目職事要）」（題簽、本文とは別筆）・「三条中納言藤原長兼卿／除目職事要抄／（永仁六年（一二九八）三月／三条権大納言藤原実躬卿／書写本）」（題簽・田中教忠の筆跡）などの貼紙が付されたことになる。

本書の内容は、藏人が各種の政務をどのように行いか解説したもので、先行する様々な儀式書から各種の記事を抜き出し、それに「案之」として私見を付す形式を採っている。たとえば「資仲抄」は、『本朝書籍目録』に藤原資仲（資平の次男、一〇一八―一〇八七）の著作として見える『青陽抄』（六卷）の逸文だろう（『除目申文抄』所引の「匡抄」が「青表紙」と称する典籍も、これを指すものか）。構成は源経頼・隆俊・経長らからうけた口伝や、小野宮右府命などからなっている。なお性格の類似する『除目申文抄』には「資仲抄」に関する言及が一箇所しかない、ほとんどを「資房抄」（資平の兄）からの引用でまかなっている点、やや奇妙である。あるいは、資仲抄が資房抄に大きく依拠しているのかもしれない。というのは、「資房抄」の引用する天元四年（九八一）十月記（これは『小右記』からの引用）・長暦二年（一〇三八）十月記・長暦三年（一〇三九）正月記・長久二年（一〇四二）正月記や、『口目抄』から又引きした長元四年（一〇三二）二月記（『小右記』）などは、そのほとんどが『除目申文抄』所引「資房抄」にも引かれているからである。

このほか引用件数の多い史料についてのみ概説しておく、「行成抄」は『行成卿除目小草子（葉子）』（逸書）のことだろう。藤原行成（九七二―一〇二七）の著した儀式書に関しては、西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について―伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』―」（『史学雑誌』107―2、一九九八年二月）などを参照。「匡房抄」は、大

江匡房（一〇四一―一一一一）の『江家次第』である。巻四の裏書などを中心に引用されている（Hiroseの項も参照）。「花園左府抄」は『秋玉秘抄』である。このほか「尻付抄」・「親信抄」・「官班抄」・「頼隆抄」などからの引用もある。

奥書には「本云／文永六年三月上旬比、加艾灸眠蓬／屋、于時借請侍中宮司（光朝）本、手／自書写之。此書長兼卿抄（云々）。／虫損之所々闕字畢。／右近衛権中将藤原（在判）（六一ウ・本奥書）・「永仁六年三月上旬比、日以滋野井中納言（冬季卿）／本書写之。県召除目奉行之時／可此抄物弘為加一見也。／藏人頭右近衛権中将藤原朝臣（花押）」（六一ウ・書写奥書）などがある。これによれば、本史料は藤原長兼（一一六二―一二一四）の作成した藏人の職務便覧を、鎌倉後期に書写したものであることになる。なお書写主体が写本を借りだした「侍中宮司（光朝）」とは、当時「藏人皇后宮権大進」（『民経記』文永四年十一月十日条）だった藤原光朝（一二三一―一二七三）のことである。一三世紀中頃の段階では、現役の藏人たちが実際に利用するマニュアルとして重宝されていたことが伺えよう。

一方、借り出した主体「右近衛権中将藤原」に関しては、この肩書が「文永六年（一二九八）三月上旬比」時点のものかどうかも含めて、検討する必要がある。こころみに文永六年（の三月以降）にこの地位にあった人物を『公卿補任』によって拾ってみると、久我具房・堀川具守・鷹司兼忠・九条忠教・二条経通・一条実家・西園寺実平など多数にのぼり、そのなかに閑院三条流の滋野井家（この写本は永仁六年（一二九八）の段階では滋野井冬季（一二六四―一三〇二）の手元にあった）と関係する家柄の人物は見あたらない。特定は難しいだろう。

ともあれ奥書によれば、文永六年書写本が滋野井家に伝来し、それを永仁六年に藤原実躬（一二六四―？）が書写したものが本写本ということになる（『実躬卿記』自筆本と比較しても、文字の崩し方などは比較

の類似している。実躬がこの時点で書写したのも、当時の肩書が「蔵人頭」とあるように、実際の職務上の必要からなのだろう。ただし、残念ながら『実躬卿記』は当日条が現存しないので、具体的な書写の経緯などは明らかでない。

このうち、本写本がどのような経緯を経て伝来したのかはハッキリしないが、内閣文庫本の慶安二年（一六四九）書写奥書によれば「源（久我）中納言広道」から藤原（油小路）隆貞（一六二二〜一六九九）がこの写本そのものを借りていることが分かるので、この段階で本写本は久我家の所蔵に帰していたと考えられる。『実躬卿記』の場合も、室町期のあいだに三条家から三条西家へと移動したようであるし「菊地大樹」『実躬卿記』自筆本の伝来・構成に関する一考察『東京大学史料編纂所研究紀要』一〇、二〇〇〇年三月）、この種の現象はあり得る話ではある。とりあえずは、明治期以降、これが久我家から流出し、田中氏の所蔵に帰したと考えておきたい。

現在、たとえば国立公文書館（内閣文庫）だけでも本写本を祖本とする写本が四種類も存在しているので、近世のうちには盛んに他家に借貸され写本が作成されていたらしいことが分かる。なお、そのうちの押小路家本は後欠で奥書がなく、坊城家本は久我家本↓油小路家本↓坊城家本と書写した旨が奥書から確認できる。南真経寺（日蓮宗）本や甘露寺家本には書写奥書がないが、この二本は意補・意改が多く、その字句の異同から見て、前者を親本とする親子関係にあるものと推測できる。いずれも田中本を祖本とする子写本と考えて良いだろう。

ちなみに先行研究においては、『魚魯愚抄』でこの本が『長兼蟬魚抄』として引用されることを根拠に、本書が藤原長兼の著作であると判断している。長兼が著者である蓋然性は低くないが、本文中からそのような情報が読み取れる訳ではない。実際、文永六年（一二六九）に藤原某の付した奥書によれば、すでに「此書長兼卿抄（云云）」という情報は、

口伝として残されたものにすぎなかったことが分かる。一四世紀中頃の『魚魯愚抄』の段階では、さらに茫漠とした情報しか伝わっていないはずである。

H-73-214 『祈雨読経』

寸法は縦二七四×横二九四（後補表紙）+二〇九（白紙）+三〇（内題）+四二九（第一紙）+四六四+四六六+四六四+四六五+四六五+四六六+四六六+四六六+四六五+四六七（第十二紙・奥書）+一五七cm（軸付紙）。軸は径〇七×長一八二cm。継目は順継で、幅は〇二〜〇三cm。糊は、色から見てデンプンか。墨界は、天高二五・界高二三三・地高一五cm。字配は不定だが、第二紙で一紙二六行・一行二二〜二三字で、第三紙で一紙二三行・一行二〇〜二一字。紙厚は平均して九〇〜一〇〇μm程度だが、紙によっては二二〇μmを越えるところもある。ただし、簀目・糸目が見えにくく、未叩解繊維が多いという点では共通するので、同じ機会に漉かれた紙と考えて良いだろう。表面を磨いてあるようで、墨の乗りはそれなりに良い。詳しくは宍倉論文を参照。

表紙には「（建久元年六月廿九日）／祈雨御読経（神泉苑／孔雀経）記／（永徳三年九月廿二日僧光瑜所書）」（外題、田中教忠の筆）とあり、内題には「祈雨御読経記 神泉孔雀」とある。なおこの内題が、原表紙の余白を切り捨てて、内題に転用したものであることは、裏側に本紙と連続する界線が見えることから伺える。第十二紙は全体を奥書記載のために用いており、そこには「一交了。／本云／仁治二年十月三日書了。／判／永徳三年九月廿二日於東寺宝泉院書了。／可謂証本者哉。／同廿三日一交了。金剛仏子光瑜生年廿五／校了」と書かれている。内容は、建久元年（一一九〇）に神泉苑で行われた祈雨御読経に関する記事である。

永徳三年（一三八三）にこれを筆写した「光瑜」は、永徳元年に「求法沙弥光瑜（生一／廿三）」（経巻奥書、『大日本史料』編年六一―二四）とあるので、延文四年（一三五九）生まれの真言僧と考えられる。「応永三年（一三九六）三月二十一日寄進状」（『大日本史料』編年七―一二）で、「光瑜阿闍梨追善要脚」として田地が寄進されているところから、これ以前には死去したようである。

H-743-215 『五宮灌頂日記』

後補表紙に「久安三年四月十日□／五宮（覚性法親王）御灌頂日記」（外題）とあり、見返①に本文と同筆で「五宮灌頂日記（上皇御撰）」（内題、旧表紙）とある。このほか、「紫金台寺御記／覚性法親王（鳥羽院／第五皇子）・上皇ハ鳥羽／新院ハ崇徳」などの付箋（田中教忠の筆跡）が貼られ、奥には「方便智院」と丹書（印ではない）されている。また、見返②には「或本云／宰相中将教長記」とメモされているが、これは以上の筆跡と別筆である。なお、見返①は見返②の端部分を表裏逆に貼り継いだものと考えられるが、現状で虫損の形状が直結しないので、本来、両紙の間にはある程度の白紙部分が存在したのを、おそらく田中教忠の入手時点で、その部分を切り捨て、現状のように直結させたものと考えられる。このほか、第七紙には「東寺以御寺本写入了／目錄経□□□」（丹書、本文への丹による書き込みと同筆）とあるが、末尾は虫損と糊がかりで読めない。

本紙には、天高二四・界高二二三・地高一九・界幅一九一・二〇cmの墨界が引かれており、字配は一枚二五行・一行一七〜一九字でほぼ共通している。各紙の寸法は、縦二六七×横二二九（後補表紙）+二二一（後補見返）+五二二（見返①）+一四六（見返②）+五〇〇（本紙①）+五〇五+五〇五+五〇七+五〇六+五〇四+六五（第七紙・奥書・旧軸付紙）+一三・六cm（軸付紙）である。軸は、径一・一×長二七・四cm。

なお全体のなかで、第七〜六紙にかけて、上下部分の虫損がもつとも激しいので、旧軸もかなり損壊していたと推測される。継目は、旧表紙以下、いずれも順継で、幅は〇三〜〇四cm。糊は色調から大豆糊と推測される。ところどころに、丹や墨による本文訂正や訓の書き込みが見える（筆跡は数種類ある）。

紙質に関しては、宍倉論文を参照。見返（旧表紙）は、①の方のみかなり変色しているが、これはこの部分が長く外側を向いていたからである。紙質自体は①・②ともにほぼ同じで、未蒸解繊維が多い特徴がある。また下方に横方向の深い引つ掻き線（刷毛目？）が多数見える。一方、本紙では旧表紙ほどに未蒸解繊維の混入は目立たないが、これとは別に切断された繊維の固まりが散見される。比較的良い墨の乗りから見て、本紙には膠を塗布していると考えられる。

本史料は「久安三年（一一四七）四月十日、仁和寺観音院灌頂堂において執行せられた、第五世紫金台寺御室覚性の両部灌頂職位の伝授にあたる伝法灌頂の次第を記す灌頂記」（後掲の小島論文）で、記主は藤原教長（一一〇九〜一一八〇以前）と考えられる（教長の履歴に関しては、高崎由理「藤原教長年譜」『立教大学日本文学』五六、一九八六年七月を参照）。田中本の親本は、仁和寺の現蔵する古写本の一つ（C本）と考えられるが、それらを用いた翻刻が、小島裕子『五宮御灌頂記』解題・翻刻（『名古屋大学比較人文学研究年報』一、二〇〇〇年三月）でなされている。なお、同じく仁和寺観音院で行われた灌頂の記録として、『仁和寺観音院灌頂記』（H-743-279）がある。

H-743-226 『後七日御修法記』

冊子二冊からなる。外題は左上に「後七日上」（H-743-226-1）・「後七日下午」（H-743-226-2）などと打付書され、右上には両冊ともに「東第十一箱」（朱）と注記がある。現状は粘葉装（上が一七枚・墨付三二

丁、下が二枚・墨付(二二丁)で、縦二六・三×横一六・〇cm。料紙には天高二・二・地高二・四・界高二・七・界幅約一六cm(つまり一丁につき八本程度)の押界が引かれている(裏側から押している)。また、上・下ともに冒頭に「方便智院」印(単榔朱方印、縦五・二×横一・九cm)が捺されている。紙質に関しては、宍倉論文を参照。なお漉目は簞目が縦方向に見える(九〇度傾けて使っていることになる)。この種の利用方法は、とくに寺院の典籍に散見される。紙漉きの際の叩解などの作業は、不十分である。字配は、上・下ともに半丁八行、一行一七〜一九字。

田中本のなかで、これと同じ高山寺「方便智院」の蔵書印がみえるのは、ここで扱っている『後七日御修法記』(東第一一箱)だけではない。これと同形の印が確認できる典籍の大半は、『五宮灌頂記』(東一三)・『後七日諸事』(不明)・『高野三股由来記』(東一四)・『龍供』(東七)・『法界名数解釈』(不明)・『尊勝法御修法記』(東一五)・『血脈』(東二三)か・『止風雨法』(東五)・『代々長者舍利勘計記』(東一)・『阿不幾乃山陵記』(東九)などのように、「方便智院聖教目録」(寛永書写)に保管箱名まで含めて目録化されている。金水敏「方便智院聖教目録索引」(『高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集(平成一一年度)』二〇〇〇年三月)も参照。

本奥書(下巻末)に「写本云/仁平二年(一一五二)十一月於勸修寺御房西部屋、以法/務御房御自筆本書之。/青龍末流智海本」とある。智海(興然)が寛信(勸修寺法務)所蔵本を書写した旨を記す奥書は、「仁平三年正月十六日注之、勸修寺住僧智海」(『後七日(私記)仁平三年』)・「仁平三年六月十二日於御房西部屋、以法務御房御草案本書了勸修寺住僧智海」(『小野類秘抄』『真言宗全書』三六)などとあるように、仁平三年に集中している。このことは、この時期に寛信の側から智海に対して、蔵書の書写を許可した結果と想定すべきだろう。智海(興然)の事跡に関しては、宮沢俊雅「興然年譜―高山寺識語年代記抜粋―」(『高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集(平成一〇年度)』一九九九年三月)を

参照。

なお「上」の末尾に「私云、已上請僧目録(在裏書)」と注記されていることから、書写に用いた親本は卷子装であったことが伺える。奥書は下巻にしか見えないが、上・下ともに筆跡は同じと考えてよいだろう。ただし、二冊のうちで「上」の内容は、現在『覚禪抄』(後七日下)として伝わるものと、ほぼ同一である。本写本の場合上下冊の筆跡が同一であり、仁平二年(一一五二)に筆写されている点を踏まえると、覚禪(一一四四〜一二三以降)の著作とは考えにくい。

それでは、この本の著者は誰であろうか。奥書に「勸修寺御房西部屋、以法務御房御自筆本書之」と明記されているところからは、「勸修寺法務」と称された寛信(一〇八五〜一一五三)の著作であり、これを書写したのが「青龍末流智海本」とあるように、覚禪の師である智海(一一二一〜一二〇三)だったと考えられる。本文中に引用される諸史料のうち、年紀の判明する史料で最も新しいのが保延三年(一一三七)なので、このように考えても問題は生じない。つまり『覚禪抄』は、覚禪一人が集積した情報というよりも、先人の蓄積を様々な形で取り込みつつ、形成されていった百科全書ということができよう。『覚禪抄』に関しては、近年、本格的な研究が進展しつつあり(上川通夫「覚禪抄」『如法尊勝法』解題)『真福寺善本叢刊三』臨川書店、二〇〇六年一月・中野玄三「真福寺本『覚禪抄』」『如法尊勝法』二九七、二〇〇八年三月など)、先行する関連諸典籍との影響関係に関しても、検討が進展している。

このほか、田中本のなかでの「智海」本から書写した旨を奥書などに明記する高山寺方便智院の旧蔵本としては、『後七日諸事』(H-743-15)・『尊勝法御修法記』(H-743-419)・『代々長者舍利勘計記』(H-743-442)などが確認できる。この種の本は高山寺にも多く残るが、歴博や阪本文庫などへと流出したのも少なくないようである。なお智海(のち興然)は、寛信の弟子で勸修寺慈尊院に止住した人物である。弟子には覚禪・

明恵・文覚などがおり、高山寺に関連典籍が伝来するのも明恵との関係からだろう。

本書の内容は、前述の『覚禪抄』とかなり重複するが、大体の項目において、こちらの記述の方が詳細である。たとえば、以下に挙げる『小右記』寛弘九年(一〇一一)正月十四日条逸文(従来、『後七日法并雜事』・『覚禪抄』などで知られていた部分には、アンダーラインを付す)は、『覚禪抄』ではほとんど省略されているが、ここではそれなりに端折らず引用されている。覚禪は『小右記』の同日条を引用する際、『小右記』の写本そのものを見たというよりも、師智海(興然)の著作に引用されたこの文章を見て、それを更に抄写したと考えた方がよいだろう。ここで取り上げた『小右記』だけでなく、覚禪が後七日(上・下・同又)の三巻で引用する諸史料(重寿阿闍梨記・寛助僧正記など)で、本史料と重複するものはこちらの記述の方が詳細である点を踏まえると、以上の想定は蓋然性が高い。ここで挙げた部分以外にも、これまで知られていない史料が引用されている可能性は十分考えられるが、本史料全体の詳細な検討は、とりあえず後日の課題としたい。

小野宮記云(抄)。寛弘九年正月十四日(云々)。大臣以下次/第参上御前(云々)。次衆僧参上。大僧正雅慶加持/香水了。次論議如例(云々)。上達部已下、執録如例充。/四点、事了退出。威儀師頼慶、進参議座東頭/簀子敷、申布施呪願。卿相云、年来不見之事/也。者後日間於頼慶云、申呪願恒例事也。但頗/進申之先也。隔数日、定澄僧都来、問此事云、/威儀師云座前申布施呪願者也。余重問云、/何布施。答云禄呪願者。後日見故殿天慶九/年御記、威儀師乍居座、称布施呪願。第一/僧綱呪願、共稱阿奈多不止(云々)者。

十四日夜、登御殿之間、左府以頭中将為通/被示云。禄後、可行呪願(云々)。諸僧着几子了、/相府仰威儀師行殿、可乞呪願云。行殿、依/不知子細、已以迷惑。相府譴責、可申布施/呪願之由、被教訓。

如形申上衆会人矣。/此事多年雖施左府教命殷勤也。予進/兀子前、呪願後朝、以覺敏差遣。此文、被/施才字歟。

このほか、本史料の全文は、松原智美「真言院十二天画像小考—金沢文庫保管『寛信法務後七日法記』の紹介を兼ねて—」(『金沢文庫研究』288、一九九二年三月)に翻刻されているので、ここでは省略する。この金沢文庫本では、先掲した仁平の奥書に続けて、「治承元年(一一七七)三月二日、此書儲之写本理明房(智海・興然)本也/青龍末流覚禪本也。」「時也元応三季(一一三二)孟春廿三日、於相州鎌倉佐介松谷文庫(松谷寺)にあつた文庫)二千石書閣、就金沢長老(釧阿)貴命、書寛信法務秘抄。/浮雲客 無弔」とある。つまり、寛信—智海—覚禪—無弔という転写過程が確認できることになる。実際、元亨元年(一一三二)における釧阿(称名寺二世)の蔵書の一部を記した目録には、「後七日二卷(一卷浄土院/一卷勸修寺) 御七日二卷(寛信法務)」(元亨元年八月二十五日 浄土院辟寛抄箱入日記)『鎌倉遺文』二七八四一)などあり、同年(元応三年一月二十三日)に書写した本書の存在も、明記されている。またこの奥書からは、本書が当時、「寛信法務秘抄」と呼称されていたことも確認できる。

なお松原論文では、同内容の写本が高山寺や東寺にも伝来する旨の指摘がある。たとえば『高山寺経蔵典籍文書目録』の高山寺聖教類(第二部)一八九にみえる「後七日作法下」(卷子)には奥書がないが、原表紙の記載などから、本史料の下巻と同一内容の史料であると考えられる。また『国書総目録』によれば、真福寺に「寛信法務後七日御修法記録」(建久十年写)と題する卷子があり、これも関連する可能性がある。

本写本の成立年代に関しては、川瀬目録が「平安末期」、歴博目録が「鎌倉中期」とする。いずれもその根拠を示していないとはいえ、前者は仁平の奥書を書写奥書ととらえた結果で、後者は本写本の上巻が『覚禪抄』と同内容なので、その成立以降の書写と想定した結果だろう。全体の誤

字・脱字・略字などのあり方を見ても、田中本が金沢文庫本よりも親本に近い写本であることは明白であり、これを智海本そのものとする前者の理解が妥当のように思われる。ただし紙質調査を行った穴倉氏によれば、「これだけ料紙の流し漉きの技術が落ち着いているところを見ると、もう少し後の時期の紙である可能性も想定される」とのことである。

H-743-231 『令集解』

『令集解』は養老令に関する諸法家の注釈書を集成したもので、平安前期末～中期初頭にかけての時期、惟宗直本によって編集されたと考えられている。活字化は新訂増補国史大系（吉川弘文館）のなかでなされており、また全文データベースが明治大学古代学研究所のHPからダウンロードできる（底本は宮内庁書陵部所蔵の鷹司家旧蔵本）。

本写本は四目綴の冊子装で、寸法は縦二八三×横二〇七cmで、計三五冊からなる。伝来の詳細に関しては、吉岡眞之「田中本『令集解』覚書」〔『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四年一月〕を、書誌情報に関しては石上英一「令集解 田中本」〔『令集解六』臨川書店、一九九九年九月〕を、それぞれ参照。すでに貴重典籍叢書（臨川書店）のなかで全文の写真が公刊されているので、体裁の確認などは容易である。紙は打紙してあり、厚さは五〇～五五 μ mとやや薄めである。地合は良く、糸目は四cm、罫目は二三本／3cm程度。墨は濃いめで、かすれなく良く乗っている。字配りは、半丁六行、一行一四～一六字（以上は、第一冊のデータ）。

金沢文庫本を祖本とする写本の一つで、かつて新訂増補国史大系本の活字化の際に底本とされたものである。その正確な書写時期やその背景などは不明だが、おそらく近世前期から中期にかけての成立と想定される。近世後期には蔵書家として知られた山田清安（薩摩藩士、一七九四～一八四九）が所蔵していた。彼の死後、第三者の手を経て、明治期に

は田中教忠の所蔵に帰し、現在では歴博の管理下にある。古写本の乏しい『令集解』の場合、本文校訂を行う際、重要な役割を果たすべき写本の一つと位置づけられている。

H-743-260 『高野三股由来記』

内容は、高野山金剛峯寺の建立場所を定めたと伝えられる三股（三鉦）に関するもの。宮内庁書陵部の九条家本に含まれる「高野三股記」〔『高野三股記』図書寮叢刊伏見宮家九条家旧蔵諸寺縁起集』宮内庁書陵部、一九七〇年三月〕とは、かなり異なる構成である。高山寺（方便智院）旧蔵の典籍であるが、これを収めるために田中教忠の作製した袋が『輿地誌略 四篇 阿西亞オセアニア（修静館、明治十年）の転用であるところを見ると、入手時期（寺外流出時期）は明治一〇年前後と推測される。粘葉装で全四丁からなるが、前半の二丁（墨付）と、後半の二丁とでは、紙質が異なる。いずれも地合にムラのある楮紙だが、前半は打紙されており、後半は糸目四cmほどの生紙。また、前半では未蒸解の、後半では未叩解の繊維が多く含まれている。詳しくは穴倉論文を参照。表紙には「高野秘抄三股由来記」（外題）と、「東第十四箱」という墨書がある。

二ウの墨付末尾に「方便智院」（五一×一九cm）の朱方印が捺され、その脇に「一校了」とある。なお、前半の紙は、高山寺旧蔵典籍（H-743-181や286）のなかにかくつか含まれる「高野紙」の特徴を有する事例の一つである（穴倉氏による）。寸法は縦一七二×一五三cmなので、枳形本と分類してよいだろう。本文には、天高一六・界高一四〇・地高一六・界幅一六～一七cmの横界が引かれている。字配りは、半丁八行・一行一～一二字。

H-743-261 『表白集』（第四）

現在、『表白集』として伝存する写本は、大別して十二巻本と二十二

巻本の二種類がある。本写本は、そのうちでも前者の巻四に当たり、院政期の表白文一三通を掲載している。十二巻本は、藤原信西一門や藤原式家と関連する仁和寺の僧侶たちの間で集積された表白文を編纂したものとのされ（牧野和夫「鎌倉初・前期成立二二巻本「表白集」伝本の基礎的調査とその周辺——「類聚」ということ——附知見新出安居院系唱導書類の紹介並びに補記数条」『実践国文学』35、一九八九年三月）、同時代における他の類似する編纂物と比べ、極めて整然とした構成を有している特徴を持つ（山本真吾「十二巻本『表白集』の成立をめぐる——京都女子大学図書館蔵本——『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院、二〇〇六年一月、初出一九八七年）。なお巻四は、真福寺本の写真が公刊されており（真福寺善本叢刊一一）、その解題では所収する表白文一三通それぞれの詳細な解説もなされているので、参照されたい。

本写本の表紙には外題がなく、内題に「表白集第四 塔供養（付泥塔）・堂供養・鎮壇」と記されている。また、田中氏の作成した袋には「表白集第四^{欠本}」と墨書されている。寸法は、縦一五七×横一五六cmの枡形本（三目綴の綴葉装）で、計四四丁からなる。紙質に関しては、宍倉論文を参照。天高一七・界高一二・五・地高一六・界幅一・八cmの押界が引かれており、半丁に七行・一行に九〜一一字の字配である。なお、綴代の上から一七cmの部分に墨点が連続するのは、各丁に押界を引く際の始点であろう。この種の墨痕や針穴は、古典籍を修理する際に散見される（櫛笥節男『宮内庁書陵部書庫渉獵』おうふう、二〇〇六年二月）。このほか、本文の全体に、墨と丹で訓や点などが書き込まれている。そのうちの丹は、首書と同じ色調である。

本写本は、東寺に現存する『表白集』（計一一冊）と一具だったもので（奥田勲「表白集 十一帖」『東寺観智院金剛藏聖教の概要』京都府立総合資料館、一九八六年三月）、十二巻本表白集で巻四を存する六本の写本のなかでも最古・最良の写本と位置づけられるものである（牧野淳司「十二

巻本表白集」（巻第四）解題」『真福寺善本叢刊一一 法儀表白集』臨川書店、二〇〇五年六月）。ただ東寺所蔵本の包紙に「宝蓮花寺亮尊上人真蹟也」とある点は、留保すべきであろう。宝蓮花寺は室町期の東寺文書のなかに散見される寺名である。また亮尊は、東寺長者を勤めた亮禪の愛弟子で、宝蓮花寺に居住していた。師の死に臨み、經典などを授けられている（『伝灯広録』）。もしこの表書が正しいならば、この表白集は室町期の書写ということになるが、断定はできない。

四一七三-274 『大刀節刀契等事』

本史料に関しては、すでに川尻秋生「国立歴史民俗博物館所蔵『大刀節刀契等事 小右記中右記抜書』——政事要略・詐偽律・日記逸文」（『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年二月、初出一九九七年）が検討・翻刻している。ここでは、その成果を念頭に置いた上で、補足的に説明を加えておきたい。

本紙は七枚で、その寸法は縦三一六×横二七七（表紙）+一四四（白紙）+四七五（第一紙）+四七七+四七六+四七七+四七七+四七六+二九三（第七紙）+一一・八cm（軸付紙）である。継目はいずれも順継で、〇二〜〇四cm程度（ただし形状は不定形で、多くの場合、継目の化粧断ちや継直痕が目立つ）。シミの間隔は、第七紙で三〜四cm、第一紙で九〜一〇cmの間隔。ただし、第七紙（奥）で虫損が途中で切れていることを踏まえると、元々はもう少し幅があったと考えられる。本来は第七紙の奥に軸が貼り付いていたのかもしれない。現在の軸は、径一・五×長三三・二cmである。

現外題は、田中教忠によって後補されたものである。現内題（旧外題）が本来の外題であり、これは改装の際に表裏の向きを張り直されている。なお本文と現内題の筆跡は別筆なので、これも後になって付与されたものと考えられる。字配は、一紙一八〜一九行、一行二二字前後。

なお、表紙の次に続く「白紙」は、本紙とは紙質が異なり、シミなどの形状も連続しないが、本卷子の全体に散見される虫の糞がこの部分にまで及んでいるので、ある程度昔から継がれていたものと考えられる。

紙は、一枚目で不明確な点もあるが、その他はすべて同じ簀（糸目二二cm）で同時に漉いた紙と考えてよい。紙厚は九〇〜一〇〇 μ mで共通する。叩解・塵取の状態は、並である。なお、現状で全体に茶変しているのは、漂白不足だけでなく、後天的な要因（軽微な焼損）にもよるのではないか。全体にやや軽めの打紙がしてあり、そのために墨のじみ・かすりは少なく、乗りは良い。紙質に関して、詳しくは穴倉論文を参照。

正743-276 『神泉苑請雨経御修法記』

外題（後補表紙）に「永久五年六月勝覚権少僧都神泉園請雨経御修法記（及）図」とあり、内題に「於神泉園、永久五年六月／請雨経御修法記 片表二有図」とある。後者は田中教忠の筆跡と異なるので、彼の入手以前に付されたものと思われる。このほか、本紙の端裏に「 \sim 蘭傍書英筆金剛金剛王殿御記（花押）」と記されている。

軸や紐はなく、ただ丸められている。寸法は、縦三〇〇×横一九八（後補表紙）+四〇（内題部分）+四二二（白紙）+五五四cm（本紙）。このうち内題の部分は、糸目の幅（三二〜三三二cm）や墨痕などから見て、近世文書（署名や画指が付された仮名交じりの文章）の上端を切つて転用したのと考えられる。本紙は袖側の上下が欠損しているので、本来はこの部分が直接外に面していたと考えられる。紙質に関しては、穴倉論文を参照。なお、本紙の表裏で墨色は似通っているが、筆跡が同一かどうかは微妙である。

内容は永久五年（一一一七）六月十四日に始まった請雨経法の際の記録。現状では、指図を表に、本文を裏にしている。『祈雨御修法日記』

（正743-124）も同行事の記録なので、参照されたい。

正743-279 『仁和寺観音院灌頂記』

寸法は、縦二六八×横三二七（第一紙）+三九五+三九七+三九八+三九七+三九八+三九八+三九七+三九二（第九紙）+四八二cm（奥、軸なし）。天高三〇・地高〇七cmの薄墨界が引かれている。字配は、一紙二〇行、一行二一字。

内容は、第一〜七紙に寿永元年（一一八二）の灌頂記が、第八〜九紙に保延六年（一一四〇）の灌頂記が、書かれている。筆跡は、いずれも同筆。前者は「観音院恒例結縁灌頂記（寿永元年）」（『続群書類従』巻七五七）と同内容で、その抄出と考えられる。後者は未活字化である。紙の叩解・塵取は不十分で、打紙などはなされていない。紙の糸目は三五cm、簀目は並（第七紙で確認）。

正743-281 『醍醐山上円光院文書』（上）

本文書群は、醍醐寺円光院からの流出文書と考えられる。円光院は、応徳二年（一〇八五）に藤原賢子（白河中宮）を願主として醍醐山上（上醍醐）に建立された院家である。明治以降、敷地内にある賢子などの陵墓が宮内省の管轄とされた際、この院は撤去されており、そうした過程で所蔵品が寺外流出した可能性が想定される。山上の院家の所在地などに関しては、山岸常人「上醍醐寺絵画図と上醍醐の院家の遺跡」（『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四年二月、初出一九九六年）を参照。

醍醐寺関係では円光院のほか、山上の弥勒院・慈弥院をはじめ、慈命院・無量寿院・理性院・報恩院・地藏院・三宝院などの旧蔵品が、田中教忠の所蔵に帰している。田中が醍醐寺からまとめた量の典籍・古文書を手入していることは、すでに荻野三七彦「中世の画指」（『日本歴史』

国宣承知、依宣行也」

・「右少弁藤原朝臣（在判）」↓「^五少弁藤原朝臣（在判）」

・^六「^{裏書}不備之／大嘗会哥場所并標曳人夫事、相尋寺家之処、貞応之時／全不召遣之由、令申候也。得此御意、可令披露給候□々□□。」

／七月廿五日」（文書奥：全体を見せ消ち）：『平安遺文』なし

⑤「久寿二年十月十一日 官宣旨案」（『平安遺文』未収）

寸法は縦三〇・八×横四八・二cm。④とは紙の色調が全く異なる（④は焼けた感じで、⑤は白っぽい感じ）。④と同程度に、叩解・塵取がおこなわれている（詳しくは、宍倉論文を参照）。

「^{弁宣}□□大嘗会米免除 久寿二^十□十一」（端裏）

「〇」

左弁官下 近江国

応任先例免除醍醐寺円光院領柏原庄宛課／大嘗会雑事等事

右得彼院所司等去九月廿七日解状備。謹検案内、円／光院者堀川院先

帝之母后前中宮職之御願也。庄又／官省符之仏地也。仍勅事・国役一

切未勤来、証／文等顯然也。而有 勅時之時、国司無左右雖出切符、

／先例更以不動之。然在庁之習、以不其勤之符案為／例、毎^{抹消}度勅事

如此注上之条、為寺大訴也。就中大／嘗会役者、去康治年中^殊休下 宣

旨^{承を上書} 永 所被免／除也。望請 天恩、任先例被免除役者、満寺／

請僧等弥抽一心之懇念、奉祈万歳之宝祚者。／権大納言藤原朝臣宗能

宣。奉 勅、依請者。国宣／承知、依宣行也。

久寿二年十月十一日 ^{左大史}大史小槻宿祢（在判）^{師経}

右中弁藤原朝臣（在判）^{朝隆}

正743-285 『仮名消息』

田中教忠が、仮名文書を集めて成巻したものの。大半の書状には年紀がないが、前半の六通の裏の経論に「建仁元年（一一〇一）十月廿日書之」

とあり、この部分に関しては院政期後半の書状という可能性も想定されるので、概略を紹介する。

本卷子は、全体で七通の仮名書状と四通の女房奉書からなるが、ここで取り扱うのはそのうちの書状六通である（他に関しては、歴博目録などを参照）。この六通は、いずれも同じ冊子の一部として再利用されたもので、二次利用面には仏教の教義を問答形式で解説する文章が続いている。この冊子は、本卷子に一次利用面を復元された部分以外は、行方不明だが、余白に冊子装だった段階の丁数と思しき数字（現状では、一次利用面の関係とは無関係に、「十」から「廿四」までバラバラに見える）が記されることや、現状で確認できるのが計二二条であるのに、奥書には「已上百三十七条」とあることなどから、本来は四〇五〇丁からなっていた冊子と推測される。

その料紙とされた仮名書状は、いずれも元々は縦三〇×横四五cmほどの寸法だったようである。これを横に細長く切断した上で、縦に二つ折りし、袋綴の冊子本にしている。綴目は、大きな穴が二つと、小さな穴が四つあるので、時期によって異なっていたと考えられる。

この種の小型（恐らく縦一五×横二三cm程度）の冊子は、中世の仏教関係の史料には広く見られる（『五寸四方の文学世界―重要文化財「称名寺聖教」唱導資料目録―』神奈川県立金沢文庫、二〇〇八年五月）。なおこの冊子を、仮名書状を表にした卷子に再改装した主体は不明だが、もし田中教忠であるとする、冊子の残りの部分も現存する可能性があるだろう（ただし書状⑥の上半がないところを見ると、教忠の手に至った時点で、すでに現状に近い形状だった可能性が高い）。

参考までに、仮名書状の第六紙までの寸法を掲げておこう。なお書状は散らし書きで、また文字の崩しが激しいこともあり、内容はほとんど判読できない。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

書状① 上段（縦一四・一×横四六・〇cm） 下段（縦一四・〇×横四五・五cm）

書状② 上段(縦一四〇×横四五七cm) 下段(縦一四二×横四五七cm)
 書状③ 上段(縦一四〇×横四五五cm) 下段(縦一四〇×横四五五cm)
 書状④ 上段(縦一三八×横四五八cm) 下段(縦一四〇×横四五三cm)
 書状⑤ 上段(縦一四〇×横四三三cm) 下段(縦一四〇×横四四〇cm)
 書状⑥ 上段 なし 下段(縦一三九×横四五三cm)

H-743-286 『私領地讓手継文書』

卷子の冒頭には「佐佐貴六角大屋形印」(縦五四×横五七cm、朱印)が捺されており、ここから本卷子を構成する諸文書は六角氏の旧蔵文書と判明する。六角氏は古代近江で佐々貴を名乗っていた一族で、鎌倉期までに京都の六角東洞院に居住するようになったことから、「六角」を称するようになった。この卷子に張り継がれた文書群は、六角氏の手元でその本拠地の所有権を保証する文書として、保管されていたと推測される。前記の印は、他の利用例が確認できないとはいえ、中世六角氏の宗家が重要な所蔵文書に捺印したものと考えてよいのではないか。なお六角氏の当主が「大屋形」を名乗るようになるのは中世中期以降なので、この印もそれ以降の時期に行使されたものだろう。

張り継がれた一二通の文書の詳細に関しては、歴博目録を参照。本卷子は、本体部分(①～⑩)における最新の讓状の年紀が一三世紀末で、奥の二通(⑪・⑫)を合わせても一四世紀末の文書までしか含まれない。しかし、新しい文書が端側に位置する順序(後述)と、冒頭に六角氏の印がおされていることをふまえると、ほぼ現存の形状のままで六角氏の宗家に長らく伝来していたと考えるべきだろう。ある段階以降は、六角氏の一族の内部で継承され続けたため、新たな文書が張り継がれなくなったのだと思われる。織田信長の侵攻を受け、南近江周辺における六角氏の勢力が崩壊した後、子孫は徳川家の旗本として続いていくが、明治以降に田中教忠によって入手されている点をふまえると、本卷子は江

戸に移った子孫の元ではなく、近世の段階では京都周辺に残っていたと考えた方がよい。あるいは「此文書、藤原氏女一期後者、可返改之事也」(裏書)とある段階で、文書が六角氏から出て、別のところに流出した可能性も想定すべきだろうか。

本卷子には、『鎌倉遺文』未収(①・同二三二(②)・未収(③)・未収(④)・『鎌倉遺文』三一九〇(⑤)・同二三三〇(⑥)・未収(⑦)・『鎌倉遺文』三二一(⑧)と並び、その後には『平安遺文』四二七〇(⑨)・同四二三五(⑩)が並び、最後に応永三年(一三九六)の文書が二通(⑪・⑫)並ぶ。構成からすると、①～⑩は卷子奥から年代順に張り継がれたもので、⑪・⑫の文書とは別の伝来と考えられる。なお⑦と⑧の間のみ逆継である。また①～⑩は②を除き、奥から順に年代順に並んでいる。⑪・⑫は、いずれも応永三年(一三九六)の文書である。

墨色・筆跡からいって、⑧～⑨は同時に写されたと考えられる。⑧～⑨とその前後(⑦・⑩)は墨色が異なるが(後者が濃い)、筆跡は同一である。一気に写したのではないとしても、また現在張り継がれている順に写したのではないとしても、①～⑩は同一人物が短期間に写したものと考えるべきだろう。一方、⑪～⑫は筆跡・墨色・紙継の各面からいって、⑩までとは別の人物がこの二通を同時に写したものだだろう。①～⑩と⑪～⑫が元々は継がれていなかったことは、⑩奥の欠損が⑪に連続していないこと、⑩と⑪の間のみ継目裏花押がないこと、⑩の奥に剥取痕があることなどからも確認できる。

①～⑩を写した時期は、①(正嘉二年、一二五八年)以降で、裏書の年代(明德元年、一三九〇年)以前である。ただし、裏書と表の筆跡は異なっているため、明德元年よりもある程度前のことかもしれない。なお十枚目の裏には「十九枚内」とあるので、この記載が加えられた段階では現存の一〇通に加えて、更に九通の文書が継がれていたことが判明する。ただし、各文書のなかだけで完結する連続虫損が少なくないの

で、当初は継がれずにバラバラに巻かれていた可能性が高い。なお、始め卷子状にした際には①～⑨のみであったのが、後から⑩がみつかり、継ぎ足されたという印象がある（⑨の奥に、継目裏花押を付すためのスペースを確保するために5cm幅の白紙を継ぎ足している）。ちなみに糊代の形状（糊色・幅・丁寧さ）などから考えて、⑨を構成する二枚の紙は、前後の文書と張り合わされる以前に、すでに継がれていたと考えられる。第二紙は完全に白紙だが、文書を作成した段階で、すでに継がれていたと考えるべきだろう。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

⑨（二枚からなる）「元暦二年（一一八五）八月二日 大江某家地売券案」（『平安遺文』四二七〇）の寸法は、縦三〇七×横三九〇+五〇cmで、継目は〇二～〇三cmである。糸目は三五cm、竇目は一四本／三cm。利用の際に十分な表面加工を施さなかったため、墨はかすれ気味の上に、繊維の内部に沈んでいる。二枚の紙の継目は米糊か。一方、⑨と⑩の継目は色から見て大豆糊。また⑩（一紙）「元暦二年（一一八五）三月二日 宮道景親家地売券案」（『同』四二三五）の寸法は、縦三〇五×横四三六cmである。糸目は三五cm、竇目は一四本／三cmと、⑨に同じ。⑨と⑩は同時に写されたものではないが、紙自体は同じ工房の同じ竇で漉かれたものかもしれない（紙厚は、いずれもほぼ一二〇～一七〇μmの範囲で変動する）。墨は全体にかすれるが、⑨ほど沈んでおらず、比較的濃いめに見える。『平安遺文』との異同を挙げておくと、前者（『平安遺文』四二七〇）の「合巻戸主」は写本では合わせ字で、裏書「此文書、藤原氏女一期後者、可返改之事也（花押）／明徳元年午」は『平安遺文』には翻刻されていない。また、後者（『平安遺文』四二三五）の裏書「此文書、藤原氏女一期後者、可返改之事也（花押）／十九枚内、明徳元年（午歳）」（傍線部分は一旦抹消した上で、脇に書き直している）も、『平安遺文』には翻刻されていない。

中733-298『顕広王記』（応保三年（一一六三）～治承二年（一一七八））
白川伯家ののは、顕広王（一〇九五～一一八〇）が長寛三年に神祇伯に就任して以降、息子の仲資王（一一五七～一二二二）をはじめ代々伯を世襲した家柄である（系譜などの詳細に関しては、今江広道『神道大系論説篇一 伯家神道』神道大系編纂会、一九八九年一〇月・久保田収『伯家の成立と分流』『神道史の研究 遺芳編』皇学館大学出版部、二〇〇六年一二月、初出一九七五年・小松馨「白川伯王家の成立」『神道宗教』116、一九八四年九月・吉井良隆「伯家の神祇崇敬について」広・西両宮史の一考察―』『神道史研究』48―3、二〇〇〇年七月などを参照）。伝来した古文書・古典籍類は、明治初期まで伯家に体系性を保ったまま保管されていたようである。しかし明治年間うちに当主の自筆日記は流出したらしく、大正十年（一九二二）に家蔵品が宮内省に一括献上される以前に、田中教忠の手へと渡っていた（ただし、教忠が伯家から直接入手したとは断定できない）。

明治以前の白川家には、歴代伯の自筆日記がかなりの分量、残されていたようである。そのうちのどれだけを田中教忠が入手したのかは、明らかではない。また彼の入手した写本類は、その老衰以降、田中家から多数流出しており、歴博の所蔵に帰するまでにどの程度目減りしたかもハッキリしない。結局、伯家記録の場合、歴博の収蔵庫に『顕広王記』（H-743-296・七巻）・『仲資王記』（H-743-298・八巻）・『業資王記』（H-743-314・五巻）・『忠富王記』（H-743-299・四巻）などが部分的に現存するのみで、その他の巻の所在は不明である。

なお、いくつかの王記に関しては、曾祢研三『続史料大成二 伯家五代記』（臨川書店、一九六七年八月）に活字化されている。しかし、その底本は陳雅王（一一五九～一一六六）の作成した抄本である（おおよそ二割程度しか抄出していない）。原本そのものからの翻刻は、いまのところ、未刊史料を読む会編『正安三年業顕王西宮参詣記』（同会、

一九九八年三月)や、高橋昌明・樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』 応保三年・長寛三年・仁安二年卷」(『国立歴史民俗博物館研究報告』139、二〇〇八年三月)などのみである。

各巻の外題・内題などの記載に関しては、歴博目録に譲る。なおそれに補足しておく、外題の下には「第壹」(丹)などの記載が田中教忠の筆跡で書かれている。また、各王記の巻一のみに付された内題は、原表紙を裁断して転用したもので、それぞれ縦一四・八×横三・六cm(顕広王記)・縦一四・二×横三・九cm(仲資王記)の紙を台紙に貼り付けている(この部分は打紙されておらず、本紙と別筆である)。また顕広王記の巻一では、本紙端裏に「応保三(□□□) 顕広王記」とある。紙質に関しては、宍倉論文を参照。『顕広王記』各巻の寸法や、構成などに関しては、以下の通りである。

① 応保三年卷 縦二八・七×横四三・二(後補表紙) + 二二・九(白紙) + 五五・九(第一紙) + 五五・五 + 五五・六 + 五五・六 + 五五・五 + 五五・九(第七紙) + 三〇・六cm(軸付紙)。軸は径一・〇×長三・〇四cm(以下の各巻も同様)。この他、第五紙と第六紙の間に、四〇・六cm幅の後補紙が挟まる(第一〜五紙が正月一日から三月二十六日まで、第六〜七紙が十一月二十七日〜十二月三十日まで)。継目(順継)は不定形(たとえば第一〜二紙の間では〇・二〜〇・七cm)だが、平均して〇・三cm程度。ただし、多くの継目で継直痕が確認される。全体に焼損が連続する(第一紙で一八cm、第三紙で一五cm、第六紙で一〇cm間隔)その他、第一紙冒頭ではフケ(湿損)に起因する欠損が激しい。焼損の原因となった火を消す際のものだろう。なお、全体に天高①三・四・②五・七・③二・四・④二・四・界高一・二・四・地高二・四・界幅二・六〜二・七cmの薄墨界が引かれている(この規格は、最大で〇・二cm程度の誤差こそあれ、顕広王記・仲資王記の各巻ではほぼ共通している)。

② 長寛三年卷 縦二九・〇×横四三・五(後補表紙) + 二二・〇(白紙)

+ 二四・七(目録) + 五〇・〇(第一紙) + 五四・六 + 五四・七 + 五四・八 + 五四・九 + 五五・〇 + 五四・七 + 五四・七 + 五四・七 + 五四・七 + 五四・七 + 一六・七 + 八・〇 + 四六・二 + 四二・二 + 五四・七 + 五四・七 + 五四・八 + 五四・八 + 五四・三 + 五四・四 + 五三・七(第二十三紙) + 一七・八cm(軸付紙)。

継目(順継)は幅〇・三〜〇・四cm幅でほぼ共通する。ただし、第十三〜十四・第十四〜十五の継目では、逆継で幅〇・五〜〇・六cmである。元々、第十二〜十五紙は一紙であったのが、何らかの理由から分断され、再接続されたものと考えられる。なお、この他にも多くの継目で継直痕が確認されるので、以上の継目は本来のものではない(本来の糊は大豆を原料とするものだったらしく、その痕跡は部分的に残っている)。白紙の後の目録部分は田中教忠の筆跡ではないが、本文とも別筆で田中氏入手に前に付されたものと考えられる。具注暦には朱による書き込みのほかに、一部、丹による書き込みや字句訂正が見られる(校正作業の際のものだろう)。第二十三紙の奥に二cm幅の変色帯があるのは、旧軸付部分だろう。第二・五・七・十・十六・二十一〜二十三の各紙に裏書がある。概して簡略な記載に止まる本文に対し、裏書はかなり詳細であり、冒頭の「目録」の記載も、これに対応している(なお以下の各巻では、冒頭の欠損などもあり目録は現存しない。また裏書の内容の充実度も、本巻と比べると、やや劣る巻が少なくない)。

③ 仁安二年卷 縦二八・三×横四三・〇(後補表紙) + 四四・〇(白紙) + 三四・八(第一紙・前闕) + 五二・八 + 五二・五 + 五二・三 + 五二・三 + 五二・六 + 五二・七 + 五二・七 + 五二・八 + 五二・七 + 五三・〇 + 五二・三 + 五二・七 + 五三・〇 + 五三・〇 + 五二・九 + 五三・一 + 五二・四 + 五三・一 + 五二・九 + 二四・七(第二十四紙) + 一五・七cm(軸付紙)。継目(順継)は、いずれも〇・三cm幅で共通する。ただし、部分的に継直痕も確認される。裏書は、第二・五・六・八・九・十六〜十八紙に確認される。

④ 承安四年卷 縦二九・七×横四二・五(後補表紙) + 四七・四(白紙) +

現状で軸はないが、奥に茶変帯（幅一五cm）があり、かつて軸と接続していた大豆糊痕と考えられる。主に下方の欠損対策と思われる化粧断ちのため、上下幅は当初よりもかなり減っている。原表紙から第二紙にかけてと、第三紙の前半は破損が著しく、いずれも下方の三分の一はほぼ失われている。また、全体に欠損部分を保護する目的で薄紙小片が貼られており、それが文字を読みにくくさせる要因となっている。四紙とも打紙ずみである。いずれの紙も糸目（三七cm）の間隔が共通しており、同一の簀で漉かれたものと考えてよいだろう。また何ヶ所か、行間による傍書がある。

①「元永元年（一一一八）八月権少僧都勝覚解案」〔第一、二紙の表側〕

権少僧都法眼和尚位勝覚解 申請 院庁裁事

請被蒙 庁裁、停止阿闍梨良雅押妨延命院執行□□

副進

応令氏人進退延命院事 宣旨卷通

応令阿闍梨返渡延命院印并文書等 宣旨□□

院主任補老紙

右、謹検案内、醍醐山之上在一宇堂舎、名曰延命院。是大納言／正三位元方卿之建立也。者子孫相繼為檀越、致婦依之□□／斯院主・檢校供僧之職等、皆依氏人最補任來処也。贈僧都／元方、大僧都元杲、少僧都元真者、本願元方卿所令補之院主・檢校也。大法師雅胤・明信・定観等三人者、大納言從二位□□□□／補也。仁海・僧都成尊者、中納言從二位重尹卿所□□□□□□／逝去之替、氏人少納言藤原公経朝臣、以大法師寂円□□□□□□／之職。爰権僧正範俊、為凡僧之時、称有成尊之讓狀□□□□□□／相論之日、依彼斯之訴訟遣実檢 宣使、委被札理非明決訴□□□□／被下応令氏人進退延命院事 宣旨。範俊尚不返送印文書□□／是以寂円 奏聞件由之処、被下応令範俊返送延命院印文書等／等 宣旨畢。仍彼式通 宣旨所副進也。者任公経之奉、

寂円執行／院務年尚。寂円逝去之後、依同公経之奉、僧都義範執行院務□□□□／之後、又公経以阿闍梨頼昭令執行。爰法眼法□□□□／（紙継目）

執行不受氏人之任補之間、頼昭以件由、訴申故撰政大相国之処、大相国被定下任氏人拳頼昭可執行之由畢。仍所領掌也。□□□□／依氏人拳、令補執行之職条顕然也。何□□□□□□□□□□／改易哉。而権僧正

範俊、去康和之頃、□□年雖論□□、議押以執□□／被伏彼威不能 奏達。範俊逝去之後、公経一男散位藤原□□□□／以為氏人、依義範之例、以勝

覚令補任院主職□□任補所副□□□□／当尔早経 院奏、領掌年尚。又章綱

拳阿闍梨賢覚、令補檢校／之職畢。院主・檢校相並、是承前之例也。而阿闍梨良雅、為賢□□□□／奏達被押妨延命院執行之由者、雖似愁、賢

覚実訴於□□。／倩案事情、重廻徴慮於延命院、在五口供僧。是依院□□

□□／所令補任也。於範俊者、依氏人前越前守□□□□／之□□／僧之職畢。者未補執行之官、押以領掌条、頗雖非道理、□□□□／為供僧之職、依職

位高大有一分之由。至良雅者、元氏人□□□□／供僧亦不補執行。年薦

職位、共未至□□雖□□□□□□□□／者不能執行之是例也。何況彼僧正範俊、以威在押領者也。□□□□／俊何有讓与弟子之理哉。然則、於良雅訴申者

□□之政途□□／其理矣。望請早任道理被停□□□□非道□□□□／不墮於地弥奉祈 天下太平由。仍勒在状、謹以□□

元永元年八月 日 権少僧都

※本文一・一一・一六・二八・一九の各行冒頭に、朱合点がある。
※アンダーラインを付した文字は、丹書で挿入

②「康和二年（一一〇〇）四月二十五日阿闍梨頼昭解案」〔第三、四紙の表側〕

『平安遺文』（一四二八）に「三宝院文書五十一」として収載され、

また『醍醐寺文書』（一一一六九）にも活字化されている。『平安遺文』と比べて欠損部分（本写本では、前半部分で下方の三分の一が失われている）が大きく異なることもあり、全文を翻刻し、『平安遺文』との異

同部分に関してはアンダーラインを付す。なお、田中本には『平安遺文』に見える端裏書がない。また、本文六行目で『平安遺文』にはある「私領者」の三文字もない。

醍醐寺延命院檢校阿闍梨燈大法師位□

請殊蒙 院裁、任道理被停止、号有権少□□／公観□□

右、頼昭謹檢案内、件院師資相承執行□□／頃、権律師義範、称故

権少僧都成尊弟□□／所相論也。仍各訴申於公底之処、任道理□□／

由、被 撰政家仰已了。随別令執行之間□□／而今件笠取庄備故□海

僧正私領□□／相妨之条、極以非常也。実彼僧正、年来□□／其訴哉。

加以件庄、天慶五年元方卿□□／貞子手、買取所施入寺家也。然者何

仁海僧正私領哉。以之／謂之、謀計之旨既顯然也。抑当院□□可成荒廢

地、頼昭□□／力加修造、不足之処、申請榮爵、致改造之功矣。望謂

院裁、／且任道理、且依先年 宣旨、被停止権少僧都範俊□道／妨

者。将仰道理之貴、弥奉祈 天下安隱之由。仍録事状、／謹解。

康和二年四月廿五日阿闍梨燈大法師□

※本文「笠取庄備」(五行目)：はじめ「笠取東庄」と書き、「庄備」と傍書。

「施入寺家」(八行目)：残画を图示した上で、「入敷」と朱書する。

「謀計之旨」(行目)：残画を图示した上で、「之敷」・「旨敷」と朱書する。

③「延久六年(一〇七四)八月三日藤原公経解」(裏側)

第一紙裏の部分(『平安遺文』補一七六・「醍醐寺文書」一一一六七に相当)は、紙に直接文字が書かれず、透き写したものを上から貼り付けている。寸法は、縦三五・二×横四三・八cm(第一紙)＋一七・二(第二紙)＋〇・四cm。なお写された文書の外郭(枠線が描かれている)は縦三三・〇×横五四・五cm。透写紙は雁皮と楮(少量)の混合で、厚さは三・三mm(楮の繊維幅とほぼ同じ薄さ)。穴倉氏によれば、この種の薄紙を漉く際、雁皮繊維のみでなく、楮を少量混合すると、紙漉きの際に簀から剥がしやすくなるそうである。この透写紙の末尾には「以下欠失」と付記され

ている。つまり写を作成した時点で、すでに本文書の前半と後半は分離していたことが分かる。形状が写された虫損には、四cm間隔のものと、六cm間隔のものがある。

これとは別に、第二紙以下には連続する内容の文書を写されている。

両者は全く筆跡が異なるので、別人によって別の段階で写されたものと

推測される(筆跡は、透き写し部分を除き、奥書を含めて①②③すべて

同筆と考えられる)。なお『平安遺文』は出典を「醍醐寺文書」とするので、

両者は兄弟関係にある写と想定されよう。この文書と同内容のものが、

「醍醐寺史料」二函一六(前半)・同九三函一五(後半)として収めら

れている(西二〇〇七)。本文書は、これらから作成した写の可能性もある。

『平安遺文』はこの後闕の文書を翻刻する際、その年代を延久五年

(一〇七三)と想定した。しかし、これに関しては関連文書や登場人

物の官職から、「承保元年(一〇七四)三月上旬以降、同六月以前」

とする想定が提示されており(土谷恵「小野僧正仁海像の再検討―撰開期

の宮中真言院と醍醐寺を中心に―」『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、

一九八七年二月)、後闕部分の確認からはこの想定の上しさが実証された

ことになる。

・前半部分(「藤原公経解」『平安遺文』補一七六)の『平安遺文』との異同

事書部分「正五位下行少納言兼侍従安芸介藤原朝臣公経解」(『平安遺

文』)↓「正五位下行少納言兼侍従安芸介藤原朝臣公経解 申 進

申文事」(本写本)

「草非別堂矣」(『平安遺文』)↓「専非別堂矣」(本写本)

・後半部分(「藤原公経解」『平安遺文』補一七六の後闕部分)

門之内撰才操、欲令守護者、僧正乍置寂円讓与先□□／寂円相伝範俊・

仁海・成尊等、与公経如人□□／重案事情、公経縦為氏人、不可必察

仏法之□先師修□□／亦不悉秘密之事。爰謂年膺之次第、寂□□雖高

昇□□／範俊已當仁。何者、顯密弟子之中有人室□□／子非入室、非

写瓶、範俊年騰雖下、天性雖□也。為成尊□之弟子、纔伝弘法大師一門之密語。以之言之、謂背彼僧□一門之中器量相同者、□置受次第讓□所職哉。是則公経偏依寂円之語、相巧矯飾之□^(等)□^(官)／官符所指也。抑 先朝從儲幸之始、至禪□之刻、先師成尊□御願久抽勤節。若依彼余慶、何亦無殊□理□哉者、宜令公経弁申子細者。謹檢案内、範俊陳狀云、若一院之□字之外、有別堂舎不此限。然而五字之外、更無別堂舎。□^(仍知)、曼^(茶)／羅堂是本院也。此言非也。何者、曼茶羅□所□^(西)□之名也。於延命院者、本奉造立如意輪像之寺也。以彼称訴人所信。何況其堂見在載^(官)官符。又七間経蔵、本是仁海僧□也。依置法門道具、名曰経蔵、以法門道具□□□□□□□□□□治。自然破壞之後、便加觀音堂之修理了。其由住山故□并下寺□所具知也。僧坊三字者、一字在彼堂□其殘□旧跡自存□／範俊以三間曼茶羅堂、為七間経蔵、以□延命院□□□□／詐偽之甚、未嘗有焉。仁海僧正申成官符之處、為表其憚氣^(仮)□於上之一堂其實在、下之別院長占居之故也。曼茶羅寺是也。□之^(紙継目)其流記唯注下寺、不載上堂。況於延命院□文可謂至愚也。重案彼流記、寛徳二年仁海僧正所記也。云畢□寺一院、在山城国宇治郡四条下小野郷、右以長暦二年三月五日□官符為御願寺已了。觀音堂一院、右本願国□御□鎮護国／家、以天徳年中草創也。延命院、右壇越大納言元方卿所造立□／両院者、是則師資相伝門跡者。然則曼茶羅寺已為御願□院不為御願之由、已顯然也。於是範俊不悟官符之□記之文、猥以成訴訟曲、不実之至也。長暦以後、無其□之□者公経所進之任符、寧非証文哉。供僧常有數其欠、故□^(檢)校、久無其闕。故無任符供僧、云檢校、云氏人、同所補来□／円之条、住山之上年騰共高、早從仁海而受法、豈非□乎。就中、彼僧正系図記云、仁海弟□其數雖多多、可住山者略十有余人。雖云住山者、顯密修學者、存慈悲喜捨之心、修理堂舎全□

／如此之□可被補所司。至于供僧、大門徒之中、以名僧可被□也。是大底也。万事皆悉大壇越之最而已。今範俊已非住山之者、何称当其仁乎。仍勒事状、重弁申如件。謹解。
延久六年八月三日 正五位下行少納言兼侍從安芸介藤原朝□^(臣)／
※「置受」の部分、「至置文」の「至」文に見せけちを付け、「受」と丹で傍書。「載^(官)官符」の部分、「如意輪」に見せけちを付け、「載^(官)官」と丹で傍書。
・表面奥書(丹) ②の奥に配置
右頼昭言上之記者、文化十□^(三)年四月□九日、不存□所□／随喜也。余同五月十二日新写□本紙ナリ。本紙裏ウチ申虫食遇半私□／之誠ニ難知者□ヲアリマ、ニ写□カリニ而□□書了。／虫食同様ニ写雖有恐懼、不□令遂新写之□。／同六月十二日
※「難知者□」の部分に、「ムシクイ」と注記し残画を記していることをふまえると、この奥書は後に写されたものと考えられる(つまり本奥書)。裏面の奥書を記した際のものか、あるいは裏面の奥書も含めて、第三者によって書写されたものなのか、判断の難しいところである。
・裏面奥書(丹) ③の奥に配置
道永私云。此一紙、或聖教箱(ヨリ)取出。故法務前大僧正(杲観)可有御写得之心得(ニ而)有□／雖愁写得之儀(も)不見。仍道永続其志、令新写者也了。
文化十三(丙戌)年六月十二日 宝□□□^(眼力)道永(花押)
この奥書に見える「道永」は、文化年間という時期から考えて、醍醐寺理性院の道永である可能性が高い。田中教忠が理性院から典籍類を一括入手したことは、川瀬一馬「教忠翁の古書・古文書蒐集と考証雑記について」(『田中教忠蔵書目録』私家製、一九八二年一月)に指摘されている通りである。つまり、本写本の旧蔵元は醍醐寺理性院だった可能

性を想定すべきだろう。理性院は真言宗別格本山で、醍醐寺五門跡の一つに数えられる院家である〔村田健一「理性院本堂」『醍醐寺大観三』岩波書店、二〇〇一年二月〕。もとは醍醐寺延命院の所蔵であった文書を、近世に写したもののようである。なお、田中本「吉田定房消息」（京都国立博物館に現蔵）は理性院宛なので、本卷子と一緒に入手されたのかもしれない。

延命院は醍醐山上（上醍醐）に所在し、笠取東莊などを支配した醍醐寺の院家である。「本願大納言元方卿建立也。又云尊師（醍醐寺を創建した聖宝）建立御住所僧坊」（『醍醐雜事記』巻二）とされるように、その起源は古い。当初の規模に関しては「延命院／僧正聖院任住所延命堂一字僧房、付属贈大僧都元方。元方弟子大僧都元杲造加観音堂一字。元杲弟子仁海造曼荼羅堂一字并大鐘一口。高四尺云々」（『真言諸山符案』続群書類従）巻八二三とあるが、平安期を通じて次第に規模を拡大したようである。平安末頃までに三宝院に吸収され実態を失ったが、それまでは別述した円光院などともに、山上で重要な役割を果たしていた。延命院の三宝院への吸収過程や、その際に生じた対立のなかでここで扱う三通の文書が作成・提出された具体的な事情に関しては、西弥生「醍醐寺三宝院の創建と上醍醐延命院」（『年報三田中世史研究』14、二〇〇七年一月）を参照。

なお、本卷子に収められる三通の原文書は、「文治二年（一一八六）四月八日 醍醐寺文書目録」（『鎌倉遺文』八三）の延命院関連文書の一通として挙がる「良雅与賢覚相論宣旨等一卷廿九枚」のなかに含まれていたものに相当すると考えられる。なお三通の文書に見える人間関係理解の前提として、『醍醐雜事記』（巻第二）にみえる延命院の歴代執行に関する記載を挙げると「贈僧都元方 大僧都元杲 少僧都元真 大法師雅胤 大法師明信 大法師定観 僧正仁海 少僧都成尊 大法師寂円 権少僧都義範 法眼静意 阿闍梨頼昭 権僧正範俊 権少僧都勝覚 権

少僧都宗命 前少僧都禪寿 大僧都乘海」のようになっている。

五-73-298『仲資王記』（安元三年（一一七七））（建暦三年（一一二三））伯記の性格に関しては、『顕広王記』（五-73-296）の項を参照。各巻の寸法などは、以下の通りである。なお前巻の場合と同様、各巻の外題・内題などの詳細に関しては歴博目録を、紙質に関しては宍倉論文を参照。

①安元三年巻 縦二九三×横四三〇（後補表紙）+二三二（白紙）+四四二（第一紙・最大幅）+一一七+四一七+五一三+五一六+五一七+五一七+五一三+五一三+五一六+五一七+五一八+五一八+五一六+五一四+五一三+五一二（第二十紙）+一七七cm（軸付紙）。軸は径一〇×長三〇・四cm（以下の各巻も同様）。第一紙は欠損が激しいので、最大幅を掲げた。また第二紙は幅が短い、第一紙とは界線の幅が微妙に異なるので、もともと別の紙と考えられる（第三紙とは連続するか）。この第二紙を除き、各紙の奥裏に縦二五×横二〇cmの卵形の墨印が捺されている。これは、『顕広王記』安元二年巻（五-73-296-15）に見られる小型花押と同一の機能（出荷の際の紙の品質保証）を果たしていると考えられる。第二十紙の奥には幅七cm程度の変色帯があり、これは旧軸付部分だろう。どの紙にも裏書はない。継目（いずれも順継）は全体に〇・四cm前後だが、不定形の部分も多く、〇・二〜〇・五cmの幅で変動している。ただし、継直痕が何ヶ所かで見られるので、この幅が当初の形態をどこまで残しているか疑問もある。

②文治五年巻 縦二七七×横四三六（後補表紙）+四三八（白紙）+四九九（第一紙）+五〇四+五〇二+五〇六+五〇五+五〇二+五〇六+五〇七+五〇六+五〇七+五〇七+五〇六+五〇五+五〇七+五〇六+五〇六+五〇七+五〇三+五〇五+五〇二+五〇四+四三二（第二十二紙）+一七五cm（軸付紙）。継目（順

毎に異なるが、それ以外にもかなり不規則に入り交じっている。Cの書写部分と、D(一部)に打紙されたものが混じるほか、あまりよい紙は用いられていない。伝来に関しては、本奥書しか記されておらず判然としないが、川瀬目録によれば中原職忠・同職直などの書写本と同包されていたことが分かるので、歴博目録の想定通り「平田家旧蔵」としてよいだろう。

正743-336-17 『後三条院御即位記』

計三〇丁からなる五目綴の冊子。寸法は、縦一七九×横一九七cm。表面に界線が版木で印刷してあり、その規格は、天高四〇・界高二二六・地高一三・界幅一七cmである。外題には「(後三条院) 治暦四年御即位記」とあり、その筆跡は本紙冒頭の目録で「後三条院御即位／治暦四年記類」(傍線部分は別筆で後補)とある部分の後補部分と同筆である。そのあとの目録(一オ)には「外記／大殿御記 土記／経信 匡房／雑抄(無益)／後三条院」とある。本文は二オから始まる。紙は打紙してないが、地合は悪くなく、墨のかすれも少ない。糸目は三六～三八cm、竇目は細め、紙厚は七〇μm。

内容は、治暦四年(一〇六八)の後三条天皇の即位に関する記事を、諸記から抄出したもの。全体で六部分からなる(構成の詳細は歴博目録を参照)が、そのうちの五部分目まで、つまり二七ウ二行目までの部分は、『群書類従』(巻九一)に収載されている。それ以降の、「雑記抄／御即位(付以前雑事)」として五月一日から八月二日までを挙げる部分は、載せられていない。

正743-315 『藤原常房願文』

「弘仁九年(八一八)三月二四日藤原常房願文写」である。冊子装(表紙十二丁、紙縫による大和綴)で、縦二一三×横一九二cm。第一紙は、

やや厚手の紙をそのまま用いている。第二～三紙は、薄手の紙を二つ折りにして用いている。打紙はなされていないようである。紙の繊維は横方向だが、漉目も横方向なので、単に横向きに綴じているだけである。かつて、縦に二つ折りにして保管していたようだが、これが何時の段階かは不明。字配は、半丁九行、一行一四～一八字。

本奥書に「写本云、以済恩寺御筆本書之云々。範果之。／永万二年(一一六六)正月三日於勤修寺理趣院(□□)(二オ)とあり、書写奥書「元禄六(癸酉)年梅尾惣寺密部／諸物出以序書写畢。／沙門智海」(二ウ)とある。「範果」は醍醐寺の僧であろうか。とすると、済恩寺本(大和国添下郡)↓醍醐寺本↓勤修寺本↓高山寺本という順序で書写されたものと想定できる。

なお高山寺には、一一七函一六号(『高山寺資料叢書17 高山寺古典籍纂集』高山寺IV部、東京大学出版会、一九八八年二月による)に同内容の文書があり、本奥書がそれと一致するところからみて、元禄六年(一一九三)にこれから写したと考えられる。本願文に関しては、本文の翻刻も含めて、山本真吾「高山寺蔵「藤原常房願文」の文体について—弘法大師空海作願文の文体的特徴との比較—」(『平成十七年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』二〇〇六年三月)で詳細な検討がなされている。

正743-347 『三宝院法流嫡末等事』

内表紙を含めて計一八丁(うち墨付一七丁)。外題に「三宝院法流嫡末等事」と、内題に「三宝院法流嫡末等事 賢耀僧正草案歟」とある。保元～永暦頃の醍醐寺座主職補任の経緯などを記す。奥書からは東寺の賢耀(一三三二～一三九四)が起草し、同じく東寺僧の厳助が大永二年(一一五二)に書写したものと分かる。鎌倉末期から南北朝期にかけて、両統迭立のなかで三宝院の継承に問題が生じていたことに関しては、辻善之助「両統対立の反映として三宝院法流嫡庶の争」(『日本仏教史之研究

続編上』金港堂書籍、一九三一年一月）を参照。

本写本は醍醐寺理性院の旧蔵典籍だが、東寺と醍醐寺の間では所蔵品の混交が生じていたことに関しては、橋本初子『醍醐寺文書』のなかの東寺関係史料（『東寺文書に見る中世社会』東京堂出版、一九九九年五月）などを参照。当然、借貸も盛んであった。たとえば『曼荼羅供略記』（醍醐寺所蔵）の奥には、「以嚴助僧正本、令書写畢。／准后義演」とあり、醍醐寺の義演がかつて嚴助の書写した本を東寺から借貸して書写したことがわかる。

中43-351 『弓削島庄住人等解等三通』

文書三通からなる卷子で、いずれも東寺流出文書と考えられる。ここでは、そのうち古代の二通に関して言及する。

①「永万元年（一一六五）七月十九日伊予国弓削島庄住人等解」（『平安遺文』三三六一）

寸法は縦三三〇×横五三五cm。現状では、端裏（御外題）以下の部分）は、表裏逆に張り直されている。打紙などはなされておらず、そのため表側の文字はややかすれる程度だが（水分が多めのところではややにじむ）、端裏書などはかすれが激しく極めて読みにくい。紙厚は一〇〇〜一二〇μm程度。紙質に関しては、宍倉論文も参照。部分的には、田中氏による裏打以降に生じた虫損も見える（上半に四ヶ所の連続虫損）。天地ともにほつれが生じているので、化粧断ちはほとんどなされていないと考えられる。ただし文書の奥には、刃物で切断したとおぼしき切断面があり、東寺に所蔵されていた段階では、別の文書と継がれていた可能性が高い。内容的に見ても、「東寺百合文書」八（『平安遺文』三三五・三三九・三四一八などの弓削島庄連文書からなる）の冒頭から剥がし取られたものと推測される（写真観察によれば、同巻冒頭部分には約〇五cm幅で別文書の切断片が現存する）。なお、本文奥に四

cm、袖に一〇cmの空白がある。元々、袖判を受ける予定で字配しているものだろう。行取りは、二五〜三五cmの間で変動するので、糸野などの行取り用具は用いていないと思われる。行頭の字高も、後ろに行くほど下がっていく傾向にある。

○活字本との比較

・「御外題」の脇に□□□□（字句不明）。端裏書の筆跡は「東寺百合文書」八の各文書と同筆の可能性が高い。鎌倉期のものか。

・受領外題の「国衙所役」の部分は、上書。下の字は「所」字か。

・受領花押の形は、『平安遺文』三三九・三四一八（おそらく藤原信隆）とは異なる。本文書は藤原定隆のものと考えられる。花押の比定

に関しては「花押カードデータベース」（東京大学史料編纂所HP）

を、この時期における伊予の国司・知行国主などに関しては、畑野順

子「伊予国弓削島庄における「住人等解」結合の時代的意味」（『内海

文化研究所紀要』27、一九九九年三月）などを参照。

・本文の「兼不蒙此」の部分、擦り消しの上に濃い墨で書く（ただし

本文と同筆）。

②「保延三年（一一三七）三月九日某紛失状」（左京職職判）

寸法は、縦三二・一×横五九五cm（後半二五cmは空白）。袖奥ともに、継目痕と思しき帯状の変色部分がある。端裏の下方（一ヶ所）と、奥裏の真ん中（二ヶ所）に継目花押の残画がある。天地ともに、おそらくは化粧断ちされていない。紙厚は場所によっては一八〇μmにも及ぶ。かなりの厚紙。チリは少なく、地合も悪くない。打紙などはなされておらず、墨のかすれが目立つ。紙質に関しては、宍倉論文を参照。虫損は、上方と中程で六〜七cm、下方で八〜九cm間隔で見える。いずれにしても、かなり長い連券の一部をなしていた段階で生じたものと推測される。

内容は『平安遺文』二三〇一の後半（『平安遺文』四七〇六と重複）に相当する。前半は、お茶の水図書館（成篁堂文庫）に所蔵される。成

寶堂所蔵の前半と自然剥離した状況で、①・③と同時に入手されたものとすれば、おそらく東寺文書だろう。ただし成實堂文庫の所蔵文書は、その大半が東大寺・興福寺のもので占められており、東寺文書はほとんど含まれていない点、不審はある。

○活字本との比較

・署名「藤原」と「監物藤原」は、それぞれ別筆。

なお参考までに言及すれば、本巻子の三通目の「観応元年（一三五〇）十月十五日敷地売券」（『大日本史料』六一―四一―三二四）は、「静住寺」から「藤原氏女」に左京七条の土地を売却した際のものである。静住寺に関しては詳らかでないが、「天台座主宮令旨案」（東寺百合文書レ―三三八）が「静住寺方丈」宛であり、室町期の東寺関連寺院と想定される。

H-743-353・H-743-369『掌中歴』

『掌中歴』は、一二世紀前半に三善為康（一〇四九―一一三九）が編纂した百科全書。『続群書類従』に活字化されている。歴博には何種類かの写本があるが、そのうちH-743-353は、表紙に「掌中歴」（打付外題、本文と別筆）とあり、内題に「掌中歴 卷上」（四才）などである。五目綴（現状で綴糸はバラバラに切れているが）の冊子装で、計四三丁からなる。字配は、半丁二行、一行二七〜二八字。紙は、糸目五三cm、竇目の幅は並。打紙されており、紙厚は五五mm。「今出川蔵書」印（一才、縦四四×横四三cm、朱方印）が捺されているので、菊亭家の旧蔵典籍であることがわかる。田中本のなかには、このほか『文鏡秘府論』（H-743-36）・『未来記并雨中吟』（H-743-47）などにも同印が見える。詳しくは、H-743-36の項を参照。

このほか、『掌中歴』の写本としてH-743-369などもある。表紙には「掌中歴 全」（打付外題、本文と別筆）とあり、また内題に「掌中歴 上（付序）」（一才）とある。綴方は、紙縫で大和綴。寸法は、縦二七三

×一九四cmで、計四一丁からなる。紙は打紙せず、糸目は三四cm、竇目は細め、紙厚は一一〇〜一三〇mm。一三丁までと、それ以降とではや紙質が異なるようだが、筆跡や半丁八行の字配などは一貫している。「堤家蔵書」印（一才、縦三七×横三七cm）が捺されており、堤家の旧蔵品であると分かる。

H-743-365『簾中抄』（上）

『簾中抄』は、平安後期に原態が成立した故実書、あるいは百科事典である。『二中歴』・『拾芥抄』など後世の辞書・事典の撰述に際しても有力な参考資料とされた。その成立に関しては、『本朝書籍目録』に見える記述などから、藤原資隆が八条院のために作成したものと考えられている。「簾中」が貴婦人の敬称で、本文が仮名交じり文であることも念頭に置けば、その種の女子のために作成されたものという点は間違いないだろう。成立時期は、嘉応元年（一一六九）〜承安元年（一一七一）の間と推定されている（熱田公「解説」『冷泉家時雨亭叢書四八 簾中抄 世事典・年代記』朝日新聞社、二〇〇〇年六月）。

本写本は、そのうちの上巻を書写したもので、紙縫で大和綴した冊子装（包角あり）。寸法は、縦二七九×横二〇四cmで、計八四丁。表紙には「簾中抄」（打付外題）とあり、内題などはない。一才に目録が、二才以下に本文が写されている。字配は、半丁一〇行、一行一八〜二〇字。紙は、糸目三五cm、竇目はやや細め。紙厚は九〇〜一一〇mmの幅に分布するが、この差は打紙の仕方による。近世の地合の良い紙である。「藤波家蔵書」（一才、縦四三・横一八、朱方印）があるので、藤波子爵家の旧蔵品であることが分かる。

H-743-366『浄蔵法師伝・源親房公伝』

縦二七・一×横一九五cm、五目綴の冊子装で、計三五丁からなる。紙

は打紙されておらず、墨はややかすれ気味。紙厚は平均して六〇〜六五mmの範囲に収まる。字配は半丁一〇行、一行一八字。裏表紙（裏張）に和歌（？）が逆向きに張り込まれている。外題には、本文と別筆で「浄藏法師伝／源親房公伝」とある。内容は、前半（一〜一四丁）が三善清行の八男である浄藏（八九一〜九六四）の、後半（一五〜三五丁）が北畠親房（一二九三〜一三五四）の伝記である（後者は北畠材親（一四六八〜一五一七）の著で、『北畠親房御伝記』などと題する同系統の写本が現存している。宮内庁書陵部に同じ奥書の写本がある）。それぞれの冒頭丁に「浄藏法師伝」（一）・「親房卿伝記」（一五）に内題が、また最終丁に以下のような奥書がある（いずれも本文と同筆）。ただし、前者は書写奥書で、後者は本奥書だろう。本冊子には蔵書印の類も見あたらないし、その形態を見る限り、各篇の奥に付された奥書はいずれも本奥書である可能性が捨てきれない。しかし、全体の筆跡が谷森善臣（種松、一八一七〜一九一一）の自筆と比較的類似しており、奥書②と区別する意味で朱書されていることを踏まえても、歷博目録の想定通り、四六歳当時の氏の直筆である可能性は高いだろう。なお谷森氏に関しては、林恵一「谷森善臣著作年譜抄」〔書陵部紀要〕23、一九七一年一月）などを参照。

奥書①「右浄藏伝、長曆三年僧慶深書写、浄法寺一／切経見定目錄紙背所記也。按元亨釈書浄／藏伝不載有二子。以為可惜故、勿々写取備／後考。其字様、大略效原本存古風也（浄法寺者比叡／山首楞院中之一寺云）。 安政六（一八五九）七五写 種松（一四才、朱）」

奥書②「嘉永三年（一八五〇）庚戌春三月中旬、於紀州和歌／山北畠林嵩山憶西院長覚寺書写之。泰／山院玉楽法眼狩埜貞信（三三五ウ、墨）浄藏法師伝に關しては、著者や成立時期など、全く分かっていない。

これまで確認されている写本に關しては、川尻秋生「平良文と将門の乱―『大法師浄藏伝』所引『外記日記』逸文の研究―」（『古代東国史の基

礎的研究』塙書房、二〇〇三年一月、初出一九九三年）が網羅的な検討を加えているが、本写本はそれらと全く別系統の写本である。

従来判明している写本系統のなかでの本写本の位置づけを考えるために、まずは流布本の性格を検討しておこう。まず流布本（『続々群書類従』三に活字化）の奥に「寛喜三年（一二三二）（辛卯）十一月廿七日午尅、於北山庵為依邇退代、為期引接合広略二本、成此一冊矣。宗蓮」とある点に注目したい。これによれば、一三世紀前半の段階では、すでに広本と略本の二系統が存在していたことが分かる。なお宗蓮は、嘉祿二年（一二二六）に香隆寺松下庵で十六羅漢記を書写した際の跋語が伝わっている（『大日本史料』五―三―五九一）、一三世紀前半の人物と考えられる。

さて、この二系統の本文の違いを検討するため、流布本の本文に多数付された双行注に注目したい。たとえば最末尾のそれを見ると、「応和三年（癸亥）」という本文に対し、「（一本云、四年甲子）」とある。これは、「広略二本を接合」するさいに、両本で齟齬する記載に関して併記した名残と考えられる。この想定を踏まえて本写本を見てみると、実際に該当箇所には「応和四年（甲子）」とある。とすると、主に広本に依拠して作成されたと考えられる流布本に対し、本写本はそれとは別の略本系統に属する写本と考えるべきことが分かる。

この広本と略本の、いずれが先行して存在していたのかは、難しい問題である。しかし谷森氏の識語によれば、本写本は「長曆三年」に「僧慶深」が書写した「浄法寺一切経見定目錄」（二次利用面）の裏にあったということなので、書写時期は長曆三年（一〇三九）以前だろう。浄藏の死去が九六四年なので、死後かなり早い段階で作成・書写されたテキストということになる。また一二世紀初頭の『拾遺往生伝』（巻中）所載の浄藏伝は、このうちの略本を基にしたものらしく、内容的に本写本と少なからず近似性が確認される。つまりこの頃には、略本系統の写

本が広く出回っていたことが伺えるのである。

こうした結論を前提とすれば、本写本に見える浄蔵伝の形態(略本)が先行して存在し、これを増補・改訂する方法で一二世紀前半までに原本が登場し、両本を「接合」させたのが、現行の流布本という経緯が想定されることになる。なお、当時流布していた各種の浄蔵説話に関して、典籍による取捨選択の具体例に関しては、佐藤愛弓「『真言伝』における浄蔵伝の形成について」『国語国文学』90、二〇〇二年七月を参照。

奥書に見える「慶深」に関して、具体的な履歴などは確認できなかった。「浄法寺」に関しては「浄法寺者、比叡山首楞院中之一寺云」(奥書①)と説明されるが、もし谷森のいうように比叡山の首楞院(横川)の末寺であるとすれば、同院で将門調伏の祈禱を行った浄蔵との接点が想定される。古本が伝存していてもおかしくない場所といえる。なお「勅令相摸・上総・下総・常陸・上野・下野等国司、勳力写取一切経一部、来年九月以前奉進。其経本在上野国緑野郡緑野寺」(『続日本後紀』承和元年(八三四)五月十五日条)という記事から、上野国浄法寺(緑野寺、天台宗)に一切経が存在したことが知られるので、この寺のことである可能性が高いだろう。

H-743-377 『感神院大別当桓円解』

「仁安二年(一一六七)二月五日 感神院大別当桓円解」(『平安遺文』三四一四)である。寸法は、表紙で縦三三八×横二二二cm、第一紙で縦三〇八×横五二二cm、第二紙で縦三二八×横四七二cm(+継目〇四〇七cm)、第三紙で縦三二二×横五五四cm(+継目〇四〇七cm)、第四紙で縦三二七×横五五五cm(+継目〇四〇八cm)、第五紙で縦三一九×横五二七cm(+継目〇三〇六cm)、軸付紙が縦三二九×横二五六cmである。なお現状のように装丁する際、天地ともに外延部の紙の毛羽立ちを押さえるため、最小限、刀子で化粧断ちをしたようであ

る(恐らく田中教忠の作業だろう)。伝来に関しては、本文書を受けて作成されたと考えられる「仁安二年(一一六七)二月 延暦寺政所下文」(中)の項も参照。内容からみて、本来は八坂神社(感神院)のいず

れかの社家で保存していたものが、のちに社外に流出したと考えられる。

第一紙の下半は冒頭から一九cm程が湿損で失われ、巻末までそれに起因すると思われる変色が連続する。第一紙奥・第二紙奥の継目には、ともに次の紙まで連続しない欠損が存在する。第三紙(寺判以下)とは、一旦剥がして継ぎ直している可能性がある。虫損は、同一紙のなかでも何パターンがある(たとえば第一二紙には八五九五cm間隔と、一一〇一―二二五cm間隔の欠損が併存する)。紙質に関しては、宍倉論文を参照。なお第三―五紙のうち、第五紙のみは他紙よりも紙厚が薄めである(寸法の違いも念頭に置くと、これのみ別の紙だろう)。このほか、第二紙の最終行(「桓円解」本文の最終行)「仁安二年二月五日」の「月五日」の左側には、三文字程度の残画があり、現状の第三紙に続く前の部分に、本来は何らかの記載があった可能性が高い。第三紙以降は、提出された解に寺側で後から継ぎ足した紙と考えられる。

なお、第一―二紙では糸目が見えず、第三―五紙では糸目三五cmで共通する。糸目が見えるかどうかという現象も、製紙過程の違いを示す重要な要素である事を踏まえると、両者は別の機会に漉かれた紙と考えべきだろう。文字はかなり小さめで、特に第一―二紙では墨のかすれが目立つ。

現状では径一六×長三五五cmの軸が付いているが、うしろから二人目の大法師の花押の裏部分に、三人目の大法師の花押が墨映りしている点をふまえると、かつては軸なしで巻かれていたと考えられる。この法師達の自署部分は、同じ肩書が列挙されている部分でも、花押欄が空白になっている箇所がいくつかある。また、隣り合う花押でも、墨色が異なる箇所も少なくない。こうしたあり方を踏まえると、集まった同じ肩

書の僧達が右から順番に加えていくのではなく、自らの自署する場所は寺内の序列に沿って起草の段階から定まっていたと考えられる。

○活字本との比較

・端裏「□□の申文」：『平安遺文』なし

・「寺牒当社保□□波々伯部村保司職事」：□□は最大で四文字程度。一文字目には残画がある。

・「持明院大藏卿国務之時、□□□□之由」↓「持明院大藏卿国務之時、

被立保之由」

〔欲〕

・「仁安二年二月五日 大別当大法師桓円」↓「仁安二年二月五日「大別当大法師桓円」」：自署部分は日付と別筆

・「小寺主法師永嚴」↓「小寺主法師「永嚴」」：以下、自署部分は寺判の筆跡と別筆

判の筆跡と別筆

H-743-386 『六角室町屋地古文書』

この巻子に収載される各文書は、いずれも「六角の北で室町の西」にある土地が、①中原清祐↓秦武元 ②佐伯氏（秦武元の後家）↓源女

③紀氏女↓秦末永 ④中原氏↓小野末長 のように売買された経緯を記している。しかし紙の寸法はバラバラで、連続する欠損も確認できず、長期にわたり同一の連券をなしていたような形跡は見いだせない。また書式をみても、このままでは厳密な意味での土地の所在地表示は明白でないで、全く同一地点の土地のやり取りに限定されているのではなく、ある時期に周辺の土地を一挙に集積する過程で集まってきた文書とも理解できる。なおこのうち、①③は濃い墨で太くかすれ気味に書かれている。それに対し④は、比較的細く流麗な筆致で書かれ、墨の乗りも良い。これは、後者が紙に文字を書き慣れた人物（僧）が起草したからだろう。

最古の年紀を持つ①に「不副相本券、…立新券文」とあるところから

は、これ以前の売券が含まれていない理由が分かるが、一方で③に「相具本験七枚・新験壹枚」とあるところからは、仁安三年の段階では③（新験）は計八枚の売券と一緒だったことが分かる。このように伝来に関して不明な点が多いが、東寺文書のなかに「六角北」・「室町西」などの表現を含む売券が多数存在するので、本来はそれらと一連の文書であった可能性も十分想定される。少なくとも、文面に記載された土地所在地からいって、京内か周辺寺社の旧蔵文書であることは間違いない。

①の場合、土地の所在地表記の方式と、最終行の自署「大江朝臣（花押）」を除き、ほぼ同文で同日付の売券が、『平安遺文』二二二八（尊經閣文庫所蔵文書）としても収載されている。②の場合も、土地の所在地表記の方式を除き、ほぼ同文で同日付の売券が、『平安遺文』二二二五（尊經閣文庫所蔵文書）として収載されている。両者の関係は不明である。ちなみに田中教忠の所蔵に帰したのは、表紙に明治八年の文書が転用されている点を踏まえると、明治初期のことだろう。

①「保延元年（一一三五）七月二十七日 中原清祐家地売券」〔『平安遺文』補三〇八）

寸法は、縦三二・二×五二・二 cm（最大幅）。上下の辺に多少のほつれがあるのは、紙漉後にほとんど四辺の耳取をしていないからであろう。左右は、ともに定規を当てずに刃物で切断したらしい。両辺ともに、部分的ながら糊代痕らしい変色部分がある。比較的厚手の紙で、打紙もされず、表面は毛羽立っている。紙質に関しては、宍倉論文を参照。筆跡は A「本文+自署前半」、B「秦武元（花押）」、C「大江朝臣（花押）」の三種に区分できるか（買人の秦武元は自署する場所を間違えている）。

○活字本との異同

・「沽却」↓「沽脚」

・「東西式丈式尺陸寸」↓「東西式丈式陸寸」

・「六角面式云所也」↓「六角面式之所也」

・「不相副本券」↓「不副本券」

②「康治二年（一一四三）六月二十一日佐伯氏女家地売券」（『平安遺文』補三一七）

寸法は、縦二七三×横五一七cm（最大幅）。紙質に関しては、穴倉論文を参照。漉きつ放しの紙の上下の耳取りの際に中心軸がずれたものらしく、現状ではやや斜め方向に利用されている。また、左右ともに刃物で切断されている。内容については、「秦武元相向於中原清科等買得也」という記載が、売買契約の際、売買両人が一堂に会して、売券を作成していたことを示しており興味深い。また「（秦）武元後家」＝「売人佐伯氏」と「嫡男源守永」の関係が注目される。夫・妻・子の姓が、それぞれ異なっているからである。これは妻の再婚によって、異姓の子ができた結果と理解するべきだろうか。

○活字本との異同

・「爰武元後家女」↓「爰故武元後家女」

③「仁安三年（一一六八）七月十九日紀氏女家地売券」（『平安遺文』補三四九）

寸法は、縦三〇〇×横四二六cm（最大幅）。紙質に関しては、穴倉論文を参照。左右共に刃物で切断されている。漉目はやや広めである。端上に「一」らしき墨痕がある。また、その裏の部分に「二」風の墨書がある。本来の卷子装の時期に付された番号か。上半に二四〜二五cm間隔で、卷子装時にできたとおしき虫損の連続がある。ただし前半の①・②文書などへは連続しない（おそらくは、本来別に保管されていたのだろう）。筆跡は、本文＋「紀氏」までは明らかに一筆。あるいは「上野」は別筆か。

○活字本との異同

・「東西肆丈陸尺」∴「陸」字は上書

・「秦末永」↓「秦末永」（ただし「秦末永」のつもりで書いているの

だろう）

④「承安二年（一一七二）十二月二十一日中原氏女家地売券」（『平安遺文』補三六五）

寸法は、縦三二〇×横四八五cm（最大幅）。紙質に関しては、穴倉論文を参照。花押以外は全文同筆で、筆跡から見ても、おそらく「嫡男僧」の執筆だろう。〇二cm弱幅の漉目。糊代はみえず。紙の色はやや暗めで、とくに文書の端側は黒ずんでいる。右側は不明だが、左側は刃物で切断してある。

○活字本との異同

・「合捌丈式尺肆寸者」↓「合捌丈式尺肆寸者」∴「捌尺」の部分、筆跡は同じだが、墨色が異なる（かなり薄い）。あきらかに、後からの追筆。

・「承安二年十二月廿一日／女中原氏（略押）」↓「承安二年十二月廿一日（略押）／女中原氏」∴「中原氏」は自身の略押を記すべき適切な場所を判断できず、自分の名前の下（空白は十分ある）ではなく、本文末尾に付してしまっている。よほど、この種の文書の作成とは縁遠い生活をしてきた人物なのだろう。

H-73-387-1『雑々古文書』

本卷子は二七通の文書からなるが、そのうちで古代の文書は三通である。これらは、すでに歴博目録が指摘するように、①・②は形状・内容から連続する売券であり、また④も同様に連続する別の文書とかつては連券をなしていたことが明らかである。つまり、本卷子は本来は無関係なくつかの連券を継ぎ合わせたもので、たしかに「雑々古文書」の名にふさわしい構成といえる。このうち④は仮名文書なので、情報量も少なく内容は取りにくい。後続する⑤（『鎌倉遺文』九五三三）・⑥（同一〇九六七）から、これらの連券が「五条坊門北」・「室町東」の土地

に関するものであることが分かる。とすると、かつては『平安遺文』四二三六（成實堂文庫所蔵文書）・『鎌倉遺文』二三八七（猪熊信男氏所蔵文書）などと一連をなしていた可能性が想定できる。ちなみに田中教忠の所蔵に帰したのは、表紙に明治八年の文書が転用されている点を踏まえると、明治初期のことだろう。

①長寛二年（一一六四）正月二十一日藤原則光家地売券（『平安遺文』補三四〇）

寸法は、縦三二〇×横五五〇cm（最大幅）。文書の左右に、紙継目らしき変色帯あり（幅一cm程度）。紙は打紙されていない。そのため墨の乗りは良くなく、かすがが目立つ。紙質に関しては、宍倉論文を参照。上下ともに化粧断ちは行われていないようである。欠損が下方に一四五～一五〇cm間隔で、奥から端方向に拡大していく。筆跡は全文同筆。奥の下方紙継目に墨痕あり（花押か？）。

○活字本との異同

・端裏「あふらのこうち 十二枚（花押）」↓「あふらのこうち

十一枚（花押）」……この記載は、本文書がかつて連券の冒頭に位置していたことを物語る

・花押部分「藤原則光（花押）」↓「藤原則光／（花押）」

②「承安五年（一一七五）二月五日藤原国宗家地売券」（『平安遺文』補三七三）

寸法は、縦三二〇×横五五〇cm。打紙はされておらず、墨はややにじみ気味。紙質に関しては、宍倉論文を参照。現状では、前半の特に上方で破損が激しい。また上下共に破損が進行しており、四辺に原状を残す部分はなさそうである。目立った連続欠損はないが、それらしい同型の虫損が二ヶ所、一一五cmの間隔で下方に存在する。

○活字本との異同

・端裏「しちてあふら」（『平安遺文』）↓端裏書の存在は未確認（歴

博目録も注記なし）。ただし墨痕「志」らしきものがあるか。

・「沽却 私領地売所事」↓「沽却 私領」地「売所」事「」部分（「」部分は追筆）

・自署部分の裏書「字名藤（りカ）□□」↓「字名藤（大カ）□□」……あざな云々の部分は、表と同筆。

④「康治二年（一一四三）二月七日めうれん家地売券」（『平安遺文』補三一六）

寸法は、縦二七九×横三九〇cm。紙質に関しては、宍倉論文を参照。左右の辺は、定規を当てずに刃物で切断。下辺には連続欠損がある。継目端裏に花押二ヶ所。ただし半存なので、同じ花押かどうかは明確でない。下端に四～六cm間隔で欠損が連続し、上端で七～八cm間隔で虫損が連続する。いずれにせよ、かなり長い巻子の一部として保管されていたことを伺わせる。自署部分の墨継や、筆跡から推測するに、本文の起草は、「ふじわらのうちの女」が行い、「めうれん」は花押を加えただけである可能性が高い。

○活字本との異同

・「きたみなみすゑ」（『平安遺文』）↓「きたみなみマす」（※転倒符など見えず）

・「めうねん」（『平安遺文』）↓「めうれん」か

冊-733-387-2『雑々古文書』

本巻子は計三八通からなるが、そのうちに三通の古代の文書が含まれている。田中教忠が同時期に入手した土地売券を年代順に並べた巻子のようで、前後の文書と内容的な関連は見いだせない。文書①冒頭に「高山寺」印（縦四五×横一六cm、単槲朱印）があり、旧状では文書①が巻子の冒頭に位置したのだろう（ただし、この種の文書に寺印が捺される事例は珍しい）。文書③は、かつて「永曆二年（一一六一）四月四日

紀助房田地売券案」(『平安遺文』三二四九・高山寺文書)などと継がれていた可能性が想定される。また、後述する裏書が共通性する①・②は、同一の伝来をたどったと考えられる。本卷子には④・⑤・⑨などの関連文書が含まれており、このなかの文書の多くは高山寺から流出したもののだろう。なお表紙の裏張りに明治七年の文書が転用されているので、田中氏による整理はそれ以降のことだろう。

①「長承二年(一一三三)二月十四日 僧俊延田地売券」(『平安遺文』未収) 寸法は、縦二七三×横四一九cm。四辺とも、刃物でラフに切断されている。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

謹辞 売度名田事

合巻段十一歩

在梧本里廿坪中西四段内

在直米式斛陸斗(本納定)

右、依有直要用、限永年、作手宝/勝房所売度如件。仍為後日注/券文、以解。

長承二年二月十四日 僧俊延(裏書B)

(花押)

(裏書B)「自後家手、所買取堅田一段、有違乱之時者、以此田可入

□之由約畢。文永八年三月廿四日(花押)」

②「保延六年(一一四一)三月十三日 尼妙法田地売券」(『平安遺文』未収) 寸法は、縦三三二×横五六〇cm(裏書の貼付幅が〇九cmあるので、本来は五七cm程度か)。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

「アラキ券

木幡勸□□□□□□□□(ナカ)(チ) 三枚(花押?)

□□□□(花押)

僧□□□□(花押) (端裏書)

沽渡 名田事

合式段者(裏書A)

在檜本里廿坪中(西四段内)

右、件田依有要用、直見米拾斛(本斗定)、限/永年作手所沽渡大伴中女如件。仍為/後日沙汰、相副新券文之状、以解。(裏書B)

保延六年三月十三日 尼妙法(花押)

学生中原(花押)

(裏書A)「此内壹段者、播磨末貞□了」

(裏書B)「自後家手、所買取堅田一段、有違乱之時者、以此田可入

□之由約畢。文永八年三月廿四日(花押)」

③「永万元年(一一六五)十一月五日 紀助房田地売券」(『平安遺文』三三六五)

寸法は、縦三三二×横五二七cm(裏書の貼付幅が〇三cmあるので、本来は五三cm程度か)。紙質に関しては、宍倉論文を参照。虫損が甚だしく、その形状も現在前後に継がれている文書とは連続していない。

○活字本との異同

・端裏「紀助房地売券」(『平安遺文』) ↓ 「紀助房地売券□」(本文書)

∴紙質が本紙と異なる印象もある

・端裏「□□」∴「平安遺文」なし

H-73404-1「普成仏院(仏名院)文書」

普成仏院領の野鞍庄(摂津国有馬郡)に関する内容であり、同院旧蔵の文書と考えられる。普成仏院(鎌倉後期には「仏名院」とも称されるようになる)は、美福門院(藤原得子・鳥羽天皇皇后)を始めとする天皇家の天王寺信仰の拠点として設立された。醍醐寺理性院の聖心(仏殿房)が、初代の院主を勤めている。同院領としては仲庄(同国同郡)の存在も確認されており、この付近を中心に莊園を展開していたようである。ただしこの院は、中世のうちに醍醐寺三寶院へと吸収され、その後は

名称のみ残っていく〔高橋慎一朗「仏名院と醍醐寺三寶院」『東京大学史料編纂所研究紀要』6、一九九六年三月〕。現在、野鞍庄の関連文書が三寶院文書として醍醐寺に伝来しているのは〔平安遺文』四一四四など〕、そのためである。その後、明治になって関連文書のうちの五卷（一六通）が醍醐寺から流出し、田中教忠の所蔵に帰したものがこれらの卷子である。

①「永暦元年（一一六〇）十一月二日美福門院序下文」

寸法は、縦三一・四×横五七〇cm。紙質に関しては、宍倉論文を参照。墨の濃さは並。打紙されていないので、全体に墨のかすれが目立つ。

「美福門院序御下文」（端裏）

美福門院序下 撰津国野鞍庄官等

可為永普成仏名院領致年貢勤事

右、当庄者、相伝有限御領年久。而殊廻叡慮、／施入彼院、奉為後世菩提、以住侶上人聖心為／阿闍梨、所被始置仏眼護摩也。限行法於長／日、期薰修於遐年、秘蜜之教、鎮仰実語之故／也。須所念成就必為出離者。庄官承知、年貢／莫懈。仍所仰如件。以下。

永暦元年十一月二日 主典代主計権助大江朝臣（花押）

别当大納言藤原朝臣（花押） 判官代中務少輔藤原朝臣（花押）

正三位藤原朝臣（花押） 散位藤原朝臣（花押）

前讚岐守藤原朝臣（花押） 左近衛佐兼丹後守藤原朝臣（花押）

左京権大夫藤原朝臣（花押）

周防守藤原朝臣（花押）

②「仁安三年（一一六八）七月七日後白河院序下文」

寸法は、第一紙 縦三二・六×横五四七cm、第二紙 縦三二・四×横五四九cm（+継目〇二一〇・四cm）。紙質に関しては、宍倉論文を参照。両紙の継目（色からみて本来の糊は大豆だろう）裏には花押があり、その形態は日下の「主典代大藏権少輔中原朝臣」のものと同様。発給に際して、院序側で付したものである。この種の継目裏花押の類例は、

たとえば同じH-73-404-2の「後嵯峨院序下文」にも見える。紙が打紙されていないうえに、墨が濃いめなので、特に墨継ぎの關係から筆の水分が不足しがちな紙の下方では、にじみ・かすれが目立つ。

院序下 撰津国在序官人等

可任鳥羽 院序下文、早停止、沙門聖心訴申、普成仏院領野鞍／庄運上寺修理材木、為広井・西宮・河面三箇所責取率分／事、

右、彼聖心今月日解状備。件山者、故美福門院御領撰津国／野鞍庄御年貢運上材木也。而去久安年中、材木運上之途／間、広井・西宮・河面之三所、常為取率分料、被抑留之代、可停止於／彼率分妨之由、被成下鳥羽院序御下文畢。其後野鞍庄被奉寄／普成仏院之日、件山又被配置修理材木畢。而彼女院崩御／之後、三箇所之津守等、不顧宣下之旨、恣押妨件材木之条、且違背彼／院宣、是重過也。且障碍仏事復遲罪也。望請鴻恩、任鳥羽院序下文／被停止三箇所之率分、永可為普成仏院山之由、被成賜序御下文者、／將仰憲法之嚴矣者。任鳥羽院序下文、永可令停止彼広井・西宮・河面／三箇所責取率分之状、所仰如件。在序官人宜承知、不可違失。故下。

仁安三年七月七日 主典代大藏権少輔中原朝臣（花押）

别当中納言藤原朝臣（花押） 判官代少納言兼侍從高階朝臣（花押）

権中納言藤原朝臣（花押） 右衛門権佐藤原朝臣（花押）

参議近江権守源朝臣（花押） 左衛門権佐兼皇后宮大進藤原朝臣

太皇太后宮権大夫藤原朝臣（花押） 左少弁藤原朝臣（花押）

左京大夫兼皇太后宮亮藤原朝臣

内藏頭平朝臣

左近衛権少将兼美濃守藤原朝臣

右馬頭藤原朝臣

権右中弁兼備後権守平朝臣（花押）

右近衛少将兼皇后宮権亮藤原朝臣（花押）

H-743-406 『山門根本中堂供養記』

卷子装(一〇紙)で、縦は二五七cm。横は三四八(表紙) + 二〇五(白紙) + 四二二(第一紙) + 四四三 + 四四四 + 四四五 + 四四四 + 四四五 + 四四二 + 四四〇 + 四四四 + 三二八(第十紙) + 二六三(後補、奥書あり) + 六九cm(軸付紙)である。紙継目は本紙部分では順継で、その幅は〇三〇・四cm程度(継ぎ直し痕が目立つ)。全体に二二・二三cm間隔で折目が続くので、かつては折本だったと考えられる。裏面(二次利用面)には、かすかに具注暦(某年二月末以降らしい。行幅は一・五cmで、間空きなし)が見えるが、これはどの段階かで剥ぎ取られた(=裏裏が別々の二紙に分割された)ようで、明確にその文字を確認することは困難である。一紙の行数は一九二〇行。本紙の紙厚は剥ぎ取りや裏打のために、場所によってかなりまちまちの数値を示す。旧表紙の紙厚は二二〇・一三〇mm。本紙は、全体に墨のかすが激しい。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

内容は、①延暦十三年(七九四)九月三日の中堂供養記・②天元三年(九八〇)九月三日の中堂供養記・③同日 願文の三種からなる。①は、ほぼ同文が『叡岳要記』(上)にみえるが、②は『叡岳要記』(上)の記載とはやや異なり、「碓井小三郎氏所蔵「堂供養」」(『大日本史料』一一一八、天元三年九月三日条)とほぼ同文である。また③は、『叡岳要記上』では「中堂供養願文在之(天元三年九月三日。作者能登權守高階真人成定)(ム一別帖在之)」とあり本文は揭示されておらず、「願文集」(『大日本史料』一一一八、同日条・『続群書類従』巻八二六)・「天元三年中堂供養願文」(『群書類従』巻四四一)・「仁和寺諸記抄」(『続群書類従』巻九二二)などの活字化がある(こゝで字句の異同には、言及しない)。

『叡岳要記』・「延暦寺文殊堂供養記」(前掲H-743-174)・本供養記の関係について、いずれも冒頭部で誤写(藤原朝臣小黒麻呂を「小野磨」

と、紀朝臣古佐美を「佐教」とする)が共通する。一方で、それぞれに独自の情報も記載することから、三者は親子関係にあるのではなく、兄弟関係にあると想定した方が適切だろう(H-743-174とH-743-406の筆跡も明確に異なっている)。

伝来に関しては、「鳴滝家」(冒頭・縦四五×横三三cm、黒方印)・「鳴滝蔵書子孫永保」(五行目の下・縦六五×横三三cm、朱方印、このほか三ヶ所に捺されている)などの蔵書印から、仁和寺の坊官鳴滝家に伝来したものであると分かる。同様の蔵書印は『二品法守法親王御灌頂記』(H-743-224)・『円融院御灌頂雑事記』(H-743-417)などにも捺されており、これらが同時期に所蔵されていたことを物語っている(おそらくは同時に入手したものでろう)。

奥書には「令加修補畢/元文三年(一七三三)二月十一日(花押)・「文化三年(一八〇六)秋八月、令加再修/補畢/幸寛(花押)」などがある。文化の修補奥書に名前を記す鳴滝幸寛(一七八二〜一八二五)は、当時、仁和寺法眼(二五才)だった。元文の奥書は、年代から考えておそらく祖父幸淳(？〜一七五三)によるものだろう(家系に関しては、『地下家伝』成多喜の項を参照)。冒頭部を中心に、欠損箇所を異本によって補っているのは、その文字が裏打紙に及んでいる点から、補修以降の事と推定される(あるいは鳴滝家の人物による補写だろうか)。なお旧表紙の「乙十五」(丹)という書き込みは、同じ鳴滝家旧蔵のH-743-417端裏にみえる「甲」云々という記載と関連するものである可能性がある。この点、後考を期したい。

H-743-412 『御修法雑事記』

前欠なので本来の呼称は不明だが、現状では後補表紙に田中教忠の筆跡で「御修法雑事記(首部缺)／正慶二年二月十四日 権僧正亮禪所写」(外題)とある。寸法は縦二八・一×横二〇・八(後補表紙) + 二一・〇(白

紙) + 三七二(第一紙・前欠) + 四三七 + 四三二 + 四四〇 + 四三三 + 四五一 + 四六二 + 四五五 + 四二二 + 四二四 + 四三七 + 四三七 + 四一五 + 四三九 + 四四〇 + 四八七 + 四八八 + 四八四 + 四九〇 + 四三二(第二十紙) + 一五八cm(軸付紙)で、軸は径一〇×長二八・二cm。継目はいずれも順継だが、〇・三×一・〇cm幅まであつて全く規則性はなく、継直痕が明瞭な部分が多いので二々の幅は挙げない。第一紙には天高①一八・②二〇・界高二三・四・地高〇九cmの、また第二〇十五紙には天高二八・界高二三・六・地高一八cmの薄墨界が引かれている(線の引き方は、かなり雑である)。また、第十六紙以降に界線は引かれていない(ただし、筆跡は全文同筆である)。

多くの紙は二次利用で(第二・三・五紙を除く)、現状では打紙されているが、一次利用面の墨が二次利用面にまで染み出している点を踏まえると、一次利用の段階ではどの紙も打紙されていなかったと考えられる。ただし裏打の厚さを除いても、現状で各紙ともに九〇×一〇〇mm程度の厚さがあるので、打紙する以前はかなり厚い紙(上質紙)だったろう。なお、一次利用面は全体に前欠・後欠の書状ばかりで授受関係が明確でないが、第四・第八の両紙裏に充所を記載した書状が見える。ただし、裏打が厚いこともあり、文字は判読できない。また第六〜八紙は、一次利用面の上下が逆に継がれている。

本写本の内容は、後七日御修法のなかで行われる各段取りに関して、寛信法務・任覚法印・園城寺前大僧正・保寿院大僧正・心蓮院僧正などの前例を中心に、概要を例示したもの。なかでも養和二年(一一八二)・文治三年(一一八七)の事例に関しては、具体的な資料が掲げられている。第二十紙に、「本紙云／弘安九年正月十八日、以五智院御本、急令／書写了。／金剛仏子寛縁」(本奥書)・「正慶二年二月十四日書写之。／東寺二長者権僧正亮禅」(書写奥書)などあるので、五智院(仁和寺)所蔵の本から、弘安九年(一一八六)に寛縁が、さらに正慶二年

(一一三三)に亮禅が、書写したものと分かる。このうちの亮禅(一二五八〜一三四一)は宝菩提院(東寺)の開祖で、僧正・東寺長者などを勤めた人物である。同院の旧蔵品である可能性が高いとみるべきだろう。

H-73-43 『後七日法』

卷子で、渋染表紙に二六紙が継がれている。寸法は縦二八・一×横二一・七(表紙) + 三九九(第一紙) + 四二二 + 三〇・二 + 三三・四(四) + 一八七 + 四二七 + 四二五 + 四二五 + 四二五 + 四二二 + 一五二 + 四二五(四) + 四二九 + 四三〇 + 四二九 + 四二八 + 四三〇 + 四三一 + 四二九 + 四二八 + 四三〇 + 四二七 + 四二七 + 四二八 + 一七・〇 + 二二・〇cm(第二十六紙、奥書・軸付紙)。二六〜二五紙の間以外は、いずれも順継で、継目幅は〇・二×〇・三cm。軸は、径〇・八×長三〇・〇cm。全面に墨界(最奥部分で天高二四・四・界高二四・二・地高一五cm)が引かれている。字配は、一紙二〇行(幅四二cm内外の紙で)、一行二〇字。

虫損は、卷子奥で二五×三〇cm間隔と三〇×四〇cm間隔の二種があり、これは冒頭では一・二cm間隔と一・五cm間隔の二種となる。料紙はいずれも打紙がなされており、墨は濃いめで乗りが良い。ただし第二三〜二六紙はそれ以前の紙と比べてやや薄めなので、あるいは複数の種類からなっているかもしれない。また全体に未蒸解繊維が目立つ。なお第二十六紙の場合、叩解は不十分、漉目は糸目三・二cm・簀目は一・三本/三cmで、刷毛目が左上から右下にむけた方向にみえる。紙厚は平均して九〇×一〇〇mm。

外題に「後七日法」と、内題に「後七日修法」とあり、題名は小異するがいずれも同筆である。その内容は、『覚禅抄』後七日(上)と、ほぼ同一である(後半で少々端折られている)。後七日御修法に関しては、『後七日御修法記』(H-73-226)の項も参照。奥書には「文永三年六月 日、於随心院書写了。／同九日校合了。教舜」とある。教舜の来歴

や一定しない。軸は、径〇八×長二九・二cm。なお、第一～二紙にかけての下方の連続欠損は、両紙の紙継目で不自然な（連続しない）形状となっており、この欠損が発生した段階では、両紙は現状のように継がれていなかった可能性が高い。

紙は、全体に叩解・塵取などは比較的丁寧だが、特に第一紙で未叩解の繊維が混じり気味である。紙面は白色が強く、紙厚は場所により一三〇～二〇〇μmの範囲で変動する。裏打に遮られて、漉目などは見えない。打紙はしていないようだが、その割に墨は良く載っており、部分的にかすめる程度である。おそらくニカワの類が塗布してあるのだろう。

奥に「寛永年中、令一見加修補者也（花押）」（丹）と、また巻の表紙に直接「院庁下文（新熊野）」（丹）と書き込まれている。両者が同筆かは断定できない。また表紙には印文不明の黒丸印（径一cm）が捺されている。なお、歴博目録は成立時期を「鎌倉時代後期」とするが、料紙や筆跡の印象からみて、中世後期まで降ってもおかしくない（川瀬目録も「室町末期写」とする）。少なくとも行間に付されたルビは、語法などからみて、それほど古いものとは思われない。初期の新熊野社が所蔵した可能性のある文書は、いまのところこの二通と同じものしか見つかっておらず、またその写本も管見の限りこれら以外には確認できない。新熊野神社に現存する案文から、後世になって直接写したものと見るべきか。

なお新熊野神社は、永暦元年（一一六〇）に紀伊国熊野社を後白河上皇が法住寺殿に勧請したものである。隴谷寿「今熊野・新日吉社の創建と展開―法住寺殿内の社―」（『平安貴族と邸第』吉川弘文館、二〇〇〇年十一月、初出一九九三年）を参照。

①「養和元年（一一八一）十二月八日後白河院庁下文」（『平安遺文』四〇一三）

『平安遺文』は新熊野社所蔵の案文から作成した影写本（3071.62-177）

を元に翻刻しており、本写本よりも精度が高いように思われるが、念のため、活字本との異同（本写本では、冒頭を中心に欠損部分が多いが、その一々は注記しない）を示すと、まず『平安遺文』では「勅事」「叡慮」「臨幸」「院庁」などの前に闕字を置くが、本写本ではその種の配慮はない。また事書部分「乳牛役」（『平安遺文』は「乳〇役」（本写本）とある。このほか、自署部分「権中納言藤原朝臣」（『平安遺文』は「権中納言藤原朝臣（在判）」（本写本）とある。

四一七三―四三十一―② 『直物抄』（第一・第六）

本史料は、「官本云 直物抄有六卷。／此抄者、中山内大臣殿御作也。御自筆／正本、在花山院。曩祖之時、有子細預／進之後、不返給之、被抑留了。予適／得一覽之許容之次、慙馳筆所写／留也。料紙以下雖卒爾、文字等不違／正本之上者、何非重宝乎。正本首／書・裏書等混雜、輒難分別之間、予加／了簡書注者也。於直物者、近代不能行／之。雖無益、件抄中所注付之故実、可及／他事。故閣万事所守道也。殊除目／故実、不可勝計。可秘藏々々。応永第卅二曆季秋日／諫議大夫羽林藤原判（本奥書①）や「撰出中山大臣殿（忠親）直物抄」（『薩戒記』応永三十二年（一四二五）九月四日条）などという記載を踏まえれば、『山槐記』記主の中山忠親（一一三一～一一九五）の撰で、もともと六卷からなる直物に関する故実書と考えられる。

成立時期に関しては、「官本云 此抄長寛三年令集造之給也。／作法口伝等令習中御門内大臣宗能（一〇八三～一一七〇、宗忠の長男）公／給之由見長寛三年二月廿一日御記。／不可外見々々々々」（第一の本奥書②）とあることから、長寛三年（一一六五）頃と想定される。ただし、史料大成本『山槐記』に同日条はみえない。「直物抄（無奥書）」（『建内記』永享十三年（一四四一）二月四日条）などの記述からも分かるとおり、中世の段階では、この史料の写本が広く出回っていたようである。

現存する写本は本文（第一）・図面（第六）の二巻のみだが、前述のように本来は六巻からなっていた〔時野谷滋「直物抄」『律令封祿制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年八月〕。現存諸写本の多くは一冊に合綴されているが、寛永九年（一六三二）の奥書を持つ勸修寺家旧蔵『直物抄』（京都大学文学部所蔵）は、本写本と同様に本文・図を別々にした二冊本の形態を採る。なお本史料は、これまで『大日本史料』第二・四篇の各巻で部分的に翻刻されている。

第一冊（寸法は縦二八八×横二二・四cmで、本文四三丁。紙縹で大和綴）には「直物抄第一（次第）」（外題）とあり、「寛永四正廿六日染筆、同二七夜書写了『同八日加朱点二校了』とあるので、寛永四年（一六二七）正月に書写したことが分かる。第二冊（寸法は縦二七〇×横一八三cmで、本文一六丁。綴じ方は第一冊と同じ）には「寛永第四沾洗（三月）初九終書功畢。／敢莫免外見々々々々。／『中院』從二位行権中納言兼中宮権大夫源『通村』（本奥書、『』は朱書）とあるので、同年三月に中院通村（一五八八〜一六五三）が書写したと分かる（両冊とも筆跡は同じである）。つまり、この二冊は中院家の旧蔵本ということになる（中院伯爵家の旧蔵書は、『中院通茂自筆記』〔H-733-339〕・『中院通村自筆本』〔H-743-339〕をはじめ歴博の田中本に多く含まれるほか、京都大学にも所蔵されている）。

H-743-412 『代々長者舍利勘計記』

寸法は、縦二八〇×横一七五（後補表紙）+一九八（白紙）+二〇八（第一紙）+五二・四+五二・五+五〇・八+二〇〇cm（軸付紙）で、軸は径一・四×長二六・六cm。継目は順継で、幅は〇・三〜〇・四cm。田中氏がこのような装丁にした後、全体に強い湿気を帯びた段階があったようで、現状では本紙と前後の部分（つまり、軸付紙以降や見返し以前）は剥離してしまっている。紙はやや茶色がかっており、強めに打紙されている。

墨の乗りはとてもよい。全面に天高二六・界高二三二・地高二二・界幅一九cmの界線が引かれている。表紙には「代々長者舍利勘計記／自大僧正寛空天曆四年至権大僧都寛信久安二年」とあり、見返しには「代々長者舍利勘計記」（墨）・「東第十一箱」（丹）とあるが、後者は原表紙と考えられる。原表紙の右下には、やや流れ気味の丹で「方便智院」（五・一×一九cm）印が捺されている。

内容は、古代の東寺における舍利信仰に関して記した史料で、天曆四年（九五〇）正月十五日〜久安二年（一一四六）正月十二日まで、代々の東寺長者が仏舍利を数えた際の記録である。舍利信仰とは、火葬した釈迦の骨を礼拝したことに起源を持つ信仰形態で、古代インドに淵源を持つ。「東寺仏舍利勘計記」として翻刻される史料〔橋本初子「東寺仏舍利勘計記」『舍利信仰その研究と史料』東京美術、一九八六年二月〕の第五丁に相当する部分までが、本史料とほぼ同じ内容である。この部分は、『覚禅抄』の「舍利」巻「代々長者舍利勘計記」と同内容なことから、田中本を『覚禅抄』の写とする見解もあるが〔橋本初子「大師請来仏利舎の信仰」『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣出版、一九九〇年一月、初出一九八六年〕、逆に『覚禅抄』が田中本（あるいはこれと同内容の史料）を写したという理解も可能だろう。実際、田中本の奥には「興然本云々」とあり、これが興然（覚禅の師）の所持本（あるいはその写）である可能性も想定できるからである。

H-733-444・H-743-24・H-63-983 『九条殿遺誠』

歴博には、九条殿遺誠の写本が三種類ある。そのうちH-733-444の一次利用面に古写本が見えるので、これから見ていこう（二次利用面は『建曆請雨記』）。この卷子の一字利用面の構成は、四部分に分かれる。一つ目は①一〇月一七日付「有教書状」（前欠）で、これは最奥の第七紙（四行）に書かれている。二つ目は②九条殿遺誠（抄出）で、これは

第六紙(二三行) + 第五紙(四行)に書かれている。なお紙幅から考えて、何らかの理由から文章の冒頭六〜七行が切断され、①「有教書状」と張り替えられたと考えられる(この点については後述する)ので、この部分には本来「遺誠」の冒頭部分が全存していたと考えられる。三つ目は、③九条殿遺誠并日中行事で、これは第五紙(二三行)〜第一紙(九行)まで連続する。流布本とは、やや異なる記載も散見される写本である。最後に四つ目は④不詳史料で、第一紙の最後に「一念誦 二不謗三宝 三食ノ人保此三事、永可修□耳。□小野宮右府之説云」(後欠)という二行が見えるだけである。後述するように、第七紙は二次利用に際して付加された部分なので、本来は「九条殿遺誠」(二種)と「小野宮右府」という史料からなっていたものと思われる。

ここで、二次利用面(現在の表側)から見た各紙の寸法を挙げておこう。縦二九九×横三二二(後補表紙) + 二九三(原表紙) + 三〇七(第一紙) + 四八二 + 四八二 + 四八四 + 三三七 + 一八一 cm(第七紙)。継目は第六〜七紙の間以外、すべて逆継(つまり、一次利用面から見ると順継ということ)で、幅は順に〇・三・〇・二・〇・一〜〇・二・〇・二・〇・二・〇・四 cmである。一次利用面の字配は、一紙一八行、一行一七〜二三字。二次利用面の字配は、一紙二六行、一行一八〜二二字。一次利用面には薄墨界が引かれており、その間隔は天高三三・界高二四七・地高一九・界幅二六〜二七 cmである。原表紙は二次利用の際に付されたものらしいが、表面には本文と別筆で「建曆請雨記(成宝□仕之□)」(二次利用面の史料のための打付外題)と記されている。第六紙(現存する一次利用面の冒頭部分)は、一次利用の段階では外側に近い位置にあったはずで、その段階から表面が荒れていたようである。そのため、すでに二次利用の段階で、この部分のみ墨の乗りが悪くなっている。またこの部分の上部にある染みの連続は、一次利用の段階で付いたものらしく、二次

利用面の奥に行くほど間隔を広げていく。

なお第六紙が他の紙と比べて一五 cmほど短く、その後に①書状を切断した別紙(第七紙)を張り継いでいるのには、特殊な事情が想定される(この幅であれば本来の第六紙の後続部分で、用が足りるはずだからである)。おそらく、一旦は最後まで二次利用面を書いた後、末尾四行程度を書き直す必要に迫られ、この部分を切断して現状のように継ぎ直したのだろう。二次利用面(建曆請雨記)の第六紙と第七紙の間で筆跡は同じだから、切断した主体は二次利用面の筆記主体自身と考えられる。ただし、第六紙と第七紙では虫損パターンが全く一致しないので、第七紙は一時期、それ以前の紙と分離していた可能性が高い。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

なお田中本のなかには、近世の写本と思しき冊子本『九条殿遺誠』(H-743-24)もある。寸法は縦二七八×横一八九 cmで、四目綴(糸は後補か)。墨付は六丁で、半丁一八行、一行一六字の字配である。外題・内題ともに「九条殿遺誠」と記されている。本文には丹で訓点が書き込まれ、一部では白色顔料を塗布して字句を訂正している。打紙していないが、墨の乗りは良く、にじみもほとんど無い。ただし地合はそれほど良くなく、未蒸解繊維が非常に多くみえる。筆目は並、糸目は不明。

このほか、広橋本のなかの『制誠』(H-63-983)は、同史料の前欠の写本である。外題には「[珠一〇](丹) / 制誠(首欠)〈光業卿筆〉一卷 / 「綴合もとのまま」(丹)」とある。寸法は、縦一四二(書状を横に切断して二次利用) × 縦一六二(後補表紙) + 横四七九(第一紙) + 四七三 + 四七八 + 四六四 + 四四五(第五紙) + 四一 cm(軸付紙)。軸は、径一・二 × 長一六・二 cm。継目は順継で、幅は〇・五〜〇・六 cm(ただし継直痕あり)。どの紙も打紙はしておらず、一次利用面の墨が二次利用面までしみ出している。ただし墨はそれなりに乗っており、にじみはなく、かすれも少ない。継目に赤褐色の糊が残存するので、もとは大豆

糊で継がれていたのだろう。「観応二年（一二三二）黄鐘（二月）八日／書写之。／権黄門（花押）」（奥書）とあるので、広橋光業（一二八七～一三六一）の自筆と考えられる。

H-743-445 『醍醐雜事記』

まず書誌情報を挙げておくと、卷子装で、寸法は縦二八〇×横二九二（表紙）＋三二五（白紙）＋三七七（第一紙・最大幅）＋四二七＋四二三＋四三一＋四二九＋四二五＋四二九＋四二九＋四二八＋四二八＋四二八＋四一八＋四一五＋四二三＋三九九＋四二二＋四四八＋四二二＋四三三＋四三九＋四二四＋四四二＋四四二＋四四二＋四三二＋四三八＋四四六＋四五三＋四三八＋三六八（第三十三紙）＋一八〇cm（軸付紙）。継目は幅〇三〇五cm（順継）の範囲でそろろう。界線は、天高①二三・

②一一・界高二三七・地高〇九cm。軸は径一四×長二八五cm。全紙とともに界線の規格はほぼ揃っているが、末尾の第三十三紙のみ、界高がやや短く墨も薄い。おそらく第三十二紙までとは異なり、後述する「延応元年」の段階で新たに継がれたものと考えられる。またこの紙の奥の上半には、紙を千切ったような痕跡が残るので、この紙の奥にかつては軸が付いていたのかもしれない。全体に見える朱の書き込みは本文と同筆と考えられるので、筆者（慶延？）自身の手になるものだろう。また、ところどころで、五四～五五cm間隔の折れ目が見られる（どの段階で何の目的から付けたものかは不明である）。字配は、一紙一八行、一行一四～一八字。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

一次利用面はいずれも書状（計三三通）だが、年度を明記するものはなく、ほとんどの事例で宛先も明記されていない。そのうち、⑤・⑥・⑱が「大進阿闍梨」宛、⑦が「少納言阿闍梨」宛、⑧が「東南院阿闍梨」宛、⑳が「越前阿闍梨」宛である（書状番号は軸側から順に付した）。

この種の事例数の多い肩書や、内容の取りがたい記載から、これらの書状の成立年代を想定することは難しい。そもそもこれだけ多彩な宛先を含む以上、特定の個人が自分宛に来た書状のみを再利用したものでなからう。

奥書（伝領識語）は二種類（①・②）あり、それぞれ別筆である。ただし、奥書①と本文は同筆の可能性も否定できない。その場合は、だれかが書写奥書を付さずに「実延」所持本を書写し、それを「喜円」が伝領したという可能性と、二歳の孫に譲る際に慶延自身があらかじめ伝領識語を書き加えて与えた可能性とが、想定されることになる（ただし、醍醐寺所蔵の慶延自筆本とされる『醍醐雜事記』と写真で比較した場合、両者の同定はやや難しいという印象を持った）。

・「此書者、自祖父從儀師慶延之手、／從儀師実延生年二歳之時、讓／得之。于時文治四年（一一八八）二月」（第三十二紙・奥書①）
 ・「延応元年（一二三九）月日、不図相承之。／相伝見于状。伝領喜円」（第三十三紙・奥書②）

外題には田中氏の筆跡で「吏部王記」とあるが、冒頭の目録末尾に「按之、醍醐寺從儀師慶延所撰醍醐雜事記（或云慶延記）原本零卷歟」（朱）とあるので、後に考えを改めたことがわかる。ただし、いわゆる『醍醐雜事記』（たとえばH-743-136・同458など）とは全くの別内容であり、その成立事情は定かでない。本写本の奥書①・②（後述）から、伝領の過程を伺える程度である。宮内庁書陵部に所蔵される『醍醐寺記』（伏見宮本）と称する前欠本は、本写本を万治三年（一六六〇）十月九日に直接書写したものと考えられる。

本書の写本が、『吏部王記』と称される場合が多いことは、すでに米田雄介・吉岡眞之「解説」（『吏部王記（増補）』続群書類従完成会、一九七四年七月）に指摘されている。その特徴は、いずれも首部を欠き、『延喜御記』逸文の引用から始まることにある。これは、現存諸写本

の共通祖本と考えられる田中本が、世に現れた段階ですでに首部を失って現在のような状態になっていたことを示している（つまり、こうした形状になったのは、かなり古い段階ということになる）。

本書の性格に関しては、義演の手で現行本の形を取る以前の原『醍醐雜事記』（草稿本）、との見解が提起されている。またその編纂は、孫「実延」が幼少であることから、彼のために寺務の手引書を作成する目的でなされたと想定されている〔安達直哉「醍醐雜事記」について』『醍醐寺の宗教と社会』山喜房仏書林、一九九一年二月〕。とすれば、延応元年（一二三九）月に「囀らずも」伝領した「喜円」なる人物も、その血縁者である可能性が想定されるか（この人物の事跡に関しては、明らかでない）。『醍醐要書』（H-743-138）の項も参照。

H-743-447 『拾遺往生伝』（下）

寸法は、縦二八七×横二四七（後補表紙）+三二五（白紙）+四九〇（第一紙）+四九〇+四九三+四九三+四九〇+四九五+四八九+四九三+四九一+四九五+四九六+四九六+四九五+四九三+四九四+四九七+四九六+四九七+四九五+四九四+三二九+四九五+四九七+四九二+四九四+四九四+四九三+四九二+四五九+四八七（第三十紙）+二〇六cm（後補紙）。前後が欠けており、また第十八紙と第十九紙の間にも後補白紙（幅一〇六cm）が挿入されている（ただし両紙の間で虫損はほぼ連続している）。継目はいずれも順継だが不定形の継目が多く、大半の継目では〇二〜〇七cmの範囲で変動する（虫損の形状などから継直痕が明瞭なこともあり、その一々には言及しない）。全体に、天高二三・界高二四・地高一八・界幅二・四〜二・五cmの墨界（薄墨）が引かれている（第二紙冒頭で測定）。字配は、一枚二〇行、一行一八〜一九字。紙質に関しては、宍倉論文を参照。歴博目録は「鎌倉時代写」と想定するが、それを大きくそれること

はなからう。なお、一行丸々写し落として、後から補写した部分が数カ所あるが、それによれば親本の一行の字数は約一三字だったと判明する。紙厚は七〇〜八〇μmと、やや薄め。打紙はしていないようだが、繊維は毛羽立たず、墨の乗りも良い。なお、第一紙の前半は特に変色が激しい。

内容は一二世紀前半に三善為康（一〇四九〜一一三九）が編纂した往生伝で、巻上・中・下の三巻からなる（各巻の成立年代は異なる）が、本写本はそのうちの下巻のみを存する。本書の性格に関しては、西口順子「往生伝の成立―三善為康の往生伝を中心に―」（『平安時代の寺院と民衆』法蔵館、二〇〇四年九月、初出一九六〇年）・山崎誠「真福寺文庫蔵往生伝解題」（『真福寺善本叢刊七 往生伝集（訓読解題・索引編）』臨川書店、二〇〇四年一月）・同「算博士三善家と往生伝」（『国文学研究資料館紀要（文学研究篇）』32、二〇〇六年二月）などを参照。ちなみに、活字本としては『統群書類従』・『日本往生全伝』・『日本思想大系』などがある。

H-743-451 『本朝世紀』

康保四年（九六七）五月二十七日条（前欠）〜安和元年（九六八）五月十六日条を収める編年体の史料。これまで、本史料の活字化は様々になされているが、『本朝世紀』（新訂増補国史大系）の第八・九が利用しやすい。ただし、後掲の橋本義彦論文が指摘するように、この史料は『本朝世紀』ではない可能性が高い。

字配は、一紙二一行前後、一行二四〜二六字。寸法は、縦三一七×横四三四（後補表紙）+一一二（白紙）+四九三（第一紙）+四七七+四六一+四八二+五〇二+四七五+四九九+四九五（第八紙）+一七（台紙残）+一〇cm（軸付紙）。軸は径一三×長三三・五cm。このうち第八紙の奥は、刃物でラフに切断されている。継目はいずれも順継で、その幅は第一〜二紙から順に、〇・二〜〇・四・〇・二〜〇・九・〇・五〜〇・八・〇・三〜〇・八・〇・四〜〇・八・〇・四〜〇・八・〇・五〜〇・九cmである（紙

は一紙ごとに裏打した後で、再度つぎ直されているので、本来の継目幅ではない。

第三紙とその両端の紙では、欠損が連続していないので、第三紙のみはこの卷子から外れていた時期があるようである（ただし、二つの継目ともに、文字は継目の上から被さっているため、作成時には紙を継いだ後で文字を書いたと考えられる。また上部の染みは第二紙と第三紙の間では連続するが、第三紙と第四紙の間では連続しない。第三紙の位置づけはやや複雑である）。これと関連して、継ぎ直しの可能性がある部分は、もう一ヶ所存在する。第七紙前半から第八紙後半にかけて、同形状の虫損が二三〜三四cmで連続している。ところが、この間、両紙の継目周辺のみ、虫損の間隔が狭まっているのである（一四二〜一四〇、一三八〜一〇〇、一三三）。何らかの作爲が加わっていると考えるのが自然だろう（ただし、両紙の継目の間では本文の文字は問題なく連続している）。

紙質に関しては、宍倉論文を参照。なお表面は打紙されておらず、そのため第三〜四紙・第六〜八紙では、一次利用面の墨が二次利用面にまで染み出している。また、全体に上部で六cm間隔、下部で一九cm間隔（いずれも第一紙）の変色が連続している。このうち下部のものに関しては、特に第一〜二紙でこの部分に湿損が目立つので、水分に由来するカビと考えられる（第一紙下半のみ二重に裏打してあるのも、この湿損対策だろう）。こうした冒頭部分の状況は、現状で前欠になっていることと関連づけて考えるべきである。つまり、現在の第一紙（端側の糊代〇六cm幅が現存）以前の紙は、湿損によって崩壊した可能性がある。一方、卷子の奥（後欠）は、最終紙で二三cm間隔の虫損が連続するということは、この部分が円周一三cm程度の卷子の一部に位置していたと考えるべきだろう。非常に太い軸を用いていない限り、後欠部分の分量は五枚や一〇枚程度でなかったはずである。

このように、全体が卷子状になっていた時期が長いことは間違いない（おそらく田中氏が入手した時点では、すでに卷子装になっていただろう）。しかし、この写本が折本状になっていた段階も存在したことは間違いない。紙質の問題もあり、現状では縦皺が混在して判別しにくい、折り目があったことが確実な第七紙中間部分の縦折り目（折り目を中心にシンメトリーの欠損が広がっている）を起点として計測すると、全紙に渡り約二〇cm弱間隔で折り目が連続することが分かるからである。現状では様々な痕跡が重層的に存在するので判断が難しいところもあるが、この折本の形状が現状より古い段階のものである可能性が高い。

本写本の性格に関しては、すでに橋本義彦「田中本『本朝世紀』は本朝世紀か」〔『日本歴史』608、一九九九年一月〕が、一四世紀中頃以降の成立であることや、これが安永九年（一七八〇）正月に柳原紀光や勸修寺経逸らの手で書写され、前者は『本朝世紀』（第八・九）とされた可能性が高いことを指摘している。このうち「日次記（不足／康保四年記也）」と題するのは勸修寺家旧蔵本（京都大学）を元とする系統の写本と考えられるが、その子写本としては東京大学史料編纂所本（H-135）、外題に「本朝世紀」と題す）や、田中教忠が「巻頭東家文庫在朱印」写本一冊所蔵ス」（見返に添付した付箋に記す）とした家蔵の写本（残念ながら、文化庁が田中本を受け入れる以前に所在不明になっている）などが挙げられる。ちなみに「東家文庫」印は、雅楽の楽人を輩出した東家の蔵書印で、歴博所蔵本のなかでは『資行卿記』（H-1242-7-170）などに見える。

一次利用面には（二次利用面から見ても）第一〜六紙に「閏九月十三夜言志詩（勸）：」として、順に大蔵権少輔□□・主殿頭（小槻）量実・大炊助（小槻）頼音・権律師澄誉・大学助三善重倫・左衛門少尉中原□□の漢詩が並ぶ。また第七〜八紙には「夏日同賦松陰宜納涼一首（題中夜／韻）」として、順に（某姓）景長・左大史某の漢詩を並べている。

二三・四一」と見える（今江広道「前田本『玉燭宝典』紙背文書に見える典籍」『前田本『玉燭宝典』紙背文書とその研究』続群書類従完成会、二〇〇二年二月）。

一方、現存するこの種の典籍としては、宮内庁書陵部・尊経閣文庫などの所蔵系図と、ここで扱う田中本などが挙げられる。田中本は、大正年間まで醍醐寺三宝院に所蔵されていたが（東大史料編纂所の影写本や『系図綜覧』の解説を参照）、のち田中教忠の所蔵に帰したものである。

「応安第四之曆夷則中八之天書写之畢。／其後隋奉見出而、親王・法親王・女院・齋宮・齋院等／奉書入之者也。猶落者歟」（奥書）とあるので、応安四年（一三七一）に書写したものと判明する。親本の成立時期は不明だが、後円融天皇（北朝）を「当今」とするところから、応安四年に書写した段階で、すでに同時期の後円融天皇までは記載が整っていたことがわかる。のち、数次にわたり増補の形跡が見られ、最終的には後土御門天皇（在位一四六四～一五〇〇）の代まで追記が行われている（村田正志「帝系図と本朝皇胤紹運録」『南北朝史論』思文閣出版、一九八三年三月、初出一九四八年）。前欠で、冒頭部分は孝安天皇からはじまるが、本来は神代から続いていた可能性もある。体裁や内容に関しては、「帝系図」「系図綜覧」国書刊行会、一九一五年）を参照。なお、この種の増補は本写本の作成当初から予想されていたらしく、第九～十紙にはもともとかなりの余白を用意して、余裕のある書き方をしていたようである。つまり、紙質は書き継ぎ部分も含めて、全紙同一である。

本史料の性格を考える際、「本系図は書写時に近い或る一時期に過去の資料を収集して成ったものではなく、その原形は応安四年書写の少なくとも七八十年以前からすでに存在しており、現実には生存中の皇族各自について、年代の推移についてその都度その都度の新事実を書きつぎ、或いは補訂し、改訂が相当進んだところで全文を清書し直して、更に時代の書きつぎに備えるという形で生成・発展して来たものと思われる」

〔岩佐美代子「風雅集女流歌人伝記考―「田中本帝系図」を中心に―」『国語国文』四〇―六、一九七一年六月〕という指摘は、参考になる。その成立に当たっては、先行する諸系図が十分参考にされた可能性が高いだろう。

最後に、本史料の書誌情報に触れておくと、卷子装で計一〇紙からなる。卷子の縦幅は三三・五cmだが、本紙の縦幅は三一cm弱である。各紙の横の寸法は、六三・四（表紙）＋四三・三（第一紙）＋四三・四＋四三・一＋四三・三＋四三・四＋四三・三＋四三・二＋四三・一＋四三・二＋四三・〇（第十紙）＋一八・四cm（軸付紙）で、軸は径一八×長三四・七cmである。紙質に関しては、宍倉論文を参照（紙厚は六〇μm程度か）。保存状態は、虫損は少ないが、全体にシミ・しわが多く、また特に上方では文字が失われるほどに紙の綻びが生じている。

前述したように現状では前欠で、孝安天皇以降の部分が現存するにすぎない（第一紙の端に糊代と残画が見えるが、分量から考えると一紙程度の欠落か）。光孝天皇・後白河天皇・後鳥羽天皇の部分に、それぞれ裏書がある。その他の裏書は、第八～九紙の裏あたりに集中している。また、すでに先学によって指摘されているとおり、数度にわたる書き継ぎの痕跡が見られ、特に後半部分では書きつぎだらけである。前半では、たとえば「大津皇子」の部分が別筆で後補されている点、注目される（つまり系図の成立段階では、大津皇子に関する記載が、おそらく意図的に省かれていた事になる。この点は、本系図の作成主体・成立時期と大きく関わる問題だろう）。なお本来の記載部分は、文字を墨で系図の線を目で書いているが、後補の部分の多くは、線まで墨で書いている。

五二五―455 『阿不幾乃山陵記』

厳密にいうと古代の史料ではないが、嘉禎元年（一二三五）に天武・持統合葬陵が盗掘された際、それを見聞させた定真（明恵の弟子で方便智院の開基）本人が記録したものであり、便宜、ここに載せておく（全

文が『改訂史籍集覧』第二七冊に翻刻されている。現状は卷子装で、寸法は縦二九二×横一五〇（「阿不幾乃山陵記筆写之事」として四行の文章あり）+二七〇（後補表紙）+八二二（旧外題を貼り付けた台紙）+四四三（第一紙、一三行）+四七五（第二紙、一六行）+一九九（第三紙、七行）+五九二cm（軸付紙）で、軸は径二〇×長三一〇cm。字配りは、平均二五cmに一行で、一行に二二〜一四字。紙質に関しては、宍倉論文を参照。なお紙厚は二一〇〜二二〇μmの範囲である。破損は卷子の軸で激しく、虫損は第一〜二紙にかけて激しいが、虫損は第二紙で三九〜四二〜四四〜四五cmと水平方向に広がるものや、第三紙で二三〜二二〜二四〜二六cmと垂直方向に広がるものなど、複数のタイプが混在している。これまで様々な保管形態を採ってきた反映だろう。なお箱書きによれば、現状の装丁や内箱は「宮内省所賜」であるという。これと関係するものか、宮内省の和田軍一から田中に宛てた書状も一緒に収められている。

本書には付属資料として、田中教忠「阿不幾乃山陵記考証」（『考古界』五一六）の自筆稿が同包されている。これによると、彼が明治十三年（一八八〇）に高山寺住職から直接入手したという経緯が判明する（冒頭に「方便智院」印〔縦五・一×横一九cm、朱方印〕があるところを見ても、高山寺の旧蔵本であることは明らかである）。田中本のなかに含まれる高山寺旧蔵の典籍・古文書の多くも、同時期にこうした契機から入手されたものと考えて良いだろう。

正743-156 『春記』

『春記』は、藤原資房（一〇〇七〜一〇五七・実資の孫）の日記である。本写本の現状は卷子装で、全三七紙に天高二一〜二二・界高二五九・地高〇七cm程度の横界線が引かれている。奥書やその他の書誌的情報に関しては、古瀬奈津子「田中本春記」について―長暦二年八月・九

月条の紹介―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』50、一九九三年二月）・歴博目録などを参照。本卷子には長暦二年（一〇三八）八月十七日〜十月二十九日までの記事を収めるが、そのうち諸本に含まれない八〜九月の記事のみは、古瀬論文で翻刻されている。同論文には全文の写真も掲載されているので、参照されたい。その内容に関しては、所京子「良子斎王の伊勢群行・覚書―『田中本春記』にみる実況―」（『斎王の歴史と文学』国書刊行会、二〇〇〇年三月、初出一九九四年）も参照。

なお、すでに考察がなされているとおり、この春記の写本（一次利用面）の成立時期は、无相大乘宗二諦義林章（二次利用面）の成立時期（弘安十年・一二八七）以前、つまり鎌倉初期と推定される。また二次利用以降、現状のように春記を表面とする装丁に再改装される以前の時期、二次利用面を表として折り目を糊付けした袋綴じ冊子風の折本に仕立てられていたことに関しては、吉岡眞之「折本のヴァリエーション―田中本『春記』の旧装訂―」（『日本歴史』600、一九九八年五月）を参照。

各紙の寸法は、縦二八七×横二九二（後補表紙）+三二二（白紙）+四八六（第一紙）+五三八+五三八+五四〇+五三九+五〇六+四二二+五三九+五三九+五三九+五三九+五三九+五四〇+五四〇+五四〇+五四〇+五四〇+五四〇+五三九+五二四+五三二+五〇〇+四七一+五四二+五四二+五四四+五四二+五四二+五四二+五四二+五四三+五四三+五四三+五四三+五四二+五四二+五四一+五四〇+五四一+三九八（第三十七紙）+一六九cm（軸付紙）。軸は径一四×長一九〇cm。継目は順継で、いずれも二〜三cmの幅に収まる（第二十〜二十一紙の間のみ〇四cm幅）。ただし、継目は部分的に継直痕が確認される。また第三十二紙以降、上部に焼損痕が連続し、奥に行くほど大きくなる。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

正743-457 『文集』

卷子装で、寸法は縦二七五×横三八八（後補表紙）+四八二（後補目録）+三三七（第一紙）+四七八+四八〇+四七八+四七九+四七九+四八〇+四七八+四七七+四八七（第十一紙）+一七〇cm（軸付紙）で、前後欠。軸は径一五×長二九六cm。欠損は大きく二種類あるが、そのうちの第一紙において一六cm間隔で行くほど広がるものは、二次利用面（舍利供養式・藤原大悪略伝）を表としていた時期に生じたものだろう。継ぎ方は、一次利用面（文集）から見て、始めの継目のみ順継（幅〇二〇・三cm）で、あとは逆継（幅〇三〇・四cm）。全体に横界（第一紙で天高二八・地高四二cm、他紙では天高三〇・三四・地高三五・三九cm）が引かれているが、第一紙のみ縦界（界幅二二・二二cm）も見える（第一紙は厚手で、第二紙以下は薄手であるなど、紙質も明白に異なる）。紙質に関しては、穴倉論文を参照。すでに表・裏ともに全文が翻刻されているので（「安原功」田中穰氏旧蔵典籍古文書「文集」の紹介・基礎的検討『愛知県史研究』四、二〇〇〇年三月）、具体的な内容などに関してはそちらを参照されたい。

その成立に関してであるが、一連の文書として入手したと考えられるものの中にも、①↓②（以下、歴博目録の文書番号を挙げる。各文書の内容などに関しても、歴博目録を参照）のように年代順に並ぶものと、④↑⑤・⑨↑⑩・⑪↑⑫↑⑬などのように逆順に並ぶものが並存している。これは、入手した際の並び方をそのまま変更せずに、随時書写していったことの反映と考えるべきだろう。これらの文章のうち幾つかが菅原定義と関係することはすでに指摘されているが（「安原二〇〇〇」）、この文集自体が彼の手になるものとするよりも、定義は文書の入手先の一つと推測する方が穏当だろう（彼ほどの立場の人間が作成したにしては、やや雑然として構成も貧相に過ぎる観が否めないからである）。なお、文書毎に文字の寸法・間隔などはバラバラであり、筆跡を見ても全体を

通じて同一人物が一気に書き上げたものとは考えにくい（ただし、紙継目と文書の切れ目が合致する部分はないので、全体が同一の構想下に作成されたことは間違いないだろう）。

伝来に関してであるが、二次利用面の前半「舍利供養式」は、その奥書「長寛二年（二一六四）十月十八日天王寺於土塔房／書了」によれば、院政期に土塔坊（四天王寺南門の外側に所在）で書写されたことが分かる。ただしこの時点では、直後に『藤原大悪略伝』が書き継がれている点などからも、かならずしも僧侶あるいは寺院に所蔵されていたとは、断定できない。その後、二次利用面の冒頭に「心蓮院」（単榔朱方印、縦三一×横一五cm）が捺された時期に、仁和寺心蓮院に所蔵されたのだろう。『藤原大悪略伝』が冒頭の二行を残して断ち切られたのは、この時点と想定される。このタイプの「心蓮院」印は、実例によれば中世初期に利用されていたもので、複榔の「仁和寺心蓮院」印（野尻忠氏のご教示によれば、これは時期によって二タイプある）が導入される以前、おそらく一三世紀前半までには仁和寺に所蔵されていたと考えべきだろう。

このうち室町期の間、心蓮院は仁和寺を退転し、院主は高山寺観音院に居住するようになる（『仁和寺諸院家記』などを参照）。その際、心蓮院所蔵の典籍・文書の多くが高山寺に移動したようである。近世に高山寺から相当数の心蓮院文書が流出しているのも、そのためである（「末柄豊」『首聲記』記主考）『日本歴史』582、一九九六年一月）。本文書の場合も仁和寺から出たのではなく、おそらく明治期に他の高山寺文書と一緒に流出したものを、田中教忠が買得したのだろう（教忠旧蔵品に含まれる仁和寺心蓮院旧蔵の品は、売券・譲状などがその大半を占める）。ただし、教忠の旧蔵品には、仁和寺の尊寿院・南勝院などの典籍も含まれているので、仁和寺から流出した可能性も否定はできない。

正743-468 『江都督納言願文集』(巻三・六)

内容は、大江匡房(一〇四一〜一一一一)の起草した願文集である。本写本の筆写時期に関しては、川瀬目録が「鎌倉初期」、歴博目録が「平安時代院政期」などとするが、奥書がないので正確には確定できない。歴博には二冊の写本が所蔵される。二冊は、丁数にこそ違いがあるが(表紙を除いて、巻三は五五丁、巻六は二七丁)、装丁(粘葉装)などはほぼ同じである。縦二五四×横一四六cm(第三)、縦二五五×横一四八cm(第六)の大きさの斐紙に、表表紙も含め(裏表紙は後補)、天高二五・界高二〇・五・地高二五・界幅一九cmの押界を引いたものを用いている。字配は半丁六行、一行一八字。紙質に関しては、実倉論文を参照。

表紙の外題(「江願文集第三」・「江願文集第六」)は、両冊ともに同筆だが、内題(「江都督納言願文集巻第三」・「江都督納言願文集巻第六」)・本文はそれぞれ別筆である。ただし留意された料紙の規格がほぼ同じなので、別の時期の写という訳ではなく、同時進行の筆写作业に複数の筆耕が参加した結果と考えるべきだろう。なお、巻三では外題の右側に、それとは別筆で「三」と墨書されている。また第六では外題の下に「巻尾闕(朱)と書いた紙が貼られているが、これは田中教忠の筆跡だろう。このほか巻三の糊代には、墨で「初丁」〜「廿八」までの数字が書き込まれている(真ん中よりやや上あたり)。巻六の方では糊代の破損が激しいこともあって、「一」・「五」などの書き込みが部分的に確認できにすぎない(場所は巻三よりもやや上部あたり)。

巻三に関しては、『続群書類従』(巻八二七)に翻刻されるが、その全文が知られるようになったのは、昭和二年(一九二七)の平泉澄(一八九五〜一九八四)による六地藏寺(水戸市)調査の際、全六巻のうち巻四を除く計五巻が発見されてからである。六地藏本は、平泉澄『江都督納言願文集』(至文堂、一九二九年一〇月)に翻刻が、築島裕ほか『六地藏寺善本叢刊三 江都督納言願文集』(汲古書院、一九八四年一月)に影印があ

る。また活字化の現状に関しては、高橋伸幸『江都督納言願文集』総目録附割記(『汲古』20、一九九一年一二月)も参照。

田中本と六地藏本とは、目録での順序・呼称や、実際の配列など、いくつか異なる点があるとはいえ、本文の内容はおおよそ同じといつてよい。ただし巻六冒頭の、本文後闕部分の目録記載には、「丹州庁官堂」・「八幡宮不断念仏縁起」など、六地藏本には見えない項目が掲載されている。このほか、田中本には各種の書き込みがあるが、墨色・筆風などから見て、複数段階に渡って付されたものと考えられる。なおそのうちの初期の書き込みに関しては、匡房の自筆草稿と関係する可能性が提起されており(山崎誠『六地藏寺蔵『江都督納言願文集』の本文について』『六地藏寺善本叢刊三 江都督納言願文集』汲古書院、一九八四年一月)、これに関しては今後の重要な検討課題となろう。

正743-470 『大嘗会記』

本史料は、天仁元年(一一〇八)十一月の大嘗会(鳥羽天皇)の記録である。大江匡房(一〇四一〜一一一一)の日記『江記』の部類記で、現存本文として最末期の部分にあたる。匡房は死の直前に日記をすべて焼却し、本記は残されていないので、天仁元年の大嘗会に関する記事が抄出されたのは彼の生前ということになる(つまり本写本の祖本の成立は一一〇八〜一一一一年の間と分かる)。

本書の性格や写本の所在などに関しては、清水潔「天仁元年大嘗会について」(『神道史論叢』国書刊行会、一九八四年五月)・安江和宣「『天仁大嘗会記』卯日の亥一刻の条に関する一考察」(『神道宗教』一六八・二六九合併号、一九九七年一二月)を参照(ただし本写本の存在に関しては、残念ながら看過されている)。木本好信『江記逸文集成』(国書刊行会、一九八五年五月)・『神道大系 朝儀祭祀編五 踐祚大嘗会』(神道大系編纂会、一九八五年一〇月)などに全文の翻刻がある。なお安江論

文の指摘する諸本の誤写部分と本写本とを比較してみると、例示された四ヶ所の誤記のうち、本写本では三ヶ所で正確に書写されていることが分かる。本写本に奥書の類は一切無いので断定的なことは言えないが、本写本の誤写が基本的に他写本へと継承されている点を踏まえると、現存諸本の共通祖本に位置する可能性も想定できるだろう。過去の諸目録も、「鎌倉末期写」〔川瀬目録〕・「鎌倉後期写」〔歴博目録〕などとしており、宍倉氏による紙質調査の成果によっても中世前期の写本と見て良さそうである。成立時期からいって、原本（匡房の生前に作成された抄本）から直接書写した写本である可能性が高い。

寸法は、縦二八・五×横二七・八（後補表紙）+三六・一（白紙）+五〇・五（第一紙）+五〇・五+五〇・四+五〇・五+五〇・七+五〇・四+五〇・三+四九八+五〇・二+五〇・三+五〇・三+五〇・二+五〇・二+四九八+二五六+二二・八+五〇・四+五〇・五+五〇・二+五〇・一+五〇・二+五〇・二+五〇・二+五〇・〇+五〇・一（第二十五紙）+二八・二cm（軸付紙）。紙の厚さは、裏打のない第四紙以降で計測すると、各紙ともに場所により六〇〜八〇μmの間で変動しており、平均して七〇μm程度の紙と考えられる。軸は径一・四×長二八・四cm。継目は、継直痕が明瞭な部分が多い。現状では順継で、第一〜二紙の間から順に、幅二・四・三・二・五・二・三・三・二・二・三・五・四・六・一・一・三・二・二・二・二・四（単位mm）である。全体に、天高①二・五・②二・一・界高三・三・二・地高一・六cmの界線が引かれている。料紙は打紙ずみ。第一〜四紙まで、上部にシミが連続する。幅は第一紙で一七cm、第四紙で一四cm間隔。

正743-471 『上醍醐薬師堂吉祥天像供養願文』

寸法は、縦二八・四×横二〇・六（表紙）+二〇・九（白紙）+四九・九（第一紙）+五二・五+五〇・八+四〇・二（第四紙）+一三・八cm（軸付紙）。紙の厚さは、裏打（七〇μm）を含め、第一紙で一七・七〜一五・二μm、第二

紙で一〇〇〜一四二μm、第三紙で一三七〜二一九μm、第五紙で一二八〜一七九μmと、それぞれ異なっている。軸は、径二・二×長二九・七cmである。紙質に関しては、宍倉論文を参照。また第一〜二紙の一次利用面が書状④・③で、二次利用面が「大治五年（一一三〇）九月上醍醐薬師堂吉祥天像供養願文」（二〇+六行／一九〜二〇字）。第三〜四紙の一次利用面が書状②・①で、二次利用面が「保延六年（一一四〇）九月十七日算博士三善行康勘文」（二〇+七行／一八〜一九字）。

継目はいずれも順継で、幅は〇・三〜〇・四cm。ただし三ヶ所の継目のうち、第一〜二紙では黄色い大豆糊で、第二〜三紙では無色の糊で、第三〜四紙では赤茶色の糊（大豆糊か）、それぞれ継がれている。また第一〜二紙の継目では、墨が糊の上にかかっているため、二紙を継いだ後に文字を書いていることが分かる。ただし、現状では継目の文字はズレており、完成後に再度つぎ直されたと考えられる。以上のあり方は、前半と後半が別々の段階で作成されている可能性と、両者を継いだのがかなり後世である可能性を示唆している（両者が継がれたのは近世以降、田中教忠の入手後である可能性すら想定できる。内容的に無関係の両者を接続させたのは、成立年代が近いからか）。なお第三〜四紙には、天高二・九・地高一・二cmの横界（墨）が引かれている。この横界は第三紙冒頭部分で、それ以前の紙からの書き継ぎの後が確認できるので、本来はこの二枚のみでなく、更に長い卷子の一部であったと考えられるべきだろう。

さて、ここに見える薬師堂の起源は、以下の諸史料にもあるとおり、醍醐寺の草創期まで遡る。創建当時から、主要な堂舎の一つと認識されていた。現存する堂舎（国宝）は、保安二年（一一二二）に定海が再建したもので、ここに見える吉祥天が収められたのもこの堂舎である。またこの願文に記されている吉祥天自体も、醍醐寺霊宝館に現存する（重要文化財）。

・「薬師堂一字（三間四面、檜皮葺、尊師建立、延喜御願）／奉安置

葉師像一体（半丈）、日光・月光像各一体、釈迦三尊像、帝釈像一体（垂焉）、吉祥天像一体（等身 前大僧正御房定造立也）、炎魔天像一体（待賢門院御仏也）（『醍醐雜事記』卷第一）

・同（大治）五年…（中略）…十月十日（甲辰）、上葉師堂座主御房、

被奉安置吉祥天 御導師教王房 山上僧供曳之（『醍醐雜事記』卷第七）

一方の三善行康だが、彼は越中国の出身で養子に迎えられた為康のさらに養子である。詳しい生没年などは不明だが、この頃以降、長きにわたって算博士の地位にあったことが知られている。ここで扱う史料の内容は、明年が「辛酉」に当たることから、厄災がおこる可能性を注意すべきである旨を記した勘文である。先祖の清行や為長（祖父）などの事例が挙げつつ、改元するのが従来例であることを説明している。結局、保延七年七月十日には「永治」と改元されている。ただし本勘文は算道勘文ではなく、正式な勘文は保延七年正月十一日に上席の算博士である小槻政重と連名で提出されている点（佐藤均「増補」革曆類惣目「革命・革命勘文と改元の研究」佐藤均著作集刊行会、一九九一年二月）、注意を要する。

・「大治五年（一一三〇）九月 上醍醐葉師堂吉祥天像供養願文」（第一（二紙）

「醍醐記」（端裏）

夫、雍州之中、有一靈囀、号上醍醐。□歴九折之坂／寺□万專峯。蓋秘密真言法、住持之砌也。妄／轡不来、人照稀通。塵勞境隔、風清百福尊之／庭、禪定洞閑、鳥馴三昧王之室、可謂穢土之中淨／土、人界之間仏界矣。止住之容、蛮而有徒鷺鷥。／比翼龍象、繼踵戒行之珠、長節毘舍闍之履。智／恵之水、暗写書遮那之規、□於為清虚之地、元／衣食之源。芝木春疎、雖空銷永日於花下、薜／蘿冬薄、更難膳養夜於雪中。自界之習、誰得／能忍弟子。每視箇繹淚如綆縻、非可養魚於范／蚕之池、非可引羊於猗氏之谷。朝思夕歎、志流／力滯。不如仮三

宝之威力、求滿山之福業。仍造立／吉祥天之像、安置葉師堂之内等、□刻彫合掌、供／養荷棒。此□善、偏資彼大衆講筵。未卷福地、忽／開于□、菊葉□日之粧、省布黄金於地、木葉隨／風之包、□豊紅錦於窓。

時之得宜、先相自影者歟。／可讚歎、可歡喜。抑此天女者、居妙高山之半腹、作／毘沙門之後腋。福□開園、吉祥留名、殖善根之種。雖／早昇八地之位、和同塵之光、還又現五障之姿。備／善惡而利生、如海之納清濁。隨願求而乘原、／（紙繼目）似水之協方円。饒益只且信心、無式無住本□。即滿／丘祈文、始從今日、盡未來際。容身於此山、結縁於／此処之者、兼縮素而、乘潜衛、貫現当而施拔濟。／功德有隣普及無辺。大治五年九月 日粗記。大／意□之。來者敬白。

大治五年九月 日 弟子（云々）某敬白

・「保延六年（一一四〇）九月十七日算博士三善行康勘文」（第三（四紙）

「辛酉勘文（保延六年、算博士三善行康）」（端裏）

謹奏

明年辛酉歲厄会 公家御慎等事

一 辛酉歲小変厄事

右、謹檢易說曰。辛酉為革命、甲子為革命者。革／命者、革卦之氣変也。革卦者、離下充上也。金火／合礼、成従革之精。上下相刻、生変改之氣。然則、以／四乘六之數、縦雖不当大運、六甲一周之内、猶以可／懼小変者歟。抑檢參議三善清行卿、去昌泰／四年密奏之文、小変六甲之内、每至辛酉、皆有徵驗／之由、具載于状文。案算博士三善為長朝臣、去承／曆四年勘文之意、縦非大会之運每、至辛酉宜／有改変之由、詳注于状矣。原夫天地革而四時成、是／革卦之体也。陰陽史而万物新、亦庚辛之義也。／依文知意、蓋有以哉。故每至辛酉之年、猶可有及／元施德之事。今尋其証、曾以不虛遠。不謂上代、／近引勘中古、本朝大宝以後、四百四十年于茲矣。／其間、所出来辛酉、七箇度也。飯高天皇養老五／年辛酉、其年無改元、即元正太上天皇有事。

天応／元年辛酉、此年四月改元、白壁天皇有事、桓武天／皇受禪。^(光七)承和八年辛酉此年、无改元（但大宋国改元、為会昌元年）。／（紙継目）前年庚申、淳和太上天皇有事。後年壬戌、嵯峨太上／天皇有事。延喜元年辛酉、此年七月改元、^(菅原道真)承相有／事。応和元年辛酉、此年二月改元。治安元年辛酉、／此年二月改元。永保元年辛酉、此年二月改元。／当今年、亦当辛酉。情見彼例、宜改視聽矣。夫／述而不作、信而好古。早施徳政、鎮其厄会矣。

保延六年九月十七日從五位下行算博士三善朝臣行康 勘申

なお、以上の二次利用面に対応する一次利用面には、二次利用面の奥から順に、四通の書状が連続されている。まず書状一（勘文の第二紙裏）は、以下の様である。なお書状②（勘文の第一紙裏）は、かなり崩れた仮名書状なので翻刻を省略する。

①元三天宮、今明迫来□／被物事、乍恐令申候／処、御□之旨、頗本意／候。一重拝領、尤可□。／旁依遣事、廿日出來候者、／東西候。来廿三・四日之□／可登山候。件比以前□／殊□□□候也。恐惶^(謹言)一。

／十二月十一日 権大僧都円□／謹上 醍醐座主御房

また、書状三（願文の第二紙裏）・書状四（願文の第一紙裏）には、それぞれ以下の様にある。

③三論^(備前)祖師銘書進候。東南／院経蔵本、当時求失候之故、／以私本、令書写候之間、文字／闕乏候。未明不審候也。件正本、／尋出候之後、可勘入候。以此旨／可令申上給候。恐惶謹言。／三月十四日 貞□（上）／謹上 越前公御房

④如意輪百箇日、可勤／行候了。御本互奉渡／候。併々御祈事、一向／可勤仕候也。毎事、期見／參。

一次利用面に見える書状のなかで、充所が明記される事例では、「醍醐座主御房」(書状①)・「越前公御房」(書状③)などの名が確認できる。また差出は、「権大僧都円□」(書状①)・「貞□」(書状③)などが確認

でき、とくに後者は内容から推測するに、東大寺東南院の関係者のようである（なお書状④は、現状で前後に十分な余白があり、元々本紙には差出も充所も記されていないかかったものと思われる）。残念ながら、「円」で始まる大僧都や、「越前公」を称される僧侶などは枚挙に暇ないので、二次利用の時期などを特定する手がかりとはならない。用字などから見ても、おそらく院政期／中世初頭にかけての書状と考えられる。おそらくは、いずれも醍醐寺から流出したものだろう。

正一七三-473 『寛平遺誠』

寛平遺誠は、宇多天皇が寛平九年（八九七）に醍醐天皇へと譲位する際、天皇としての心構えを記して与えた書で、本写本はその唯一の古写本（そして、現存諸写本の共通祖本）である。『日本思想大系 古代政治社会思想』（岩波書店、一九七九年三月）に、全文が翻刻されている。ただし、この史料は、本来、臣下が他見を許されるような性格のものではなかったと考えられ、本写本も原本全文の写ではなく、当時の貴族層の間で、断片的に知られていた引用文・取意文を集成したものではない可能性が高い。「所功」『寛平御遺誠』の復元『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年二月）。

寸法は、縦三〇〇×横二四二（表紙）＋二八八（白紙）＋二九一（第一紙）＋四七三＋四七六＋四七七＋四六四（第五紙・軸付紙）。軸は径二〇×長三二五cm（黒漆塗）。本紙（第一～五紙）の継目は、〇三～〇五cm幅で、いずれも順継。叩解は第一紙では丁寧だが、第四～五紙あたりではやや雑である。紙の白さは、第一紙から第五紙にかけて順に白さを増すが、これは本来の漂白度の違いというよりも、卷子の奥ほど保存状態がよいためと考えられる。簀目の幅は視認できない。表面は、いずれの紙も、打紙されている。虫損などの間隔は、第五紙で三～四cm、第一紙で七～七五cm。第五紙の末尾に黒ずむ部分があり、顕微

鏡で観察すると粘度の高い物質が多数付着している（これは旧軸付部分だろう）。

前欠の第一紙を除き、各紙ともに縦三〇×横四七cmで、中心部分に幅二九（三・〇cmの空白（これを便宜上「柱」と表現する）をつくり、天高二九・界高二四（二・四）・地高二七・界幅一九（二・〇cm（一紙あたり、柱を挟んで両側に一〇行づつで、紙の両端には一行分程度の空白を残す）の界線（薄墨）がある。界線の形態そのものは、明らかに冊子装の写本を作成する前提で引かれたものである。一方、第三紙の柱に折り目が確認できるので（それ以外の紙では同様の折り目は視認できない）、あるいは折本にしようとした段階もあったのかも知れない。

字配は、一紙二四行（現状では、「柱」や界線外の空白部分にも文字が写されている）、一行二〇字。界線の形状や、他紙の紙幅を念頭に置くと、第一紙では冒頭から、卷子（旧状）三周分（二〇cm強）ほどが失われている計算になる。つまり、第一紙の前半はほぼ全欠している。第一紙から第二紙冒頭まで下辺が全欠しているのも、この段階に生じた欠損だろう。

外題として田中教忠の筆跡で「寛平遺誡（首部欠 寛元三年四月十一日／春宮権大進光国加校書写本）」と、表紙に打付書されている。奥書には「本云／承安二年（一一七二）十一月七日、以納言殿／御本書取了。／日向守定長」（本奥書）

・「寛元三年（一一四五）四月十一日、加一校了。／以中宮権大進俊兼本書写之。／春宮権大進光国」（書写奥書）

とある。「納言殿」の比定に関しては、諸説ある（歴博目録は中山忠親、所前掲論文は日野資長の可能性を指摘する）。「定長」は勸修寺定長、「俊兼」はその兄の曾孫に当たる勸修寺俊兼、そして「光国」は日野光国である。

なお故飯田瑞穂氏は、本写本が日野光国本そのものであることや、田中氏による入手以前には醍醐寺釈迦院に所蔵されていた可能性を想定し

ていた（所論文の注六）。現在の歴博所蔵分の田中氏旧蔵品のなかに、釈迦院の旧蔵品であることが明白な典籍・古文書は確認できないが、もしその想定が正しいとすれば、光国の子（『尊卑分脈』によれば、男子七人のうち、五人が僧侶である）の誰かが寺に持ち込み、それが近世の段階で醍醐寺にあったと考えるべきであろうか。

田中氏蔵『葉室隆顕記』（尊勝寺供養記）

藤原顕隆（一〇七二～一一二九）の日記から、康和四年（一一〇二）七月の尊勝寺供養に関する記事を抄出したもの（前後欠）。記載は『大日本史料』三一六（康和四年七月二十一日条）に引く『諸寺供養記』（彰考館本）とほぼ同一だが、その四九三頁以降はかなり内容が異なってくる。

寸法は縦二九五×横二二（後補表紙）+一七四（白紙）+四六〇（第一紙）+四五六+四五五+四五七+一三九（白紙）+四七二（第五紙）+一三八cm（軸付紙）。継目は順継で、〇二～〇四cmの範囲。なお見返しには「甘之内」（端裏）と書かれており、田中氏の所蔵以前から張り継がれていたものらしい（後補白紙も同様か）。字配は、一紙二一行前後、一行二〇字前後である。紙質に関しては、宍倉論文を参照。天高三〇・界高二五四・地高一・cmの薄墨界が引かれている。虫損は第四紙で六二～六八cm幅、第五紙で五四～六〇cm幅なので、料紙が連続した段階で生じたものと思われる。紙継目の下方表には両側に「二」（第二紙奥・第三紙端）や「三」（第三紙奥・第四紙端）などの記載がある。ただし、これらの書き込みは本文とは別筆で、またこの卷子が前欠である点を踏まえても、本来の番号ではない。現状のように前欠になった段階以降に、付されたものである。この前方欠失と関連して、第一紙では一六cm間隔で下方に大規模な欠損が連続する（第三紙まで続く）。また、第四紙では全体に湿損が広がるが、第五紙には全く見えない。両紙が分離していた段階に生じたものと推定される。

なお裏打紙の継目(各上下二ヶ所)に捺された黒丸印(径一・三cm)は、中山家旧蔵の典籍に捺されているもの。このほか田中本のなかに同家の旧蔵品として『中山大納言藤原親綱卿記』(H-743-37)・『中山孝親卿記ほか』(H-743-217)・『除目聞書』(H-743-219)・『補任歴名稿本』(H-743-255)などがふくまれている。なお中山侯爵家の旧蔵品は、宮内庁書陵部にある程度まとまって残っている。

H-743-475 『中右記』(仏事部類記)

本写本は『中右記』から仏事に関する記事を抄出・部類したもので、『中右記部類』の一部に相当する内容である。吉田早苗『中右記部類』年次目録[「禁裏・公家文庫研究2」思文閣出版、二〇〇六年三月]や、『中右記部類』(H-98)の項も参照。『中右記七』(増補史料大成本)に「仏事部類」として翻刻されている。

寸法は、縦二七〇×横三二四(後補表紙) + 二四・一(白紙) + 四九六 + 四九五 + 四九六 + 四九三 + 四九六 + 四九八 + 四九七 + 四九七 + 四九七 + 四九六 + 四九七 + 四九五 + 五〇〇 + 四九五 + 四九五 + 四五四(第十五紙) + 三三・二cm(軸付紙)。軸は径〇七×長二七七cm。天高不明(上欠ですべて失われている)・界高二三・八・地高一・〇〜一・五cmの界線が引かれている。第一紙の端裏と、軸付紙の袖側の表裏に丸朱印(径一・四cm)が、また奥書に丸朱印(径二・五cm)が、それぞれ捺されている。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

裏書は第二紙(大嘗会定)・第八紙(法成寺御八講)第十〜十一紙(法華会定)・第十四〜十五紙(御仏名)などがある。また、各紙ともに裏文書がある。①(第一紙:以下略)は治承二年(一一七八)の上申文書で、②はその続き(内容に関しては後掲)。③は十月廿六日法眼経□の頭弁宛の書状で、内容は普門寺に関する事。④は二月三日法眼□□の頭弁宛の書状で、内容はこれも普門寺に関する事。⑤は十一月十五日

法眼□□の頭弁宛の書状で、内容は座主の請文に関する事。⑥・⑧・⑩・⑭は内容不明の書状。⑦の書状は春日神人に関するもの。⑨は三月廿一日法眼□□の頭弁宛の書状で、文中に「覚観」という人名が見える。⑪は九月十四日の頭弁宛の書状で、内容は普門寺に関する事。⑫は閏九月廿七日に左少弁から出された「蓮華王院領(備中国)子位莊」に関するもの。閏九月とあるので、安元元年(一一七五)のものだろう(保元元年(一一五六)では蓮華王院が存在しない)。とすれば藤原兼光からのものか。⑬は五月廿六日に大倉□兼から外記大夫宛の書状で、内容は周防河尻問丸に関するもの。管見の限り、周防国の河尻は他に所見がないが(通常、平安期の史料で河尻といえは「淀川尻」を指す)、本史料によれば、瀬戸内海交通の要所として早くから「問丸」が形成されていたことが分かる。問丸の所見としても、最初期の史料である。⑮は治承四年(一一八〇)の上申文書(内容に関しては後掲)。

以下に、年代の明らかな古代の文書のみ、翻刻しておく。なお、後者は継ぎ方が本来の文書のものとは逆順になっている。これは、文書を一旦ばらした上で、再利用のために継ぎ直した結果だろう。

⑮「蓮華王院領大和国藤井莊々官解」(第十五紙裏)

〔院〕院御領藤井御庄々官等解 申 請院庁裁事

〔被〕被早召禁源信親并舍弟盛義等身愁状

□悪行、先日注子細□言上、于今無其裁糾之間、奪取百／＼□負數百町之穫稻、悉令京上畢。已又分田地、充行舍弟／＼□□。即盛義以上〔河〕河内村充五郎冠者、以仲峯山／＼□房(厄上二人/失名)盜財云強盜、何□□□王地哉。去年五月欲害相／＼□殺当莊下司□□月□領御領、分与親族罪科之致／＼□今明之内、不擲召彼惡徒者、御庄長滅亡、毎月御修法雜／＼□□威速有裁□□□□□公役、無懈怠者歟。仍／＼□□

治承四年九月七日 公文「藤原保仲」

下司「源良保」

①・②「小比叡社・日吉社祢宜等解」(第一～二紙裏)
□間、不論是非殺害庄民二人、打破数人。首者□盛綱之処、陳狀如此。
誠如陳狀者、件川新□云、又殺生禁断事、当国之内、更無其事。限
／□庄内、放高鮎鑿反二ヶ所漁狩不断(云云)、又□人打破数人首事、
帶兵仗之放高軍兵何為□被殺害、或被打破首哉。裁報之処、只蓮迹
／□陳狀。望請 庁裁、任所犯旨、被行罪科者、□之神事、弥奉祈
無止之御願矣。仍勒狀謹□。

治承二年七月廿七日

小比叡社

權祝從五位下凡河内宿祢(草名)／權祝從五位下祝部宿祢(草名)
／權神主從五位下祝部宿祢(草名)／權神主從五位上祝部
宿祢(草名)／祝從五位上祝部宿祢(草名)／權祢宜正五位下
祝部宿祢(草名)／神主正五位下祝部宿祢(草名)／祢宜正五
位下祝部宿祢(草名)

大社

權神主從五位下祝部宿祢(草名)／(以下は第一紙裏)／權神
主正五位下祝部宿祢(草名)／權祝正五位下祝部宿祢(草名)
／權祢宜從四位下祝部宿祢(草名)／權祝從四位下祝部宿祢(草
名)／權祢宜從四位下祝部宿祢(草名)／權祝從四位下祝部宿
祢(草名)／權神主從四位下祝部宿祢(草名)／祝從四位上祝
部宿祢(草名)／神主從四位上祝部宿祢(草名)／祢宜正四位
上祝部宿祢(草名)

このように、一部、職務上の関係で転送されてきたと思われる周防国
の問丸に関する文書・書状(第十三～十四紙裏)なども含まれているが、
大多数は治承二年(第一紙裏)～四年(第十五紙裏)にかけての時期、「頭
弁」宛に出された書状である。そこで、この『中右記』仏事部類(二次

利用面)は、書状の受領主体(当時の頭弁)であり勸修寺家(伝存主体)
の先祖にあたる吉田経房(一一四二～一二〇〇)の自筆と考えてよいだ
ろう。実際、彼は治承三年十月～同五年十一月まで頭弁の地位にあった。
彼の手元に集積された書状類によって作成したのが、本史料ということ
になるだろう。勸修寺家本『中右記(仏事部類)』や、東北大学狩野文
庫本『中右記(仏事部類)』などに「此一冊者以伝来古卷(吉田重槐(経
房)殿御真筆)書写畢。固不可許他見者也。天明元年七月十一日参議左
大弁藤(勸修寺)経逸(奥書)とある「古卷」とは、本史料を指して
いると見て良からう。

このように本史料は、長らく勸修寺家に伝来していたと考えられる。
それが、明治以降に同家を出し、田中教忠氏の手を経て、現在では歴
博に所蔵されるに至った。なお田中本のなかには、このほかに『三長記』
(H-743-400～402)・『古続記』(H-743-446)・『大理秘記』(H-743-463)
などの同家旧蔵本が含まれている。

H-743-476 『白川御堂供養記』

内容は、永久二年(一一一四)十一月に白河法皇が法勝寺新阿弥陀
堂「蓮華藏院」の供養を行った際の記録。外題には源師時(一〇七七
～一一三六)の『長秋記』からの抄出とする記載があるが、実際には
源雅兼(一〇七九～一一四三)の手になるものと考えた方が良さだろ
う(大森順雄「永久二年白川御堂供養記」『群書解題』。『続群書類従』(卷
七八一)・『大日本史料』(三一―一五、永久二年十一月二十九日条)など
に活字化されている。

寸法は、縦二九八×横四六一(後補表紙) + 四七三(第一紙) +
四六八 + 四五四 + 四八 + 三八九 + 四六六 + 四六七 + 四六五
+ 四七九 + 四六七 + 四六五 + 二五五(第十三紙) + 二〇〇cm(軸付紙)。
軸は径〇・八×長三一・二cm。継目は順継で、幅は〇・四～〇・六cmの範囲に

収まる(ただし第二～三紙の間では〇二〇～〇三cm)。字配は一紙二〇行、一行一六～一七字(前半)・一行一七～二〇字(後半)。紙質に関しては、宍倉論文を参照。後補表紙に、原表紙の切り抜きが貼り付けられている。「(永久二年十一月)長秋記(師時卿記/正筆)」(縦一五九×横五二cm)・「御願供養試楽」(縦九二×二四cm)の二枚である。いずれの紙も表面が粗く、墨の乗りは悪い。各紙奥の下方には「二」(第三紙)・「六」(第七紙奥)、「七」(第九紙)・「十」(第十二紙)と書かれている(第八紙は欠番で、第十・十三紙は該当部分が欠損)。このことから、番号を振った段階では、第八紙が外れていた可能性が推測できる。

第四～五紙の裏には、一次利用の文書が見える。このうち第四紙のみ、前後の紙と比べてやや色調が異なる。また、同じく二次利用されている第四・第五の二紙を比べると墨の乗りが明らかに異なっており、料紙は別の紙と分かる。第五紙裏(後欠書状)は墨が薄いことに加え、裏打が厚いのでほとんど読めないが、「早請可有御々」(本文二行目)などがある。第四紙裏には、「大豆ヲ□テ能入之テ服スル事/有り。水多少如先」とあり、本草書か処方箋か何かであろう。両紙の間では文字の大きさも筆跡も異なっており、全く別の入手ルートを想定すべきように思われる。なお、第五紙では書状として利用されていた段階で生じた細かい皺が各所に入っており、その部分には二次利用面の墨が載っていない。

全体の筆跡は、二種類ある。前半の第四紙までと、後半の第五紙以降では、筆跡が異なっている。つまり、第四紙(おそらくはもう少し後)まで某人が書写したものを、別人が書写したものと合体させたと考えられる。そのために、現状で第四紙の幅が四八cmしかなく、第五紙もやや不自然に短い幅(三八九cm)しかないのだろう。ただし両紙ともに、界線の規格などは同一なので、同時期に書写したものと考えて問題ない。裏打紙の継目に小方印が捺されているが、田中氏の入手より以前の

ものだろう。また後補表紙裏の貼紙(原表紙の切抜)は、検討の際、柳原紀光(一七四六～一八〇〇)の筆跡である可能性なども指摘されたが、筆跡はかすれ、文字も少ないので、断言はできない。このほか、時々、縦の折線が見えるが、規則性は見いだせないで、ただの皺の可能性もある。

『朔旦冬至詔表文集』

朔旦冬至とは、冬至と十一月朔が重なった際に行われる行事で、宣命の宣読や叙位・恩赦などが行われる。その際に作られた詔・表などをあわせて掲載したのが、本卷子である。寸法は、縦三〇・〇×横四八・一(第一紙・前欠) + 四九・〇 + 五〇・四 + 五〇・二 + 五三・二 + 五三・八 + 五二・一 + 五〇・二 + 四四・八 + 五〇・二 + 五〇・六 + 五二・二 + 五四・四cm(第十三紙)の計一三枚(後補の表紙や尾紙などを除く)。いずれの継目(幅は平均〇・五cmだが、部分的には〇・七cmに及ぶ部分もある。当初の糊は大豆糊だろう)も順継である。字配は、一紙二二～二三行、一行一八～一九字。

紙厚は、順に八〇～九〇・一五〇～二〇〇・二〇〇～二二〇・同・八〇～一〇〇・一一〇～一二〇・八〇～一〇〇・八〇～九〇・八〇～一一〇・七〇～九〇・同・九〇～一一〇・六〇～九〇mm。一次利用面の墨の乗りは、全体に前半でかすれが、後半でかすれ・にじみが目立つ傾向にある。また二次利用面への墨の染み出しは、第六紙まででは軽微かほとんど見られないが、それ以降は目立つ。こうした点を念頭に置くと、紙の二次利用には一定の基準があったようで、裏面の状態がよいものを優先的に選んで前から順番に利用したと考えられる。後半には、やや使うに堪えない紙が混じっており、そうした紙の利用はできるだけ先送りにされたのだろう。なお紙質に関しては、宍倉論文を参照。

東大史料編纂所には『朔旦冬至賀表并裏書』(影写本 3057-7)と題す

る本巻子の影写本が架蔵されており、そこから一八八七年の段階では、これを醍醐寺報恩院が所蔵していたことが確認できる。影写本の奥書には「右、朔旦冬至賀表并賀表^{表書}／山城国宇治郡醍醐寺塔頭報恩院蔵本／明治十九年九月修史局編集星野恒探訪、明年一月／影写了」と記されている。なお、宮内庁書陵部に『朔旦冬至賀表（并）同詔』（伏見宮家旧蔵）と題する巻子があるが、その内容は延喜十七年の表と詔のみである。このような史料をいくつか集成して、本文書集のようなものを完成させたのだろう。

ここに引かれた文章の多くは、『政事要略』・『本朝文集』・『本朝統文粹』などにも収められており、『大日本史料』にも活字化されている。詳細に関しては、以下の通りである。

- ①「天延二年（九七四）十二月十八日朔旦冬至詔」〔大日本史料二二五〕
 - ②「正暦四年（九九三）十二月一日公卿賀朔旦冬至表」〔大日本史料二二二〕
 - ③「正暦四年（九九三）十二月十五日朔旦冬至詔」〔大日本史料二二二〕
 - ④「寛弘九年（一〇二二）十二月一日公卿賀朔旦冬至表」〔大日本史料二一七〕
 - ⑤「寛弘九年（一〇二二）十二月二十五日朔旦冬至詔」〔大日本史料二一七〕
 - ⑥「長元四年（一〇三二）十二月一日公卿賀朔旦冬至表」〔大日本史料二二一〕
- 三二）予定
- ⑦「長元四年（一〇三二）十二月十九日朔旦冬至詔」〔大日本史料二二三〕予定
 - ⑧「長元四年（一〇三二）十二月十九日朔旦冬至宣命」〔大日本史料二二三〕予定
 - ⑨「永承五年（一〇五〇）十一月一日公卿賀朔旦冬至表」〔本朝文集卷第四九〕
 - ⑩「永承五年（一〇五〇）十一月十六日朔旦冬至詔」
 - ⑪「永承五年（一〇五〇）十一月十六日朔旦冬至宣命」
 - ⑫「延久元年（一〇六九）十一月一日公卿賀朔旦冬至表」〔本朝文集卷第四九〕
 - ⑬「延久元年（一〇六九）十一月廿四日朔旦冬至詔」
 - ⑭「延久元年（一〇六九）十一月廿四日朔旦冬至宣命」

- ⑮「寛治二年（一〇八八）十一月一日公卿賀朔旦冬至表」〔大日本史料三二一〕
 - ⑯「寛治二年（一〇八八）十二月二十日朔旦冬至詔」〔大日本史料三二一〕
 - ⑰「寛治二年（一〇八八）十二月二十日朔旦冬至宣命」〔大日本史料三二一〕
- ここでは、未活字化と思われる四点（⑩・⑪・⑬・⑭）、および本文に後続する補足説明（⑨・⑫）に限って、翻刻しておきたい。なお、一部に裏書があるが、当時の撰政などの人物比定に関するもので、特段の新味もないので、翻刻はしない。

- ⑱「寛治二年／撰政従一位藤原師実／太政大臣正二位藤原^{朝臣}□信長（十一月十七日□二位、同廿日致仕）」〔第十二紙の裏書：⑪～⑬に対応〕
- ⑲「永承五年（一〇五〇）十一月一日公卿賀朔旦冬至表」に付された説明文

関白左大臣、召大外記中原貞親、被問公卿・儒士作件表之例。而／貞親、申無先例之由。仍不仰。式部大輔^{藤原}資業卿、仰権大輔国成／朝臣作之。今案、天曆九年参議朝綱朝臣作之。寛弘九年^{藤原}中納言忠輔卿等作之。貞親所申如何。今度侍従所、急召／内匠頭兼行朝臣書之。

- ⑩「永承五年（一〇五〇）十一月十六日朔旦冬至詔」
玄徳之動天道者、明賢之緯也。蒼穹之応帝□者、古今／之常也。是以依不言之化、而從衡以正、協有通之政、而玉燭／□。朕謬以庸瓌、忝纂洪蒼徒、切□慎□之誠、雖致時／邑□放。迺者公卿奏言、謹案曆日、今年十一月朔旦冬／至、得天之紀終而復始。雖慚菲薄、適逢禎祥。情思／眇身之受天祐、亦固忠臣之助賢獻也。須与衆庶享斯／休徵。因永承五年十一月十六日味爽以前、徒罪以下、不論／輕重、咸從原免。但八虐・故殺・謀殺・強窃二盜・私鑄錢・常／赦所不免、及欠負官物之額、不在赦限。若以赦前事、相／告言者、以其罪々之。其功臣末業、才功著聞者、特加榮／賞、以穆朝章。又内外文武官主典以上、叙爵一級。在／京正六位上諸吏、及史生以下直丁以上、并天下高年／者、宜量賜物、庶張四海、無偏之惠沢、答一□□、不／違之冥府。布告遐邇

俾知朕意。主者施行。

永承五年十一月十六日〔御画〕戊辰

庚寅午^{〔年九〕}

大内記実政作

正六位上行中務少丞藤原之為信宣奉行

⑪「永承五年（一〇五〇）十一月十六日朔旦冬至宣命」

天皇〔我〕詔旨〔良万止〕勅大命〔乎〕衆聞食〔と〕宣。朔旦冬至〔は〕歴代〔天〕希値〔不〕王者休祥〔なり〕。朕以不徳〔天〕今〔尔〕得値〔たり〕。朕而已〔夜〕此〔乎〕嘉〔は牟〕。卿〔多知〕百官人〔止毛〕天下〔乃〕／公民〔尔〕至〔万天〕、相賀〔保之止奈牟〕所念行〔須〕。故是以仕奉状〔乃〕随〔仁〕／上治賜〔布〕人〔毛〕在、氏々〔乃〕中〔尔〕治賜人〔毛〕一二在。又諸司〔乃〕主典〔与り〕以上〔の〕人〔仁〕冠一階上賜〔ひ〕、又司々〔乃〕人〔止毛尔〕、至〔万天仁〕大物賜〔比〕、又天下高年〔乃〕人〔止毛二毛〕賜物〔布〕。又諸徒罪以下人〔止毛〕／免賜〔久と〕勅大命〔を〕衆聞食〔と〕宣。

永承五年十一月十六日

大内記実政草之

造酒正奉宣蓋之後、内弁下殿。内記進叙位宣／命、用文杖。即被奏之後、返却文杖。新嘗会／例宣命、在此後也。

⑫「延久元年（一〇六九）十一月一日公卿賀朔旦冬至表」に付された

説明文

関白以下連署。但大納言経輔卿、同来献辞状、未被補／替。仍外記候天氣、而雖納件状、猶留御所書判。所有何／難乎。仍書判所。但彼卿不加署也。

⑬「延久元年（一〇六九）十一月廿四日朔旦冬至詔」

詔。二曜合璧、則居諸無愆運行之度、五緯連珠、／則陰陽不失權歩之期。故□海風暖、潜鱗誇於春水／之波辺。寒雲晴浜、鴻者□於秋風之影昆。序廻環／發□相应者也。朕□守昌□謬登大位。因慎一日畢／及

二年朝哺忌滄恐璇機之未洽、夜引綴寢思玉／燭之雖調。迺者公卿奏言、当宝曆改元之年、迎／朔旦冬至之日、得天之紀終而復始。忝臨□録之初、／遇有嘉瑞之至。雖慙薄德之運、猶慶希代之祥。／誠足王者延祚之義也。非唯宗繼之降礼瑞哉。／在人臣之致扶持矣。須与□民共其休徵。因延久元年／十一月廿四日昧爽以前、徒罪以下、不論輕重、咸從原免。／但八虐・故殺人・謀殺人・強窃二盜・私鑄錢・常赦所不免、／及欠負官物之額、不在赦限。若以赦前事、相告言者、／以其罪々之。其功臣末葉、才功著聞者、特加榮賞、以／穆朝章。又内外文武官主典以上、叙爵一級。在京正六位上諸／吏、及史生以下直丁以上、并天下高年者、宜量賜物。／庶施靈□等九有答禎符於一章。布告遐邇俾／知朕意。主者施行。

延久元年十一月廿四日〔丙辰〕

從五位上守中務少輔藤原——隆宗宣奉行

左大臣被行事。大内記成季、^{〔藤原〕}献草詔宣命。

⑭「延久元年（一〇六九）十一月廿四日朔旦冬至宣命」

天皇〔我〕詔旨〔止〕勅大命〔乎〕衆聞食〔止〕宣。朔旦冬至〔は〕歴代〔天〕希値〔不〕王者〔乃〕休祥〔なり〕。朕以不徳〔天〕今得値〔たり〕。朕而已〔夜〕此〔乎〕嘉〔は牟〕。卿〔多知〕百官人〔止毛〕／天下〔乃〕公民〔尔〕至〔万天〕、相賀〔保之止奈牟〕所念行〔須〕。故是以仕奉／状〔乃〕随〔仁〕／上治賜〔布〕人〔毛〕在、氏〔乃〕中〔尔〕治賜人〔毛〕一二在。又諸司〔の〕主典〔与り〕上〔乃〕人〔尔〕冠一階上賜〔布〕。又司々〔乃〕人〔止毛尔〕、至〔万て仁〕大物賜〔比〕、又天下高年〔の〕人〔止毛二毛〕賜物〔布〕。／又諸徒罪以上人〔止毛〕免賜〔久と〕勅大命〔を〕衆聞食〔と〕宣。

延久四年十一月廿四日

^{〔藤原〕}已上、左大臣被行。大内記成季作之。詔・宣命等、詔書有御／画。

因仰先被奏詔草。次清書下給之後、召中務／大輔隆宗給了。御書之

後、大臣参上。次大臣於軒／廊召宣命、用杖。無草奏。

裏文書（Ⅱ一次利用面）はすべて書状で、全紙に渡って存在するが、第一一紙裏と第二〇紙裏の書状三は、筆跡からして連続する可能性が高いので、全体で二二通と想定しておきたい。そのうちで四通目の差し出しには「左大弁」とあり、六く九通目の充所には「式部少輔」とある。なお九通目には、「保安四年（一一三三）大嘗会」という記載があるので、この四通は院政期く鎌倉初期にかけて式部少輔の地位にあった人物の手に集積された書状と考えるべきだろう。このほか、三通目・八通目には、「賀茂詣」に関する記載がある。充所が明記されていない書状の場合も、同時期に同一人物が受け取っている可能性が高いだろう。

これらの書状が生成した時期に関しては、「来（四月）廿一日、撰政賀茂詣（八通目）」という記載から、実際に四月二十一日に「撰政」の「賀茂詣」が行われたとすると、康治元年（一一四二）・同二年（一一四三）・久安二年（一一四六）・同四年（一一四八）などが、候補としてあげられる。また、この時期に行われた大嘗会（書状九）としては、康治元年（一一四二）が挙げられる。以上からは、これが一一四二～四三年の間に、式部少輔を勤めていた人物が受け取った書状群と想定されることになる。とすれば、藤原茂明（明衡の孫、生没年不明）との関連が想定される。「今日、藏人頭左中弁藤資信朝臣仰外記曰、斎宮御禊御前次第司長官式部少輔藤茂明服喪替、可催中務少輔藤教良者」（『本朝世紀』康治二年八月二十八日条）とあるので、一一四三年にも見任であったことが確認できる。また、「（大嘗会）次第司…（御前）次官正五位下藤原朝臣茂明（式部少輔）」（『本朝世紀』康治元年九月一日条）と見え、一一四二年の十一月の大嘗祭に向けた準備を担当していることも確認できる。

そうすると、二次利用面の『朔旦冬至詔表文集』の成立も、彼との関

係を考える必要があるが出てくる。この種の文章（先例）を収集する必要が生じるのは、勿論一一四〇年代初頭以降の朔旦冬至のある年である。つまり、久安元年（一一四五）の朔旦冬至に備えて、彼の手で本文集が作成されたと考えるのが、妥当なのではないか。彼は天養元年（一一四四）に、式部少輔から文章博士へと転任しており（その後長くその地位にある）、たとえば『本朝文集』（巻第五九）に文章が八通も掲載されている程の名作家として評判の高い人物だった。久安元年の朔旦冬至に際して、賀表・詔勅の類の起草を任される可能性を想定して、あるいは起草された文章を文章博士として前例に則ったものか判断するために、この文集を作成したと考えることに、大きな誤りはないだろう。

○朔旦冬至の表・詔の作者（一〇世紀後半以降）

年	賀表（現任）	清書	詔・宣命（現任）	出典	備考
天曆九年（九五五）	大江朝綱（参議）	—	—	—	—
天延二年（九七四）	菅原文時（式部大輔）	紀伊輔	菅原輔正（式部権大輔）	政事要略	①
正暦四年（九九三）	菅原輔正（式部大輔）	—	巨勢為時（大内記）	政事要略	②③
寛弘九年（一〇一二）	藤原忠輔（兵部卿）	—	巨勢為時（大内記）	本朝文粹	④⑤
長元四年（一〇三二）	大江季周（式部権大輔）	源兼行	橘孝親（大内記）	本朝文粹	⑥⑦⑧
永承五年（一〇五〇）	藤原国成（式部権大輔）	源兼行	藤原実政（大内記）	本朝文粹	⑨⑩⑪
延久元年（一〇六九）	藤原実綱（式部大輔）	源兼行	藤原成季（大内記）	本朝文粹	⑫⑬⑭
寛治二年（一〇八八）	大江匡房（式部大輔）	藤原知行	菅原在良（大内記）	本朝文粹	⑮⑯⑰
嘉祥二年（一〇七〇）	大江匡房（大宰権帥）	中原定政	藤原敦光（文章博士）	本朝文粹	—
大治元年（一一二六）	藤原敦光（式部大輔）	藤原顕頼	—	本朝文粹	—
久安元年（一一四五）	藤原顕業（式部大輔）	藤原光頼	—	本朝文粹	—
長寛二年（一一六四）	—	藤原朝方	—	本朝世紀	—

※清書者に関しては、『朔旦冬至雜事文書』(H63-S78)をもとに、補った。

この種の想定をするためには、『朔旦冬至詔表文集』と、彼の直筆であることが明確な文章の筆跡を比べてみる必要があるだろう。そこで古

典保存会編『文集』（同会、一九二七〜二九年）で、藤原茂明写の『白氏文集』（京都国立博物館現蔵）が影印されているものを見てみると、その嘉祥二年（一一〇七）奥書と天承四年（一一三四）奥書では、同一人のものであるはずにもかかわらず、かなり筆風が異なっている。しかし、子細に観察すると、「年」・「月」などの文字で、縦棒をかならず左側に強くはねる癖など、共通する部分が少ない。これを『朔旦冬至詔表文集』の本文と比較すると、やはりここでも同様の書癖が確認できる。本文集の成立は、天承四年よりもさらに十年は後のことと想定されるので、さらに筆風の変化が進む可能性もあるし、同様の書癖は他の人の文字にも散見されるとはいえ、両者が同一人物の筆である可能性は十分に考え得る。この文集は、藤原茂明が一一四二〜三年頃に受け取った書状を二次利用して、一一四四〜五年頃に作成したものと想定してよいのではないだろうか。

なお、一〇通目（第三紙裏）には受け取った書状の余白を利用して、袖側に「かぜふけば・はつかぜ」などの断片的な語句が繰り返され、奥側には推敲（あるいは習書）の結果として完成したらしい「かせふけば、うれうちなひく、かくれぬの、あやめのくさも、こころあるらし」という和歌が記されている。この和歌は「寛和二年（九八六）六月十日内裏歌合」で藤原惟成（九五三〜九八九）が詠んだ歌とされる。惟成も寛和元年には式部少輔だったが（『日本紀略』同年七月二十二日条）、和歌の記された第三紙（裏）はともかく、彼とこの裏文書全体を結びつけるのは、やや飛躍だろう。この一紙の性格については、後考を期したい。

○「文集」の裏文書一覧

書状一	差出所	充所	余白	日付	表
書状二				三月廿二日	一一二
書状三				四月廿五日	一一・一〇
書状四	左大弁			正月九日	九

書状五					四月十二日	八
書状六		式部少輔			四月十一日	七
書状七		式部少輔			四月廿一日	六
書状八		式部少輔			四月五日	五
書状九		式部少輔			四月〇日	四
書状一〇			和歌			三
書状一一			習書			二
書状一二						一

・書状一

先日、参入御在出之間、不以進見參馳帰候了。□□見参□井殿。偏不可為遣恨候。如此当蒙仰之様子。此間覚候。陰信之令残候也。尤後日仰事、可隠斯候。遅参□令申事由候之間、又被仰下之旨、恐悦。明後日□可参候。公事なと於□乘候歟。非此限候。可申事由候。城外之□□可養老眼候也。御計□候。御文令知可候。□井殿人々□参（後闕）

・書状二

此間、実久不令申□又不参候。且為恐□上為欲不可事也。□昨日出立之間、雖分□公忿々可令察給事歟。□又、御座所を何処□も□不知候之間、先所尋申□候也。仍□可参候□也。委可遣仰也。謹言。四月廿二日（花押）

・書状三

御□文、自今以後□□候。以往□□可候也。（追申）欲令申事由候之間、御□之旨、恐悦千万。御賀茂詣参驅□文、蒙□依本恐愁、供奉外不前□老□甚内不飾祈置□之、其日之一。樂□不能□候乎。騎馬之間、骨窮屈□令外、不知□劳候也。城北之京氣□優劣候歟。無仰□為養老眼、一日之眺□大切候。今明□見参候。□（第二紙へ）之□、□可改候也。者□御思慮可候歟。世俗之□此間、相訪者□、於占卜。於子細者、□候也。更不可与□候事□併期参入也。恐々謹言。四月

状態は、端側の欠損・変色が目立つ（こちら側が外側だった時期が長いようである）。そのためか裏打は最大で四重もなされており、そのうちの薄い透明な裏打は雁皮、その上に楮、更に文書端側には打紙した楮が貼られている。第一紙と第二紙の間の紙継目は、一方のみしか虫損が見えない。またこの部分、行間は不自然に狭い（あるいは、継ぎ直しがあつたか）。また、当初の裏打紙の欠損が甚だしい。後世（おそらく田中教忠）が、さらに裏打しているのは、そのためだろう。現状では一次利用面が厚く裏打されており（第二紙）、表面加工の有無は確認できない。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。

表面の文書の起草者「平珍」は、(やや年代が合わないが)東寺一長者・金剛峯寺座主などを勤めた寛空(八八四〜九七二)の弟子で、延命院の大僧都元杲なども同門の「平珍」が候補としてあげられる(『血脈類集記』『大日本史料』一一一六・同一二〇)。現状で「太政官牒東寺」(H-743.478.2)と同じ箱に収められている点をふまえると、田中教忠は本文書と東寺文書を一括入手した可能性が高く、これも東寺流出文書と考えてよいか。全文の写真・釈文などが、湯山一九九〇に挙げられている。なお、本文七行目の前後の書き込みは、本文と異筆である。

本文書の内容は、本来、佐伯氏の氏寺であった佐伯院が東大寺に移建され東南院となった経緯に納得できず、その原状復帰を求めるものである。その間の詳しい経緯に関しては、櫛木謙周「佐伯院関係随心院文書の諸問題」(『随心院門跡を中心とした京都門跡寺院の社会的機能と歴史的変遷に関する研究』科研費報告書、二〇〇六年三月)を参照。その作成時期に関しては、「鎌倉時代後期」(『歴博目録』・平安末期の写(川瀬目録)ともされるが、筆風や裏文書との関係から「平安中期を降る案文とは認めがたい」とする見解(湯山一九九〇)も提示されている。

なお、表面から見た第二紙には裏文書(平□書状)があり、その写真は湯山論文に載せられている。表裏の前後関係に関しては、表面の起草

者(平珍)が手元にあった「平□」書状を二次利用した可能性と、表面の作成後に一旦はバラバラにした両紙のうちの第二紙のみを書状の草案を書くのに利用した可能性とが推定可能である。とはいえ、前者の可能性が高いことはいうまでもない。なお第二紙のみ、裏面を凹側とする幅2cm間隔の縦線が視認できる。裏打によってハッキリとは観察できないが、第二紙が書状として送付される際に生じた折れ目か、あるいは裏面の筆記に先立って引かれた縦界線(その場合は、類例からみておそらく折界)のいずれかと思われる。ただし裏面の書状は、特にその後半の行で、この線を無視した字配を採っているので、前者の可能性が高いだろう。とすれば、現状における表面側(僧平珍申文)を二次利用面と考えるのが妥当ということになる。

もし以上の前提によると、裏面(二次利用面)の成立(延喜九年〇九)以前ということになる。すると、貞観九年(八六七)の讃岐国司解(『平安遺文』一五二)や、仮名文書(多賀城出土漆紙文書)、あるいは円珍病中言上書などの系譜に連なる最初期の仮名文書と位置づけられることになる(この時期の仮名文書に関しては、矢田勉「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」『国語文字史の研究』四、和泉書院、一九九八年八月などを参照)。

釈文は、周囲の方々に様々な案を提示していただいたが、細部の違いが著しい部分に関しては今回は翻刻案を示さず、将来の検討に委ねたい。大筋は「一所の注文」・「一所文」に関して、適切な記載を行うべき旨を連絡する内容と考えられる。実例によれば、「注文」という表現は一一世紀初頭に見え始めるものである点が、以上の年代想定と齟齬するので、やや気になるところではある。後考を期したい。

官判書は改読□□共、又か□□□□へし。寺／のは、一所の注文かき□□□□□□□□へし。／又、一所文かき□也。一所文かきあやまらず、／皆しるしつけたるへし。そこには又／□□□□□□□□□□也。返事

□□□/□□□□□□□と申 平□〈申〉

なお、書状の差出人「平□」を「平珍」とする想定もあるが〔湯山論文〕、今回、積文作成に際してご意見をいただいた方々の多くは、「二字目を「珍」と断定するのは難しい」旨の見解であった。ただし、差出人自身が書状を二次利用して、申文（土代）を作成する可能性もあながちには否定できない。手紙の返却や焼却を要求する文言は、平安期から頻繁に見られるので、その旨の文言が付されていない場合も、同様の認識が存在していたと考えられるからである。平珍が自身の書状（正文・土代）を再利用することも、勿論あり得ないことではない（H-97『愚昧記』の項を参照）。

H-743-478-2 『太政官牒東寺』

二紙からなるが、そこに記された三通の官牒（案）はすべて同筆。寸法は、縦二七〇×横三四〇+三六〇cm。表紙はなく、「太政官牒東寺」云々（田中教忠の筆跡）と書かれた白紙で包まれている。複数の間隔の欠損（四cm強間隔と六cm弱間隔）が併存しており、それぞれは別の段階で生じたものだろう。あるいは保管形態に変更があったものか。文書奥に幅二cm程度の糊代痕がある。これは軸からの剥取痕と考えられる。第一紙と第二紙の間の糊代（順継）は幅〇・五cm程度で、大豆糊のみ出しが顕著（両紙共に、この面は定規を当てずに刃物で切断了曲線を示す）。文書袖側にも幅二cm程度の変色帯が確認され、あるいは糊代の可能性もあるが、この部分は一通目の官牒の文面と重なっている。なお、文書末の糊（赤褐色）と、紙継目の糊（黄色）は、いずれも大豆糊であろうが、色調が異なっており、別の段階で塗布されたものと推測される。紙質に関しては、宍倉論文を参照。文書袖側は、はじめ雑に破り取って、そのあと刃物で綻びを整形した印象である。両紙共に外側の欠損が激しく、この二紙が単独で保管される期間が長かったことを伺わせる。なお、

積文は、『大日本古文書』（編年）において、「石山寺文書」として活字化されているが、底本が異なるので、本写本とは異同がある。

①「寛平七年（八九五）十二月十三日 太政官牒案」（『大日本古文書』一―二―二九八、寛平七年雜載）

「彌勤練学」（『大日本古文書』）↓「彌勤練学」（本写本、以下同じ）
「菅原朝臣道真宣奉勅」↓「菅原朝臣道真宣奉 勅」

「外従五位下行右大史兼春宮大属壬生望林」↓「右大史従五位下壬生望林」

②「延喜二年（九〇二）七月三日 太政官牒案」（『同』一―三―九一、延喜二年七月三日条）

「聖宝奏状僞」↓「聖宝去二月十六日奏状僞」
「白業無闕、全持阿部之源流」↓「白業無闕、全操阿部之源流」

「寄身後進」↓「穿身後進」
「見賢薦」↓「見賢不薦」

「守宜承知」↓「寺宜承知」

「左大史阿保朝臣牒」↓「正六位上行左少史兼算博士阿保朝臣」
「式部少輔藤原」↓「式部少輔藤原朝臣」

③「延喜三年（九〇三）六月五日 太政官牒案」（『同』一―三―三九一、延喜三年六月五日条）

「件真願稚而出家、忝結聖宝之弟子」↓「件真願幼而出家、永結聖宝之弟子」
「相共供」↓「相共」

「望請天裁」↓「望請殊降天裁」

「右大臣宣奉勅」↓「右大臣宣奉 勅」
「左大史正六位上御船宿祢牒」↓「右大史正六位上御船宿祢」
「讚岐權守紀朝臣」↓「讚岐權守藤原」

H-743-487・H-600-938・H-1615-9-1-73 『西宮記』

西宮記は、源高明（九一四～九八二）が編纂した儀式書である。東山御文庫・尊経閣文庫・宮内庁書陵部などに古写本が現存する。歴博にもいくつかの写本があるが、始めに取り上げるのは、そのうちでもかつて壬生家蔵本の一部（臨時五）をなしていた写本（H-743-487）である。壬生家旧蔵の典籍類は、現在、宮内庁書陵部にまとまって保管されているが、当写本は壬生家から書写を目的として諸家に貸し出される過程で、返却されないまま同家外に流出してしまったものの一つと目されている。その流出時期は、慶長十九年以後、宝永元年以前と推測される（橋本義彦・菊池紳一「尊経閣文庫所蔵『西宮記』解説」『尊経閣善本影印集成』

西宮記六」八木書店、一九九五年三月）。田中本のなかの壬生家旧蔵本としては、このほか『年代記改元并東大寺七重塔供養記』（H-743-22）・『姓氏録』（H-743-29）・『年中行事・北山羽林抄』（H-743-83）・『仁和寺諸院家記』（H-743-87）・『山門三院記録』（H-743-150）などが挙げられるが、これらも同じ契機から流出した可能性を想定できるかもしれない。

装丁はほかの田中本の諸卷子と異なり、田中氏の筆による外題がなく、白い綴紐（幅〇七cm）が付されている。こうした状態は、田中氏の入手以前に出来上がっていたものだろう。卷子は前闕で、本紙は第一紙を始め、所々できわめて短い幅の紙からなっている。寸法は、縦二九九×横二八〇（表紙）+二六（第一紙）+五二七+五二八+一六九+五七九+五二八+五二九+一一一+三三五+四六〇+四九五+六二+一九三+一一三+三三〇+三三〇+二二四+三三〇+五二七+一七二+二二四+五二八+五三〇+一五〇+二二四+三四六+四六一+四九+六五+一六七+二六+三五七+三四九+七三+一一三+八三+四七+四七+四五+五七+九二+二〇+四六八（第四十三紙）+一四五cm（軸付紙）。軸は径一八×長三一・五cm。継目は〇三cm幅（順継）で、ほぼ共通する。界線は、天高三一・界高

二三八・地高三〇cm。紙厚は、現状で二重の裏打をされており測りにくい。何ヶ所かで計測したところおよそ七五～八五mmの範囲であった。本文は一紙一八～二〇行、一行一六～一八字の本文と、一紙二〇行以上、一行一九～二二（つまり小さい字）の裏書部分（棒線部）に分かれている。その形状からは、本来、本文と裏書とをそれぞれ別々に書写した後、現状のように裏書部分を本文の対応箇所に入れたものと考えられる。なお両者の紙質が同一なので、同時期に一貫した構想の元で書写したことは明らかだが、筆跡が同一かどうかは微妙である。紙質に関しては、穴倉論文を参照。

壬生本の西宮記に関しては、早川庄八「壬生本『西宮記』について」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年五月、初出一九七〇年・北啓太「壬生本『西宮記』旧内容の検討」『史学雑誌』101-11、一九九二年一月）・新井重行「壬生本『西宮記』第十七軸の基礎的考察」『書陵部紀要』59、二〇〇八年）などが検討を進めている。とくに本写本に関しては、北啓太「西宮記の書誌」『西宮記研究』1、一九九一年三月）を参照。

本卷子の場合も、これらの卷子と同様、端裏に「共十八冊」・「壬生」などの書き込みが見られる。また界線の上下に各種の注記が付されているが、これは本文と別筆である。なお裏打の継目に黒印（方一九cm）が捺されているが、これは文字というより模様を書いてある印象である。つぎに『西宮記』（H-600-938）は高松宮家旧蔵の写本で、計二三冊からなる。寸法は縦二八四×横二〇二cmで、四目綴。丁数（墨付）は、順に四八・四二・三九・五四・四八・五七・四九・四七・二五・三〇・三四・四三・一六・三三・六六・四二・二三・五九・一〇・四八・六一・五一・一八丁。字配は半丁八行と九行の部分で混在しており、また一行の字数も一九字の冊と一八字の冊が混在しているが、たとえば第八冊では前半で一行一九字、後半で一八字と異なっているにもかかわらず、筆跡は一貫している。筆跡は全体で複数種類あるが、ほぼ統一の規格で書写されていると考えて

よいようである。冒頭に目録がある冊(二・三・五・九・二十・二十一)とない冊の違い、また内題に「西宮記」と記す冊(五・七・十・十二・十四・十七・二十・二十三)とない冊の違いも、親本の体裁に起因する可能性がある。料紙はとも丁寧な打紙で、地合や墨の乗りもよい。糸目は四㎝弱で、簀目は並。紙厚は表紙で二〇〇〜二一〇μm、本紙で四五〜五〇μm程度。外題は全冊打付書で「西宮記」とあるが、筆跡は二種類あり、第一・三・九・十三・十五〜十八冊はかなり崩した字体で、のこりの冊は比較的に整った字体である(前者は、通常、宸筆と目される字体である)。

構成は、第一〜九冊が「恒例」で、残りが「臨時」である。内訳は、第一〜三冊が正月(上・中・下)で、第四冊が五月(一〜一九丁)と六月(二〇〜五四丁)、第五〜七冊が七月〜九月で、第八冊が十〜十一月の合冊(切れ目不明)、第九冊が十二月。第十冊以下は、第十一冊が裏書集で、第二十三冊が目録であるほか、臨時の一〜十二と番号が振られている。

一方、平田家旧蔵の写本『西宮記』(H-1615-9-173)は計七冊からなり、寸法は縦二七・二×二二・二〇cmで、四目綴。ただし現状で頭書が上欠している部分が少なくないので、本来は縦幅がもう少しあった冊も含まれていると考えられる。各冊の外題には「西宮記(正月 上中下)一」(第一冊)〜「西宮記(臨時七八)七(大尾)」(第七冊)などと記されている。構成は、現状では正月(第一冊)・二〜六月(第二冊)・七〜八月(第三冊)・九〜十二月(第四冊)・臨時一〜三(第五冊)・臨時四〜六(第六冊)・臨時七〜八(第七冊)と整然としているが、後述するように筆跡は六種類程度からなり、その成立には複数の段階を踏んでいるものと思われる。現表紙の模様といい、題簽の体裁といい、かなり新しいもののように思われるので、現状のように合綴・装丁されたのは平田家による入手後、おそらく明治以降のことだろう。

歴代の所有者に関しては、いくつかの痕跡が確認できる。まず冒頭の「平田氏記」(縦二六×横二五cm、朱)は、平田篤胤・鉄胤らの蔵書印

である。ただし、「享保十二年(一七二七)十月十日一覽之序、以朱加愚案、重而可令校正者也。／宮内権少輔平(生島)朝臣治孝」(第二冊七二ウ、丹)・「此一巻(生島)永盛卿真蹟(矣)。享保十三年(一七二八)初冬望一覽之序／不審所々加愚案了。猶可令再校者。／平(生島)朝臣治孝」(第三冊三一ウ)などがある。これは他本と比較しても生島治孝の筆跡と考えてよいので、冊子のなかには生島永盛(一六五〇〜一七二六)・同治孝(一六七九〜一七四二)親子の書写・校合した部分が含まれていることになる。ここで言及されるように、頭書には「治孝云々」とする丹書が複数部分で見られる。

またそれに加えて、別筆で「是香云」とする頭書も見られる。これは六人部是香(一七九八〜一八六四)の書き込みなので、近世後期には生島家外へと流出していたと考えられる。このちに平田家に入ったとすれば、同家の入手時期は平田篤胤(一七七六〜一八四三)の死後、鉄胤(一七九九〜一八八〇)の代ということになるだろう。筆跡に関してみると、七月(第三冊一オ〜三一ウ)は「永盛卿真蹟」なので、これと同筆の第一冊(除三三オ〜三五オ)・一〇〜十一月の前半(第四冊三四オ〜四八ウの五行目)・臨時三〜六(第五冊五六オ〜六三オと第六冊の全体)はいずれも生島永盛の自筆と考えられる。このほか、八〜九月(第三冊三二オ〜七二ウと第四冊一オ〜三二ウ)・一〇〜十一月の後半(第四冊四八ウの六行目〜五九オ)・十二月の冒頭(第四冊六〇オ〜六一ウ)などは「是香云已下欠。以イ本補」という頭書などによれば、六人部是香の筆のようである。このほか、四〜六月(第二冊一五オ〜七二ウ)の筆跡や、二〜三月(第二冊二オ〜一四オ)・一二月後半(第四冊六二オ〜七六オ)・臨時二(第五冊二二オ〜五四ウ)・臨時七後半(第七冊一六オ〜三六ウ)・臨時八(第七冊三七オ〜七〇ウ)の筆跡、など細かいものを除いて、四種類の筆跡が確認される。それぞれの記主の比定は困難だが、生島永盛が作成した写本に生島治孝・六人部是香などの加筆した

ものが、最終的に平田家へと至ったと考えるのが妥当である。なお、このような諸段階を経ているので、使われている紙に関してはバラバラで、いずれも打紙されていない標準的な近世紙という程度の共通点しか見いだせない（詳細に関しては、煩雑になるので言及しなくておく）。

㊦『94』秦公永吉解』

「承和七年（八四〇）二月十九日 近江国愛智郡大國郷墾田売券」（『平安遺文』六五）である。東大寺流出文書で、近世には吉田家（灘の造酒屋）に所有されていた。この家は敬（一七三四）一八〇二・肅（一七六八）一八三二・敏（一八〇二）一八六九の三代にわたり書画の収集を行っており、本文書もその所蔵品の一部である。家蔵の古文書の多くは、敬の時期に収集されたものとされるが「正本直彦『聆濤閣古文書と集古帖』『美術研究』四、一九三二年四月」、本文書の場合、天保年間の文書調査を契機として流出したものと考えられるので、入手時期も肅の代以降だろう。この時期までの収蔵品の一部は、聆濤閣集古帖（H-160）として天保十二年・安政二年・元治元年の三回にわたって刊行されている。

明治以降の所蔵者としては、吉田亀之助・同履一郎（実業家）などが確認されるが、それぞれ代々の当主の名と想定される。終戦後に至り、吉田家は凋落し「土蔵は古く朽ちて、一部分は雨漏りがする様な状態」となり、一九四九年頃、家蔵の古文書類は万字屋（大阪の古書肆）に一括売却された（反町茂雄『古書肆の思い出―激流に悼さして―』四『平凡社、一九八九年八月』）。その一部を購入した反町茂雄（弘文荘）から、本文書は某所に売却され、のち別の古書肆を経て、一九九〇年三月に歴博の所蔵に帰した。関係文書の東大寺流出後の伝来に関しては、渡辺滋『東大寺の愛智郡関係文書の成立と伝来―特に大國郷墾田売券について―』（『日本歴史』618、一九九九年二月）も参照。

寸法は縦二七五×横四六二cm。本文の各行は二五〜三〇cm間隔、自

署は二〇〜二五cm間隔、郡判は二五〜三〇cm間隔と、それぞれ一定の傾向がある（自署部分の四〜八行目の紙背五行は、二〇〜二五cm間隔）。ただし、本文はやや右斜め方向に、郡判はやや左斜め方向に、それぞれ傾いている点や、㊦939のような折界は確認できない点を踏まえると、下敷や糸界のようなものを利用して清書した可能性は低い。

端・奥ともに茶に変色した糊代が確認できる。とくに端側は手で雑に破り採った後、刃物で整形したらしく、不整形の切れ目が存在する。継目表には、左四五度に傾けられたベンガラ色の継目印が袖側に三・奥側に二（元々は三か）顆づつ捺されている。特に奥側の印は数mm幅しか現存せず、切断の際に大幅な化粧断ちが行われた可能性が高い。なお、右側の継目印の残り方から見て、この継目は順継だったと考えられる。このほか、条里坪付の右下に茶色の縦シミが付着するが、これはおそらく紙継の際に誤って付着した糊だろう。

紙には結束繊維が多く残り、『民首田次麻呂解』（㊦939）と同様に製紙の技術レベルは低い。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。表装はかなり痛んでおり、この状態で長く広げられていた可能性が高い。郡印の退色も、表装の際の漂白（あるいは水洗い）などによると考えられる。なお、太陽光が長く当たっていた結果と考えた方が良さかもしれない。

①「承和七年二月十九日」までの本文と、「保証依知秦」以下の自署欄を清書する（起草者は、その筆跡を踏まえれば「秦永吉」本人）。その際、自身と相売の自署欄は全く空白にした。また条里坪名を記した行の末尾「今益」の二文字は、墨色が異なるので本文の起草後に書き足された可能性が高い。

②関係者の集まった場所で、年月日の下に「墾田主依知秦公永吉」と、またその次の行に「相売依知秦公真貞」が自署を加え、その上で列席した保証・領・徴部・郷長らにも自署を求める（売買の際、関係者が

同席してこの種の文書を作成した可能性が高いことは『六角室町屋地古文書』(H-743-386)の文書②を参照)。

③郡に提出して郡判を受ける。

○活字本との比較

表とは別筆の裏書がある。『平安遺文』に翻刻されていないところをみると、影写本の作成段階(吉田家の所蔵時期)には、裏が見えない状態だったと推測される。

「大國寺田

十条五里卅古家田三段二百八十歩 作真□

同里卅四家田一段十^レ八歩 荒

卅五家田八十歩

六里五野中田三段七十歩 □□□

※第一行目の末尾「作真□」と四行目の末尾「□□□」は、同じ文字である可能性が高い。

H-796 『祈雨日記』

内容は、永保二年(一〇四七)・寛治元年(一〇八七)・寛治三年・永久五年(一一一七)の祈雨法記を取めたもの。本書の性格に関しては、『請雨経日記』(H-743-123)・『公家為祈雨被修請雨経法年代人記』(H-743-126)の諸項も参照。一九九〇年三月に、京都の古書肆から歴博が購入した。

装丁は巻紙本で、寸法は縦二八六×横五五七(第一紙) + 五五〇 + 五三六 + 五四七(第五紙) + 三三三 cm(軸付紙)。軸は径一四×長二九八 cm。継目は順継で、幅は〇・二 cm(ただし第三～四紙・第四～五紙の間では〇・四 cm)。なおこの糊代には、継直痕が確認される。紙質に関しては、穴倉論文を参照。字配は一紙二四～二五行、一行一九～二二字で、全体に天高三〇・界高二四・地高一五 cmの界線が引かれている。第一紙端裏には「祈雨日記」(外題)とあるが、この部分には糊

代痕(〇・四 cm)があるので、かつては別の紙と連続していた可能性が高い。また第一～二紙にかけて、下方に七～八 cm間隔で連続シミが見える。このほか、第四紙奥の紙継目に墨痕がある(あるいは、一次利用面のものかもしれない)。第五紙には奥書「以三宝院雨言管本書之 成賢」が記されている。

裏面(一次利用面)には書状(五通)がある。二次利用面の端から順に①～⑤とすると、①は内容不明だが、②は十一月十一日の成□から中納言法橋宛の書状、③は十一月三日の書状、④は十一月七日成□の書状、⑤は十月八日の権中納言(下欠)から醍醐寺僧正宛の書状である。二次利用面の記主である成賢(一一六二～一二三二)は中納言藤原成範(一一三五～一一八七)の子息で、権大僧正勝賢の弟子(H-743-122)『請雨経法』の項も参照。『雨言秘記』(『続群書類従』巻七二六)など多くの著書を持ち、醍醐寺の二五・二七代座主を勤めた人物である。いずれも、自分が受け取った書状か、回収した自身の書状と考えるべきだろう。とすれば、本史料は一二世紀前半の成立として問題ない。成賢に関して、詳しくは西弥生「醍醐寺成賢と密教修法」『日本歴史』67、二〇〇四年九月)を参照。

H-939 『民首田次麻呂解』

「延暦十五年(七九六)十一月二日近江国愛智郡八木郷壘田売券」(『平安遺文』一六)で、東大寺流出文書である。本文書の写が嘉永二年(一八四九)に長田作次郎政均(大阪の両替商)から豊宮崎文庫に奉納されており(『豊宮崎文庫「書籍並品物目録」一九〇八年・東京古典会「古典籍下見展観大入札会目録」一九八七年十一月」、近世後期の段階では他の愛智郡関係文書(三通)と一緒に、長田家の周辺に所蔵されていたと考えられる。のち、遅くとも一九六七年までに反町茂雄(弘文荘)の手に渡っていたが、『弘文荘待買古書目』に掲載されるのは三七号(一九七〇年六

月」のことである。これを京都の古書肆が購入し、のち一九九二年二月に歴博がそこから入手した。関係文書が東大寺流出後にたどった状況全般に関しては、渡辺滋「東大寺の愛智郡関係文書の成立と伝来―特に大國郷墾田売券について―」（『日本歴史』618、一九九九年一月）を参照。

寸法は縦二九〇強×横四一〇cm強（上下左右ともに、縁が表装の下側に巻き込まれており、本来は縦二九四×横四一三cm程度と推測される）。複数の欠損が右に向かって大きくなっており、右側を中心軸として巻かれていた段階の存在を想定できる（ただしその一方で、左軸だった段階で生じたと思しき連続欠損もみえる）。なお欠損は、上・下に三ヶ所づつ、上側では一三cm、下側では一四cmの間隔で、二種類が連続している。これが、別段階で生じたものなのか、あるいはねじれて巻かれていた際のものなのかは、不明である。継目表に左四五度の方向で捺された「東三論印（？）」（六顆）は肉眼観察ではベンガラ、全面に正位で捺された「愛智郡印」（二九顆、縦四五×横四四cm）はベンガラよりややカラフルで、水銀または鉛の混入があるように思われる。このほか、奥の下方に郡印よりも明るい朱色の傍線が見える。これらの印が『秦公永吉解』（H-704）よりもクリアーに見えるのは、こちらの文書では表面にドーサが引かれているからだろう。奥の裏側、上半から中心にかけて、墨痕が断続的に確認できるが、字句かどうかは不明。

紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。なお表装の際であろうか、全面を強めに漂白している印象がある（文字の微妙な水流れはこれが原因かもしれない）。文字面の全体に、界幅二〇〜二二cm間隔の折界（計一九本）がある。どのように付けたかハッキリしないが、おおよそ四本に一本づつ強く折られているようである。行取（本文三cm・自署二五cm・郡判三cm間隔）も、本文に限って言えば、この折り目を比較的尊重している。ただし折界の間隔は、特に中央部付近で上短・下長の傾向があり、文書全体の方向をゆがめている。現状で紙の漉目が左に傾く方向で

表装されてしまっているのも、この歪みに引きずられた可能性が高い。

○活字本との比較

・「保長依知秦公」の下に軽微な虫損があるが、自署を消してしまうほどの大きさではない（つまり、保長の自署は元々記されていないかったことになる）。

・自署欄の四人目「依知秦」↓「依知秦公」

・郡判の二人目「権大領依知秦公」（『平安遺文』）↓「権大領依知秦公」（『擦消』）

本文書で、いったん自署した郡司が、郡印の捺印後にその自署を擦り消している点に関して、一言しておく必要がある。通常、その売券に自署を加えた郡司が、後になってそれを擦り消すなどということは、考えられない。とくに、本文書の場合は、足上の自署が擦り消されているとはいえ、「大領依知秦公」「子駿河」・「少領依知秦公」「豊上」の二人が自署を加え、その上から郡印が捺されている（現物観察によれば、自署の擦消と捺印の前後関係は、明白である）。郡レベルの判断で、売買行為自体に何らかの問題があり、無効と認識された訳ではない。

一方、二ヶ月前の日付で作成された「延暦十五年（七九六）九月二十三日 近江国大國郷墾田売券」（『平安遺文』一五）では、愛智郡大國郷の住人の土地売買に関する文書に、同じ四人の郡司のうちで、足上のみが自署を加えている。本文書（愛智郡八木郷の人の土地売買）では、いったん自署を加えた足上が擦り消し、子駿河・豊上らが自署を加えている点を踏まえると、当時の愛智郡では、郷毎に担当郡司が割り振られていたと考えるべきだろう。

おそらく『平安遺文』一五と一六は、当時の愛智郡衙に両文書が同時期に提出され、一括して処理される際、大國郷に関する決裁担当者だった足上が、あやまって八木郷に関する売券にまで自署を加えてしまっている、直後に擦り消したという事情が想定される。なお、郡司に郷レベル

ルでの責任を負わせる郷別専当郡司制は、「余部郷専当檢校」(『平安遺文』二四〇)などの史料から、一〇世紀以降に行われ始めたことされる(森公章一九九八)。しかし、地方行政の場では、責任を明確にするため、八世紀段階から各種の専当官が設定されており(泉谷一九八八)、九世紀初頭の段階で、すでにそうした実態が存在しても、おかしくはないだろう。

H-1195-79 『新猿楽記』

藤原明衡(九八九―一〇六六)晩年の著作とされる。本写本は仮表紙に「新猿楽記/□小路文庫」(打付外題)とあり、紙縫で大和綴している。裏表紙に「生」とあるのは、日吉大社(生源寺家文書)の意であろう。計一七丁からなる冊子本で、字配は半丁一〇行、一行二〇字、寸法は縦二四六×一七五cm。紙厚は六〇mm前後。『日本思想大系八 古代政治社会思想』(岩波書店、一九七九年三月)などに活字化されている。『類聚雑要抄』(H-1195-70・H-1195-91)などとともに、一九九四年に古書肆から歴博が購入した。歴博所蔵の生源寺家旧蔵品としては、このほかにH-18『延暦寺政所下文』などがある。詳しくは各項を参照。

本史料の古写本としては、尊経閣文庫に所蔵される弘安三年(二二八〇)本(金沢文庫旧蔵)や、康永三年(二三四四)本などいくつか存在するが、本写本は弘安九年(二二八六)・正徳六年(二七二六)などの本奥書を持つ流布本系統の写本の一つである。書写奥書などは、以下の通り。これによると、刊本を書写したものである。独自の資料的価値は、認められない。

- ・「右、新猿楽記一巻、以群書類従卷一百三十六/所載書写校合畢。
/天保三年(一八三三)十二月十二日 法橋任節識」(一七オ)
- ・「天保甲午(一八三四)林鐘(六月)初六、句読『任節再識』」(一七オ)

H-1242-1-1 『僧長真所領充行状』

「永長二年(一〇九七)五月四日法本僧長真所領宛行状」(『平安遺文』一三七四)である。寸法は、縦二九五×横四八〇cm(全一紙以下、H-1242-1)台の文書は、いずれも皺や破損が激しく、中性紙に挟み込んで保管している状態である。つまり、むりに引き延ばすわけにもいかず、また四辺が完存していないので、正確な寸法は計測できない。ここで挙げた数値は、おおよその最大幅と認識していただきたい。なお、欠損は文書奥に行くほど激しくなる。ただし間隔から見ると、これらは奥を中心

に巻かれていた段階で生じたものようである。端側の方が黒ずんでいる一方、破損の激しい奥側では現状でもかなり綺麗な乳白色を維持しているのは、そのためだろう。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

文書全体に「×」(「毀」の意)と書き込まれており、これ以降に作成された新券と連券をなしていた可能性が高い。これと関連して、奥の継目の真ん中あたりに何文字かの文字らしきもの(継目裏書または花押)、また下半に花押らしきもの(二種類)がある。後者は継目花押か。袖側は初行がほとんど失われていることをふまえると、本来は最低でもあと二cm程度の幅があった可能性が高い。奥の下方と端の真ん中に、やや茶色がかった変色部分があり、いずれも糊代の痕跡と考えられる。なお、現状から見て、奥の糊代は順継で幅は場所によって1cmを越えていたようである。

本文書は、永長二年(一〇九七)に平群郡の「八条九里卅四坪」などの不動産を、法隆寺権寺主長真がその実子(嫡子僧某)ではなく、「弟子清真」に譲渡する際に作成された処分状である。清真が、ここに記されたのと同じ土地を「嫡子僧行深」に譲る旨を記した文書が、法隆寺文書の「保安二年(一一二二)七月二十一日僧清真家地処分状」(『平安遺文』一九二二)として伝存するので、本文書はかつて法隆寺から流出した文書と想定される。

○『平安遺文』との異同

文書端「□□領知之」の部分、五文字の残画が確認できるが、本来はさらにその上にも何文字か書かれていた印象

「相伝領掌島等事」(『平安遺文』) ↓ 「相伝領掌島地等事」

「件島北副壹段帳四子永売渡了」 ↓ 「件島地副壹段帳四子永売放了」

「在平群郡」の行末「北副島一段者」と、「在同郡」の行末「二段百廿歩(西副)」は、いずれも同筆で本文とは別筆。「嫡子僧」の補記か

本文「而弟子真永」 ↓ 「而弟子清真」

正1242-1-2 『東大寺燈油納所返抄』

「長保二年(一〇〇〇)十一月廿七日東大寺返抄」(『平安遺文』四五六七)である。寸法は、縦二五〇×横二一・二cm(全一紙)。上辺のみ不整形。下辺はある段階で整形したものか。製紙の際の叩解作業なども不完全で、質は悪い。糸目は二五〜二九cm、簀目は一九本/三cm。墨は薄いこともあり、乗りは良くなく、かなりかすれ気味。紙厚は極めて薄い。意図的に薄紙を作った訳ではなさそうである(おそらく、極端に繊維濃度の低い紙料液を用いて、この紙を漉いたのであろう)。袖側の上端に白っぽい別の繊維が付着しており、これは剥取痕と考えられる。

『平安遺文』によれば、水木家には「東大寺燈油納所返抄」(『平安遺文』四五六七・四五六八・四九一四・四六〇〇)や「東大寺返抄」(『平安遺文』八六三・三四九六・三四九九)などが所蔵されていたことが確認できる。

これらのうち、歴博に委譲されたのは本文書のみであるが、いずれも東大寺から流出した直後に一括入手したものと考えるべきだろう。なお前者の四通に関しては『収集家一〇〇〇年の軌跡』(六二頁にカラー写真、一三五頁に釈文)を、入手の経緯に関しては高橋一樹「水木要太郎と中世文書」(『収集家一〇〇〇年の軌跡』)を参照。

○『平安遺文』補足

ほとんど墨継をせず、本文を一気に書いている

「高市郡南郷」の部分、下に赤色の合点(他の三ヶ所の丹の書き込みとは、微妙に色調を異にする)

「検納油参升」の部分、上に墨の合点

「封」(「参升(伍合)」の部分)・「封」(「式年十一月」の部分)字を上書

「伍合」追筆: 「封」(丹)の下に書かれており、英鳳の最終チェック以前の段階で書き加えられた追筆と確認できる。

「廿七日」上書

本文と「納所預堂達禅因」は別筆

自署「英鳳」および「封」(二ヶ所)と朱筆は、同一人物の筆跡。これは、内容確認の上で、自署を加えた英鳳の筆だろう。つまり、手続きからいうと、本文があり、そこへの二ヶ所の訂正を加えた上で、禅因が自署し、それに朱筆で英鳳が記載・自署を加えたのだろう。本文の筆跡は、同日の返抄(『平安遺文』四五六六・早稲田大学付属図書館所蔵)と別筆か。

正1252-1-3 『造興福寺使下文』

「承徳元年(一〇九七)十二月九日造興福寺使下文案」(『平安遺文』一三八七)である。寸法は、縦二八・八×横三七・五cm(全一紙)。現状では文書の奥下方が、大幅に失われている。虫損は袖側から三二〜三五〜三八〜四〇と広がる。かつて軸は右側についていたものだろう。端側に縦に薄茶色の変色帯(幅〇・六cmほど)が連続する。糊代痕だろう。ただし、奥側には見えない。

内容は、東大寺領荘園から造興福寺料の徴収を禁止する旨の通達であり、正文は東大寺(当事者)に保管されたものと考えられる。この文書の場合、案文である旨が明記されているので、同時に興福寺に渡された写である可能性も否定はできないが、そうした内容の文書を興福寺側で

大事に保管し続けるとも考えにくいので、おそらくは東大寺流出文書だろう。

○『平安遺文』補足

「八百年」（端裏、『平安遺文』なし）…水木氏による入手後の記入か
「案文」…別筆風だが、本文と同筆か

H-1242-1-4 『藤原某田直米請納状』

「元永二年（一一一九）十二月十三日 藤原某田直米請納状」（『平安遺文』一九〇六）である。寸法は、縦三〇・〇×横四九・〇cm（全一紙）。端・奥ともに、糊代痕らしき茶色の変色帯がある。虫損は四・五×四・六×四・七×四・八cmの間隔。右側表、左側裏に、それぞれ〇・一cm幅ほどの黄変帯がある。おそらく糊代痕だろう。

内容は「平群郡飽波東郷七条三里十九坪」の田地に関するもので、同地に関しては「保安四年（一一二三）八月二十三日 藤井清末田嶋売券」（『平安遺文』一九九五・成實堂所蔵東大寺文書）・「同日 藤井清末田直米請取状」（『平安遺文』一九九六・東大寺図書館所蔵文書）などの関連史料があるので、本文書も東大寺文書だったと考えられる。

○『平安遺文』補足

端裏には花押がある。奥裏にみえる墨痕も花押の残画か。奥の下方には、「□□（花押）」と見えるが、解説不能である。

「藤原（花押）」（『平安遺文』）↓「藤原（略押）」

H-1242-1-5 『大和小東莊重貞名田嶋坪付注進状』

「平治元年（一一五九）六月 東大寺領小東庄坪付注進状」（『平安遺文』二九九一）である。寸法は、縦三一三×横四八・〇cm（全一紙）。自署も含めて、全文同筆。紙の厚みにはムラが多い。糊代は確認できず。左右の曲線は刃物で切断されている。上下は化粧断ちなし。虫損の形状から、

縦に丸めていた段階があると考えられる。またそれとは別に、変色状態などから、袖から二〇cmほどのところと奥から一〇cmほどのところ、それぞれ縦折り（つまり三つ折り）にして保管していた段階もあると考えられる。

なお小坪庄関係文書は、東洋文庫にも所蔵されており（藤本孝一「東洋文庫所蔵『原無題』文書について（補遺）—東大寺領小東莊坪付—」『古代文化』三〇—二、一九七八年二月）、これと同時期に東大寺から流出した可能性も想定できるだろう。

H-1242-1-6 『僧善恵讓状』

「仁安元年（一一六六）十一月 僧善恵讓状」（『平安遺文』三四〇八）である。寸法は、縦三一・一×横五〇・七cm（全一紙）。紙色は茶色っぽく、漂白が不十分の印象。虫損の間隔は奥側で七・五cmだが、端側で八・五cm程度まで広がる。その間隔の広さからみて、かつては軸なしのラフな巻き方か、かなり太い卷子の一部に巻かれていた可能性が高い。継目裏には、その段階のものと思われる花押が、左右の真ん中あたりにそれぞれ一つづつ見える。また左右ともに、幅一cmほどの糊代痕（剥取痕）が確認できる。

本文書には「平群郡秋篠郷内大池」の土地を、善恵から道助に譲り渡す旨が記されている。関連文書としては、この土地を紀国末から善恵に売り渡した際の文書（「応保二年（一一六二）二月十三日 某莊田堵等田地進上状」『平安遺文』三一八五・京都大学所蔵東大寺文書／「同日 紀国末所領売券」『平安遺文』三一八六・成實堂所蔵東大寺文書）や、のちに道助の息子と考えられる「義助」から、弟子の「義玄」に譲った際の文書（「嘉応三年（一一七一）正月十八日 僧義助讓状」『平安遺文』三五六六・成實堂所蔵東大寺文書）などが残されている。本文書の場合も、本来は東大寺文書だったと考えてよいだろう。

○『平安遺文』補足

「在大和国添下郡」：はじめ「上」と書いて、あとから上書している。ただし字の間隔から見て、「郡」字を書く前に「下」字を上書したことは、ほぼ確実。

H-1242-1-7 『高階泰経書状』

「仁安元年（一一六六）十一月伊与守泰経書状」（『平安遺文』三九六九）である。寸法は、縦三〇五×横五三・六cm（全一紙）。紙の色は白く、比較的丁寧な漂白がなされている様子。虫損間隔は、奥で一二cm、袖で一三cm程度。端側の表に一cm幅の剥取痕がある。奥には確認できないが、虫損間隔から見ても、左側かなりの長さで連続していたはずなので、本来は継目があったろう。内容は黒田荘に関する情報を、高階泰経から宛先へと伝達するもので、かつては東大寺文書だったと考えてよいだろう。

H-1242-1-8 『僧巖融島地売券』

「養和二年（一一八二）五月三十日僧巖融島地売券」（『平安遺文』四〇二五）である。寸法は、縦二九六×横四九・〇cm（全一紙）。虫損間隔は四・〇～四五～五・〇cmと奥から広がっていく（左軸）。継目裏は、奥に花押が一つ、端裏にもそれらしき痕跡がある。端に幅〇・七cm程度の糊代痕らしきものがある。奥では、破り取られた際に失われたか。上辺は化粧断ちされているが、下辺はなされていないようである。

伝来に関しては、関連文書が見いだせずはつきりしないが、平群郡の田地を「法隆寺僧尊榮」に売却した際の文書なので、買人や土地の所在地などからは、法隆寺文書だった可能性が高いと見るべきだろう。

○『平安遺文』補足

「六百四十四年」（端裏、『平安遺文』なし）：「八百年」（H-1292-1-8）

と同一の筆跡か。

「右、件島地元者」：「者」字は上書。下の字は「名」か。本文三行目の裏に「^御□□」の二文字があるが、薄くて読めず。

H-1292-1-9 『為実入道田地売券』

「寿永元年（一一八二）十一月廿一日為実入道田地売券」（『平安遺文』四〇六二）である。寸法は、縦三〇七×横四八・七cm（全一紙）。虫損間隔は奥で三七cm、袖で四二cm程度。継目の端裏に花押がある（一つ、やや上方）。本文の二～三行目にかけて、裏書がある。袖側に別の紙の繊維が付着し、やや黄色がかった部分が〇五cm幅で存在する。糊代痕だろう。ただし、奥側には確認できない。上・下ともに化粧断ち済み。左右も刃物で切断されている。

内容は平城京の「右京六条一坊四坪」に所在する田地の売買に関するもの。関連史料が「弘安十年（一二八七）四月十二日尋算田地売券」（『鎌倉遺文』一六二三九・百卷本東大寺文書六四）として伝わるので、おそらくは本文書も東大寺文書と考えて良からう。

○『平安遺文』補足

「合式段者」：「式」字は上書

「二男王為綱」の花押は、スペースを気にしたらしく、一男王の行との行間に書かれている。

「大御師□鎮」（裏書）：□は珎に似た字だが、「鎮」は判読困難のようにも思われる。

H-1292-1-10 『五福法師田地売券』

「寿永二年（一一八三）閏十月廿六日五福法師田地売券」（『平安遺文』四一一五）である。寸法は、縦三二〇×横五一・八cm（全一紙）。袖に幅〇・八cm程度、別の紙繊維が付着する（この部分の裏は繊維の荒れ

がひどい)。奥側には対応する糊代の痕跡なし。上側は化粧断ちでやや不自然なほどにスペースが少なく、下側ではそうでもない。虫損は奥で八三、袖で八九cm程度。表面に左上から右下方向にひっかいたような痕跡(右上部分)がある(刷毛目か)。約四cm間隔で縦に折り線が入っているが、これはある段階で折りたたまれていたというよりも、字配りとの関係からいえば清書の折界と想定すべきだろう。

この文書で受け渡しされた土地のその後の行方に関しては、その所在地が明記されていないこともあり、定かにできない。しかし「興福寺住僧印教」が先師から受け継いだ田地を「年来所従五福法師」に遺贈した際の文書がある(寿永二年(一一八三)五月二十日僧印教田地処分状)『平安遺文』四〇九〇・吉田文書Ⅱ聆濤閣)。本文書は、その半年後に同じ土地が五福法師の手から源守友に売却された際のものである。源守友ののち、某寺社が入手し、幕末以降にそこから世間へと流出したものであるろう。

○『平安遺文』補足

「本納米」：上書(同じ字か)

H-1242-6-1038 『埋麝発香』(印部)

穂井田忠友(一七九二～一八四七)の著作で、刊本。本紙三五丁+表裏二紙+遊紙二紙+付紙三紙からなる。寸法は、縦二五九×横一八四cm(印刷)。「福田文庫」(縦三二×横一六cm)、「穆堂珍藏」(縦二五×横一〇cm)ほか不定形(縦三×横二cm程度)の印文不明印などの蔵書印が捺されている。いずれも水木家に蒐蔵される以前の所有者のものだろう。本文自体は、日本古典全集本などで知られたものだが、そのほかに科野国の上原彦右衛門が所持する「物部猪丸」印や、或家所蔵の「太田郷印」などに関する記載が墨書されている。

H-1242-7-14 『北山抄』

御厨子所の高橋宗恒が書写した本を含む写本で、計一〇冊からなる。高橋宗恒旧蔵本として、水木家本のなかには、このほか『次将装束抄』(H-1242-7-15)などもふくまれている。高橋家に関しては、渡辺滋『執政所抄』の成立と伝来―院政期の家政運営マニュアルの実態―(田島公編『禁裏・公家文庫研究三』思文閣出版、二〇〇九年三月)などを参照。

綴目は、いずれも大和綴。筆跡B以外の冊では、上部に五cm幅の間空がある。紙は、いずれも打紙されておらず、墨の乗りは冊によりやや異なる。厚さはほぼ五〇mm前後。第一～六冊には包角の痕跡があり、第六冊にはその部分に黒印(一三×一三cm、印文不明)が捺されている。本文への書き込みによると、「古本」・「一本」・「里」(万里小路?)などの諸本と比較校合していることが分かる。外題は第七冊のみ別筆。構成は以下の通りだが、一部の冊で重複していることに加え、「備忘略記」(巻六)・「都省雜例」(巻七)は、含まれない。

冊	外題(打付)	内容	(半丁/一行)	寸法(縦×横cm)	筆跡
一	北山抄	年中要抄 上	一〇/一八	二六七×一九五	A
二	北山抄	年中要抄 下	一〇/一八	二六九×一九七	A
三	北山抄	(裏書) 拾遺雜抄 下	二二/三二	二七〇×一九五	B
四	北山抄	拾遺雜抄 下	一〇/一八	二六七×一九二	?
五	北山抄	踐祚抄	一〇/一八	二六七×一九八	?
六	北山抄	年中要抄 下	一〇/一八	二六七×一九八	A
七	北山抄	拾遺雜抄 上	七/一七	二八二×二〇〇	?
八	北山抄	大将儀	二二/三三	二六九×一九七	B
九	北山抄	羽林抄	二二/三三	二六九×一九五	B
一〇	北山抄	史途指南	二二/三三	二七一×一九三	B

奥書が見えるのは、「四」のみで、以下のようにある。筆跡から見ても、最後の奥書が書写奥書で、本冊は紀(高橋)宗恒の自筆本である可能性が高い(ただし、同じ水木本の『次将装束抄』(H-1242-7-15)に付されている宗恒の奥書とは筆跡がやや異なる印象もあり、注意を要する)。
・(本書云) 件卷、四条宮焼亡之夜、已為灰燼。仍以内府ノ之本書写

・「右、北山抄九冊、以出納職史朝臣本、蜜々写之再返加校合訖。／寛文第九孟夏上旬（一条内房公御判形写之）権大納言（判）／（花押影）（里）」

・「此抄拝借 殿下（冬経公一条殿始／内房任右大臣御改名）御奥書／御判形御本敬而拜写之。伝写誤如改字／写□。其外不審之所々、以朱書之。為子孫童／蒙不顧罪者也。／天和三年（一六八三）（癸亥）四月廿四日 御厨子所預（正五位下）紀宗恒」

水木家本『北山抄』は、全体で複数の筆跡が確認されるので、この奥書を他冊にまで及ぼす事は避けるべきだろうが、すくなくともこの冊は尊経閣卷子本の系統に属する写本で、同じく一条内房（一六五二～一七〇五）本から書写した桂宮家旧蔵七冊本（宮内庁書陵部）・勸修寺家旧蔵本（京都大学文学部）などと兄弟関係にある写本と判明する。なお尊経閣卷子本の性格に関しては、橋本義彦・菊池紳一「尊経閣文庫所蔵『北山抄』解説」〔尊経閣善本影印集成九 北山抄三〕八木書店、一九九六年二月）を参照。

正1242-7-77 『朝野群載』

五条（菅原）為定（一八〇四～一八六二）の旧蔵本で、全八冊からなる。寸法は、縦二六八×横一九五cm（第五冊以外は四目綴）。大半は、東坊城（菅原）聡長（一七九九～一八六二）の所持本から、五条家が天保八（一八三七）～九年にかけて書写した本である。ただし、たとえば第五冊は大炊御門家旧蔵本（冒頭には「大炊御門蔵書」）（複製朱方印、縦七六×横一九cm）が捺されている）そのもので、判型・表紙の紙質・綴じ方（大和綴）なども、他の冊とは明らかに異なる（奥の識語にも天保八年に「書写」したとは書いていない）。また巻二三には「町口某」の所持本を利用した旨の奥書がある。このほか、第二冊奥には「此一巻、故入道殿御自筆、無疑者也。菅原為徳謹識」と識語がある。五条（菅原）為徳（為定の祖父）のいう「故入道」とは宝暦三年（一七五三）に出家

した曾祖父為範（一六八八～一七五三）のことだろうから、この写本は一八世紀前半の成立と考えてよい。つまりこの八冊からなる写本は、五条家伝来の一冊のほか、同族の東坊城家本の写（『三条西古本系』、大炊御門家旧蔵本（巻一二・一三）、町口（藤原北家勸修寺流）某所持本の写（巻二三・東山御文庫本系か）など複数系統本の取り合わせ本ということになる。

東坊城家から写本を借りたのは、単に同族というばかりではなく、東坊城（菅原）聡長が実は五条為徳の子、つまり五条為定の叔父に当たる人物であることと関係しているのだろう。巻一二・一三（大炊御門家本）が五条家に入った経緯は明らかでない。巻二三は東坊城家に写本が存在せず、ツテをたどって翌年に町口家から借用したものである（町口本は巻二〇・二二・二三・二六・二七・二八からなっていたようである）。また、巻一の奥書に見える「稿検校本」とは、和学講談所蔵本のことである。稿保己一は文政二年四月から六月にかけて、真福寺・伊勢神宮を経由して上京し、蒐書を行っている（『和学講談所御用留』同年条）。この際の交流のなかで、書物の借貸が行われたと考えられる。なお『朝野群載』諸本の系統に関しては、高田義人『朝野群載』写本系統についての試論〔『書陵部紀要』五四、二〇〇三年〕を参照。

ちなみに大炊御門侯爵家の旧蔵書は、蓬左文庫・宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所などに分散しているが、そのなかに『朝野群載』の写本は含まれていない。また、東坊城子爵家の旧蔵書は、成篁堂文庫（お茶の水図書館）・宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所などに所蔵されるが、このなかに関係史料は含まれていないようである。一方、五条子爵家の旧蔵書は、宮内庁書陵部にある程度まとまって現存している。

各冊の成立は「家臣源義辰」が書写した第一・四・六～八の計五冊と、五条為範書写の第二冊、五条為定書写の第三冊と、第五冊（大炊御門家旧蔵本）の四種類に分かれ、筆跡もそれぞれに対応している。表紙の模

様も、第二～三冊は茶地に太い白線で、第五冊は白い仮表紙で、残りは茶地に細い白線というように、内容に対応している。また紙も、第二～三冊では四〇～五〇μmと比較的薄めで（墨の載り方を見ると、軽く打紙してあるのかも知れない）、第五冊では五五μm程度、残りの冊では五五～六五μm程度と、明らかな違いが見られる。

冊	巻	奥書	丁数	行/字
第一冊	一	右一卷、使家臣（源義辰）書写。其原本也、右大弁（東坊城）聰長卿所持。而文政二年四月廿五日、式部大輔（清岡）長親、以稿檢校本、對云々々。天保八年十一月上澆、式部大輔菅原為定、同月廿三日、一校移朱点了。	一一二	一一二／二〇
第二冊	三	右一卷、使家臣（源義辰）書写。其原本者、右大弁（聰長卿）所藏也。天保八丁酉冬、中澆、式部大輔菅原為定、同月廿四日、校訂之次、移朱点了。式部大輔菅原為定、同月廿六日、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第二冊	四	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第二冊	五	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第二冊	六	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第三冊	七	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第三冊	八	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第三冊	九	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第四冊	一〇	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第四冊	一一	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第五冊	一二	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第五冊	一三	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第五冊	一四	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第六冊	一五	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第六冊	一六	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二

冊	巻	奥書	丁数	行/字
第七冊	二〇	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第七冊	二一	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第八冊	二六	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第八冊	二七	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二
第八冊	二八	右大弁（聰長）所持之本、官余移朱点了。未校。同九年正月廿三日校訂。	一一四	一一三／二二

H-1242-7-114・H-600-50・H-600-69・H-600-1050・H-1242-2-15-47・H-1242-7-346 『中右記』

歴博には多数の『中右記』の写本があるが、ここでは主な部類記を除いて概説する。まず、水木家旧蔵のH-1242-7-114だが、これは計七一冊からなる。各冊の外題には、それぞれの冊の収録範囲が記されている（詳細は、歴博目録を参照）。尾題・内題の有無には規則性が無く、たとえば内題がある場合には「康和四年（春）〔中右〕」（第十一冊）の様に記されている。各冊の墨付は、順に四六・六〇・三二・一五・六一・四一・五三・七五・三八・四八・四三・三八・六八・四四・二六・九一・六一・四二・六五・九九・五一・四九・六五・三四・七六・七二・八八・七四・六七・六二・七三・三五・五八・二八・四一・四八・四八・四六・五五・二九・二六・一八・四七・二四・六八・四七・五二・二九・五〇・八二・五一・四二・七六・三〇・五三・六四・五〇

・七六・八一・二四・四九・二二・二四・一七・三三・三三・一四・一七・四
 五・六丁となっている（虫損に起因する貼り付きが激しく、丁数が正確
 に数えられなかった冊も少なくない）。なお、このうち第一〜七冊の表
 紙に「共七」と、第八〜九冊に「共二」と、第十〜十一冊にはそれぞれ「壹
 冊」と、第十二〜十六冊に「共五」と、第十七〜二十冊に「共四」と、
 第二十一〜二十六冊に「共六」と、第二十七〜三十冊に「共四」と、第
 三十一〜三十八冊に「共八」と、第三十九〜四十二冊に「共四」と、第
 四十三〜五十五冊に「共拾四(?)」と、第五十六〜六十七冊に「共拾貳」
 と、第六十八〜七十一冊に「共伍」とそれぞれ書かれていたが、内容的
 にも筆跡や紙質・字配などの点でも、特段の固有性は認められなかった。
 水木家における保管の都合上の区分と考えるべきだろう。奥書は、第二
 四冊に「加一見、少々抄出也」（本奥書）とある。また、各冊に緑色
 の包角が付されている。この他、第十一冊の奥に「大正五年／九二二号」
 と貼紙があるが、これが水木氏の添付したものかは分からない。

紙の厚さは、大体四五mm程度だが、それなりに打紙してある冊
 （一二・一四・一九・二二・二五・二七など）では三五mm程度まで薄くなる。
 また第五十冊のように、一〜二六丁までは四〇mmで、二七〜八二丁ま
 では四五mmというように、冊の途中で紙質が変わることも少なくない。筆
 跡や字配は、同じ群（共〇）のなかですら、冊によってバラバラである。
 たとえば第一〜七冊のなかの字配を見ると、順に一〇（半丁の行数）／
 一七〜一九（二行の字数）・一〇／一九〜二〇・一〇／一八〜二一・一〇
 ／二三〜二四・九／二〇〜二二・九／一九〜二〇・一〇／一九〜二〇の様
 になっている。

この七一冊の中右記は、写本自体の質はそれほどよいものとも思われ
 ない。しかし、注目されるのは表紙の裏貼に別の典籍を転用している冊
 が、半数ほど見られる点である。以下にその概略を述べておくと、一番
 分量が多いのは『玉蘂』建暦二年（一二二二）五〜八月条までで、二・

五・八・十九・二二・一四・四十五・六十の計八冊が裏貼に転用している。
 つぎに『立坊部類記』（『群書類従』巻九九に活字化されている）から
 『外記日記』寛仁元年（一〇一七）条が二七・三〇・五三の各冊に見え、
 それと同筆の『俊成卿九十賀記』（『群書類従』巻五二九）から『殿記』
 （九条良経）建仁三年（一二〇三）十一月二十三日条が三一・三八の各
 冊に見える。前者の末尾（二十七冊裏表紙）に「是ヨリ以下、貞治三
 年（一三六四）八月廿三日俊成卿九十賀記之内」（丹）とあり、両者
 の接続関係が想定されるので、本来は一冊の冊子に綴じられていたもの
 だろう。このほか、五一・五八に『本朝皇胤紹運録』が、四一に『長秋
 記』大治四年（一二二九）四月条が、六四に『九条年中行事』が、また
 四一・四七・五九・六一に『令義解』の注釈が、二五・四四には『職原鈔弁
 疑私考』（版本、一七八八年刊）が、一四には近世の折紙書状などが、
 それぞれ見られる。以上の写本は、筆跡などから見て、いずれも近世の
 ものと考えられるが、なかでも古写本の乏しい『玉蘂』・『立坊部類記』
 などは、一定の利用価値があるだろう。

同じく水木家旧蔵の『中右記』（H-1242-7346）は一冊で、現状では
 上部の二つ穴一ヶ所を紙縊で綴じている（下方の二つ穴にも紙縊の痕
 跡が残るので、本来は紙縊で大和綴していたと考えられる）。寸法は縦
 三〇・三×横二二・三cmで、表紙はなく、一丁（端側）に本文と別筆で「中
 右記 共四」とあり、以下元永三年（保安元年）正月〜三月の記事を掲
 載する。綴目には「壹」〜「四十八」の墨書がある。また裏表紙（四八
 丁と兼用）にも本文とは別筆で「中右記」と墨書するが、これが表題と
 同筆かは微妙。筆跡は、これらの題書を除き全文同筆だが、冒頭の三丁
 のみ上部の空白が5cmで、それ以降は空白が7cmという違いがある。字
 配は半丁九行、一行一九〜二四字。その行に書ききれない文字を、最大
 で四文字ほど行間に書いてから次行の冒頭に移動するという書き方は、
 親本の一行の字数に忠実にあるうとする姿勢の表れだろう。紙は打紙し

ていないが、にじみ・かすれは目立たない。厚みは四〇～六〇mmまで混在するが、糸目は三・五cm・竇目は細めで共通するので、同じ紙と考えると良からう。

このほか『中右記』(H-1242-2-15-47)もあるが、永久二年(一一一四)二月十五日条の抜書。寸法は縦二二・二×横一七・六cmで、打紙せず、墨の乗りも悪い写である。

つぎに高松宮家旧蔵の写本を取り上げると、『中右記抜書・節会雑事』(H-600-50)は、縦二六・七×横一九・二cmの四目綴(冊子)で、外題には「中右記〈節会雑事〉」(打付)とある。墨付は五丁で、節会に関する前例を『中右記』から抄出している。紙は、糸目三五cm、竇目は並で、厚みは四〇mmの地合のよい打紙。

『春日・日吉』神社御幸記』(H-600-69)の寸法は縦二七・六×横二二・二cmで、包背装。外題には「神社御幸記〈保延〉中右記」とあり、内表紙の内題には「神社御行〈春日・日吉〉保延元 中右記」とあるが、いずれも本文とは別筆である。内表紙も含めて、墨付六丁。字配は半丁一〇行、一行一七字。紙は打紙ずみで、墨の乗りはよい。糸目は三六cm、竇目は広め。厚さは七〇mm。内容は長承四年(一一三五)二月二十七日条の春日御行と、保延三年(一一三七)八月二十二日条の日吉御行に関する記事を、それぞれ『中右記』から抄出したもの。

『中右記』(H-600-1050)は計六六冊からなり、寸法が縦二七・〇×横一九・九cmの四目綴。紙質は、同じ冊のなかで厚みが変わっている印象をうける冊も少なくないが、基本的には厚み五〇mm弱と、四〇mm前後の二種ほどしかないようである。ただし糸目が四〇cm幅と共通するので、同じ紙の打ち方の違いかとも思われる。内容は第一～三冊が目録で、第四冊(寛治四年)～第六十一冊(保延四年)まで書写されている。筆跡は二～三種類と、冊数に比してかなり少ない印象を受ける。また字配は、全体で半丁一〇行、一行一八～二二文字の範囲に収まっており、一定の規

格性の存在を伺わせる。ただし奥書は、高松宮本の常で、本奥書が第四・六・七・十七の各冊に見えるだけである(以上の詳細に関しては、歴博目録を参照)。

H-1242-7-122 『類聚三代格』(巻偽七・偽八・十二・偽十二・十五・十六)
H-1242-7-200 『類聚三代格』(巻偽一・一・三・偽三・五・偽六)

本史料は、弘仁・貞観・延喜の三代の格を類聚した『類聚三代格』の写本である。それぞれ六冊からなるが、H-1242-7-122の第一冊(表紙)に「共十二冊」(打付書)とあるところや、「類聚三代格所蔵之巻々」(同冊の表紙裏)として「本撰二十五卷中〈一・三・六・七・十二〉合五卷／後撰若干卷中〈一・三・五・六・八・十・十六〉合六卷」とあるところから、本来は一具として保管されていたことが分かる。なお、現存巻と目録の記載が若干ずれるのは、目録記載者の巻数の認識に問題があったことによる。全体に二十巻本の巻数表示が多いなか、たとえばH-1242-7-200の第三冊「類聚三代格 卷第十二」(表紙)は、十二巻本の巻数表示がなされている(つまり、二十巻本では巻一九～二〇に当たるが、両巻の間に切れ目を入れずに書写している)。なお、この十二巻本の末冊は他冊と別筆で、本目録作成以降に単独で入手された可能性が高い。奥に「一校了 量原」(丹)とあるところをみると、従二位参議を極官とした町尻量原(吉田兼原、一七四一～一七九九)の旧蔵本だろう(このほかH-1242-7-200の第三・五の両冊に本奥書のみ見える)。筆跡は全体で三種類あり、H-1242-7-122の六冊とH-1242-7-200の第一～二冊がそれぞれ同筆、またH-1242-7-200の第四～六冊もそれぞれ同筆である。前述の町尻本を除き、これらの一冊はほぼ同時期に二人の人物によって、分担して書写されたものと考えてよい。

各冊の寸法は縦二六・八×横一九・三cmで、ほぼ共通する。五綴目で、紫色の布の包角が付されている。各冊の遊紙に「首ノ巻」・

「巻ノ巻」などと記されている（欠落もある）。このほか、紙継目や裏に本文とは無関係な墨書がみられる場合もあるが、いずれも判読できない。字配は半丁一行・一行二二字で共通するが、前述の町尻本のみは半丁一〇行・一行一九〜二〇字である。丁数（墨付）は、順に九・六二・七〇・一〇・五四・二七（以上一二二）、一一・四四・三九・一〇・五七・二三（以上二〇〇）からなり、これの前後に各冊一〜二紙の遊紙が挟まれている。

このほか、第一冊（H-1242-7-200）には「神谷家塾」から刊行の版本に関する当時のチラシが挟み込まれている。近世における『類聚三代格』の版行に関しては、熊田亮介『類聚三代格』の印本についての覚書

「古代中世史料学研究」吉川弘文館、一九九八年一〇月」を参照。

なお冒頭で記したとおり、一二冊のうち半数は、所謂「偽類聚三代格」である。旧蔵者も所持本が異質な二種類の「類聚三代格」からなっている点を了解していたようで、冒頭の目録にも「本撰」・「後撰」と区別がある。これに十二巻本と二十巻本の混在が加われば、煩雑なことこの上なかつただろう。写本系統に関しては、とりあえず渡辺寛「類聚三代格の成立年代」〔『皇学館論叢』二一三、一九九九年六月〕・吉田孝「類聚三代格」〔『国史大系書目解題 上』吉川弘文館、一九七二年三月〕などを、また「偽作」の問題に関しては、H-1242-7-139の項を参照。

H-1242-7-139『偽類聚三代格考』（上…後述するように「下」の誤り）

「偽類聚三代格 上」（表題・小口共）とあるが、内容は荷田春満『偽類聚三代格考』である。「偽類聚三代格」は全一二巻からなり、春満（一六六九〜一七三六）は実証的に各巻毎にその逐条批判を進める体裁を取っているのので、「考」も同じく全一二巻の構成からなる。本写本はそのうちの巻七〜十二を載せることを踏まえれば、「上」（表題・小口）ではなく「下」とすべきだろう。

寸法は縦二九五×横二二三cm。表紙は剥がれて、現状では下綴（紙縫で大和綴）が露わになっている。全六七丁（墨付）＋一丁（遊紙）からなり、遊紙には「偽為格者也」第十五条／此条亦儉」（墨書）と、六七丁（裏）には意味不明なメモが記されている。各巻冒頭に「偽類聚三代格考 巻第七／荷田宿祢春満」などあり、本文が続く。構成は巻七（一〜一〇丁、四八条）・巻八（一一〜二三丁、六一条）・第九（二五〜三五丁、五二条）・第十（三七〜四二丁、二五条）・第十一（四二〜五五丁、七四条）・第十二（五七〜六七丁、五〇条）からなる（ま、巻間に白紙の丁を挟んでいる）。なお本書の巻五・六は、荷田家もふくめて早い段階で欠失していたらしく、写本は現存していない（高塩博「荷田春満の律令研究」『新編荷田春満全集九』おうふう、二〇〇七年一月）。

著者による識語や書写奥書などはみえないので断言できないが、本史料の成立は一八世紀前半と推定される。当時、幕府書物方が蒐書の過程で入手した「類聚三代格」写本を、羽倉齋（荷田春満）に見せ、判断を仰いでおり（『幕府書物方日記』享保九年（一七二四）三月二十七日条）、その際、羽倉氏から「偽類聚三代格考」（十二冊）が進上されているからである（同年八月二十五日条）。同年の三月から八月の間に成立したとするのは言い過ぎであるにしろ、一七二四年八月以前のかなり近い段階で完成していたことは、間違いない（『三宅清「偽類聚三代格考」』荷田春満の古典学二 私家版、一九八四年三月）。

なおその批判対象となった「偽類聚三代格」の成立時期を示す史料はないが、近世中期の段階ですでに各所に写本が散在する状況を念頭に置けば（先の幕府による蒐書の際には複数の写本が出現している）、その成立は中世の比較的早い時期にまで遡る可能性も捨てきれないだろう。たとえば布施弥平治「類聚三代格の一異本について」〔『法制史研究』四、一九五四年七月〕は、「鎌倉時代の或時期」と想定している。ただし、この史料に関しては写本の所在や相互関係も、明確に集成されていないこ

とがあり、厳密なところは今後の課題検討とせざるをえない。この史料がそもそも『偽』類聚三代格』として作成されたものかどうかも含め、考察を進めていく必要がある。

H-1242-7-158 『貞観儀式』

『貞観儀式』は三代儀式の一つで、『本朝法家文書目録』には十巻とある。本写本は計三冊からなり、寸法が縦二六四×横一九五cmの大和綴。各冊とも、行取は半丁九行、一行二〇字。表紙右上に「四」とあるのを、「六」と訂正している。第一冊は打付外題「貞観儀式(五・六)」と、以下「貞観儀式(七・八)」、「貞観儀式(九・十)」と続く。小口にも同様の記載がある。内題は「貞観儀式卷第五(第一冊一オ)・貞観儀式卷第六(第一冊二一オ)・貞観儀式卷第七(第二冊一オ)・貞観儀式卷第八(第二冊三三一オ)・貞観儀式卷第九(第三冊一オ)・貞観儀式卷第十(第三冊三三三オ)」とある。尾題も同様である。各冊の一オに「山陰蔵書」(縦四九×横二五cm、朱方陰印、東坊城山陰の蔵書印)・「東坊/城蔵/書記」(縦三六×横三・五cm、朱方印)が捺されており、本書が東坊城家の旧蔵品であることが分かる。田中本のなかでは、ほかに『古語拾遺』(H-743-198)なども同家の旧蔵品らしいので、一括して入手した可能性がある。

全体に墨書による訓点と、朱による訂正が書き込まれている。三冊の本文・書き込みともに同筆と考えられる。紙は打っていないが、墨はキチンと載っている。厚みや糸目は、紙によってかなりの差がある。

H-1242-7-316 『出雲国風土記』

一冊で、墨付は計六八丁。表紙は本文と同じ紙(仮表紙)で、打付外題「出雲国風土記」とあり、内題も同じである(いずれも本文と同筆)。紙(厚さは平均四五mm)は打紙せず、糸目は四・八cm程度。墨の乗りは比較的

よい。寸法は縦二四九×横一七三cm。字配は半丁八行、一行一七字。

出雲風土記の写本は、大別して島根郡条で脱落がある「脱落本」と、その部分を補訂した「補訂本」に分けられる(森田喜久男『出雲国風土記』写本研究の意義)『古代文化研究』二二、二〇〇四年三月)。本写本は、奥書など見えないが、脱落本系統に属する。

H-1242-19 『題籤』

水木要太郎が各地から集めた題籤を同包したもの。計八本からなるが、そのうち古代のもの(あるいは古代の文書を貼り付けていたもの)と推定されるのは二、四の計三本である。H-1242-19は「白米返抄/長保元(九九九)以後」とあるので、おそらく東大寺の『東大寺燈油納所返抄』(H-1242-18)あたりと一括して入手したものであろう。寸法は、題籤部分が厚さ〇・五cm、幅一・五(上部)〜一・八(下部)cmで、長さは四・四cm。軸部分(八面)が長さ二・九七cm、太さは円周二・九(中央)〜二・七(下部)cm。題籤部分と軸の下部三cm程度が、黒ずんでいる。

H-1242-19-3は「長承四年(一一三五)」とあり(裏側には文字なし)、これだけではどこでどのように利用されていたのか、不明である。寸法は、題籤部分で厚さ〇・五(上部)〜一・〇(下部)cm、幅一・七(上部)〜一・九(下部)cmで、長さは五・二cm。軸部分(八面)の長さは三・三三cm、太さは円周二・九(中央部)〜二・二(下部)cm。題籤部分と軸の下部四cm程度が、黒ずんでいる。また、軸の上方と中央部に、浅い虫損がある。

H-1242-19-4は「国符/大国庄」とあり、軸に紙の剥がし取り痕が残っている。特定の年代が記されていないところを見ると、大国庄関連の複数の年代にわたる国符(案)が連続されていたものと推定される。なお伊勢の大国庄であればこれは東寺旧蔵品ということになるが、近江の同荘であれば東大寺の旧蔵品ということになる。寸法は、題籤部分で厚さ〇・六(上部)〜〇・八(下部)cm、幅二・五(上部)〜二・八(下部)cmで、

長さは五九cm。軸部分（丸軸、下欠）は長さ二〇三（現存部分）cm、太さは三一（上部）～二八（下部）cmである。

このほか「北上院家地／建保六年卯月晦日」（H-1242-19-6）と書かれた『鎌倉遺文』二三七〇の軸など中世のものや、近世のものなど数点の軸が保管されている。

H-1315-1 『泉郷刀祢解』

「長元二年（一〇二九）八月十六日 山城国相楽郡泉郷刀祢解」（『平安遺文』補二六九）である。東大寺領泉木津の関連文書で、「仁平三年（一一五三）四月二十九日 東大寺諸庄園文書目録」（『平安遺文』二七八三）に「泉木津」関係文書として「一卷（一枚） 長元二年泉郷刀禰申文」とあるものがこれだろう。東大寺流出後の行方は不明だが、資料番号一三一五台は、反町茂雄氏（弘文荘、一九〇一～一九九一）の遺品であり、本文書は氏の死去後、一九九六年三月に歴博が一括購入した古文書の一通である。その際、同時に購入した品に関しては、高橋一樹「国立歴史民俗博物館所蔵の中世文書―個別収蔵文書を中心に―」（『古文書研究』六〇、二〇〇五年七月）に一覧表が掲示されている。

寸法は、縦二〇三×横三七cm（表装によって縁が隠れているので、正確な寸法は不明）。紙質に関しては、宍倉論文を参照。端側に向けて、連続虫損の間隔が広がり、欠損・シミも激しくなっていくので、こちら側が外側だった時期が長いと考えられる。紙面は、表装時に漂白されている印象がある。

本文は自署部分以外、すべて同筆だが、筆跡から見て草名を加えた二人は本文の起草には関わっていない可能性が高い。行取りは、本文で二〇～二五cm、自署部分で二〇cm間隔。本文の記載はやや言葉足らずの感が否めず、事情を十分に承知した人物が義務的に作成したものと考えられる。東大寺側から政所下文を発給する際に、それを持参した使者

が、あらかじめこの請文を用意し、下文を渡したその場で受取主体に自署させたという事情が想定される（受け取り側でいつも白紙を用意し、使者に請文を提出できたとも考えづらいし、このように考えるのが妥当だろう）。実際、「今月十四日御 下文、同十六日到来」の部分は、「十六日」のみ墨色が異なる。本文は全体で九ヶ所程度しか墨継をしておらず（二三～一六字平均）、文書の一～二行目はいずれも墨継をせずに、一気に書き下している。この部分だけ、数文字で墨継をしたとは考えにくい。とすれば、請文作成時には受取目を空白にしておき、日時が確定した段階（つまり実際に渡した段階）で書き加えた可能性が高いと考えべきだろう。

○活字本との比較

・「可早停止寺家木屋預」の部分、「可早停止家木屋預」とあり、行間に「寺」と補記

・文中の「御下文」（四ヶ所）は、いずれも「御 下文」。このほか「御木屋」の部分も、「御木屋」と半角程度の空白をおいている。

・文書末自署部分の「(花押)」は「(草名)」

H-1316 『山城国葛野郡班田図』

かつて東寺に伝来した葛野郡班田図（天長五年の班田図の写）は、計一三断簡（一四面）からなっていた。これが幕末から明治にかけて寺外に流出し、近年ではそのうちの二断簡（柏木貸一郎旧蔵）が行方不明になっていった（山口一九九三・西山一九九六）。これを歴博が、一九九八年三月に古書肆から購入した。付属資料として昭和五十五年（一九八〇）三月二十日付の太田晶二郎氏による解説文などを入れた箱が添付されている。

歴博での購入以降、行われた調査の成果に関しては、下記の諸論考を参照。非常に緻密なデータの提示が行われているので、そちらを参

照。参考までに三紙の寸法を述べれば、①縦二九四×横四八六cm／②縦二三七（最大）×横四八七（下欠）cm／③縦四五一（最大）×横一五五（最大）cmである。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

山口英男「山城国葛野郡班田図」『東寺とその庄園』東寺宝物館、一九九三年九月

西山良平「山城 山城国葛野郡班田図」『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年二月

荒井秀規「書評 宮本救著『律令田制と班田図』」『日本歴史』608、一九九九年一月

宮本救「山城国葛野郡班田図」補説『日本歴史』611、一九九九年四月

二三 山城国葛野郡班田図『日本荘園絵図聚影 釈文編 一（古代）』東京大学出版会、二〇〇七年九月

H-1517『无下雑物納帳』

「宝亀四年（七七三）七月十三日 无下雑物納帳」『大日本古文書』編年二二一五三・『正倉院文書拾遺』七二・吉岡二〇〇一）は、正倉院流出文書である。「正倉院流出文書」とは、幕末～明治初期にかけて、正倉院の管理体制が緩い段階で外部に流出した古文書の総称である。その概略に関しては、東野治之「古文書・古写経・木簡」『水荃』七、一九八九年九月）、皆川完一「正倉院流出文書の偽印」『古代中世史料学研究上』吉川弘文館、一九九八年一〇月）などを参照。この時期の調査成果を元とする写本が、「平城宮御代租税戸籍等文書集」（H-472）・「正倉院古文書」（H-473）・「正倉院御物写生図同文書写一括」（H-1242-3-237）・「正倉院中古文書抜萃并古印模写」（H-1242-7-219）などの館蔵史料である。なお本文書の場合、流出後は鈴木英雄氏（一八七七～一九六二）が所有していたが、古書肆を経て一九九九年に国有となり、二〇〇〇年二月に歴博の所蔵に帰した。釈文や内容に関しては、吉岡眞之「无下雑物納

帳」『正倉院文書研究』7、二〇〇一年一月）を参照。ここでは、吉岡論文との重複を避け、より細かな各種のデータを挙げておく。

本文書は、現状では二重に裏打されており、透過光による漉目の状況などは確認できないが、表面を観察する限りでは、打紙加工はなされていないようである。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。各断片毎に見ると、まず右側の断片（最大幅 縦一二×横四cm）には、端に幅一cmほどの変色帯があり、これはかつての糊代である可能性が高い。この部分は、湿損の際に大豆糊の付着により強度を確保していた結果、比較的原形を留めたと考えられよう。ただしこの断片が、本来、この文書の端側に存在するものだったかどうかは断言できない。

また左側の断片（最大幅 縦三〇×横三七cm）であるが、四辺のうち下側の三一・五cmのみは原形を留めている。この辺が刃物でラフに切断されているのは、文書作成前に行われた紙の耳取の際のものだろう。上部三分の一は湿損でほぼ原形を留めず、両端も失われている。湿損の被害が上と左右に集中していることや、その欠損形状からは、本文書が二つ折りになっている状態で上側から水分が進入した可能性を示唆している。ただし、もしそうであれば折れ目が存在したはずの八～九行目付近に、現状ではその明確な痕跡が確認できない。このほか、文書下方には約四cm間隔で縦長の変色が連続している。顕微鏡観察によれば、湿損により、とくに上部の紙繊維はばらけかかっており、繊維間に混入している白・黒色の粒子は、部分的には墨の上部にまで流れ出ている。

H-1533-7『歳末納帳』

「安元元年（一一七五）冬以降 歳末納帳」『平安遺文』三七三五～二二次利用面。一次利用面は書状）のことである。後述するように、二次利用面は本来複数の紙からなっていたが、現存するのはこの一紙にすぎない。寸法は縦三〇（三一×横五一cm）である。なお、補修に用いられた手

法は宮内庁書陵部の修補係で用いられている技法に類似するが、それと比べてやや雑なので、書陵部の関係者が関与したものではないようである。この面の字配りは、右側で5cm空けて、以下二〇行を一五～二五cm間隔で記載する。

二次利用面の製作年代は安元元年以降（つまり、一次利用面の製作年代はそれ以前）。端部分の欠損が激しいが、これはこちら側が外側だった段階で生じたものだろう。一方、虫損の間隔は、いずれも奥から端に向けて小さくなっている（つまり、端が内側であった段階も存在したと考えられる）。これは、端側の糊代痕らしきものとの関連が予想される。紙質に関しては、宍倉論文を参照。

一次利用面の請文は、下側が大きく切り捨てられており、二次利用の際に整形していることがわかる（この際、きちんと定規を当てなかったらしく、切断面はかなり歪んでいる）。二次利用面は後關だが、この部分に糊代痕は確認できず、それ以前の場所で切断したと考えられる。つまり、本来の料紙はもう少し横幅があったことになる。なお端側の茶変帯は、あるいは糊代痕である可能性も否定できない。料紙には何らかの表面加工が施されているらしく、繊維の毛羽立ちが矯められている。現状で表面の荒れが少ないのも、これと関係しているよう。ただし両面共に、墨はややかすれ気味である。

奈良某寺の旧蔵文書と考えられるが、二〇〇二年一月に古書肆から歴史博が購入した。『平安遺文』は、大阪の鹿田松雲堂（鹿田静七）旧蔵の段階で作成された影写本『古文書纂 二七』（京都大学所蔵）の写から翻刻しており、訂正の余地が少なくない。ちなみに鹿田氏旧蔵の文書で『平安遺文』に翻刻されているものは、この他いずれも東大寺文書である（『平安遺文』七一九・同一三〇九）。なお『鹿田文書』（影写本 3071.63.8）は一九〇六年の採訪なので、ここにいう静七は三代目仲四郎（一八七六～一九三三）であり、『古文書纂』（影写本 3071.02.3）の二七冊の当該

箇所には、「大阪市東区安土町鹿田静七氏提示／大正十二年（一九二三）六月写」とあるのも、同一人物と考えられる（中尾賢一郎「大阪古典書肆・鹿田松雲堂」『文学』五八三、一九八一年二月）。

この文書が本来どこに所蔵されていたのかに関して、断定できる根拠はない。たとえば二次利用面の「成福院」は、興福寺・東大寺・高野山などに存在が確認できる。このほかの固有名詞の場合、「辰市」「片岡庄」などは興福寺関連の、「黒田」「二見」などは東大寺関連の地名である。もし後者だとすると、鯛一懸を納入した「池田則行」は、長屋庄司「則行」（東大寺文書目録一―二四―九）、小鯛五枚を納入した「弁海」は「僧弁海」（同三―一〇―七七―二）に比定できる。いずれにせよ、各地の莊所から本寺に納入された歳末菓子のリストと考えてよい。作成時期は、安元二年の春頃だろう。

なお「歳末料」・「御歳末」・「歳末菓子」などとして、目上に対し食料品を進上する習慣は、平安後期にはすでに確認されている。「主人右衛門尉、為献歳末料、以^志□年十二月廿一日京上」（『治安四年（一〇二四）二月十五日 従儀師仁静解』『平安遺文』四九五）。たとえば「進上 御歳末事／菓子十合／右、進上如件／文治四年十二月廿日 常門御油（ヨ上）」（『文治四年（一一八八）常門菓子進上状』『鎌倉遺文』補七七）などは、その際の送状である。こうした習慣は、個人間でのやりとりの場合、今日の「お歳暮」に連続していくと考えてよいだろうが、本所と莊所との間では「一、歳末菓子事、自庄家任例進濟候」（弘安元年（一三六一）十月二十日朗遍申状『鎌倉遺文』一三三〇七）のように、貢上が半ば義務づけられていた。ちなみに中世の事例では、この際、薪や栗を貢納する場合は広く見られる（盛本昌広「贈答と宴会の中世」吉川弘文館、二〇〇八年五月）。本文書に見えるありさまは、そうしたあり方の最初期の例といえるだろう。

・ 一次利用面

足しておく、筆跡から見て「下巻一」と「上巻一」を書いた人物は同一だが、「卅三」を上書した人物が、これと同一とは断言できない。
 ・「宝亀三年（七七二）九月二十五日 答他虫麻呂手実」（『正倉院文書拾遺』三〇）

寸法は、第一紙が縦二七九×横一一・三cmで、第二紙が縦二八・一×横七五（+継目〇・四）cm。紙は黄麻紙だが、第一紙と第二紙では色調が異なる（前者の方が濃い）。写経用の用紙のあまりを継ぎ合わせて用いたものか。二紙ともに四辺を刃物でラフに切断している。第一紙には、元々写経を行う目的で付されたと思しき境界が引かれている（天高三二・三三・界高二二・二・地高三五・三六cmので二本の境界、その間に界幅約二cmで五本の縦界）。第一紙の右側には〇五・〇六cm幅で剥取痕が、第二紙の上辺にも〇四cm幅で剥取痕がある。また、第二紙のみ約〇二cm幅の漉目が見える。二紙ともに、十分な打紙をされている。紙質に関して、詳しくは宍倉論文を参照。

本来、前者は、「写弥勒経師手実帳」（『大日本古文书』編年八一―四六一・続々修一―帙四）から剥がし取られたもので、この手実帳の最後に継がれていたと推定される。また後者は、「奉写一切経師手実帳」（『大日本古文书』編年二〇―一七九―一七八・続々修二―帙三）に含まれたものと推測されている（稲垣ほか一九七六）。現状では、二点の文書は「答他虫麻呂手実」・「王広麻呂手実」の順で折本状の台帳に張られている。この台帳は二重の箱に収められ、さらに布で包まれている。布と台帳末尾には「十郎藏」（朱印）が捺されている。旧蔵者反町十郎氏（一九〇三―一九八二）の蔵書印である。反町は新潟県の人物で、一九二七年に慶応大学経済学部を卒業ののち、北日本石油販売の社長や大東京火災海上の監査役などを歴任している。反町茂雄（弘文荘）の親族であり、その方面から古文書・古籍籍を入手していた（高橋正彦「古

文書 反町十郎氏コレクションについて」『弘文荘反町茂雄氏の人と仕事』文車の会、一九九二年九月）。氏が蒐集した中世文書は慶応大学に寄贈されたが、本文書や『中右記』部類（既述）などの古代史料は、これとは別に売却されたようで、その一部が歴博の所蔵に帰している。

四二〇〇『延喜式』（巻第五十）

本写本は長らく三条西家に所蔵されていたが、一九四六年に同家から流出したものである。この段階では、伯林社（古屋幸太郎）をへて、弘文荘（反町茂雄）から反町十郎（従兄弟）氏に売却された（反町茂雄「三条西伯爵家文庫の崩壊」『古書肆の思い出』三三 平凡社、一九八八年三月）。のち二〇〇二年三月に反町英作氏から歴博が購入し、現在に至る（吉岡眞之「三条西家旧蔵『延喜式』巻第五十の書誌と影印・翻刻」『九条家本延喜式の総合的研究』科研費報告書、二〇〇五年三月、初出二〇〇三年）。各種の書誌情報は吉岡論文に尽くされており、全文の翻刻もなされているので、ここでは詳しく繰り返さない。紙質に関しては、宍倉論文を参照（なお、紙厚はおおよそ九〇μm程度だろう）。

いくつか付言しておけば、第一紙の端裏に小さな字で「延喜式巻第五十 雑式」と書かれていることに関してだが、旧表紙に「延喜式巻第五十（雑）」（打付書、本文とは別筆）とあるのに加えて、直後の第一紙の端にまで同様の記載を付すのは、ややくどい印象が否めない。旧表紙（現状では第一紙に連続する）に見える欠損が、本文（第一紙以降）にまで連続していないことを踏まえても、当初、両者は直結していなかった可能性を想定すべきだろう。つまりこの卷子は、本来、延喜式（巻五〇）以外の典籍を前半に載せていた可能性が高い。現状のように延喜式（巻五〇）単独の形に改装されたのは、三条西家に入った段階か、それ以降のことだろう。

なお吉岡論文は、旧表紙と本文の間に旧表紙と同質の二紙（幅一七

cm + 一五 cm) が挟み込まれているとするが、私見によればこの二紙はいずれも旧表紙の一部であり、分離しているように見えるのはこの二ヶ所に縦折り線があり、その裏から補強のために補修紙が貼り付けられているからである(実際、この線を中心にシンメトリーな欠損が確認できる)。ただし、この縦折り線のうち一本は、外題の文字にかかっており、どのような理由からこうした折り目が付けられたのかは、いまのところ断案がない。

このほか寸法に関していえば、第一紙は、本来、横幅があと数cmあったものと思われる。現状で端裏書が半分失われているのも、その部分を切り落としたことと関係するだろう。また、現状で最末の紙に、奥から順に寸法が小さくなっていく連続虫損がある(間隔は奥で二・五cm〜端で三・二cm)。これは、この虫損が生じた段階で、軸の保存状態が良くなかった可能性を示している。三条西家で行われた改装は、こうした現象とも関連している可能性があるだろう。

冒頭の「三条西」(卵形印)は丹である。本紙への書き込みは、やや薄めの丹と、墨である。書き込みの丹は、冒頭の蔵書印よりも薄めの色合いだが、顕微鏡観察によれば退色というよりも、顔料ののりの悪さによるものように思われる。この二つの丹は、別の段階のものと考えた方がよいだろう。旧表紙の外題・表紙端裏の小さな文字・本文の三種は、それぞれ別筆と考えられる(ただし、それぞれ文字の崩し具合が異なるので、断言はできない)。

II-1613 『森の落葉』

一五冊からなり、綴目は四目綴。寸法は、縦一五七×横三三二・二cm。外題は本表紙に打付書されている。表紙裏に丸印「宍戸文庫／第三三〇六号／共一五冊」(宍戸昌一八四一〜一九〇〇)が、本文初丁の下方に方印(縦二三×横二三cm、九文字、印文不明)、また第三冊には

「拾穂軒蔵」(縦二〇×横二〇cm、この印は、通常、北村湖春(一六四八〜一六九七)の蔵書印とされるが、後述する年代とは合致しない。湖春の子孫の所蔵を示すものだろう)が見える。なおこれらの蔵書印は現状の縦幅を超えて捺されており(つまり下欠)、ある段階で上下に化粧断ちされたことがわかる(本来の縦幅は一七cm以上か)。

成立の契機や、著者(编者)に関しては明確な情報がない。ただし引用書籍の成立年代(たとえば一七五七年刊の『南嶺遺稿』)や、各巻の巻末記載によれば一八世紀後半の寛政八年六月〜同九年四月(一七九六〜七)にかけて作成されたことが分かる。全体の構成は、四二条(一冊)・四二(二)・五八(三)・一〇(四)・二六(五)・七〇(六)・五九(七)・五六(八)・六六(九)・三三(一〇)・五六(一一)・六一? (一二)・三三(一三)・八(一四)・三二(一五)の計六二〇条からなる。その内容は多岐にわたるが、第五冊で威奈大村墓誌(廿二)・多賀城碑(廿四)・多胡碑(廿五)などを紹介するほか、第十五冊では東大寺宝物目録(三)・「神代文字」批判(二十二)・文末の「者」字(四十四)などに関する分析を行うなど、古代に関わる言及が少なくない。近世史学史の展開を考えるうえで、参考にすべき史料といえる。二〇〇三年に、歴博が京都の古書肆から購入した。

II-1615-83-8105 『竹生島縁起』

琵琶湖に浮かぶ竹生島に関する縁起。正確な成立時期は不明だが、中世初期までには原形が成立していたと考えられる。史料の性格や、写本の系統などに関しては、大川原竜二『竹生島縁起』諸伝本の基礎的考察(『文化継承学論集』一、二〇〇五年三月)などを参照。

本写本は、「○竹生島縁起」と題し、「大日本根子彦太瓊尊(号孝霊天皇)〜」と書き出すもので、親本を抄出したものらしい。書写奥書の類はな

文末に、諸本と同じく応永二十一年八月の識語が見えるが、記載は「応永二十一年八月、普文頭陀詣此島、七ヶ日參籠のときに、依有□夢之告、録せるものなり」とあり、群書類従・大日本仏教全書などの従来知られているものとはかなり異なっている。これも、抄出なのかもしれない。本文の筆跡はかなり特徴的なもので、平田篤胤（一七七六〜一八四三）の自筆と考えてよいのではないだろうか。

縦二四八×三四二cmと縦二四八×三四三cmの二枚の紙を、重ねて二つ折りにしてある。字配は、半丁一〇行、一行二三字。糸目は四二〜四三cm、簀目は二三本／三cmと細かめで、紙厚は七五〜八〇μmである。やや黄色がかった紙で、未蒸解・未叩解の繊維が少量混じるが、地合は悪くない。数ヶ所に虫損があるが、それほど大きくなく、字面にも一部がかかるのみである。このほか、縦にエッジの鋭い刷毛目が走る。紙は打紙していないが、墨は比較的よく載る（ただし、かすれ・にじみも散見される）。おそらく表面にはニカワが軽く塗布してある程度だろう。

HT-1615-9-1-81 『法王帝説』

『上宮聖徳法王帝説』は、数次の編纂を経て平安中期までに成立したとされる、聖徳太子の伝記である。この写本は五目綴で、寸法は縦二六七×横一八四cm、計三三三丁からなる（本文は一〜三二丁で、三二丁は系図、三三三丁は識語）。外題・小口に「法王帝説」とあるが、本文とは別筆である。内題には「上宮聖徳法王帝説（狩谷望之証注）」とある。本文は、縦二〇七×横一四九cmの柳（印刷）に、半丁八行、一行一六字の字配で書かれている。紙は打紙していないが、墨の乗りは比較的良好。題簽と一才に「平田氏記」の蔵書印が捺されている。冊末に狩谷望之（椋斎、一七七五〜一八三五）の識語を付した写本であるが、勿論、彼の直筆ではない。

HT-1600 『聆濤閣集古帖』

灘の酒造家吉田家が近世後期に収集した物品を中心に作成した、精巧な図録。寸法は縦三三六×横二六〇cm。京都の古書肆から、歴博が二〇〇四年に購入した。内容は、天地・尺量・升量・扁額（二）・文房・肖像・書（四）・碑銘（二）・墓誌・鐘銘・雑銘（二）・甲冑軍営・弓矢・刀剣（二）・鋒・馬具・楽器・印章（五）・鏡・織紋・乘輿（二）・玉・食器・食品・葬具・調度（二）・囊匣・瓦（二）・鈴鐸・戯器・仏具・雑・古地図肖像画像標本類の計四七帖からなる。この図録に関しては、『秦公永吉解』（HT-794）の項で略述したが、正木直彦「聆濤閣古文書と集古帖」『美術研究』4、一九三三年四月・清野謙次「聆濤閣帖」『日本考古学・人類学史上』岩波書店、一九五四年九月・仁藤敦史「聆濤閣集古帖」『歴史博』130、二〇〇五年三月）なども参照。

HT-1702 『小野宮年中行事』（裏書）

藤原実資の編纂した『小野宮年中行事』（一一世紀前半の成立）に付された裏書の写本。本写本が発見されるまでは、『小野宮年中行事』の裏書は逸文が伝わるのみであった。前半のみとはいえ、初出の逸文などを含む、貴重な史料といえる。本史料に関しては、これを見いだされた鹿内浩胤氏による詳細な考察や「鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について」新たに発見された『小野宮年中行事裏書』」『禁裏・公家文庫研究』1、思文閣出版、二〇〇三年二月）、本文の翻刻（同氏「小野宮年中行事裏書」（田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』影印・翻刻）『同』）もあるもので、詳しくはそちらを参照していただきたい。ここでは、二〇〇七年二月に歴博の所蔵に帰した後、実見・調査した成果を補足的に述べておきたい。なお、鹿内論文や古書肆の目録などでは本写本を江戸初期のものとして想定するが、宍倉氏による紙質調査の成果や、調査同席者の意見によれば中世末期から近世最初期と考える余地もあるようである。

まず伝来に関してであるが、すでに鹿内論文に説明があるように、歴博の所蔵以前、田中家→浅倉屋書店→鹿内氏と移動してきたことは間違いない。その田中家から浅倉屋書店への移動時期に関して、鹿内氏は「太平洋戦争直後に財産税の処理のために教忠旧蔵書の一部を手離した」際のもとの想定するが、あるいは一九三〇年代、親族が蔵書の売却を始めた時期のことかもしれない（この時期、教忠蔵書の中核部分が、少なくとも失われたようである）。なお、浅倉屋の初代は佐倉藩の出身で、その故にこの屋号を称したとのことである（吉田文夫「文淵閣・浅倉屋のこと」『文学』583、一九八一年二月）。田中教忠旧蔵の品が、佐倉藩士ゆかりの店を経て、佐倉城址に所在する歴博の収蔵庫に収められた点には、不思議な縁を感じる。

料紙は、叩解や塵取はやや不十分だが、表面には打紙加工が施されている。写本の寸法は縦二八五×横二二二cm（表）・縦二八九×横二〇八cm（裏）程度である。料紙は、現状では上下左右ともに化粧断ちされている（1cm程度か）が、これはおそらく浅倉屋書店の段階における補修作業の一貫としてなされた処置であろう。この際の作業の痕跡として、各丁に鉛筆でアラビア数字による丁数の書き込みが確認できる。

丁数に関しては、現状のように製本した主体（近世の所持者）が、綴目に「一」から「十九」までの漢数字を付しており、これによれば表紙（表・裏の二枚）+白紙（二枚）+本文（一九枚）で墨付一九丁と認識していたようであるが、ここでは便宜的に鹿内氏によるナンバリング（表紙以外はすべて丁数を付す）に従い説明する。

旧装丁は本文よりもやや薄目の楮紙を表紙として、それを大和綴（仮綴）にした上で包角を付してあったらしいが、これはいずれかの段階において、裏打補修（かなり素人っぽい貼り方なので、あるいは田中氏の手になる補修かも知れない）を行う際に除去されたようである。また、鹿内氏による購入以前には、仮綴された原表紙の上に後補表紙（灰青

色）が付され、四目綴に改装されていた（この後補表紙は取り除かれ、現状では原表紙が表になっている）。また原裏表紙には「□ヤハ」と思われる意味不明な仮名書きがあるが、これは田中家からの流出時にこれを扱った古書肆による値段（符牒）の書き込みだろう。かつて古書肆が、取り扱った古書にこの種の書き込みをしていたことに関しては、橋口侯之介「和本はめぐる」『続和本入門 江戸の本屋と本づくり』平凡社、二〇〇七年一〇月）を参照。

全体の構成は、一八丁までと一九〜二二丁の二つに分かれている。現物観察によれば、原表紙（表・裏）を含めたすべての料紙の中で、一八丁（裏）のみが著しく変色しており、このことは一八丁が一定の期間、裏表紙の役割をになっていた可能性を示している。すでに鹿内氏によって指摘されているとおり、一九〜二二丁の記載は、いずれも現行の『小野宮年中行事』に対応する記載がない（鹿内二〇〇三）ことも踏まえれば、『小野宮年中行事』の裏書を写したのは一八丁までであり、当初はこれだけで大和綴（仮綴）の一冊をなしていたと考えるべきだろう。そして、これとは別に、関連がありそうな写本を見いだした段階で「件本奥欠。仍此裏端詞無之」という注記を付して、一九丁以下を書写・加綴したのだろう（なお、紙質は全体を通してほとんど同じである）。

なお現状で、この部分の記載に該当する儀式書の類は確定できていないが、一九丁冒頭の欠損状況からは、この三丁の元になったのは剥離した卷子本の中間部分と推定される。冊子本であれば、冒頭一行の右側半分のみが失われるという状況は考えづらいからである。また、内容的に「三月」の部に「仮」や「宿直」に関する注記を付けている点も、違和感を感じる。実際には、さらに複雑な経緯があるのかもしれない。

このように、最低で二回にわけて書写されたものが一括され、最終的に、前述した「一」〜「十九」の丁数を付された上で、あわせて大和綴にされたと考えられる。

H-1770-8 『清原頼業記』

『清原頼業記』は、平安後期に大外記などを勤めた清原頼業（一一二二～一一八九）の日記である。現在は、抄出や部類などが断続的に現存するにすぎない。ここで言及するのは、二〇〇七年度に購入した「船橋清原家旧蔵資料」に含まれるもの一つである。館蔵資料データベースによれば冊子装で、内容は仁安三年（一一六八）の記事で、元禄十一年（一六九八）の書写にかかる写本となっている。整理中とのことである見できなかったが、「仁安三年 高倉院御即位記」（『統群書類従』巻二七二）と同内容と推定される。

付記）成稿後、『高松宮家伝来禁裏本目録（分類目録編・奥書刊記集成解説編）』（国立歴史民俗博物館、二〇〇九年三月）・吉岡眞之ほか編『禁裏本と古典学』（塙書房、二〇〇九年三月）・田島公編『禁裏・公家文庫研究 第三輯』（塙書房、二〇〇九年三月）などが、相次いで刊行された。校正の際、部分的にその成果を反映させたいとはいえ、そのほかにも本稿の内容と密接に関わってくる部分は少なくない。合わせて参照されたい。

（国立歴史民俗博物館外来研究員）

（二〇〇九年三月二六日受付、二〇〇九年五月八日審査終了）

文書リスト

本表は、歴博に所蔵される古代文書を一覧したものである。基本的に、符宣抄（H-63-542）・筆海要津（H-237）・表白集（H-743-261）・江都督納言願文集（H-743-468）・朔旦冬至詔表文集（H-743-477）・朝野群載（H-1242-7-77）などの文書集に収載された事例に関しては省いたが、その区別はかならずしも厳密なものではない。

和暦	西暦	文書名	資料名称	資料番号
天平6年	734	造仏所作物帳	造仏所作物帳断簡・写集論疏充紙帳断簡	H-67
天平15年	743	写集論疏充紙帳	造仏所作物帳断簡・写集論疏充紙帳断簡	H-67
天平16年5月3日	744	王広麻呂手実	正倉院宝庫外文書	H-1587
天平19年2月11日	747	大安寺資財帳	大安寺資財帳	H-77
天平勝宝1年11月3日	749	東大寺奴婢帳	東大寺奴婢帳	H-72
天平宝字2年3月15日	758	新羅飯万呂請暇解	新羅飯万呂請暇解	H-68
宝亀3年9月25日	772	答他虫麻呂手実	正倉院宝庫外文書	H-1587
宝亀4年7月13日	773	无下雑物納帳	无下雑物納帳	H-1517
宝亀7年12月11日	776	備前国津高郡収税解	備前国津高郡収税解	H-70
延暦15年11月2日	796	民首田次麻呂解	民首田次麻呂解	H-939
弘仁9年3月24日	818	藤原常房願文	藤原常房願文	H-743-345
承和7年2月19日	840	秦公永吉解	秦公永吉解	H-794
承和12年12月5日	845	紀伊国那賀郡司解	紀伊国那賀郡司解	H-71
寛平7年12月13日	895	太政官牒	僧平珍款状案	H-743-478-2
延喜2年7月3日	902	太政官牒	僧平珍款状案	H-743-478-2
延喜3年6月5日	903	太政官牒	僧平珍款状案	H-743-478-2
延喜5年4月15日	905	古今和歌集序	文集	H-743-457
延喜9年6月27日	909	僧平珍款状	僧平珍款状案	H-743-478-1
天慶3年1月11日	940	太政官符	文集	H-743-457
永祚2年11月21日	989	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
正暦5年9月9日	994	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
長徳2年1月17日	996	大江匡衡申文	文集	H-743-457
長徳2年6月	996	大江匡衡申文	文集	H-743-457
長保2年11月27日	1000	東大寺灯油納所返抄	古代・中世文書	H-1242-1
寛弘3年9月21日	1006	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
寛弘6年10月20日	1009	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
寛弘6年12月20日	1009	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
寛弘9年1月22日	1012	和泉国符	文集	H-743-457
長和2年9月10日	1013	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
寛仁1年9月25日	1017	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
治安1年9月27日	1021	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
治承5年7月13日	1025	高階泰経書状	古代・中世文書	H-1242-1
万寿2年11月5日	1025	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
長元2年8月16日	1029	泉郷刀祢解	泉郷刀祢解	H-1315-1
長元2年9月28日	1029	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
長久2年12月日	1041	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
長久4年6月7日	1043	後朱雀天皇大赦詔	文集	H-743-457
長久5年7月17日	1044	後朱雀天皇大赦詔	文集	H-743-457
永承1年	1046	某国郡司解	文集	H-743-457
永承1年11月28日	1046	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
永承5年7月21日	1050	太政官符	文集	H-743-457
永承5年7月22日	1050	太政官符	文集	H-743-457
天喜2年	1054	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74

和暦	西暦	文書名	資料名称	資料番号
康平1年10月30日	1058	藤原実範申文	文集	H-743-457
康平2年3月25日	1059	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
康平3年6月	1060	延暦寺座主申文	文集	H-743-457
康平4年8月7日	1061	後冷泉天皇大赦詔	文集	H-743-457
延久6年8月3日	1074	藤原公経解	延命院進退事	H-743-297
承暦3年7月16日	1079	興福寺政所下文	栄山寺寺領文書	H-74
承暦3年9月14日	1079	太政官牒	在印文書類	H-743-427
永保3年6月29日	1083	興福寺政所下文	栄山寺寺領文書	H-74
永保3年11月10日	1083	興福寺政所下文	栄山寺寺領文書	H-74
応徳2年5月8日	1085	太政官牒	醍醐山上円光院文書	H-743-282-1
寛治2年9月2日	1088	興福寺政所下文	栄山寺寺領文書	H-74
永長2年5月4日	1097	僧長真所領充行状	古代・中世文書	H-1242-1
承德1年12月9日	1097	造興福寺司下文	古代・中世文書	H-1242-1
康和2年2月15日	1100	僧永俊請文	栄山寺寺領文書	H-74
康和2年4月25日	1100	阿闍梨頼昭解	延命院進退事	H-743-297
康和3年	1101	山城国葛野郡班田図	山城国葛野郡班田図	H-1441
康和4年2月15日	1102	栄山寺牒	栄山寺寺領文書	H-74
元永1年8月	1118	権少僧都勝覚解状	延命院進退事	H-743-297
元永2年12月13日	1119	藤原某田直米請納状	古代・中世文書	H-1242-1
大治1年2月14日	1126	中原師遠言上状	藤原行盛年号勘文	H-63-198
大治1年2月18日	1126	藤原行盛年号勘文	藤原行盛年号勘文	H-63-198
天治3年1月	1126	伊賀国名張郡司文部近国解	伊賀国名張郡司文部近国解	H-69
大治5年9月	1130	薬師堂吉祥天像供養願文	上醍醐薬師堂吉祥天像供養願文	H-743-471
長承2年2月14日	1133	僧俊延作手売券	雑々古文書	H-743-387-2
長承4年1月24日	1135	地藏堂結縁八講縁起	縁起勸進文書	H-743-181-1
保延1年7月27日	1135	中原清祐屋地売券	六角室町屋地古文書	H-743-386
保延1年9月15日	1135	興福寺政所下文	栄山寺寺領文書	H-74
保延3年3月9日	1137	某紛失状	弓削島庄住人等解等三通	H-743-351
保延6年3月13日	1140	尼妙法田地売券	雑々古文書	H-743-387-2
保延6年9月17日	1140	三善行康勘文	上醍醐薬師堂吉祥天像供養願文	H-743-471
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
永治年間頃		書状(裏文書)	朔旦冬至詔表文集	H-743-477
康治1年9月19日	1142	官宣旨	醍醐山上円光院文書	H-743-282-1
康治2年2月7日	1143	めうれん屋地売券	雑々古文書	H-743-387-1
康治2年6月21日	1143	佐伯氏領地売券	六角室町屋地古文書	H-743-386
仁平1年4月3日	1151	藤原氏子等屋地売券	近衛油小路地寄進及沽却文書	H-743-182
久寿2年10月11日	1155	官宣旨	醍醐山上円光院文書	H-743-282-1
保元1年10月18日	1156	朔旦冬至定文	朔旦冬至定文	H-63-989
保元3年8月7日	1158	官宣旨	官宣旨	H-75

和暦	西暦	文書名	資料名称	資料番号
平治1年6月	1159	大和小東莊坪付注進状	古代・中世文書	H-1242-1
永暦1年10月20日	1160	起請文	起請文	H-76
永暦1年11月2日	1160	美福門院庁下文	普成仏院（仏名院）文書	H-743-404-1
平安後期		前播磨守源顕親解	縁起勸進文書	H-743-181-3
平安後期		高階俊成書状	縁起勸進文書	H-743-181-3
長寛2年1月21日	1164	藤原則光屋地売券	雑々古文書	H-743-387-1
永万1年7月19日	1165	弓削島庄住人等解	弓削島庄住人等解等三通	H-743-351
永万1年11月5日	1165	紀助房田地売券	雑々古文書	H-743-387-2
永万2年9月10日	1166	御給田注進状	世諦文書	H-743-183
仁安1年11月	1166	僧善惠讓状	古代・中世文書	H-1242-1
仁安2年2月5日	1167	感神院大別当桓円解	感神院大別当桓円解文	H-743-377
仁安2年2月	1167	延暦寺政所下文	延暦寺政所下文	H-78
仁安2年9月18日	1167	平宗盛書状	平宗盛筆消息	H-79
仁安3年	1168	藏人所牒	弁官補任（裏文書）	H-63-553
仁安3年7月7日	1168	院庁下文	普成仏院（仏名院）文書	H-743-404-1
仁安3年7月19日	1168	紀氏女私領地売券	六角室町屋地古文書	H-743-386
仁安3年8月1日	1168	弘法大師木像造立勸進状	縁起勸進文書	H-743-181-3
仁安3年9月8日	1168	官宣旨	弁官補任（裏文書）	H-63-553
承安2年12月16日	1172	当麻友恒売券	宇治堀家文書	H-743-207-1
承安2年12月21日	1172	女中原氏領地売券	六角室町屋地古文書	H-743-386
承安2年9月2日	1172	秦重延屋地売券	近衛油小路地寄進及沽却文書	H-743-182
承安2年閏12月29日	1172	官宣旨	弁官補任（裏文書）	H-63-553
承安3年6月28日	1173	藤原実長書状	高山寺文書	H-73
承安3年9月	1173	越前国司庁宣	高山寺文書	H-73
承安5年2月5日	1175	藤原国宗屋地売券	雑々古文書	H-743-387-1
治承2年7月27日	1178	小比叡社・日吉社祢宜等解	中右記仏事部類	H-743-475
治承4年9月7日	1180	大和国藤井莊々官解	中右記仏事部類	H-743-475
治承5年7月13日	1181	伊与守泰經書状	古代・中世文書	H-1242-1
養和1年2月12日	1181	平宗盛（?）書状	高山寺文書	H-73
養和1年9月20日	1181	僧興蓮請文	高山寺文書	H-73
養和1年10月日	1181	中原家憲解	高山寺文書	H-73
寿永1年11月21日	1182	為実入道田地売券	古代・中世文書	H-1242-1
養和1年11月22日	1181	侍所旬日見参注文	高山寺文書	H-73
養和1年11月23日	1181	紀俊守言上状	高山寺文書	H-73
養和1年12月8日	1181	院庁下文	新熊野神社文書	H-743-434
寿永2年2月27日	1183	建礼門院庁下文	清閑寺文書	H-743-481-1
養和2年5月30日	1182	僧巖融畠地売券	古代・中世文書	H-1242-1
養和2年7月10日	1182	平親宗書状	高山寺文書	H-73
寿永2年10月9日	1183	藤原某下文	中右記部類（裏文書）	H-1555
寿永2年閏10月26日	1183	五福法師田地売券	古代・中世文書	H-1242-1
元暦1年5月18日	1184	大江広元書状	大江広元筆消息	H-80
元暦1年6月21日	1184	源義經書状	高山寺文書	H-73
元暦2年	1185	某願文	菅芥集	H-743-210
元暦2年3月2日	1185	宮道景親京家地売券	私領地讓手継文書案	H-743-286
元暦2年5月	1185	丹後国司下文	高山寺文書	H-73
元暦2年7月	1185	某注進状	高山寺文書	H-73
元暦2年8月2日	1185	大江某京家地売券	私領地讓手継文書案	H-743-286

和暦	西暦	文書名	資料名称	資料番号
文治2年6月16日	1186	宇佐宮仮殿遷宮定文	宇佐宮仮殿遷宮定文	H-63-32
1月24日		藤原宗頼奉書	高山寺文書	H-73
1月24日		皇太后宮権亮有実書状	高山寺文書	H-73
1月24日		三善盛季請文	高山寺文書	H-73
1月25日		平光盛書状	高山寺文書	H-73
1月25日		源兼保請文	高山寺文書	H-73
1月25日		藤原長経書状	高山寺文書	H-73
1月25日		散位宗亮書状	高山寺文書	H-73
1月26日		左馬允信実書状	高山寺文書	H-73
2月4日		中原盛家請文	高山寺文書	H-73
2月7日		僧隆慶書状	高山寺文書	H-73
3月11日		藤原光範書状	高山寺文書	H-73
4月20日		藤原成家請文	高山寺文書	H-73
6月6日		法橋長暹書状	高山寺文書	H-73
9月1日		藤原雅長書状	高山寺文書	H-73
10月17日		平清房書状	高山寺文書	H-73
10月21日		頼行書状	高山寺文書	H-73
11月2日		僧重蓮（平頼盛）書状	高山寺文書	H-73
11月14日		為成書状	高山寺文書	H-73
11月18日		隆政請文	高山寺文書	H-73
12月15日		信経書状	高山寺文書	H-73
12月17日		朝通書状	高山寺文書	H-73
12月22日		藤原惟基請文	高山寺文書	H-73
12日		藤原長経書状	高山寺文書	H-73
平安末期		八条院令旨・書状	高山寺文書	H-73
平安末期		歳末納帳	中世寺院生活史関連資料	H-1533-7
平安末期		某書状	中世寺院生活史関連資料	H-1533-7

参考文献リスト

- ・本リスト(稿)は、歴博所蔵の日本史資料(古代～中世)を対象として、その翻刻(含写真・影印掲載)・解説を行った論文・著書の集成である。〇〇大系・〇〇全集などは除き、また文学関係の資料に関しても網羅的な収集は目指していない。
- ・文献の出典を挙げる際、初出と再録がある場合には、後者のデータを掲げた。
- ・日本史資料に関しても、歴博収蔵以前の時期を中心に、少なからず漏れがあると思われる。了解されたい。
- ・作成に当たってご協力を賜った関係各位に、お礼申し上げる。

著者	論題	所収	発行年月	資料番号
	筆海要津	『続々群書類従』13	1903年	H-237
	帝系図	『系図綜覧』(国書刊行会)	1915年	H-743-453
高橋貞一	田中本平家劔之巻(翻刻)	『国語国文』36—7	1967年7月	H-743-88
田中稔	東洋文庫所蔵 弁官補任紙背文書(抄)	『古文書研究』1	1968年6月	H-63-553
井上宗雄	高松宮本「唯心房集」一翻刻と解説一	『国語と国文学』48—4	1971年4月	H-600-567
橋本義彦	部類記について	『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館)	1976年9月	H-63-323
律令研究会		『譯註日本律令4 律本文篇 別冊』(東京堂出版)	1976年9月	H-63-563
片山享	〈翻刻〉高松宮家蔵「六家集内註」	『甲南国文』25	1978年3月	H-600-377
木本好信	東洋文庫蔵 朝隆卿記大嘗会記	『国書逸文研究』8	1982年2月	H-63-249
山崎誠	〈翻刻〉広橋家旧蔵佚名「古談抄」断簡	『国書逸文研究』12	1983年12月	H-63-905
木本好信	『朝隆卿記』と藤原朝隆	『芸林』34—1	1985年3月	H-63-249
吉田早苗	『台記除目抜書』所収・「雑事抄」について—「春除目抄」・「大間成文抄」関連史料として—	『東京大学史料編纂所報』19	1985年3月	H-63-445
森茂暁・利光三津夫	東洋文庫所蔵『兼仲卿記』紙背文書所引「令惣記」逸文	『国書逸文研究』20	1987年12月	H-63-753~826
榎原雅治	広橋家旧蔵「永徳度革命諸道勘文」紙背文書について	『日本歴史』497	1989年10月	H-63-140
湯山賢一	僧平珍款状(延喜九年六月廿七日)一卷	『古文書研究』33	1990年10月	H-743-478
田中稔・古瀬奈津子	翻刻 国立歴史民俗博物館所蔵「伯母集」(藤原定家本)	『国立歴史民俗博物館研究報告』32	1991年3月	H-494
国立歴史民俗博物館編		『正倉院文書拾遺』(便利堂)	1992年4月	-
海老名尚・福田豊彦	田中穰氏旧蔵典籍古文書「六条八幡宮造営注文」について	『国立歴史民俗博物館研究報告』45	1992年12月	H-743-443
古瀬奈津子	「田中本春記」について—長暦2年8月・9月条の紹介—	『国立歴史民俗博物館研究報告』50	1993年2月	H-743-456
山崎誠	〈翻〉安居院唱導資料纂輯(三)—国立歴史民俗博物館蔵「筆海要津」翻刻並びに解題—	『調査研究報告』14	1993年3月	H-237
安達直哉	田中家旧蔵本『醍醐雜事記』巻第一	『中世寺院と法会』(法蔵館)	1994年5月	H-743-458
高梨素子編	〈翻〉『さくらがりの記』(寛文元年)—国立歴史民俗博物館蔵高松宮本—	『烏丸資慶資料集』(古典文庫)	1996年6月	H-600-727
菊地大樹	〈翻〉高松宮本『明月記』断簡	『明月記研究』1	1996年11月	H-800
高橋秀樹	広橋家旧蔵「兼仲卿脚記 文永十一年」について	『国立歴史民俗博物館研究報告』70	1997年1月	H-63-753~826
菅原正子	山科家領荘園の研究	『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館)	1998年1月	H-743-380ほか
上田叙代	『勘仲記』紙背文書—建治年間紙背に関して—	『学習院史学』36	1998年3月	H-63-753ほか
未刊史料を読む会	正安三年業顕王西宮参拝記	私家版	1998年3月	H-743-488
吉田早苗	「中右記部類」と相撲	『東京大学史料編纂所』8	1998年3月	H-98
中川英子		『雅経明日香井和歌集の翻刻とその研究:高松宮家旧蔵本』(溪声出版)	1998年4月	H-600-509
国立歴史民俗博物館		『収集家—〇〇年の軌跡—水木コレクションのすべて—』(歴史民俗博物館振興会)	1998年10月	H-1242-1
古川元也	田中穰氏旧蔵『嚴助往年記』の評価と紹介	『年報三田中世史研究』5	1998年10月	H-743-316
上野順子	玄玉和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇6 続詞花和歌集・今撰和歌集・玄玉和歌集』(臨川書店)	1999年1月	H-600-691
松野洋一	続詞花和歌集・今撰和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇6 続詞花和歌集・今撰和歌集・玄玉和歌集』(臨川書店)	1999年1月	H-743-464・H-600-602
浅田徹	古今和歌集 俊成本	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇1 古今和歌集 俊成本』(臨川書店)	1999年3月	H-140

著者	論題	所収	発行年月	資料番号
柳田忠則	伊勢物語 伝為氏筆本・大和物語 伝為氏筆本	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇16 伊勢物語 伝為氏筆本・大和物語 伝為氏筆本』(臨川書店)	1999年5月	H-130・H-132
	(写真)	『譯註日本律令 11 令義解譯註篇 別冊』(東京堂出版)	1999年6月	H-63-564
森茂暁	山科家関係文書の紹介―「内蔵寮領等目録」・「御厨子所関係文書」―	『福岡大学人文論叢』31―1	1999年6月	H-743-380
高橋宏幸	倭名類聚抄	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇22 倭名類聚抄』(臨川書店)	1999年7月	
石上英一	令集解	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史篇6 令集解』(臨川書店)	1999年9月	H-743-231
吉岡眞之	校勘記(令集解)	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史篇6 令集解』(臨川書店)	1999年9月	H-743-231
後藤祥子	袖中抄	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇14 袖中抄』(臨川書店)	1999年11月	H-600-423
小川剛生	中世定数歌	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇11 後柏原院宸翰禁裏着到和歌・御着到百首・後奈良院御製六首和歌・後奈良院詠着到和歌・後柏原院宸翰点取和歌 恋・覚恕百首』(臨川書店)	2000年1月	H-600-217ほか
伊井春樹	源氏物語古写本六帖	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇17 源氏物語古写本六帖』(臨川書店)	2000年3月	
安原功	田中穰氏旧蔵典籍古文書「文集」の紹介・基礎的検討	『愛知県史研究』4	2000年3月	H-743-457
宮川葉子	原中最秘抄・源氏年立抄・源氏書写目録(源氏おほえ)・源氏物語初音巻聞書・弘安源氏論議	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇19 原中最秘抄・源氏年立抄・源氏書写目録(源氏おほえ)・源氏物語初音巻聞書・弘安源氏論議』(臨川書店)	2000年5月	H-600-743・H-600-773・H-600-264・H-600-1412・H-600-1154
工藤敬一	鎌倉初期の筑後国の荘園公領―歴博所蔵新史料による俯瞰的考察―	『中世古文書を読み解く―南北朝内乱と九州―』(吉川弘文館)	2000年6月	H-743-376
工藤敬一	高良宮造管役と筑後の荘園公領―歴博所蔵新史料の紹介―	『中世古文書を読み解く―南北朝内乱と九州―』(吉川弘文館)	2000年6月	H-743-376
中村文	権大納言俊光集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇9 権大納言俊光集・為富卿詠(正長二年持為詠草)』(臨川書店)	2000年7月	H-600-485
小林一彦	為富卿詠	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇9 権大納言俊光集・為富卿詠(正長二年持為詠草)』(臨川書店)	2000年7月	H-600-545
加藤友康	続日本紀	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史篇11 続日本紀』(臨川書店)	2000年7月	H-600-995
吉岡眞之	校勘記(続日本紀)	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史篇11 続日本紀』(臨川書店)	2000年7月	H-600-995
古屋孝子	三奏本 金葉和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇2 拾遺抄・三奏本 金葉和歌集 詞花和歌集』(臨川書店)	2000年9月	H-600-1186
山崎正伸	拾遺抄	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇2 拾遺抄・三奏本 金葉和歌集 詞花和歌集』(臨川書店)	2000年9月	H-600-1326
中田大成	詞花和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇2 拾遺抄・三奏本 金葉和歌集 詞花和歌集』(臨川書店)	2000年9月	H-743-464
田淵句美子	新古今和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇4 新古今和歌集』(臨川書店)	2000年11月	
小川剛生	『警固中節会部類記』研究 附、翻刻	『明月記研究』5	2000年11月	H-63-271
久保木哲夫	古今和歌集切・古今和歌集・和漢朗詠集・慈鎮和尚筆歌合切・後京極撰政良経筆歌切・家隆真跡歌書切・京極黄門定家真跡・伏見天皇宸筆 古今集恋歌散書・伏見院宸翰後撰和歌集 夏歌(筑後切)・伏見院宸翰詠草・後伏見院宸翰十五首散らし・後光厳院仮名御消息・尊円親王御筆源氏詞・詩歌	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇20 万葉集 卷第十一・古今和歌集切・古今和歌集・和漢朗詠集・慈鎮和尚筆歌合切・後京極撰政良経筆歌切・家隆真跡歌書切・京極黄門定家真跡・伏見天皇宸筆 古今集恋歌散書・伏見院宸翰後撰和歌集 夏歌(筑後切)・伏見院宸翰詠草・後伏見院宸翰十五首散らし・後光厳院仮名御消息・尊円親王御筆源氏詞・詩歌』(臨川書店)	2001年1月	
平館英子	万葉集 卷第十一	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇20 万葉集 卷第十一・古今和歌集切・古今和歌集・和漢朗詠集・慈鎮和尚筆歌合切・後京極撰政良経筆歌切・家隆真跡歌書切・京極黄門定家真跡・伏見天皇宸筆 古今集恋歌散書・伏見院宸翰後撰和歌集 夏歌(筑後切)・伏見院宸翰詠草・後伏見院宸翰十五首散らし・後光厳院仮名御消息・尊円親王御筆源氏詞・詩歌』(臨川書店)	2001年1月	H-139
宮川葉子	源氏年立抄(若菜上巻・夢浮橋巻)―高松宮家旧蔵国立歴史民俗博物館蔵本の翻刻と解説―	『国際経営・文化研究』5―1~2	2001年1月	H-600-773
松田和晃	大安寺伽藍縁起并流記資財帳	『索引対照 古代資財帳集成 奈良期』(すずさわ書店)	2001年2月	H-77
久保木哲夫	伯母集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇7 大江千里集・藤原惟規集・伯母集』(臨川書店)	2001年3月	H-494

著者	論題	所収	発行年月	資料番号
小柳淳子	藤原惟規集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇7 大江千里集・藤原惟規集・伯母集』(臨川書店)	2001年3月	H-600-1461
平野由紀子	大江千里集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇7 大江千里集・藤原惟規集・伯母集』(臨川書店)	2001年3月	H-600-1462
森茂暁	国立歴史民俗博物館蔵「南池院文書」	『七隈史学』2	2001年3月	H-743-418
中村文	玉吟集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇8 玉吟集』(臨川書店)	2001年5月	H-600-1662
佐藤道生	白氏文集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇21 白氏文集・新楽府・千載佳句』(臨川書店)	2001年7月	H-168
後藤昭雄	新楽府・千載佳句	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇21 白氏文集・新楽府・千載佳句』(臨川書店)	2001年7月	H-168・ H-137
中側博夫	隣女和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇10 隣女和歌集』(臨川書店)	2001年9月	H-600-1189
古川淳一	国立歴史民俗博物館蔵 藤原経光自筆本『任国例』	『弘前大学国史研究』111	2001年10月	H-63-536
虎尾俊哉	延喜式	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史篇18 延喜式』(臨川書店)	2001年10月	H-743-74
吉岡眞之	校勘記(延喜式)	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 歴史篇18 延喜式』(臨川書店)	2001年10月	H-743-74
吉岡眞之	无下雑物納帳	『正倉院文書研究』7	2001年11月	H-1517
武田早苗	後拾遺和歌抄	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇3 後拾遺和歌抄』(臨川書店)	2001年11月	H-743-465
田坂憲二	源氏物語	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇18 源氏物語・堤中納言物語』(臨川書店)	2002年6月	
三角洋一	堤中納言物語	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇18 源氏物語・堤中納言物語』(臨川書店)	2002年6月	H-600-721
田淵句美子	新古今和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇5 新古今和歌集 卷一・四・新勅撰和歌集』(臨川書店)	2002年7月	H-743-485
大取一馬	新勅撰和歌集	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇5 新古今和歌集 卷一・四・新勅撰和歌集』(臨川書店)	2002年7月	H-600-1195
小林大輔	井蛙抄	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇15 奥義抄 上・僻案抄・井蛙抄・中納言頭基事』(臨川書店)	2002年9月	H-600-1669
三角洋一	中納言頭基事	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇15 奥義抄 上・僻案抄・井蛙抄・中納言頭基事』(臨川書店)	2002年9月	H-136
川上新一郎	奥義抄 上	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇15 奥義抄 上・僻案抄・井蛙抄・中納言頭基事』(臨川書店)	2002年9月	H-147
海野圭介	僻案抄	『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書 文学篇15 奥義抄 上・僻案抄・井蛙抄・中納言頭基事』(臨川書店)	2002年9月	H-600-1184
川尻秋生	国立歴史民俗博物館蔵『大刀節刀契等事 小右記中右記抜書』一政事要略・詐偽律・日記逸文	『日本古代の格と資財帳』(吉川弘文館)	2003年2月	H-743-274
鹿内浩胤	田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について一新たに発見された『小野宮年中行事裏書』一	『禁裏・公家文庫研究』1(思文閣出版)	2003年4月	H-1762
鹿内浩胤	『小野宮年中行事裏書』田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』影印・翻刻	『禁裏・公家文庫研究』1(思文閣出版)	2003年4月	H-1762
西本昌弘	広橋家旧蔵本『叙除拾要』について一藤原行成の除目書と思われる写本一	『禁裏・公家文庫研究』1(思文閣出版)	2003年4月	H-63-435
内田澁子	国立歴史民俗博物館蔵・田中穰氏旧蔵『西行物語』考	『和歌文学研究』86	2003年6月	H-743-130
村井章介	『勘仲記』弘安四年夏記一翻刻と注釈一	『鎌倉遺文研究』12	2003年10月	H-63-767
仁藤敦史	手実二点	『正倉院文書研究』9	2003年11月	H-1587
酒井茂幸	国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本『七夕廿首和歌』について一(付)田中穰氏旧蔵『点歌元亨三年』紹介一	『研究と資料』50	2003年12月	H-600-614・ H-743-118
国立歴史民俗博物館	水木家資料目録	『国立歴史民俗博物館資料目録』3(歴史民俗博物館振興会)	2004年3月	H-1242-1
酒井茂幸	国立歴史民俗博物館蔵田中穰氏旧蔵『広幢集』一書誌と翻刻一	『古典遺産』54	2004年9月	H-743-046
村井章介	『勘仲記』弘安四年秋記一翻刻と注釈一	『鎌倉遺文研究』14	2004年10月	H-63-768・ H-63-769
栄原永遠男	「紀伊国那賀郡司解」の史料的検討	『紀伊古代史研究』(思文閣出版)	2004年11月	H-71
小西洋子	歴博本八幡寺旧蔵大般若経について	『石川県立歴史博物館紀要』17	2005年3月	?
吉岡眞之	三条西家旧蔵『延喜式』卷第五十の書誌と影印・翻刻	『九条家本延喜式の総合的研究』(科研費報告書)	2005年3月	H-1588
中川真弓	国立歴史民俗博物館蔵田中穰氏旧蔵『菅芥集』について一付翻刻一	『小野随心院所蔵の密教文献・図像調査を基盤とする相関的・総合的研究とその探求』(大阪大学大学院文学研究科荒木浩研究室)	2005年3月	H-743-210

著者	論題	所収	発行年月	資料番号
武井和人・相原宏美・伊藤慎吾ほか	国立歴史民俗博物館蔵田中本『台月和歌集』(山科言継自筆)―解題と翻刻―	『埼玉大学紀要 教養学部』40―2	2005年3月	H-743-108
石井進	高山寺文書六曲屏風	『石井進著作集』7(岩波書店)	2005年4月	H-73
原田寛子	〔翻刻〕国立歴史民俗博物館蔵水木家旧蔵『中山観世音物語』―「中山大納言物」の一伝本―	『国文学研究ノート』40	2006年1月	H-1242-7-178
早苗憲生	骸骨考―国立歴史民俗博物館蔵『骸骨』の紹介	『財団法人松ヶ岡文庫研究年報』19	2006年3月	H-743-160
詫間直樹	高松宮家旧蔵『伏見殿文庫記録目録』について	『禁裏・公家文庫研究』2(思文閣出版)	2006年3月	H-600-989
藤原重雄・三島暁子	高松宮家旧蔵『定能卿記』(安元御賀記)	『禁裏・公家文庫研究』2(思文閣出版)	2006年3月	H-600-99
櫛木謙周	佐伯院関係随心院文書の諸問題	『随心院門跡を中心とした京都門跡寺院の社会的機能と歴史の変遷に関する研究』(科研費報告書)	2006年3月	H-743-478
内田滂子	禁裏旧蔵の『長谷寺密奏記』―高松宮家伝来禁裏本『十一面観音縁起』紹介・翻刻―	『国文論叢』36	2006年7月	H-600-25
村井章介	『勘仲記』弘安四年冬記	『鎌倉遺文研究』18	2006年10月	H-63-770
渡辺滋	日本の古代・中世移行期における「帳簿」の特質―情報が「文字化」される意義に注目して―	『民衆史研究』72	2006年11月	H-69
池田利夫	堤中納言物語 高松宮本	笠間文庫 05 影印シリーズ	2007年1月	H-600-721
盛田帝子	高松宮家伝来禁裏本『灌頂三十首』―翻刻と解題―(1)	『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―』	2007年3月	H-600-640
内田滂子	『極楽寺殿御消息』再考―田中穰氏旧蔵典籍古文書所収本の紹介から―附翻刻	『国立歴史民俗博物館研究報告』136	2007年3月	H-743-021
星野利幸	神三郡の土地利用について―一条里復元を中心に―	『齋宮歴史博物館研究紀要』16	2007年3月	H-743-454
樋口健太郎	国立歴史民俗博物館所蔵・田中穰旧蔵本『山槐記』応保二年三月	『神戸大学史学年報』22	2007年6月	H-743-170
東京大学史料編纂所編	三〇 大和国額田寺伽藍并条里図	『日本荘園絵図聚影 釈文編 1(古代)』(東京大学出版会)	2007年9月	H-108
東京大学史料編纂所編	二三 山城国葛野郡班田図	『日本荘園絵図聚影 釈文編 1(古代)』(東京大学出版会)	2007年9月	H-1441
真壁俊信	神道の文献翻刻二種	『神道古典研究所研究紀要』12・13・14・15	2007年9月	H-600-845
金子恵理子	歴史民俗博物館蔵『田村の草子』翻刻と解題	『専修国文』82	2008年1月	F-320-261
石田実洋	洞院家旧蔵の部類記と洞院公定―高松宮家伝来禁裏本『脱履部類記』を中心に―附・高松宮家伝来禁裏本『脱履部類記』翻刻	『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―』	2008年3月	H-600-143
盛田帝子	高松宮家伝来禁裏本『灌頂三十首』―翻刻と解題―(2)	『中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―』	2008年3月	H-600-640
高橋昌明・樋口健太郎	国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』	『国立歴史民俗博物館研究報告』139	2008年3月	H-743-296
村井章介	『勘仲記』弘安九年夏記	『鎌倉遺文研究』21	2008年4月	H-63-789
高橋秀樹		『新訂 吉記』(和泉書院)		H-600-169・ H-63-421・ H-63-563・ H-63-564

○史料名索引

本稿で項目を立てた史料に関して、五十音順に並べた一覧表である。各史料を構成する文書の名称・年代などに関しては、「文書リスト」を参照されたい。

- 〔あ行〕
顕広王記 H-743-296
阿不幾乃山陵記 H-743-455
泉郷刀祢解 H-1315-1
出雲国風土記 H-1242-7-316
伊呂波字類抄 H-600-975
院号定部類記 H-600-171
院序下文 H-743-434
宇佐使発遣記 H-63-60
宇佐使発遣参仕記 H-63-41
宇佐宮仮殿遷宮定文 H-63-32
宇治堀家文書 H-743-207
雲図抄 H-600-119
栄山寺文書 H-74
永昌記 H-600-1045
縁起勸進文書 H-743-181
延喜式 H-743-74・H-1588
円光院文書 H-743-282
延命院進退事 H-743-297
円融院御灌頂雑事記 H-743-417
延暦寺政所下文 H-78
延暦寺文殊堂供養文書 H-743-174
奥義抄 H-147
大江広元筆消息 H-80
小野宮年中行事（裏書） H-1762
- 〔か行〕
改元仗議公卿交名 H-600-1037
改元部類記 H-63-157～159
甲子勘例 H-600-1031
甲子紀伝勘文部類 H-600-1028
仮名消息 H-743-285
兼光卿記 H-63-639
上醍醐薬師堂吉祥天像供養願文 H-743-471
菅芥集 H-743-210
感神院大別当桓円解 H-743-377
官宣旨 H-75
寛平遺誠 H-743-473
紀伊国那賀郡司解 H-71
祈雨読経記 H-743-214
祈雨日記 H-796
祈雨御修法日記 H-743-124
起請文 H-76
吉記 H-63-563
行幸部類記 H-600-173
- 玉葉 H-63-644
清原重憲記 H-63-640
清原頼業記 H-1770-8
偽類聚三代格考 H-1242-7-139
公卿補任 H-63-386
九条殿遺誠 H-743-444
愚昧記 H-97
警固中節会部類記 H-63-271
五位藏人初拜五代之記 H-600-137
公家為祈雨被修請雨経法年代人記 H-743-126
江家次第 H-63-376
高山寺文書 H-73
公私古印譜 H-743-321
江都督納言願文集 H-743-468
弘法大師御遺告 H-743-175
高野三股由来記 H-743-260
古語拾遺 H-743-198
後三条院御即位記 H-743-336-17
古事記 H-743-168
御讓位部類記 H-600-157
御即位部類 H-743-336-10
古代・中世文書 H-1242-1-1～10
後七日諸事 H-743-15
後七日法 H-743-413
後七日御修法記 H-743-226
近衛油小路地寄進及沽却文書 H-743-182
五宮灌頂日記 H-743-215
- 〔さ行〕
在印文書類 H-734-427
西宮記 H-743-487
歳末納帳 H-1533-7
朔旦冬至定文 H-63-989
朔旦冬至詔表文集 H-743-477
左経記 H-600-53
定能卿記 H-600-99
雑々古文書 H-743-387
山槐記 H-63-731
三条公教記 H-63-730
三宝院法流嫡末等事 H-743-347
山門根本中堂供養記 H-743-406
職事補任 H-600-798
時範記 H-63-588
除目職事要抄（蟬魚抄） H-743-212

- 除目次第 H-63-461
除目部類御記 H-63-468
除目申文抄 H-63-483
除目要抄 H-63-456
拾遺往生伝 H-743-447
春記 H-743-456
春玉秘抄 H-743-41
旬部類記 H-63-286
貞観儀式 H-1242-7-158
上宮聖徳法王帝説 H-1615-9-1-81
浄蔵法師伝・源親房公伝 H-743-366
正倉院宝庫外文書 H-1587
掌中歴 H-743-353
叙玉秘抄 H-63-434
続日本紀 H-600-995
叙除拾要 H-63-435
白川御堂供養記 H-743-476
新羅飯万呂請暇解 H-68
私領地讓手継文書 H-743-286
新猿楽記 H-1195-79
神社御幸部類記 H-600-178
神泉苑請雨経御修法記 H-743-276
新撰姓氏録 H-63-919
神代系図 H-743-452
辛酉甲子諸道注進例 H-63-287
請雨経法 H-743-122
請雨経日記 H-743-123
政事部類 H-600-111
夕拝部類 H-63-355
世諦文書 H-743-183
撰集秘記 H-63-297
先代旧事本紀 H-743-169
造仏所作物帳・写集論疏充紙帳 H-67
僧平珎款状 H-743-478-1
尊勝法御修法記 H-743-419
尊卑分脈 H-63-922
- 〔た行〕
大安寺資財帳 H-77
大雲経祈雨壇法 H-743-120
台記 H-63-445
醍醐雑事記 H-743-136・H-743-445
醍醐要書 H-743-138
大嘗会記（康治） H-63-249
大嘗会記（嘉承・仁安） H-743-172
大嘗会記（天仁） H-743-470
太政官牒 H-743-478-2
大臣大饗記 H-600-105
- 題箋 H-1242-19
代々長者舍利勘計記 H-743-442
大刀節刀契等事 H-743-274
大府記（大記・為房卿記） H-63-654
平宗盛筆消息 H-79
大理補任 H-63-449
高雄山寺大師御灌頂記録 H-743-173
民首田次麻呂解 H-939
親経卿記 H-63-656
千種御抄 H-63-453
竹生島縁起 H-1615-8-3-8-105
中右記 H-1242-7-114
中右記部類 H-98・H-743-475
朝野群載 H-1242-7-77
長和元年記 H-600-1500
廷尉佐補任 H-600-135
帝系図 H-743-453
東宮御元服記 H-63-322
東宮御元服部類記 H-63-323
東大寺奴婢帳 H-72
多武峰縁起 H-468-1
都玉記 H-468-3
等由気大神宮儀式帳 H-600-939
- 〔な行〕
直物抄 H-743-439
仲資王記 H-743-298
名張郡司文部近国解 H-69
日中行事 H-600-786
日本紀略 H-600-1668
日本後紀 H-600-996
日本三代実録 H-63-912
日本書紀 H-600-1053
日本文徳天皇実録 H-600-998
任国例 H-63-536
仁和寺観音院灌頂記 H-743-279
額田寺伽藍並条里図 H-108
年号勘文部類 H-63-210
年中行事（御障子文） H-63-330
年中行事秘抄 H-63-333
- 〔は行〕
秦公永吉解 H-794
葉室隆顕記 H-743-474
春除目任官歴名 H-63-540
春除目申文目録 H-63-541
備前国津高郡収税解 H-70
筆海要津 H-237

表白集 H-743-261

藤原常房願文 H-743-345

藤原行盛年号勘文 H-63-198

普成仏院（仏名院）文書 H-743-404-1

符宣抄 別本（別聚符宣抄） H-63-542

扶桑略記 H-63-937

豊後風土記 H-600-132

文鏡秘府論 H-743-36

弁官補任 H-63-553

北山抄 H-63-332・H-1242-7-14

法曹至要抄 H-63-554

本朝皇胤紹運録 H-743-165

本朝世紀 H-743-451

本朝続文粹 H-743-40

〔ま行〕

埋麝炷香 H-1242-6-1038

万葉集考 H-148

御修法雑事記 H-743-412

无下雑物納帳 H-1517

森の落葉 H-1613

文集 H-743-457

〔や行〕

山城国葛野郡班田図 H-1441

弓削島庄住人等解 H-743-351

〔ら行〕

律 H-63-563

令義解 H-63-564

令集解 H-743-231

類聚雑要抄 H-528

類聚三代格 H-1242-7-122

聆壽閣集古帖 H-1660

歴運記 H-63-916

簾中抄 H-743-365

六角室町屋地古文書 H-743-386

〔わ行〕

倭名類聚抄 H-600-770